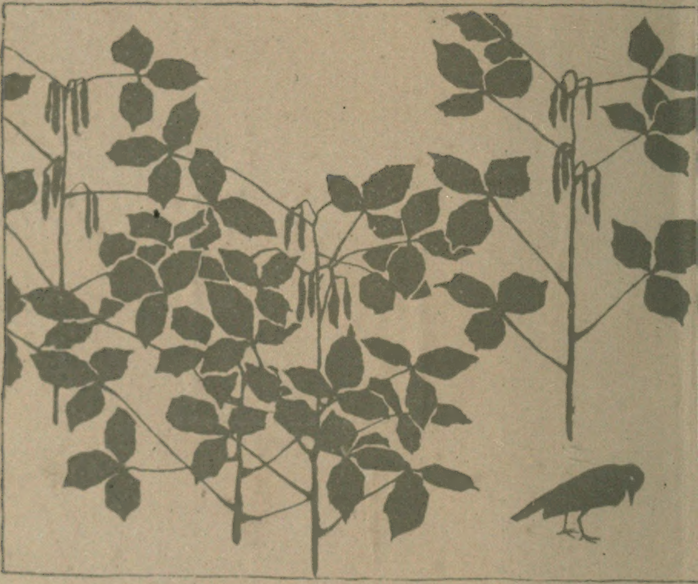
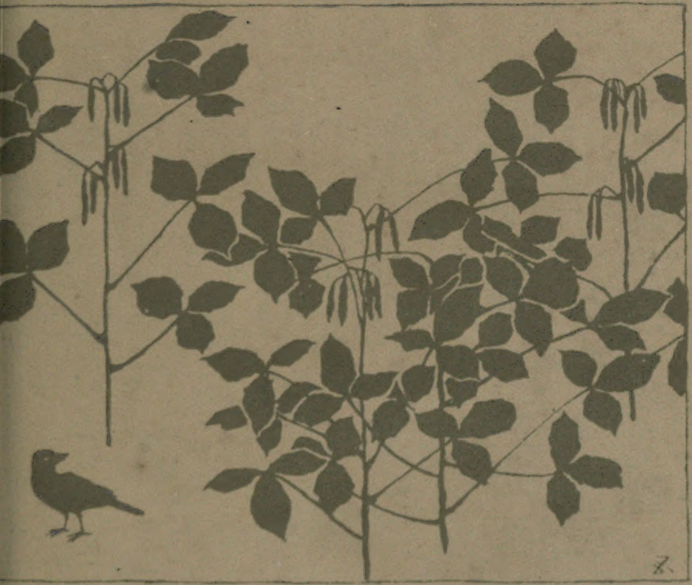




明治四十四年九月三日印刷
明治四十四年九月六日發行

椿說弓張月
定價金八拾五錢

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理
印刷者　東京市京橋區築地三丁目十一番地　野村宗十郎
印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地　株式會社東京築地活版製造所
發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店
大賣捌所　東京市神田區裏神保町一番地　三省堂書店
同　大阪市東區南本町四丁目　三宅莊藏書店

鎭西八郎
爲朝外傳　椿說弓張月　終

※尊敦 琉球國中興主舜天王
母大里按司妹

※舜馬須遯 琉球國王

※義本 琉球國王

※右出于中山世贇圖及中山世譜云。南島志、琉球事略、元史類篇、續弘簡錄、中山傳信錄等皆由之。

鎭西公十三子、涉獵群書以譜之。大方之觀、非吾之所敢也。唯童蒙便于誦記耳。

文化庚午林鍾

飯台曲亭陳人解謹識

□爲宗　島太郎
大島太郎爲家長子

□爲直　大島七郎　此朝宗之子歟
附二于朝宗末一而無二解行一

□右載二于天野翁鹽尻一

×僧某　八丈島阿彌陀寺住持有二子孫一今不レ詳
五世孫號二雲加入道一其子稱二稚宮一

×右本二于海島記一

★義兼　足利陸奥判官義康養子
上總介從四位下　京都將軍祖

★右本二于難太平記一

◐某　號二西腹一　於二筑後國山門郡一出生
西原祖

◐某　號二東腹一　誕生地同レ右
東原祖

◐右古老所レ傳姑存レ藁

○實信（さねのぶ）　上西門院藏人　市部氏祖

- ○義房（よしふさ）　藏人三郎
- ○慶桑（けいさう）　伊豆介　鹽尻作二慶乘一　三十卷系圖作二伊豆公一

○爲頼（ためより）　號二島冠者一　十四系云　猶此事有レ疑可レ尋事

○爲家（ためいへ）　改レ政　大島二郎　大島祖　鹽尻作二大島太郎一

- ○爲通（ためみち）　鹽尻作二大島二郎一
- ○朝宗（ともむね）　鹽尻作二大島七郎一　三十卷系圖爲二爲朝子一

○右載二于十四卷之大系圖一

△太郎丸

△二郎丸

△右載二于源平系圖一

□女子

- □義季（よしすゑ）　市部太郎　住二尾張市部莊一
- □義長（よしなが）　三郎

いかなることや契りけん、昔の世さへ思ひやれば、亦不可思議の因果なるかな。

○爲朝の譜一張を掲出して、童蒙の爲にす。是わが杜撰にあらず。圏號を認て、出處を知るべし。

○は十四の系圖、△は源平系圖、□は鹽尻、×は海島記、★は難太平記、◐は古老の說、※は中山世贊圖也。

人皇五十六代、清和天皇七世後裔、正四位下鎭守府將軍、陸奥守源朝臣義家嫡孫、六條判官爲義八男。

ஃ爲朝　住二鎭西一　號二鎭西八郎一

大精兵　第一健弓大矢猛將也

保元亂、朝敵分散之後、不知行方。隱居江州山寺。

治承元九三、爲二佐渡兵衛尉重定被二搦捕一。仍同月八日進二京都一、被レ渡二上下陣一了。其後仰二義朝一、被レ拔二左右肩一、被レ配二伊豆大島一。後掠二領近島七八ケ所一、後入二鬼島一云々。下略。

○義實　上西門院判官代

○義直　同判官　□義益　太郎　鹽尻載レ之

○義信　鹽尻左衛門尉

ありといへり。天朝神代に、山田の大蛇あり。この後日本武尊、近江膽吹山にて、毒蛇を砍たまひしが、蛇毒の爲に薨れたまひき。かゝれば天朝の古俗、毒蛇を畏るゝこと、南中に異ならず。今なほ畏るべき物に譬て、鬼といひ、蛇といふ、彼我その俗亦相似たり。

○うるまの島とは、琉球の事にあらず、臺灣をいふといふ說あり。しかれども、下紐にうるまの島とは琉球なりとあるに隨ん歟。なほ尋ぬべし。

○近屬八丈島なる爲朝の神像、東都にてをがまれ給ふ事ありけり。その歸路、相模灘にて破船したりけるに、辛じて衆皆恙なしといへども、神像既に洋中に沒し給ぬれば、とり得んことのかなひがたかりしに、忽然としておのづから、海巖の上に立給へり。見るもの且歡び且尊み、やがて小舟をよしてとり奉りぬといふ。すべてこの神には、かゝる靈驗多かり。又いぬる丙寅の冬、この書の第二編、刻成て發販すとて、卷帙夥、海船にあつらへて、浪花の書賈へ遣したりけるに、其船伊豆浦にて、風波に破られんとす。辛じて大島へ漕よして、彼荒磯に兩三日歇りつゝ、遂に順風を得て恙なく、浪花へ著岸したりといふ。信に不思議の因緣ならずや。予嘗爲朝の人となりを歎唱す。よりて今その演義の一書を大成し、毎編曲に幵事實を、攷索せずといふことなし。しかれども淺陋寡聞、僅に十が二三を獲たり。君とわれ

寶あらば取出せよ、見んと宣へば、昔正しく鬼神なりし時は、隱簑隱笠、浮履劍などいふ寶ありけり。その比は他國へも渡りて、日に食ふいけ贄をも取けり。今は果報盡て、寶も失せ、人になりて、他國へ行ことも叶はずといふ。さらば島の名を改んとて、太き葦多く生たれば、葦島とぞ名附ける。この島倶して七島知行す。是を八丈島のわき島とす。以上鬼が島を更て、葦島とし、八丈のわき島とすとあれば、こゝにいふ鬼が島は、今の靑が島をいふに似たり。しかれども島人の形勢は、寰宇記に所謂、琉球上古の趣に異ならず。いづれにまれ、この比鬼界といひ、鬼が島と唱たるは、南島の總名なれど、就中琉球を斥ていへり。
蓋奇界は奇怪なり。この國往古妖神現じて、奇怪の事多かり。故にこの名ありといふ。
○國史に琉球を斥て、掖玖としるされしよしは、大隅の夜句島より、海路をとりて往來したればば也。按ずるに、大隅國馭謨郡に、今なほ屋久島と唱る處あり。蓋古名の存せる也。又琉球の地名に、九州の地名を擬たりとおもふもの少からず。肥後に佐敷と唱る所あり。水俣へ四里半、八代へも遠からず。琉球山南省に、又佐敷と唱る間切あり。肥後に濱村といふ漁村あれば、琉球の勝連にも、又濱村といふ村里あり。この餘の鄕名、大かたこの方に似たり。
○袋中の說に、南中畏るべきの甚しきものは毒蛇也。昔その王大成當成作城蛇害にあへること

島境者、日域太難測其故實。爲將軍士、定有煩歟。宜令停止給之由、云々。就之暫可令猶豫之旨、被仰遣遠景。又同年三月五日條云、所衆信房、去月之比、自鎭西進書狀。貴賀井島渡事、條々言上。去年依窺得件形勢、海路次第、令畫圖之就覽。是爲難儀之由、諸人依奉諷詞、頗雖思食止、御覽繪圖之後、强不可疲人力歟之由、更思食立、云々。此事信房、殊竭大功之間、今日所被加賞也。又同年五月十七日條云、遠景已下御使等、渡貴賀井島遂合戰、彼所已歸降之由、所言上也。而宇都宮所衆信房、殊施勳功云々。以上貴賀井は假字也。(井字不通)奇界、又鬼界に作る。鬼界をやはらげて鬼が島ともいへる也。鬼が島と唱るも、又本づく所あり。大明一統志卷八十九、琉球國風俗の疏に、寰宇記を引て云、事山海之神、以酒肴鬪戰。殺人卽以所殺人祭其神。王所居壁中、多聚髑髏以爲佳、云々。これは琉球上古の風俗也。又その俗、鬼を信じ、神を畏れ、最毒蛇を畏るゝといふ說もあり、保元物語の作者は、これらの事を傳へ聞て、爲朝島渡の段を書るにやとおぼし。人を殺せば、殺す所の人を以神を祭り、王の居所、壁の中に多く髑髏を聚めて佳とすといふが如きは、世俗の所云鬼魅の形狀に似たり。保元物語、御曹司島渡の段に、爲朝島の名を問給へば、鬼が島とまうす。然れば汝等は鬼の子孫か。さん候。さては聞ゆる

て碑を建たりとぞ。しかれども東鑑に、頼朝卿、遠景信房して、奇賀井島を討し給ふ條を按ずるに、この島は、俊寛の流されたる孤島にはあらで、全く今の琉球の事と聞ゆ。又中山傳信錄に載する所の、琉球三十六島の圖說を併見るに、鬼界と唱る一小島あり。大島の東北にあり。琉球最遠の堺たり。硫礦山へも究て遠し。これも俊寛の流されたる所にはあらざる歟。何をもてしるとなれば、鬼界は中葉南島の總名なり。後に諸島の名定りて、僅一小島に、舊名ののこりし也。譬ば、大和國に倭の里あり。三河の碧海郡に、碧海の郷和名抄、あるが如し。この餘河內に河內郡あり。和泉に和泉郡あり。駿河に駿河郡あるがごとき、勝て計ふべからず。今に于ては俊寛の配所を、いづれの島とも定めがたし。便東鑑に記すところを證とすべし。

東鑑卷八、文治四年二月廿一日條云、天野藤內遠景去月狀、昨日自ニ鎭西一參著。去年窮冬、令ニ郎從等渡ニ貴賀井島一、窺ニ形勢一訖。令ニ追補一之條、定不レ可レ有ニ子細一。但雖レ相ニ催鎭西御家人等一不ニ一揆一之間、頗以無勢。重可レ被レ下ニ御教書一云々。所衆信房、自身可レ渡ニ海一之旨殊結構。然而遠景加ニ制止一之間、遣ニ親類等一。尤爲ニ精兵一之由載レ之。此事兼日風ニ聞于京都一。仍自ニ執柄家一、有レ被ニ諷諫申一之旨上。降ニ伏三韓一者、上古事也。至ニ末代一者、非ニ人力之所一レ覃。彼

和漢三才圖會に所云舜天太神宮の說はこゝろ得がたし。

○肥後國芦北郡濱村に、矢八宮と稱る小社あり、祭神鎭西爲朝、又同郡、津那木といふ漁村にも、爲朝の禿倉あり。兩社の緣起は、この書の第二編卷の一、備考の中に收たり。又甲斐國巨摩郡、上宮地村に、爲朝の神社あり。緣起は、この書の第二編、卷の六廿五張に載たり。又伊豆國八丈の屬島、小島に祭る所の、八郎明神の緣起は、この書の第二編卷の一、備考の條下に收む。神影一張同卷の端に摹寫す。又小島の略圖は、この編の首卷に載たり。又尾張の城南太渡（太渡或作古渡）村の爲朝墳、及闇森なる、爲朝八幡の緣起は、この書の第二編備考の條下に出せり。この六社の辨は、旣に載て前册に詳なり。しかれども今類をもて、こゝに略記す。（爲朝神社、凡十一社、この餘なほあるべし、今予が臆度をもつてこれを數ふ）

○往古は、南中諸島の名定かならず。天朝の史書には、掖玖又多褹と呼べり。隋書に始て流求と書しかば、宋史これに因る。元史に瑠求に作る。明の洪武中、琉球に改む。かゝれば和書には、文治建久の後まで、鬼界、或は鬼が島としるして、琉求と唱るを見ず。平家物語、源平盛衰記等に、法勝寺の執行俊寛等を、鬼界島へ流すとあるによつて、近世好事のもの、長崎より八九里洋中に、今鬼界と唱る一小島を、むかし俊寛が流されたる處也とて、やが

太神宮とする事、理において稱はず。傳へ悞たるなり。一書引中山世譜云。南宋乾道元年乙酉、鎭西爲朝公、隨流至國、生一子而返。其子名尊敦。後爲浦添按司。中略國人推戴尊敦爲君。是舜天王也。又云、舜天王、姓源、號尊敦。父鎭西八郎爲朝公、母大里按司妹、云々。

かの中山世譜は、國人紫金大夫、蔡温が撰述するところなりといふ。

又南島志、舜天王譜云、舜天、故將軍源朝臣義家孫、廷尉爲義子爲朝、配伊豆州。及平氏擅權朝政日衰、常憤激欲復祖業。因浮海上、略諸島之地、遂至南島、乃徇其地而還。居未幾、官兵襲攻之。竟自殺。有遺孤在南中。母大里按司妹、育于母氏。幼而岐嶷。乃有父之風。及長衆推爲浦添按司。方是時諸島兵起戰鬪不息。按司年二十二、乃率其衆、一匡淸亂。擧國尊稱以爲王。舜天王是已。是歲文治三年也、云々。又傳信錄云、舜天日本人皇後裔、大里按司、朝公男子也、云々。世譜又南島志には、舜天の母を大里按司の妹とし、傳信錄には、爲朝を大里按司とす。その說鉾盾すといへども、舜天の興る所においては、事實を考るに足れり。又琉球事略には、舜天はじめ國人に推尊れて、浦添の按司となる、時に年十五才といへり。傳信錄是におなじ。みな世譜圖によれるならん。

生實の大教寺は、瀧澤山と號す。淨土宗この寺の邊に、爲朝の箭の根石といふものあり。大石なり。石の面自然と矢の根の形あり。往昔その邊の壞崩て、石は反覆して、過半土中に滅す。故に今は矢の根見えずといふ。この兩說も、里老の口碑に傳る所なり。いまだ書に出るを見ずといへども、姑く藁を存す。

○鎌倉の星月夜の井は、むかし爲朝、伊豆の大島の配所にありし時、一日海に向て、箭を發給ひしかば、その箭飛來て、井の底に墮たりといふ。是浮誕の言也。按ずるに、鎌倉志卷の六、星月夜井の條下に、里俗の說を收たり。云、昔は此井の中に、晝も星の影見えし故に名く。此邊の奴婢、この井を汲に來て、悞て菜刀を、井の中へ落したり。爾より來星の影見えず云云。此事を訛り傳へたるにや。今鎌倉にて、鄕導せんといふ田翁牧童は、をさ〳〵爲朝の矢の根の事をのみいふめり。

○和漢三才圖會卷の六十七、伊豆國の條下に云、爲朝社は、大島にあり。祭神鎭西八郎爲朝云云。大島に爲朝の社あること、いまだ詳ならず。八丈の小島を、大島に悞る歟。同書に又云、一說に、爲朝大島を遁れ出て、琉球國に至り、自主となる。彼島に亦靈を祭りて、舜天太神宮と名づく云々。按ずるに、舜天は爲朝の子なり。しかるに、父の爲朝の靈をまつりて、舜天

○攝陽群談卷の十一、神社の部、第六十張に、八幡社は、河邊郡伊丹の南にあり。鎭西八郎爲朝を祭神とす。號て爲朝八幡といふ。緣起を載せず今按ずるに、是も阿州の稻氏が建立せしにや、尋ぬべし。

○增補越後名寄卷の三、神社の部に、刈羽郡八幡村に、八幡の社あり。文治のはじめ、源義經朝臣、潛びて奥州へ下向のとき、且くこの處へ逗留、よりて義經勸請ありて、鎧刀等を寄附す。この神の賞罰灼然たり。近世神木を伐たるものを、罰給へることありといふ。或はいふ、義經その身の薄命を歎ずるのあまり、叔父爲朝の事を思ひあはして、その神靈を、八幡宮にあはし祭り、祈願し給ひしといふ。或はいふ、同國彌彥の驛に、八幡宮の小社あり。これ爲朝を祭るといへり。この兩說は、土俗の口碑に傳る所、是不をしらず。按ずるに、同書同卷伊夜比古神社の條下に云、當社の神寶に、鎭西八郎爲朝の箭の根あり、蟇股あり。股の開く事七寸餘、片羽の長八寸ばかり、箆入の長七八寸、コミ際に猪目透、無銘云々。これを訛り傳るにや、爲朝の箭の根といふもの、所々にあり。信じがたし。

○永正年間、瀧澤孫三郎源乘清ぬし、感得のことあつて、居住の地、三河國設樂郡、瀧澤の鄕に、鎭西八郎の神を勸請す。號て爲朝八幡といふ。今その蹟詳ならず。又一說に、下總國

爲朝神社幷南島地名辨略

○本朝怪談故事本巻の三に、異人叢話を引て云、阿波の徳島に、無名の小社ありけり。その隣家は稲□修理亮が屋舗なりき。慶長壬寅の夏、この社の塀の瓦落て、修理が屋敷にありしを、奴隷等、これをとり捨たりければ、俄頃に炊婢譫語つゝいふ、われは是鎭西八郎爲朝也、敬神の心薄くとも、わが社の瓦を捨ることやある。一家悉罰べし、と荒れ給ふ。修理これを聞てうち驚き、爲朝の社ならば、武士の崇敬むべき神にこそおはしませ。況て神社の瓦をうち捨ること勿體なし。しかれども、しらざるなれば悔てかへらず。赦し給はゞ、社を造營し奉るべし、と勸解にければ、神の怒とけにけん、炊婢は覺たり。かくて新に社を造立して、叮嚀に敬禮したりしかば、神又婢女に託して云、神社を造立せらるゝこと満足せり。今より十年をまたば、主人に奇特の福を與ふべし、と示し給ひしが、果して甲寅の役に、父子大功を顯して、その家ます〳〵繁昌せり。これによりて、ふたたび爲朝の社地を倍し、更に社を修造せしかば、すべて吉事のみ多かりといへり。

ば後々に至りては、八郎の神靈も、衞護たまはざりけるにや、十三代の間、世の靜なる年は稀なりき。しかれば祖先の遺德も憑むべからず、その身の高運も誇るに足らず。一世の富は、身後に恥多し。一朝の利は、後榮に損あり。孔子春秋を作て、亂臣賊子おそれ、董狐筆を絕て、三晉おの〳〵奪り。こゝに書記すことどもは、夢物がたりに似たりといへども、好憎を捨て理義をたづね、情慾を省きて公論を取らば、八郎は是、富貴の人、爲朝の德、吁至れる哉。

膂力は三十人に敵すべし。しかれども生涯自己の勇力を見せたまはで、風狂して坐せしかば、頼朝も底意に忌給はず、梶原が讒口さへに脱れつゝ、一生無事に送り給ひぬ。これらの進退をおもふに、義包は勇力の、世に勝れ給へるのみならず、又遠謀ある人といふべし。かくはこの比都鄙良賤の夜話するに、崇德院の神靈、爲朝の神通、善に福し、惡に禍し給ふことをのみ、いひ罵りけり。頼朝卿は、元來崇德帝の御靈を敬信したまひしかば、しば〳〵神領を寄附し奉り、京都へも奏聞ありて、寶祚長久の爲、且世の爲に、新院の御靈を崇たまふべきよしをまうさせ給ひしかば、新院も、爲朝ぬしも、むかし配所に坐せしには似たまはず、人の敬ふ隨に、神德年々に灼然なり。かゝればにや、義包の子孫八郎明神の擁護によりて、危難を脱れ給ひしこと少からず。建保元年の和田合戰に、義包の嫡男義氏は、朝夷三郎義秀に、鎧の草摺を引留められ、既に撃るべかりしに、不思議に神の祐ありて恙なかりき。亦文和元年には、武藏野の合戰に、尊氏卿敗軍して、新田義宗朝臣に追れ、既に撃るべかりしに、神の祐あるによつて、危窮を脱るゝのみならず、思ひの外に勝利を獲て、義宗義治を、越後へ奔らし、この餘度々の危難を脱れて、竟に海内を掌握したまふ事は、全く八郎明神の衛護給へるならん。惜いかな、尊氏兄弟のおん行狀は、爲朝に似たまはざること多かり、と識者は眉を顰たるなるべし。され

熱田大宮司季範の息男、犬稚丸義實の妻となりて、義信義直といふ男子ふたりを產て、その家永く榮たり。はじめ爲朝九州に浮浪て、いまだ白縫を娶り給はざりしとき、筑後國山門郡某の鄕に、東莊司、西莊司といふ鄕士、おの〳〵艶美たる女兒ひとりをもてり。爲朝しばしこの東西の女にかよひ給ひしが、いく程もなくかれ〴〵になりて、後に件の女ども、おなじ月にひとしく男子を產みにける。爲朝はこれをしり給はねど、外祖の莊司等、源氏の御曹司の落胤なればとて、等閑ならず養育ほどに、保元の兵亂起り、爲朝は伊豆の大島へ流され給ひしかば、祟をおそれて、世にはふかく匿たりけるに、文治四年に至て彼異母兄弟は、爲朝の子ども、みな世に出ると傳聞て、鎌倉へ參上し、一條の因緣を聞えあげて、歎きまうせしかば、鎌倉殿僉議ありて、彼西東の子どもに、一所懸命の莊園を宛行れたり。その東にて生れしを、東腹の源太と唱へ、西にて生れたりけるを、西腹の源次と唱しかば、子孫遂に西腹、東腹を氏とせり。後に腹を原に書更しとぞ。今なほ彼國に、東原西原と名告る人あり、こは爲朝の子孫なるべし。今は東原は衰へて、西原氏のみ多かり。しかるに足利義包のみ、思ふ所あれば、爲朝の子なるよしを、披露したまはずといへども、北條時政の緣者となり給ひしかば、おのづから世の人のおもひよせも重く、官位もたかく進み給ふなるべし。この義包ぬしは、身丈七尺にあまり、

せば、鎌倉殿に忌れん歟、と遠慮して、はかぐ〳〵しき軍はしたまはざりけるに、爲朝しば〳〵神通をあらはして、敵を調伏し給ひければ、泰衡頻に敗軍して、三十日とも拄得ず、いひがひなく滅亡せり。この神恩を報んとて、賴朝卿は凱陣の後、八丈の來島なる、爲朝の社に修造を加へ、緣由を京都へ執奏ありしかば、やがて爲朝に、正一位を贈りたまはり、後高倉院の宮のおん筆して、正一位八郎明神の額をなし下されしかば、賴朝又衣冠束帶の神像を造らして、勅額とともに、來島の社へ藏め給ひけり。この便宜を得て、八丈におはしましたる、長女が腹なる爲朝の二子、太郎丸爲家、二郎丸法師は、鎌倉へ赴きて、爲朝の子なるよしを聞えあげたまふに、尾張よりは熱田の大宮司、使者を進らして、島君の事をまうすにぞ、賴朝すなはち太郎丸には、伊豆の大島を管領すべきよしの、御敎書をなし下し、二郎丸法師には、八丈島を給はり、彌陀寺の住持に補して、八郎明神の別當を兼帶せしめ、島君には、莊園二箇所を屬られて、化粧料にぞ賜てける。されば太郎丸は、大島太郎爲家と名告りて、後には大島以下の五島を管領し、二十八騎の子孫を扶持して、其家ます〳〵繁昌せり。又八丈島なる二郎法師は、四男五郎を老臣として、島の政事を與り行し給ひしかば、島人等二郎法師を尊敬して、彌陀寺の宮と稱し、四男五郎を太夫と稱せり。宮と太夫の子孫相續して、六世繁昌したりける。又島君は、

弟舜天丸は、琉球國の王となりて、源尊敦と名告り、舜天王と稱すること、この餘忠臣烈女の陰徳、佞人賊民の隱慝、見るに隨て、一事も忘れず、不思議といふも疎なるべし。われ足利の家に養れづるはじめより、爲朝の子なることを、ふかく匿せば、遂に世にしられずといへども、鎌倉殿はおそろしき人なり、義包がかゝる夢を見たりなんどいはゞ、必ず疑れん。おん身今より兩三年を經ば、國字をばしれるならん。密にこれを記して、後の曹たらんものに傳へよ、と宣へば、義氏賢童なれば、長物語を記憶しつ。その後より〳〵閑室に入て、父の物がたり給ひし隨に、祖父爲朝一代の事を記し、ふかく寶庫に秘て、嫡子の外には、披見をゆるされず、尊氏の時に至りて、今川了俊のみ、これを見たりけるにや。難太平記に、足利殿は、爲朝の子孫なるよしを載たり。惜べし件の秘錄、將軍義尚公の時、應仁の火に係りて、忽地烏有となれるになん。されば足利義包朝臣は、夢てふものも頼れて、事の虚實をしらん爲に、猛に鎌倉へ出仕して、遠景信房等に會して、琉球の事どもを問給へば、信房等答て、今琉球の國王を舜天と號すといふ。こゝにます〳〵義包は、正夢なり、と感悟して、おもひを萬里にかよはし給ふ程に、今茲文治四年の秋八月、從二位賴朝卿は、藤原泰衡等を討んとて、みづから數千の士卒を將て、奥州へ進發し給ひしかば、義包もこの催促に從ひ給へり。しかれども目ざましき働き

罪の脱れがたきことあるものか、さらずは平家の殘黨なるべしとて、縡の趣を、京都の守護、北條時政に告るほどに、彼死骸、ある夜忽然とうせて、遂に往方をしらず、よりて人なほ怪みにあやしみを累ね、これは狐狸の所爲なめり。うまくはかられぬるこそ鈍しけれ、と或ははらたて、或はうち笑ひ、先の使のいまだ歸らざるに、亦人を走らして、京都へ注進したりけり。後におもひ合すれば、爲朝既に福祿壽仙の擁護を受、又讃岐院の引接によつて、生ながら神となり、神變不測の通力を得て、日の本へ飛歸り給ふといへども、なほ人間にありし日の、夙念を果さん爲に、白峯の山陵にて、自殺を示し、軈て脱仙して天地に徜徉し、人の爲に生を利し、死を救んと誓ひ給ふなるべし。〇不題爲朝の二男朝稚は、曩に足利義康に養れて、義包と名告り、義康の歿後、家督を嗣て從四位下、治部大輔に補せられ、左馬頭、又下野の守を經て、鎌倉殿に隨從し給ひけり。是より先文治四年の春、義包二十五歲、疲勞ことありて、足利の館に籠居し給ふ程に、有一日假寢の夢驚き覺て、嫡男義氏時に八歲を招き、大息吻て密語たまふやう、われ今夢に、實父八郎殿木原山の隱宅を出、淸盛を狙擊んとて、水行より洛へ赴き給ふ折、暴風に船を破られ、琉球へ漂泊し給ひし以來の事、凡十餘年の得失榮枯、いへばさら也、近ごろ讃岐院の引接によつて、生ながら神となりて、日の本へ飛歸り、白峯に示寂し給ひし事、又

子貞氏、貞氏の御子高氏、正慶の軍功によつて、後醍醐院、おん諱の一字を賜り、尊氏とあらため給ひしより、武威海内に敵なく、京都將軍の祖と仰れ給ひき。彼舜天の名の尊敦と、尊氏の尊の字と、暗合せしこそ不思議なれ。かくて第二世の王、舜馬順熙王は、在位十一年にして、寶治四年に卒す。享年六十四。舜馬順熙のおん子、すなはち位を嗣給ふ。諱は義本、これを義本王とす。南島ます〳〵無事にして、道ある世こそめでたけれ。以下係于日本之事

文治三年秋九月廿五日の朝まだきに、讃岐國白峯なる、崇德院の山陵を守れる丁等、起出て、落葉をかき拂はんとするに、誰とはしらず、身丈は七尺あまりにして、肚甲に朽葉色の狩衣したる武士、御廟の柱に身を倚かけ、腹を十文字にかき切てをり。此彼うち驚きつゝ、こはいかに、と罵り騷げども、既に絕斷たれば、名字を問んよすがもなし。もし平家の殘黨にやあらんずらんとて、やがて國の守護に告、その鑒定にまかするといへども、たえてしるものなかりけるに、守護が從者に、字を於地二郎と呼れて、年の齡は、既に七十に及べる、筑紫人ありけり。件の於地二郎、死人の面を、つく〴〵とうち覩て、怪しやこのものの面影は、筑紫の御曹司に似たりといへば、衆皆吐とうち笑ひて、爲朝ぬしは、むかし狩野介茂光に攻られて、大島にて自殺したまひ、首を京師へのぼされしを、見たるもの今猶多かり。是は四國の武士に、犯せる

てや、四知堂詩稿に、八咫鴉を詠ずる詩あり。錄して證とす。

紫袍金帶已堪誇　此菊偏名八咫鴉
下向斜陽深處噪　也敎載酒訪陶家

琉球の楊文鳳が作なり。かくて中山無異に屬して、舜天王の德、三十六島に淳化し、民間にも母字を習ひて、日用の書記に便利あり。國に學校を置て、和漢の文章に乏しからず。紀平治は、百歲の上壽をたもち、松壽も又八十餘歲に至り、この兩大臣歿して後、鶴龜同胞と、松壽が子高滿と、國の政を與り行ひけり。舜天在位五十年（傳信錄に五十一年につくる）にして、嘉禎三年に卒す。享年七十七、（或はいふ七十二歲）その病ひ危かりしとき、おん子舜馬順熙を、枕方に招きて宣ひけるは、わが父八郞殿は、蓋世の勇將にして、忠義又篤しといへども、生涯孤島に沈淪して、志を得給はざりき。われ不肖なりといへども、その子たり、身は南島に病死ねども、心は故國の日本へかよへり、見よ〳〵わが魂は、かならず庶兄足利義包（幼名朝稚、義包或は義兼に作る、これ足利義康の養子、第二編に見えたり）の家に去べし。義包の子孫に、もしわが名の尊敦の尊の字を象るもの出來なば、舜天が後身とするべし。われ日の本の武將となりて、父の志を果すべし、と遺言し給ひたるが、露ばかりもたがはず、義包のおん子を、義氏とまうしき。義氏のおん子泰氏、泰氏のおん子家時、家時のおん

也、綷の濫觴をたづぬるに、今茲春三月の比、鎭西の武士、宇都宮所衆信房が、琉球の地圖を進らしたるによりて、天野藤内遠景、並に所衆信房等を大將として、夥の軍兵を起さし、彼諸島を、撃したがへよとて、下知せられたる也。北條以下の老臣、しば〱これを諌れども、賴朝一切聽給はず。遠景信房等、はや太平山まで攻よするよし、中山へ聞えしかば、舜天王は、松壽、紀平治、鶴、龜等を召集合、今や賴朝武運高く、虎賁三千、百萬騎に將たり。されば故なくも、兵を南鄙の藩屛に加んとす。寡は固にもて、衆に敵すべからず、小は固にもて、大に敵すべからず、且われと鎌倉主とは從弟なり。賴朝は舜天を、爲朝の子としらずとも、われいかでか同宗の好を破るべき。速に和睦を請うて、民の塗炭を救ふにしかず、と騷ぐ氣色もなく說示したまへば、衆皆仁あり義あるに感服し、軈て林太夫をもて、和議の事をとり行せしかば、遠景信房も、その愼ふかうして、禮儀厚きに感佩し、竟に軍兵をかへしけり。みな是諸神の擁護によるとて、舜天王は、殊にいそがして、末吉の社を建立し給ふに、遠景等が軍兵をかへしたる、次の日、故なく枯たる草も木も、俄頃に花開きて、鴉の死たりけるほとりより、一叢の菊生出たり。秋に至てその花を見るに、色香寔に凡常にあらず。これも亦、後の榮をしらし給ふ、三熊野の神の示現ならめとて、やがてその菊を、八咫鴉とぞ名づけ給ふ。この苗世々に傳

一起れば一落、勢ひに就て、躍起ること、五六尺に至る。しかれども、傾跌欹側ことなし。傳信録
これは爲朝升仙して、雲の中へ入り給ふ狀を表せり。又九月九日にいたる毎に、龍潭の水に舟をうかべて、舟毎に鼓を設、綵衣したる童子、これを撃て節をなせば、前後に二童子ありて、一人は旗を執、一人は鑼を撃て、鼓と相應し、龍舟太平の詞を唱、武德遠きに及びて、毒虬を退治し、州民永く治平を享て、海國長に恩を蒙り忠を竭、と謡ふこと、今に恒例となれりとぞ。或はいふ、中葉琉球三山にわかれて、蠻觸のあらそひ止ときなかりし比、諸神社頽破したりけるを、尙泰王の時、八幡宮を再興し、尙元王のとき、林太夫が子孫林生、天滿宮を再興すといふ。亦いふ、壽星老、上蓬萊も、舊樂は亡びて、中葉より明樂を撮合し、その名を今に存するとぞ。大約此國には、浮屠の法、只禪と密との三敎あり、上代には水葬のみなりしを、舜天王のときに、水葬を禁めて、土葬とし、多く日本の古實に本づかし給ひ、只平民は、火葬することを聽し給へり。さる程に文治四年の春、熊野の神を祀らんとて、末吉に宮社の手斧はじめする折、草木一夕に槁、鴉あまた死にければ、こは平事にあらじとて、朝野眉根を顰めたり。この年日本には、義經衣河の舘に滅亡して、海内ます〳〵無異に屬せしかば、源賴朝卿鎭西に下知を傳へて、貴賀井を撃降せとぞいそがし給ふ。奇賀井は卽奇界にて、前に所云琉球の惣名

劔と、彼金の牌をもて、傳國の神器とし、永く子孫に遺さん、と思ふはいかにと問たまへば、衆皆しかるべし、と回答しかば、まづその事をいそがし給ひて、次の年の春より、中山省なる、七星山の北のかた、安里橋のほとりに、宮柱ふとしく建て、仙傳の征箭二條を、天照皇太神、八幡太神と齋ひ奉り、父爲朝の像見の弓を、八郎明神の神體とし、三社の相殿、これを安里の八幡宮と號す。又靈嶽なる天孫廟を再興し、又波上の社、洋の社、尸棄那の社、普天間の社、末吉の社等を建立して、熊野の神を齋ひ祀り、阿蘇明神、崇德天皇、稻荷、天滿天神を併祭り、舜天王、みづから壽星老、上蓬萊の樂を製て、松壽が嫡男高滿等、すべて里之子の年少きものに、敎てこれを習はし、諸神の祭祀には、必この樂を奏させ、又國の大禮、宗廟の祭祀には、那覇の土官うけたまはりて、手洗井の畔に、大きなる斧松一株を立、又白鶴二ツを造りて、飛鳴相向ふ狀のごとくし、紙皮して假山を作りて、草花を栽繞らし、一の老人と、二鹿を作りて、山呼祝壽の狀をなす。傳信錄 これは福祿壽仙を表せり。されば日本畫工の福祿壽を圖するに、鹿と鶴を從はし、又手に書卷をもたすることは、この仙翁が舜天丸へ、兵書を傳授したるを表せり。又琉球にては、今に年首毎に、少女子等が、板舞の戲といふことをする也。その光景、巨なる板を木椿の上に横たへ、兩頭の下を空うすること二三尺ばかり、二女板の上に對ひ立て、

て、巴麻島のかたへ飛去給へば、舜天丸主從容をあらため、しばしそなたを伏拜み、坐に感嘆したりける。かくて紀平治松壽等は、舜天丸を慰めつゝ、浦添の城へ册き入れて、しば〳〵即位のことを勸め、今茲十二月に、良節吉日を卜して、中山府の龍宮城に、即位の規式をとり行ふ程に、舜天丸は脱るゝに道なくて、中山王の位に即、龍宮城を更て、即歡會殿と號し、舜天王と稱し給へば、諸司百官袖をつらねて、みな萬歳とぞ唱ける。時に大日本、後鳥羽院の文治三年、冬十二月十五日、舜天この年十七歳南島志には舜天即位の年二十二歳といへり諱を尊敦とぞまうしける。やがて國中に大赦を行れて、林太夫が女兒に、久米子と呼るを内侍とし、又松壽が女兒小萩時に五歳を入れて王妃と定む。父の功を賞せん爲也。又紀平治を法司とし、松壽を國舅とし、鶴を國宰とし、龜を紫巾官とし、林太夫以下の位階をすゝめて、封戸を增加へ、大に倉廩を開かして、國民を賑給たまふ。されば國中の良賤老弱は、爲朝の升仙し給へるよしを傳へ聞て、魚鼈の水をはなれし如く、額をあつめてうち歎きたるに、俄頃に舜天位に即て、この善政を行れしかば、海月の骨にあふこゝちして、歡ぶこと限りなく、みな謠ふ聲市に滿ぬ。さる程に舜天王は、諸の功臣を會へて宣ふやう、夫虬龍は國の寇也、しかるにその珠をもて、璽とせんことしかるべからず。琉と球との兩顆の珠は、玉城の東岳に瘞て、その餘殃を鎮め、今より鶴の寶

ふりさけ見れば八重雲の霞にまぎれて見えずなりぬ。

第六十八回

中山府に舜天位に卽
神を祭り樂を奏す大團圓

舜天丸は、母に別れてより、泪瀾いまだ乾ざるに、今亦父に捨られて、哀傷ますくやるかたなく、轉輾つゝあくがれ給へば、紀平治、松壽、鶴、龜等も、慰めかねてせんすべしらず、福祿壽仙これを見て、舜天丸ふかくな歎き給ひそ。孝子は哀めども、生を滅せず。名を揚、親を顯すは、則孝の終りなり。紀平治等は、はやく舜天丸に倶して立かへり、國の大事を謨れかし。われ亦ながく福せん。松壽、もし祭祀ある毎に、わが肖像を造りて、拜林に立し、又元三に、わが像を畫きて壁に貼なば、その家すべて福あらん。されば國王一代毎に、國に異人を誕生すべし、これわが再誕する所、形容の肖たるを見てこれをしれ。もし民間に誕生せば、宮中に養ひとりて、禍福吉凶を問ことあらば、響の物に應ずるごとく、そのもの究めて聰明にて、女色に近づくことなからん。只壽の字をもて姓に賜へ。なほいひ喩すべきことあれど、あまりに天機を漏しなば、却國に禍あらん。努愼しめ、といひかけて忽地に身を起し、鶴の背にうち跨

の外なし、と辭をはなち拳を捺り、思はずも身を起し給へば、福祿壽仙莞爾として、八郎の忠孝信義は、乾坤に通じ、鬼神に合し、求ずして道を得たれば、死すといふとも滅ることなく、生りといふとも神に齊し。歸國の準備は舟車に及ばず、讃岐院のおん迎、はや近づきぬ、と告もあへぬに、紫雲靉靆として、東のかたより天引つゝ、雲の中には爲朝の弟、源九郎爲仲、白縫姫もろともに、保元の合戰に討死せし、箭先拂の須藤九郎、透間計惡七別當、手取の與二、同與三、打手の紀八、大矢の新三郎、越矢の源太、吉田の兵衞、松浦の二郎、左中太を首とし、廿七騎の勇士を將て、爲仲眞先に馬牽向、絕て久しや舍兄の君、去々年の十月には、讃岐院の仰を禀、佳奇呂麻人に火急を告、林太夫をして、おん身夫婦を救せしものは、かくまうす爲仲也。今ははや、わが君も、父も待わび給ふらめ、參り給へ、と呼びかけられ、爲朝は欣然と、立むかひ給ふ程こそあれ、忽地雲にかき乘られ、件の馬にうち騎給へば、爲仲、白縫左右より、轡を楚と取る。これを見る舜天丸は、あるもあられずさし招き、嚴父しばし待給へ、こは母上も情なし、わが身ひとつを留おきて、歸り給ふは形なし、伴ひ給へ、と叫び給へば、紀平治はもろともに、手を抗聲をふり立て、盡ぬ名殘ぞ惜るゝ。松壽、鶴、龜、林太夫等も、亦只兒の母に別れ、猿の杪にはなるゝごとく、あれよ〳〵、とばかりに、招くかひなき天の原、


白縫乃仲ホら
遙ニ為朝を
迎ふ



こそあれ後々は、亦必也、日本の屬國となりなん。故いかにとなれば、この國大古の時にしては、彦火々出見の恩澤を被り、今亦八郎の武德に活たり、恩を稟て恩をしらずば、禽獸にだも劣れり。孰かその本を忘るべき。しかれども八郎は、蓋世の義士なれば、生を貪り榮利に走らず、君父の仇を撃ざるを恨とす。君父の仇を忘れずば、この國には留るべからず。しかればここに王たるものは、舜天丸の外に、誰かあらん。しらずや今大日本には、八郎の兄義朝の子、前兵衛佐賴朝、蛭が小島に義兵を揚て、平家を西海に討滅し、日本國の總追捕使に補せられて、位階二位に昇進し、身は鎌倉にありながら、六十餘國を管領せり。しかれどもこの人の子孫、ながく榮んともおぼえず、天下の權はおのづから、北條が手におつべし。北條が武運竭るに及びて、爲朝の子孫、下毛より起りて、日本國の武將と仰がれ、十餘代は相續せん歟。しからば八郎何をか恨ん。迹を八丈の來島にとゞめて、讃州白峯及象頭山に、神をかよはして、神威を後世に輝さば、亦是こよなき榮ならずや。功成名遂て身退くは、人間の上策なり、とくとく歸るべし、と促せば、爲朝はこれを聞て、快げにうち笑ひ、賴朝孤弱の流人として、小賢しくも義兵を起し、淸盛か氏族を、討も勦せし武運の高さよ。叔父には遙にましたりけり。君父の仇人滅ては、われ亦誰を讎とし撃べき。速に故國へ歸りて、讃岐院の山陵にて、肚かき切る

臣老、高階連牛養を遣して、石を南島に植さし、その地名のある所、里数及泊船の水を取る所を誌せり。これは天平七年の事也。後亦九年にして、太宰府に詔し、重て南島をなも、修建し給ひけり。これは孝謙天皇の、天平勝寶六年の事なりし。かゝれば當初、琉球の諸島は、大隅に隷られて、能満、益救の二郡とし給ひしは、文武の天寶年中なり。現に日本の部内にて、伊豆の七島に異ならず。されば類聚國史、第百九十巻、風俗の部に、國樔大隅多禰、南島、掖玖人と並出して、殊俗の部へは入られず。嵯峨天皇の弘仁元年、秋八月癸巳僧良勝を、多禰島へ流し給ふ。女と同車したる故也。又近属、法勝寺の僧都俊寛を、鬼界へ配されたり、平家を傾んとせし故也。多禰といひ、鬼界といふ、南島の總名なるよし、前に述て審也。以あるかな、孝謙天皇の、天平七年、五月、廿三日の格に、多禰島の郡等は、先例に依ことを聴されしに、惜むべし淳和天皇の天長元年、秋九月戊申、太宰大貳從四位下、小野朝臣峯守が議まうせしによつて、多褹島を棄て、大隅に隷ことを停らる。峯守等議して稱、多褹島は、南のかた海中に居て、人兵弱し、國家にありて扞城にあらず。又島司が一年の給物は、稻三萬六千餘束に准ず、貢調は鹿の皮一百餘皮、更別物なし。名ありて實なく、損多くして益少し、とまうせしかば、遂に多禰島を捨られたり。これよりして天朝へ參らず、胡越の思ひをなすといへども、今

ことなりかし。かくて天武天皇のおん時に、倭馬飼造連等、多禰島に使せり。二十一年とまうす秋、件の連等國人を、將て來りて地の圖を獻ず。多禰島所謂流求也。さて元明天皇の、和銅六年に及びては、南島の諸島内附ぬ。これより十餘年前、文忌寸博士、譯語諸田等、多禰國へ使せり。そののち文忌寸博士等、すべて八人、兵を將てこの地へ赴き、よく慰撫しかば、その明年、多禰、掖玖、奄美、度感人等、博士等に隨ひ來て、方物を獻れば、位を授、祿を賜ふことおの〳〵差あり。これは文武天皇の三年の事なりし。そののち又三年を經て、多禰人等、命にたがふことありとて、兵を遣して、悉く伐平げ、校戸なして吏を置ぬ。これは大寶年中の、ことかとぞおぼえたる。こゝにいふ奄美は阿麻彌、度感は今の徳島にて、みな琉球の屬島也。こののち太宰府に詔して、位を南島の人に授、祿を賜ふこと差あり。是は慶雲四年の事也。後亦南島奄美、信覺、球美等五十二人、大朝臣遠建治に隨ひ、方物を獻る。これは元明天皇の和銅四年の事なりし。こゝにいふ信覺とは、即今の八重山なり。球美は今の久米島也。後七年にして、位を南島に授給ふこと、凡三百三十二人、おの〳〵差あり。これは元正天皇の、養老四年のことなりし。後又七年にして南島人、百十二人來朝す、叙位せらるゝこと、おの〳〵差あり。これは聖武天皇の、神龜四年の事なりし。後七年にして、太宰大貳、小野朝

祖孫二代の、恩惠をふかく感佩せし、わが歡びしりぬべし。さる程に八郎は、君父の仰止がたしとて、放せし鶴を捕獲ん爲に、潛やかにこの國まで、はるぐ\來ぬる忠孝の志の愛さに、鶴をば王女の配所に遣し、輒くこれを爲朝に獲さし、そのうち大島の謫居を訪して、詩を贈りて慰め、更に來島に影向して、三郎の長女が自殺さへに、禁めたるものはわれなり。これらはいまだその恩惠を、報ずるに足らざれば、姑巴島にて舜天丸が、必死を救ひて源家の重寶、兵學の秘書を傳授し、遂に親子を擁護して、曚雲を撃滅さしたり。されば舜天丸世に出て、曚雲が幻術行れず、彼その箭頭にかけられしは、わが護るのみならず、天照皇太神、八幡太神、阿蘇明神、讃岐の金毘羅、崇德院の神靈、白旗の上に出現し、軍威を祐給ひし也。その神德又思ふべし。さてもわが流求は、神代に海宮と唱へ、人の世となりての後は、これを南倭と唱へたり。されば唐山の史などに、倭と稱すれども大日本の、國史にあはざることあるは、みなこれ南倭のことにして、わが流求を斥ていふのみ。又多褹國とも、多尼島とも、掖玖とも、奇界とも唱し也。奇界乃奇怪にて、この國奇怪の事多かり。後に鬼界と書によりて、鬼が島とも唱ふめり。みな南島の總名にて、今なべていふ琉球也。史に漏れたるは且くいはず、推古天皇の廿四年、夏五月、夜句七口來之、秋七月亦掖玖來之。夜句といひ、掖玖といふも、みな南島の

しとき、長女君々は、尊におもはれたてまつり、豐玉姫と召れつゝ、遂に孕ることありて、鸕鷀艸葺不合尊を産奉るとき、ふかく羞ることありて、日本より脱て歸りしかば、二女祝々を進らして、皇子を養育奉れば、玉依姫と召れたり。この因縁にわが嫡男に、天孫の姓を賜り、世に天孫氏と稱せらる。さればわが流求は、神の御代より大八洲の、屬國として種島と、唱るよしは、彦火々出見の尊の胤を、わが女兒の、腹に宿せし故に名とす、しかるに後の人はみな、種が島より船出して、流求へ往還すれば、その地に由て多褹國、と唱るとのみ思ふめり。かくてわれ、四緯八宏に徜徉して、壽命を天地と齊しくし、迹を巴麻島にとゞむといへども、しばしば日本に往還す。されば康平六年春のころ、わが愛する鶴放れて、陸奥に遊びしとき、鷹の爲に傷られて、あへなく人に獲られたり。時に源頼義朝臣、鎭守府の將軍として、奥州に在任す。頼義の嫡男八幡太郎義家、前九年の合戰に、討れたる敵味方の、菩提の爲に夥の鶴の、足に金の牌を著、放生會行れしかば、わが鶴も又その中にありて、巴麻島へ歸り來つれば、われ義家の心操を、感ずるあまり後々まで、件の金の牌を去ず。かくて又、九十八年の月日を經て、近衞院の久壽元年、わが鶴ふたたび東遊して、木綿山にありしとき、霹靂に驚きて、金の牌を樹杪にからまし、命も既に危かりしを、爲朝に助られ、巴麻島へ歸りしかば、義家、爲朝

いとも甚し、と慇懃に演給へば、松壽、鶴、龜、林太夫等も、ふかく尊み拜手せり。當下仙翁は、更に爲朝にうち對ひ、やをれ八郎、われは是、源家に舊き好あり、亦只源家のみならず、神代よりして日の本に、好あるものなりかし。まづその緣故をいはん。われはこの國開闢の祖、天孫氏の父にして、世に天孫と稱せらる、彼阿摩美久といふもの也。されば天地に逍遙し、到れる所、名を異にす。海にあつては、海神と稱せられ、國に在ては君眞物、又唐山に遊べる日は、南極老人と唱られ、世俗は福祿壽仙と稱す。われを南極と唱るよしは、流求は南海の陬、南の極なる老人也。しかるに後世好事のもの、南極星に配したり。又大日本なる、武藏の神名川、伊豆の石郎に鶴を遊して、その地に鶴兒、長鶴村の名を遺し、或は忽魯謨斯、祖法兒等の、夷狄の國にて愛せし鹿を、世に福鹿と唱ふめり。又あるときは赤卯洞の、ほとりにも遊びしかば、その地をやがて福鹿と、名るよしは書籍に載たり。しかるに唐山隋の世に、わが性を謬傳へ、歡斯爲を氏と記し、渴刺兜を名としるせしより、この國人も訛りを受て、如此こゝろ得たるもの多かり。歡斯爲とは上代に、所云君長の事にして、後世王子をわんずと唱へ、間切の領主を按司といふも、歡斯爲の轉語也。この國開けそめしとき、一男一女化生たる、その男の神はわれなれば、われに三男二女ありけり。彦火々出見尊、鈎を求めて、この國へ來ませ

賞罰進退その度に稱ひて、萬民德を慕ふにあり。よく〳〵こゝろ得給ふべし。この外にはいふことなし、と說示し、眞鶴の寶劒と、年來手なれし弓をとり出て、手づから舜天丸に附屬しつ。次の日より、ふかく一室に引籠りて、七日齋し給へば、紀平治、松壽、鶴等はさら也、龜、林太夫もはや、事の趣を傳聞て、浦添へ推參し、八頭山の供をぞ願ひける。かくてその日になりにければ、爲朝は腹巻に、朽葉色の狩衣して、金作の太刀を佩き、白馬に跨て、遂に八頭山に赴き給へば、舜天丸は淨衣の上に、眞鶴の太刀を佩、松壽、紀平治、鶴龜同胞、林太夫もろともに、みな步行よりぞ從ふ程に、旣に麓にもなりしかば、爲朝は馬より下りて、從者を殘しとゞめ、舜天丸、紀平治、松壽、鶴、龜、林太夫のみを將て、やゝ巓に攀登り、と見れば長髯白眉の仙翁、頭は長くして身に半したるが、白羽丹頂の鶴に臂をもたして、巖の上に坐したりける。爲朝主從これを見て、向ひ前みて拜したまへば、仙翁は羽扇を抗て、爲朝親子をさし招くに、爲朝は香を燒て、徐やかに步みより、某浮浪の身なれども、義に仗てこの國の、賊亂を撃平げしは、全く神仙の冥助によれり。加以舜天丸に、ふたたび會し給へること、歡び述も盡しがたし、願くは道號を、しらし給へ、と宣へば、舜天丸は紀平治と、もろともに額づきて、再生の恩を禀ながら、報い奉るによしなかりしが、はからずも道顏を、ふたたび拜し奉る、幸

賢を重く用ると、佞を深く愛すると、但この二ツの外を出ず、そはよくおん身もしるなるべし。松壽は漢の陳平に似たり。彼元來宰相の才あり。紀平治は、樊噲に周勃を兼、勇あつて忠義篤し。よろしく大將軍に任ずべし。鶴龜は孝子なり、夫孝は百行の本、國司となさば善政あらん、おん身才あり、智ありといふとも、その好む所に泥みて、これらの人と疎くならば、名教竟に立がたし。われ弱官のむかしより、弓馬を好みて學問せず、今武備をもて、文備に比ん、世に射藝を說もの、强弓をもて勝れりとおもへり、こは武に疎きものの憶說なり。大約武器はその主に、相應するを可と稱す、只顧勇に誇らんとて、力に及ばぬ長劍を好み、或は重き具足を鎧ひ、敵の耳目を驚さんとて、臂にも稱はぬ强弓を彎ものは、戰場の働き自在ならで、あへなく命を隕すことあり、爲朝總角のむかしより、强弓を好めるは、自然の膂力に合へば也。しかるに保元の敗軍に、囚徒となりしとき、信西が計ひにて、腕の筋を拔れしかば、矢束を彎ことはじめに劣れり、ちから既に衰へては、弓も又分を減ぜしが、弓勢は衰へず、物を徹すと、徹し得ざるは、弓の强きと弱きによらず、射るものの手煉にあり。宜なるかな八幡殿は、弱弓を好み給へど、弓勢天下に敵なかりし。されば國を治るも、このこゝろせば得ることあらん。國君强きを好むときは、民窮す、民窮すればその國亡ぶ。民の從ふと叛くとは、國の强きと弱きにあらず、

告給へば、商子うち點頭て、橋木は仰て高し、これ則父の道也。梓木は俯して實したり、これ則子の道也。汝達父子の道をしらず、この故に笞れたり、と叮嚀に說諭せば、伯禽庚叔はじめて曉りて、又周公に見え給ふに、愛敬禮讓悉、子たるの道に稱ひしかば、周公歡び給へりとぞ。かゝれば父の道に譬し、南山の高木が地をはなれて、天に升るとゆめみしこと、心にかゝりて快からず、八頭山に登りて彼神仙を、訪給ふことは時もあるべし。且く思ひとゞまり給へ、と辭を盡して諫め給へば、爲朝呵々とうち笑ひ、あふと別るゝとはみな天機あり、われ今八頭山へ到らずとも、命數こゝに竭んには、おん身よく留んや。夫國を治るものは、人をしるを務とす、よく人をしるときは、又よく人を用ることあり、よく人を用るときは、奸邪遠ざき、讒言入らず。わが才はおん身に及ばず、しかれども智もたのむべからず、十里の外には雷も聞えず、帷牆の外には物みな見えず、いまだ耳目を經ざる所は、こゝろもこれをしるによしなし、さればにや聖王は、俊德を明にす。凡君たるもの好憎あれば、有職のもの職を捨て、好む所に阿るもの也、阿るものに過あれども、好む所なれば、その君咎めず、君まづ法を犯して後に、臣も又法を犯し、佞人時を得ること多かり。夫れかくの如くにして、その國亡びざるはなし。彼堯舜は聖人也、しかれども身ひとつにて、二十官の事を得せず、國の興ると滅るは、

對面し、富藏河の堤の事などを物がたりして、さて宣ふやう、はじめわれ、こゝへ漂泊しつる比、南風原へ赴くとて、富藏河を打渡るに、河の畔に童子等聚ひて、神人來兮云々と謠ひき。しかるに今玆爲朝が、ふたたび彼處へ赴けば、又童子が謠ふこと、當初に異ならず、こゝにかさねて童謠の、來歷を推量れば、われ前つ年巴麻島に、神仙を訪ひしとき、仙童がいへることとあり、今より六年を經て、八頭山に登れ、わが師は彼山の、巔に待給はん、こゝろに記して忘るな、と敎しことを思ひ出れば、今ははや時到れり、これより直に八頭山に赴き、神仙に見參すべうおもへば、おん身ももろともに登山して、道顏に咫尺し、恩惠を拜謝し久後の、吉凶を問ひ給へかし、と宣へば、舜天丸は眉うち顰め、よしある仰に侍れども、昨夜の夢の何となく、心にかゝり侍るなり、譬ば南山に高木あり。その木忽地地をはなれて、天へ升るとゆめ見たり。この吉凶を占るに、むかし周公旦のおん子伯禽と、おん弟の康叔ともろともに、周公に見え給ふに、三たび見えて三たびながら、笞れ給ひけり、その意を得も曉らねば、商子といふものに問たまへば、商子すなはち敎ていふやう、南山に。橋梓と唱る二木あり、ゆきて觀給へ、といひしかば、二子たちうちつれ立て、南山に赴きつゝ、橋梓の二木を觀給ふに、橋木は高くして、その木立仰るごとく、梓木は實して俯るがごとし、立歸りてそのよしを、やがて商子に

坐しける。かくてあるべきにあらねば、衆皆これを慰めつゝ、王女の亡骸をとりをさむるほどに、生るが如き屍の、眼前に枯朽て、白骨のみぞ殘りける。現に寧王女は擊れ給ひて、十年あまりを經にけれど、白縫の神靈合體して、舊の形にて在せしなり、と人みなはじめて曉りける。さればこの一條の奇談を、遙に傳へ聞く樵夫漁戶等まで、心あるも、心なきも、或は王女の恩澤をおもひ、或は白縫の心烈を痛しみ、潸然として語り續に、耳を側ざるはなし。かくは送葬の事果にければ、舜天丸は浦添より、七日每に廟參して、ものうき月日もたつことはやく、夏去秋深て、九月の頃になりつ。降そゝぐ霖雨に、富藏河の堤崩れて、農夫は畊作の便を失ひ、旅客は道を去あへざるよし、その訴ありしかば、件の堤を築せん爲に、爲朝みづから大里より、佐敷、西原、越來の間切を巡歷し給へば、松壽も又、城を出て鄕導す。かくて爲朝は、富藏河に赴きて、役丁を興さしめ、金武の奧松に逗留して、堤の修復をいそがし給ふに、彼此の村民等、招ざれども群參して、水を堰、土を運び、日ならずして築たてたり。しかるに爲朝は、每日に河の畔に立て、村民等を勞ひ給ふに、一隊の童子等が、そのほとりを徘徊して、

神人來兮　富藏水淸　神人遊兮　白沙化米

と謠ひけり。爲朝はこれを聞て、大里へは歸り給はず。やがて浦添の城に入りて、舜天丸に

志をいたしたり。疑しくばこれ見給へ、といひかけて身を起し、襟を左右へかきわき給へば、日今刺たるごとき太刀痍、乳の下より背へかけて、さと濆る鮮血とともに、一道の白氣立のぼりて、空中へ入ると見えし、王女は撲地と輾轉て、朽木の花とちり給ふ、身のなる果こそ怪しけれ。爲朝主從これを見て、こは〳〵いかに、とばかりに、救ふべうもあらざれば、只うちまもりて坐しける。そが中に舜天丸は、裳脫の殼を抱き起し、喃母君、世に在す程は限りある、命なりとも魂の、人に憑ては神ならずや、なほいつまでもこの土に在して、心ばかりの孝養を、などて盡さし給はざる、南の島による浪も、歸るといへば魂の、ふたたびこゝに立かへり、人のこゝろを慰め給へ。やよ喃母君、母君と、聲をかぎりの招魂ひ、孝子の哀傷推量り、衆皆袂を濡すにぞ、爲朝頻に嗟嘆しつ、舜天丸が悲しきは、理りに過たれども、死して久しき白縫が、けふまでこゝにありし事、未曾有の幸ならずや。物みな必因あり果あり、おん身女々しく歎くとも、魂いかで復るべき。母の魂天に歸りて、王女の軀をとゞめたれば、骸はおん身が母にあらず、尚寧王の嫡女にして、卽國の世子たり、よろしく國王に擬へて、廟岡へ送るべし。惜しいかな天孫氏の、正嫡ははや絕たり、まづ緣葬のことをいそがん、毛國鼎等こゝろ得よ、と叮嚀に諭し給へば、舜天丸は理りある、父の諭に禁んと、思へどもろき袖の露、なほふし沈みて

爲朝は速に、この國を去るの外なし、用られずは自の別を告ん爲に來れり、[illegible]見て只[illegible]
へば、王女は忙しく席を避、心うきことな聞え給ひそ、わらはは舊の王女に侍らず、王女なら
ぬを愁に、王女と人に稱せられ、國に空位もわれ故と、思へばひとりうち歎く、別れもいとゞ
をし鴨の、水に沈みし白縫が、面影は今變れども、かはらぬものは恩愛の、やるかたなさに舜
天丸が、生育ほどを見果てと、又ゆくりなく年月を、こゝに過して國民を、苦しめしこと罪ふか
し、わが良人のうへいへばさら也、やよ丸よ、舜天丸よ、賢き王の跡とめて、德を修め、士をや
しなひ、父祖の武德を輝し、世々の龜鑑となりたまへ、文あり武あり智勇もて、世にゆるされ
し良人を措き、子を閣きて白縫が、なでふこの國に王たるべき。とばかりにして證据なくば、
その疑ひは解がたけん。僂れば十あまり、二とせといふ前つ穐、安元二年九月二日、佞臣利
勇が下知にしたがひ、慾にぞ聚ふ惡少年等が、寧王女を擊んとて、山里近く越來の石橋、わた
りあうたる眞鶴が、雄々しき働き物ともせず、敵は多勢を共ちから、眞鶴遂に擊れしかば、一
人の惡少年、王女の頭髻を搔爴みて、退ざまに引たふせば、一人は劍を閃して、王女の胸前
ぐさと刺、灸所なれば得も堪ず、立地に縡斷たり。その空蟬の裳脫の殼へ、白縫が魂入りて、
惡少年等を砍ちらし、種々の艱苦を經といへども、終に丈夫に環會、わが子にさへ再會して、

年來位を空して、この國民を苦めたり。とにもかくにも八郎按司に、すゝめて王位に即まゐらし、民の望を果さすべし、鶴は大里へ走參りて、苞苴の魚あへなくなりて、浦人等うち歎く、緣由を聞えあげ、わがおもふ程をまうせとて、只管いそがしたまひけり。浩處に爲朝は、松壽を將てはる〴〵と、大里より來給へば、舜天丸も又紀平治を將て、浦添よりぞ來給ひける。このよし注進ありしかば、王女は思ひかけずとて、まづ鶴をもて出迎はし、後堂に胡座を設て、みづからこれを迎つゝ、こなたよりとこそ思ひ侍りし。わが良人も舜天丸も、もろともに來ませしこと、いかなる故にやあらんずらん、と訝しげに問給へば、舜天丸ははからずも、二親のつどひ給ひて、恙なき尊容を拜し奉ること、歡びこれにますものなし、と述をはり父の背後に著給へば、鶴、紀平治、松壽等は、廊下に居ながれたり。當下爲朝は、王女に對ひて、泊の浦人等が苞苴を、推返し給ひたる、緣由を說しらし、彼苞苴の事によりて、思ふ旨あれば松壽に語ひ、かく遽しく來ぬる折、舜天丸も又、父と志を齊くしてや、招ずも參りあふ事、寔に符節を合したる如し。今や國よく治りにたれど、三省に主なければ、民の心も定らず、正鵠なくて射るならば、勞してその功なきのみならで、人を傷るの愆あらん。王女は國の世子にして、天孫氏の血絡たり、國の爲、民の爲に、よろしく王位に即給ふべし、かくてもいよゝ推辭給はゞ、

魚の事を聞えしらして、亦宣ふやう、われ

べし、王女受ずば、浦人等、又浦添へもてゆかん歟。しかりとも舜天丸が、彼苞苴を受べきや。かゝれば路次の往還に煩あらん。彼浦人等が、恩をおもひ惠を謝する、苞苴を推返すのみならで、彼等をいたく苦んは、豈痛むべき事ならずや。直に中城へ赴きて、便宜に就て利害を說き、王女にすゝめて中山王の、位を定むべうおもふなり、陶按司もろともに、いゆき給へ、と宣ふに、松壽はしかるべし、と回答まうせば、爲朝すなはち詰旦、大里の城を出、松壽を伴ひ、從者を將て、馬の足搔をはやめつゝ、次の日中城へ到り給ふに、王女はかくともしりたまはず、苞苴の人魚腐臭て、浦人いよ〳〵本意を失ひ、歸りも得せずみなもろともに、うち歎くよしを傳へ聞て、只顧に歎息し、道ある世には道をしる、賤民淳朴にして、忠信の志篤しといへども、國に王なければ彼等みな、其望を失へり。むかし應神天皇の、崩御給ひしとき、二はしらの皇子おはします、弟王子のおん名をば、菟道稚郎子尊とまうし、兄王子のおん名をば、大鷦鷯尊とまうす。同胞位を讓つゝ、夥の年を經給ひたる、ふりにし事も今ぞ身に、思ひあはしてかしこくも、難波の浦に宮柱、ふとしく建し仁德の、聖の王の威德を、仰げば高津の百石城に、比ぶべくはあらねども、憖に尙寧王の、嫡女王女と稱せられ、わが身ひとつの故をもて、

鮷魚のごとし。四足あり、その音嬰兒の如し。食へば痴疾なし。或はいふ人魚は卽鯢なり。鮎に似て四足あり。小兒の啼が如し。今亦鮎を呼て鮷とすといふ。又徂異記といふものに侍制官職査道姓名といふもの、使を奉りて、高麗へ赴くに、沙中に一の婦人を見るに、紅裳にして雙袒たり。髻鬟紛亂にして、肘の後に微し紅鬣あり。査道從者して、扶て水中へ入るれば、拜手感戀して沒みつ。乃人魚也といへり。又稽神錄に謝仲玉といふもの、婦人の波中より出沒するを見るに、腰以下は、みな魚なりしといへり。諸說かくの如しといへども、世俗の稱するごとく、人魚を食ひて長壽なるよしは、見る所なし。實に不老の仙丹なりせば、舜天丸みづから調理して、家君家母に進らせざらんや。君子は時ならぬ物を食せず、況て異物を嗜むことなし。世俗の訛り傳ること、今更信ずべからずといへども、但心もとなきは、今故なくして海濱に、異形の魚を出すこと、吉凶思ひ定めがたし。彼人魚の形を見れば、腰以上は婦人に似たり。痛しきかな先妣は、波の底に身を投めて、はや十餘年を經給ひぬ。されば今彼人魚を見るにも、先妣の事いとなつかし。頃日は事に紛れて、中城へ得も參らず、王女の起居を伺ふべきに、準備せよ、と宣はしつ、紀平治以下の近習を將て、中城へと赴き給ふ。是よりさき爲朝は、泊の浦人を推かへし給ひたる次の日、越來よりはる〴〵と、陶松壽が參りしかば、人

思ひもかけぬこと也とて、やがて推返さし給ひ[illegible]漁戸[illegible]て參り、八町礫にうち歎きて、緣由を聞えあぐるに、舜天丸は彼人魚を、ほとりへも寄さし給はず。家君北堂受給はぬ、この苞苴を舜天丸が、さはとて受るやうある、ふたたび大里へ進らして、なほ受給はずば、中城へ進らすることそ、時宜にも稱へ、予がしることにはあらずとて、叮嚀に說諭さし、推返し給ひしかば、漁戸等は進退究り、とせんかくせんとうち譚へども、舜天丸の宣ふ所、理なれば已ことを得ず、亦大里へ參らんとて、中城まで立かへる程に、三箇所の往還に、五六日を經たり。頃しも夏の日の炎暑に得堪ず、人魚は既に腐爛て、臭氣に鼻を向がたし。こはいかにせん、と呆れ果、人魚を道次に捨て、衆うち泣てぞゐたりける。舜天丸は漁戸等を推返さし、且して、亦紀平治を召びて宣ふやう、泊の浦人等、人魚を獲て、長生不老の餌藥と稱して、大里へ献すれども、わが父絕て受給はず、中城を經て亦こゝへ、もて來ぬる路次の苦心、いと憐むべきこと也かし。人魚は原本草に載せず、但山海經卷之二第五葉に、丹水は、東南に流れて、洛水に注げり。その中に水玉多く、人魚多し。注に鯑魚の如くにして四脚あり圖は闕しと見えたり。又臨海异物志にいへらく、以下載于潛確類書 人魚は人に似て長三尺、噉べからずといへり。又集異紀に、決水は龍侯山より出て、東流して河に注げり、中に人魚多かり。その狀

こと、みな是八郎君おん親子い、御威德によれば也。この歡びをまうさんとは思ひながら、推參のよすがなければ、心の外に、夥の年月を過し候ひき。しかるに、今曉の網引舟に、いと奇なる人魚を獲たり。傳聞く、倘人ありて、人魚の肉を一たび噉へば、その人の壽命彊りなしとなん、こはわが私にすべき物ならねば、只速に大里へ、獻らすべう思ふかし。太夫は國に大功あり、且夥の屬島を管領したまへば、漁獵うへは、こゝろ得て坐すべきに、吾儕は爲にこのよしを、汲引してたびてんや、と信やかにうちかたらへば、林太夫聞て、ふかくその心操を稱讚し、一議にも及ばずして、快く諾ひしかば、漁戸等歡びつゝ、件の人魚を苞苴として、大里へ齎しゆけば、林太夫まづ裡に入りて、緣由を爲朝に、まうすこと叮嚀也。爲朝はつく〴〵と、うち聞て微笑し、人の餌藥は年を積て、懈なくば養生ともならめ、縱人魚の肉を食ふとも、只一日の餌藥をもて、長壽ならんことは有がたし。泊の漁夫等が心操は、いとも賞すべき事なれども、われ國王にあらざれば、ひとり放に受がたし、はやく中城へもて參るべし、と仰しかば、林太夫罷り出て、その旨を傳るに、漁戸等ちから及ばず、ふかく望を失ひつゝ、亦はるばると、中城へ持參しつ、毛國鶴鶴が事也に就て、綷の趣を聞えあげしかば、王女も又これを受給はず、われは八郎按司の妻なり、大里にてだに、受給はぬ物を、などてこゝへは進らしたる、

殘編 卷之五

第六十七回

茵茸を憐て王女寂を示す
童謠を聽て爲朝別を決す

安德天皇の壽永二年癸卯の夏四月、爲朝父子の武德によつて、曚雲首を授て後は、三省すべて無事なりけり。しかれどもこの國に、王位いまだ定らざれば、松壽紀平治等の功臣、いへばさら也、心なき賤夫山兒等まで、いと形なくおもふ程に、亦五六年の春秋を經て、大日本には、平家既に滅亡し、後鳥羽院の世を御めす、文治三年といふ春の比、琉球屬島の酋長林太夫は、年首の拜賀の爲に、大里、中城、浦添へ參りて、泊の客館に逗留す。年來諸處の貢物は、爲朝すなはち八町龜龜が事也に仰て、みな龍宮城の寶庫へ收さし、一ツもとり給ふことなかりしかば、有一日泊の漁翁等、林太夫が客館へ來ていふやう、わが浦人は、世々の國王へ、供御の赤目魚を獻らしたるに、今に于はこれを召れず、信におそろしげなる變化の、曚雲は亡うせて、國は豐に、民は肥、いにしへにもたちまさりて、平民おの〳〵業を樂み、妻子を安らかに養ふ

因果はかくまでに、ありとある世の物語に、書も留めよ今更に、思ひ出すは須藤がこと、山雄野風がことなりとて、顚末を告給へば、衆皆耳を側てけり。かくて爲朝夫婦は、越來の城に入りて、兩三日逗留し、亦復三省を巡り果て、小琉球に赴き、赤瀨の碑を拜し給ふに、爲朝、彼此を見かへりて、この處の風景、よく伊豆の大島に似たり、と宣ひしかば、小琉球を更めて、今はなべて大島と唱へ、亦彼赤瀨の碑は、禍獸を鎭めたればとて、その一名を、福冢と呼ぶとかや。傳信錄を按ずるに、大島は、中山より、水行三日に達るべし。みづから小琉球と稱すといふ、卽是なり。さる程に陶松壽は、おもひもかけず兩兒を得て、歡ぶことかぎりなく、乳母して養育するに、いと健やかに生育けり。後世楊文鳳が夫婦墳を弔詩あり。卷端畫上にのせたり。

しものなり。是彼もつて奇といふべし。よりてこの男兒をば、高滿と名づけ、女子をば小萩と名づけ、窣都婆塚を更て、夫婦塚と唱ふべし。よく慈愛て養育給へ、と宣へば、松壽もしばしば嗟嘆しつ、某この山に世を潛べる折、彼千歳は有身て、四月にやなりけんかし、されど千歳は眞鶴か、〔ぞ〕魂鬼なりしと曉りては、有身べうもあらざれば、これさへ心の惑ひならんと、おもひ捨て候ひしが、土中にその子を產しこと、奇怪には過たれども、凡天地の大なる、變化本來疆なければ、その事なしといふべからず。某いまだ一子を擧ず、八町礫も子はなけれど、仰によつて、外孫たる、龜を養へば羨しく、現に後なきは不孝也、といと心愛く思ひたるに、不思議に孖生を擧しこと、歡び言語に盡がたし、と信やかに囘答つゝ、從者して墓の土石を、舊のごとく築かすれば、鎭西爲朝と鏨打たる、鏃一ツを拾ひ得たり。松壽はやくも是を見て、世にいふ雷斧などにやあらん、八郎按司のおん名をしるせしは、こゝろ得がたしとて、やがて爲朝にまゐらすれば、爲朝つくづくと見て眉を顰め、むかしわれ、肥州に流浪しと、き木綿山に狩くらして、雷獸を射たることあり、そのとき矢ごたへはしたれども、遂に雷獸の往方をしらず。原來けふ、眞鶴が墳墓を崩して、その子を出せし雷公は、むかしわが征矢を負たる、木綿山の獸にて、乳母子須藤を震れたる、爲朝が恨を解んとて、こゝにこの子を授るならん、物の




夫婦再莚
夫婦墓の来由

までに、忝しと拜謝して、みづから先にたちて、鄕導をぞいたしける。かくて主從山を登りゆくこと數十町にして、雷雨驟に降そゝぎしかば、ふりたる松の下に立在て、しばし霽るゝを俟給へば、忽地霹靂一聲震うて、ほとり遠からず落たりとおぼしくて、やがて雨歇雲晴にければ、主從は樹の下を出て、窣都婆塚を見給ふに、雷はこの處に落たりけん、墳墓は壞れひらきて、土中に赤子の啼聲す。事の爲體いと怪しかりしかば、爲朝やがて、土をかき拂はして見給ふに、生れていまだ百日とは經ざる赤子の、しかも孖生にて、一人は男子、一人は女子にてぞありける。そのとき王女は良人とともに、袖にうけて抱きとり、松壽を見かへりて宣ふやうこれは是眞鶴が、魂魄の産ところとして、陶按司の子なる事疑ひなし、彼眞鶴は、足下の妻とはなりぬれど、只一日もひとつに住まず。その身國難に死したれば、さぞな遺憾かららめ。さればにや、年を經て、その靈は窣都婆に憑て、更に良人に齊眉たる、實に理外の奇緣なれば、その氣を感じて子を産こと、亦なしと誣がたし。鶴は五百年にして遊牝せず。雌雄相見て孕むといふなる、これも只氣を感じて孕り、さは侍らずや、と宣へば、爲朝は赤子の面影を、是彼とうち覩り、今この男女の孖生を見るに、高間太郎と磯萩によく肖たり。件の夫婦は、忠義の志ふかしといへども、不幸にして波底に沈むものから、魂魄忽地鰐魚に憑て、舜天丸が死を救ひ

ぞかりし日は、朝廷につかへて私なく、風流鹽梅の臣たりき。文筆の才古今に儔なくおはせしが、左大臣時平公に媢れ、罪なくて、太宰權帥に左遷せられたまひしことあり。首尾は箇樣箇樣、とおちもなく說しらし給へば、林太夫は感涙を禁めあへず、いよゝ信心を發し、これよりして每旦に、彼崇德院の濱千鳥の御製と、菅家の梅だにあらばわれとしれの御歌を、口吟つゝ拜しけるに、一年異朝へ使すとて、渡唐の船、漳州なる、梅花海にて反覆り、船中の人、大かたは溺れ死たりけるに、林太夫のみ、梅の枝に携著て流れつゝ、遂に他船に助け乘られて、故國へ歸ることを得たり。かくは再度の冥助を感佩して、姑米島に神社を建立し、天滿宮を祭りけり。されば琉球國に天滿宮を祭り奉ることは、林太夫よりはじまるといふ。琉球記にもとづく不題

爲朝は、大里の城へ入り給ひても、左に右に事多くて、はやくも秋の比になりしかば、國中をうち巡りて、民の苦勞を問ひ、農を勸め、業を激さんとて、從者をばいと寡し、大里の城を出て、まづ天孫廟へ詣て、幣帛をたてまつり、軈て中城へ赴きて、王女を伴ひ、夫婦もろともに廟閭へ詣て、先王尚寧の廟を拜し、又廉夫人の匿たまひし、姑場に至りて、叮嚀にこれをまつり、途の序なれば、越來山なる、眞鶴が、窣都婆塚へ香華を手向んとて、件の山へ攀登り給ふに、綜壽は城を出て、道次に迎たてまつり、恩澤亡妻が枯骨にさへ曁し給ふこと、有がたき

仰するに、松壽、紀平治、鶴、龜は、爲朝父子の官職の、いと卑きを心うく思ひて、せめて國舅とも、法司とも稱さし給へかし、と勸れども、これすら從ひ給はざれば、衆皆力およばずして、恩賞を拜謝し、おの〱爲朝親子を居住の地へ送りまゐらして、さておのが采地へ赴んとする程に、林太夫も身の暇を給はりて、佳奇呂麻へ歸るとて、爲朝に稟けるは、此度某、島人等を將て、泊の西濱へとて、漕走らせし兵粮船、風波の爲に、沈れんとしたる折、誰とはしらず、梅の花を簪として、衣冠正しき貴人が、船の舳前へ、立あらはれ給ふと見えて、風は立地に軟ぎ、船どもみな恙なき事を得たり。これも亦去年の修驗者にひとしく、讃岐院のおん使にやありけん、いと奇しきまでに、有がたき擁護なり、と物がたれば、爲朝頭を傾けて、こは太宰府なる天滿宮の、水厄風難を救はせたまふなるべし。われ少かりしとき、鎭西にありしかば、常に安樂寺の天滿宮へ詣たりけるに、有一夕の夢に、菅家枕上に立あらはれて、

いづくにも梅だにあらばわれとしれこゝろつくしの外なたづねそ

と吟じ給ふと見奉りて、夢は覺たり。爾しよりこの來、われ梅花を見れば、かならず拜せずといふことなし。これこの應報なるべし。天滿大自在天神と齋祀奉るは、寛平延喜のおん時に重用せられし、贈正一位太政大臣菅原朝臣道眞公の御靈にておはします。この神人間にいま

らすれども、父子相讓て、從ひ給ふ氣色なければ、紀平治班をすゝみ出、卽位のことは人力をもて定めがたし。しかれども、大殿日本へかへり給はゞ、この國ふたたび安からじ、しばし攝政して、國中を治め給はゞ、王位おのづから定ることも候はん歟、まづ大功あるものに、勸賞行るべうもや、といへば、松壽も亦班を進み出、大將軍夫婦父子、しば〳〵謙遜辭讓し給ひて、たえて王位に卽給はず、大將旣にかくの如し、士卒いかでか恩賞を望ん、思ひもかけぬ事也、といへば鶴龜等も亦この議にしたがひて、恩賞の沙汰をとゞめまうせしかば、爲朝つくづくと左右を聞て、功あるを賞し、罪あるを討ざりせば、國は一日も靜かならじ。紀平治がいふ所、わが意に稱へり、と宣ひて、やがて松壽を越來の按司として、兼て東風平を領さしめ、鶴を中城の按司として、毛國鼎が本領に、鄕村數箇處をまし加へて、毛國鶴と名告らし、龜をば外祖紀平治に養はし、八町龜と名告らして、龍宮城の留守とし、紀平治を親雲上として、舜天丸の傅とし、林太夫には佳奇呂麻を給はりて、兼て小琉球より以南、姑米島に至るまで、十六島を管領さし、東紀、南吉、堤造、紅衞、甲橘、乙柚、丙烈、丁炎春等を筑登之として、鄕村一箇所づつをわかちあたへ、王女を中城の世子殿にをらして、鶴を傅とし、爲朝は大里へ退きて、舊のごとく按司と稱し、舜天丸を浦添の按司として、源尊敦と名告らし給ふべき由を

らしたまへ、といひも果ず、やがて高座に推登せんとしたりしかば、爲朝は、袖引拂て頭をうち掉、各位の勸る所は、わが本來の情愿にあらず、われは日本の浪人也、はじめよりこの國へ推渡て、國難を救ひ、榮利を謀る意なし。君父の仇たる、平清盛を擊んとて、木原山の宿りを出、水行より京師へ赴く折、忽地風波に船を壞られて、士卒悉入水したるに、爲朝ひとりこの國へ漂泊して、寧王女の舊恩を、報んとおもふばかりに、嫌忌の中に年月をおくり、やゝ志を果すに似たれど、遂に仇人清盛を得擊ず、なでふこの國の王となりて、半生の歡樂に、志を移さんや。功成名遂て身退く、いにしへの人に及ばずとも、今より故國に立かへり、新院の山陵にて、腹かき切て忠臣の、誠を泉下に盡すべし、千引の石は轉すとも、われは心を動さず。ふたたびいひも出べからず、と言葉を放て推辭給へば、衆皆頻りに嗟嘆しつ。八郎按司は謙德の君子也、父の功をもてその子に讓る、例は和漢に多かるべし、加之曚雲を射ておとし給ひしは、舜天丸君の大功なり。臣等この君を立て國王と仰奉るべし、と衆議既に一決して、又舜天丸の手を引て、高座に推登せんとするに、舜天丸忽地氣色を變、こはこゝろ得ぬ事をいはるるよ、わが父母上に在す、子として親を踰るの禮なし。夫孝は國の本也、われもし位を親に踰て、不孝の子とならんには、何をもてか民に敎ん。こは慢也、とかしこみて、いかにすゝめ進

たる鍋閉て舊のごとくなる也、よく心得よ、と宣へば、みなその多聞博識を感佩し、是より每戸に、件の草を植ざるものなく、その名を羽羽草と呼ぶとかや。さる程に爲朝親子は、凱歌三度揚さして、虬の頭を、百餘人に扛擔し、やがて龍宮城に入り給へば、中山南北の三省、三十六の屬島にいたるまで、風を臨で悉く降參す。さて虬の頭には、妖賊曚雲と牌に識して、歡會門の外面に梟さし給ふに、觀もの日々に堵のごとし。その後羽羽草の中に棄さし給へば、件の頭立地に、銷鑠たるぞ不思議なる。かくは賊亂全く治りしかば、有一日爲朝は、松壽、紀平治、鶴、龜、林太夫等、すべて有功の輩を集會て宣ひけるは、尙寧王隤弱にして、逆臣妖賊等が爲に、國を喪ひ給ふといへども、今幸に王女あり、わが大日本の古實によるときは、女子といへども、民の父母たるべし、速に位に卽て、國に王ある事をしらさばや、と宣へば、王女これを聞もあへず、顏に汗して席を避、こは思ひもかけぬことを、聞え給ふものかな、わらはは舊の王女に侍らず、白縫姬の貞魂が、この身に憑るよしは人もしれり、よしや形貌は王女なりとも、丈夫に踰て王位に卽かば、天地反覆するに似たり、もし强て勸め給はゞ、面たり自殺し侍らん、とおもひ定めて推辭給へば、衆皆稟すやう、王女の謙遜、道理に稱はせたまへる歟、大將軍は德高く、且先王の女壻にましませば、はやく王位に卽たまひて、臣等が心を安か

し給へば、祥瑞も又多かり、さればこの草生出て、ながく蛇毒を治するにやあらん、まづ試みに朦雲に傷けられたる、東紀、南吉、甲橘、乙柚等が瘡口へ、著さして見よ、と宣ひて、その草を摘採らして、痍負たるものに賜るに、立地に其痍癒て、苦痛拭ひ去たるが如くなれば、皆歡びてまうしけるは、いにしへよりわが國には、蛇類七種あり、蝮蝎の殊に大なるものを羽羽と唱ふ、頭は圓して、尾は短し。この毒蛇に螫るゝもの、おほくは活ず、よりて土俗の誓言に羽羽に螫るゝ法もあらんといへり。しかるに今ゆくりなく、かゝる靈草の生出て、ながく蛇毒を治せん事、みな是大將軍御親子の、仁德によりてなり、いと愛たし、と祝しまうせば、爲朝こゝろよげにうち笑みて、世の常言に、南中殊に、恐るべきの甚しきは毒蛇也といへり。今この草の生る事は、わが德の致にあらず、欲する所は國の幸のみ。抑毒蛇を羽羽と唱るよしは、何に根くにや、と問給へば、松壽答て、はぶは反鼻の轉語なり、といふ說あれど附會の言也。羽羽は卽この國の古言にて候、と回答しかば、舜天丸小膝を礑と拍、これにて思ひあはすることあり、わが日の本には、絹の最上なるを羽二重といふ、言は羽羽栲にて、蛇皮になずらへての名なるべし。白柿も又蛇毒を解すの功あり。又蛇脫の薪に著たるを、しらずして物を煮れば、鍋にあれ釜にあれ、銕器は忽地に破るゝもの也。そのときはやく芋殼を燒くべし、破れ

虬なること疑ふべからず。その怨靈なほ亡びず、枯骨千載の後甦生して、舊怨を報ゆるならん。且天孫氏の遺言を思ひあはするに、東方に日輪あり、朝に出てわが國の爲に照さんとは、今日の事なるべし。八郎按司は大東の皇孫、日の神の後裔なり、朝に出てわが國の爲に照らすの一句に、則爲朝の二字こもれり。しかれば天孫氏の子孫に代りて、この國を治め給ふべき君は、大將軍父子にこそ、と信だちて、古を推て、今に暨し、二顆の珠を拾ひとりて、爲朝に進らすれば、爲朝これを受給はず、世の浮說は信じがたし、陶按司、しばしその珠を預り藏むべし、と宣ひて、いかに勸れども、手にだに探給はざりしかば、松壽は力およばず、戰袍の袖を斷離て、珠を押裹み、やがて鎧の上に負ぬ。かくて爲朝は、樹を伐して薪となし、虬の軀を燒失し給ふに、猛火の中にありながら、その皮だにも燒ざれば、せんすべなさに、叢の中へ引捨させ給ふに、奇なるかな虬の軀は、旭にむかふ霜のごとく、忽地に腐爛れ、骨もとゞめず悉水となりて失しかば、衆皆再び驚き怪みて、その故をしるものなし。舜天丸つく〴〵と見そなはして、こはふかく怪むに足らず、この草蛇毒を解すの功あれば、虬の軀の解たるなるべし、この國には夥ある歟、草の名をば何といふやらん、と問給ふに、年老たる兵士も、絕て認り候はず、といふに王女は且く尋思して、舜天丸の鑒定そのよしあり、わが良人の武德、天地を動

にあり。鱗は半輪の月を、うち累たるごとく、爪は大舶の錨兒のごとく、眼は百煉の鏡のごとく、口は血を裝る盆のごとく、全體堅くして鐵の柱の如し。衆皆これを見て、駭然と驚き怪み、睛をよし舌を吐て、怕るゝもの又多かり。當下松壽はすゝみ出で、爲朝親子に禀すやう、緣故を按ずるに、太古天孫氏、はじめてこの國に王たりしとき、毒惡の巨虬ありて、變化通力疆なければ、民これが爲に害せらる、よりて國の名を龍虬といへり。こゝに天孫氏、件の虬を殺して、民の爲に害を除き、且その珠を獲て、これを琉球と名づけ、後遂に國の名とせり。されば珠を獲たる處を、玉城と唱、虬の骨を埋たるところを、舊虬山といふ、高嶺是なり。天孫氏嘗遺言すらく、虬は是わが國の大なる寇なり、子孫もし奇を好むものありて、彼虬墳を發かば、君德これより衰て、ながく國家を失ふべし、よりてわれ小琉球の北濱なる、赤瀨に碑石を立たる也。後に國難ありといふとも、この碑石に祈るものは、禍を脫るべし。悲しいかな不德の君、國を失ふときに及びて、東方に日輪あり、朝に出てわが國の爲に照さん、努愼め、と宣はせしよし、世々の口碑に傳へたり。しかるに尙寧王、奇を好み給ふのあまり、虬墳を發き、禍獸を招きて、これが爲に崩れ給ひ、王女みづから赤瀨の碑に祈りて、禍獸土中に滅すといへども、曚雲中山に跋扈して、遂に南北省を呑に至れり。かゝれば曚雲は、往古天孫氏に殺されたる、

第六十六回

龍宮城に三賢志を述
夫婦塚に兩兒誕生す

この日舜天丸は、おもふ旨ありとて、雨具を夥齎し給ひしかば、驟に雨降そゝぐといへども、濡るゝものなかりけり。そのとき爲朝は、舜天丸に對て、おん身いかにして、けふ雨降らんことをしりて、雨具を準備したるや、と問給へば、舜天丸答て、大軍の後凶年あり、大殺の後風雨あり、これ古今の恒言也。むかし周の武王、紂を撃とき、孟津をわたり給へば、白魚の瑞あり。紂が自殺するに及びて、大雨盆を覆すが如し。是他なし、天聖王の爲に祥瑞を示し、又雨をくだして、殺戮の餘氣を鎭るなるべし。今やわが父、義兵をもて、曚雲を討給へば、白鳩旒の上にとゞまり、鶴空中に鳴き、又大雨降そゝぎて、殺戮の餘氣を淨む。舜天丸はけふの軍に、かならず曚雲を撃とるべきことをしる故に、雨具を齎し候、と囘答給へば、爲朝王女いへばさら也、士卒これを聞くもの、その才を稱讚せざるはなかりけり。且くして、雨歇雲霽にければ、主從うち聚ひて、曚雲が死骸を見るに、このもの元來人倫にはあらで、その長五六丈可なる、虬龍にてぞありける。琉球二顆の珠をば、腮の下に藏たりと見えて、珠は傷口より出て地上

時をうつせども、曚雲ますく猛く狂ひて、右を撃てば、左に當り、前を拄り、後を拂ふ。身方危く見えしかば、爲朝は堪かねて、みづから勝負を決せんとて、馬の足搔をすゝめ給ふに、左手の岡を繞り出たる、舜天丸の一陣走あはし、眞先にすゝむものは、八町礫の紀平治なり。王女松壽もろともに、二人の孫が曚雲に、懸惱さるゝを見て、些も擬議せず、三尺の太刀拔かざし、四騎が間へ走入りて、刀尖より火を出し、命かぎりと戰うたり。その隙に爲朝は、眞鶴と呼びかへたる、鵜の丸の寶劍をうち振て、間ちかく走よし給へば、寶劍の威德にやおそれけん、曚雲猛に風を起し、雲を呼びて空中へ登らんとする處を、舜天丸は姑巴島にて、三所の神に齋祀りし桃の箭に、義家と識たる、黄金の牌をとりそへつゝ、弓を滿月のごとく彎固めて、且く祈念し給へば、忽然として白鳩兩翼、旗竿の上に翔とゞまり、何處とはなく空中に、鶴の鳴聲聞えしかば、念願成就とたのもしく、弦音高く兵と射る。その箭流るゝ星のごとく、曚雲が吭碎て、篦ぶかにぐさと射込たまへば、しばしも堪ず馬上より、仰ざまに撞と墮。爲朝得たりと馬より飛おり、彼寶劍をとりなほして、丸刀刺徹し、怯むところを押伏せて、首を弗と搔落し給へば、天俄頃に結陰、大雨盆を覆すがごとく、四面野干玉の闇となりて、しばしは善惡もわかざりけり。

のむかしより、弓箭をもて名をしられ、實よき甲を著たりとも、わが箭面に立敵を、射ておとさずといふことなし。されば鬼が島には、千引の巖を射て碎き、大島には數百騎乘たる、兵船を射て沈めたり。縱曚雲が五體、鐵石をもて造るとも、わが箭の立ざることやはある、手捕にせん、と焦燥て、馬を馳寄んとし給へば、鶴龜は忙しく、その轡を牽留め、こはかる〴〵しき御舉動かな、鷄を割に、牛刀をもちふべからず。老賊不測の妖術あらんに、大將おん手をくだし給ひて、もし不虞のことあらば、後悔其處にたちがたし、と理をつくして諫しかば、爲朝は齒を切り、拳を握りてぞおはしける。鶴龜は爲朝の思ひ留りたまふを見て、諸軍を激し驀直に、亦曚雲に擊てかゝれば、曚雲更に敵手をえらまず、六尺あまりの金撮棒を水車のごとく揮まはして、よせあふ敵を打ほどに、或は目子飛出て、首軀へ滅箍ものあり。或は骨碎け、腦黃出るものありて、矢庭に擊殺さるゝ兵士數十人、その疾こと電光の如く、一朶の烏雲、曚雲が、頂の上に掩ひて、をり〳〵その姿を隱し、前にあるかとすれば、忽然として後にあり。越來の甲橘、乙柚が、徒、國場の東紀松川の南吉が隊、おの〳〵深痍負ざるはなし。しかれども鶴龜は、一步も退かず、國の爲には君の仇、家の爲には父母の仇、こゝに怨を霽めずば、いづれの時を期すべきとて、嚾叫で戰へば、王女松壽又後方よりよせあはし、奮擊突戰

後陣ふたたび色めきて、敵また背より寄來たると叫ぶ程に、鬨の聲夥しく、長川の賊軍敗れて、賊の大將棟孫をば、王女みづから撃とり給ひて、はや龍宮城をも攻おとし、曚賊が迹を追て、推よし給ふとしらざるや。東風平の按司陶松壽、こゝにあり、と名告かけて、潮の涌がごとく攻たつれば、曚雲前後に敵を受けて、禦ぐにすべなく、撃るゝ身方を見もかへらず、且戰ひ、且走れば、廟岡のほとりより、亦一軍の人馬馳出て、落ゆく途を遮り留、八郎爲朝を見忘れたりや、曚賊逃とて脱べきか、と呼かけ給ふ聲雷のごとく、曚雲進退既に究り、是非なく撃破りて、走脱んとすれば、爲朝の陣中より、鶴龜同胞、馬を並べて逆たゝかひ、甲橘、乙柚、丙烈、丁炎春等、又左右より挾みて、脱さじ、と攻撃こと、火の燃、水の流るゝに似て、又背より、王女の大軍追蒐來つ、箭を飛す事雨の如し。こゝに至つて賊兵等は、或は撃れ、或は驅隔られて、曚雲只一騎になりしかば、爲朝遙に覷して、擇撃に射て落さんとて、二所藤の弓の握り太なるに、鷲の羽の征矢うち刺ひ、篦かつぎの上まで引かけて、しばし堅めて丁と射る。その箭あやまたず、曚雲が胸板せめて礑と射るに、鏃碎けて飛散たり。爲朝は、一の箭のうら缺ざるを、ふかく恥て、馬を彼此に乘廻し、矢壺を錯ず數回、思ふまゝに射給へども、箭ははねかへりて敵にたゝず。上差の征矢二十四條を、みないたづらに射捨給へば、弓投捨て嘆息し、われ總角

鎧の威も日本様、眞に一人當千の、勇敢氣色にあらはれたり。しかれども曚雲は、舜天丸の少年なるを侮りて、呵々と冷笑ひ、黄口孺子が、耳囂き戲言かな。汝が父爲朝だに、われと雌雄を爭ひ得ず、猛火に包れ、孤島に呻吟ひ、死んとすることいくたびなりけん。けふまで生も延たるは、こよなき幸ひなるべきに、又こりずまに、虎の髯を拈んとて、人なみにはいまだ足らぬ、小冠者に先をうたせしは、生がひもなき白徒なり。誰かある、舜天丸を生拘れ、と鞍壺敲て、敦圍ば、曚雲が先登の大將、耳目官全廣、忽地馬を馳よすれば、紀平治も又馬をすすめて、逆たゝかふこと十合あまり、刃を引て迯走れば、全廣は馬に拍れ、迯さじと追かくる、間をはかりて紀平治は、身を反りて丁と撃つ、礫とともに全廣は、馬より撞と轉び墮て、血を吐くこと夥し。賊將奇律之これを見て、渠全廣を助よ、と叫びつゝ、士卒に先だち馳出しが、又紀平治が狙撃、礫に眉間を打碎れ、馬より眞逆さまに轉び落れば、南吉、紅衛、林太夫等、群々と落かさなりて、全廣奇律之が首級を獲たり。されば紀平治が手煉の礫に、曚雲が憑きつたる、賊將二騎を撃とりて、義兵の威勢破竹のごとく、大將旗をすゝめ給へば、賊軍忽地足を亂して、一崩に崩れ騒げば、曚雲ます〳〵こゝろ慌て、頻に呪文を唱れども、幻術破れて驗なし。こはそもいかに、とわれにもあらで、忙然としてする所をしらず。浩處に、曚雲が

敵のやうを撈問するに、間者走りかへりていへりけるは、さても佳奇呂麻の島長に、林太夫といふもの、豫て爲朝に心をよして、彼此の島人をかたらひ、兵粮夥運送して、浦添の城に入る折から、宜野灣の大將季蛇、これを遮り駐んとして、却て島人に撃れたりと、告も訖らず、又斥候走りかへり、爲朝既に兵粮を獲て、勢ひ朝日の昇るがごとく、六百餘騎を二隊にわかち、遠く城をはなれて寄來たり候、と呼はる程に、忽地前面なる茂林の中より、一軍の人馬馳出たり。曚雲はこの報知を聞き、彼處の敵軍を見て、心の中大きに周章、車を捨て馬にうち騎り、みづから陣頭に馳出て、前面を佶と見わたせば、和軍忽地左右にわかれて、花やかに鎧たる、十四五歳の美少年、眞先に馬乘すゝめ、麾把て曚雲をさし招き、妖賊などて、來つる事の遲きや。われは是淸和の後胤、鎭西八郎源爲朝の嫡男舜天丸也、年來姑巴島に漂泊して、近屬父母に再會し、更にこの地へ伴はる。されば父の命を稟て、將に汝を誅戮し、弑逆刧掠の罪を糺して、島袋の怨を雪め、民の塗炭を救んとす、刃を受よ、と罵り給へば、士卒ひとしく箙を敲て、鬨の聲を咄と揚、天照皇太神宮、男山正八幡宮、阿蘇明神と寫したる、三條の白旗を、山風に吹靡かし、猛將虎卒數百人、前後左右に陣列し、舜天丸の側には、白髮たる老武者一騎、戟を横たへ立たりける。これぞこの音に聞、八町礫の紀平治太夫と、問ねどもしる勇士の相貌

をやいふべきとて、しば〳〵賞嘆し給ひけり。是よりさき曚雲は、みづから城山を攻んとて、既にうち出んとする折から、浦添の城を追落されたる賊兵、僅に首里へ脫かへり、城も奪れたる顚末を告しかば、曚雲聞きもあへず大きに驚き、抑彼爲朝親子は、いかなる奇術を得て、出沒不測の計略をなすや、われは物として見ざることなく、事として聞かざることなかりしに、今度爲朝等が進退のみ、この目に見えず、この耳に聞えず、しかはあれど、浦添宜野灣は、首里の咽喉なれば、敵もこゝを取らんとこそ謀るらめ。もし彼城を奪るゝ事もや、と豫て思ふ旨あれば、彼處に兵糧の貯させず、只月々にこなたより、士卒の月俸を送り遣したれば、今はその糧竭るころなり、只彼城をうち圍みて日を過さば、爲朝智勇ありといふとも、餓死せでやはあらん。かゝれば城山の敵は、心腹の病にあらず、爲朝は浦添の城にあること疑ひなし。いでやわれ、浦添を攻落さば、城山はおのづから落べしとて、まづ縡の趣を、棟孫仐廣に告しらし、棟孫は長川を前にあてて、城山の敵を抑へ、こなたより戰を催すべからず、仐廣ははやく首里へ歸りて、浦添へ向ふべし、といひつかはしけり。かくて仐廣は、日ならず首里へ歸りにければ、曚雲やがて、仐廣を先登の大將とし、奇律之を後陣とし、その身は中軍に將として、その勢すべて三千餘騎、既に龍宮城を進發して、次の日龜山の麓に至り、且くこゝに屯して、

送いたせし事、神妙なり、と稱へて、叮嚀に勞ひ給へば、林太夫は爲朝親子の、恙なきを祝しまうし、某等この十日ばかり前日に、船出して候ひしに、毎日に風わろくて、思ふかたへ漕よすることかなはず、かくては何の日に、泊の西濱へ寄すべき、と心のみ焦燥たりけるに、一昨暴に風波荒れて、船どもみな反覆んとしたる折、神の祐させ給ふによりて、更に順風を得たりしかば、立地に西濱へ乘著にき。しかるに大將軍は、百騎に足らぬ兵もて、はや浦添の城を攻落し給ひぬ、と聞えしかば、船底に準備し來つる、杣木を組たてゝ車とし、やがて兵粮を積のぼしつゝ、こゝを投てひかし來る程に、宜野灣の賊將季蛇とやらんが、兵粮を奪んとて、二三百の兵を將て、城より撃て出たり、血氣に勇む島人等は、陣法もしらず、撃術もしり候はねど、膂力にまかして敵と戰ひ、遂に賊將季蛇を撃とりにければ、賊軍忽地に敗れて、死るもの數をしらず、おもひの外に得つきて、敵の遺したる弓箭、刀鎧さへもて參れり。凡此度林太夫に從ひて參るもの、佳奇呂麻人のみならず、由呂、烏奇奴、度姑島、小琉球の島人等、大將軍と王女の仁心を景慕し、林太夫が催促にしたがつて、走聚たるにて候、と一五一十を演說し、撃とりたりける宜野灣の賊將、季蛇が首級をとり出て、實檢に入れしかば、爲朝舜天丸大きに歡び、汝等が今度の働きは、勇將武夫も及ざる所なり、野夫にも功者ありとは、かゝる事

甲橘、乙柚、丙烈、丁炎春が徒、三十餘人の獵夫を將て、參加りにければ、爲朝の屬兵百三十餘騎、降參の兵をあはして、四百餘騎とぞ聞えし。しかるに、城中兵粮に乏しきをもて、籠城心もとなし、もし宜野灣の賊將撃て出、遠く圍みて日を過さば、城中戰ずして弱るべし、はやく青麥を刈とらして、兵粮に給候はん、とまうすものあれど、爲朝は騷たる氣色もなく、今一兩日をまたば、兵粮おのづから出來つべし、と宣ふを、衆皆こゝろ得がたく思ふ程に、遠見の兵忙しく、城樓より走下り、宜野灣のかたより、軍兵夥出來ると告しかば、爲朝は、舜天丸紀平治とともに、城樓に登りてこれを見給ふに、その勢およそ二三百人、數十輛の戰車をひきて、驀直にはせ來にけり。爲朝はしばし視て、呵々とうち笑ひ、寄せ來るものは敵にあらず、佳奇呂麻なる林太夫が、兵粮を贈れるなり、われ亦活たり、といひも果給はざるに、島長林太夫は、はや濠際に走り著、これは佳奇呂麻より、兵粮を進らせんとて、海藻乾魚なんどを、夥齎し來つる林太夫なり、大將軍に稟させ給へ、と呼はりけり。鶴龜は嚢に王女の佳奇呂麻におはせしとき、參り仕し事あれば、林太夫をよく認りつ、ふかく歡びて、やがて城門を開かしつゝ、是を迎入るゝに、島民すべて三百餘人、おの〳〵藤蔓を編て鎧とし、木の皮を肱當臑當とす。そのとき爲朝父子は、城樓を下りて林太夫等に對面し、脊の約束に錯ず、兵粮運

紀平治が閃かす、刃の下に珠鱗が首は、膝のむかひへ撲地と落、軀も共に倒れけり。浩處に、南吉紅備等、百人の兵士は、二三人づつ走著て、その日の中に集合しかば、爲朝これらに謀を說示し、百人が中にて、殊に珠鱗に似たるを擇み、彼が衣裳を被せて馬に乘し、爲朝父子、鶴龜同胞、紀平治等は、筑登之に打扮て、主從すべて百餘人、只管道をいそがしつゝ、その夜亥中の比及に、浦添の城に走著、件の假珠鱗眞先にすゝみて、城門うち敲き、佐敷より加勢の軍兵を誘引來れり。門を開て入れ給へと喚れば、城の兵城樓の挾間より見るに、こなたより遣したる使者珠鱗は、馬に乘て月下に立り。疑ふべうもあらざれば、軈て城門を推開きて、諸軍兵を招き入れつ。爲朝父子は、既に一二の城門を越給へば、城の大將按司伯紀出迎へんとする折から、城中俄頃に騷しく、佐敷より兵を誘引來たる、使者の珠鱗は贋物也、由斷し給ふな、と呼はれば、伯紀大きにおどろきて、走り入らんとする處を、爲朝刀を引拔きて、跳り蒐て伯紀が首を丁と撃おとし、大里の按司源爲朝こゝにあり、城の賊兵命惜くば、降參せよ、と喚り給へば、從卒百人鬨の聲を作りかけ、舜天丸、紀平治、鶴龜は、縱横無碍に衂て廻れば、城の兵士驚き騷ぎて、防ぎ戰んとするもの一人もなく、半は後門より脫れ去り、半は弓を伏、兜を脫、阿容々々と降參す。かくて爲朝父子、浦添の城を降し給ふよし、遠近に聞えて、越來の

者ありけり。舜天丸これを目送りて、彼騎馬は山南省へ、急を告る使者なるべし、引捕へなば縁由を、しる事もあるべきに、と宣ふを、爲朝は聞もあへず、しからば撃もとゞむべきに、走らしたるは遺憾、と呟きたまへば、紀平治はつと身を起し、某撃とめ候はん、といひも訖らず、礫を把て礑と撃ば、はや五六町も走り過たらんとおぼしき騎馬武者の、脊骨を摧きて鞍壺より、仰ざまにぞ落しける。鶴龜はこれを見て、現にも祖父を八町礫と、渾名せしこと空しからず。奇なり、妙なり、と稱讃して、同胞一齊走りゆき、押へて索を被しかば、馬は頻りに驚きさわぎて、舊來し路へ走りかへるを、舜天丸軈て轡を引とめ、その馬をさへ獲給ひけり。その時鶴龜は、半死半生なる騎馬武者を、引立てて立かへりしかば、爲朝みづから、その來歷を責問給ふに、彼者苦痛に堪ざりけん、はか〴〵しくは回答せざるを、しば〳〵問れて已ことを得ず、某は浦添の筑登之に、珠鱗と呼るゝものなるが、八郎爲朝再生して、城山へ盾籠り、日今合戰の最中也。しかるに浦添宜野灣の兩城は、首里の咽喉なるをもて、はやく兵士をまし加へて、油斷なく守るべし、と曚雲法王下知し給へば、浦添の按司伯紀、某を使として、佐敷の按司に催促し、加勢の兵士を呼び聚るのみ、この外には仔細なしといふ。爲朝聞果て冷咲ひ、それだに聞けば這奴に用なし、身の暇をとらせよ、と宣へば、うけ給はる、と回答もあへず、

つかざる間に、棟孫全廣は、大軍を將て馳向ひ、短兵急に攻よして、鏖にせよ。實言虚言はしらねども、爲朝が子に、舜天丸と呼ばれて、智謀おそろしき小冠者あり、又八町礫とかいふ、礫に名を得し老黨ありとぞ、撃な漏らしそ、と說示せば、兩箇の賊將こゝろ得果て、千五百騎を引卒し、次の日首里を軍旅して、長川をうち渡り、城山へ寄する程に、王女松壽は、鬨の聲をも合せず、思ふまゝに敵を引よし、二百餘の兵士に下知して、一度に數百の大石を、八落八落と投落さすれば、賊兵矢庭に打殺さるゝもの二三十人、傷けられたるものは、その數をしらず。すは八町礫よといふ程こそあれ、大軍一崩れに崩れたち、一里あまり引退きて兩三日は、起得ざるもの多かり。棟孫全廣は、爲朝の軍配侮りがたく思ひたるに、舜天丸の智謀、紀平治が礫に聞おぢして、その後はかる〴〵しく兵をすゝめず。山中殊に靄ふかくて、敵の多少を見極めがたく、鬨の聲のみ谺に答て、數千騎籠るがごとく聞えしかば、しば〳〵首里へ遞馬を飛して、加勢の兵を乞にければ、曚雲聞て、安からぬ事かな、いでやわれ、みづから馳せ向ひて、踏鎮ん、といきまきて、やがて出陣の準備をぞしたりける。かゝりし程に爲朝舜天丸は、紀平治、鶴龜もろともに、夜はゆき、晝は宿り、やゝ辨嶽の麓まで來給ひしかば、主從石に尻をかけて、跡より走り著く兵士をまち給ふ折から、忽地汗馬に鞭をあげて、北より南へ走らする

とするなるべし。その隙にわが父は、舜天丸、紀平治、鶴龜等と、百人の逞兵を將て、竊に東の山路を繞り出、備なきを討給はゞ、浦添の城は獲易からん、と回答給へば、爲朝この議に從ひて、王女松壽を大將として、東紀堤造等、二百餘人を殘しとゞめ、鶴龜を鄕導とし、爲朝父子紀平治は、浦添の城を取らんとて、百人の兵士には、辨嶽の麓へ參りあへとて、その謀を說示して、二三人づつ起行し、翌日爲朝父子主從は、いと窶々しく打扮て、密やかにぞうち出給ふ。さる程に陶松壽は、紙を繼て籏となし、竹を剪て矢を矧し、山中要害の地に陣を布て、夜は夥しく篝を燒し、爲朝ふたたび城山に義兵を起して、首里を攻るといはしければ、曚雲この風聲を聞て大きに驚き、棟孫、奇律之、全廣等以下の賊將を呼び聚へ、去年島袋の火攻に、爲朝三面六臂ありとも、脫れ得じとおもへども、その首級を見ざりしかば、ふかく心にかゝりしが、彼爲朝は死ずして、しのび〳〵に殘黨を招き集め、既に城山に屯して、攻寄するとぞいふなる、風聲はやかくれなければ、汝等も聞つらん。しかるに、つや〳〵こゝろ得がたきは、いぬる十月、爲朝夫婦が存亡定かならざる比より、その往方をしらんとて、わが千里眼を睜れども、雲霧などの掩ふやうにて、絕てこれをしるによしなし。顧に爲朝は、隱形の術を得たる歟、さなくば彼を助るもの、わが術を折くにやあらん、かゝれば蔑りがたき敵なり、這奴等に勢の

すやう、わが君俄頃に三百の、兵士を得給へども、曚雲が賊兵に比れば、なほ九牛が一毛なり。且この山は首里へ近し、曚雲はやくこれをしらん歟、先にするときは人を征し、後るゝ時は人に征せらる、思慮を費すに遑なし、三百餘騎を二隊にわかち、大里眞和志の山間より、長く驅てふかく進み、短兵急に攻給はゞ、備なき賊の軍兵、一戰に滅ぶべし、とく〳〵軍配し給へ、とすゝめまうせば、松壽しばらく尋思して、老人の異見、そのよしあるに似たれども、賊は大勢、われは小勢、進退嶮岨を憑とも、急には首里へ攻入りがたけん、兩陣相挑むこと久しくば、何をもて兵粮に給べき。曚雲もし、わが士卒の餓たるをしることあらば、兵をわかちて、背より襲ひ撃ん。かくては始終の善策にあらず、只この山に屯して、首里を攻んとする勢ひを示し、敵にこなたを圍して、矢戰に日をおくり、その隙に大將軍は、百餘人の逞兵を將て、潜やかに山越して、浦添の城を拔給はゞ、曚雲前後に敵を受て、防ぐに術なからん歟、よく賢慮を廻らさるべうもや、と憚る氣色もなくまうせしかば、爲朝つく〴〵とうち聞て、進むは易く、退くは難し、舜天丸は、何とか思ふ、と問給へば、さン候、陶松壽の計策、しかるべくこそ思ひ侍れ、この山には、母君を大將とし、陶按司を軍師として、兵士二百餘人を殘しとゞめ、爲朝この山に屯して、日ならず首里に攻寄る、と風聲せば、曚雲かならず多勢をもて、急に攻おとさん

し給へば、爲朝古廟をふし拜み、人誠あるときは、禱らずも神の祐あり。しかるに夥血を流して、社頭を穢せし事いともかしこし。紀平治、鶴、龜は、王子阿公等が死骸を擡て、その汚穢を除き、陶按司はわれに代りて、よろこびの幣を進らし給へ。今ははや天も明なんとす、われは王女舜天丸を將て、直に闘鏤樹谷に赴き、阿公が隱宅にて、各位を俟べきなり。さはとて拖て徐やかに、階の板を下り立給ひて、野伏十人を殘しとゞめて、社頭の鮮血を洗ひ流さし、東紀、堤造等に郷導さして、親子三人もろともに、闘鏤樹谷へ赴き給へば、天はほのぐと明にけり。

第六十五回

賊將を斬て林太夫兵粮を贈る
靈箭を發て舜天丸曚雲を射る

爲朝親子は、闘鏤樹谷なる、空廬に入り給へば、且くして、紀平治、松壽、鶴龜は、十人の野伏を將て、みなもろともに歸り來にけり。此日爲朝は、東紀、堤造等を遣して、夥計の野伏等を招かし給ふに、四五日がほどに、みな城山へ參り聚ひしかば、その志を賞美して、一胏の肉、一枝の果も、士卒にわかちとらし給へば、その仁心に感佩して、鋭氣はじめにいやましたり。かくて爲朝親子は、紀平治、松壽、鶴龜等を集合て、その軍略を問給ふに、八町礫まづまう

見て、一切認り候はずといふ。こゝに爲朝は、一層の疑念をまして、思ひ定めかね給へば、舜天丸ははやく父の氣色を猜し、わが大人いかにおぼすやらん、阿公年來こゝに躱れて、ひとり王子を衛孚、又近屬、長川敗軍の落武者を、招き集ることまでも、曚雲これをしれるなるべし、しりつゝ軍兵を遣して、搦捕せんともせざるを思ふに、彼わが父の手を借て、王子と阿公を殺さし、彼亦王子の爲に兵士を起し、わが父を討と稱して、愚民を惑す謀なるべし、しからば平覇安桀等は、曚雲が間者にて、松壽の私卒なりと詭りしは、事もし破れに及ぶとも、陶按司をわが父に、疑せん爲か、とおぼし、さは侍らずや、と宣へば、爲朝やうやくに曉りてうち點頭、舜天丸が推量、その趣を得たり、死骸を展檢よ、と仰すれば、鶴龜は松壽と共に、その懐を探り見るに、鱗形の割符あり。加以、その身甲に曚雲が、袖識を著たりければ、衆皆駭然として舌を卷き、舜天丸の聰明叡智を、感ぜざるものなかりけり。當下爲朝は、東紀、堤造等が、忠義の志を失はず、こゝにまゐり聚るを賞して、夥計の野伏、いくばくかある、と問給へば、東紀等答まうすやう、今こゝに候もの、僅に五十八人、この餘、國吉、奥山なんどに躱れをる者、二百五六十人も候べしといふ。王女はこれを聞てふかく歡び、按司この宮社に詣て、鶴龜等に環會、又招かずして三百人の兵士を得給へり、こは天孫氏の冥助なるべし、と祝

長川の敗軍に、辛じて必死を脱れたるものどもなり。大將軍御夫婦のうへ、いへばさら也、軍師、及先鋒の兩將も、討死し給ひぬ、と聞えしかば、この城山に脱れ入り、はからずも阿公が、王子を守册きて、闘鏤樹谷に隱れをるに名告あひ、王子に從ひ奉りしが、口な餬ふによしなくて、山客野伏とはなりて候ひき。しかるに目今、山の尾崎より歸り來て、阿公が今般の懺悔物がたりを竊聞して、はじめて王子は尙寧王の、御子ならざるよしを覺り、且大將軍王女もろとも、恙なくおはしますを、眼前見奉るに、天の明たるやうにおぼえて、いと歡しく候、とおそるおそるまうせしかば、爲朝ひとり〴〵にその名を問て、汝等させるものならずとも、先鋒の大將鶴龜を、しらざることやある。しかるにその夥計なる、宜壽、平覇、安榮とやらんの三人、卯夜に龜を生拘來て、阿公がいふに任し、首を刎んとしたりしはいかにぞや。逆賊曚雲には降參せじとて、ふかく山林に脱れ、王子に從ひて、國の爲に忠義を盡すには似ず、言と行ひと齟齬すれば、その疑ひあり、こゝろ得がたし、と宣へば、みなもろともに頭を搕、仰理りに候へども、件の三人は、故朋輩に候はず、軍師陶松壽の郎黨にて、擊もらされたるもの也とて、廿日ばかり以前に、この山に來て、阿公に從ひ候ひき、と囘答せしかば、爲朝は松壽を見かへり、陶按司、このものどもを認れりや、と問給ふに、松壽はほとりちかく立よりて、件の死骸を熟

葬りて跡弔かし、と叮嚀に說諭し給へば、鶴龜は容をあらため、かくまで深き恩惠に、悖り奉るはかしこけれど、某同胞は、祖母阿公に傷たり、これを律に考れば、その罪脫れがたし、御宥を蒙りて、腹かき切らんには、といひも果ず、ふたたび自殺せんとするを、舜天丸急に推禁め、迷へるかな鶴龜、汝達そのはじめ阿公を、外祖母なりとは絕てしらず。しらざる故にこれに傷く、これ卽孝子なり。かくてその祖母なるをしるに至りて、みづから罪に死んとす、是則順孫なり。かゝれば罪あるに似て、罪なしといへども、こゝに道理をつくさずば、可惜玉に瑾あるが如けん。しかれば目今同胞の、頭髻を剪つてその死に代へなば、孫に撃れんと庶幾し、阿公が死も狗死ならず、孝子順孫の志も、強て奪ふに至るべからず、いで刑罰、と刃を拔て、鶴龜が髻を、忽地弗と剪捨たまへば、兄も弟も爲朝親子の、仁慈に感涙禁あへず、阽みながらふたりの孫を、救ひかねたる紀平治が、歡び氣色にあらはれて、今を限りの阿公は、おなじ思ひに掌を合し、彼首是首を伏拜む、苦痛さこそ、と八町礫が、臨終すゝめて閃す、刃に頭をうち落せば、覺期はしても今さらに、こゝろの闇に夜の鶴、細輪の田井に鳴く龜も、共に燒るゝ思ひなり。浩處に阿公が麾下の野伏、東紀、南吉、堤造、紅衞等の數十人、古廟の背より立出て、みな地上に拜伏し、某等は元來名もなき、仂武者には候へども、曩に大將軍に從ひ奉り、

得させんに、いと痛しき事しつるかな、とうち漣洏給ひしかば、鶴龜も瞼を押拭ひ、母新垣が壯もすぎ、齢四十にちかくして、有身たるを心にかけて、陰陽師に占せ候へば、出生の子は男にて、いと貴かるべけれど、年は十に滿ずして、横死すべきもの也とて、その掌を指ごとく、說示されていよ〳〵ます〳〵、心にはかゝれども、父には絕て告ざりし、と母の末期の物がたりを、只假初に聞なして、そはえせ博士が虛言ならん、こゝろに留め給ふな、といひ慰めしは八年のむかし、思ひあはする卜筮の、いと誣がたく椎子を、兄とはしらで贈りしも、連る枝の誠をあらはし、龜をさへ憐めども、遂にその死を救ひかねて、漣洏たる面影が、なほ目に見ゆる、とかき口說、外へはゞかる袖の雨、うきみの蟲と喞にぞ、爲朝頻に嗟嘆して、幼稚ものは無智の聖、罪を糺すにいまだよしなし、只阿公が奸曲は、その罪放しがたしといへども、賞すべき事なきにしもあらず。故いかにとなれば、彼その孫を王子と詭り、南風原の城に籠りて、六年が間山南省を、とりもとゞめたればこそ、民今に天孫氏の後あるをしるをもて、曚雲逆意を振ふといへども、竟に山南を奪ひ得ざりし、その功一ツ。又爲朝が身にとりては、當初阿公が紀平治に、地圖を贈りしことなくば、縱君父の命なりとも、輒くこゝに潜び來て、鶴を擒獲て歸らんや、その功二ツ。よりて阿公が亡骸は、鶴龜等に得さすべければ、幼稚き弟が屍とともに、

殘編卷之四

第六十四回

情人を刎て紀平治隱慝を懲す
頭髻を剪て舜天丸孝順を全す

汝に出て汝に返る、因果の理り今こゝに、阿公が懺悔によりて、王女ははじめて王子のうへを、事詳に聞給へば、或は驚き或は歎き、おもひきやわが弟の、王子は弟にあらずして、毛國鼎が子ならんとは。庶莫、彼國鼎が先祖は、天孫氏十八世、玻琳王より出たれば、金枝玉葉と稱せられ、國家につかへて棟梁の臣に侍ればその由緒あり。先王に男兒ましまさねば、同姓の兒を養ひて、位を讓り給ふとも、その水原の竭るにあらず。一旦世を謚君を欺き、王子と稱せし罪はありとも、存命てだにあらんには、亦せんすべもあるべきに、善惡もしらぬ穉子を、只一刀に刺殺せしは、只顧先非を後悔して、始終をわきまへざる、阿公が愆に、なほ愆をかさねし也。きのふまでもけふまでも、わらはが弟とおもひ侍れば、今さら外のしぐれにあらず、主從とはいひながら、毛國鼎親子には、わが身にうけし恩多かり。その忠孝に宥めても、命は助

導に倶し給へば、朋輩にもうらやまれ、輒く鶴を獲て歸りし、みなこれ主の忠孝を、神の憐み給ふによれど、時にとりては阿蘇山にて、地圖を贈りし淫婦が、績なりとは人にもいはれず、結捨たる縁をこゝに、思ひ出れば短刀の、鞘を更に孫とし見んとは、しらでぞ遺す舩島と、秋津洲根に二人の妻、三人の孫が善惡邪正を、身にしる涙にくれはとり、あやしき縁しを白地に、名告るも昔耻しと、説しらすれば阿公は、原來その夜の密夫は、おん身なりしか、もろともに、花も實もなき老樹どち、ひとつ根による相生の、あふは別のはじめなりとも、いかで面をあはさるべき、さはあれ後の夫にあはねば、只是のみが後やすし。曲れる木にも花ぞ開く、僻るものにも信あり、憐まれずと昔の好に、この世の暇給はして、孫がこゝろをやすらへ給へ、と掌を合すれば鶴龜も、豫てその名を聞及べる、八郎按司の股肱の老黨、八町礫の紀平治ぬしは、わが外戚の祖父なりしか、思ひがけなき見參かな、と名告るは親の泣よりにて、王女、舜天丸、陶松壽も、奇耦を感嘆したりける。

ひあはすればわれも亦、四十餘年の非をぞ知る。阿蘇明神の祭の宵宮に、鶴軀の鞘したる、九寸五分の短刀を、假初に贈りたりし、阿公が密夫は、かくいふ八町礫なり。わかきときにはさまざまの、調戯するは世の常なれど、われに定まる妻なきころ、於曾の風流士ならねども、袖ふりはへし稻舟の、綱手に結ぶ化し契りも、人目いぶせく名告もあへず、われは短刀妹は卷軸、これ再會の紀念にと、とりかはしつゝ起わかれ、家に歸りて淫婦が、おくりし物を披て見れば、琉球國の地圖にして、風俗俚言にいたるまで、事精細に錄したり。こは奇なることもありけり、わが先祖は琉球の、人なるよしは亡父の、物がたりにて聞たれども、書もとゞめし物はあらず、彼淫婦は何人の、女兒なるらん聞まほし、と思へば僅に四五日經て、ふたたび阿蘇へ赴きしが、それか、これ歟、と人にも問れず、索めぐれど、索あはず、一夜の契りと思ひたえ、年經て後に八代と、呼るゝ女を妻とし娶り、浮浪のたつきなきまゝに、木綿山に山居して、獵夫となりし幸は、八郎御曹司に値遇したてまつり、九國を管領し給ふ程に、やがて近從に召おかれ、二十八騎の第一と、世にも人にもしられしは、眞にこよなき面目也。しかるに八郎御曹司は、君父の仰かしこみて、放せし鶴をとり獲ん爲に、潛に琉球へ赴き給ふに、案內しつたるものはあらず、□こゝに紀平治がはからずも、年來藏めし彼處の地圖が、主君の益にたちし夜玖島、彼鄉

の門扉をひらかし、爲朝、王女、舜天丸は、松壽紀平治を將て立出給へば、鶴龜いとゞ面なげに、前み迎へて再拜し、去年長川の敗軍に、大將撃れ給ひぬ、と思ひ定めて遺憾に堪ず。ふかくも歎き奉りしに、王女もろとも恙なく、思ひがけざる廟内に、おはしますこと有がたく、歡しくこそ候へ、と恭しく啓すれば、爲朝莞然とうち笑みて、われ島袋にて必死を脱れ、はからず王女に環會、佳奇呂麻人に伴れて、姑巴島に赴き、日本にて出生せし、嫡男舜天丸及心腹の老黨たりし、八町礫紀平治太夫に再會して、彼島に春をむかへ、近ごろこの地に歸り潜び、越來山なる陶松壽が、隱宅としらずして、宿りを乞、松壽が亡妻眞鶴が、身後の貞節を感佩して、次の日件の山を出、祈願あるが爲に、けふ此山へわけ登りて、天孫廟へ參詣し、主従こゝに通夜籠り、夜風を凌ん爲に、内より固く鎖したれば、人ありとはしらざるべし。かくて王子阿公が進退、鶴龜同胞が爲體、これを竊聞、これを闕窺、因果の道理感ずれば、亦紀平治がいふよしあり、さるによつて阿公が、先非を悔たる自殺をとゞむ。やよ紀平治、願ふにまかして阿公が、介錯許す、と宣へば、紀平治は階を下りて、まづ鶴龜をうちまぼり、亦阿公を、うちまぼりつゝ嘆息し、昔の花の姿はうせて、彼も老たりわれも斯、老にければ名告らずば、その人なりとは得もしらじ。いかに阿公、鶴龜もよく聞けかし。老女が今般の懺悔物がたりに、思

もいかなればかくまでに、幸なきうへに幸なきや、父の忠信、母の貞節、世にはしられず罪なくて、討れし親を親ともしらぬ、弟は王子の稱を謂て、ながらく父の名を下し、又鶴龜は外戚の外祖母を撃ば、棄られても、年來親を慕ひ給ひし、母の爲に罪をます。こは人作か天作か。禍思ひ定めたし。やよ弟、なう家兄、死するより外すべもなし、是までなり、と同胞が、草を褥に坐を占て、刺錯んとしたりしかば、阿公は慌しく、見かへりて聲を激し、愚なり鶴龜、心にふかく迫るとも、自殺することやはある。その短刀は日本なる、汝等が祖父の賜、今これをもて阿公を、撃ば則孫どもが、手づから祖母を殺すにあらず。われわが夫の刃にかゝりて、撃るゝとしらざる歟、われは外戚しかも國賊、只一刀にして已ときは、汝等は忠もなく、又孝もなき狼狽者、人情公道共に缺なん。無益の自殺を思ひとゞまり、祖母が首を刎ざるや、と物いふ每に潰る、鮮血を見るに忍ばれず、鶴龜は手に拿る、刃を捨て泣然と、落す涙の露霜と消るにも又消がたき、身を喞てぞ撃かねたる。いひがひなし、と阿公は、膝すりよして眼を睜り、汝等われを撃ずして、痍平癒することありとも、天亦われを許さんや。その短刀を、と搔よして、刃を項に押あてつゝ、自刎んとする折から、古廟の内に聲たかく、老賊阿公自殺にさせじ、鎭西八郎源爲朝、こゝにあり、と名告給へば、こは〳〵いかに、と孫祖母、向上る古廟

細溪川に影見えて、淸くながらふ鶴𪀚か、忠孝に思ひ比れば、今さら悔しく恥しく、せめて罪惡を滅せん爲に、天孫氏の御廟の前にて、王子といつはる孫を殺し、年長たる孫鶴𪀚に、撃れんと思ひ定めたれば、火を踏消して暗きに紛れ、如此はかりしとしらざるや。疑はしくば影あかき、月を燭にこれを見よ、わが生血と王子の鮮血と、ひとつになりて骨肉の、眞をこゝにあらはしたり。羽夫にもませし毒惡の、祖母が懺悔を聞わきて、首を刎て忠孝の、名を揚家を興せかし。三人の孫は三人ながら、いづれ疎におもふにあらねど、わが手に年來𡦂たる、をさなきものは八しほます、可愛さあまれど如此々々と、いひはしらさで刺殺せし、老が拳は攤痲れ、いづこに刃をあてんとも、思ひ定めず目にあまる、淚は中夜の驟雨より、なほ降そゝげど身の銹を、洗ひ流さんすべもなし。女兒を殺し又孫を、殺して孫に撃るゝも、因果覿面脫れぬ應報、などて首を刎ざる、といひ激せども身はよわる、息の下なる物がたりに、鶴𪀚しば〳〵嘆息し、わが外戚の祖母にて、おはするよしを聞からに、いかでか刃をあてらるべき、善惡邪正はみな人の、心からとは聖もいへど、わが同胞は忠孝に男だましひを磨きあげても、善にはすゝむ道もなく、母の仇人と索寬ひし、仇人は母の又母にて、世をいつはりの儲君は、亡父母の遺腹子、現在弟にあらんとは、しらでも脫れぬ國家の刑法、族滅緣坐はいひときがたし。そ

の高位高官を、極んもいと易し、說しらさばや、と思へども、事急なれば告るによしなく、その短刀を銑鋧に、寃を外して打かけしは、環あふせもあらん日に、骨肉の眞を告、王子の佐になさんず、とふかき方便は曉らぬ支黨、嚮に平覇安桀等が、不思議に龜を生拘來たれば、そゞろだつ程懷愛く、わが胸中を、しらせんとは思ひながら、いひよるすべのなきまゝに、その剛臆を試んとて、首を刎よ、と下知せしを、實言と思へば穉兒の、王子は見るに忍びかねて、毛國鼎は國の忠臣、その子どもらをいかで誅せん、命を助よ、と禁めたる、年才にはいともませし怜悧さ。自然と憐む兄弟の、情は誣に誣がたく、白刃の下にありながら、われを罵る龜が勇敢、額の間に身を躱して、弟を救ひし鶴が智略、これらはいまだ數ならず、親の仇人を撃んとて、百折の艱苦を厭はず、あるときは王女に供奉して、朦雲に生拘られ、利勇が爲に擒となれども、忠孝の志移らず、天の祐を得たればにや、長川の敗軍に、汝等兄弟のみ撃れず、今亦こゝにわれを見て、母の仇人とよせあはせし、勇士の廣言道理に稱ふ、その健氣さに自の奸曲を、羞れば邪念の角も折れ、孫が導く淺瀬川、ふかき惑ひに濁りき、とはじめて曉る天罰は、尙寧王の胤ならぬを、王子と稱して世を欺き、王女爲朝の討死を、身の幸と歡びて、その殘黨を忻り聚へ、祭の贄に假托て、人を殺して賊をなす、太山の奥の深山樹の、根ぶかきおのが强惡を、

を利勇に遞與して、後に彼短刀を、つらく〱見れば見も忘れぬ、三十九年さきつ秋、棄し女兒が繦褓の紐へ、結び著て遺したる、日本の郎が像見の一口、紛ふやうなき鞘の鶴龜、原來はわが手に殺したる、孕婦は藁の上より、捨し女兒にありけるなり、こは淺ましき所行してけり、と百遍悔い、千遍悼めど、なせし惡業とりもかへらず、隱慝の惡報は、悲み却強慾を、倍なかだちとなりしかば、ふたたび三たび思ひかへすに、女兒が良人こそ定かならね、奪ひし赤子はわが孫なり、此もの世子に立られ、琉球王とならんには、女兒が非業の死に代て、亦ゆくりなき洪福なり、と深念をすれば末憑しく、その事はふかく隱して、孫が成長をまつほどに、矇雲が幻術にて、俄頃に國王中婦君も、おなじ日に薨れたまへば、利勇は王子を衞傅き、南風原の城へ楯籠り、牛角の勢ひを張るものから、はかぐ〱しくは寇を得撃ず。しかれどもわが孫は、王子新主と尊敬せられ、既に六年の月も日も、わが手にこれを守り育れば、身による年は惜からで、只孫が人となるを、俟ば又あやにくに、內亂によつて大臣利勇は、爲朝に撃れし日に、汝同胞われを逐うて、母新垣が仇人と呼びかけ、前中城按司毛國鼎が二人の子ども、鶴龜と名告りしときに、ふたりの孫とわが女婿の、名字をはじめてしる悔しさ。遮莫この王子は、鶴龜等が弟也、矇雲亡びて孫王子が、國を普く御るに至らば、二人の兒は、從一品、國舅國相

らぬ胸を苦しめ、待ねばはやき臨月に、人にも告ず産おとせし、玉を欺く女子を、いと不便には思へども、養んやうあらざれば、ある夜密に扛抱きて、北谷の屬村なる、濱川の里に棄、日本の郞が贈りたる、九寸五分の短刀を、襁褓の紐に結そへて、心つよくは歸れども、涙に路は去りあへず、その翌も又翌去日も、そなたの空のみうち瞻め、何處の人に拾れたる、夜の中犬に食れな、と思ひかねつゝ送る日に、夥の年は經たれども、忘れがたきは女兒が事、元來われは託女の長、夫もつべきものならず、不淫にくらすは日本なる、郞へたつる操ぞ、と思うて壯を他に過し、よる年なみに産れ得し、大膽いよゝ愚にかへりて、貪る心いとふかく、慾に惑ひて、中婦君と利勇等が、奸計にかたらはれ、賢明の聞えましませし、王女を亡ひ奉らんとして、事ならず。毛國鼎に看破られて、北谷を追れしが、利勇が扶持によつて、都のほとりに潛びてをり。なほこりずまに中婦君の、奸惡を翼んとて、利勇等と謀しあはし、民間なる赤子を竊みて、中婦君の産給ひし、といはせん爲にしのび〳〵に、彼此を徘徊し、富藏河のこなたなる、郊原に病臥す女房が、臨月なるをはや猜し、それが子どもを欺きて、藥買へとてほとりを遠離、孕婦が腹を裂きて、腹なる赤子を引出すに、婦が今般にいとほしみし、短刀こそ此ものどもが、名をしるよすがとなりもせめ、遺しおくべき物ならず、とこれさへに奪ひ去り、件の赤子

もとめて彼處へ渡り、父を索れば悲しきかな、この春病て世を去給ふ、と聞くに望も絕果て、鬼界が島に浪はよれども、身はよるべなき繫ぬ船、さはれど雄々しき性なれば、こゝまで來たる思ひ出に、薩摩潟へ推渡り、何にまれ一藝を、習ひおぼえて故國へ歸らば、用らるゝこともや、と膽太くも思ひ定めて、大日本へ渡海しつ、大隅國大泊に、二年あまりさそらひて、唯一神道の奧義をたづね、便につきて肥後に赴き、阿蘇の神社へ參詣して、こゝに且く旅寢せしころ、彼明神の祭の宵宮に、弱冠にかたらひよられ、いなにはあらぬ稻船の、楫を枕の化なる契に、羞て名告らず名もしらず、あひ見んまでの紀念とて、郞は差副の短刀を、そがまゝとりてわれに贈り、吾は亦懷なる、卷軸を取出て、郞に贈りて果敢なくも、起わかれせし次の日に、稀に聞えし故鄕の、風の便りは赦免の沙汰、商船に便船して、やがてぞ歸る琉球國、官府に聞え奉れば、わが身はさら也なき父が、罪赦されて本領の三が一ッ、北谷の間切を返し賜はり、大國の神道を、受傳へ來しもの也とて、託女の長になされしかば、北谷の女王と稱られ、夥の託女に册れ、按司にもます身の富貴に、父が汚名を雪る喜しさ、樂忽地哀みの、本はといへば恥しや、日本の人と一ト夜さの、契り忽地有身て、月をかさぬる身の幅は、しのぶにも得しのばれず、この事もし世に聞えなば、神につかふる掟に悖くと、官家の祟脫れがたくて、人し





消る聲、まづ一人は擊留たり、といふは正しく阿公なり。さては弟は擊れし歟、はやわが兄は痍を負給ふ、と心慌て仇人の聲を、しるべに礑と砍る太刀風の、雲さへ吹や拂ひけん、あらはれ出る夜半の月、隈なき影ともろともに、見れば無慙や阿公は、王子を仰ざまに引よして、胸前ぐさと刺たるが、今鶴龜が擊かけたる、刃に左右の肩を砍られて、流るゝ鮮血は泉の如し。兄も弟もこの形勢に、驚き呆れて目をあはし、暗きに迷ひてや阿公は、王子を弑し奉れり。こは淺ましきかな今こゝに、罪いと重き弑逆の、怨かさなる君の仇、天罰思ひしらせんと、左右より亦ふりあぐる、刃を見あげてやよやまて。二人の孫よ、鶴龜よ、祖母が今般の懺悔あり。しばらく息を繼せよ、といへば鶴龜冷笑ひ、老耄て虛氣たる歟、かくても吾儕を欺く歟。孫と喚るゝおぼえはあらず、といへば阿公莞爾とうち笑み、しか疑ふは理り也、はじめより汝等に、擊るべうは思ひしが、孫よ祖母よと名告なば、縱母の仇なりとも、かくまで猛く擊得んや。今こそあかすわが素生、耳引立てよくも聽、抑わが父にておはせし人は、勝連の親方、法司從一品阿高と呼れて、國家に由緒ある搢紳なりしが、犯せる罪ありて鬼界へ流さる、その頃わが身はわか枝の姫松、母もろともに住なれし、勝連を追放せられ、憂苦に堪ず母は身まかり、わが身ひとつに三年經て、せめて配所へ赴きて、父に仕んと思ひたち、泊の津より硫黃船に、便り

躱れ、狗黨を集め、世を誣、人を欺く癖者、今立地にこれを討ずば、誰か忠孝の人といふべき、王子を遁て刃を受よ、といふ聲さへにかひぐ〱しく、撃ば斬らんと、よせあうたり。阿公は證据をとられて、脱んとするに言語なく、面色赧く成、蒼くなり、齒もなき齒莖切りて、脱あがりたる額髪の、針のごとくなるをそらざまに、振揚てにらまへたる、眼の光り星のごとく、炎のごとき息を吻き、今は何をか匿むべき、その短刀を奪ん爲に、富藏河のほとりにて、孕婦を刺殺し、走り去たるものはわれなり。返撃になせられそ、と名告かけつゝ懐劍を、閃りと拔て打かくるを、得たりと鶴が受とむる、刃の光りもろともに、龜が右手より撃太刀を、拂ひ退けつゝきりむすぶ、老女に似げなき手煉の太刀すぢ、右を拄つ左を撃つ、いとも烈しく戰へば、王子は遽て堦の上より、走り下りつゝ彼此と、立繞れどもせんすべなく、漣洏たる聲を揚、鶴龜とやらんしばしまて。阿公はやく逃よかし、いと危し、ととゞめ給へば、側杖撃れ給ふな、と頻に見かへる阿公より、猛く勇める鶴龜も、思ふ程には撃かねたる、刃の隙に阿公は、足を飛して燃しさる、蕉火一度に踏滅せば、忽地舊の烏夜となりて、撃太刀さらに定かならず、迯に氣息を候うて、丁と撃ては跡へ引き、亦撃白刃は空を切り、しらで目前へ突出す、刀尖に思はずも、鼻を皺めて身を返らし、只いたづらに追ひ繞り、須臾時をうつせしが、忽地叫苦と魂

とくに名告て撃べかりしが、汝は多勢、われは一人、便宜ならねば默止せしに、その徒は走去て、便あるに似たれども、雨降そゝぎていと暗し。王子に傷け奉る、こともやあらんとたゆたひて、はからず弟が必死を救ふ、みな是天の祐るところ、迯ともいかで脱すべき。母の仇人とく名告れ、名告れくゝ、と同胞が、いきまき高く競ひかゝれば、阿公騒ぐ氣色もなく、いへばとていはるゝもの哉、王子に傷け奉らじとて、猶豫せしとは虚言ならん。汝等露ばかりも、天孫氏の神裔を尊み奉るこゝろあらば、出處不定の爲朝に荷擔して、王子を逐失ひ奉らんや。われは元來國の忠臣、汝等が母をしらず、仇人と喚なす證据やある、といはせもあへず、鶴は腰なる短刀を、抜はなちて突出し、いかに阿公、この刃をば認れるならん。汝いぬる年、南風原の城の濠門を、潛り出て脱去るとき、われに打かけたる銑鋧は、紛ふかたなき母の像見の解手刀、鞘は黄金の鶴と龜、富藏河のほとりにて、母新垣が撃れ給ひし、亡骸見れば腹なる兒と、この短刀の失たれば、これにますべき證据はなし。汝は母の仇人なること、既に曚雲が口より洩らせば、大かたはしるといへども、虚實を定かねたりしに、奪ひ去れし母の刀を、打かけられて疑念をはらすも、實に汝が自業自得、かくてもふたたびあらそふや、と罵れば、龜も亦、引提し血刀拿なほし、老賊何の忠かあらん、その身の罪を脫ん爲に、幼君をとり奉り、山林に

爲朝に媚諛ひ、剰阿公を、母の仇人なんどと、なきことをいうて人を惑す、癖者なれば放しがたし、彼も是もみな王子のおん爲、あしかれとてかくいはんや。人こそ多けれ今宵の贄も、龜を獲たるはいにしへの、龜の卜部にませし吉瑞、幼稚くとも君は君、女々しきことを宣ふな。ものどもなどて猶豫せし、首を刎よ、と下知すれば、脱れがたなの下に立、龜が肘を左右より、引捕へて推なほせば、平覇は背後に立繞り、目さきへ突出す氷の刃を、閃りと引てふりあぐれば、古廟の廂に弦音して、平覇が腋壺兵と射る、鏃四五寸あらはれて、叫びもあへず仆れけり。これは、と駭く安栄が、二の箭に吭射抜れて、仰ざまにふし輾べば、龜は得たり、と身を反りて、敵の刀を掻とりはやく、宜壽が首をうちおとせば、鶴は半弓投すてて、身を跳らしつゝ飛下たり。吐嗟と驚く阿公より、龜は不思議にわが兄の、こゝに躱れて必死を救ひし、事の趣問に遑なく、思ひかけず、とばかりに、兄弟左右に立わかれて、阿公を央におき、鶴は勇る聲をふり立、名告らずとも龜が兄、鶴をばいまだ見も忘れじ、けふはからずも谷蔭なる、汝が隱宅に宿りを求たるに、留守せし童がうけ引ねば、王子なりとは思ひもかけず、竟に宿りを求めかねて、亦立歸る道に迷ひて、ゆくりなくも天孫氏の、御廟を拜し奉り、こゝに明るを俟折から、夥野伏等が聚ひ來る、事のやうをしらん爲に、扁額の背にかくれて、一五一十を幽窺たれば、

登る山の、峻きにいたく疲れ、夜輿引く孤屋に熟睡せし、不意を撃れて生拘られ、怨を泉下に遺すこと、天なるかな命なるかな。兄弟ひとつ宿りにあらば、われ睡るとも兄は覺なん。別れし日數は程經ねど、こゝに弟が撃るゝとも、しらでや索給ふらん。仇人の所在をわが兄に、告まほし、しらせまほし。あしき心はもたなくに、過世いかなる悪報にや、わが同胞は天神、地祇にも憎れけん。おなじ世界の月も日も、かくまで照らし給はぬ歟、と聲をふるはし眼を瞬り、蹉跎してはいくそたび、走りかゝらんとすれば推居る、三人を枷に被られて、泥に塗るゝ雨後の場、雲脚近くまだはれぬ、恨の眥血をそゝぎ、腸を斷孝子の怨言、聞かけてうち咳き、あながまや、囂しや。この阿公は王子の孀母、世とて時とて君もろともに、窶くとも老たりとも、汝等が鉛刀、薄皮一重切り得んや。とてもかくても屠兒が羊、ながう思ひをさせんより、生の根斷て得させよ、といひつゝ左右を見かへれば、うけ給はる、と應もあへず、平覇が引拔く刃の光りに、やよまて、しばし手なくだしそ、と王子は急に呼び禁め、喃阿公、毛國鼎は國の忠臣、その子ども等をあへなくも、撃せんは不便なり、命助けて得させよ、と孝子を憐む恰悧さは、八才童に稀なる君命を、耳にもかけず氣色を變、毛國鼎を忠臣なりとは、何人が告まゐらせし、忠臣にもあれ、逆臣にもあれ、彼は罪ありて誅せられ、其子どもらは君に寇せし、

を抗て、さし覗けばこの壯佼、前後しらずに熟睡したれば、矢庭に外面へ引摺出し、首を刎ん、と思ひしが、願ふに稀なる獲なり、活ながらこそ將てゆかめ。時やうつる、と索をも被ず、軈て引摺り來れり、といふ間に壯佼は、捕れし臂をまきかへさんとて、小膝を衝てたゝまくすれども、鳥の諸羽を縫れしごとく、押縮められたれば、嚧のみにてせんすべなし。阿公はこれを聞、是を見て黑やかなる、齒莖をあらはしてうち笑ひ、その數缺たる祭の贄に、神感もおぼつかなかりしに、忽地滿足しつる事、念願成就疑ひなし。まづそやつが面を見せよ、といへば蕉火さし著る、火光に額の背より、鶴は闕窺て大きに驚き、おもひきやわが弟、仇人の爲に生拘られ、あへなく命の終らんとは、兄はこゝに、といへばえに、いはで再びつく〴〵と、見れば思へば朽をしく、いかでか弟を撃すべき、と密に弓箭とりなほし、且く隙を窺ひけり。當下阿公は、ちかく進みて壯佼と、面をあはしてもろともに、うち驚きつゝ阿公は、亦呵々と冷笑ひ、汝は曩に誅罸せられし、毛國鼎が二男龜ならずや、と問せもあへず齒を切り、汝いまだわれを忘れず、われ又いかでか汝を忘れん。去年長川に軍敗れしその日より、存命べくも思はねど、母の仇人を狙撃んと、おもふばかりに得も死ず、兄弟彼此に躱ひつゝ、仇人の命長かれと、禱るは宿志を遂んが爲、驗はあるに似たれども、汝がこゝにありともしらで、けふやはじめて

公を撃んとて、王子に傷け奉れば、忠ならず、叉孝ならず。とく雨霽て月も出よ、と思ふには・似ず暗きより、暗きに迷ふ壯士が、かどうち放す燒刀の、靭を握てたゆたうたり。

第六十三回

弟を救ひ祖を認む落月弓
因を推し果を談ず解手刀

小雲時して雨歇にければ、累る雲の薄づくまゝに、月こそ出ね、あかくなるかと、おぼえしかば、鶴は竊に歡びて、野伏等が立歸らば、後悔こゝにたちがたし、名告かけて撃ばや、と思ひ定る折しもあれ、忽地前面の尾崎より、蕉火の光り、二ツ三ツ閃き出ると見えし、動搖めく聲の騷しく、三人の野伏等が、ひとりの旅客を捉つゝ、手を取り足をかい掴み、宙に引立て、喘喘走り來れば、阿公は、王子を忙しく扛おろして、階の板を半おりたち、來れる者は津嘉山の平覇、仲井間の宜壽、古波藏の安桀ならずや。時をうつさず拔群の働き、賞すべし賞すべし、這奴何處より生拘來つる、と問ば三人もろともに、彼旅客を礙と引するゑ、晝だに人跡絕たる山中獲あるべうは思はざりしが、仰默止がたければ、衆皆八方へ部しつ。そが中に、吾儕三人、この山の尾のあなたなる、穗屋のほとりを徘徊すれば、內に鼾の音したり。それか、とばかり火

稚ましませばとて、おん身の仇たる王女爲朝等を、いとほしみ給ふことかは。兄弟位を爭うて、戰せしこと日本にも、漢にもあがれる世よりあり。這奴等こと〴〵く、曚雲に擊れしは、疫病の神をもて、仇を擊するといふ、和俗の常言に異ならず、いひがひなきこと宣ふな。嗚乎むやくし、と賺しこしらへ、亦衆人にうち對ひ、汝等其處にいつまでも、跪坐てをればとて、足らぬ贄が地より生んや。鬪鏤樹谷の隱宅より、この處へ旁出路を掘らし、夜な〳〵宮社へ詣ること、けふ百日に滿ずれば、結願の贄をまゐらせん、と思ひしに、その數足らねば、心にかゝりて快からず、とかくする程更闌なん、はやく罷りて今一人が、首を刎て持參れ。その事いよゝ等閑ならば、汝等が首を刎て、贄の數に充べきぞ。とく〳〵ゆきね、といそがしたつれば、阿と應つゝ、準備の續松とり出て、篝火にさしうつし、みなわれ先へと群だちて、南の山路へ走去る折から、驟雨颯と降そゝぎ、おどろ〳〵と雷鳴に、電間なくして、漲おつる谷川の、音は阿修羅の鬨の聲、かくやと思へど物ともせず、阿公は遽しく、王子を抱きて階に立在、彼野伏等が歸り來るを、今か〳〵と待つなるべし。鶴は目今野伏等が、走り去るを見てふかく歡び、擊べき仇は阿公のみ、この隙に宿志を遂ずば、何の時をか期すべきと、思ひ定めて袖まき揚、飛下んとしたりしが、篝火ははや降る雨に、悉うち滅れて、善惡もわかぬ烏夜となりぬ。阿

しより、載は一萬七千七百九十餘年、國王は王子をかぞへて、廿六代の今に當りて、妖賊に世を陜られ、山林に脱れ給へども、君ならずして天孫氏の、正統は絕てなし、この時君臣心をあはして、祈らば感應なからんや。この城山は、天孫氏の威靈を表して、一名を、靈嶽と唱るを、思ひあはすればいともかしこし。曩に日本の浪人、源八郞爲朝が、物狂しき寧王女を、賺こしらへて妻とし娶り、威勢を權て利勇を殺し、王子をさへ弑ひ奉らんとせしときに、虎口を脱れて三年のけふまで、玉體恙なくましますは、祖神の衞給ふなるべし。亦彼爲朝は、貪れどもなほ飽ず、曚雲を擊滅し、中山南北の三省を、こと〴〵く有んとて、却島袋にて燒殺され、王女もその日に擊れ給へば、猪武者の尾に著て、鼠舞せし松壽が徒、みな擊れしと仄に聞く。こは天の罰する所、王子の威福にて、國恩をおもひ、恥をしるものは、革命の時を悲み、山林に脱れつゝ、招ずもかくのごとく、王子に從ひ奉れば、曚雲を滅さんこと、今より三年とはまつべからず、御心やすく思ひ給へ、と慰ればうち點頭、辨はわきまへても、只痛しきは姉王女、大里山にて擊れ給ふと、聞くに世の中形なし。又爲朝は日本にも、稀なる勇將、忠あり義あり、と風聲むなしからざりせば、その下風にたつ松壽、鶴、龜、いかで曚雲が類なるべき。これらも今は殘りなく、討死したるか、いとほしと、うち漣洏給ふにぞ、阿公は聲を激し、幼

の著到誰々なるぞ、と問ば衆皆頭を低、さン候。國場の東紀、松川の南吉、與佐の堤造、安里の紅衞、津嘉山の平覇、仲井間の宜壽、古波藏の安桀をはじめとして、著到すべて六十一人、命ぜられたる生首とつて、時日をたがへずもて參れり、受をさめ給へ、と應て、おの〳〵首級の頭髻を摑で、階の下にならぶれば、阿公は頤もて、かたはしより數へ果、分付たる首級の數は、九々八十一なるに、一級足らざるはいかにぞや、さりとてはいひがひなし。陰囊はもてど事に怠る、虛氣人よといひ懲らせば、みなもろともに頭を搔き、俺們四五日已前より、眞和志の屬村はさら也、長川のほとりまで、每夜に徘徊したれども、曚雲處々に關を居て、人の夜行を留れば、路ゆくものは稀にして、八十一の數に滿ず、僅に一級缺たるは、懈るに候はず、今一兩日をゆるべ給はゞ、その數百にも滿しつべし。許容あれかし、と啓すれば、王子はいとゞ大人しやかに、やよ阿公、丸に世を知らせんとて、三年に及ぶ艱難苦勞、その志は喜しけれど、罪なきものの首を刎て、祖神を祭るとも、これをよく受給はんや。今夜の祭は止ねかし、と宣へば、頭を掉、倍歲たることを仰するかな、傳へきく日の本には、野猪の頭七十あまりを、贄とし祭る神事あり、亦武者修行する猛者は、國々の神社へ、首級手向るものもあり、今この贄もそれに等しく、人參果の神事と名づく。されば往古天孫氏、跡をこの山に垂れたまひ

見やりたる面魂、物凄じきまでにいと逞し。鶴は扁額の間より是を見て、且怪み且歡び、この男の童の面影は、嚮に谷蔭なる草舍にて、われに椎子を贈りたるものにたがはず。亦彼老媼は紛ふかたなき、母の仇人阿公なり。こはそもいかに、とうち騒ぐ、胸を鎭めて思ふやう、かゝれば童子は阿公が、奪ひ去たる王子ならん。草舍にて見しにはまして、いと臈闌給ふものかな、王子はさらなりわれも又、面忘れ奉れば、おん隱宅に參りながら、外々しくも物いひて、立わかれしこそ悔しけれ。しかるに今夜はからずして、母の仇人阿公副、眼下に出も來つる事、わが同胞の誠心を、天孫氏の憐み給ひて、神靈こゝに偵きたまへり。讐を一箭に射て殺して、王子に微臣が孤忠を訟、よろづ自の爲にしたまはざりし、王女爲朝の志を、言詳に告まうさば、忠孝こゝに全からん。さはとて弓箭うち刺ひ、彎固んとして亦思ふやう、阿公を撃とるとも、目にあまる夥計の野伏等をいかにせん、われ立地に討死せば、誰か王子にわが忠孝を、訟るもののあるべき。加旃、わが弟こゝにあらず、われのみ仇人を撃りと聞かば、さぞなほいなく思ふらめ。鼠に投るに器をもてせずとは、古人の金言、既に仇人の隱宅を探り得て、その進退さへ見定れば、袋に物をおくが如し、と早る心をわれから諫めて、なほ音もせず闞窺をり。阿公はこれをしらず、左に右に見ぐらし、豫て分付たる贄の數、不足なく準備したる歟、今宵

の燈燭かき滅され、猛に闇夜になりにけり。浩處に前面より、蕉火夥ふりてらし、此方をさして來るものあり。鶴は遙にこれを見て、人跡絶たる山中に、小夜深て人夥、聚ひ來るこそこころ得ね。悲しきかな國の宗廟、天孫氏の宮社も、山賊の寨となりけん、潛びて物の善惡を見ばや、と彼此を見かへるに、神殿の扉開ざれば、身を隱すべき隈もなし。とさまかうさま思ひかねつゝ、烏夜にも光る扁額を、うち向上て弓弦を銜、破れ篇子に足踏かけて、鈴の緒に携りつつ、楣の上に攀登りて、額の陰に躱れてをり。さる程に續松の光りちかくなるまゝに、荒男等五六十人、皂き衣に皂き頭巾を戴たる、篠肱當に木皮の脚絆して、長き刀を跨たる、おの〳〵左手に火を抗て、右手には人の首を引提、古廟のほとりに聚ひ來つ、軈て續松をうち累て、篝火としたれば、天結陰ていと暗けれど、その火の光りに八方を照らして、毛の穴までも見えつべし。當下夥の荒男等は、二帶に居ながれつゝ、一人班を出て社頭なる、巨木の虛をさし覗き、君は渡御なし給へりや、豫て仰を奉りたる、祭の贄を持參せり。出させ給へ、と啓すれば、虛の中より應して、年の齡は、七八十ばかりなる老女の、雪より白き髮かきすべらし、大和錦の袿して、緋の袴の裾ながくひかし、八才ばかりなる男の童の手を携て、徐やかに歩み出、上座に推なほりて、半朽損たる階の上へ、童子をかき居、その身は中段に尻をかけて、左右をうち

とりちかく參りつ、原來この神社は、豫て聞く天孫廟なりけり。寔にわが國の宗廟にましませども、逆臣妖賊が爲に國家敗れて、久しく四時の祭祀を闕ば、いといたう荒れ果て、狐狸の棲となりけるかな、泰平の時なりせば、一トたびは參るべかりしに、わが同胞は少くより、國難に身をおきかねて、得參らざりけるに、今ゆくりなく宗廟を、拜し奉ることそ幸なれ、とひとりごちつゝ草をわき、石磴を搦びて手を淨め、壞れかたぶく階に登りて、再拜して念ずらく、世ははや澆季に及ぶといへども、神威今なほ亡給はずば、微臣が忠孝の志を憐み給ひて、母の仇人阿公が、隱宅へ導きて、夙志を遂さし給へかし。しからば王子を恙なくとり奉りて、爲朝王女の素懷を果し、曚雲を討滅して、廢れし國を興すべし、仰ぐところは神明の擁護による、と身を平伏し、念ずる事半晌ばかり、やうやくに頭を擡、不知案内の山中を、通宵索めぐらんより、神殿に一ト夜さあかして、翌はつとめて見し谷蔭の、草舍を索ん、と思ひかへして立あがり、聽て扉に手をかけて、拔きて內へ入らんとするに、柱傾きたればにや、力を究めて引けども開かず、せんすべなければ簷下に坐を占、擱に童子が與へたる、椎子をとり出て、これを嚼に餓たれば、味いふべうもあらず。わが身にかゝる艱苦にも、思ひやらるゝ弟が事、恙なくしてこの山へ、とく來よかしと思ふ懷愛さに、瞻望る空は雨雲の、天引まゝに影くらき、月

うち點頭、やがて走り入りて双の掌に、椎子を溢るゝばかりもて出つ、この處には五穀なし、これまゐるべうもや、といひかけてさし出せば、鶴は腰なる餉袋に、忙しく受をさめて、その惠をよろこび聞え、舊の尾上へ十町あまり、立かへりつゝ亦思ふやう、今の童子が面影は、何となく氣阜く見えたり。その年才を推量れば、阿公が奪ひ去たる、王子と同庚なるべし。しからば彼草舍は、阿公が隱宅ならずや。思ひあはする事の遲くて、他に見しこそ鈍ましけれ。ふたたび彼處に赴きて、あるじが歸るを張ふべし、しかなり、しかなり、とひとり點頭、亦谷蔭へ、と引かへせば、日ははや暮て、月いまだ出ず。忽地に路に迷ひて、ゆけどもゆけども草舍を見ず、走れば、礫に跌き、荊棘に足を傷られて、身さへ神も勞れしかば、人跡絶たる深山邊を、彼首へ走り、此首へこゝろますく焦燥て、左歟、右歟、と問んにも、且く株に尻をかけて、玉兎の走るを俟ほどに、亥中の月やうやくに、峯をはなれて晝のごとく、いと明くなる隨に、頭を廻らして、彼此を見かへれば、前面に一坐の古廟ありけり。うち仰ぎてこれを見るに、柱斜に甍墮、簷傾きて寄生高く、石像の狛狗傾き倒れて、谷へ落さんとする獅子のごとく、木偶の隨身采色剝て、釜より出たる餓鬼の似く、懸魚むなしく梟の糞に塗れ、鴟尾いたづらに蜘網に纒はる。僅に金字の扁額のみ、月影に輝きて、天孫廟と寫したれば、鶴は忽地に身を起して、ほ

はあれど獲なく、花はあれども果を見ず、いといたう餓たれば、弓杖に携りつゝ、遙に谷蔭を直下せば、谷川を後にしたる、一軒の草舍あり。かゝる深山に住む人も、あればあるにやと訝く、軈て藤蔓に手繰著き、巖頭に足を踏かけ、辛じてその處へたどり著、門邊に立て宿りを乞ふに、草舍の内より、年才は八ばかりなる男の童、大人しやかに走り出て、鶴をつく〴〵と見ていふやう、おん身いかにしてか來給ひたる、こゝは元來浮世に遠く、人倫の住宅にあらず、もししらずして宿し給はゞ、命立地にをはるべし。あるじは纔に出たるが、いまだ歸らざるぞ幸なる、はやく走り去給へかし、といそがせば、鶴は聞もあへず大きに怪み、つく〴〵と尋思するに、現にかゝる山家に、鷵闌たる、男の童の、ひとり留守してあるべうもあらず、これは正しく山の神に役るゝ、二郎五郎なんどいふものならん。しかりとも壯士が、命とらるゝと聞おぢして、不覺に迯も走りなば、弟にあうて何とかいふべき。强て宿りを乞ばや、と思ひしが、ふたたび吾身を省れば、君父の讐を外にして、危きに近づかんは、不孝なり不忠なり、と思ひかへして童子に對ひ、身の爲よからずとて留られねば、憑む樹下に、雨漏る心地こそすれ。某漫に此山へ迷ひ入りて、二日あまりを過せしかば、餓疲れて速には、走り去るべき氣力なし、物あらばとらし給へ、しばしなりとも餓を凌がば、惠を忘るべからず、と乞れて童子は

ども、浦曲は人の聚ふ所、憚かるかたも多かるべし。おなじくはもろともに、東の山路より、赴き給ひね、といふに、鶴は頭をうち掉て、兄弟ひとつ路を走りて、敵にしらるゝことあらば孰かこれを脱果べき、かくては思慮の淺きに似たり。西のかたは海邊なれども、讀谷、北谷、泊、七風山なんど、浦曲に添たる山おほかり、わが事は心やすかれ、とくくうち立給へといふに、龜は推辭によしなくて、再會を契りつゝ、軈て袂をわかちけり。抑佳楚獄と聞えしは、名護嶽の南にあたりて、山北省に屬したり。こゝより城山へは逈にして、三十六町を一里と定めて、二十里にあまるべし。元來人にしられじとて、山路のみゆくほどに、思の外に日をふりて、龜は三月廿日の黄昏に、城山の巓にわけ登りつ。この日はいたく山路に疲勞れ、日もはや向暮とすれば、兄を索るによしなく、いづれの樹蔭を宿とせんとて、前面の谷へ些くだりて、と見ればふりたる鹿菰屋ありけり。こは夏の比獵師等が、照射する爲にこそ、穗屋葺かけておくならめ、わが宿得つ、とひとり歡び、筵戸揚て内に閙り、空を枕に臥たりける。案下某生再說鶴は亦、西の捷徑を來にければ、龜には二日先だちて、城山へ攀登りしが、幽谷羊腸として、新樹に暗く、何處を踏とは定めねど、彼地を徘徊して、一兩日を過せども、いまだ龜には逢ざりけり。さればこの山は、山氣立こめて、霧ふかく、飛ぶ鳥だにも稀なれば、獵箭

里の城さへ落されて、王女もはや撃れ給ひぬ、と聞えしかば、遺恨の涙禁めあへず、せめて顯身の息の内に、阿公が所在を索ねて、母新垣が寃を雪め、首里の舊都へ潛ゆきて、曚雲が出るを窺ひ、仇を撃とも撃るゝとも、君父の恩に答んとて、遂に佳楚嶽に身を躱し、獵箭を負ひ、半弓を挾み、僅に禽獸を射て露命を繋ぎ、とかくする程に、その年も暮れたり。かくて三月の中旬になりしかば、有一日鶴がいふやう、わが同胞、不思議にも存命て、深山の奥に隱れをれば、敵にしられずといふといへども、亦身方の兵に、環會よすがもなし。千餘騎の軍兵が、一騎も殘らず撃れたるにもあらじ、我に等しく存命て、時をまつものなからずやは。浮世に遠く潛ぶ身は、首里の風聲を聞くだにも、たつきなきをいかにせん。おもふに、眞和志間切の名なり中山省に屬すなる城山は、一名を靈嶽と唱ふ。峯高くして、樹林深く、人跡稀なれど、首里へ遠からず、これ究竟の隱宅也。おん身は東の山路を經て、はやく彼所へ赴き給へ、われは又西のかた、讀谷山より浦曲を繞りて、件の山中にて再會せん。必らずしも邇よりゆかんとて、街道を走り給ふな。間切毎に新關あらん、草にかくるゝ狩場の雉子も、聲たつればぞ人にしらる、路なき路にわけ入らば、日數經るとも危からず、何事も忠孝に、思ひかへして堪忍び給へかし、と說諭せば、龜はこの議にしたがひて、仰うけ給はり候ひぬ、只心もとなきは、西はその路ちかしとい

くその處へ走參れよ。又未小八中大七は、眞鶴が追薦に、命助けて得さすべし、縦汝等が謀ればとて、爲朝を撃得んや。不義の富貴が願しくば、はやく曚雲に告しらし、賊軍の郷導して、ふたたび出も來よかし、と仰もあへず刀を拔て、縛の索切去給へば、二人の惡棍首を叩きて、數囘拜伏し、吾們既に身の非をしれば、何地へか罷るべき、翌の山路の郷導に、召れ候へ、と勸解にけり。かくて爲朝いそがし給へば、王女舜天丸もろともに、宿りを出て野邊送り、作りし罪も極樂の、うちならばこそかたからめ。窣都婆引提る紀平治が、先へは立ど逆縁の、松壽は袖の露拂ひ、夜はまだ深き大將の、恩惠思へば今更に、冥加ありける亡妻の、年經て後の葬は、棺にあらぬ檜原、茶毘の煙は峯の雲、舊は石滂の水葬を、今あらためて墳墓や、玉を瘞めに越來山、古跡を遺す夫婦墳の、由縁は後の巻に見えたり。

第六十二回

城山中に毛鶴冤家を張ふ
天孫廟に阿公首級を贄とす

屛風は敗るゝといへども、骨なほ存ず、忠臣窶しといへども、志移らず。さても鶴龜同胞は、長川の敗軍に、辛じて圍を殺脱、大將軍の往方を索奉るに、爲朝は、島袋にて猛火に燒れ、大

ふたたび來しかたを、思ふにつけて痛しき、眞鶴が身の形なさ、生るむかしは山雞の、尾上隔て七年あまり、良人とひとつ臥房に入らず、死して今亦妹夫の、契りを締ぶ心の露も、はかなく歸る草の原、名殘もいとゞをしからめ。魂鬼いまだこの土を去らずば、ふたたび姿をあらはして、夫とそひも遂よかし、とかき口說給ふにぞ、松壽は面目身にあまれば、忽地形をあらためて、眞鶴が事はいかばかり、悼み給ふともそのかひなし、既にその誠心を、しろし召れてかくまでに、いとほしみおぼす事、なき魂もさぞ本意ならめ。岩も物いふの諺あり、こゝはあまりに端ちかし、と王女を諫めて恭しく、鵜丸の寳劍を、爲朝に返しまゐらすれば、爲朝これを受とりて、劍の德は身を衞り、ぬしの意に隨ふものなり。さるによつて、智仁勇あるものは讐を伐り、狐疑するものは身方を伐る。われこの夫婦を賞せん爲、又今宵の事をもて、後の誡とせん爲に、鵜丸を更て、眞鶴の太刀と喚ぶべし。現にやわが日の本の、血著の窣都婆は事ふりにたれど、老婆が愚直より地妖を脱れ、今眞鶴が血着の窣都婆は、わが疑念より貞女を誣かの愚に及びがたくとも、只この窣都婆を亡骸に、代て山路に瘞むべし。われもみづから送らんとて、竹緣に立出て、甲橘、乙柚等にうち對ひ、汝等がこゝろざしは、賞するにあまりあり。これより直に倶すべうはおもへども、從者多くては却便なし、われ亦旗を揚ると聞かば、と

窣都婆に指して、往昔もかゝる例あり、五體に象る五輪の塔婆に、木の節一ツある故に、偏目とはなりけるならん、と諭し給へば陶松壽も、こぼれし粟を掻よして、彼邯鄲の五十年、ひとり覺たる眞鶴が、共餌をこゝに食殘す、鶴の齡を象りて、千歳とは名告れども、命短くなき魂の、假に姿をあらはして、添臥ほどは外々しく、われを松壽としりながら、なぞ夢にだも告ざりし、名のみは朽ぬ板庇、おなじ宿りにありながら、舊の妻子としらざれば、賊婦の爲に欺れ、思はず狗黨に陷る歟、と只管怨みて衝かけし、この寶劒の威德におそれて、しばしも影をとゞめあへず、不立文字の沒字牌、殘る像見は正木の窣都婆、外には絕て無一物、四大破れて本來空に、よし歸るともしばし聞け、おん身が沒後の誠にて、われも面をおこせし、と在つるごとく物いひかけて、泣ぬ歎きを思ひやる、舜天丸ますく〵嗟歎して、年少ければ智も淺くて、人を見ること、よくも察せず。かゝる夫婦を疑ひしは、親を思ふの故にはあれど、額に汗して羞るに堪たり、後悔そこにたちがたし、と人を賞するかしこさに、紀平治は瞼しばたゝき、一人田土と寫したる、牌を遺して拾はせしは、今宵の宿りを由緣の家と、曉らすべき爲ならんに、あしく判じて忠臣烈女を、苦しめしは稚君の、おん愆に候はず、みな是老の僻事也、と暗語てかへらぬ招魂。月夜烏も梢をはなれて、哀れ無常を告るや、と王女は空をうち仰ぎ、こゝに

らざりけり。こは眞鶴が貞魂の、窣都婆に憑て良人に齊眉き、貞節忠義を盡こと、生る時にもいやませしを、神ならぬ身は疑て、夫に逼りて撃せしを、情なしとて恨みけん、死しての後にぬれ衣を、被たる例は日本にも、儔稀なる貞烈の、女の鑑となるべきに、幸なきうへの幸なきは、過世いかなる報い歟、といひあはさねどいとほしむ、誠は言語にあらはれて、亦せんすべもなかりけり。且して爲朝は、獵夫等をちかく呼びよし、汝等些しはやかりせば、千歳をば撃せざりし、彼は黄泉の客なりとも、その誠心を盡すかひなく、賊婦惡婆と罵られ、良人の刃にかゝりぬる、今般のこゝろ推量れば、みな爲朝が悞なり。箇樣々々の事ありとて、辰平、玖馬、蝮宗が潛び入りて松壽に撃れし事、又彼千歳は松壽が前妻、眞鶴が貞魂なる事、五一十を說しらし、切られし窣都婆を見せ給へば、獵夫等は駭然と、或は怪み、或は悼みて、感淚坐に拭ひあへず。そが中に甲橘は、涕うちかみて班を出、眞鶴命婦はこゝろ雄々しく、曩に王女の、中城をおち給ひしとき、越來の石橋にて、惡少年等を防ぎ戰ひ、討死したる鯁忠苦節は、世間にかくれなく、その比の風聲に、標致尋常に勝れしよしは聞及べど、偏目なりとは聞も傳へず、死しての後に魂鬼の、幻にあらはれて、良人の憂苦を慰たる、これすら世には稀なるに、みづからその名を千歳と稱して、偏目になりしはこゝろ得ね、と賢だちて訝れば、舜天丸

名をも揚、家をも起さん事は、只この時にこそ、といふに歡しく、俄頃に夥計の者どもを呼び集會て、緣由を告しらするに、辰平、玖馬、蝮宗、未小八、申大七といふ五人の獵夫從はず、何處へかゆきたりけん、這半にして見えずなりぬ。彼もし告首することもや、といとく心もとなさに、馳參ることを後にして、まづ者奴等が往方を索るに、檜阪のほとりにて、この未小八と申大七が、立すくみになりたるにあひぬ。さればとて矢庭に縛め、なほ辰平等三人の、往方いかにと責問ば、このものども苦痛に堪ず、吾們五人謀しあはして、辰平、蝮宗、玖馬等は、密に爲朝を刺殺して、王女を生拘ん爲に、旅宿へ赴き、又おのれら兩人は、はやく這の趣を、越來の土官に訴んとて、この處まで走り來るに、忽地後方より千歳が聲して、汝等心をあしくもちて、仁義の良將に寇せんとならば、翌をもまたず立地に、よき死ざまはすまじきぞ、辰平、玖馬蝮宗は、はやわが良人に撃れたり、と呼びかけられて見かへれば、手足俄頃に癱瘓れて、一歩も運び動しがたく、われにもあらで丸朳なんどを、押立たるやう也かし。今さら思へば慾に惑ひて、三德兼たる大將を、亡ひ奉らんと謀りたる、天罰かくも速なる歟、と吼面ふせて賠話るもをかしく、直に辰平等を追留んとて、軈て推參しつる也、と叮嚀に演をはり、みな一帶に居ながれたり。爲朝主從これを聞て、面をあはして嘆息し、さては千歳は曚雲が、幻術にはお

それか、あらぬか、不審と、ふたたび惑ふ亡妻の、しるしの窣都婆突立て、右に左に見かへれど、なほ疑ひは散やらず。王女はしば〳〵嘆息し、姑場の山蔭越來の石橋、母廉夫人と眞鶴が、撃れし跡とて途さりあへず、立し窣都婆を見るだにも、外の作善とおもほえず。悲しかりしがこゝへ來て、なき人の爲陶按司が、建し窣都婆の物がたりに、おもひあはしてわが見しは、それなりけりと曉れども、かゝる不思議のあるべしとは、しらでぞ人を疑ひし、罪いと深し、と宣ふ折から五七人の獵夫等、二人の荒男に索を被て、蕉火ふりてらしつゝ、松壽が門邊に引摺來て、みな跪きて稟すやう、上座に在するは、八郎按司と、王女にこそましますべけれ。僕等は獵夫にて、甲吉、乙柚、丙烈、丁炎春なんど呼るゝものなり。こゝのあるじを東風平の、陶松壽なりとはしらざりしが、年來曚雲が暴虐に苦しめられて、はか〴〵しくは活業も得せず、八郎王女の仁德を、慕しく思ひ奉りて、竊におん所在を索ん爲に、夥計の獵夫、樵夫等にさへ、いひあはせし事候ひしに、甲夜にこゝなる偏目婦が、遽しく走り來て、八郎按司は恙なくて、夫婦父子もろともに、わが家に宿り給へり。今は匿むべうもあらず、わが良人はしばし世を、潛ん爲に樵夫はすれ、實は八郎按司と謨りて、大臣利勇を誅戮せし、東風平の按司松壽なり。汝達いよゝ逆を去て、順に歸するこゝろあらば、はやく參りて志を述、宿直して非常に備給へ、

地亂れ燒、白刃の下を彼此と、臥つゝ避て起あがる、右手の肩より乳の下かけて、砍れて撞と仆れけり。事のやうを闚窺たる、爲朝は紀平治に、筵屏風をひらかして、王女舜天丸もろともに、端近う出て松壽に對ひ、言と行とつゆたがはぬ、東風平按司の誠忠は、賞すべく疑ふべからず。既に間諜の癖者を悉く砍て六段となし、恩愛を棄、癡情に引れず、又この千歳を撃とめたる、手煉の太刀すぢ、勇あり義あり。しかるにわれつくゞと、彼所より闚窺たるに、燈火の光は明けれど、千歳が姿は障子へうつらず、こは推量にたがふことなく、亦曚雲が幻術にて、この婦を作り出し、足下の心を蕩して、爲朝を撃せんと、ふかくも謀るものとおぼし。死骸を展檢給へ、と宣ふこゝろを得て、松壽は槗の指燭とつ、みなもろともに是を見れば、撃れし跡になき骸は、只一本の窣都婆となりて、中より筈に切口の、太刀跟見ゆる羅漢杉、こはくいかに、とさし寄りて、主從ふたたび怪みけり。松壽は窣都婆をうちかへし、うちかへし見て眉を顰め、これは是いぬる比、眞鶴が菩提の爲、某竊に越來なる、石橋に建し窣都婆也。人にしられじと思ふ故に、その姓名を寫さねど、五輪の上に節あれば、見も忘るべうはあらず。原來千歳は眞鶴が、靈にてぞあらんずらん。もし梅魂の幻に、出て山路に佮傍る、夫に齊眉ものならば、按司王女を撃せんとて、惡棍等をばかたらはじ。これも又曚雲が、幻術のなす所歟。

しこの賊婦を撃漏さば、わが赤心を彼君に、しらし奉るになほ足らじ、と思へば心やすらはず、裳かへして押拭ふ、刃を鞘に納る折から、外面に足音して、片折戸を推開き、わか丈夫歸り給ひしか、といひつゝ入るは千歳なり。松壽は飛もたつばかり、跳り出んとしたりしが、走らしてはいひがひなし、手元ちかく引よして、と思ひかへして些し退き、物の蔭へ、と身を潛まして、こゝろの寐刃あはせ砥に、かゝる恨のありとはしらぬ、千歳は名のみ今宵今、細き孤燈の光よりも、先へぞ滅る露の身に、何思ひおく翌の事、藁の帶して引提たる、三升入の大瓢、旅客をさへ宿せしに、夫婦が外にはもしほ草、かき集てもまだ足らぬ、旦開の炊の粟を買とて思はずも夜を深したり。みなはや睡り給ひけめ、とひとりごちつゝ引披る、板戸を走る刃の電、あなや、と叫びて飛退けば、疊かけて打太刀の、下を潛りて受とむる、瓢の中の精粟、身に降かゝる邪慳の刃は、物にや狂ひ給ふらん。愆あらば勸解もせめ。假初ながら小半年、夫婦迭にものあらがうて、顏赧せし事なきに、何を恨みてかくまでに、強顏人となり給ふ、といはせもあへず眼を瞪らし、身の邪はこゝろに問へ。甲夜に汝がかたらひ來たせし、辰平玖馬蝮宗が、首は既に軀をはなれて、彼處に臥せるをなほ見ずや、といきまき高く罵りて、亦撃かくるを受ながす、瓢も遂に砍裂れ、禦ぎ難つゝ逃まどふ、裳踏れて轉輾、茀と斷離るゝ髻結に、黑髮忽

高く這ひ寄り、竹緣に手をかけて、只彼春の筍の、生出る如身を伸し、內に入らんとするところを、松壽は閃りと走り出て、ふり揚る刃の光りと、共に首をうち落し、頭髻を摑てさし入るる、月影につらく見れば、是則別人ならず、この山の麓なる、獵夫辰平といふものなり。さては千歲にかたらはれて、大里按司を害せん爲に、密やかに來つるとおぼし。這奴憎むべしと罵りて、蹴かへす死骸の懷より、滾々と轉び出るを、何なるらんとて手にとれば、人を呼子の笛なりけり。さればこそ支黨あれ、嚮に王女が紀平治を將て、この處へ來給ふ折、山陰なる樹下に、野臥等が團坐して、爲朝を撃捕んと、商議しつるを竊聞せしと、宣はせしはこのものなるべし。かゝれば千歲が野心あること、いよく推も量らるゝと、肚裏にて尋思しつ、引提し刃を背後にかくして、件の笛を吹くほどに、暗號を錯な、といふ聲の、外面より洩れ聞えて、夥計の惡棍玖馬、蝮宗亦彼笆の透より、もろともに潛り入り、緣頬に立たりける。容子はいかに、とさしとや見たがへけん、するくと步みよりて、やよ爲朝は何處に臥たる。松壽を辰平と覗く、蝮宗が細項を、腢かけて一擊に、ばらりずんと切おとせば、これは、とばかり身を轉して、慌忙き迯んとする、玖馬が背を乾竹割、撲地と倒るゝ死骸とともに、鮮血流れて時ならぬ、紅葉を庭に染なせり。松壽は既に三人の、惡棍を剿くしつ。はやく千歲が歸りも來よ、も

殘編　卷之三

第六十一回

壁を穿て三兇源按司を刺んとす
涙を沃て爲朝寧都婆を瘞む

疑心坐に暗鬼を生ず、物うたがへば見ることあり。招けばかならず來すことあり。されば松壽は思はずも、爲朝親子に疑れ、かへす言語もなき妻に、似たる千歳に伴れて、只假初に締びたる、えにしも仇になりけりと、こゝろ頻に焦燥て、婦が歸らば一刀に、砍も殺して君が爲、おのが身の爲しかすがに、後の患を除んとて、門扉を些し引あけて、彼鵜丸の寶劍の、琫放べて身を潛まし、俟とはしるやしら雲に、吐れて月もさえまさり、小夜深ゆけばいとゞしく、軒端に來鳴く梟の、聲のみ高き深山邊は、寂寞として物もなし。浩處に外面に、滅裏々々と物の音して、門の樹笆推破り、こなたへ潛り入るものあり。松壽は遙に透し視て、こは癖者よ、とひとり點頭、なほ息もせで窺ひをり。とはしらずして癖者は、やをら潛り入りて頭を鶴、草を出る蛇のごとく、水を離るゝ龜のごとく、左手を見かへり、右手を見かへり、亦低く臥し、

くとも、この靈劍を拔かざして、切らばなどか切ざらん。はやく千歳が首を刎て、色に惑ぬ忠心を、しらしてこそ、と說諭し、人をやぶらぬ良將の、理非明斷に面をあはして、王女、舜天丸、紀平治も、只顧感嘆したりけり。そが中に陶松壽は、感淚坐に拭ひあへず、罪の疑しきを誅せず、剩かゝる寶劍を、しばしなりとも貸給ふ、恩惠は固に身にあまる、恥を雪ぐも今宵にあり。松壽が爲には惡魔降伏、あな歡し、と禮儀正しく、受とる劍を左手にかいこみ、今にもあれ千歳が歸らば、隅背きらひなく、砍ふせてなほ君に、寇する奴原あらばあれ、あるべき限り擊とめて、ひとりも脫し候はじ、と義を見て勇む外面に、物音するはそれにやあらん、氣色にな曉られそ。吾們こゝにあらば、事を計るに便なかるべし。とくかくれよ、といへばえに、いはぬ色なる山吹の、門のやり水影もとゞめず。爲朝はまづ舜天丸と、王女紀平治を潛しつ、その身もやがてしづやかに、筵屛風を引よして、親子主從もろともに、舊の處へ躱ひつ、待つとしなれば山ふかみ、雛鹿の角の束の間も、千代と千歳が歸り來るを、今か〳〵、とばかりに、闕窺てこそ坐しけれ。

相語ひ給ふ程に、松ふく風に驚き覺れば、枕方に一口の寶劍あり。これは是保元に、事あるべきはじめ、わが父召れて、新院の御所へ參りたまひしかば、臨時の除目行れて、上北面になされ、近江國伊庭の庄、美濃國青柳の庄と、ともに賜りたりける、鵜の丸の御劍なり。傳聞この劍は、白河院、神泉苑に御幸なりて、御遊の序に、鵜をつかはして御覽じければ、殊に逸物と聞えし鵜が、二三尺ばかりなるものを、被ぎあげつゝとりおとすを、衆皆怪しと思ふ程に、四五度におよびて後、銜てあがれるを見るに、金覆輪の太刀なりけり。近臣みな奇異の事なりとまうすに、上皇もいと不思議に思食、かならず靈劍なるべしとて、やがて鵜の丸と名づけて、御秘藏ありけり。かくて件の鵜の丸を、鳥羽院に傳給ふを、亦新院へまゐらせたまひ、新院竟にわが父に、とらしたまひし恩賜の寶劍、夢の中にも父爲義が、白糸威の鎧の上に、佩たりけり、と見しは實歟。嗚呼奇なるかな、と嘆賞して、拔ば玉散る秋の霜、消にし後も子をおもふ、親の形見の有がたさに、人にも告ずこの年來、腰に離すことなければ、往に風波の難に係りて、船の反覆らんとせしときに、はやく帆綱を切ながせしも、又妖婦海棠を、只一刀に砍たふせしも、島袋にて火を避たるも、みなこの劍の威德とおもへば、身にもかへがたき物にはあれど、且く足下にこれを貸すべし。よしや千歲は曚雲が、幻術のなすところにして、禍獸海棠に等し

たる名も國の爲に、思ひかへつゝ王女を救ひ、八郎按司に値遇してより、計略やうやく成就して、利勇を誅戮したれども、天運いまだ循環せず。亦曚雲が幻術に、うち敗られて只ひとり、生がひもなき深山樹も、春としなれば日の光、やぶしわかねばはからずも、大將軍に再會す。その歡びを述んとすれば、心に羞る事多し。かゝるときにや人は死ぬ、已なん〳〵、といひもあへず、左手右手を見かへりつゝ、柱の下に倚かけたる、碪の槌を引よして、みづから頭を打碎んとしたりしかば、彼とゞめよ、と爲朝の、いとも遽しく命するに、舜天丸紀平治左右より、拳に携り、腕をひきとゞめて、やうやく槌を奪ひとるに、松壽はいよゝ身を羞て、更に頭を得も擡ず。當下爲朝は、松壽を打見て頻に嗟嘆し、東風平按司が年來の、忠信におもひくらぶれば、今いふ所譌りにあらじ。倩ものを按ずるに、これも亦曚雲が、幻術のなす所にして、足下のこゝろを蕩して、爲朝を撃せんため歟。しからば彼千歳とやらんも、妖婦海棠が類なるべし。さればこそ件の婦、嚮にしば〳〵爲朝が、腰の刀にめをかけたれ。わがこの刀は源家の重寶、鬼切薄鳩に異ならず。爲朝いぬる嘉應二年の秋、讚岐國へ赴きて、新院の山陵に詣たりける夜、君をはじめ奉り、父なりける廷尉爲義、兄なりける左衞門尉頼賢、掃部介頼仲、加茂六郎爲宗、源七郎爲成、弟源九郎爲仲等に至るまで、夢の中に姿を現じ、世のなりゆくべき光景を、うち

うち歎く物のいひざま、面影さへによく故妻に、似たるかな似たりけり、と思ふもおのが惑ひにて、共に一樹の蔭に宿るも、他生の縁とて捨るに忍びず、我身を隱すよすがにと、はじめは謟りこしらへて、彼が家に身を倚つゝ、只いつとなく妻と呼び、良人と呼れて小半年、山兒となりしかひには、檐をならぶる友もなく、隣しらずの孤館の、籬笆に生る單葉も、しのぶ爲にと思ひの外、原來は千歳は山賊の女兒にやあらんずらん。さらずば又曚雲が祭事卒にて、松壽としりつゝ身を打まかし、八郎按司の往方をしるべき、謀計にてありける歟。それか、あらぬか、とばかりに、しばし呆れて手を叉き、とさまかうさまおもへども、おもひかねつゝ山烏の、尾上に照らす月ならで、胸の雲のみ霽やらねば、亦彼檄をうちかへしうちかへし見てふたたび怪み、この檄はいぬるころ、某薪を樵る毎に、太山樒を伐とりて、九本の經木を削作し、按司王女のおん爲に、谷河に推ながすに、大里の二字をわかちて、一人田土と寫せしは、人にしられじとの爲なり、友を聚る割符にあらず。この事は千歳にすら、ふかく隱して候ひしに、彼いかにしてこの經木を、懷にしたりけん。とてもかくても愁に、生をもとめて生を得ず、義をおもへども仇となる、賊婦と契を結びては、いひとくともそのかひなし。國亂れんとする始より、毛國鼎の教に隨ひ、大臣利勇が竈に媚て、識者の爲に譏を厭ず、不忠と呼れ、不義と呼れ、汚れ

敵手擇ぬ舜天丸が、本事を見せん、と扇投捨、刀の鞆に手をかけ給へば、八町礫も簀子の上に、刀の璫衝立て、左右よりさし挾む、勢ひ猛き主從を、と見かう見つゝ陶松壽は、腰に帶たる短刀を取て、紀平治に投遞し、項さし伸し身をよしても、身の濡衣を乾あへぬ、露の命は惜からで、なからん後の名を惜む、おもひあまりてやうやくに、首を擡て嘆息し、風の音にも心おかるゝ、君が凋落におはすれば、疑ひ給ふは理なり。ひとつに住むも小半年、婦がこゝろはよくもしらねど、松壽において今さらに、南の海は陸となるとも、濁たる世の山豪と、なりて舊主に寇せんや。抑この山中に、身を隱したるころは、なすこともなく日を送り、落葉の中に座を占て、來しかたの事を思ふに、この山下は廉夫人の、自殺したまへる姑場にも近く、又亡妻眞鶴が、擊れし越來の石橋に、程遠からねばせめてその、なき跡吊ん、と足引の、斧もしらぬ山松を、劍もて削なし、やがて二本の窣都婆を造りて、夜に紛れて彼處に赴き、これを建て立かへるに、偏目盲たる婦女子ひとり、黑木を賣て歸るにあひぬ。假初ながら物いひかけられ、まづそのものゝうへを問に、彼は樵夫某甲が女兒なるに、近屬父母うちつゞきて身まかりにき。山ふところにひとり住ども、憑むべき親族もあらず。かくても命は惜きものにて、柴を伐り、布を織り、旦には星を戴きて里へ出、夕には月を負て山に歸る、こゝろぼそさを推量あれ、と

麻人に誘引れ、船を姑巴島の荒磯によして、生死存亡しるよしなかりし、舜天丸紀平治等に環會、靜けき春の日和をまち得て、更に兵士を集んため、亦彼此の八重山を、越來にちかき谷川の、水は元來清けれど、濁りし足下の底意をしる、結目多かる網代戸の、藤の索は解よしあるとも、こはいひとくによしなからん、といきまき給へば紀平治は、拾ひし檄をとり出して、目ちかく松壽にさし著つゝ、行燈の火口を推向、いかにこの檄をしれりや、日本琉球異なれども八郎爲朝の老黨に、八町礫紀平治ありとは、年來聞も及びつらん。十年にちかき春秋を、住む人もなき孤島におくりて、稚君を守育、はからずも大殿に、再會をなしまゐらし、今此國へ押渡る、かひあればこそ汝が妻の、遺せし檄を拾ひ獲て、野心あるを猜したれ。一人田士夫婦とは、大里夫婦の叉袋謎、今宵汝が家にとゞめし、ことのよしを密やかに、支黨に觸しらする、割符也とは樹の下にて、うち商議る惡棍等と、汝が妻の擧動を、おもひあはしてこれをしる。かくても詭りあらそふや、と眼を瞪らし罵れば、舜天丸も扇とりなほし、姑巴島にありしときより、汝が事は父母の、物がたりにてこれをしれば、いと賴もしくおもふものから、思ふには似ず狗黨に入る、昨の身方けふは仇、心がらとて身は賤しく、はや山賊となればこそ、既に汝が妻と呼ぶ、千歲とやらんがわが父の、おん佩刀に目をかけたれ。とく支黨を呼つどへよ。

やかに欵待ども、爲朝さらにうち解給はず、いはるゝ所さもありなん。しかはあれど、頼みがたきは人の心なり。かくまで忠義をおもふとならば、なぞや婦に侶れ、割符をもて支黨を呼び聚はし、爲朝を撃んとはせられし。こゝろ得がたし、と宣へば、松壽一切思ひかけず、某妻を娶りしは、色に迷ひて志を移すにあらず、覽するごとく、件の女子は、偏目こそ盲たれ、亡妻眞鶴が面影に、似たる所あるのみならず、心ざまいと信やかなれば、しばし浮世をしのばん爲に、これが家に身をよしたり。亦この山下なる獵夫等に、志氣あるものをかたらひ、われ張良が才器なく、彼又蒼海公が勇力なくとも、曚雲が出るを張ひ、車とともに撃殺さん、と竊に謀りし事はあれど、君眞物も照覧あれ、義を忘れて忽地に、威豪に著松壽ならず。人をしらせ給はぬ歟、と氣色を變て怨ずれば、爲朝呵々と冷笑ひ、後世俗の常言に、論より證據といふことあり、衆皆出よ、と呼びかけ給へば、筵屏風を搔遣りつゝ、舜天丸紀平治もろともに、王女は前み出て松壽に對ひ、東風平按司の隱宅とも、しらで宿りし親子主從、慰めよとにはあらねども、嚮には足下の支黨と、おぼしき夥の野伏等が、樹の下に立集合、八郎按司を搦捕んと、密やかに商議を、はからず途にて竊聞せり。かくいへばあが佛を、尊ぶに似たれども、八郎按司は自然、天地神明の冥助おはせば、島袋にて猛火を脱れ、夫婦ひとつに路を走りて、佳奇呂

勝手おぼえし棚の隅、譬のふしの燧筥、おろしてやがてうちつけて、引よしながら行燈へ、うつす火光に思はずも、對ひ坐したる爲朝と、面をあはしてうち驚き、八郎按司におはさずや、あるじは松壽なりけるよ。こは〳〵いかに、とばかりに、もてる發燧の燃さしを、膝へおとして亦かき拂ふ、栲のつゞれのほつれ糸、あな漫なりとかしこみつ、松壽は些し引さがりて、破たる襟をかきあはし、まづ何よりかまうすべき。去年長川の敗軍に、大將の往方をしらず、縡果てしのび〳〵に、索まゐらせしが、既に島袋にて猛火に燒れ、灰燼となり給ひぬ、と人もいひ、われもしか思へば、遺憾ほと〳〵やるかたなけれど、白骨なりとも拾はんと、おもふばかりに自殺も得せず、是首彼首に身を屈して、一日二日とおくるほどに、王女も亦大里山にて、撃れ給ひぬと聞えしかば、望はこゝに絶ながら、遮莫曚雲を、一刀うらみて死なば死てん、女々しき死ざますべきにあらず、と志を激せども、鶴龜等も撃れけん、いひがひなき雜兵等は、みな四零八落になりしかば、孰に相語んよすがもなし。憖に敵にしられて、生拘らるゝこともあらば、何の命をもて、怨を雪ん。潛ぶにしかじ、と思ひ定めて、遂に樹に縁草に伏し、越來の山にわけ入て、きのふと暮しけふとあかす、日の光も疎き谷陰も、春まち得ては霞より、なほほだしなる大將軍に、再會し奉る、歡びこれにますことなし、と首尾を物がたりて、いと信

告るところ、いよゝ疑ひなきもの也。まげてこの處を走り出、這奴等が罠を脫れ給へ。いと危し、と諫給へど、爲朝は只點頭給ふのみ。あるじの婦がいひつる事、亦その夫の歸るを見んとて、嚮に外面へ出たる事を、王女紀平治に說しらし、舜天丸しば〳〵言語を盡して、こゝにあらんは危しといふ、その危きをばわれもしれり。しかりといへども、敵を見て一步退けば、敵又一步進むもの也。進退彼と我にあるのみ。勢ひ竟に脫れがたし。天運こゝに循環せば、彼曚雲を伐拂ひて、天津日光を民に見せなん。もしわが武運こゝに竭なば、野人山賊にも勝がたけん。勇士は元を喪ふことを忘れず、われおのづから處分あり。王女舜天丸紀平治は、且く物の蔭に躱れよ。婦が夫を伴ひかへるを、まつにはしかじ、と丈夫の、おそれぬ日本魂に、諫めかねたる主從三人、さはとて些し奧まりたる、筵屛風を引繞らし、蜘蛛の網拂ひてかくろひ給へば、爲朝は只ひとり、燈火吻と吹滅て、闇き中にぞ坐し給ふ。その夜も既に眞亥中と、思へど鐘もおとづれず、隙洩る風と谷川の、音のみいたく轟きつ。かゝりし程に外面に、忽地人の足音して、片折戶を推開き、あるじの聲とおぼしくて、千歲〳〵と數回、呼びながらやうやくに、地炕のほとりに探り著、さても吾妹子がいぎたなさよ、埋火一ッおかずして、何所にか睡輒たる。まだ甲夜なるにとひとりごち、こゝにやあると、あばら家の、陜きを烏夜のとり得にて、

事を聞しより、大殿稚君のうへ心もとなく、王女に注目して、足はやく走り過、其處より路を横にとりて、樵夫だもかよはじと思ふ、蔦の細道を、五七町來る程に、偏目盲たる賤婦にあひぬ。件の賤婦、わが主從を見かへりて、旅客は、侶に後れ給ふにあらずや。今宵わが宿に、二人の硫黄商旅を留たるが、一人が年の齡は、四十あまりにして、身の長高く、又一人は少年に侍り。もし心あてあらば、ここより南へ四五町ばかり、大きやかなる槐樹の下に、ちひさき家の侍るが、わらはが宿處なり、とをしへて行過るに、忽地懷より、片木一枚を落しつ。呼留んとて拾ひて見るに、一人田土夫婦と記せり。王女も是を御覽じて、熟文字のこゝろを按ずるに、一人を合すれば大也、田土をあはすれば里なり。大里の夫婦とは、八郎按司とわが事なるべし。さては彼はやくも猜して、今宵撃もとらん爲に、その支黨に觸しらする、割符にやとおぼし。しからば豫に樹下にて、うち相語へる癖者等も、是彼おなじ夥計にて、ありけるかな、と宣ふに、おもひあはすることのみなれば、彼賤婦を追ひとらへて、後の患を除んとて、見かへるに、はや往方をしらず。毛を吹き疵を求んより、はやく兩君に告まゐらせん、と深念して、主從貝管走りつゝ、やゝやくおん宿りにたづねあてたり、といひかけて、件の檄をとり出す。聲もらさじと密語の、はじめをはりを聞果て、舜天丸頻に嘆息し、父君聞し召れしか。今紀平治が

あれ曚雲が、察事卒にもあらばあれ、怕るゝに似て怕るゝに足らず。只うち捨ておき給へ、と騒ぐ氣色もなく囘答給ふ折から、忽地外面に人音して、これなりこれなりといふ聲は、正に紀平治なるべしとて、舜天丸は耳聰く、衝と出て片折戸を、こなたより開き給へば、王女は笠を脱去て、軈てすゝみ入り給ふ程に、紀平治は、王女の笠に、わが笠をうちかさね、亦爲朝の目識にとて、出し給へる笠を取て、是彼をひとつにし、朽たる庇うち見あげて、竹簀子に尻かけ給ふ、主の草鞋をとりまゐらすれば、舜天丸は母君の、長途の疲勞を勦りて、筧の水を汲かけて、足の泥を濯しまゐらし、小筵かき拂ひて誘引給へば、紀平治も引折たる、裳をおろして團坐しつ、主從四人、けふの恙なきを祝し祝されて、さて王女の宣ふやう、日は向暮とするに、心のみいそしくて、おん跡を慕ひまゐらせしが、思ひの外に障る事の侍りて、いたくおくれ侍り。夕月の影のいと隈なきすら、世を濳ぶには便なく思ふに、賢くも識の笠を出し給へば、問ずしておん宿りを、こゝ也けりとははや猜し侍り、と宣ふに、紀平治は人や聞くとて、信と奥を見入れつゝ、膝をすゝめて爲朝にまうすやう、目今こゝへ來つる途にて、山賊かとおぼしき大男五七人、樹立の蔭についゐて、うち相語ふを、外ながら聞て候ひしが、首尾は定かならねど、半は爲朝を生捕て、夥の賞錢を賜らんといふに、半はこれに從はで、衆議一決せざるが如し。この

ひも出さじ。心安く休ひ給へ、と信やかにいひ慰れば、爲朝は舜天丸とめをあはし、もしわがうへをしりてか、と心にかゝれど外々しく、その好意を歡び聞え、只江湖上の物がたりに、いひ紛らして坐すれば、賤婦は爲朝の、腰刀に目をかけつゝ、端ちかう出て月影を、つくづくとうち瞻め、常にはあらぬあるじの遲さよ。近屬は、盜賊處々にひはぎして、都のかたすら、靜ならずと聞くものを、あな心なの夫なり、とひとりごちつゝ見かへりて、客人しばし留守してたべ、檜阪まで一走り、いゆきて見ん、といひかけて、熟し山とて只ひとり、月を燭に走去けり。舜天丸は賤婦が、背影を目送りて、父君いかにおぼすやらん、孤目婦が欵待態、あまりに信やかなるもこゝろ得がたし。彼わがうへを猜したりけん、おん佩刀にめをかけて、猛に外面へ出去りしは、夫に綷の趣を告しらし、撃もとらせん爲なるべし。顧にこゝは、山賊の棲ならずば、曚雲が簗事卒の、網羅を張つゝ候にやあらん。荆路は走りがたく、朽梁はわたるべからず。山中は世を潛によしといふとも、こゝも又久戀の家にあらず。這奴等がかへり來ぬ間に、はやく立去給へかし、と聲密やかに宣へば、爲朝聞てうち點頭、われもしかおもふなり、さればとて、王女紀平治等、なほ塗にあり。これらにも告ずして、親子遽しく脫れ去るとも、あるじ夫婦が害心あり、支黨ありてわれを追はゞ、ゆくさきも又敵地なり。慾に耽り、利に聚ふ、山賊にも

宿りは一刻千金、好意忘るべからず。さてもあるじの生業は、何事をかしたまふらん、ゆくべきかたにおちゐて後は、再び訪て些ばかりの、報をすべくおもふなり。名告しらしたまへかし、と宣へば、賤婦聞てうちほゝ笑み、見らるゝごとく、日光も疎き山中に、生涯をおくるから、夫は毎日に薪を樵り、わらはは芭蕉布を織り、これを里にもて出て、露の命を繋ぐのみ、名告るべき名も侍らねば、後の報いも願しからず。現に定めなきは世のたゞずまひなり。天孫氏の御裔亡び給ひ、大里の按司爲朝ぬしは、よしなき軍兵を起し給ひて、島袋にて猛火に燒れ、王女もその日撃れ給ひぬ、と聞えしに、灰の中に骨を殘さゞるは、爲朝夫婦虚死して、脱れ去たるならんとて、曚雲法王御こゝろを安くし給はず、彼此に關を居、旅客などに宿貸す事も、許し給はずとなん。亦彼爲朝を、擒捕とも、撃とるともして、首里へ參らば、按司になし給ふべし。もし官職願しからず、とまうすものには、生涯坐つゝ食ふとも、餘ある金錢を、給はるべしとて、殘る隈もなく聞えしらし給へり。浮世に遠き山に住めば、この檄文にもれたれど、夫はをり〳〵里へ出て、をさ〳〵都の風聲も聞侍るに、後の祟こそ怕るべけれ。後の善報を受んとて、客人たちを留むべきことかは。都人は慾多く、情薄しと聞侍れど、形こそかく鄙びたれ、わが良人は俠氣ありて、物の情をしるなれば、今にもあれ歸り來るとも、腹きたなくは追

ひたるが、些し後たれど、今ははや追著らめ、ゆるし給へ、といひかけて、爲朝は脱たる笠を、片折戸に結びさげつゝ、王女紀平治が目標とし、親子ひとしく、竹簀子に尻をかけて、草鞋の紐を解給へば、賤婦は、藤蔓の籥せし桶に、水を汲入れて、爲朝舜天丸に足を濯がし、拭ば稜のみ逆毛たつ、破れ席をかき拂ひつゝ、こなたへ、と誘引ば、やとうちあがる爲朝の、後方に跟て舜天丸も、地炕のほとりに座を占給へば、海螺に竹を抑曲て、土瓶めきたるに、湯もよきほどに沸かへるを、木挽の碗に、汲みならべてさし出せば、受もちて、親子左右を見かへりたまふに、壁おちて骨をあらはし、柱は朽て皮をとゞめず、猟夫の家かとおもふに、獸皮もなし。もし山賊の隱宅にや、とさすがに心放しがたくて、いふこともなく坐するを、賤婦はつくづくと見て、客人たちは、何國より、何處へとてか旅をばし給ふ。こゝらには耳なれぬ、物のいひざまなりといふ。爲朝はわがうへを、曉らるゝこともやと、いと便なくはおもひながら、氣色には見せ給はず、いはるゝごとく吾們は、於幾乃屬島なる硫黄商人なるが、幸なき事のみおほかるに、都會の地は格別に、生活のよすがもあるべく思ひて、此度妻子さへ將てのぼり來つるに、こゝらわたりも、又浪風靜ならず、間切毎に新關を居て、私には往還を許されず、と聞えしかば、山南省なる知己をこゝろざし、徑せんとてかくのごとく、山路に入りて迷ひ來つ。今宵の

ろにはいと似げなき、顔色八九分の趣あれど、天目一の命の炊妾にや、偏目盲たる賤婦が、芭蕉布織てゐたりけり。爐に焚さりたるふし柴の、生樹の煙いぶせげに、霧の中なる花かとおぼしく、昔をしのぶ面影は、由緒あるものの零落て、葎の宿に世をや避けん。かばかりの處に宿りを借とも、身の仇となる事はあらじ、物いひかけばや、と耳語給へば、舜天丸もこれを闚覦、昨夕一夜さ露宿して、目睡ともなくあかしたれば、母君さぞな疲勞たまはめ。鄰家だになき孤館は、なか〳〵に憚るかたも候はず、今宵はこゝに宿り給へかし、と回答給ふに、さはとて半崩れかゝりし、片折戸を推たわめて、爲朝やがてすゝみ入り、これは山路に暮らしたる旅客なり、この夜をあかさしたびてんや、と親子もろともに呼門給へば、彼賤婦は見かへりつゝ、忽地機の手をとゞめ、簷端にかよふ松の風、笆根に來鳴く鶯より、外にはたえて音づるゝ、友だにあらぬ孤館に、縁しあればこそ路ゆく人の、宿りをば乞ふならめ、あるじは出て家にあらねど、山下ならねば驛路に遠し。見給ふごとく雨はさらなり、月さへ漏れど透間の風を、禦ぐべきよすがも侍らず。夜の衾は夫婦が外に、被げまゐらする料はなけれど、これをも厭ひ給はずば、宿り給ひね、と呼び入るゝ欵待ぶりに、親子は野路の驟雨に、笠得たりける心持して、そは宣はするまでもあらず、臥房だに貸給はゞ、頃日の暖さ、衾などは欲からず、女子さへ伴

の夢の跡、われのみ覺ずその人の、面影は亦幻にも、見るよし絕てなきを果敢なみ、これより路を東南にとりて、越來の間切に入り給ふ。こゝは彼眞鶴が、擊れし跡と見かへれば、名のみは朽ぬ石橋に、涙や凝て苔の花、散にじかたの戀しくて、路さりあへず立在給ふを、人こそしらめ、と紀平治に、扶掖れてやうやくに、中城の東なる、姑場の山里に來給へば、日は西山に傾きけり。寔にこゝは廉夫人の、みづから刃に伏給ふ、むかしながらの油樹も、母の形見と身を絞る、袖のみいとゞ露けくて、おなじ歎きのぬしや誰、建てよりまだ遠からぬ、窣都婆を見てもうらかなしく、外の功德を身にしめて、しばし念じて伏し拜み、去んとしてはいくそたび、亦たち戻る樹下蔭、靑葉の闇と夕こえて、孰うへや鳴く山烏と、共に塒をもとめたまひぬ。

第六十回

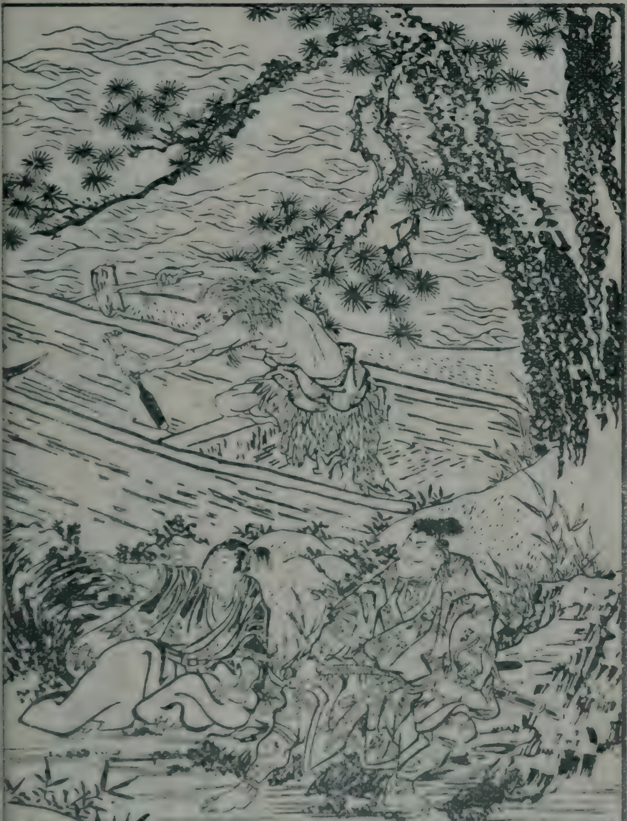
燭を秉て山妻客を留
劍を借て樵夫婦を俟

さる程に爲朝は、舜天丸をいそがして、山下ふかくわけ入給ふに、その日も旣に暮果て、人影罕なる谷蔭に、たゞ一軒の白屋ありけり。笆の稚蔦風戰ぐ、蔓より細き燈火の、幽にもりて見えしかば、片折戸に立よりて、まづ密やかに闚窺給へば、年紀は三十あまりにして、山ふとこ

く見かへれば、殘れる人のあらねども、年來日來住みなれし、名殘もさらに惜まるゝ、浮世をしのぶ旅なれば、那覇と泊の湊へよらず、北へ〳〵と漕走らし、やがて愁眉を開くなる、運天山を目的にて、名護と羽地の間なる、大榮河に乘入れけり。凡この處までの海上百里にもあまるべきに、きのふの曉に、姑巴島を出て、けふははや日のうちに、輙く著岸しつる事、人力の及ぶ所にあらず。加旃山を運天といひ、河を大榮といふ、その名においていと愛たし。且南に名護嶽あり　西北に今歸仁あり、君子名立て、民今歸仁。これも亦わが君の、武運をひらかるべき、前象なりとて、紀平治が只顧に、祝し奉るも興あれば、みな笑壺にぞ入りたまふ。かくて船をば、大榮河に乘捨て、各行李を背負ひ、行囊を項に掛け、名護と佳楚との山間より、恩納嶽のかたへ赴きたまふに、主從四人おなじ道を、もろともに走りなば、人にあやしめらるることもやとて、爲朝は舜天丸を將て、二里あまり先にたち、王女は紀平治を將て、遙に後れてあゆみ給ふ。もし宿借らばその簷に、識を出しおくべし、と豫て示しあはし給へど、けふは山路のみを踰つゝ、竟に人煙を見ざりしかば、なか〳〵に後やすきこゝちして、その夜は恩納嶽のほとりに露宿しつ。明れば亦路をいそがしたまふほどに、王女は曩にこの山に、しばし蟄りて査國吉に環會、又毛國鼎新垣等が、忠魂に儐せられ、しば〳〵危窮を脫れしも、今は八年

次の日船底に貯もてる、島衣、斧、鋸なんどを、紀平治に遞與し、ひとり大洋に棹して、佳奇呂麻へかへりけり。この下に話なし。却說爲朝王女は、姑巴島に留りて、舜天丸紀平治とゝもに、曚雲を擊破る、計策を議し給ふ程に、今茲も既に暮なんとす。さても紀平治は、齡かたぶきぬといへども、仙境に年月を經たればにや、氣力壯年のときよりも健よかにて、日ならず一艘の獨木船を造り出したるが、枯もはてぬ草葉の色の、更に燃いづるを見て、春の來つるをおぼえ、爲朝夫婦この荒磯へ來給へるその日より、はや百日に及べり。今は時節到來しつ。まづ潛びて中山へ赴きて、王子の所在を索ね奉り、首里の形勢をもよく窺ひて、時宜によらば、ふたたび宜野灣浦添の城を攻とるべし。林太夫に謀を說示したれば、兵糧は西濱にありなん。爲朝ふたたび旗を揚たり、と聞かば、松壽、鶴、龜等、いへばさらなり、存命てだにあらん兵士は、招ずして馳參るべしとて、主從四人、既に軍議を決し、おの〳〵林太夫が進らしたる島衣を被て、硫黃商人に打扮、又三社の神に齋ひ祀りし三條の征矢をば、竹の節をぬきて、その內へ籠、その餘、舜天丸の神仙より獲給ひたる、源家相傳の兵書と、金の短册なんどは、木の皮に纏はし裹みて、みな船底に隱し入れ、思ひたつ日を吉日として、主從件の船に乘り、遂に纜を解程に、紀平治は楫を操り、水行に熟て滸ぐ船の、春は殊さら浪靜にて、島山遠


姑巴嶋に
紀平治
独木船を造る



さ見なれて候に、こゝに留らば春までに、輒く軍船一艘を、造り出し候べし、まげて留め給ひね、といと叮嚀に希へば、主從みなその志の淺からざるを稱讃す。さて爲朝の宣ふやう、島長をこゝに留めては、さぞな妻子の、心苦しく思ふべけれ。なでうその妻子を苦しめて、しばしの別に思ひかへんや。毎日に磯邊にたち出て、長が歸るを待わぶべきに、とく佳奇呂麻へ立かへりて、人のこゝろを安くせよ。この島には仙桃あり。桃をもて粮とせば、米穀も欲しからず。されど好意を他にせじと思へば、衣をばとゞめてこの冬の、料に宛べき也、と仰て、さまざまに賺しこしらへ給へば、紀平治も又いふやう、某西國に人となりて候へば、よくこそあらね、船造る事をしれり。既に斧あり鋸あらば、島長が手を借るに及ばず、八町礫が老の手すさびに、船は輒く造るべし。しからばよしや矇雲が、賊軍こゝによせ來るとも、進退すべて自在なり。かくては春の比及に、林太夫がおん迎に參らずとも、往還こゝろまかせなるべし、といふに、爲朝ふかく歡びて、紀平治が船を造らば、われ又翼を得たるが如し。林太夫は、はやく舊の島へかへりて、春も三月のはじめに至らば、はじめて緣由を告て、島人等をかたらひ、潛に兵粮を船に積て、泊の西濱に漕よし、爲朝が宜野灣、浦添を攻ると聞かば、速に來會せよ、と仰すれば、林太夫はやうやくに承引て、とにもかくにも、君のおん爲に候へば、と回答しつ。

更にこの姑巴島に來給へり。巴麻は破魔にて、惡魔を破るの義に稱ひ、姑巴は蟲破にて、蟲妖破るゝの義に近し。わが大日本にて童子等が、春のはじめに弄ぶ、雀小弓を破魔と名づく。舜天丸が弓箭を造りて、神とし祀れるもこれに等しく、みな是名詮自性といはん歟。かゝればわが父、破魔と蟲破との二ツの島より、再び起りて曚雲を討給はゞ、再戰の勝利疑ひなし。只林太夫のみをかへして、今茲はこゝに在せかし、と理を述て諫めたまへば、爲朝をはじめとして、紀平治林太夫等にいたるまで、聰明睿智に感服して、しば〱嘆賞したりける。王女はわが子の恰悧さを、見ればおもへば娛しさの、あまる袂におく露の、泪坐に拭ひあへず、げにや尺蠖の伸んとするに、しばしその身を屈すといへば、力を養ひ、時をまち、先よくその身を屈して、敵の不意に伸給はゞ、軍威竹を裂が如けん。さは侍らずや、と宣ふに、爲朝いよゝ疑ひを決して、遂に謀を定め、林太夫は潛やかに、佳奇呂麻へかへるべし、と仰するにぞ、林太夫は今さらに、推辭奉るべうはあらねども、しばしが程なりとも、別れ奉らん事いと本意なし。かゝるべしとはおもひかけねど、糧米も夥齎、且按司王女に進らせんとて、島織の衣などももて來たり。又船を嚴などへ乘かけて、破損せんときの爲に、斧、鋸、鑿、釘さへ、準備して候に、見ればこの島には、羅漢杉の大木多かり。島の習俗なれば、某も船造る事は、をさを

とうち笑みて、今林太夫がいふところ、みな是信より出て、事便宜に似たれども、安きに就かば却危し。夫龍蛇は大海を深しとせず、底を穿てこれに居るときは、人力の及ぶべきにあらず。しかれども、餌をもてこれを誘引ば、竟に陸にも致すべし。これ一旦の利に迷うて、慾にその身を忘るゝに候はずや。かくはわが父、佳奇呂麻に赴き給ひ、彼此の島人等、日ならず從ひ奉らば、曚雲瞽なりといふとも、はやくこれをしるなるべし。彼既に知るときは、時日を廻らさずして攻撃なん。そのとき今茲はわが父の、機運よからずとて、戰はでやは止べき。かくてはふかく隱るゝにあらで、一旦の利に迷ひ、みづからこれを顯すなり。今父母の問せ給ふを待ず、舜天丸幼弱にして議論せば、傍痛くおぼさんが、親の爲に思ふ程を、まうすにて候、と宣へば、爲朝小膝を礑と撲、おん身が議論わが意に稱へり、しからばこの島にあるべき歟、吉凶いかに、と問たまへば、舜天丸答給ふやう、愚意をもてこれを謨るに、わが父母こゝに在ん程は、曚雲千里眼を睜るとも、絶てしるよしなかるべし。故いかにとなれば、舜天丸既に七年が間、この島に漂泊したるを、彼妖僧はしらざる也。彼もしこれをしるよしあらば、その身の仇となるをもしるべし。しらざればこそ舜天丸は、恙なきことを得たれ。こは神仙の擁護によれば、わが父母こゝに在す事、危きに似て却安し。加旃、家君巴麻島に、神仙の引接を得て、

あしかりけるを曉らずして、軍を起したればこそ、もろき敗軍に及べるなれ。かゝれば且くこの島に、親子主從躱ひて時をまち、來春俄頃に討て出なば、曚雲が首を獲て、軍門に梟んこと、掌を指ごとくなるべし。林太夫は翌つとめて、佳奇呂麻に船をかへし、來春三月の比及に、ふたたび一葉に掉さして、わが主從を迎候へ、と宣へば、林太夫うけたまはり、仰理ならずとはおもひ候はねど、彼曚雲は幻術もて、千里の外をもしるといへば、こゝに在んはいと危し。賊軍一たび出來らば、外に援の兵なく、脱れ給はんに船もあらず。萬夫無當の勇をもて、しばしは禦ぎ戰ひ給はめ。寡は固にもて衆に敵しがたく、人の膂力もかぎりあり、かくて擒となり給はゞ、悔とも爭及ぶべき。愚なる身のかくまうさば、嗚呼なりとおぼすべけれど、智者も一失あり、愚者にも一得あり、遠き慮あるものは、近き患をしるなるべし。わが佳奇呂麻人は、按司王女の仁德を、慕ひ奉ること既に久し、はやくこゝを去て、わが島に赴きたまへ。年來利勇曚雲に、虐られたる島人等、簞食壺漿して、迎奉らん事、佳奇呂麻のみに限るべからず、鬼界、烏奇奴、由呂、度姑島なんど、いへばさらなり、三十六の島人等、聞傳るものあらば、招ずして從ひ奉らん事、更に疑ひなきもの也、といと信やかに勸めまうすに、爲朝とにかく回答給はず、王女紀平治も、いづれをよしと定めかねて、しばし氣色を伺ふほどに、舜天丸莞爾

殘編 卷之二

第五十九回

舟を造りて紀平治孤島を出
箭を負うて舜天丸山北に赴

大里の按司八郎爲朝は、はからずも姑巴島にて、舜天丸紀平治に環會、互に別離の情を述て、只是黄泉の人の、更に蘇生しつるがごとく、王女も亦、ゆく末來しかたの事を相語たまふ、物のいひざま白縫姫に、異ならず見え給ふとて、紀平治が殊さらに、奇異のおもひをなす程に、舜天丸もはじめて曉りて、或は歡び或は歎き、慈母再誕のこゝちしつ、親子主從島山に、圓居する夜は綾錦、たゝまくをしう思ひ給へり。そのとき爲朝は、利勇曚雲等が事の顚末を、舜天丸紀平治に說しらし。われ總角のむかしより、戰場に臨ごとに、たえて一たびも不覺をとらず。保元の敗軍は、賴長公遮て、わが軍略を用ひ給はざればなり。しかるに彼曚雲は、舊虬山の古墳より、出現したりとかいふ妖僧なれば、幻術測がたしといへども、妖は德に勝ずといへば、やは一戰に負べき、と敵をおもひ侮りたるは、生涯の悞なりき。加旃、今茲は爲朝が機運、

桃をもて糧とすれば、七年が間この島にて、無益の殺生し侍らず、みな父母のおん爲と、思ひ奉り侍るなる。されば鳥を射たりといへども、諸羽を縫うて傷けず、且くこれを懲すのみ。今は放ちやるべし、と回答つゝ、落たる鳥を引起し、箭を拔給へば、羽ばたきして、阿と鳴ながらおのが棲む、山路遙に飛てゆく、鳥を衆皆目送りて、舌を卷き、頭を傾け、百步の外に柳の葉を、穿りといふ養由基も、これにはいかでますべきと、稱讚すれば爲朝も、いひつることの鈍しく、舜天丸微妙はかりにけり、弓箭もて國を治んものは、かくこそあれ、と只一言、父の賞美は身にあまる、舜天丸よりなほ紀平治は、身の幅廣く思ふなるべし。かくて親子主從は、花を席に圓坐して、七年以來の艱難憂苦、琉球亂離の一條を、いとしめやかにかたらひ給ふに、初冬なればはや夕ぐれて、見しにかはらぬ月影も、燈燭をそふるに似たり。至誠は實に神の如し、一旦零落し給へども、求めずして洪福あり。爲朝の子孫、王となり、武將となりしもうべならずや。

たまへば舜天丸は、紀平治もろとも感激して、神助と人の誠をしる、かさね〱福なりとて、叮嚀に歡び聞え給へば、林太夫はおそる〱、頭を擡て、さていふやう、覽するごとく、小國の蔭を蒙る、荒磯に人となりて候へば、生れしまゝにて物もしらねど、按司王女のおん爲には、命もをしからずとこそ思ひ候なれ、さればおろかなるおのが心にだも、誠はおのづから誠にして、名將勇婦に値遇し奉り、かゝる圓居に侍ること、身ひとつならでわが島の、光をますべく候と、いと信だちて囘答けり。さる程に紀平治は、枝たわゝなる桃の子を、六ツ七ツうち落して、爲朝王女にすゝめまゐらし、林太夫にもこれをとらしつ。そのとき爲朝は、石滂にて漱ぎ、まづ彼桃をもて、三社の神を祀り、しばし心中の所願を念じをはりて、舜天丸に宣ふやう、桃は邪鬼を除くもの也、その事神代の巻にも見え、亦風俗通にもありとかいへり。見つべしわが徒、みな桃に由て福を得つる事、これ矇雲を滅すの前象なり。且この島に、伊勢、男山、阿蘇の三社の神を祀り奉りしこと、究めてよし。惜いかな、おん身いまだその舊をしらず。夫烏は、熊野權現の使者也。されば神武天皇の官軍、山路に迷入りしとき、天照皇太神、八咫烏をもて官軍を、導かし給へることあり。その太神を祀りながら、なぞや一隻の桃を惜みて、烏を射て落したる、いと不覺也、と諭し給へば、舜天丸謹でうけ給はり、仰寔にさる事なり、

へぬは淚なり。舜天丸は今さらに、いとゞ露けき言の葉に、濡れたる袖をかきあはし、思へば高き母の恩、ふたたび物いひしらしたまふ、歡びこれにますことなし。淚ををさめたまへかし、と慰め給へば紀平治は、小膝を拍て感嘆し、寔に王女のおん言舌、白縫姬に異ならず、面影さへに似たまへり。おもへば七年前の秋、一旦死たる親子主從、ひとつに聚るこの島は、冥土黃泉の街ならで、長生不老の門なり、と祝しまうせば林太夫も、千秋萬歲と稱けり。舜天丸はこれを見て、倶したまへるは誰やらん、と問せ給へば爲朝は、うち點頭て島長を、ほとり近く招きよし、これは佳奇呂麻の島長に、林太夫と呼るゝものなり。はじめ爲朝彼島に漂泊して、島人等に尊信せられ、その後王女も島長が、家にかくれて曚雲が、殘毒を避たることあり。彼曚雲といふものは、如此々々の癖者なり。亦大臣利勇が奸惡、松壽夫婦、鶴龜親子が忠孝は、緩やかに物がたるべし。しかるに爲朝が、一昨の敗軍に、相從ふ士卒もなく、夫婦わづかに索ひて、通宵道を走り、身もいといたう餓疲れて、松山の磯に立在、賊兵ふたたび出來るを、見かへれども禦ぐに術なく、進退既に究たる折から、讃岐院の神靈、告させたまふことありとて、この島長が豫てより、船を件の磯によして、われを俟たれば、不思議にも窮難を、脫るゝのみならず、父子面あはすることを得たり。是併、讃岐院の神助にして、又島長が忠義也、と稱

く王女を娶り、夥の年を經たれども、人こそ住ねこのところも、琉球國の屬島なるに、わが子はこゝにありけりと、思ひかけねば訪ひもせず、訪れもせねど時しありて、父子再會の情を述、こはみな源家を護たまふ、神明佛陀の冥助はさら也、又紀平治が忠義による。いたくな歎き給ひそ、と慰め給へば、舜天丸は、つく〲とうち聞て、泣じとすれば囓しむる、襤衣の袖のいとくるしく、別れ奉りしはわが身まだ、六ツか七ツの秋なれば、おん顏定かに覺ねど、凡生とし活る物、父あればかならず母あり、毎年にこの島山の、松に生育鷲だにも、巢ごもる程は父母を、慕うて鳴くにいかでわれ、父をも認らず、母をも認らず、ゆふべの海の吹荒れて、こゝらへかよふ磯鵆も、友呼びかはし呼ぶものを、親とも、友とも、家隷とも、見るは八町礫のみ。賴む所は神仙の、導き給ひてひとたびは、父にも母にもあはし給はめ。そはいつ比と果しなき、澳を眺望て立あかす、朝日の影もわが國の、天なつかしく伏拜む、神も佛も親の爲、命長かれ恙なく、世にし在せと祈りつる、神の惠はありながら、母には絕てあふよしなく、けふとはしらぬ歡びの、中に歎きを倍んとは、こゝろ筑紫は何處ぞや、波間を披きて入り給ふと、きけば今更朝夕に、目馴れし海もなつかしとて、樹の間遠く伸あがり、伸あがれども潮けぶり、雲に狹霧に隔られ、とゞかぬおもひを喞たまへば、爲朝もわが子のこゝろ、さこそあらめ、と推量

の花見るうちに、悉色香をまし、いづれも新に開くがごときを、この島に來てはじめて曉る。一旦凋し六英の花は、爲朝夫婦、林太夫、松壽、鶴龜等がうへに象り、二ツの花は舜天丸と、紀平治に象れり、只惜むべきものは高間太郎磯萩のみ。かゝれば松壽鶴龜等に、再會せんも疑ひなしとて、それらがうへさへ如此々々の、ものなりけりと告給へば、紀平治は舜天丸と、面をあはして揭焉き、奇瑞を感佩したりしが、亦淫々とうちしをれ、身方の徒を是彼と、數へ給へど白縫とも、吾妹子ともいひ出給はず、などて伴ひ給はざる、と問ば亦舜天丸も、母君何處に在す、琉球王の長女をもて、後妻にせしと宣へば、もし母君は世を去りたまふか。飽れて別るゝ契にあらじ、しらし給へ、とくりかへし、問るゝ父の胸苦しさは、問ふ子よりなほいやませば、回答かねつゝやうやくに、うち點頭て嘆息し、往に肥の國を出しころ、われもその日の風難に、脱れがたく見えしかば、白縫は往古の、弟橘姫に身を比して、浪を披きて水屑となりぬ。しかれども風波なほ止ます、船は忽地反覆て、從ふ壯士數十人、おの〱魚腹に葬らる。こゝに至て爲朝も、死すべかりしをおほけなくも、讚岐院の神靈の、擁護によつて琉球の、屬島なる佳奇呂麻に、漂泊して彼國の、逆亂を聞くに忍びず、小琉球の島北にて、寧王女の必死を救ひ、王子に謁してはからずも、大里の按司に封ぜられ、心の外なる婚緣も、固辭によしな

矢を、阿蘇の明神として、主從祈念懈らず。亦この林なる、東へ指たる桃の枝を、折とりて弓となし、藤蔓を弦として、或ときは野駒大鹿なんどに、木の皮絢あはしたるを手綱にかけて、稚君に騎射遠射を習しまゐらせ、亦あるときは、砂に跡つけて、手習らはし奉るに、聰明叡智儔なく、未見の書籍をよく諳、文武の兩道を極め給へば、紀平治などが及ぶ所にあらず。その怜悧を見奉れば、主從二人よるべなき、島守となる事は憂からで、いつの程にか大殿に、稚君を遞與しまゐらし、よくもそだちし、養育し、と只一言の仰をきかば、翌をもまたで立地に、命をはるとも恨はあらじ、と思ひしはきのふけふならず。四時に花さき子を結ぶ、桃にやうやく繫とむる、老が玉の緒長かれと、忠義の爲に惜む果敢なさ。元來賢き御こゝろには、思ひあまりて足らぬ言葉を、推も量らせ給ふらん、と一五一十を物がたる、儔罕なる忠臣の、こゝにありともあり磯海(一)、濱の眞砂子はよみつくすとも、竭ぬは寔に主從の、奇縁也とて爲朝は、しば〳〵これを嘆賞し、巴麻島にて獲たりける、短册と彼詩を、寫留たる、衣の袖をとり出して、その來歷を說しらし、今紀平治がいふ所、よくこれと符合せり。彼神仙はいかなる故にて、かく爲朝を憐給ふや。緣故は曉がたけれど、そのよしなくばあるべからず。それのみならで、巴麻島にて、仙童がとらしたる、桃の小枝の八ツの花、六ツは凋み、二ツは蕾みぬ。しかるにそ

高間磯萩が亡魂、大魚に憑て稚君を、救ひまゐらしたるなり、と後に思ひあはせし事あり。かく辛じてこの磯へ、流れ著しが稚君は、いつの程にか縡絶れて、呼びかへせどもそのかひなし。悲しくも又朽をしく、愁に青海原を、凌ぎてこゝに漂ひ著とも、紀平治ひとり存命て、何かはせん、と蹉跎し、泣より外にすべもなければ、腹かききらんと思ふ折から、はからずも神仙の冥助によりて、立地に稚君蘇生まし〳〵けり。加之件の眞仙、この島を稚君にまゐらし、剰へ源家相傳の秘書、訓閲虎之卷を傳受し、この書久しく編蓬の中にありしを、われこの子の爲に藏めたり。われは爲朝に由縁あるものぞ。汝紀平治、勉て舜天丸を守り育、武術文學を習はせよ。亦箇樣〳〵の物をもて弓を造り、心放やかに時をまたば、後に用る所あらん、親子の再會疑ふべからず。われはけふより他し島へ、うつるべし、と仰もあへず、空中にのぼり給へり。今さらおもへば彼眞仙は、巴麻島に迹をとゞめ、亦大殿を導きて、この島へ寄給ふなり。しかるにその比、この桃林の中において、大きやかなる鶴の羽と、金の牌を拾ひ得たり。この牌は康平年間、八幡太郎義家朝臣、夥の鶴を放給ひしとき、鳥の足に著給へる、ものなるよしは彫なしたる、文字にてはやしれれば、やがて眞仙の教しまゝに、鶴の羽をもて征矢を矧、鹿の角をもて鏃として、第一の矢を、伊勢皇太神宮と祝ひ祀り、第二の矢を、八幡太神宮とし、第三の

にましませしか、舜天丸にて候、と携りよりつゝいふ事も、問べき事も先だつは、涙の磯の洗ひ松、根はあらはれて哀れなり。爲朝も又王女も、思ひかけねば喜しさの、あまる袂におく露の、命あり時ありて、ふたたび相見るわが子の顔へ、ふりかゝる額髮を、搔あげては嘆息し、亦紀平治を見かへりつ、窶れも窶れし八町礫、おもふにまして老にけり。こは舜天丸にありけるよ、扨も大きくなりぬるかな。これは夢にはあらざる歟、もし夢ならば覺ずもあれ。いふべき事も夥あり、問ふべきことも夥あり。苦しきものは恩愛の、迷ひにこそ、と弓とりの、やたけきこゝろ引かへて、物のあはれをしれば又、哀歡氣色にあらはれたり。これを見、われを思ふにも、王女は頭を擡得ず、長林太夫にとり著て、只よゝとのみ泣たまへば、林太夫は何の故とも、思ひかけねど哀れさの、われにもかゝるむら時雨、しばし傘借す心持せり。かゝりし程に紀平治は、墮る涙をかき拂ひ、まづ何よりかまうすべき、今茲よりは七年むかし、安元二年仲秋、十六日の風荒れて、稚君の御船碎け、高間磯萩等をはじめとして、從者は悉く、波の底に入りにけれど、紀平治は稚君を、左手に高くさし揚て、打かくる浪を物ともせず、且く泅ぎ候ひしが、よるべき磯もあら潮に、搖あげられ引おろされ、力衰へ勢ひ竭き、今はかうとおもふ折から、大魚の背に助乘せられ、其處ともしらずやうやくに、この島へ著て候ひき。これは

の按司夫婦のものなり、近屬逆臣利勇を誅し、亦妖賊曚雲を攻擊て、勝に乘るといへども、却這奴が幻術にはかられ、士卒盡く討死し、某夫婦は辛じて、必死を脫れて佳奇呂麻なる、由緣のものに誘引れ、松山の海邊より、獨木船にうち乘りて、はからずも巴麻島におもむき、神仙の教によつて、更にこの處へ索來れり。願くは、二位の仙君、神變不測の眦をかへし、吾儕を助て、曚雲を討亡さし、民の塗炭を救はしたまへ。先王尚寧、才淺く慮足らずして、佞人を重用し、妖僧に蠱惑されて、終に國家を喪ひ給へり。されば天孫氏の正統、斷絕するに似たれども、わが妻は尚寧王の嫡女なり。彼といひ是といひ、義の仗ところ脫れがたく、波濤ををかして仙境に推參し、志願を告て、神助を祈る。偏に海容し給へ、と叮嚀に述給へば、童子は翁を見かへりて、この處は琉球國、三十六島の內なり、と汝がいひつれど船もかよはず、浮世に遠き島守は、さる事ありともしらざりき、といと外々しくものするに、翁はしばし得も回答ず、爲朝をうちまもり、亦うち目翳て赤やかなる、眼底に淚を含み、別れ奉りてより、僅七年に過ざれども、主も家隷も潮風に、吹くろまれて汚れ垢つき、木の葉を衣とし、海帶を帶とし、山の猿にもいやまして、昔の姿もなくなりぬれば、面忘れ給ふならん。いかに吾君、御曹司、八町礫の紀平治に候ものを、と名告もあへず、童子はもてる弓を捨、さてはこの賓客は、父君




桃源に神仙
父子と偕く

り。鑢をもつて太刀の目を、揚通さしてこれを佩、隱羅密都娑阿路帝那永莎賀、と神呪を唱、左へ薙て砍るときは、變化といふとも撃とるべし。しかりといへども魔縁のもの、はやく隱ることあらば、打太刀も亦目標なけん。そのときにこそ眞言あれ。隱顯覽吠吽莎賀と五扁唱てしづやかに、手指左右に相組で、その間よりこれを見れば、妖精變化も隱れ得ず。敵もし大勢なるときは、鶴翼、雁行、長蛇の陣、時宜によつて布設、一騎も漏さずこれ撃。勇將の下、弱卒なし。或は孤雁出群勢、或は烏龍翻江勢、提槍、騎馬勢、披身勢、撃劍槍法勇を奮て、堅を破り、鋭を碎き、立地に撃靡け、敵の大將射て落す、矢さきはかくのごとけん、といひつゝ聽て身を起し、傍に立たる弓に箭刺て、きり〱と彎固れば、折しもあれ島鳥の、桃子を銜て、空中高く翔揚るを、やり過して兵と射る。矢壺たがはず諸羽を縫れて、鳥は撲地と落たりけり。爲朝はこの形勢に、扇を開きて聲高く、射たり〱、と譽給へば、童子も翁も樹の蔭に、人あることをはじめてしれば、うち驚きつゝ佶と見て、あやしや船もかよはぬ荒磯に、物の聲するはいと珍らし。何國の人、いづくの浦より、漂泊し給ふかはしらねども、人なつかしく思ふから、漢と晉との故事も、聞まほしく候なれ。とくこなたへ、と呼び入るゝに、主從三人忙しく、桃林の中へすゝみ入り、爲朝禮儀を正くして、童子と翁にうち對ひ、これは琉球山南省、大里

れば童子は莞然と笑み、舊說かくの如しといへども、樊噲が事は考る所なし。亦鳥の羽をもて、織なすといふ說もこゝろ得がたし。夫保侶とはふくろの義也、これを展とき袋に似たり。三代實錄巻の十七、清和天皇の貞觀十二年、三月十六日戊辰、從五位下、行對馬島守、小野朝臣春風、起請の二箇事を進る。その一に曰、軍旅之儲、舊介冑に在り、薄と雖、助て以保ん。望請ふ、調布保侶衣千領を縫造り、以不虞に備んと見えたり。かゝれば保衣は毛衣にあらず。且往昔より、みな假字にて書來れり。母衣と書、武羅と書、みなこれ假字なり。保侶武羅五音相通にして、別に故あるにあらず。此戎具、唐山にはその名聞えず。これ大日本の古實なり、と辯舌委みなく答れば、爲朝これを竊聞て、只顧に感嘆し、後生寔におそるべし。かゝる小島に神童ありて、兵學既に古今に通ず。奇なるかな、妙なるかな、と頻に稱讃し給へば、王女も舌を掉つゝ、夫婦面をあはし給ふ。彼處に翁は小膝をすゝめ、君が發明その說を得たり。これらは偏に穿鑿のみ、敵を拉ぐの術にはあらず。もし水戰して、水中に突らばいかにせん。げにそのときは犀の法、亦龍王の奇法あり。これらを豫て修するときは、みな水難を脫るべし。しからば往時その名聞えし、天智の御宇には、藤の千方、亦圓融院の御時に、丹波千丈嶋に盤りし酒顚が類の魔緣のものを、輙く擊とる術いかに、と問ば童子はうち點頭、それらには亦方便あ

搖して、密やかに宣ふやう、いかに聞給ふらん、不老長生を根として、眞を修し丹を煉る、道書なるべし、と思ひつるに、彼處に讀むは兵書也。往昔わが曾祖義家朝臣、大江匡房卿より受傳給ひし、訓閲虎之巻といふ、兵學の秘書ありき。源家の嫡子相承して、兄義朝これを藏む。しかるに平治の播亂に、義朝これを懷にして東路に赴き、尾張なる野間の内海にて、長田に擊れ給ひぬ、と仄に聞くのみ。その後は、彼書何人の手にありや、しるよしなければこの年來、いと〳〵をしく思ひたるに、こゝに童子が讀書をきけば、彼と是と相似たり。それか、あらぬか、とばかりに、耳語たまふをしらずやありけん、童子は一際聲をたかうし、蓋武羅は漢の樊噲、母の衣を得て、革の上に佩、忠孝の譽四海に溢るといへり。されば武羅に、和合緒あり、忠祿の緒あり。長短みな口傳、すべて十二幅一尺、上なる右の緒を帝釋と名づく。中を天上の緒と唱へ、左の上の緒を頭神と名づく。中央に日月の二天子を表し、增長、廣目、持國、多門の四天を錄すもの也、と讀くだせば、翁傍よりこれを難じて、母衣は樊噲が、母の衣を得たりしより、はじまるといふ說は、絕て唐山の書に見えず。これらは字につきて、說を設たるなるべし。或はいふ、衣母は毛衣也、鳥の羽をもてこれを織る。今の羽織といふ名目は、原母衣より出たり。これ矢を避ん爲にして、城攻のとき、甲の上へ被ぐといへり。この說いかゞ候はん、と詰

も人なき島なれば、磯の鵆の友呼ぶのみ、岩うつ浪のおのづから、事とふよしもあら磯に、纜を投かけて、爲朝王女を岸にのぼし、やうやく船を繫ぎとめて、林太夫も從ひ奉るに、思ひの外なる小島なれど、山は岩もて疊るごとく、造化の工致あやしまる。目馴ぬ鳥の聲きけば、耳あらたまる松の琴、ひく潮と亦うちよする、波の鼓もしかすがに、腸を洗ふ佳境なり。されば主從足引の、山に陟り溪に降り、わけ入れば桃の林あり。四時をり〳〵に開かとおぼしく、花あり實あり蕾あり。香氣殊さら鼻を穿て、醉るがごとく、醒るがごとし。羽客道士の菴やあ〻、と走ちかづき給ふ程に、忽地讀書の聲してけり。さればこそとて主從三人、點頭あうて樹の間より、つく〴〵と見入れ給へば、林の中に人影して、仙翁と仙童と只二人、花を褥に對て坐り。翁は眉髭みな皓く、形は瘦て枯松のごとく、骨逞して壯士に似たり。童子は髮をふり亂して、年の齢は定かならねど、その聲は十あまり、二ツ三ツの上を過ず。眸淸く、眉秀、唇朱して玲瓏たる、辯舌いとも爽なり。おの〳〵木の葉を綴りあはして、肩と腰とに纏著、海松のごとくにかき垂れたる衣のはし、その隙より見えたれど、禮讓甚眞實やかにて、童子は却て上座なる石に尻をかけ、翁は遙に下にをり、彼童子が物讀むを、敬ひ册きて耳を側、をり〳〵難問することあり。爲朝はなほ木がくれて、讀書の聲を熟聞て、ふかく怪みつ〻、王女の袂を引

六ッは色香をそへて、更に新に咲るがごとく、二ッの蕾は忽然と開きて、香氣はじめにいやましたり。これも亦時にとりて、吉祥に侍るなり、と王女とともに、林太夫が壽詞ぎまうせば、爲朝は船に乘ながら、桃の枝をその儘に、浪打際へ楚と挿、われもし曚雲にうち勝て、中山、山南北の三省を、掃ひ除くことあらば、この桃永く榮ゆべし、と誓ひ給ひけり。さればにやこの所、その夕より、潮の退くこと數十町、大かたは磯となりて、彼桃年々に、花開き枝葉をまし、その長丈餘に及べりと、後にいひもて傳へたり。

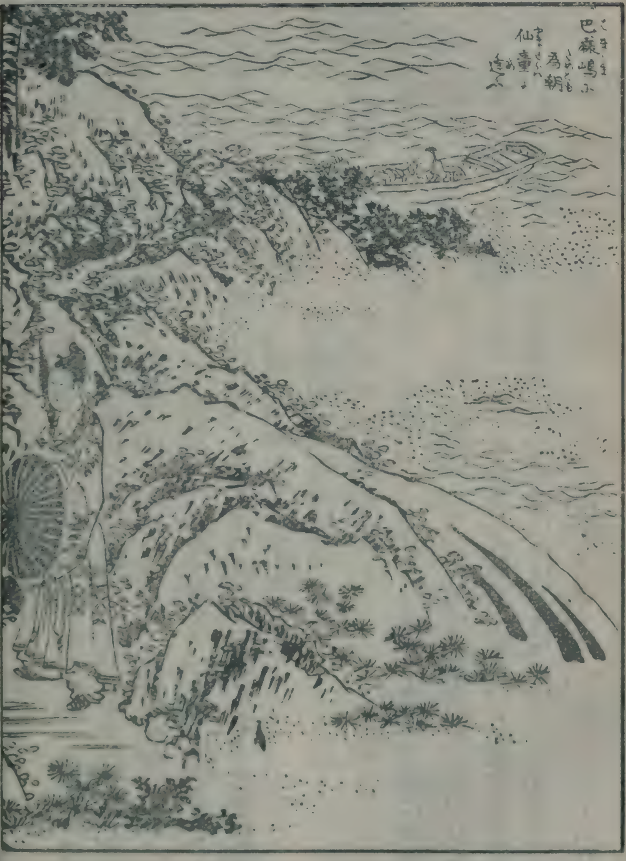
第五十八回

飛鳥を射て神童兵を談ず
姑巴島に父子再會す

却說佳奇呂麻の島長林太夫は、巴麻島の磯を漕出して、只管船を走らするに、水行の案内はよくしりつ、西へ〳〵ととる楫に、箭よりもはやく走り帆の、南に見ゆる三の島、あれや何處と問給へば、東馬齒山、西馬齒山、亦西南に見えたるは、姑米山と答まうしけり。さて中山を北に見て、度那奇、安根呢の島々を、浪の隙にぞ瞻望やる、小春の海の靜にて、神の導く快船は、瞬うちに數十里を、半日が程に乘走らし、その日の未下刻、姑巴島の磯へ著にけり。こゝ

し、かゝる孤島にあらん事、そのよしなしといふべからず。この短册も白やかにて、さながら鶴の君しらず羽に似たり。かゝるべしとは思ひかけねど、件の詩を印たる袖は、燧袋の底にをさめて、出るにも入るにも、腰にはなつことなかりしが、數箇度の窮難に物多く失ひつれど、曩に讃岐院の山陵に通夜せしとき、夢の中に感得したる、父が紀念の寶劍と、燧袋は今にあり。これも亦奇といふべし。これ見給へ、といひかけて、腰に著たる燧袋を掻撈り、單の袖を出したまへば、王女が袖に印たりける、詩を見つ、和歌を見つ、かくまで奇しき物語の、目前しる應報に、久後たのもしきこゝちして、みなこれ曾祖義家朝臣の賜にて、且わが丈夫の忠孝を、天神地祇、氏の神たち憐て、後の榮をしらし給ふ、例を思ひいづの海に、こととひし鳥の跡を今、亦この島に擬する、鳥も靈あり、君も信あり。かく灼然なる奇瑞侍れば、とく姑巳島へ到らせ給へかし、とすゝめ給へば、われもさは思ふかし。誘給へとて、爲朝は先にたちて道をいそがし、やがて海邊に歸り給ふに、林太夫は忙しく、船をさしよして、爲朝王女を扶乘し、まづ事のやうを問ば、夫婦は滿顏に笑を含みて、島山の麓にて、仙童におひし事、詩歌の事、すべておちもなく聞えしらし給ひしかば、林太夫は只管に、奇なるかな、と唱歎し、遂に纜を解捨て、姑巳島を投て、漕出さんとする程に、なほ愛たきは、枝に匂へる八の花、凋し




巴蘇嶋に
爲朝
仙童に
逢ふ

いにしへのためしも思ひいづの海にことゝふ鳥の跡を見るかな

と陰文にぞ印たりける。爲朝これを讀果て、うち驚きて王女を見かへり、是は此、保元のころ、伊豆の大島にてわが詠ぜし歌なり。この歌につきては、くさ〴〵の物がたりあり。爲朝配所にありしとき、往昔曾祖義家朝臣、金の牌つけて放ち給ひし鶴、忽然と飛來て、わが傍にをり。この鶴はその已前、古院の仰によりて、爲朝潛にこの國へ索來て、王女に玉と換たるもの也。しかるに彼鶴は、鳥羽院にて放生行れたり、と聞えしに、蒼海原を凌ぎ來て、爲朝が謫居を訪ふこと、鳥すらこゝろあるに似たり。加之、彼金の牌の裏に、

眠柳閑花遶水亭　仙禽再去還東溟
逢春便覺孤霞迴　淸影何時照我庭

と詩句をさへ寫したり。ぬしを誰とはしらねども、故ありぬべく思ふ隨に、牌に水を沃ぎかけて、文字をば袖へうつしとり、われも又、禿筆を染てその牌に、件の和歌を書つけしに、鶴は再び空中に翔のぼり、雲を凌ぎて飛去りぬ。今に至て廿餘年、疑ひたえて解ざりしに、はからず、粤にわが筆の、跡を見るこそ奇特なれ。是彼思ひあはするに、鶴はその比より、この島に往來したる歟。鶴の異名を仙客と唱へ、又仙人の驥なりといへば、九皐に鳴き、天外に逍遙

年の春の季に至て、事を謀らば大吉なり。按司功成り名遂るの後、われ必ゆきて相見ゆべし。今より六年を經たらんには、八頭山の邊に俟べし、と聞えしらせよ、と宣ひき。かくてわが師は鶴にうち乘りて、東海へ赴き給ひしは、きのふの亭午にこそ。さればわが師はこの島にましまさず。按司はやく舊の船にかへりて、姑巴島へ渡りたまへといふ。爲朝王女は、いまだ名告もあへずしてしられしにて、心にふかく驚嘆して、露ばかりも疑ず。眞仙の教諭謹でうけばり候ひぬ。只道顏を拜せざるを恨とするのみ。抑おん身の師とし給ふ眞仙は、往昔より、跡をこの島にとゞめ給へる歟。願はくは道號を、告しらしたまへかし、と宣へば、童子微笑て、わが師の事は、忽卒にいひがたし。これを見ばおのづから、曉る事あるべし、と回答つゝ、瓢に揷たりける、桃一枝を、拔とりて遞與せしかば、爲朝左右の手に受捧て、なほその故を問んとしたまふ間に、童子は鹿を牽いそがし、左手なる茂林の中へ走り入るに、その疾こと追ふべからず。忽地見えずなりにければ、夫婦は面をあはしつゝ、ます／＼奇異の思ひをなして、且今童子がとらしたる、桃の枝を見給ふに、香氣馥郁たる花、僅に八英ありけり。下枝の花は、六英なるが衰凋み、上なる二ツはいまだ開かず。なほうちかへしてながめ給ふに、さゝやかなる短册を著たり。さればこそとて、掌に受載て、王女とともにこれを見給へば、

とてもろともに、潮水にて漱ぎ、鮮血に塗れたる、上の衣を脱捨て、心ばかりは祓禊しつ、島長林太夫を殘しとゞめて、船を守らし、夫婦迭に扶助られて、巖に携つゝ岸に這のぼり、笛の音のするかたへとてあゆみ給ふに、天は既に明はてて、旭海よりさし昇る隨に、彼此を見かへり給へば、沙石は梅花の散れるがごとく、松柏は龍蛇の蟠るに似て、浮世に遠き佳境なり。彼流水に遡洄て、桃源に到りしも、かくやと思ひあはしたまふに、何となく心清み、體かろくして疲勞を忘れ、足の運びもすゝむまゝに、はや島山の麓に來にけり。さる程に、笛の音はいよよ近く聞えて、忽地山本なる樹蔭より、ひとりの童子、横笛吹すさみつゝ出來るに、大さ三歳駒に等き白鹿に、清水汲入れたりとおぼしき、瓢一ツを負し、時ならぬ桃の花を折添てけり。爲朝も王女も、こは仙童也と見給ふから、恭しくむかひすゝみて、物いひかけんとし給へば、童子は笛の音をとゞめて、莞爾とうち笑み、來つるものは、爲朝夫婦ならずや。きのふわが師の宣はせしことあり。翌なん大里の按司、八郎爲朝、その妻白縫王女を將て、詣來ることあるべし。汝わが爲にいへ、爲朝ふたたび殘兵を聚て、曚雲を撃滅さんとならば、直に姑巴島へ推渡りて、その人を索よ、こよなき翼を得つべし。しかはあれど、今茲は爲朝四十三歳、しかも絕命遊年に當れり。その星は計都にして、無空在所巽の隅にあり。いまだ寇を撃べからず。明

まちてこそ、佳奇呂麻へおん供つかまつり候はん、といふに、爲朝しかるべしとて、その議に從ひ給ひしかば、巴麻島を投て漕ほどに、その夜亥の比及に、件の荒磯へ乘著たり。元來船には齎したる、糧も水もあり。人住む島にあらずといへば、岸にのぼるも益なしとて、主從三人、楫を枕にして、長き夜すがらあかし給へば、舷を洗ふ浪の音のみ凄じくて、睡らんとするにいも寢られず、やうやくに苫を漏る、星の光りも薄くなりて、しら波の隙よりあけゆく隨に、島山のかたに、笛の音幽に聞えにけり。爲朝枕を欹て、こゝは人なき島なりといふに、物の音のするはこゝろ得がたし。あれはいかに、と訝給へば、林太夫も耳を側、しばしこれをうち聞て、思ひあはする事こそ候へ。今より六七年のむかし、何處ともしり候はねど、仙人の在するとて、をさ〳〵人のいふ事候ひし、件の仙人、天よく晴たる日は、鶴に駕り、雲に坐し、三十六の島島を、めぐり給ふとなん。もしこの島が彼仙の、すませ給ふ處にやあらんずらん。さらずばかかる無人島に、翫水遊山するものの、あるべうも覺候はず、といふ。爲朝これを聞て、亦王女にむかひ、いかに思ひ給ふやらん。瀛洲蓬萊は、仙人の集會ところ也とて、ふるく物にもしるしたり。しからばかゝる孤島なりとも、仙境ならずといひがたし。もし値遇する事もあらば、曚雲を擊破る、たつきともなりぬべし。いざ訪ばやと宣へば、わらはもしか思ひ侍り、倶し給へ

て、都へつかはしたまふとて、詠じ給へる御製なり。しかるに、少納言入道信西が、阻へまうせしによりて、朝廷ふたたび僉議ありて、彼經卷をそがまゝに、情なくも返されたり。されば院の御怨み、日來にはいやまして、天に祈り地に禱り、魔界に入て帝をはじめ、われに強顏き奴原に、おもひしらせん、と誓ひ給ひし、名どころ似たる松山に、爲朝夫婦が呻吟ふを、豫しもしろしめされ、佳奇呂麻人に救せ給ふ、君恩いとも恐しと、身を投ふして數回、東のかたを拜し給へば、王女も感涙禁めあへず、良人の後方に額著給へば、林太夫も今更に、事著明なるこゝちして、共に感嘆したりける。當下爲朝は、やうやくに首を擡、去年利勇を誅したるはじめより、島袋にて曚雲に火攻せられ、馬の腹中に入て、猛火を避たること、亦王女も大里山の敗軍に、士卒夥擊し、辛じて圍を殺脫、島袋にて、夫婦ひとつになりぬるよしを物がたり給へば、林太夫は聞く每に、或は驚き、或はうち歎き、或は歡びて、みな是神の擁護によらせ給ふなりとて、末たのもしき思ひをなす程に、船は亦二三里あまりぞはしりける。爲朝かさねて島長に對ひ、けふの歸帆は追風にあらず。汝何處へか、船をよせんと思ふ、と問給へば、林太夫答て、さん候。彼矚せ、前面に雲のごとく見えたるは、姑達佳、津奇奴、巴麻島、伊計島といふ、四の小島にて、巴麻島、伊計島は、住む人も候はず。今宵はこゝらへ船を歇、翌の順風を

しらし、俄頃に酒食を准備し、糧米川水を積入て、船出しては候ひしが、具志頭までは、海上百里に餘れり。かゝる小船にて、けふ翌の間に到らんこと、心もとなく思ひながら、筵帆あげて走らするに、殊さらに追風はよし、船の行こと、平日にすぐれて、きのふの黄昏に、松山の磯へ著たるときは、なほ夢のこゝちしたり。さて按司や在する、王女や在する、と項を長やかにして、岸のかたを見つれども、水際に立在人はあらず。覺つかなきことかぎりなければ、船を蘆の中に繫ぎとめ、里に赴きて、大里の爲體を、外ながら聞くに、長川大里山の敗軍に、按司も王女も撃れ給ひぬ、といふものあり。げにも島袋のかたに、兵火發りて、天すさまじく、煙の中に焰の飛ぶさへ遠く見えたり。淺ましくも悲しくて、只茫然と立在しが、所詮神の教にまかして、船にて待奉るにしかじ、と思ひかへして忙しく、舊の水際に、立歸りにけれど、心いよいよやすらはず、目睡もせであくる夜の、岸のかたのみうち瞻望て候ひしに、件の異人が教にたがはず、君御夫婦が岸に立在、追蒐る敵を見かへり給ふを、是なりけり、と見奉るに、身は松山に音をなくと、聞えしに露違ねば、まづ彼和歌を口吟み、船漕よして候、と一五一十をものがたれば、爲朝これを聞もあへず、そは疑ふべくもあらぬ、讚岐院の神靈の、吾を救はせ給ひし也。彼濱衛の三十一字は、新院讚岐の松山に在せしとき、手づから五部の大乘經を書寫し

へば、林太夫は忙しく、舩に頭をさし著、三十六島おほかる中に、佳奇呂麻は都へ遠く、人影稀なる荒磯なるに、再び三たび君御夫婦の、先途を救ひ奉る、歡しさは島夫が、訛たる言語に盡しがたし。さても一昨の事なりし。身の長一丈あまりにして、面は棗のごとくあかやかに、鼻の高さは、この櫓杭を、三ッも續たらんやうにて、修驗者めきたる旅客、長が門に來ていふやう、翌有翌のころ、爲朝王女もろともに、朦雲が賊兵に困られ、具志頭の東なる、松山の磯に到るべし。汝はやく船を出し、彼處に赴きて、これを救へ、といそがしたり。いと怪しかりければ、吾儕おそる〳〵、御身は原何等の人にて、何國より來給ひたる。こゝらには見もなれぬ形容なり、と回答するに、彼修驗者點頭て、しか思ふは理りなり。われは是大日本、人皇七十五代の天子、崇德院のおん使にして、讃岐國象頭山より來つるものなり。もし疑うて事遲々せば、後悔するとも及びがたけん。はやくゆきね、と催促す。いよゝ怪しきことといふべうもあらねど、推かへして問はゞ、あしかりなん、とおもひて、仰心得てこそ候へ。八郎按司に縁由を、告奉る爲なれば、名告しらし給へといふに、修驗者その回答はせで、「濱千鳥、跡は都に、かよへども、身は松山に、音をのみぞなく」と三たび吟じて、かき消すごとく失にけり。こは平事にあらずと思へば、島人等に告しらするに遑なく、只妻子にのみ、如此々々の事ありと聞え

はや七年になりて候へば、面忘れたまふなるべし。これは佳奇呂麻の島長に、林太夫といふものなり。按司御夫婦の、このわたりにて困められ給ふ事を、神の告給ふによりて、快船にうち乘り、おん迎に參りて候。そは長物語なれば、後にこそまうさめ。御氣色の、いたく餓給ふと見たてまつるに、まづ齎したる物を、進らし候はん、と信だちて船底より、飯櫃燒魚なんどをとり出し、亦紅酒一瓢をもて、すゝめ進すれば、夫婦は海月の骨にあふこゝちして、島人等が生平とする海蘊飯も、百珍の美味にいやまし、只一瓢の村酒も、甘露のごとく思ひたまふなるべし。爲朝かさねて盃をあげ、さて王女に宣ふやう、われ島袋にて猛火に裹れ、咽喉渇きて堪がたさに、夥馬の鮮血を吸ひにき。凡馬の肉を食ひしもの、はやく酒を飮ざれば、全身惡瘡を發し、久しからずして死すといへり。われ馬肉を食はざれども、その血を吸しかば、今に心に快からず。しかるにこゝに求ずして、一日の飢を忘れ、又酒を喫みて、馬毒を解す。けふの酒食は價千金、眞に崑山の片玉なり。こはみな長が誠忠のいたす所忘るべからず、と宣へば、王女はいよゝ島長が、厚き志を賞嘆し、七年已前佳奇呂麻に、しばし浮世を濳びつゝ、長が信に露の命を、繫ぎ得たればその面影を、忘るべうはあらねども、身は疲れたり事急にて、君もわらはも外々しく、その人なりとはしらざりき。情薄しと恨なせそ、と眞實やかに賠話給

第五十七囘

松山磯に島長夫妻を救ふ
巴麻島に爲朝神仙を訪ふ

爲朝王女は具志頭なる。松山の磯に來て、身はいといたう餓飢れ、進退究て立在給ふ折から、曚雲が兵等夥出來て、落人を搦捕れ、と呼ぶ聲の、耳邊に聞ゆるに、心のみ猛しといへども、力衰へ、勢竭て、脫れ果べうも思ひ給はざりしに、誰とはしらず水際に繫き、蘆のうちより忽然と、一艘の、獨木船を漕よして、爲朝夫婦をさし招き、とく〳〵船にめされよ、といふに、敵か、身方かしり給はねど、事急なれば、問定るに及ず。爲朝は王女を扶引、蹇たる足を踏運ばして、船に閃りと乘給へば、舡人聽て漕出すに、その疾こと、礫の氷を走るがごとく、立地に澳中へ、一里ばかり漕ひらかしけり。爲朝も王女も、思ひかけ給はねば、彼舡人にうち對ひ、かゝる危窮の時に臨て、ゆくりなくも救れしは、過世の契あるにこそ。抑何國いかなる人ぞ。名告しらし候へ、と宣へば、舡人は忙しく、楫をとゞめて舷に蹲踞し、別れ奉りてより、

古城高聳白雲叢。渺渺江天望不窮。山色朦朧環檻外。水光瀲灔映牕中。遙憐大義千秋隔。更歎雄圖一旦空。回首不堪頻借問。野花寂寞對春風。　城頭一望尙巍然。往事唏噓獨可憐。寒徑空飛霜後鳥。荒臺幽鎖雨中煙。曾扶社稷聲名重。更濟乾坤節義堅。若問先朝亡鼎恨。從來但有失忠賢。

楊文鳳自云。城主毛國鼎者先朝之忠義也。一旦爲讒者被害。國鼎亡而不久先朝亦失鼎。

右琉球楊文鳳中城覽古詩

著作堂主人錄

示現す。專苦行して、天下の萬民を利樂すべし、と告給ふとなん。されば近世この神の靈驗、殊更に著明にして、祈れば必應報あること、響の物に應ずるがごとし。宜なるかな、都鄙參詣の良賤、千里を遠しとせず、或は神體を模し、或は神號神符を受て、街頭門戸に祀もの多かり。その神德利益のごときは、靈驗記と名づけたる、印本既に二本ありて、世に行るゝがゆゑに、今こゝに贅せず。

金毘羅神法樂眞言

なうまくさんまんだばさらだんけん

例祭又多かり。そが中に、三月八日より十一日に至て、花立會といふことあり。〇六月八日より十一日に至て、これを十七夜と唱ふ。同時に觀音の大市あり。〇十月八日より十一日に至て、大會といふことあり。祭禮は十月十日なり。〇凡參詣の人、觸穢を禁ず。又禁忌の物あり。蟹五十日忌 川魚及蒜三十五忌 海糠三十日忌 又鰯を忌。なほ神傳神秘あるべし。是その概略なり。あなかしこ。

とく異域の神なり。或はこれを金山彦神と稱す。これ神書佛經を見ざるものの妄説にして、金毘羅の金の字と、金山彦の金の字と、おなじきをもて、牽強附會の説をなすもの歟。延喜式神名帳、又國史を按ずるに、金山彦の神社は、美濃國にあり。三代實錄卷之二、貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道の諸神に階を進め、及新に叙す。總二百六十七社、云々。美濃國仲山金山彦神に、正三位を授、云々、これなり。しかりといへども、象頭山に社家あるがごときは、別に垂跡の神まします歟。なほ尋ぬべし。○金毘羅靈驗記に云、讃州象頭山金光院は、何れの年何れの師の開基といふことをしるものなし。古老の云、往昔役行者、この山に攀登りて、持念し給ふとき、岩崛大に鳴動して、崛中に聲あり。行者に告てのたまはく、我は舊、天竺耆闍崛山に住して、釋尊の御法を守護し奉りき。かくて如來滅度の後、われこの山に來り住こと既に久し。しかれどもいまだしるものなし。汝この山を開きて、佛法を弘めば、われ必守護すべし、と宣へば、行者ふかく敬信し、崛に近づきて、再拜し給ふとき、光明赫奕として、神體眼前にをがまれたまひにけり。かくて數百年の後、亦聖僧あり。象頭山に登りて、只願持念祈請して云、むかし役行者修法のとき、出現し給ひし、と聞傳る尊容を、をがましたまへとて、七日斷食して丹誠を凝す程に、七日滿ずる曉方に、神體忽然と出現し、汝が丹誠を抽づるが爲に

く、堂宇の脩造を加給へり。この他の陵は、阿波國又薩摩の封内にあり竝にその國君亦よくこれを敬したまへり嗚呼亦異哉。僻陬に寢陵あり。其生るときは、この土に幽辱せられ給ふも、死しては長く靈威を見じ、祭れば則福を授。これを他に比するときは、荒穢に就給ふも幸といふべし、といへり。○山州名跡志に云、崇德院の陵は、讃岐國兒嶽にあり。前に爲義爲朝の墓あり、五輪の石塔を立、云々。前の說と異なり。竝考ふべし。○白峯の山中に、杜鵑の玉章といふものあり。是杜鵑の致すところ、その形玉章に似たり。よりて名づく。嘗て他州に有ざるものなり。○保元物語に、この君怨念によりて、生ながら天狗の姿にならせ給ひける云々、と記したれば、彼象頭山の天狗を、金毘羅坊と號するといふ說に附會して、やがて金毘羅は、崇德院の靈神におはしますといふにや。なほ慥なる本据ある歟、尋ぬべし。今地圖を按ずるに、松山は多度郡に屬し、白峯は阿野郡に屬し、象頭山は鵜足郡に屬して、各相去ること遠からず。就中、白峯と象頭山とは相竝て、中に一條の大河を隔たり。象頭山へは大かた丸龜より登山す。行程三里夫この山の首尾たるや、高松丸龜の封疆に接せり。しかるに高松に屬する處は、樹木森然として、山色靑く、丸龜に屬するところは、兀山にして草木なし。その故をしらずといへども、これも亦奇といふべし。かゝれば崇德院の靈神、彼山に徜徉し給ふといはんも、以なきにあらず。しかれども金毘羅は、前に演るご

ふべからず。況て人君、冤を含て邊境に遷さる、これ人道の大變なり。こゝにおいて鬼神顯れ、遂に大に祟あり。人はじめてこれを曉る、亦遲からずや。曾子の曰、これを愼めや、これを愼めや、汝に出て汝に返るものなりとは、抑これをいふ歟。されば屈原汨羅に投て、楚國に不祥多く、菅家宰府に薨じて、雷雨宮闕に迫れり。善人忠臣不幸にして、世の苛政にあへるすら、天これを痛こと深し。後人なほ思はず、冤を人主に致せり。悲しいかな。

○和漢三才圖會巻之七十九、讚岐國の條に云、白峯明神は、阿野郡にあり。（高松に至りて三里）祭神崇德院、（人皇七十五代の天子）鳥羽院第一之皇子諱顯仁、母は藤原璋子、待賢門院と號す。五歳にして即位、永治元年廢せらる。（在位十八年）保元元年讚岐國へ遷流せられ、長寬二年八月廿六日、當國において崩御、白峯に葬奉る。（壽四十六歳）又云、崇德天皇社は、白峯にあり。（南向）本尊十一面觀世音、立像二尺三寸。（此より國分寺に至りて一里半、阿野川及加茂川等あり）又云、白峯寺は阿野郡青海村にあり。（山の上坤向）本尊千手觀音、（立像三尺三寸）百餘丈の嶽あり、兒嶽と號く、云々。（已上）○友人修靜菴嘗て記して云、白峯寺の緣起に云、山陵の在ところは、是其寺の西北嶼といへり。その寺の西北嶼、今これを檢するに、孤墳は岩壁の上に據れり。封土高八尺、石牆以これに環る。その前に廟あり、帝の遺像を安じて、もて祀奉る。又左に母后の廟あり、（待賢門院藤原氏）右に山神の廟あり。（馬琴按ずるに、土人爲義爲朝の墓とするは此ならん歟　國守世よ

の贈官と、一時之事たるに似たり。吉記、百錬抄等の文に據ときは、即崇德院遷宮の時、賴長も亦並祀のみ。贈官は乃崇德院の奉諡とおなじく、是別に一時なり。右抄する所の古記錄に由ときは、崇德院の尊像畫幅等は、文永の比に、造設られたる歟。名跡志に記す所、悞あるべし。

○東鑑卷之四、元曆二年四月の條に云、廿九日壬午、云々。今日備中國妹尾鄕を以、崇德院の法華堂に附らる。是沒官領として、武衞賴朝拜領せしめ給ふ所なり。彼御菩提を資奉らん爲に、衆僧の供料に宛らる。○同書卷之五、文治元年乙巳、九月の條にいはく、四日甲申、云々。崇德院の御靈、殊に崇奉らるべきよしの事等京都に申さる。是朝家の寶祚を添奉べきの旨、二品賴朝の御存念、甚深之故也。これらの文に由ときは、當時朝家はさらなり、武家に於て亦崇德院御靈を崇信し奉ること淺からず。往昔稱德天皇は、廢帝の祟をおそれ給ひ、桓武天皇、又井上廢后、早良親王の祟を怕れ給ひて、追號祭祀叮嚀なりき。或は醍醐院の、菅家の靈を怕れ給ひたる、或は賴朝卿が、安德天皇の靈を怕れ奉りたる、北條義時が、後鳥羽院の靈を怕れ奉りたる、尊氏卿が、後醍醐院の靈を怕れ奉りたる、皆年を同して論ずべし。夫亂政の世に鬼神顯る、寃魂下に鬱するときは、祟あらずといふことなし。匹夫匹婦も、そのこゝろざしを奪

御正體には御鏡を用られけり。彼御鏡は、先日御遺物を、兵衛佐局に御尋ありけるに、取出て奉たりける、八角の大鏡なり。元より金銅の普賢像を鑄付奉たりけり。今度平文の箱に納奉られけり。又故宇治左大臣の廟、同く東の方にあり。權□納言拜殿に著て、再拜畢て、告文を披れて、又再拜ありて、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣（吉記に、朝臣を宿禰に作る）に下給ふ。兼友祝ひ申して、前庭にしてこれを燒けり。玄長を以別當とす。故教長卿の子、慶緣を以權別當とす。故西行法師の子也。遷宮の有樣、事において嚴重なりき。○亦參考保元物語に、吉記を引て云、（原漢文、今國字を以てこれを抄す）壽永三年四月の條に云、朔日、式部權少輔範季朝臣來談して云、崇德院御枌社、毎事いまだ定らず、御正體何物を用らるべき歟の由、議することあり。先兵衛佐局に尋られ、申して云、年來御持物の普賢像、竝御鏡、當時現在す。又以來御枕（馬琴按ずるに、以來御枕は木佛の御枕を以ての悞りならんか）像を造奉らる。先左府に仰合さるゝの所、如意輪普賢の二體之外（御枕）を、安ぜらるべし。右府申されて云、二體の體謂なし、如意輪を安ぜらるべし。今一體云々。（この下四五字文をなさず、得て讀べからず）又云、十五日、今日崇德院宇治左大臣靈神を、崇ん爲社を建。遷宮あり。春日河原を以て其所とす。保元の合戰の時、彼御所の跡なり。當時上西門院の御領、今申し請れて、これを建らる。津々の材木を點じて、宮を造營す、云々。保元物語參考に云、按ずるに、本書の文路、崇德院の遷宮と賴長

後人の夢に、讃岐院を輿に乘奉り、爲義判官子共（參考に云、半井本に云、爲義父子六人）相具して、先陣仕り、平馬助忠正（半井本に云、忠正父子五人、家弘父子四人云々）後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入奉らんとするに、爲義申しけるは、門々をば、不動明王大威德の固給ひて、入り難しと申せば、さらば淸盛が許へ入進らせよ、と仰ければ、西八條へなしたてまつるに、左右なく内へ御幸なりぬとぞ見たりける。誠に幾程なく、淸盛物狂しく成たまふ。是讃岐院の御靈なりとて、宥進らせん爲に、昔御合戰ありし、大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇德院といはひ奉り、（參考に、崇德院の遷宮、吉記、百錬鈔を引て元暦元年四月十五日とす）竝に左大臣賴長贈官贈位行はる。少納言經基（參考に因るに、經基當に惟基に作るべし）勅使にて、彼御基所に向て、太政大臣正一位の位記を讀懸けり。亡魂も左こそ嬉し、と思召けめとみな人申しあへり。〇又源平盛衰記卷之四十一に云、元暦元年四月十五日子時に、崇德院遷宮あり。春日が末、北河原の東なり。此所は、大炊殿の跡、先年の戰場なり。去りし正月の比より、□部卿成範卿、式部權少輔範季、兩人奉行として、造營せられけるが、成範卿は、故少納言入道信西が子息也。信西保元の軍の時、御方にて專事を行はれ、新院を傾け奉りたるものの息男也。造營の奉行神慮はゞかり有とて、成範を改られて、權□納言兼雅卿奉行せられけり。法皇御宸筆の告文あり、參議式部大輔俊綱卿ぞ草しける。權□納言兼雅卿、紀伊守範光勅使をつとむ。御廟の

ちこれを朝廷に奏聞す。文永の年間勅諚ありて、その地に佛閣寺院を御建立あり。光明院と號して、尊靈を鎭まつり、法施不退の靈場となし給へり。かくて文永五年戊辰秋九月、大圓上人住職して、觀勝寺と號せり。されば歴代の天子御造營ありといふ。或云、元亨釋書、及壒囊抄に載するところの觀勝寺は、當寺にあらず。東山の中に同名別寺ありて、共に大圓住持の寺なりといへり。○又云、崇德院宮は、佛殿の南、東面にあり。額、崇德天皇の竪額筆者不詳天皇の宸影二尺有餘衣冠坐像堯海作なり。傳に云、後鳥羽院の元曆元年四月三日建立、當寺におなじ宸影の畫圖あり。衣冠坐像、右に向ひ給へり。御長二尺四五寸許、幷に御隨身の像あり。衣冠、老懸、尻籠をつけ、弓を持。左向は四位の袍、右向は五位、立像なり。共に三尺許。已上山州名跡志に載する所、要を摘てこれを錄す。所謂世俗の、安井の金毘羅と稱するもの、これならん歟。

再び古記を按ずるに、名跡志の說と合はざるもの多かり。便ち左に援引して、もて證とす。

○保元物語卷之三に云、治承元年六月二十九日、追號有て、崇德院とぞ申ける。參考に、岡崎本に六月を七月に作る加樣に宥進らせられけれども、なほ御憤散ぜざりけるにや、同三年十一月十四日に、なと是すかと云々淸盛朝家を恨奉り、太上天皇後白河帝を鳥羽の離宮に押籠奉り、太政大臣師長以下、四十三人官職を止、關白基房を、太宰權帥に遷し進らす、是直事にあらず。崇德院の御祟とぞ申しける。その

鎌足公、この地景を愛し、自紫色の藤を植て、藤氏の繁榮を祈り給へり。その苗殘て每春に、貴賤目を喜ばし、遂に花の寺と唱ふ。今なほその名を存せり。崇德天皇この花を愛し給ひて、しばしば行幸ならせ給ひしかば、あるとき白衣の童子、忽然と出現して、帝に咫尺したてまつり、この藤の由來を奏すらく、往古藤原不比等、南京に南圓堂を建立しつるとき、春日明神老翁に化現して「普陀洛の南の岸に堂立て、今ぞ榮ん北の藤浪」と詠じたまひしはこの藤なり。南京よりこの處北に當れり。所謂藤氏の先祖、鎌足公の植給へるによりて、かゝる神詠ありしと奏せり。帝睿感淺からず、殊に信敬し給ひて、やがてこの所に殿舍を造營し、寵妃阿波内侍を住しめて、たえず渡御ありけり。その後保元の兵亂に及て、新院は讚州松山へ遷され、阿波内侍はひとり都に留られて、哀慕の涙乾く間なし。新院もいと不便に思食、龍顏を鏡にうつして、手づから束帶の尊影と、御隨身二人を畫き、これを内侍に送り給へり。今なほ三幅の畫像當寺にあり。龜山院のおん時に及びて、崇德院の御靈、この處に臨幸ありて、夜々光を發給ひしかば、京師の良賤これを見て、おどろき怪ずといふものなし。光堂の號はこれより起れり。この比大圓法師といふ、眞言修煉の行者ありけり。彼靈光を見て、その處に參籠し、懇切に持念したりしかば、一夕崇德院、玉體を現じ給ひて、この處の來緣を示し給ひしかば、大圓すなは

佛あり。八幡宮、天滿宮の類あり。なほ深旨ありといへり。此に由てこれを觀れば、象頭山に祭る所、三輪明神、素盞雄尊にあらざることしるべし。唯世俗崇德院を以金毘羅とす。その事絕て考る所なしといへども、天皇は讃州志度にて崩御ならせ給ふに、その比この君の神靈の祟らせ給ふとて、世間騷擾かりしかば、追號をまゐらし、洛のほとりにさへ、御靈を鎭め祀り給ひにければ、象頭山の金毘羅に配祀れりといはんも、故なきにあらず。例せば武藏國神田の明神へ、平將門の靈を配祀れるが如し。今見に、洛東觀勝寺に祀りたてまつる、崇德院の御廟を、世俗安井の金毘羅と唱ふ。又東都谷中のあなた、日暮里なる青雲寺の山に、禿祠あり。寺僧に問へば、安井の金毘羅をうつし祀るといふ。蓋安井は地の名なり。洛東祇園林の坤、所謂觀勝寺のほとりを、往昔は安井と唱たり。かゝれば青雲寺の新堀山に祀るところも、觀勝寺に等しく、祈らば必應驗あるべし。しかるに件の宮社は、尋常の禿倉にして、扁額なかりしかば、こゝに遊觀するものも、等閑に見過すもの多かりしに、ある人祈願あるが爲に、社頭に石を立て、神號を表せり。○山州名迹志卷之二、愛宕郡東山觀勝寺の條下に云、當地を斥て安井と稱す。是當寺の號にはあらず、古の主によるの舊稱なり。堂を光堂と號し、院を光明院と號す。當寺の草創は、平安城遷都已前にして、春日明神垂跡の靈地たり。こゝをもて大織冠

隨喜を生ず、云々。○亦不空三藏所翻の、金毘羅天童子經曰、佛歡喜園中に在して、諸衆生の爲說法し給へり。是時外道波旬、諸惡障を起して、諸衆生をして、大苦惱を受しむ。爾時如來、密に自身を化して、金毘羅童子と作て、外道諸魔を調伏し、惡世の中に於、衆生を饒益し給へり。已上見つべし、諸經文に載するところ、金毘羅は、佛法守護の大善神、或は釋尊分身の自在明王たり。既に六萬八千の藥叉衆あり。藥叉天狗、亦等類、地藏經に所見あり。寺島が和漢三才圖會に、象頭山の天狗を、金毘羅坊と名く。靈驗多し。祟る所も亦甚嚴なりといへり。此に天狗と唱るものは、所謂金毘羅王所領の、大藥叉なるべし。○亦金毘羅翻名本地の辨に云、大寶積經に、金毘羅天といへり。又金毘羅神王、亦金毘羅世羅といへり。大般若經には、迦毘羅神と說、藥師經には、倶毘羅神と說、大日經に倶鞞羅と說り、皆梵語の轉聲也。天台妙文句に鞞羅といふ、蓋舊譯の略ならん。金毘羅は、此に翻して威如王といふ。言は、この神の威勢通力、譬ば世間の王者、其邦內に於、能自在を得たるが如し、故に以これに名づく。其本迹を論ずるに、大寶積經に由ときは、本地釋迦如來なること明けし。又增一阿含經及興起行經等に由ときは、本地不動明王なりといはんも、亦宜也。然れども、其實を約する時は、同一法身なる故に、釋迦は、卽不動、不動は卽釋迦にして、不二卽離不謬。又舊說に曰、本地に顯密二

素盞烏尊也、云々。この說頗る悞れり。夫金毘羅は異域の善神、佛法守護の明王なり。今象頭山の別當を、金光院と號す。社家雜れり。開基の年月詳ならず。世俗崇德院天皇を配祀といふ。これらの辨は下にいはん。讃州覺城院、南月堂三等の金毘羅名號考に云、增一阿含經第四に曰、經文、今婦幼の爲に國字に譯す、下皆これに傚へ 提婆達兜、耆闍崛に到て、大石十肘 十肘は二丈四尺なり 廣五肘なるを、世尊に擲んとす。山神金毘羅彼山に住せり。提婆達兜が石を抱て、佛を打を見て、即時に手を伸て餘處に接せり。〇亦天台妙文句八之二に曰、佛阿耨達泉に在て、舍利弗に告て曰、我耆闍崛に於經行せしに、提婆達兜、高崖に於て、石の長三丈、濶丈六なるを擧て、以て我頭を抑とし〻。耆闍崛の山神を鞞羅と名づく。手を以て石を接す、云々。鞞羅は即金毘羅 亦法苑珠林七十三に、興起行經を引り。引ところの文、上のごとし。〇亦寶積經金毘羅天受記品曰、爾時世尊、王舍城に入りたまひ、四衆に圍繞せられて、容儀庠序たり。時に王舍城を護る諸天藥叉、大善神王あり。金毘羅と名く。如是の念を作す。今如來の形相殊異にして、世間の中に於、最勝遇難し。人天の供養する所を受るに堪ん。我等今、當應種々の上妙供具を以、如來に奉獻すべしと、この念を作し已て、便最勝の飮食、具足の香味、成就の妙色を以、佛に奉上す。爾時世尊、其獻ずる所を愍の故に納受なしたまふ。時に金毘羅王の領する所の藥叉衆、六萬八千、虛空の中に在て、

拾遺編附言

余嘗この書の因に、崇德院の宮社、奉祀の顚末、白峯明神の由來、竝金毘羅權現靈驗利益等、將治承文治の年間より、天文永祿の後に至るまで、これを祈て厄難を脱れ、或は如意の福を獲て、官祿を子孫に傳へたる緣由、亦この神の崇によりて、身を滅し家を亡ひ、或は不慮の禍に係りて、恥辱を後世に遺たる緣故、種々般々の物語を輯錄して、この書の後に編列すべくおもひたるに、思ふにまして卷の數もかさなりにければ、只速に本書の局を結ん爲に、これらの事は、他日の著述にとて、得も演盡さずなりぬ。しかれども每編その事を書つけおきてしかば、こゝに聊管見を演て、其概略を擧。余いまだ四國の土を踏ず。或は古記に本づき、或は傳聞によるが故に、遺漏も多く、且訛謬も多かるべし。

金毘羅名號竝安井金毘羅之事

曲亭子、案を拊し、硯を淨め、更に記して云、讃岐國鵜足郡に靈山あり。象頭山と號。山の勢おのづから象の頭に似たり。祭神一座、これを金毘羅大權現と稱ふ。按ずるに和漢三才圖會に云、金毘羅權現は、鵜足郡にあり。祭神いまだ詳ならず。或はいふ、三輪大明神、又いふ、

からず。全部のこらず發行す。閲する者、かならず凡五編二十八巻を竝して、高評を給へといふ。

戊辰立冬　　　　　　　　　　魁蕾陳人誌

都へかよふ船貸さん、とく〳〵召れ候へ、とくりかへしつゝ謠ひけり。畢竟こゝに船を寄たる、その人をしらんとならば、殘編のはじめに解おこすを、讀得て知るべし。
以下、爲朝王女巴麻島に赴き、神仙の郷導を獲て、竟に姑巴島に推渡り、はからずして、舜天丸紀平治等に再會せし事、又越來山の孤館に、陶松壽賤婦千歳を砍る事、彼四知堂詩稿に賦する所の、夫婦墓の由來こゝに起る。又天孫廟に鶴、龜、阿公を撃事、この一條は、阿公が出身、新垣が懷歸の來歷、紀平治が琉球國の地理をよく諳じたる緣由を說諦こと、究て精細なり。凡初編より二編三編に至るまで、始終審ならざりしもの、多くはこゝに至て分明なり。かくて爲朝舜天丸、ふたたび首里を攻て、曚雲を誅戮したまふこと、夫婦父子相讓りて、數箇年が間、琉球に王たる人なかりし事、爲朝八頭山に登りて、更に神仙に見え、崇德院の迎させ給ふ隨に、眼前登仙して、日本に往來したまふ事、王女白縫の顚末、神仙の道號福祿壽の論辨、仙鶴の出所、琉球開闢南倭と稱して、原來日本の邦内たりし舊說、舜天丸その名を尊敦と稱して、文治三年終に琉球王となり給ふ事、八町礫以下、松壽、眞鶴、高間、磯萩、鶴、龜等が生前身後のこと、これを漏さず殘編第五の卷に至て、大團圓となる。一部の結局、作者の苦心、こゝに說ち竭すべ

われ今松壽鶴龜等を失ひて、左右の翼なしといへども、彼等も又、存命てだにあるならば、ひとつに聚る日もあるべし。とはいへ城やぶれ士卒撃れて、この身を寓るかたもなし。夫婦が命を天にまかして、脫るゝほどは脫れて試ん。ふたたび賊兵出來らば、悔ともそのかひあるべからず、とく出たまへ、といそがしたまへば、王女は火急の時に臨みて、必死を脫れ給ひぬる、良人の頓智を感嘆し、夫婦忙しく島袋を走り出て、通宵走り給ふに、ゆくともしらず詰旦、具志頭のあなたなる、兩山の磯に來にけり。しかれどもこの荒磯は、むかひへ渡る小島もなく、いと太やかなる蘆荻のみ繁りて、漁る蜑の苫屋もあらず。既に餓疲れて、今は一歩も運びがたければ、こはいかにせんとて、夫婦巖に尻をかけ、茫然として坐する折から、具志頭のかたに物の音して、落人を搦捕れ、といふ聲間ちかく聞えて、多少はしらず賊の軍兵、一群だちてぞ出來たる。爲朝夫婦猛しといへども、いたく疲れたまへば、禦ぐにすべなし。前は海なり、後に敵あり。寔に脫れかたへなる、蘆の中に艪の音さして、舟漕よするとおぼしきが、忽地訛たる聲たかく、

濱千鳥迹は都へかよへども身は松山に音をのみぞ鳴く

それは日本の讃岐潟、これは琉球具志頭の、荒磯もおなじ名にしおふ、君まつ山の浦に來て、

る泉へかへらんとて、半燒殘る巨木の枝を、引あつめつゝ烈火の中へ、飛入らんとしたまへば、死たる馬の腹の中より、やよまち給へ、と呼とゞめ、這出給ふは爲朝也。王女は思ひかけざれば、且怪み且歡び、こは恙なくておはせし歟、と忙しく走りより、問べき事もなかくに、ふたたび袖をぬらしたまへば、爲朝も亦、王女の只ひとり、索來給ふを怪て、まづその故を問給へば、王女は大里山のあなたにて、前後の敵に攻たてられ、儀翰田平等をはじめとして、士卒多く討死し、大里以下の城は、全廣に奪はれたりといふ、首尾を告給へば、爲朝頻に嘆息し、われも亦曚雲が、幻術にはかられて、松壽、鶴、龜が生死存亡だもしらず。白日俄頃に黑夜となりて、おもはずこの島袋に惑ひ入り、遂に火攻せられて、脱るべうもあらざれば、今はかうと思ひ定めて、刃を腹におし當しが、佶と思ひかへすことありて、死たる馬の腹を截割、その血を吸うて咽喉を潤し、馬の腸を摑出して、その腹中に躱れしかば、辛じて猛火に燒れず、火はおのづから鎭りしが、敵にしられじとおもふから、なほ今までも出ざりき。しかるにおん身も、又賊軍を殺脱て、夫婦もろともに九死を出、一生にあひぬること、天地神明の祐あるに似たり。凡功業をたてんとおもふものは、火をも踏、水にも入るべし。只堪がたきを堪忍びて、時の到るをまつにはしかず。漢の高祖の七十餘戰も、九里山の一戰に勝て、四百餘州を得たり。

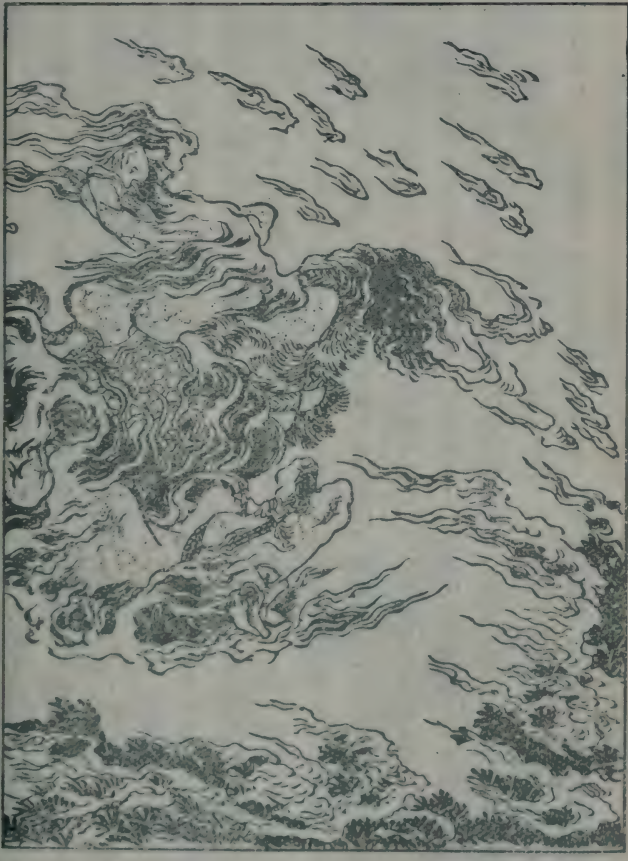
果て、敵もやうやく遠くなりぬ。子四のころかと思ふ程に、辛じて走り著き、是處かとばかり見給へば、草木こと〴〵く灰燼となりて、巖石のみ、ところ〴〵にあらはれたるが、なほ燃殘る株などは、煙の中に横り、目もあてられぬ分野は、彼胡蘆谷にそゝぐ雨なく、亦彼田單が火牛、喘ぐに似たり。うらがなしくもわが丈夫の、亡骸やおはする、と薙刀をもて灰木を、掻きわきつゝ索たまへば、こゝに爲朝の乘たまひぬる馬とおぼしくて、鬣尾毛燒かたまりて、いと淺ましくも斃れたり。この馬既にかくのごとし。主もいかでか存命給はん。鎧の金具のみ殘りて、おん白骨の見えたまはぬは、敵の爲にとられたる歟。よしや最期に後るゝとも、おなじ煙と身をなして、わが誠心をしらし侍らん。寔に君は日の本の、王孫名家の御曹司と、生れ給へど果報微く、故國にその身を容れられず、海に浮みて亦この邦の、亂れしを討をさめんとて、稍逆臣を誅戮し、仁義の軍を起し給へば、神も憐と見そなはし、冥助應報あるべきに、世はさかさまの桑の弓、折れてかひなく妖賊が、計策に乘られて、猛火の中に燒れ給ふ、武運の末は是非もなし。おもひ出れば七年の、月日もおなじ無陽月、小琉球の島北にて、わらはを救ひ給ひしに、われは良人を救ひ得ず。燒野の雉子つまごひに、音をのみぞなくかひなやと、聲を限りにかき口說く、男子まさりの賢妻勇婦も、こゝろ亂れて涌かへる、涙の石滂搊あへず、黄な

出して降參せよ、と呼はる聲は谷に響き、谺に答て夥しく、眞逆おとしに馳よすれば、王女は馬を馳あはし、小ざかしきかな鼠の輩、身はこの國の寧王女、武名は良人とともに轟く、白縫姫としらざるや。女子とて侮らば、目に物見せん、と拿たる薙刀、水車の如くうち繞し、近づく敵をかけ悩し、ばらりずんと斫伏せ給へば、案内しつたる賊兵等、是首の樹の陰、彼首の巖角に立わかれ、射る箭は蝗の飛ぶごとく、これすら防ぎかねたるに、後方よりも賊將全廣、大里の城を攻おとし、王女を追留め擒にせんとて、夥の軍兵を引卒し、咄と喊てはせ來れば、身方ます〳〵辟易して、更に戰ふこゝろなく、憖に活路を、索かねては射ておとされ、死するものその數をしらず。そが中に儀輸田平は、王女を落しまゐらせん爲に、二騎相わかれて進まず退かず、儀輸は棟孫が箭面に立向ひ、田平は全廣を遮り留めて、且く挑戰ふといへども、身方悉く落うせて、外に援の兵なければ、二人もろともに射すくめられて、亂軍の中に討死せり。その隙に、王女は一方の圍みを斫ひらきて走り給ふに、なほ擊留んと追蒐る、敵近よれば引かへして、薙刀をもて切はらひ、退けば亦馬をはやめ、一里の山路を、黄昏るゝまで、賊兵等におくられつ。とても死すべき命なりとも、良人の先途を見定めて、とこゝろ一すぢ二條の、流矢に馬を射さして、歩行立になり給ひつゝ、嶋袋を投て走りたまふに、その日も既に暮

したまふに、そのもの走りかへり來て、八郎按司の大軍、戰ふ毎に、勝に乘らずといふことなく、浦添、宜野灣の兩城を攻おとし、既に赤平まで殺入り給ひぬ、と告にければ、さらばいそげとて、百騎を殘しとゞめて、大里の城を守らし、儀翰、田平以下、二百騎を將て潛やかに、山路二里ばかり進み給ふに、忽地日の光暗くなる隨に、島袋のかたにあたりて、猛火天に衝て燃あがれば、王女ふかく怪みて、あれはいかに、とばかりに、馬を駐めて見かへり給ふ。浩處に、大里の城を守る軍兵等、半身血に塗れて走り來つ、息も吻あへずまうすやう、さても曚雲が大將、耳目官全廣が四五百の軍兵、天よりや降けん、地よりや涌けん。王女の城を出給ふを窺ひ知て、直々と推寄せ、嚚叫で攻たつるに、城中以の外に無勢なれば、命を限りに防ぎ戰へども、力彼に敵しがたく、城兵悉く討死せり。吾儕は綷の趣をまうさんとて、走り來つる道すがら、人のいふを聞に、小祿の砦、南風原、東風平の城なんども、敵に奪はれたりとまうしき、と半聞かけ田平儀翰等、こは〳〵いかに、と呆れ果、士卒迭に面をあはし、進退究て見えたる折から、曚雲が大將棟孫、捷路よりよしたりけん、數百の軍兵忽然と、前面の峯上に立あらはれ、汝等しらずや爲朝は、長川のほとりにて、一千の士卒殘りなく擊とられ、竟に島袋に惑ひ入りて、猛火のうちに身をおけば、灰燼となりてうせぬべし。命をしくば寧王女を、搦

いかにしてか脱れ去るべき。危いかな、とひとり言して、轡を引かへし、馳出んとし給ふに、曚雲豫てはかりけん、忽地夥の柴をもて、出べき門を塞ぎにければ、爲朝ます〳〵こゝろ駭き、馬より閃りと飛び下りつゝ、山のごとくに積あげたる、柴搔退んとし給ふに、怪しいかな件の燈籠、おのづから撲地と落、その火八方に散り亂れて、秋の螢の飛ぶごとく、樹の枝草葉、いへばさらなり、はや彼積たる柴にもうつりて、煽々と燃あがるに、山風ふたたび吹荒れて、猛火四面に散亂す。馬はこれに駭き狂ひて、馳めぐり馳かへり、尾筒を燒れ、煙に噎び、黜かへりて斃けり。爲朝は、水陸の軍に熟て、萬夫無當の勇將なれども、火を脫るゝに術なくて、しばしが程は弓をもて、うち拂ひ給へども、その身金石にあらざれば、上差に征箭、鎧の威毛、直垂の袖までも、悉燒斷離られ〳〵、烈火の中に立給ふ、その形勢は正に是、駿河の牧に田獵せし、日本武尊に似たり。されど吹かへす風もあらで、今はかうとおぼせしかば、鵜の丸の劍引拔つつ、腹帶剪て鎧投すて、天を仰ぎて嘆息し、時なるかな、命なるかな、保元の亂れより、死すべき命をいくたびか、脱れてこゝに漂著し、今妖賊が幻術に、火攻せられてあへなくも、武名を他の國に墮す。あら朽をしと叫び給ふ、聲のみ煙の中に聞えて、今を限りと見えたりけり。さる程に、王女は大里の山路より、曚雲が背を襲んとて、まづ間牒者をもて、合戰のやうを聞


嶋隠に為朝
猛火に裹る



俄頃に結陰、日は高けれど野干玉の、闇より闇に入るごとく、大將は士卒をしらず、士卒は大將を見ず。風さへいとも烈しきに、山鳴動きて樹を倒し、砂を飛して面をうつ。これだにしばしも堪がたきに、前後左右に賊兵起つて、爲朝を迯すな、と異口同音に呼びかけて、射る箭は雨よりなほ繁し。今まで勇る身方の軍兵、膽を冷さずといふものなく、或は亂箭に射倒され、あるひは株に跌き倒れ、おのが刃に刺傷られ、死するものいくばくといふをしらず。松壽、鶴、龜等も、賊軍にかけ隔られけん、爲朝はたゞ一騎になりたまひにけれど、實よき鎧を著給へば、たつ箭一條もうらをかゝず、馬さへ幸ひに恙なかりしかば、其首ともしらず數十町、辛じて走りたまふに、火光幽に見えたり。些し活たるこゝちして、彼火を目標に、とかくして、走り著て見給ふに、人家にはあらずして、いとも木高き森の中に、燈籠を掛たるなり。暖國なればうら枯せぬ、草葉長く生茂れり。古廟かと見れば廟もなし。こは何處なるらんとて、僅にてらす燈火にて、彼此を見かへりたまへば、樹下に牓示ありて、島袋の二字を寫し、その下に朱をもて細書し、爲朝こゝに到て死すべし、と書たれば、讀も終らず大きに驚き、この所は山南に屬して、大里へ遠からねど、高き山に包れて、東一方ならで、出べき門なし。さるによつて、島袋とは名づけたり。われ闇きに惑ひて思はずも、こゝに走り入りたれば、敵もし出口を切塞んに、

侮りてありけるに、今鶴龜が一陣に、刺崩すを見ていよ〳〵勇み、勝誇たる癖なれば、只直推に追ふ程に、矇雲騷ぐ氣色もなく、空中を指招けば、一朶の烏雲まひ降り、雲の中に一軍の、異形の人馬立顯れ、進む寄手をかけ隔て、縱横無碍に戰へば、松壽下知して獮したる、汚穢ものを柄ながき瓢に、汲うけさしてはら〳〵と、沃ぎかくれば矇雲が、魔軍紛々と、地上に墮るをつら〳〵見れば、或は靑き紙を剪て、兵の形となし、あるひは藁を束ねて馬とせり。さればこそ矇賊が、妖の皮を剝得たれ、とく生拘れ、と大將の、烈き下知に諸軍兵、箙をたゝき鬨を揚、透間もなく競ひかゝる。折しもあれ矇雲が、御陣のかたより亂れ騷げば、沃術施すに由なくてや、矇雲も車をかへして、慌忙き脫んとす。爲朝これを僩して、賊の後陣より亂るゝは、搦手の軍兵出來りて、その背より襲ふなるべし。はやく東北のかたを指塞ぎ、城へな入れそ、と采配うち揮、身方に先だち矇雲が、車に眼をかけ追擊たまへば、賊軍いよ〳〵途を失ひ、龍宮城へは得も入らず、長川をさして迯走れば、蓬し返せ、と喚とめて、大將みづから追蒐たまふを、松壽はこゝろもとなくて、矇雲かならず詭の、計あるべきに、且くとゞまり給ひね、と聲をかぎりに叫べども、爲朝さらに耳にもかけす、中山山南の境なる、茂林のほとりに到たまふに、忽地矇雲を見うしなひ、士卒おの〳〵こゝろまどひて、左か右か、と躊躇折から、天

この國人は目に馴れぬ、武者態威あつて猛からず、天晴大將軍や、とばかりに、身方も敵もおしなべて、感嘆せざるはなかりけり。當下爲朝は、鐙踏張り鞍壺に突立あがりて、曚雲を佶と睨へ、狗黨の惡僧いかなれば、妖術を逞し、尙寧王を弑逆して、久しく王宮を踏あらす、孰かその暴惡を憎ざらん。武名は荒磯をうつ浪の、音にも聞かば目にも見よ。大日本淸和の嫡流、八郎爲朝とはわが事なり。はからず王女の緣しに繫れ、去年逆臣利勇を誅し、この秋更に義兵を起して、汝を討て三省の、民の塗炭を救ふものなり。もし露ばかりもその非を悔い、天罰脱れがたきをしらば、面縛して刃を受よ、と聲高やかに罵り給へば、曚雲呵々とうち笑ひ、汝は是、東方の浮浪人、身のおき所なきまゝに、この國へ漂著し、王女と密通して、國王の壻と稱し、勢ひに乘して大臣を殺し、王子を逐うて、山南を押領す。その惡心虎狼に勝れり。われ些の兵を遣して、生拘來さんと思ひしが、萬機に暇なければ、年來放しおきたるに、みづから來つるは夏蟲の、火蟲が燈によるに似たり。誰かある、這奴擊とれ、と下知すれば、うけ給はると回答つゝ、曚雲が左右なりける、椋孫奇律之、二騎相竝んで、犇々と馬をよすれば、爲朝怒て些とも礙々せず、みづから戰んとし給ふを、鶴龜推隔て、衝と馳出、迎すゝみて戟をあはし、人まぜもせず戰へば、賊の兩將ちから衰へ、馬を飛して引かへす。寄手は敵の大勢ならぬを、見

へず鞭を揚、馬の足搔を急し給へば、士卒の勇氣日來にまして、早雄の壯佼等、みな後れじ、と相從ふ。抑金城は、方數十町の曠原にて、馬のかけ引便よく、東に崎山あり、北に長川あり。その地山南に相隣りて、大里へ遠からず。この邊はこれ、代々の國王、出遊の地方にして、左に金城橋あり、右に翠巖亭あり。爲朝既に曚雲が、陣頭ちかく馬を駐て、前面を佶と見給へば、群立たる賊軍四五百騎、忽地二隊に相わかれ、推出す四輪車に、黃羅傘蓋挿かけて、颷に吹しをらし、左に棟孫あり、右に奇律之あり。車のうちには賊將曚雲、頭に流星巾を戴きて、身に蛇皮の法衣を著下し、肩に竹布の袈裟を掛、手には羽扇を拿たりける。そのとき兩軍鼓を鳴らし、鬨の聲をあはすれば、爲朝も亦鶴龜を左右に從へて、馬を跳らし馳出給ふ。大將その日の出立には、花蝥子の眞紅に染なしたる、鎧直垂に、紫糸の鎧金物、重く打たるを、透間もなく著下し、白星の五枚兜の吹返しに、日光月光の二天子を、金と銀とに彫出して打たるを、猪頭に著なし、保元の合戰に、嚴父爲義朝臣が、新院より給はつたる、鵜の丸といふ、金作の圓鞘の名劔に、三尺六寸の太刀を佩添、たかうすべの尾の矢、三十六指たるを、筈高に負ひなし、重籐の弓の、握太なる眞中把て、黃瓦毛の馬の太く逞しきに、夔龍臚を金具に磨たる鞍を置き、厚總の鞦の、燃たつばかりなるをかけて、白旗の下に立給ふ。その形勢あたりを拂つて、

拾遺巻之五

第五十六回

島袋を塞ぎて曚雲爲朝を燒
餘煙を拂て王女良人を索

爲朝の武威中山を動し、迯るを追うてすゝむ程に、輙く石虎山を取て要害とし、亦龍宮城を攻んとて、うち出たまふに、斥候はせかへり、曚雲みづから數百騎を將て、金城まで出たり、と報知しかば、爲朝聞もあへず大きに歡び、松壽を見かへりて宣ふやう、われ頃日地圖を閲するに、彼金城は、龍宮城の西南にありて、大里を背にす。われ今その前より攻擊、王女後よりこれを襲はゞ、一擧して曚雲を、擒とせんこと疑ひなし。速に寄よとて、只管馬をはやめたまへば、松壽亦諫てまうすやう、曚雲は、よく人の胸中を察し、千里の外をしるの術あり。大將は、且くこの所に御陣をめされ、まづ鶴龜等にこれを擊して、その剛臆を試み給へかし、とまうすにぞ、爲朝頭をうち掉て、鶴龜は年わかくして、曚雲が敵手に足らず。爲朝みづからこれを擊ずば、豫ての計略合期せじ。軍師の異見思慮に過たり。われおのづから所分あり、と回答もあ

豫てこの事を思ふが故に、獸血人糞、すべて汚穢ものを、夥の桶に貯て、陣中に齎し來れり。先鋒の兵等は、おの〳〵長き柄杓を準備し、もし蠓賊が、あやしき術を行ふと見るならば、速に沃ぎかけて、撃破るべし、と仰すれば、鶴龜同胞この謀を受て、秋の水の決ごとく、龜山をうち踰つゝ、末吉に攻かゝれば、棟孫、奇律之一手になりて、こゝを破られじと防ぎ戰ひしが、かなはずして引退くを、鶴龜等奮撃して、これを追ふこと甚急なり。その勢ひ破竹のごとくなりしかば、賊の兩將、儀保にも馬を駐め得ず、赤平さへにうち捨て、龍宮城へ逃入りけり。

敗北す。かゝりし程に爲朝は、輒く浦添の城を落し、長く驅て、直に宜野灣を攻んとて、その夜は具志川に屯して、しばし人馬の足を休め、東雲引渡す比及に、まづ斥候を以、敵のやうを窺しめ給ふに、宜野灣の賊將奇律之は、浦添の落城に膽を冷したりけん、夜の中に城をすて、引退きて候、と注進す。爲朝これを聞てうち笑ひ、烏合の賊軍、わが武勇を聞おぢし、戰ずして逃走る。さもあらん、さもありなん。今は背に思ふ敵なし。この處より首里までは、里數いくばくかある、と問給へば、鶴龜ひとしくすゝみ出、こゝより首里へは遠からず。宜野灣の西南に龜山あり。この處より首里に屬す。龜山の麓を末吉と唱ふ。末吉の南に西儀保あり。朱平村の北を、なべて儀保と喚なせり。儀保を越れば赤平なり。赤平に石虎山あり。みなこれ龍宮城の北に當れり。はやく石虎山を取り給はゞ、城を攻るに便宜なるべし、と回答しかば、爲朝ふかく歡びて、ふたたび軍兵を三手にわき、やがて龜山にすゝみ入り給へば、松壽諫てまうすやう、曚雲は漢の張角が流にして、その幻術量がたし。しかるに棟孫、奇律之等、城を捨て走りし事は、ふかき謀あるゆゑなるべし。再三賢慮を、廻らさるべうもや、と諫しかば、爲朝聞てうち點頭、われもしか思はざるにあらず。凡幻術をもて、人の眼目を眩惑し、種々の妖怪を現ずるとき、或は獸の鮮血、或は人の糞汁を沃ぎかくれば、幻術忽地破るゝものなり。

曩にも說諭せしごとく、既に爲朝が軍議一決して、攻よせんとすること、旦夕に及べり。彼爲朝は、利勇が儔にあらず。且陶松壽これを翼て、ふかく謀るもの也。こゝをもて王女を搦手の大將とし、大里の山路を越て、不意にわが背を襲んとす。しかれども、わがこの千里眼に漏ることとなければ、更に怕るゝに足らず。棟孫は、はやく浦添に走向ひ、奇律之は、宜野灣を守り、全廣は五百騎を將て、那覇の港口の浦曲を繞り、小祿の砦を攻おとして、南風原の城を拔き、島袋のかたに火の發るを見ば、軍兵を二手にわきて、東風平大里の城を乘とり、直に王女が背を襲はゞ、一戰にして擒にすべし。亦棟孫奇律之等は、爲朝を拒て且く戰ひ、勢ひ竭たるおももちして、城を捨て亂走し、敵をこなたへ誘引かし。われおのづから謀あり、と說示せば、衆皆欣然として領掌し、わが法君かゝる神沒不測の妙計あり。爲朝王女を擒にせんこと、何の疑ひか候べき、と祝しておの〳〵出陣せり。さる程に爲朝は、鶴龜を先鋒として、浦添の城に攻よせ給へば、城の大將三司官棟孫、數百の賊兵を引卒し、城をはなるゝこと、十餘町にして、これを迎戰へば、鶴龜眞先に馬を出して、棟孫と戟をまじへ、左右より刺たつれば、棟孫竟に敵し得ず、馬に拍いれ迯走る。爲朝は賊軍の、亂るゝを見て士卒を進め、勢ひ潮の涌がごとく、去べき路を遮り給へば、棟孫は憖に城中へ入らんとせず、豫て謀りし事なれば、首里を投てぞ

を傳へて、搦手の大將と定め、亦小祿の按司儀翰、八頭山の土官田平は、その年既に五十にあまりて、頗思慮あるものなれば、これらを殘しとゞめて王女に從はし、亦鶴龜を先鋒として、松壽を軍師とし、爲朝みづから中軍に將として、千三百騎を二手にわき、そのうち三百騎は、王女にしたがひて、搦手より進むべしとて、軍議日ならず整ひぬ。時に大日本、安德天皇の壽永元年、九月廿八日の曉がたに、爲朝は一千の湜兵を引卒して、大里の城を出、一日佐敷間切の名なりに人馬を休めて、なほ馳加る士卒をまちあはし、遂に川良をうち越て、辨嶽の麓を繞り出、短兵急に浦添の、城際ちかく攻よせ給ふ。是より先曚雲は、棟孫、奇律之、全廣等を呼び集合、南風原にて、利勇が撃れたる好景を、見るがごとくに說しらし、さていふやう、わが謀りしに違ずして、利勇は既に殺されて、山南の十餘間切、悉く彼爲朝に屬せり。しかれども、爲朝元來智勇あれば、かるぐ〲しく此方を攻んとはせじ。その故は、利勇が殺されたる日、阿公王子を抱き去て、竟に所在をしらせず。是一ッ。去年五穀登らずして、山南兵糧に乏かりき。是二ッ。われ亦仰で天文を見るに、爲朝が命運いまだ竭ず。かゝればこなたより、彼を攻るも益なし。思ふに爲朝、この秋の田租をさめ果るをまちて、首里を攻んと議するなるべし。汝等豫て、このこゝろを得よ。と說示せしが、九月の下旬に至りて、曚雲は亦棟孫全廣等を集合ていふやう、

とゞめて、敵の背を襲すべき、と問給へば、松壽亦まうすやう、鶴龜は年なほわかけれど、その智勇、父毛國鼎が風あり。この同胞にますものあるべからず、と答まうせば、鶴龜聞て歡ばず、曚雲は君父の仇なり。たま〱逆賊退治の時にあうて、小霎時なりとも後れん事、願しからず、と呟けば、爲朝見かへりてうち笑ひ、進むも退くも、忠義の爲ならば、誰かこれを臆したりとせん。しかはあれど、進むを歡び、退くを厭ふは、勇士のつねなり。われこの同胞をもて、先陣たらしめん、と豫しも思ひ定めたれば、別にその人を擇むべし。王女はわが前妻、白縫が靈によつて、智謀勇力、をさ〱男子に恥ず。且士卒の尊敬する所、これに過ぎたるものやはある。かゝれば王女をもて、搦手の大將軍とし、敵の背を襲すべし。爲朝が義兵を起すに、事缺て、女人を大將にせしなんど、あざみ笑ふものもあらんが、往昔上毛君形名が妻は、みづから女人數十人を將て、東夷を征伐し、唐山高凉の洗氏といふ女子は、三軍に將として、百越を威服せり。もしよく功をなすことあらば、婦人なりとも用ふべし。各位は、いかにおもひたまふ、と宣へば、松壽は諸按司とともにまうすやう、王女みづから、搦手の大將としてうち出給はゞ、君は南に向ひ、王女は北に向ひ、陰陽和合して、勝利掌を指すがごとし、と回答しかば、王女もこれをもれ聞給ひて、ふかく歡び、仰遲し、と待給ふほどに、爲朝ふたたび、王女に謀略

扇して指示し給へば、これを聞くもの、いと理あり、と回答つゝ、坐に感涙を拭ひあへねば、翠簾の中にも王女の聲して、ともしらざればいひがひなし、と思ひ侍りたる悔しさよ、と宣ふ隨に洩聞ゆれば、爲朝かさねて松壽に對ひ、陶按司は智謀ふかく、且地理に精細と聞り。この處は、北の方首里に鄰て、兵をすゝむるに便あれども、山路險岨にして、進退自在ならざるべし。思ふ所あらば、聞まほし、と宣へば、松壽すゝみ出てまうすやう、この處、首里に遠からねば、敵に防禦の備あるべし。加之、山路羊腸として、兵をすゝめがたし。もしこゝより直に攻入らんとするときは、夥身方の士卒を失ひて、勞して功をなしがたからん。愚案をもて謀るときは、大里に智勇の大將をのこしおき、君はみづから諸按司を將て、竊に川良の津をこえ、辨嶽の麓より繞り出て、急に浦添の城を攻おとし、宜野灣、美里の地を略し、北より南にうち向ひ、長く驅て首里を攻給はゞ、曚雲みづから城を出て、戰を決すべし。そのとき大里に殘りとゞまりたる、身方の大將、二三百の逞兵を將て、山路にわけ登り、火急に敵の背を襲はゞ、曚雲幻術ありといふとも、前後に敵をうけて、防ぐに所爲なく、忽地擒となるべしとて、辯舌ながるゝがごとく述にければ、衆皆ふかく嘆賞し、こは謀を帷幕の内にめぐらして、勝ことを千里の外に決するの妙策なるべし、と稱しかば、爲朝やがてこの議にしたがひ、さて誰をかこゝに殘し

山の土官田平等をはじめて、みなこの席に與らざるものなかりけり。そのとき爲朝は、扇を笏に把てのたまふやう、われはからずも、この土へ漂著し、國の亂れにあふをもて、國王の女壻と呼れ、位高く任重く、諸按司に尊重せられて、安然として日をおくる、豈本來の面目ならんや。曚雲、先王を弑逆し、王宮をおさへて、久しく逆威を振へり。只恨らくは、大臣利勇國の爲に忠を竭さず、一時の虎威を逞して、淫酒に耽り、寇を討んとはせずして、罪なき軍民を殺し、剩陶按司と爲朝を、害せんと謀りしほどに、已ことを得ず、去年利勇を誅したり。しかりといへども、王子を阿公に奪ひ去られて、平生の望を失ひ、その所在をしらん爲に、各位の催促を默止して、かる〴〵しく軍兵を起さず。こは曚雲が幻術を怕るゝにあらず。王子を南風原にかへしまゐらせずば、爲朝恣に大臣を殺し、王子を逐うて山南省を、奪へり、と人云ん。この事ひとりこゝろ苦しく、敵地に至るまで、しのび〴〵に殘る隈なく、索まゐらするといへども、王子の存亡しるに由なし。月日は流るゝ水に似たり。時と勢ひは失ひ易し。人生七十、古來稀なれば、爲朝も死しおの〳〵も亦死し給はゞ、孰か曚雲を滅すべき。今は是非に及ず、王子の所在をしらずといふとも、先王の爲に義兵を揚て、國の安危を定むべし。されば王女はわが妻ながら、尙寧王の嫡女なれば、今日の主人公と定め、翠簾を垂て彼處にあり、と

の淵に入ることゝちして、歡ぶこと限りなく、此君の爲ならば、命も絕てをしからず、とく曚雲を討給へかし。城濠の埋草となるまでも、高き恩惠に報ん、と思はざるものなかりけり。かゝりし程に爲朝は、利勇が苛法を去て、賞罰を正くし、遂に鶴を大將とし、龜を副將として、南風原の城を守らし、おの〳〵油斷なく、王子の往方を索奉るべきよしを聞えおきて、松壽を東風平へかへらし、次の日大里へたちかへりて、ありし事どもおちもなく、王女に物がたり給ひしかば、王女は辭の趣を、つく〴〵とうち聞て、一たびは、利勇が族滅せられしを、こゝちよしとし、亦一たびは、王子の往方しれざるを、いと淺ましく思ひたまへり。かくて爲朝は、間切每に聞しらして、王子の往方をたづねまゐらせ、亦首里に間諜者をつかはし、阿公が所在を聞定めんとし給ふに、月日のみいたづらに經にけれど、王子の往方をしるによしなく、その年も暮れて、春も彌生になりしかば、南風原、東風平より、松壽鶴龜等連署して、人馬旣にとゝのひぬ。諸方の按司に牒じあはして、曚雲を討給へ、と勸るに、爲朝は、時なほはやしとのみ回答して、かる〴〵しく動き給はず。王女はこの形勢を、いひがひなしと思ひ給ふに、とかくして今玆も亦、九月の下旬になりにければ、爲朝俄頃に、軍議ありと觸しらして、大里の城に諸按司を會集給へば、東風平の按司陶松壽、南風原の守將鶴龜、小祿の按司儀翰、八頭

爲朝既に海棠を砍て、樓上を下り給へば、松壽鶴龜は、諸按司親雲上等とともに歸り來つ。吾們八方にわかれて、阿公を追留んとするに、件の惡婆は王子を抱き、城の濠門より脫れ去り、往方もしれずなりて候、とまうすにぞ、爲朝聞て眉うち顰め、阿公は原是貪婪無慙の老婆なり。這奴脫れ去たりとも、何ほどの事かあらん。只忽にしがたきは、王子のうへなり。阿公もし敵地に走りて、曚雲が賊兵に捕られ、王子に不虞の事あらば、誰が爲にか義兵を揚べき。これわが患る所なり。諸君ふたたび部して、王子を索まゐらせ給へ。とく／＼といそがし給へば、衆皆異口同音してまうすやう、その事ふかくな愁ひ給ひそ。王子は妃腹也とまうせども、實は出處定かならず。且按司爲朝は先王の駙馬にして、寧王女の良人なり。よしや王子在ずとも、曚雲を討給はんに、孰かその義にあらずとまうさん。されば吾儕は、王子の往方しれざるを愁とせず、只曚雲が滅ざるを患とす。まづ利勇が貪り貯へたる、財寶を散して、窮民を賑し、山南をうちをさめて、曚雲を滅し給はん事こそ、願しく候へ、と言語を盡して諫しかば、爲朝ちから及ずして、且くその議にしたがひ、みづから城中をうちめぐりて、罪なき囚徒を放出し、寶藏をひらかして、積る所の金錢を、所司軍民等にわかち與へ、亦罪なくて、利勇が爲に殺されたるものの、妻子を賑し給ひしかば、みなその仁信に感激し、枯たる稿の雨にあひ、轍の鮒

ら鼬のごとく、樹間を走り續るほどに、松壽は忽地にその往方を見うしなひ、こゝろますく焦燥て、樹の枝を推わき、草葉をかき拂ひつゝ索るに、遂にふたたびこれを見ず。かゝりし程に鶴龜は、仇人利勇を擊とりつ。怨はおなじ阿公を、やは脫さじ、と早雄の、はや瀨にあらでゆく水を、堰もかねたるこゝちして、同胞ふかく望を失ひ、築牆の外面へ走り出る折しもあれ、城溝の中に水音して、稚兒を右手にさしあげ、潛り出るものありけり。こは阿公なり、と見てければ、鶴は汀の樹蔭に躲ひ、龜はゆくさきに身を伏て、俟とはしら髮ふり亂す、鬢のおくれ毛かきあげて、隻手に絞る綾の衣、賢い君よ、啼泣給ふな。いざ懷へ、と抱き入れて、濡れたるまゝにぬくめ鳥、迹は濁れど委みなく、岸の小細竹をちから草、身を跳らして這ひ登り、ゆかんとすれば思ひもかけず、眼さきちかく晃かす、龜が刃を跳りこえ、亦ふりあぐる右手の脇腹丁と突たる手煉の拳法、叫苦とばかりに一足三足、逡巡ぐ弟を擊せじとて、阿公やらぬ、と呼かくる、鶴の一聲驚かず、見かへりながら打かくる阿公が銑鋧を、刀の鞆に受とめても、とまらぬ仇人はいちはやく、水際の蘆のいと暗く、繁きが中に飛び入りぬ。

第五十五回

按司を會して爲朝朦雲を討つ
城郛を捨て賊將首里に走る

之等は、暗號齟齬て出走を失ひ、且爲朝の武勇今にはじめず、その猛勢に辟易して、みな悉く降參す。況て祿高き按司親雲上、いひがひなき里之子等に至るまで、頭を叩き拜伏して、吾儕元來野心なし、王女八郎君のおん爲に、忠信を勵むべし。命を助給へかしとて勸解にければ、爲朝かゝる徒を殺さず、汝達固に先非を悔て、國に忠義を竭さんとならば、はやく阿公を追ひとゞめ、王子を恙なくとり給へとて、過半その座をたゝし、われは淫婦海棠を捕んとて、弓箭を手挾み、筑登之を將て、彼此を索給ふに、海棠は紅粉樓の欄干に身を倚て、苑の花を眺めてをり。爲朝みづから筑登之を將て、樓上に走り登り給ふを、見かへりつゝ冷笑ひ、衝と身を起して欄より、飛おりんとする處を、爲朝弓箭うち刎ひて、よつ引縹とはなち給ふ。寃たがはず海棠が、細首弗と射きり給へば、怪しきかな瘡口より、黑氣隱々と立のぼり、煙の中に老たる法師、忽然と立あらはれ、呵々とうち笑ふ、聲もろともに朦朧と、形は消てなかりけり。爲朝はこの形勢に、弓杖衝て佶とにらまへ、さては海棠は曚雲が、幻術のなす所、彼禍獸に異ならず。罪なき夥の人を殺す、妖法なりし、と宣へば、衆皆げにもと思ひあはして、坐に舌を掉ひけり。さる程に、陶松壽は、走る阿公を追留んとて、廣庭に跳り出たれど、生茂る樹立に隔られて、思ふがごとくならず。阿公は老たれども、なほ健やかにて足いとはやく、王子を抱きなが

を抱きて高座にあり。利勇はその次に坐し、諸按司は北面して、二帶に居ながれたり。そのとき爲朝は、王子を拜せんとして、松壽を佶と見かへり給へば、松壽ははやくこゝろを得て、劍を引拔き飛かゝりて、前に立たる應鶴を、只一打に砍仆せば、利勇阿公等大きに驚き、こは奇怪なり、狼藉なり。物ども出よ、と喚せもあへず、鶴龜は身甲して、花籃の中より跳り出、刃を閃しつゝ、利勇を擊んと競ひ蒐れば、利勇はます〳〵周章して、更に敵するに及ばず、身を轉して逃んとするを、同胞左右より引挾み、透間もなく擊ほどに、利勇は脫るゝに路なくて、劍をもつて受とゞめ、二三合戰ひしが、孝心凝たる同胞が、陽の劍を拄かね、初太刀は鶴、二の太刀は、龜が踏こむ鋒さがりに、左右の膈砍割られ、臀居に撞と仆るゝを、起しも立ず跨かゝり、中城の按司、毛國鼎が子ども鶴龜、先考の寃を雪め、國の爲に逆臣利勇を、誅する也、と喚かけて、やがてぞ首をかき落す。その隙に爲朝は、只一擊に呂綠を切伏せ、血刀引提て立給へば、松壽は王子を取まゐらせんとて、阿公に飛かゝれば、阿公いよゝ慌忙き、逆賊松壽王子を弑し奉るや、と叫ぶ程に、松壽は思はずたゆたへば、阿公得たりと身を反りて、引とめられたる袖ふり放、左手に王子を抱きそへて、喘々逃走れば、松壽はさらなり鶴龜は、母の仇人脫さじとて、喚とめ〳〵追蒐たり。されば爲朝松壽を搦捕らんとて、帷幕の內に躱ひたる筑登

び推辭し也。既にその行ひを見、亦その言を聞く毎に、忠義ならずといふことなし。今は疑ふべきにあらず。義を見てせざるは勇なきなり。利勇を討とる計策、聞かまほし、と宣へば、松壽は欣然として席をすゝめ、頭をまじへ、肝膽を吐き、計略既にとゝのへば、鶴龜ひとしく勇みたち、君には逆臣父母の、讐たる利勇阿公等が、首を輒くとらん事、只この一擧にありといふ。われを忘れて聲高く、捺る拳の早蕨や、燃るがごとき壯佼の、こゝろさこそと推量り、外へや洩れん音たてな、と王女がとゞむる憚の、關もあけゆく八聲の鷄に、暇まうして陶松壽は、忙しげに退出つゝ、馬に閃りとうち跨りて、東風平の城へ歸りけり。却說本日にもなりぬ。豫てはかりし事なれば、爲朝は衣冠を整へ、王子に祝し進らするとて、大きなる花籃の中に、鶴龜同胞を躱し入れて、夥の壯丁に扛擔し、二三十人の從者を領て城を出、馬の足掻をはやめ給ふに、時刻を定めたりければ、陶松壽もおなじ比及に、東風平より參りつ。途にて是彼ひとつになり、兩按司轡を並べて、いよゝ路をいそがし、軈て南風原の城へ入り給へば、應鶴呂緣出むかへて、正殿へ誘引に、彼花籃には車をつけたり。爲朝みづからその綱を拿て、徐やかに歩みたまへば、松壽もその後方に跟て、廊を過るとき、左右に帷幕を垂れて、人ありとおほしきを、尻目にかけつゝ、みなもろともにすゝみ入るに、正殿の翠簾捲あげさし、阿公は王子

ならず、わが身を輒く落さんとて、みづから刃に伏給ふ、母廉夫人の仁慈は、かへすよしなき磯の浪、ふかき歎きに沈みしなり。寔に松壽微りせば、わが身はさらなり鶴龜等も、曚雲利勇が手に死なん。毛國鼎なり、松壽也、査國吉也、眞鶴なり、忠臣義女はありながら、國賊に世をせばめられ、逆臣のみぞ時を得し、蝸牛の角の爭ひに、中山、山南、山北と、三ツにわかれしこの國の、浪の鼓は何の時、うちもをさめん、とばかりに、袂を顔に押當たまへば、鶴龜は目と目をあはし、いとゞ無念もますら雄が、禁めかねてはなか〳〵に、涙はあやもなかりける。當下王女はしばたゝく、瞼をやうやくにかき拭ひ、喃わが丈夫、彼處にて聞侍る、利勇等が邪謀を、おん身の危窮としりながら、うちも驚き給はぬは、おぼし召旨あるやらん。かゝる大事を婦女子の、とかうまうすべきには侍らねど、王子は僅に六才の小兒なり。縱その命を受たりといふとも、名あつて實なきに侍らずや。大功は細瑾を顧ず。大禮は小讓を辭せずとか、いにしへの勇士もいふめり。只御こゝろを決せられ、利勇を誅し曚雲を、うち滅して國人を、救ひ給へかし、と宣ふにぞ、爲朝は手を叉き、默然として在せしが、扇を把て膝につき立、いはるる所、道理に稱へり。われ亦利勇をおそるゝにあらず。亂れたる世の人心は、笑の中に刃をかくし、錦の嚢に毒を裹む。松壽なりともうち解ては、大事を語ひがたしと思唯して、再び三た

に說盡しがたし。しかるに王女は存命て、佳奇呂麻に在するよし、八郎殿爲朝の訴によつて、利勇はふかく松壽を疑ひ、忠義めかして王女を迎へ、密にこれを毒殺し、さて松壽をも殺さんと、心にふかく計較けん、そは氣色にて猜したり。こはいかにして寧王女を、救ひ進らすべうもやと、とさまかうさま思へども、おもひかねつゝ佳奇呂麻に赴き、王女に拜謁し奉れば、物のいひざま面影まで、むかしには似給はず。かくては利勇が毒計を、脫れ給はんこと容易し、とはじめて心おちゐしかば、やがて南風原の城に册き入れ奉るに、果して利勇が疑ひ解、君臣恙なきことを得たり。亦某年來、利勇に媚諛ひ、彼が門の狗となりしは、先師毛按司の遺訓にして、査國吉と共に死ざりしは、始終の忠義と思へばなり。されば査國吉は、杵臼が義を守りて討死し、松壽は程嬰が忠を守りて、阿容々々と讐に從ふ、彼をしるものはいと多く、われをしるもの稀なるゆゑに、國家ふたたび興らんとす。苦しきものは亂れぬる、世にあふ忠臣義士なりと、いひかけて目を押拭へば、今までいさめる鶴龜も、刃ををさめて嘆息し、いふべきこともなかりける。折しもあれ、王女は屛風をかいやりつゝ、あゆみ出て爲朝の傍に侍り、襟かきあはして松壽に對ひ、東風平按司の心操、さはありつらん、と思ひながら、廉夫人を擊奉りしこと、年來疑ひはれやらねば、今宵鶴龜にさゝやきて、その胸中を探見るに、足下の忠義をしるのみ




鶴亀夜
松壽を

汝廉夫人を誣ひて、忠臣を殺せり。その罪一ッ。亦王女御母子の中城を落給ふとき、王女を救ひ進らせざりしは、意中に奸計あれば也。この故に査國吉は、忽地翼を失ひて討死せり。その罪三ッ。この三ッの罪あるに、誰か不忠不義といはざらん。吾們王女御夫婦の仁慈によつて、年來この城中にあり。汝が世に花やぎたる、形勢を見聞く毎に、齒を切ること既に久し。しかれども君父の仇人、利勇をいまだ撃得ざれば、綷の破れんことを思うて、曩に佳奇呂麻にて汝を闚窺ながら、かろ〴〵しく手をくださゞりし。かくても脱るゝ路ありや、といきまきながら抜かくる、刃に恐れず莞爾とうち笑み、緣故をしらざれば、その疑ひは理なり。この件のことにつきては、胸ぐるしきことなきにしもあらず。をりを得ば寧王女に、告まゐらせんと思へども、言は漏易きをもて、いまだ申さず。八郎按司も聞召るべし。某不肖なりといへども、爭か廉夫人を害し奉るべき。傻ればはやこゝに、六年になりぬ夢の迹、世は只苦場の山里に、利勇が軍兵充滿て、脱るゝかたも愁に、王女を落しまゐらせんとて、みづから刃に伏給ひし、廉夫人のおん首級を、給はりて利勇が屯を解し、そののち越來の石橋にて、討死したる眞鶴が、死首をもて寧王女の、おん首級なり、といひこしらへ、奸智に長たる利勇を欺く、苦心は一朝

を行ひ、この便宜をもて、速に利勇を誅戮し、民の塗炭を救ひ給へ、と頭をさしよして私語ば、爲朝聞て嘆息し、いはるゝ所よしといへども、王子の仰を受ずして、恣に大臣を殺さば、叛逆の罪脱れがたけん。縱大臣、十二分に部して、われを害せんと謀るとも、ゆかずば計策を施すによしなからん。只病に假托て、ゆかざるにはしかざるべし、と思ひの外に囘答給へば、松壽亦いふやう、つら〳〵和漢の例を推に、藤の鎌足入鹿を誅し、漢の王允董卓を殺す。みな是勅命を稟たるにあらず。苟もその謀、君に忠あり國に利あらば、大臣なりといふとも、放すべき事かは。先ずるときは人を制し、後るゝときは人に制せらる。はやく御こゝろを決し給へかし、と勸るに、爲朝はなほ承引給はず。浩處に鶴龜は、事の趣を竊聞して、屏風の背より走り出、按司いふ爲朝をこの佞人にな謀られ給ひそ。某兄弟御許を受て、まづ松壽が首を刎、不忠不義の罪を糺して、しかして後に國賊等を討滅べし、といひもあへず、劍の靶を握り固めて、左右より挾み、立あがらば伙伏せんと、目上ちかく蓋ひかゝるを、松壽は騒ぎたる氣色もなく、見かへりながら冷笑ひ、こは小賢き、太郎金等が不忠喚はり、われに元來一點の罪なし。物に狂うて過すな、といはせも果ず、同胞一齊聲をふり立、わが父は是、汝が爲に武藝の師なり。且當初父が吹擧によつて、里之子に擧れたるに、恩を稟て恩を思はず、義を忘れて勢ひに就き、利

拾遺　巻之四

第五十四回

海棠を砍て爲朝曚雲を見る
利勇を擊て鶴龜阿公を逐ふ

大里の按司八郎爲朝は、その夜さり更闌て、陶松壽が慌しく、東風平より來つる事、やうこそあらめ、とおほせしかば、驟て閑室へ招き入て、對面し給ふに、松壽は寒溫を述もあへず、忙しく小膝をすゝめ、某かく密やかに參る事、別儀にあらず。おもふ所あるをもて、豫て南風原の城に間牒者を殘しおき、事の爲體を窺せしに、そのもの甲夜に走り來て、城中に如此如此の密計あり。明日なん諸按司の拜賀に事を托し、八郎按司爲朝を と下官を擊とらんとて、もつぱら准備すといへり。抑利勇は、幼主を挾て、もて按司に號令し、權勢をさ〳〵國王に異ならねども、その智においては懼るゝに足らず。所謂沐猴にして、冕するものなり。加旃年來海棠が色に溺れ、辜なきを殺して、身の樂みとす。こゝをもて、上は君眞物も祐給はず、下は國人も從はず。只生ながらその宍を、啖んとのみ思ふめり。かゝれば彼が謀によりて、謀

世にあらばこの春は、年は十二になるべきに、この世あの世とわくことなき、わが身二ツの鬼神、靈あるものは八重山の、霞の外もしるといへど、なほ知りがたきわが子の存亡、子故の闇の闇路には、迷ひの雲の霽ぬ歟、とかき口說給ふ折から、忽地南風原よりのおん使と稱して、國書院の官人、拜賀の事を告來たれば、爲朝は衣冠を整、出迎て、これをうけ給はるに、件の官人は、從者をいそがしつゝ、亦東風平へとて走去ぬ。かくてその夜更闌て、頻に大里の城門を敲くものあり。門を守る兵等かろ〴〵しくこれを入れず。まづ按司にまうしてこそとて、訟へしかば、爲朝は事の趣をきゝて、みづから物見の窗より見給ふに、陶松壽が只一騎、潛びて東風平より來れるなり。怪しみながら城中へ迎入れ、手づから燭を秉て、閑室に誘引、その故を問給へば、松壽はほとり近く膝をすゝめ、某小夜深てまゐる事、火急の一大事を告まうさん爲なり、といひも果ぬに、こは聲高し、と爲朝は扇を揚て推禁め、後方を佶と見かへり給へば、一室隔て漏刻の丑三告る音すなり。畢竟松壽がこゝに來つるは、いかなる故ぞ。次の卷を讀得てしらん。

を、等閑に見給ふはいかにぞや。かくては終に彼等が爲に、醢にせられ給ふべし、と思へば悲しく朽をしく、禁めかねたる袖の雨、はれぬ思ひをしり給へ、と言葉巧に啣にぞ、利勇はつくづくと聞果て、大息つき、寔に思ひあたることあり。只速に、應鶴呂綠を大將として、夥の軍兵を指向、大里東風平の兩城を攻落して、爲朝松壽が首級を見ん。さはとてやがて立んとするを、海棠はその袂を引とゞめ、爲朝が勇、松壽が智は、みな是人のしる所、應鶴呂綠はその敵手にあらず。もし大里を攻るときは、東風平より來り救ひ、東風平弱くば、大里より來り援ん。内亂既に起りて、曚雲その虛に乘らば、遂に兩ながら防に術なかるべし。只詭て爲朝松壽を呼びよし、力士に仰て搦捕らし給はゞ、刃に衅ずして、兩虎を獲給ふべし。さは侍らずや、と密語ば、利勇は掌を拍て、大きに歡び、寔におん身は、才色兩全の少女なり。この計略究てよし。王子は今玆六歳になり給へば、著袴あるべしと令しらさん。この拜賀には洩るゝことなく、爲朝松壽も、わが弶に入るべし。しかなりしかなり、とやうやくに心おちゐて、やがて應鶴呂綠等を呼集合、件の密計を說しらして、今月某の日、王子著袴の拜賀として、諸按司參内あるべしとぞ令たりける。さる程に爲朝は、この年來なすこともなく、月日をおくり給ふから、終に功名の立がたきを憤り給ふに、白縫王女は、舜天丸の、往方いかにと思ひやり、もし

上啓して、首里を攻んことを望請給へば、利勇はその來啓を見て冷笑ひ、さらばまづ、われみづから人馬を調煉して、弓勢のほどをしらせんとて、貢米未進の農民等を搦捕らし、いたく弓場殿に縛て、これを的とし、矢庭に射殺して樂みとす。その暴惡、桀紂に異ならねば、心あるも、心なきも、みな爪彈して、大臣は禍獸よりもおそろしと呟くを、海棠ははやくしりて、その譏るものを告るによりて、利勇は亦譏るものを搦捕らし、新刀を試すと稱して、手づからこれを斬る。されば罪なくて、命を隕すもの多かり。かくて利勇は、有一日海棠とともに、城の樓に登りて、遙に人の往來を見るに、海棠は思ひかねたる氣色にて、潸然と泣にければ、利勇驚きて、その故を問に、海棠はいよ〳〵うち泣て、大臣妾が物思ひをしらんとならば、まづ左右の人を遠ざけ給へかし、といふに點頭て、女房里之子等を退かし、二たび三たび、これを問ば、海棠はやうやくに涙をさめ大臣は、よろづに賢くおはせども、眉に火の著患あるをしり給はず。爲朝久しく、大里の城を守りて、民のこゝろを得たり。されば曚雲を討と稱して、時時人馬を調煉し、東風平なる松壽と計を牒あはして、大臣をうしなひまゐらせんとす。あれ覽せ、この城下を往來するものも、大里のかたへゆくは多く、こなたへ來るは稀なり。加之王女の爲朝に適り給ひてより、人みなこれを駙馬と稱す。その威權、をさ〳〵大臣に劣らぬ

が八佾にも過て、さながら國王の遊びに異ならず。とかくして兩三年の春秋を過すほどに、爲朝頻に上啓して、人馬肥、兵粮餘あり。節刀を賜りて、矇雲を討べし、と請給へども、利勇これを可とせず。夫兵は凶器なり。民の希ふ所にあらず。もし憖に首里を攻て、その軍利あらずば、毛を吹疵を求るなり。只固く守りて、兵を強くし、居ながら武威を張るにしかじとて聽さねば、爲朝は只齒を切り、徒に月日を過したまひけり。松壽は是彼の形勢を見て、禍わが身に及ん事をおそれて、東風平へ歸らんとのみ思ひしかば、竊に腹心の郎黨に、謀計を授、城中に流言す。かくて誰いふともなく、東風平の軍民等、按司の久しく南風原にあるを見て、野心を起し、城を燒て矇雲に降參せんとはかるよし、囂々として風聲したりしかば、利勇はこれを傳へ聞て大きに驚き、軈て松壽を呼ていふやう、御邊久しく、この處にあるをもて、東風平の軍民等、敵に內應すと聞り。はやく彼處に立かへりて、謀反の徒を搦捕り、固く城を守りて、かろ〴〵しく出仕すべからず、と命ずるに、松壽ははかりし事なれば、欣然として領掌し、郎黨等を領て、即日東風平の城へ立かへり、その後は絕て南風原へ出仕せず。利勇は松壽が傍になきを、なか〳〵に後やすき心持して、只彼海棠と、翠帳の下に遊び戲れ、酒に暮し、色にあかして、月日の代謝るをおぼえず。こゝに五六年を過しにければ、爲朝頻に焦燥て、亦大里より

今茲も既に暮て、あら玉のとし立かへり、世はやうやくに暖なれども、人のこゝろは長閑ならず。爲朝は、曚雲を討滅さん爲に、もつぱら人馬を調煉し、民に敎るに仁義を以し、賞罰法令に、當らざることなかりしかば、士卒おの〳〵その職を守り、軍民おの〳〵その業をたのしみ、德に化せずといふ事なく、白縫王女、亦頗婦德あり。自ら蠶養して、機織を勸め給ひしかば、大里十八處の屬村、こと〴〵く治りぬ。これには引かへて、南風原の城には、大臣利勇驕ほしいまゝなるに、美女海棠を得て、これを鍾愛し、酒宴遊興に、長き日もなほ飽ずとて、これに續ぐに燭をもてし、絃歌の聲絶る隙なければ、松壽は傍痛くおぼえて、しば〳〵これを諫れども、露ばかりも用ひず。曚雲久しく境を犯さゞるは、わが武威を怕るゝもの也。萬世の功名も、生前一杯の酒にはしかず。もしこの時に樂ずば、老て命終るの日、悔ともいかで及ぶべき。われ幼主を補佐して、攝政に私なく、民の爲に疲勞たり。かばかりの保養は、見ゆるすべし、と回答して、諱憚る氣色もなく、遊興の爲に民を虐て、租税を重くし、非法のみ多かりしかば、軍民ます〳〵恨を含みて、密に大里へ、志をよせんと思ふもあれど、流石に利勇が威勢に懼りて、氣色には見せず。されど利勇は、民の歎訴をかへりみずして、われに諂ふを賞し、諫るを罰し、只應鶴呂緣が徒、同氣相求る佞人等を重く用ひて、歡樂を共にし、その傲慢、季氏

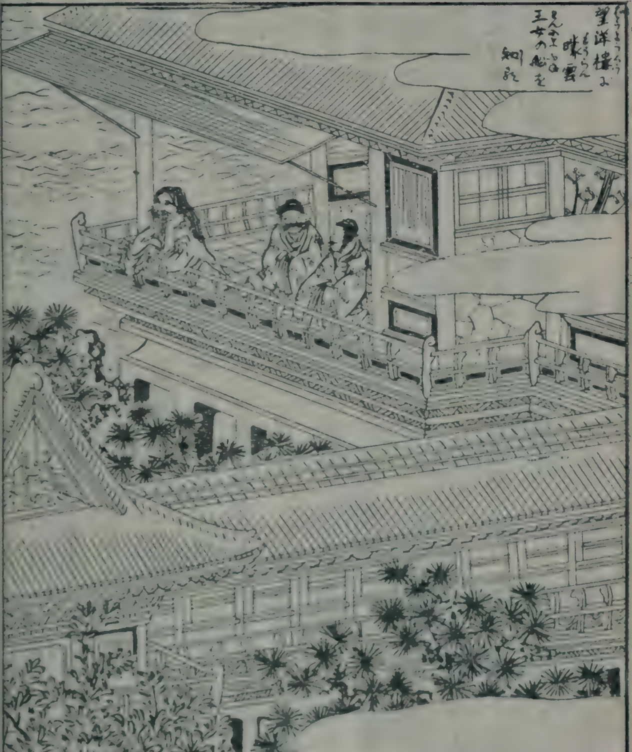
遽しく答禮し、わらはは爲朝が妻に、白縫と呼るゝものに侍り。大臣の尊信、禮に過たり、と囘答給ふ。物のいひざま、琉球言語にあらざれば、利勇は呆れて、まづ赤蕉舍に誘引し、女房五七人を册して、竊にその爲體を窺ふに、よろづ僞にあらず。げに王女は、曩に松壽に擊れたりけるに、これは王女の亡魂が、他婦に憑たるならん。されば面影こそ王女に似たれ、その人にはあらざりけり。しかれども、われ今この女を王女にして、爲朝に妻せなば、世の人われを義士とし稱ん。しかなりしかなり、と意の中に計較て、遂に松壽を疑す。軈て黃道吉日を卜食して、松壽をもて、王女を大里の城へ送らし、婚姻の事をとり行はするに、爲朝はなほ、再三再四推辭給へども、その事脫がたければ、已ことを得ず、赤繩の繫る所に任し給ふ程に、夫婦の契淺からで、分てる鏡を合する如し。かくて有一日、佳奇呂麻の島長が、鶴龜を小船に乘して、潛に大里へ參りしかば、爲朝これを呼び入れて、兄と弟が忠孝を賞嘆し、島長には、物夥とらして、佳奇呂麻へ歸らし、松壽が志の、われに等を曉り、鶴龜をふかく潛して、城外へ出し給はねば、しるもの絕てなかりけり。

第五十三囘

人を的にして利勇强弓に誇る
馬を飛ばして松壽危窮を告ぐ

望洋樓に登て、遙に海上を打ながめ、驚きつゝ、左右を見かへりていへりけるは、利勇はからずも、漂著の壮士を得て、それがすゝめに随ひ、王女を佳奇呂麻より呼びのぼして、件の猛將に妻せんとす。王女の船は、今夜小祿の港口に著べしといふ。折ふしその席に侍りたりける、三司官棟遜、耳目官全廣、緣由を聞てうち驚き、しからば吾們、軍兵を將て彼處に赴き、王女を奪ひとるべしといへば、曚雲頭をうち掉つゝ、亦且く打眺て、呵々と冷笑ひ、彼壮士は智謀あり。王女を守護するものは松壽なるべし。しかるときは、船には不虞の備あり、陸には數百の伏兵あらん。よしや王女を奪ひとるとも、わが士卒を損すべし。且王女は舊の王女にして、舊の王女にあらず。これを奪ひとるといふとも、その益なきに似たり。さるによつて、われ王女が佳奇呂麻にあるを猜したれど、討手の沙汰におよばず。かゝるべき事を豫てしれば、別に奇計を設たり。まづ利勇に自滅さして、後に件の壮士を撃とるべし。しかはあれど、利勇等が命數いまだ盡ず。今より六七年の月日をおくらば、わが謀成就せん。騒ぐべからず、騒ぐべからず、とて許さねば、棟遜全廣感服して、法王の神機妙算、今にはじめずと稱贊す。さる程に、王女は恙なく、小祿の港口に著船し、やがて南風原の城に入り給へば、爲朝も又兵を纏めて、大里へ歸り給ひにけり。されば利勇は恭しく、王女を城中に迎入るゝに、王女は利勇を見て、




望洋樓より朦雲王女の船を知る

て、勇る氣色なきものなし。當下王女は松壽に對ひて、われは爲朝の故妻にして、昔の王女にあらず。こゝをもて島人等　白縫王女と稱し、或は白縫姫と呼べり。抑わが身、迹をこの島に瘞しころより、冊きつかふる少女二人あり。一人が名はあかいたゞきと呼れ、又一人はみくまといふ。彼等は父もなく、母もなし。いと惜きものどもなれば、南風原へ將てゆかんとおもふなり。この事いかにあるべき、と問給へば、松壽且く尋思するに、あかいたゞきは丹頂にして、これ鶴也。みくまは三曲にして龜なり。さては鶴龜兄弟も、この島にありけり、と猜して莞爾とうち笑み、島の少女を南風原へ將てゆきたまはん事、あしかるべしとは思ひ候はねど、大臣利勇は狐疑多し。いまだその事を告ずして倶し給はゞ、彼ものゝ爲に殃の端となるべし。某島長にこゝろ得さし、別に小船をもて、大里の城へ送り遣すべし、と回答しかば、王女も又松壽が胸中を猜して、ふたたびこれをいひ出給はず。よりて鶴龜は島長が家にありといへども、松壽に對面せざりける。さて次の日追風よしとて、松壽は王女を船に扶乘しまゐらし、その餘の軍船前後に守護して、磯を遙に漕出せば、島人等名殘を惜み、慕ひ奉る事、爲朝と別れしときに異ならず。王女世の中ひろくなり給へば、御曹司とともに、曚雲を討滅し、白日青天を見せ給へかし、と呼ぶこゑを、浦風さへに吹おくりて、いとゞ哀れはいやましたり。この時曚雲は、

處分によつて來れり、と說しらすれば、林太夫等ふかく歡び、かゝるべしとは思ひかけず。遙にその船を見て、島の老弱驚き騷ぎ、すは曚雲が討手の兵こそ出來にけれ。もし脫るゝ事もやとて、衆皆山ふかく躱るゝに、王女ひとり騷ぎ給はず。なでうさることやはある。思ふに彼軍船は、南風原より、われを迎の使なるべし、と宣ひしが、なほ心もとなければ、わりなく王女を背負ひ進らせて、岩崛の中へ潛し奉りしに、この老夫婦が、如此々々のよしを告るに、活たるこゝちして、はじめて王女の睿智を感じ、まづ王女をば、長が家へ歸し入れ奉りぬ。見參あるべし、といひ果て、みな先にたちて誘引にぞ、松壽は軍兵を磯方に殘しとゞめ、僅に十人の筑登之を將て、島長が家に赴き、王女に拜謁して、爲朝の事を告、王子の仰を述にければ、王女は松壽を勞ひて、或は歡び、或はうち泣て、形なき世のたゝずまひを憤り、崩御給ふ尙寧王、廉夫人の事、將毛國鼎、査國吉等が忠死の事などを、問もし、說もしらしたまふときは、面影こそ憔悴給へ、昔に露かはり給はず。亦爲朝の、按司になり給ふを歡び、將舜天丸が事なつかしとて、うち歎給ふときは、物のいひざまなども、日本人めきて、更に王女に似給はず。松壽はこの形勢を見て、爲朝の如此物がたりしは、僞ならざりけり、と嗟嘆して、信やかにいひ慰めまゐらする程に、長は島の老弱とともに、鮮魚海藻をもて、松壽等を欵待し、みな歡びを述

に、生涯を役せられ、小人利勇が麾下に屬して、かゝる世を經る愚さよ、と過來しかたをおもひやり、猛きこゝろもしかすがに、薄命を歎き給ふなるべし。案下某生再說陶松壽等は、順風に眞帆掛て、大洋數十里を走らし、次の日佳奇呂麻に著船して、磯方にうちあがりて見るに、島には人影もあらざりけり。とかくして巨木の虛に、老たる男女躱れ居たるを見出して、その故を問ば件の老夫婦、おそる〳〵這出て、今朝しも大將の軍船、この島を投て漕よし給ふを、島人等はやくも見て、ふかく怪み、こは疑ふべうもあらぬ、曚雲法王の軍兵なるべしとて、衆皆慌忙きつゝ、山ふかく逃入りて候ひしが、吾儕はいたく老たれば、おもふまゝに、山に登こともえかなはねば、こゝにかくろひ候といふ。松壽はこれを聞てうち笑ひ、汝等さは怕れなせそ。われは爲朝の訴によつて、王子の仰をうけ給はり、寧王女を南風原へ、かへし入れ奉らん爲に來れる、按司陶松壽なり。汝等はやく島長に、このよしを告よかしとて、いと叮嚀に說諭せば、老夫婦ふかく歡びて、おの〳〵杖に携りつゝ、山路を投て走り去、一晌あまりを經て、島長林太夫を將て歸りつ。當下島長等は、沙に頭を突埋めて、數囘松壽を拜すれば、松壽は長をちかく招きて、爲朝を大里の按司に任ぜられたる事、且彼人のまうすによりて、王女はこの島に在すよしをしろし召、すなはち松壽をもて迎とらし給ふ、王子の仰を述、大臣利勇の

出、眞和志の山蔭に屯して、松壽が歸るをまつべき也。されば昨夜間者を遣して、彼處の地利を撈問に、眞和志、字平の間に大河あれども、上は二股にわかれて陸に續く。その流れ海に入り、東のかた長川のほとりに高峯あり。これ兵を伏するに究竟の要害なり。功は義をしるにあり。もし臆して、敵を見て退くものは、罪決して免しがたし。此旨よく〲こゝろ得候へ、と說示して、手部速に定りしかば、その夜子の比及に、主従百五十騎、密やかに城を出で、眞和志の東北なる、饒波、長川の間、樹だちふかき山蔭に屯して、松壽が王女に倶して、歸り來るを待ほどに、爲朝忽地思ひ給ふやう、鶴龜は佳奇呂麻に赴きて、今は彼處にあらんずらん。もし松壽にしられて、利勇に告らるゝことあらば、そのたびは、救ひがたし。とせんかくせん、と思ひたゆたひ給ひしが、又つく〲と思ひかへせば松壽は眞實に利勇を輔るものにあらず。彼が信やかにもてなすは、王子に忠義を竭さん爲歟。さらずば別に故あるべし。前の夜鶴が井に落て、忽地擒となりしとき、松壽ひとり利害を說て、これを助たりと聞ば、彼にしらるるとも阽むに足らず。人の子をおもふにも、わが子舜天丸はいかになりけん、紀平治高間夫婦のものも、世になき人の數にや入りけん。妻子郎黨離散して、われのみこゝに漂著し、今一城の主となれば、よしや功成名は遂るとも、富貴を誰とともに受べき。弓箭とる身は弓箭の爲

僅に、美人を携來れるを賞美して、忽地に按司とす。かくて賢を招き、士を用るといふべきや。遮莫、爲朝大里の按司となりたまふ事は、寔に國の幸にして、王女のふたたび世に出給ふは、天孫氏の餘徳なり。賀すべし賀すべし、とひとりごち、こゝろに深く歡びけり。これより先爲朝は、直に衣冠を整て、正殿の階下に蹲踞し、王子を拜し奉るに、王子は誕生ののち、いまだ期月にだも過ざれば、さながら木偶人に異ならず。阿公是を抱きて、高座にあり。即爲朝を殿上に召昇し、大里の按司たるべきよし、亦王女を妻し給ふ旨を聞えしらし、偏に忠勤を抽て、曚雲をうち滅すべし、と仰下されしかば、爲朝は恩を謝して退出給ふに、諸按司親雲上等、駭然としてこれを目送り、さても怪有なる、僥倖かな、と呟きてこれを羨み、これを妬むも又多かり。かゝりし程に爲朝は、詰朝筑登之佐二人を郷導とし、雜兵廿人を給はりて、大里の城に赴き、城中の士卒に對面して、やがて十八ケ村の村正等を呼集合、税斂を薄くし、法令を正しくし、來れるを賞し、叛くを罰し給へば、上に枉れる俗吏なく、下に僻る頑民なく、衆皆赤子の母を得たるこゝちして、かゝる良將の下風に立ん事は、世に有がたき洪福なりとて、いと憑しき思ひをなせり。かくて第三日に及びて、爲朝は城中の軍兵を集合、鬮に陶松壽が佳奇呂麻へ赴きしより、僂ればはや、歸り來ん日も遠からず。われ今夜子の刻に、百五十騎を將て城を

先だちて、佳奇呂麻に赴くべし、といそがせば、爲朝はおもひの外なる氣色にて、利勇にむかひ、白縫が魂、しばし王女に憑ることありとも、某ふたたび娶るの意なし。東方一葉の浮浪人として、ゆくりなく國王の壻とならば、王女を辱るのみならで、群小に妬るべし。この事のみは承引がたし、と宣ふを、利勇は絕て耳にもかけず、事旣に定りぬ。松壽は夜の中に進發せよ。われは阿公をもて、緣由を王子に聞えあぐべければ、爲朝は衣冠を整へ、拜賀あるべし、と信だちて、やをら海棠が手を把て、應鶴呂緣、里之子等を隨し、青宮へとて入りにければ、燭點すころになりぬ。

第五十二回

高樓に朦雲海氣を認る
大里に爲朝王女を娶る

東風平の按司陶松壽は、その夜俄頃に軍兵の部して、小祿の港口に艤し、次の日の順風に、佳奇呂麻を投て漕しけり。松壽は原來才智凡ならざるものなれば、この時つくづくと思ふやう、利勇は錦の裀に臥す狗のごとく、能もなくて魚肉に飽き、人をしらざれば、聖賢を見ても、これを吠るの類也。されば爲朝を、日本國の英雄なりとしらずして、はじめは是を用ひず。今又

あり。いとも怪しき亡妻の、恩愛によつて、如此いふには候はず。首尾は箇様々々と、おちもなく說しらし、もしわが言を用ひ給はゞ、公私の幸これに過じ、と憚る氣色もなく宣へば、松壽は、小膝を礑と拍、大里按司いふ爲朝を宣ふ所、忠信恩義を失はず。王女を毛國鼎が傅子也、といはせしは、曚雲が所爲ならん。王女存命の事は、怪むに堪たれども、爲朝の亡妻、その魂を憑するといへば、王女にして王女にあらず。かゝる烈女の志を奪ふときは、後日の殃脫れがたけん。はやく疑を決して、使を遣し、烈女の魂を迎給へ。しからば夫婦恩義を感じて、國のため大臣の爲に、等閑にすべうもあらず。躊躇給ふことかは、とすゝめ說ども、利勇は左に右回答はせで、先肚の裏にて尋思しつ、われ今この海棠を容れて寵愛せば、衆人必ず色を好むといはん。譏の門を塞んには、この便宜に、王女と告る女子をもて、爲朝に妻はし、彼にも美女を抱するにしかず。よしや王女世に在りても、按司の妻たり。曚雲滅び王子早世すといふとも、王女は王位に卽がたし。そのときわれ、三省諸島を掌握して、中山王とならんに、誰かこれを奪へりといふべき。しかなりしかなり、と計校既に定りて、莞然と咲、げに物の情は奪ひがたし。大里按司の亡妻白縫とやらん、王女に假著するときは、王女は卽その人の妻なり。速にこれを迎とりて、二世の心操を盡さすべければ、松壽は二百餘騎を將て、五艘の軍船を浮べ、爲朝に

きは國民みな、大臣の誠忠を稱讚して、曚雲翼を失ふべし、と他事なくも宣へば、利勇且く沈吟して、いはるゝ所理あれども、王女は曩に、王命によつて、陶松壽に撃れ給ひぬるに、なほ存命給はんや。そは全く贋物ならん。今更往方を索ん事、わが力及がたし、と諾なはねば、爲朝かさねて、いなその事は心易かれ。某いぬる日はからずも、小琉球の島北にて寧王女の必死を救ひ、やがて佳奇呂麻に將て歸り、ふかく潛し進らしたり。大臣これを迎とらんとならば、智勇の聞えある大將に、二三百騎の逞兵を授て、彼島へ赴し給へ。某亦伏兵となりて、曚雲が賊兵を遮り留むべし。水陸既に計略を合するときは、曚雲千里眼をもて、はやくこの事をしるといふとも、術なかるべし。かくのみいはゞ、なほ疑しく思はれん歟。わが妻白縫は、志氣あるものにして、その智勇をさ〳〵丈夫に劣らず。惜かないぬる八月、風濤の難に係り、瀾を披いて水屑となりぬ。しかるになほ怪しきは、白縫が魂、いつの程にか寧王女に憑りて、その心操を果さんとすればにや、動靜云爲彷彿として、わが妻に異ならず。こゝに一世の因縁を尋れば、爲朝少かりし時故あつて、放せし鶴をこの國に索かね、舊虬山の麓にて、王女廉夫人に名告あひ、玉と鶴とを交易たる事あり。さればそのときわが與し、蛇の珠は仇となりて、王女はふたたび流離の、身となり給ふと聞けば亦、憂をわが身のうへに比べて、昔を忍ぶおもひ

ざるを恨とせり。われ今この美女を容るゝとも、勇に爲朝あり、智に松壽あれば、曚雲が幻術も怕るゝに足らず。寔に御曹司は、人中の龍、海棠は亦女中の花なり。その龍も用ふべし、この花も愛すべし。倩惟るに、山南省なる大里は、南智念玉城に隣、北は首里に遠からず、防禦第一の間切なり。今われ歡びのあまり、御曹司を大里の按司とすべし。與那原、與古田、湧稻國より、島袋、高宮城に至るまで、十八ヶ處の屬村を管領し、二百騎が將として、大里の城を守り、大功を立給ふべし、といふ。滿悅面にあらはれて、手の裏反す勸賞に、爲朝頭をうち掉て、某させる績なし。今その女子の故をもて、按司とならんは、本來の情愿にあらず、と推辭給へば、松壽遽しく小膝をすゝめ、御曹司、などてかくは謙退し給ふ。賢者は民を利して、國おのづから富といへり。大臣幸その人を得て、重く用ひ給はん事、抑國の福なり。推辭給ふことかは、と說諭せば、爲朝亦宣ふやう、しからばわれに所望あり。大臣もしかなへ得さし給はゞ、大里を守るべし。しかれども輒くは、聽給はじ、と宣ふを、利勇は聞もあへずうち點頭、何にまれいひ給へ、聽すべし、聽すべし、と回答しかば、爲朝はじめて領諾して、按司の班に入て席を正くし、某がねがはしきは、寧王女の事なり。大臣國の爲に忠義を盡さんとならば、寧王女を迎て、大里の城に冊き入れ給へ。さらば爲朝副將軍となりて軍配せん。しかると

これさへに將て歸りしを、頻りに日を數へて、城中へ入られず。欲する所、今一たび、大臣に見參して、繂の爲體を告まうさんと思ふのみ、絶て野心あるにあらず。無禮は許し給へかし、と實事虚言うちまぜて、審に述訖り、輾びし櫃を引よして、三の頭をとり出し、松壽がかたへ指向給へば、利勇は松壽が回報を待ず、遽く倚子を離れて、爲朝に對ひ、われ眼は人なみに勝れて、大きやかなれど、才淺く智足らざれば、眞の豪傑を認らず。幸に咎給ふな。御邊が擊とつたる少年は、毛國鼎が子どもに、鶴龜と呼れてわれを仇とし寃ふもの也。旣に前夜箇樣々々の事ありし。しかれども、わが精忠を、君眞物の憐み給ひて、はからずもその夜さり、彼鶴を生拘り、松壽がすゝめによつて、如此々々はからはせしに、その計策合期せず。曚雲が伏兵、全廣等に刧されて、わが腹心の兵士、趙豹李虎を失ひしが、今更思へば彼鶴龜は、亦曚雲が幻術にて、假にそのものと見せたるのみ。實は彼等、赤瀨の碑のほとりにて生拘られしとき、首を刎られたるに疑ひなし。こゝにはじめて御邊の武勇によつて、曚雲が詭計をしる。わが歡びこれ一つ。加旃、美女海棠を伴ひ、その寃苦を告たりしは、義あり信あり。その功賞せずばあるべからず。抑わが身名家として、世々高官を辱し、衣食滿足りて、物乏しとも思はざりしが、いまだかゝる美人を見ず。虞舜は娥皇女英を辭せず、曹孟德の英雄なるも、二嬌を銅雀に携へ

を著たるが、敵に追れて走り來つ、迯とも脱がたしとや思ひけん、彼等遂に引かへし、追敵の兵士と血戰して、矢庭にこれを擊とつたり。某樹陰より、その爲體を見るに、彼少年等相議して、速に首里へ赴き、綷のよしを曚雲に、報知んといふ。こは問ずとも少年等は、國賊曚雲が手のものなり、と猜したれば、某一喝して樹間より走り出、忽地件の少年等を擊とつて、その首をうちおとすに、軀は立地に銷鑠て、二ッの首級は目前、熊の頭と變じたり。怪しき事限りなければ、軈て鷲の頭を搔切おとして、是彼ひとつに右手に引提、辨嶽のかたへとて立歸るに、保似村とやらんの樵夫山兒等、曚雲か賊兵に亂妨せられ、おの〳〵痛痍負ざるはなく、路傍に仆れたり。爲朝こゝにはからずして、その消息をしるといへども、はや時後れたれば、賊兵を擊とむるによしなく、只懷中なる藥を與へて、しばし手負を勦り、ゆき行く林原なる、山神廟のほとりにして、この女子に遭ぬ。よりて、その故を問ば、彼は海棠と呼れて、保似村なる村正の女兒なり。嚮に親同胞を、賊兵等に擊れ、いひがひなくも只ひとり、辛じて脱れ去り、この廟内に躱れたりといふ。且この海棠は、王宮へ召るべかりし采女なれども、曚雲が弑逆の騷擾によつて、その頃衣袴なんどは賜りながら、えも參らず。もし南風原へ歸る人ならば、扶引てわが爲に、寃苦を訴たまひね、といへり。爲朝木石にあらざれば、その哀傷を見捨がたくて、

立たりける。按司鷹鶴、親雲上呂綠とて、武藝力量の聞えある上官二人、袖かきあげて走りかかり、蓋を開かんとしたりしが、忽地に眼眩みて、もろともに倒れたり。里之子等はこれを見て、二人の上官爲朝に、投伏られたりとや思ひけん、利勇にあやまちあらせじとて、挈たる弓を彎かため、螽の飛ぶがごとく射かくれども、爲朝の身にたゝで、散錢櫃に犇々と　たつ箭に櫃を射たふせば、内に一聲叫苦と叫びて、獨の美人輾び出たり。只これ雲を出る春の月の、梢の花にかゝるがごとく、また彼宮城野の櫃の芳宜、更に都に匂ふに似たり。利勇は思ひかけざれば、あれはいかに、とばかりに、直と呆れて目を細くし、と見かう見れば按司、親雲上、筑登之、里之子等は思はずも、器械を戞離と捨、猛に鬢を搔揃て、ゆがめる官帽を押正し、膝を立、頤を反らし、縱に見、横に打ながめて、意彼首にあらざるものなし。此ときまでも陶松壽は、默然として居たりけるが、忽地席を拍て爲朝にすゝみ向ひ、喃御曹司、時今播亂の際に逼て、士民おの〳〵鼬預狐疑す。この故に、大臣かろ〴〵しく人を容給はず。かならず怪しみ給ふべからず。さても何の故ありて、この女子を伴ひ給ひたる、緣故、聞まほしく候、と詰問ば、爲朝莞爾とうち咲て、この件の事につきては、種々の來歴あり。某きのふ、辨嶽に大鳥を射て、鷲巢山の麓に追ひゆき、終にこれを刺留る折から、兄弟とおぼしくて、二人の少年如此々々の衣

として來給へば、あれよ、あれよ、とばかりに、今まで勇る按司親雲上、里之子に至るまで、互に面をあはしつゝ、惘然として、する所をしらず。利勇は氣色を見せじとて、豚に似たる聲をふり立、東方の浮浪人、旣に約に乖きながら、なほ恥をしらず。身のおき所なきまゝに、物に狂ふはいかにぞや。汝樊噲が勇ありとも、われ亦項王の威なからんや。縱鐵壁城は破るとも、一言の約は破りがたけん。推參なり、と罵れば、爲朝呵々と冷笑ひ、怪有なることを聞くものかな。大臣今幼主を補佐し、信義をもて擾亂を、鎭んとすべきものが、言を兩端によして義士を容れず。これ民に諂りを敎るにあらずや。夫辨嶽は、その行程近きにあらず。加以山川の險阻あり。翅なくては飛も歸りがたし。爲朝昨夜件の山を出るといへども、路遙なれば今に及べり。更に三日の約を違たるにあらず。且三箇條は、悉くなし果たるに、いたづらに日を數へて賞なきは、人の功を奪ふなり。これ見給へ、といひかけて、負たる櫃をおろし給へば、利勇はいまだ實事とせず。頭を左右へ打掉て、いへばとていはるゝものかな。思ふに汝、曚雲に心をよして、怪しき櫃を、負來れるに疑ひなし。ものどもその櫃をうち壞て、撿見よ、と下知すれば、筑登之等阿と囘答て、拿たる槍を突揃へ、一度に刺ん、と競ひかゝるを、もの〳〵しや、と爲朝は、眼を瞪らし見かへり給ふ。その勢ひに辟易し、衆皆尻居に撲地と坐す。利勇が左右に

の膂力鴻門に、沛公を救ひたる、樊噲にいやましたれば、ほとり近き兵士等は、ひらく扉にあふり立られ、或は頭をうち碎れ、或は手を負ひ、腰を折かれ、半死半生なるもの數十人、辛じて恙なきも、群がる羊の頭を低て、猛虎に向ふに異ならず。舌を吐手をつかね、みな阿容々々と通しけり。さる程に大臣利勇は、事の趣を聞て大きにおどろき、ふかく松壽を恨みて、喃々と呟きつゝ、按司親雲上等を呼集合、みづから器械をとつて、正殿に立出、武藝ある里之子二十人に、おのく半弓を取らして、左右に侍らし、もし爲朝奥ふかく進み入らば、亂箭に射てとれとて、その准備大かたならず。松壽はひとり苦々しく思ひしかば、正殿に走り入て、利勇を諫ていへりけるは、爲朝は蓋世の勇士なり。威をもてこれを制しがたし。國の大宰は、人を得たるにますことなし。願くは親方、はやく劍を解、弓箭を去らし、辭を安寧にし、禮儀をもて彼人を欵待し給へ。もししからずば、福却禍の端とならん、といはせもあへず、利勇忽地眼を瞬り、汝いまだ醒ずや。かゝる癖者を吹擧して、再び禍を惹出しながら、耆奴を搊捕んとはせず、なほ吻を動こそ奇怪なれ。もし露ばかりもその非をしらば、爲朝が首級をとつて、われに見せね、といきまき高く、心づよくは責れども、いまだ戰慄は止ざりける。かゝりし程に爲朝は、前後左右より槍襖をつくりかけたる、筑登之二三十人に遮られながら、悠々

立かへるとも、決して城中へな入れそ。汝等もし由斷して、門內へ入るゝことあらば、軍法をもて罪すべし、といと嚴重に命ぜしかば、衆皆うけ給はつて、正門後門の番卒を增加へ、これを守ること寇を禦ぐに異ならず。かくとはしらず爲朝は、散錢櫃を背負ひつゝ、城に入らんとし給へば、番卒等遽しく、手に〳〵捍棒を打あはして遮とゞめ、やをれ爲朝、汝既に三日の約に乖きながら、阿容々々と歸り來たる、面の皮こそいと厚けれ。吾們親方の仰を稟たり、今は一足も入るゝこと叶はず。命をしくば銷ても失よ。幸にその首を、全すべきに、と罵れば、爲朝聞もあへず大きに怒り、小ざかしき燕雀の共囀り、汝等がしる所にあらず。われおのづから處分あり。妨すな、といきまきて、逆茂木のごとく左右より、うち合したる捍棒を、足もて丁と拂ひ退け、進み入らんとし給へば、こは狼藉なり、とのゝめきて、拿たる棒を閃かし、群立て打て蒐るを、爲朝物ともし給はず、夏の雨よりなほ繁く、頭の上へ打かくる、捍棒、長鎌、鯰尾の、槍を攫て、やと引よし、あるひは踏折り搔遣捨、人なき鄕をゆくごとく、百歩あまりぞ入り給ふ。二の城戸を守る筑登之等、この形勢を見て舌を卷き、入れ立てはかなはじとて、門扉を礮と鎖したり。當下爲朝は、する〳〵と歩みよりて、散錢櫃を負ひたるまゝ、二の城戸に手をかけて、一聲高く推たまへば、關木めり〳〵、と中より折れて、城戸は左右へ發と開く。そ

しく、この古廟に走り入り、ふかくかくろひ侍りしなり。おん身も又、曚雲法王の筑登之にて、罪なきものを砍殺し、快しとし給はゞ、今は命を惜むにかひなし。憖に纈身の、世に存命ていくばくの、憂を見るめの涙の磯に、あまとなるとも乾かぬ袖は、浮む瀬もなき歎なり。もし又首里の兵ならで、南風原の親方の、恩顧の人におはすならば、もろともにこのよしを、訴まうして國の爲、わが身の爲に親同胞の、寃を雪がし給ひね、といひかけてよゝと泣聲は、友に離れし浦千鳥、さては亦餘吾の松に、羽衣を掛失へる、天津少女に彷彿たり。爲朝はつく〴〵と、絆の來歷を聞て、眉うち顰、否、われは曚雲が兵士にあらず。日本國より漂著せし、爲朝と呼るゝものなり。近會南風原に身を倚れば、汝が寃苦を訴得させん。さはあれ力及ずとも、親同胞の枉死を見捨て、いひがひなくも脫れ去りしは、孝節兩ながらとる所なけれど、敎なき女流のうへには、ふかく咎むべきにあらず。思ふやうあれば、南風原へ將てゆくべし。とくこの櫃に入れかし、と宣へば、海棠は世に憑しきおもちして、落る涙をかき拭ひ、數回ふし拜みけり。かくて爲朝は海棠を舊のごとく、散錢櫃に潛して、鷲と熊の頭をも、その中へ投入れ、楚と蓋してこれを背負ひ、南風原を投て歸り給へば、その日もはやく傾きぬ。この朝大臣利勇は、四門を戍る筑登之等に下知し、爲朝既に、三日の約に乖きてかへり來ず。よしや今日に及びて

第五十一回

南風原城に入て妖婦利勇を惑す
佳奇呂麻に赴て謀師王女を迎ふ

鎭西八郎爲朝は、辨嶽の麓なる、山神廟にて、散錢櫃を打開き給ふに、思はずも一人の美女、櫃の中よりあらはれ出たり。その形勢、いと怪しかりければ、走り避んとする袂を引とゞめて、緣由を問給へば、女子はいたく怕れたる氣色にて、しばしが程は得も回答ず。しば〳〵問れてやうやくにいふやう、わらはは此山の北邊なる、保似村の村正、某甲が女兒にて、名をば海棠と呼れ侍り。いぬる秋、采女司にえらみとられて、首里の王城へ參るべかりしに、はからざる都城の騷動、浪風しくめる世となりて、えも參らずなりし幸なさ。只いたづらに蟄をる、折からこの曉方に、曚雲國師の大將に、全廣といふ猛者が、夥の軍兵を領て、わが村に亂れ入り、老たる弱き差別なく、鏖にし侍る程に、わらはが親同胞も、あへなく命を隕せしが、わが身は刃の下を潛りて、不思議に脫れ去にけれど、なほ追擊ることもや、と思へば悲しくおそろ

櫃に、納もてゆかば便宜ならん。これ借べし、と手をかけて、朽たる蓋をかいやり給へば、思ひもかけず、櫃の内に、一人の美女躱れてをり。此彼ひとしく面をあはして、こは〳〵いかに、とばかりに、互に呆れつ怪みつ、立出る女子の袖を、爲朝しばしと引とゞめて、つく〴〵と見給へば、膚いと素くして、楚臺の雪をも欺くべく、黒髪の長く匂やかなるは、未央の柳かと疑れ、ふりたる衣に留奇南殘りて、その容賤しからず。西施がいまだ呉宮に入らざるとき、野花偏に目に艶く、小町が玉簾を吟ずるとき、暮雲月を吐に似たり。これは是神歟、人歟。次の巻を讀得てしらん。

何處にをる。者奴等が首級のいとほしきに、懐にして得さすべけれ、と憑しげに宣へば、里人等又いふやう、それはこの暁がたの事なれば、今は遙に引退きぬ。よしなきことなのたまひそ。何處の人かはしらねども、もし南風原へ赴き給はゞ、わが爲に大臣に、緫山を訴したべ。これのみ頼みまゐらする、といふ間に爲朝は、懐より藥劑一包をとり出し、われは日本の漂客に、爲朝といふものなり。齎したる藥こゝにあり。こは金瘡に極めて妙也。おの〳〵わかち用ひよかし。南風原に到らば、縡の趣をまうすべし、と叮嚀にいひ慰めて、件の藥劑を遞與給へば、里人等これを受てうち戴き、歡ぶこと大かたならず。かくて爲朝は、全廣に撞見ざるを、遺憾おぼせども、さてあるべきにあらざれば、この里をうち過て、川良のかたへいそぎつゝ、辨嶽の山脚なる、林原に入給へば、人跡絶て樹立隙なく、路いと暗きかたに、ふりたる山神廟ありけり。こゝに至て、弓に掛たる鷲の頭、忽地に轉び落たるを、拾ひあげて結ひそへ給ふに、亦滾々と轉落。あらもどかしやと搔き抱きて、と見れば、古廟の寶前に、大きなる散錢櫃あり。これこそ究竟の物なれ、とひとりごちて、そのほとりへ立より給へば、廟はいたく荒て、狐兎の蹤を印し、棟梁かたぶきて、鵂梟棲を得たり。いかなる神を祭りけん、檐に扁額なく、内に神體あらざれば、人も詣來ぬ古廟に、散錢櫃ありとも益なし。三ツの頭をこの


古唐ホ記ニ
烏朝美人ト
遺ふ



を寧王女に進らせよ。彼處に至らばわがうへも、わが亡妻の事までも、審にしるよしあらん。かならず人にな怪れそ。とくゆきね、と促し給へば、胞兄弟これを受捧て、地上に額づき、誠に君は仁義の人なり。この再生の恩をおもへば、鷲巣山もなほ低し。世のうき雲のたゞずまひ、しばし隱るゝ月の輪の、くまとり得たる互代りは、過世あやしき因緣なり。心中の哀歡は、ここに說も竭しがたし。命あり時いたらば、再び環りあをうな原の、佳奇呂麻船に便もとめて、彼島に推渡り、王女に縡の趣を、告まうさんと答果て、兄弟一齊身を起し、いとゞ露けき谷蔭の、且開の風の吹入るゝ、袂をやがてわかちけり。爲朝は鶴龜を、樹がくるゝまで目送りて、鷲と熊とが三ッの頭を、藤蔓もて繫よし、弓に引かけて肩にのし、路なき路をたどり／＼辨嶽の麓に出給へば、午の貝ふく頃になりたり。折しもあれ、この山蔭に住居する、樵夫獵者等が葎家二三十戶、悉くうち破られ、一村の老弱男女、或は砍仆され、或は痍を被り、道の次に泣てをり。爲朝これを見すぐしがたくて、その故を問給へば、みないふやう、この處は南風原どのの所領に候が、曚雲國師の大將に、全廣とやらんいふ猛者、南風原を攻んとて、軍兵を出したるに、計策合期せず、いたづらに立かへるを、面目なしとや思ひけん、數にも足らぬわが里を、かくは亂妨せられしなり、と心ぼそげに物がたれば、爲朝これを聞もあへず、その軍兵

淺くして曚雲にはかられ、かる〲しく南風原の城に潜び入て、みづから殃を釀し、亦眼暗して、英雄を認らず、十圍にあまれる大木を、唯一箭に折かし給ふ、弓勢もて某を射給はざりしは、こゝろありての事なるべきに、疑ひ奉りしこそ罪ふかけれ。君は是、日の本の皇孫、わが寧王女の恩人なり。三箇條の約を定めて、手を空しく歸り給はゞ、利勇いよ〱川ふべからず。とても捨たる身にしあれば、鶴が首を刎て利勇に送り、發跡給はゞ弟龜が、仇人を撃よすがとなるべし。とく撃給へ、とさし寄て、項を伸す兄をかい退、龜こそ捨べき命なれ。兄公は存命時をまちて、阿公を撃、利勇を撃、この世の主親へ、忠孝を盡してたべ、といひつゝ坐を占合掌し、恩義に勇めば死をだも辭せず。その爭ひや君子なる。この兄にしてこの弟、いと有がたき少年かな、と爲朝頻に嘆賞し、われ今曚雲が士卒を撃得ずして、課役一箇條を缺に似たれど、はからずもこの熊を得たり。夫熊は男子の祥、春は出て樹に登り、冬は蟄りて穴に入り、勇を好みて義をしるもの也。されば二頭の熊をもて、兄と弟が首に代、大臣利勇を欺くべし。謀はかやう〱、と密やかに告しらして、熊の頭を打おとし、亦その膽を撈出して、これを鶴龜に與つゝ宣ふやう、熊膽はとり易からず。故にその價最貴し。これを服せば心を淸し、肝を平にし、目を明にして翳を去、蛕蟯蟲を殺す。汝達その一ツを售て路費とし、一ツ

ず。さればこそ、勢竭て虜にせられ、首里に到て思ひもかけず、曚雲國師の憐愍を被り、その誠心をしれるのみならず、寧王女ははや、王宮におはしますを、外ながら見參せり。よしや言を巧にして、他人を欺くとも、吾儕をいかで欺き得ん。こゝにてふたたび勝負を決し、汝が爲に撃るゝとも、誰を訪んとてか、はるぐ\と、佳奇呂麻に赴くべき、と同胞一齊冷笑へば、爲朝ますぐ\嗟嘆して、汝兄弟怜悧といへども、年少ければ玉石を辨ぜず。汝等を賺せしは、曚雲が奸智にして、王女をおぼろげに見せたるは、亦是者奴が幻術なり。われ汝等を欺きて何の益かある。膝の下に組布ながら、その名を聞て助しにて、綷の虚實はしるべきなり。われ半世の勇をもて、いまだ利勇が罪を問はず。況て汝達が小腕をもて、輙くほいを遂がたし。且く佳奇呂麻に身を躱して、忠を王女に竭せかし。われ時を得ば共に計りて、親の仇人を撃しなん。みづからよく深念して、迷ひをはれよ、と諭し給へば、鶴は頻に驚嘆し、これにて思ひあはすれば、この曉に首里の大將、耳目官全廣が、われを救はで矢石を飛し、射て殺さんとしたりしは、曚雲が詭の、謀をしるに足れり。如此々々の事候ひし、とその身も谷に滚落て、鶴が往方を索かね、舊の處へ立かへるに、兄が組布れたるを見、これを助んとせし顚末を、おちもなく告にければ、鶴も曉りてふかく慙愧し、感涙坐に袖を濡らして、爲朝にまうすやう、某兄弟、思慮

ひなからんが、鷲巣山の鷲よりも、猛き心に露ばかりも、あはれとは見よ、父母の、仇人におくるふたりが首を、いかなるものと人問ば、毛國鼎が孤なる、鶴龜なりと答ね、といふを深くいひはなつ、兄と弟が健氣さに、さてはそれか、と爲朝は、小膝を拍て驚嘆し、左手に抱き縮めたる、龜を放て塵うち拂ひ、いにしへの人の言に、名をきくは、面を見るに、不如といへるはこの事也。われ決して汝等を害せず。爲朝故國に住わびて、はからずこゝに漂着せし緣故は、一朝に說盡すべうもあらねど、むかし放せし鶴を索て、密にこの國へ推渡り、舊虬山の麓にて、王女廉夫人の惠を稟、大蛇の珠に代たりし、その舊恩を復さんとて、小琉球に王女を救ひて、佳奇呂麻の荒磯に濳し、われは南風原に赴きて、まづ曚雲を討滅し、しかして後に、利勇等が、罪を正さんと思ふのみ。眞實彼を助るにあらず。汝等親子兄弟の忠孝は、寧王女の物がたりに聞しかば、救ひ出さんと思ひながら、わが身容られざれば、後をあはれむに遑なく、いと痛しくも胸苦しき、爲朝が誠とゞかず、組しきたるとき擊果さば、後にしるともかひあらんや。さて危きかも、危かりし。今鶴龜を見る歡びは、舊虬山の麓にて、鶴を得たるに異ならず。はやく佳奇呂麻に赴きて、寧王女に給事よ、と叮嚀に說示給へば、鶴龜これを實事とせず。わが同胞は、小琉球の島北にて、討手の兵を防ぎ戰ひしが、汝が王女を救ひ進らするを見

して、潔く首を得させよ、南無阿彌陀佛、と唱もあへず、よつ引漂と切て發つ。窺を外し給ひけん、その箭鶴か身にはたゝで、いく世經にけん高木の、幹の中央を射給へば、壓折るごとく滅離々々と、梢忽地に下り、鶴は小枝に携りしまゝに、聊も身を傷らず、やをら地上におりたてども、囊に劍は失ひつ、身に寸鐵を帶ざれば、鷲に立たる箭を抜とりて、爲朝を刺んとするを、弓もて丁と打落し、もの〳〵しや、と猿臂を伸して、鶴が項髮かい摑、捻倒して膝に組布、首を捽んとして、はじめてその面を見給へば、いと臈闌たる少年なり。わが身をたつるよすがとなるとも、かばかりの美少年を撃ん事は、勇士の羞る所なり。助けばやとおほせしかば、引起さん、とし給ふ折から、亦一人の美少年、喘々走り來つ、小太刀を電光のごとくうち振りて、爲朝を砍らんとするを、見かへりながら身を反て、又その刃をうち落し、組んとするを引よして、肱腋にかいこみ動し給はず。是彼をつら〳〵見て、まづ下なるを引起し、汝等が面影の、よく肖たるは胞兄弟なるべし。いかなるものの子なるぞや、時宜によらば命を助ん。とく〳〵名告れ、と宣へば、鶴龜は齒を切り、かくまでに運竭て、兄弟こゝに死するとも、憐ぶ人もなきもの也。三たび危難を脱れて、弟は兄を尋めぐり、兄は弟を思ひやる、命強顏環會て、今亦足下の犠となる、みな是過世の惡報、と思ひ諦れば恨もなし。この國の人ならずば、名告るともか

ば、彼人ふかく歡びて、答は得せず捨たる弓を、掻とりはやく箭を剋て、滿月のごとく彎固め、鶴に對て發さんとする程に、樹の上には大きに驚き、われに何等の恨ありて、射て落さんとはせらるゝやらん。望ある身も脫れがたき、命なりせば惜むにかひなし。緣由をしらし給へ。こはむじん也、情なし、と叫びつ、勸解つ、繞る樹の、梢は高く葉がくれて、顏は定かに見えねども、養由基が箭をとりかねて、幹を抱きて腸を、絞るばかりに叫びけん、獼猴もかくやと思ひやられて、いと不便ともいへばえに、いは木にあらで壯士は、心づよくも聲を勵し、緣故を告ざれば、情なしとて怨みもせめ、われは原來大日本、天皇の庶流にて、鎭西八郞源爲朝と呼るゝもの也。故あつて故國を離れ、佳奇呂麻に漂著して、大臣利勇が招きに應じ、南風原に赴くといへども、利勇狐疑して、三箇條の難義を課せ、よくこの事をなし果なば、かならず重く用ひんといへり。第一條は、小錄の港口を塞ぐ事。第二條は、辨嶽なる鷲を射てとる事。第三條は、曚雲が兵士を擊とる事。すべて三日を限りとす。かくてわれ、立地に港口を塞ぎて、辨嶽にわけ登り、既に三日は過せども、鷲を見ず、又敵に遭ず四日に及ぶ今朝に至りて、鷲を射てゆくりなく、この處に追蒐來て、曚雲が手のもの也、と名告をいかで放すべき。汝に怨なしといへども、國賊に從ひたる、天罰は得脫れず。われにあひしは命運の、竭る所と觀念

ば、熊をも引裂啖ふべし。さらばわが身もかくてあらんや。いと危かりし、と舌を掉て、只顧に驚嘆す。折しもあれ、霞こめたる山本より、峯上の雲を栞としてや、年の齢は、三十八九なるらんとおぼしき壯士、鹿の皮の行縢して、鷹の羽の獵箭を負、滋藤の弓の握り太なる眞中把て、驀直に走り來つ、死たる鷲と熊とを見て、莞爾とうち咲み、兩虎食を爭うて、傷くときは、獵者勞せずして、これを獲たり、といへるに等しく、われ今一隻の鷲を射て、こゝに二頭の熊を見る。實に不思議の獲なり、とひとりごち、弓を戞と投捨て、腰なる短刀を拔出し、鷲の頭をうち落せば、怪しきかな、瘡口より、白氣隱々とたちのぼり、なかぞらにして滅失けり。鶴はこれを見て聲を發、樹の下なる人、われを救ひ給へ、と叫びしかば、件の壯士訝しげにうち仰ぎて、汝は何ものぞ、と問に、鶴答んとして、また思ふやう、この人の形容を見るに、身の丈は八九尺、骨筋逞くして、聲ざまも亦尋常に異なれば、獵者にはあらじ。又利勇が士卒に、かゝる勇士あることを聞かず。こはかならず、首里より來れる、間者にこそ、と推量して、ふたたび聲を高くし、われは曚雲國師に扈從し侍る里之子なり。前夜故あつて、利勇が兵士に擒にせられ、首刎らるべかりしに、不思議に脫れて、この樹の叉に滾落、進退究りてせんすべをしらず。列卒繩あらば投あげて、扶おろし給へかし、と實事虛言うち雜、他事なく憑み聞ゆれ

はかなきうへを身につみて、涙坐に禁めあへず。目を拭んとすれば思はずも、握りつめたる栗の子の、掌もりてはら〱と、熊の上にぞ降かゝる。牝熊これに驚きけん、抱し嵓を撲地と落せば、憐むべし下なる雛熊は、忽地嵓に打挫がれ、鮮血を吐て死にけり。牝熊はこの景迹に、ますます慌忙て、ふたたび嵓を挽起せど、子ははやいたく打拗れ、板のごとくになりしかば、悲鳴くこと限なし。毛類の淺ましさは、わが殺せしとは思ひもかけず、又樹の上に人あるをしらず、左を見かへり、右を見かへり、そもわが子をば何物か、かく殺せしと思ふ氣色の、いとおどろ〱しく、四方を睨で哮る折から、羽あらし颯と音さして、彼岩頭に落るもの、これ鷲なり。その容は、熊に一倍して、嘴より尾頭に至りて、十尺にもあまるべく、左の翼を獵箭に縫はれて、ふたたび翔も得ざりけり。熊はこれを信と見て、わが子の仇とや思ひけん、奮然として跳かゝり、鷲の胸前へ爪を打かけて、引裂んとするに、鷲も亦熊の向脚を搔爴、鐵のごとき嘴をもて刺ほどに、上になり下になり、互に鮮血に塗れつゝ、挑み戰うて引もわかれず。鷲は諸羽を引裂れ、熊は吭を突破られて、もろともに死にけり。鶴は遙にこれを見つゝ、熊がその子の死たる故をしらざるは、性の愚なるところなれば、いかにともすべなし。只その敵を見て、苟も退かず。實にこれ猛獸の長なり。しかれども、彼鷲、箭に縫れずして、こゝに來たら

此をたづねめぐりて、兄弟終に得もあはず。かゝりし程に、その夜もあけて、梢を拂ふ山下風に、葉におく露の降かゝりて、鶴が咽喉を潤しければ、忽地に甦生して、頭を擡、と見かう見れば足曳の、斧もしらぬ山猿ならで、怪しや我は梢にあり。その樹の高さ、三四丈もあるらんとおぼしきに、下にはたえて枝もなければ、足を踏かけんやうもあらず。こはいかにしておりたゝん、と思へど見れどすべもなき、露の命のおき所、活るかひなきわが身にぞ、思ひやらる弟がうへ、いかになりけん、とばかりに、胸くるしさはいやまして、翅なき身も蜘蛛の網に、かゝる蝴蝶の夢の世を、夢と悟れど餓疲れて、おぼつかなくも見下せば、樵夫のかよふ路ありけり。些頼もしきこゝちして、來る人あらば呼びとめて、救ひを求ばや、と思念して、只いたづらにまもりをる。時は十月の下旬なれど、國暖にして木の葉凋ず。栗子夥熟て、未落も盡さざれば、これをとりて飢を凌ぐに、氣力いと健になりぬ。浩處に、前面なる巖の蔭より、いと大きなる荒熊の、子を連たるが出來り、石滂にそうて求食つゝ、樹の下ちかく來にけり。何するにかと見る程に、谷川のほとりなる、岩を楚と抱きあげて、下なる澤蟹を、雛熊にぞ拾はしける。鶴はこれを見て思ふやう、寔にいきとし活る物、子を慈む事かくこそありけれ、とはしりながらわれは今、親の仇人を撃難て、かへすよしなき父母の恩、さて形なき世なりけり、と

へ赴きたるに、今に歸り來ざる事、いと怪し。這奴も又曚雲が間諜者なるべし。よしや歸り來るとも、既に三日に後れたり。城中に入るゝに及ばず。その旨こゝろ得候へ、といへば、松壽は、にがくしげに眉根をよせ、いな、爲朝は、日の本の皇孫、蓋世の勇將なり。決して曚雲に從ふべからず。大臣疑ずして重く用ひ給はゞ、王子を舊都へ還し奉らんこと、日を僂てまつべし。といはせも果ず、利勇忽地に氣色を變じ、軍師いかなれば、われを仇とし寃ふ、鶴龜を助んとして、趙豹李虎を失はし、今亦出處不定なる、爲朝に荷膽して、頻にその武勇を稱するぞや。われは是托孤の大臣、國の治亂掌にあり。王子だに、活さんとも、又死さんとも、心のほりする隨なるに、多言せば罪免しがたし。その首惜からずば、諫候へ、といきまくにぞ、松壽は默然としてふたたびいはず、袖かきあはして退出けり。案下某生再說、鶴は鷲巢山にて、はからずも、弟龜が援を得て、趙豹が刃を脫れ、李虎をさへ砍伏にけれど、鮮血に衂を踏辷らして、數百仭なる谷底へ、滾々と轉び落るに、誰かしらん、山の脚に、いと大きなる、栗の樹ありて、枝葉參差として生繁り、さながら棚を架き、蓆を敷るに異ならず。この樹の叉へ落とゞまりにければ、幸にして身を傷らざれども、脇をうたして息絕たれば、しばし人事をしらざりけり。さるからに、龜は樹のうへに、兄がをるとは思ひかけず、しばしば呼ぶに答なければ、なほ彼

見れば、松壽が一軍の人馬、路を横ぎりて前にあり。さればこそ、曚雲法王の前見、露違ざりけれ、とく引かへせ、といひも果ず、馬の平首引回らして、辨獄のかたへ馳去れば、松壽も、敵の謀あらんことを思うてこれを追ず、且く人馬を休れば、迯れ來たりしものども、鷲巣山にて、趙豹李虎が撃れし事、鶴は岨を滾落て、生死もしらずなりし事、龜が敵に射縮められし事、一五一十を告にければ、松壽は救ふ事の遲くして、鶴龜兄弟をうしなへるを、ふかく後悔し、やがて長川に立かへりて、諸軍を引卒し、南風原の城に入りて、利勇に縡の趣を告しかば、利勇は憑みきつたる趙豹李虎を撃して、やすからずと思へども、鶴も又深谷へ落たらんには、木石に打傷られて、微塵になりけめ。龜は曚雲が軍兵に射縮められて、いかで脫得ん。彼兄弟既に死たれば、只これのみ後やすかり、と密に歡び、亦松壽に問ていへりけるは、曚雲曩に、鶴龜を賺して、われを刺せんとしながら、却龜を射さしたるは、いかなることゝろなりけん、此事つや〳〵量知がたし、といへば、松壽微笑て、鶴龜は忠孝無二の少年なれども、彼等いまだ、曚雲が毒惡なるを曉らず。よりてその謀を禀て、昨夜大臣を害せんとするに、事ならず。曚雲はやくこれを猜して、龜を亂軍の中に射さしたるは、おのが奸計をしらせじとの爲ならん。さはおぼさずや、といへば、利勇は舌を卷きて、ふかくその梟雄に怕れ、爲朝三日を約して、辨獄

第五十回

樹を離れて孤孫命を保つ　鷲を獲て漂客櫃を開らく

松壽は、趙豹李虎等に引つゞき、夥の兵を將て、長川の上に赴き、まづ斥候を遣して、大里山なる敵の屯を窺するに、そのもの聽て走り歸りて、彼山の頭には、敵一騎も見えずといふ。松壽これを聞て思ふやう、曚雲が奸智をもて、彼處に軍兵を、伏おかざるもこゝろ得がたし。そはとまれかくまれ、大臣わが謀の尤よろしきものを用ひず、趙豹李虎をもて、鶴を鷲巣山に引ゆかせしは、敵を刧す爲にはあらで、彼を殺さん爲なるべし。われ今急に救はずば、窮鳥終に生がたからん。しかなりしかなり、とひとり點頭、俄頃に手わけして、士卒三百餘人に、長川を戍らし、その身は軍兵二百あまりを將て、駿馬に鞭を鳴らし、鷲巣山を投て馳する程に、はや山の麓にいたりつ。浩處に、全廣に追打せられて、逃下れる趙豹李虎が從卒等、仂なく松壽に磤とゆきあひ、ほのぐゝと明そむる、山風に翻翻と、閃く旗は正に是、身方の軍兵也、と見てければ、狩場の雉子の、草隱れせしこゝちして、軍師吾儕を救給へ、救給へ、と叫びあへず、隊伍のうちへ走り入る。折から耳目官全廣は、士卒に先だち、馬に拍れ、間ちかく追迫りつゝ、と

し、この曉に、鷲巢山に赴きて、利勇が士卒を擊ちらし、鶴龜をも刺殺せよ。よしや擊漏す事ありとも、長追すべからず。敵に新手の加るを見ば、速に引かへして、辨嶽の麓に出、其處なる山兒等が家を、亂妨して立かへるべし、と下知せしかば、全廣はその期を違ず、大里山より馳來りて、軍兵を二手にわかち、半は迯る敵を追はし、半は龜を射させしかば、龜は毒蛇の腮を脫れて、ふたたび虎狼にあへるこゝちし、刀をもつて箭を切はらひ、且くこれを防ぐといへども、脫れ果べうもあらざれば、今は命をなきものにして、死すとも兄弟もろともに、おなじ山邊の土とならめ、とおもふばかりをちからにて、身を轉して谷底へ、眞逆おとしに輾び落るに、君眞物の擁護にやよりけん、露ばかりも身を傷らず。さてはわが兄も、恙なかりけん、と思ふに憑しくて、兄公々々と呼びかくれど、松ふく風のみ答して、かい探れども物もあらず。はや脫れ去給へる歟。猛き獸もをるべければ、いかになり給ひけん。よしやはかなくなり給ふとも、せめて屍を見せてたべ。長き別れ歟ながき夜も、やゝ明にきと覺れど、谷蔭なればなほ暗く、其所か、此所かと呻吟て、出るともなく立めぐり、心ほそくもながらふる、石湧を掬べばとにかくに、濡るゝ袖にも宿る星の、影もしらみてほの〴〵と、明ゆくかたの山烏、われに無常を告るか、と心にかゝる峯の雲、涙の時雨果しなく、惑ひはいとゞはれぬなるべし。

虎はこれを見て驚き遑、刀を閃りと打拔て、龜を砍らんとする所を、鶴まづ身を起して足を飛し、李虎が膪丁と蹴る。蹴られて阿呀と叫びもあへず、仰ざまに倒れたり。その隙に、龜は刀をとりなほして、兄が縛を切解ば、兵卒等はむら立さわぎて、戟を引提、劍をうちふり、八方より撃てかゝる。龜は多勢にわたりあひ、命を限りに戰へば、鶴は蹴られて起んとする、李虎が刀を奪ひとりて、起しもたてず脊より、乳の下までぐさと刺、引ぬく刃に濆る、鮮血に辷りて忽地に、岨踏外して谷底へ、滾々と輾墮、生死もしらずなりぬれど、龜は救ふに遑あらず。右を打ては左に靡け、三人に痍を負し、二人を矢庭に切たふせど、大勢なれば物ともせず、嘷叫びて攻たつれば、既危く見えたる折から、忽地喊聲を谺に響し、直冑の武者四五百騎、樹だちの隙よりかけ出たり。その勢ひ潮の涌がごとく、當るべうもあらざれば、南風原の兵卒等は戰ずして辟易し、株に跌き、おのが刃に劓かれ、命を隕すもの二十餘人。その餘薄痍を負ぬもなく、左散右散に迯去れば、敵の大將眞先に馬を出し、蓬しかへせ、と呼かけたり。この大將は別人にあらず。曚雲が謀によつて、大里山のほとりに屯し、鶴龜が暗號せば、南風原の城を乘とらん、と准備したる、耳目官全廣なり。この日曚雲は、高樓に登りて、鶴龜が敵に苦られん事をしりてければ、足捷兵を、大里山へ遣して、ふたたび全廣に謀を傳へさ

と長くて、其天はいまだ明ざりけり。この地方、北は辨嶽につゞきて、茂林ふかく、南は岨高くして、屏風を建たるごとし。されば利勇は、松壽が謀を用ふといへども、敵を拉ぐにこゝろなく、只鶴をのみいぶせく思ひて、後の患をたつにはしかじ、と趙豹李虎に耳語しかば、件の兩人領諾して、鷲巣山に到るとやがて、敷皮のうへに鶴を引すゑ、松壽は汝を助んとて、さまざまにまうせしが、その謀迂遠し。汝等既に、曚雲が刺客となり、わが城中に潛び入たれば、大臣決して放たまはず。よりて首を刎るなり。命をしくば、寧王女の往方を告、弟龜が所在をいへ。いはずやいへ、と左右より、いと囂しく責問ば、鶴は閉たる眼を睜て、趙豹と李虎を見かへり、親の仇人を撃とらん、と思ひたちにしその日より、事ならずばかくあらん、と豫て覺期の露の命を、惜みて今さら何をかいふべき。汝等斬らばはやく斬れ。利勇はさらなり、汝等が運竭て生拘られ、敵に首をとらるゝとき、思ひしるらめ、と冷笑へば、兩人聞もあへず、大きに怒り、年に似げなき膽の太さよ。この世の暇とらせん、と罵もあへず、趙豹袖を巻あげて、鶴が後方に立繞り、氷なす刃を拔て、白く清なる、鶴が項の毛を、數回搔あげつゝ、刀尖高くふり揚れば、暗き樹陰に身を倚て、緈の容を闚窺たる、龜は忍ぶに得も忍ばず、勢ひ猛く走り出て、拿たる刀を閃し、趙豹を礮と砍れば、首は鶴を飛越て、遙向ひへ落たりけり。李

て、やがて鶴を引立、五六十人の兵卒を從へて、直に鷲巣山に赴くにぞ、松壽も夥の軍兵を將て城を出、字平の北のかた、長川大里を投て走たりける。さる程に、紀は兄に諫られて、こころならずも殘りとゞまり、城溝のほとりにまつ程に、星の光の深ゆくのみ。曉がたちかくなりぬれど、絕て音づれなかりしかば、かくてあるべきにあらずとて、潛び入らんとする折から、忽地城門をおしひらかして、兵卒五六十人、每手に器械を把て、焦火をふりてらし、鶴をいたく縛めて、眞中にとり圍み、北を投てぞいそがしゆく。紀はこの形勢に、吐嗟、とばかりうち驚き、多勢が中に殺て入り、兄弟もろ共に死んず、と刀の鞆に手をかけしが、ふたたび思ひめぐらせば、目にあまる大敵に、かけ逆ひて、果敢々々しき事も得せず、同胞一齊討死せんは、大きなる不幸なり、とかへすぐゝも誡たる、兄が言語の耳底に、とゞまりながらしかすがに、とゞまりがたき胸を撫て、仂なくは打も莬らず。とせんかくせんと躊躇ば、亦軍兵四五百人、引つづきて城を出づ。かくてはいよゝ及びがたし、と思ひかへして忙しく、懷より續松をとり出し、敵の振こぼせし火をうつして、前なる士卒にうちまじり、兄が先途を見果んとて、後方に跟て、もろともに走れども、烏夜なれば人怪まず。趙豹李虎は、松壽に先だちて、只顧に路をいそげば、川良の橋をはや過て、辨嶽のこなたなる、鷲巣山に來にけれど、冬の夜のことなればい

に難からず。用ひ給はゞ幸甚し、といふ。利勇これを聞て眉を顰め、鶴は逆臣毛國鼎が子なり。もしこれをしも重用して、按司とせば、賞罰に于て正しからず。これは決して用ひがたし、別に謀ありや、と問ば、松壽答て、某既に三の略を定む。今いふ所は上策なり。亦中策あり、下策あり。これを行ふことは却難し。しかりとも、已に勝れりといふ。利勇かさねて何をか中とし、何をか下とする、それ聞くべしとて耳さし寄すれば、松壽も額をつきあはし、今夜曚雲、兵を出して、鶴が城に火を放くるを待するならん。さらば天の明ざる間に、筑登之をもて、鶴を大里のあなたなる、鷲巣山に引到らし、詭て首を刎る爲體をせさし給はば、曚雲が軍兵等、その謀の漏たるを見て、遽て首里へ歸るべし。そのとき某、四五百の逞兵を將て、長川をさし塞ぎ、これを撃ば鏖にせん。かくて鶴を、城中に引かへらして、松壽に預給へ。後亦謀あり。これを中の策とす。又下策とは、鶴を賞せず罰せずして、放ちて歸らし給はゞ、曚雲其意を量かねて、かろ〲しく南風原に寇すべからず。大臣この二ツのものを擇み給へ。夜もいたく深たるに、あけなばそれもかひなし、とていそがせば、利勇つく〲とうち聞て、下策は行ひ易しといへども、鶴を放かへさんことは、謀の足らざるに似たり。われその中を執べしとて、心腹の筑登之、趙豹李虎を呼びて、機密を低語ば、件の兩人こゝろを得

大臣私の怨をもて、孝子を殺し給へりといはん。毛國鼎は世家にして、よく民の心を得たりき。今曚雲を討ずして、名家の兒孫を誅し給はゞ、これ民の望を絶なり。民の望を絶ときは、軍威震ず。軍威震はざるときは、この城ながくたもちがたし。只いく度も思ひかへして、世の侮を禦給へ、と席を拍てぞ諫ける。その辯舌爽にして、水の流るゝごとく、みな理に稱ひしかば、利勇は呆れて拔はなせし、劍をやをら鞘にをさめ、しかるときはいかにせん。軍師計策ありや、と問ば、松壽莞然とうち笑て、敵の謀に就て、謀を行ふ事は易し。しかれども、大臣これを用ひ給はじ、といふに利勇忽地に氣色を變、軍師いかなれば、われを見ることの等閑なる。用ると用ざるとは、縡の便宜を撰べし。とく〳〵といそがせば、松壽左右を見かへりて、こゝに侍る徒は、みな腹心のものなれど、謀は密なるをよしとす。且く遠離給へかし、といへば、利勇點頭て、睛をもてその意をしらすれば、典膳所の官人等は、里之子ともろともに、鶴を引立て退出けり。當下松壽は、膝をすゝめて聲を低くし、大臣曚雲を滅さんとならば、德をもて怨に報い、鶴を發して中城の按司に任じ、絕たる家を嗣し給へ。しかるときは、一旦禍獸に害れ怕て、曚雲に降參せしものも、愆を悔、德を慕うて、こゝにかへり參るべし。直を擧て衆の、曲れるものを措ときは、民從ずといふことなし。これは是、戰ずして勝の謀にして、行ふ

すます愚なり。わが毛國鼎を誅せしは、仰によつてその罪を正せり。阿公がしることにあらず、といはせもあへず聲をふり立、いへばとていはるゝものかな。よしや人を欺くとも、いかでか天を欺くべき。汝等が奸計は、曚雲國師の口づから聞つ。さりとてもなほ爭ふや、と只一句に說破れば、利勇聞もあへず大いに驚き、劔を拔て走りかゝるを、松壽衝と寄て推とゞめ、大臣、一時の怒に乘して、この少年を殺し給はゞ、敵に英氣をそふるなり。などて曉得給はざる。某頃日、間者を首里へ遣して窺せしに、毛國鼎が子ども鶴龜は、寧王女に册きて、小琉球なる島北に脱れ去、主從赤瀨の碑石のほとりに、ふかく濳びて居たりけるを、曚雲よくしりて、夥の筑登之に禍獸を牽し、彼島に追渡らして、主從を撃んとせし折から、天孫氏の威靈によつて、禍獸は土中に滅し、王女は不思議に祐を得て、何地ともしらず脫去給ふ程に、賊兵等は辛じて、鶴龜同胞を擒にして、これを將て首里へかへりにければ、曚雲件の胞兄弟を憐み、密に謀略を示して、大臣を撃せんとす。しかれども、大臣の運高くして、今夜鶴を生拘給へり。某つらつら、曚雲が奸計を察するに、鶴もし大臣を撃ば、速に火を放て、暗號とせよとて賺せるならん。しからば大里長川わたりの山蔭に、軍兵夥伏おきて、短兵急にこの城を、乘とらんとこそ計較けめ。亦鶴等、便宜を得ずして、擒とならば、大臣怒てこれを殺し給ひなん。さるときは、

一人の老兵すゝみよりて、熟とうち覩り、寔にこのものは、きのふ鷲の羽を賣んとて參りしもの也、といふに、利勇、且く尋思しつ、いな〳〵這奴が爲體、物のいひざまさへ、獵者なんどの子にはあらず。あれ見よ、膚には身甲を被たり。今その聲ざまをきくに、毛國鼎に似たるのみならず、面影も又彷彿たり、こは疑ふべうもあらぬ、國鼎が孩兒鶴なり。父があへなく討れしは、なせし罪科としるべきに、身をおく處なきまゝに、私の怨をもて、われを狙撃んとするこそ奇怪なれ。とく引出して首を刎よ、といきまき高く下知すれば、鶴はほいなく見透されて、脫れがたしと思ふにも、怒れる眼に淚を含て、背へまはせし拳を握り、利勇に走りかゝらんとて、立ばうしろへ引るゝ索に、撲地と輾びしが、膝立なほして嘆息し、しられたれば名告に及ばず。國の爲に忠を盡せし、わが父に何の罪かある。みな是汝が讒言の、舌の根切て亡父の、寃をこゝに雪んとて、苫に寢戟を枕とし、忻よつたるかひもなく、命運終に至からで、かく縛られたれば、今は一日も存命事を願はず。恨らくは、利勇阿公等が首を將て、孝を、考妣に得も盡さず。殺さば殺せ。九ツの世を經るとも、靈を引て飽までに、思ひしらさでやは已ん、と聲高やかに罵れば、利勇呵々と冷笑ひ、汝釜中の魚となりて、なほ身の分際をしらず。譬ば蚊蚋の山を負ひ、精衛といふ鳥の、海を塡んとするに等しく、生てだに及ばぬ事に、身後を憑むはま

さらば引揚よ、と下知するにぞ、衆皆釣瓶の索を手繰おろしつゝ、井の底をさし覗き、日今引あげ得さする也。索のはしに携りてよ、と呼びかけて、手に〳〵索を引ほどに、立地に引揚て、矢庭にこれを縛めけり。さて燭を秉て、件の癖者を見るに、思ふには似ず年紀、十四五ばかりなる、美少年なりしかば、みな呆れ果て舌を吐き、たえて言語を出すものなし。當下利勇は、鶴をにらまへ、這奴、曚雲に劣らざる、幻術あればこそ、かゝる美少年に化て、人を眩惑し、隙を窺うて、脱去にやあらんずらん。大約幻術にて、形を變ずるに、穢きものを沃ぎかくれば、その術忽地破るゝといへり。ものども這奴を引出して、糞汁をうち被よ、と下知すれば、鶴跪きていふやう、某全く野心なし。大里山なる獠人の兒子に、二郎金と呼るゝものなり。鷲の羽を賣らんとて、毎日に城下に往來し候が、きのふより放されて、城中へ出入する程に、この典膳所とやらんには、山海の珍味夥あり。世にあらん思ひでに、かゝる美酒、佳殽を、一叉なりともたうべたらんには、とあしき心さへつきて候ひしが、なほ彼此を見巡り候間に、日ははや暮て、城門を鎖れ、出べきやうもなく候へば、半蔀の蔭にあかさばや、と思ふに、晝見しもののいとほしければ、こゝろ鈍くも潛入らんとして、忽地に井に落たる也。あはれ命を助けてたべ、と實しやかに欺きけり。利勇これを聞て、左右を見かへり、這奴を認れるものありや、と問ば

只煙のごとく滅失べうも量がたし。縦井の水を穢すとも、大事の敵をとり逃すにはまされり。刺殺せ、と下知すれば、はじめ刺んといひし壯佼等、うけ給はる、と答もあへず、持たる戟をとりなほして、突くださんとする折から、松壽忙しく走り來て、戟もて刺んとする、壯佼を叱退つゝ、利勇に對ひ、今宵の椿事は、たゞ今老兵して、しらし給ふによつて、その概略をしれり。かばかりの癖者を、などて生拘らし給はざる。とく引出さし候はん、といひかけて立んとするを、利勇呼びとゞめて、頭をうち掉、軍師甚麁忽なり。曚雲は幻術あり。彼が間者なりせば、隱形の術なからんや、これを生拘る事は難く、殺す事はいと易し。さはあらずや、としたり貌に、頤もていふも傍痛く、松壽は佶と容をあらため、古人も、鼠に投るに器を忌めといへり。もし彼ものを、引揚ずして殺さし給はゞ、器を投て鼠を打にひとしく、非を失へば我に損あり。この城元來水に乏し。雞を裂に、牛刀を、用ひ給ふはいかにぞや。縦曚雲が從兵なりとも、みなその術を得たるには候はじ。凡隱形の術に四ッあり。水遁といひ、火遁といひ、木遁といひ、土遁といふ是なり。水遁は水によりて形を隱し、火遁は火を見て形を隱し、木遁は木に隱れ、土遁は土に隱る。這奴井に落て得も出ず、手を束て縛をまつものは、遁るゝに術なき故なり。思慮を費し給ふ事かは、と憚る氣色なく諫れば、利勇はなほ心もとなく思ひながら、

第四十九回

三略を述て松壽鶴を救ふ
鷲巣山に李趙首を喪なふ

典膳所、和羹令の官人等は、鶴が井の中より聲を發るを聞て、いよ〻盗賊なりとし、隼雄の壯佼兩三人、戟をもて刺んとするを、老兵等慌しく、推禁めていふやう、もしそのものを、引揚ずして刺ころし、供御にまゐらする水を穢さば、却て吾儕の越度となるべし。生拘るとも殺すとも、まづ綷の趣を、聞えあげてこそ、といへば、衆皆これに從ひて、壯佼等は、器械を拿て井を戍り、老兵は內に參りて、利勇に緣由を訴けり。このとき利勇は、旣に臥房に入りたりけるが、この訴を聞て岸破と起、それは凡庸の盗賊にはあらじ。曚雲が間者ならんに、はやく松壽に告しらして、四門を固めよ。われみづから出て、綷の爲體を見るべきぞ、と答も果ず、枕邊なる劒を帶て、里之子に指燭を秉らし、やがて典膳所に赴きて、ふたたび老兵等に綷の容をたづね、且く頭を傾けつ〻いふやう、曚雲は幻術に長たり。彼が間者ならば、風のごとく走り、

さて何處へ飛入りぬ。折しもよけれ城中の、夜巡りの後に跟て、二三の城門を輙くこえけり。只典膳所の屋の棟に、唐突より入らんとて、左邊右邊を見かへるに、こゝぞと思ふ隙もなし。豫てある事を思ひ出し、やをら屋上にのぼりて、其處より潛び入るに、下に車井あるよしは、しりつ。釣瓶の索を傳ひつゝ、携て下りんとするに、朽てやありけん。その索忽地弗と斷離て、井の中へ突と落。その水音、響きわたりて聞えしかば、典膳、和羹令の官人等、驚き起て走り來つ、井の中に落たるものあり、何にやあらん、と閙きて、おの〳〵指燭をとつてこれを見るに、索は斷離て、釣瓶落たり。こはたゞ事ならず、盜賊か、敵の間者歟。戟をもて突て見ばやとて、動搖めくこと大かたならず。鶴は一たび水中に沒にけれど、浮あがるとき、井の側へ手をかけて沈まず。刺れてはほいなし、とおもふに、なか〳〵に憚らず。忽地に聲を發て、これは人の落たる也。引あげてたべといふ。衆皆これを聞て、ふたたび驚き、さては盜人に疑ひなし。只刺殺せと罵りけり。寔に鶴が危き事、穴を破らるゝ蟹のごとく、轍に吻く鮒に似たり。嗚呼彼井蛙の見をもて、孰か水中に孝子あることをしらん。三寸息絕れば、萬事休す。旅魂今夜、誰が家に、落らんとおぼえて哀なり。

隕さば、仇人をば誰か撃、誰わが父母を慰めまつらん。かくまでいふに從はずば、大なる不幸なり、といふ聲外にもらさじと、そと引く袖をふり放て、龜はとにかくうけ引ず。さらば兄上こゝに坐せよ。龜こそうちに潛び入りて、窺ひ侍らめ、といひも果ず、濠幅陜き處へと、歩みよるを引とゞめ、やよ待給へいふ事あり。おん身が志はさることながら、われは年もましたれば、親の恩を受たる日も、おん身に比れば久しからずや。然るに兄は阿容々々と、後れて弟に越られんは、事に于て順ならず。假初の夜討城攻などにこそ、前後を爭ふ事もあれ。とにもかくにも討もらさじと、思ふ仇人の城に來て、兄弟牆に鬩んや。もし從はずば、兄にあらず弟にあらず。聞わきなしと怨ずれば、龜は今さら爭ひがたくて、しのび顏なる音に泣ば、鶴父聲を低めていふやう、先立んといふも親の爲、後るゝも又孝行なれば、われ撃るゝとも生拘らるゝとも、おん身一時の怒に乘して、多勢の中に殺て入り、可惜命を捨給ふな。いよ〳〵ふかく身を躱し、灰を呑姿を變、堪がたきを堪忍び、時を待得て親同胞の、仇人を撃こそ孝なれ義なれ、と諫こしらへ潛びよる、孝子の石膽あやまたず。塀に添たる大竹に、鈎索をうちかけて、こなたへ楚と手繰よし、索のはしを弟に拿して、その身は竹の頭に携りつ、一搖搖て反かへさすれば、鈎ははづれてなよ〳〵と、翅なけれど一丈あまりの、濠を輙く反越て、塀のあなた

らん爲に、大里山の猟夫等にまじらひつゝ、鷲の羽を背負て、南風原の城に到り、これを買んといふものあれば、價を論ぜず賣わたす程に、城の兵士は、矢を矧鏃を研に、暇なき時なれば、その價の賤きを歡び、少年なれば、とこゝろ放して、内へ呼び入れたりしかば、鶴龜は、城廓の廣陜、四門の要害、見るに隨てこれを記憶し、今はかうと思ひしかば、次の夜天結陰て、月のくらきに紛れ、兄も弟もかひぐ〵しく出たちて、更たくる比及に、後門の濠際に、潛びよりたりけるが、鶴密語ていへりけるは、事こゝに至るとも、兄弟もろともに潛び入らんは、終善の謀にあらず。われまづ内に入てこれを窺ひ、夜巡りの兵士等も、懈りて便りよくば、暗號の笛を鳴すべし。おん身は且くこゝにありて、わが暗號を待給へ、といへば、龜はこれを聞きもあへず、こは朽をしき事を聞え給ふものかな。親の仇人を撃んとて、日來萬苦千辛して、やうやく今宵に至れること、盲龜の浮木にあへるが如し。いひがひなくも、留れとは、思ひもかけぬ事に侍り。よしや命運全からで、反撃にうたるゝとも、同胞もろともに空しくならば、活て物を思ふにはますべし。親とも憑みまゐらする、兄上の仰なりとも、これのみは從はじ、といひはなつ言の葉の、勇きにあはれいやまして、鶴は不覺に瞼をしばたゝき、われとてもさは思へど、それは始終の良策にあらず。兄撃るゝとも弟殘らば、本意を遂る日もあらんに、兄弟齊しく命を

よ。忠孝兩ながら全くせん事、只この一擧にあり。努、懈べからず、と說諭すにぞ、鶴龜は、その性怜悧といへども少年也。美言をもて曚雲に說惑はされ、半は信じ半は疑ひ、同胞面をあはしつゝ、しばし回答もせざりしが、忽地にこゝろを決し、思はざりき、阿公は、母の仇人ならんとは。しからば利勇阿公は共に天を戴ざるの讐なり。王女この處に在すならば、たゞ國師の謀に、從にしかじ、と深念し、いひあはさねど兄弟もろとも、遺恨の涙に頭を低、仰うけ給はり候ひぬ。王女は安泰にして、はや後宮に座さば、首を刎らるゝとも恨なし。しかるに、脫れがたき命を助けて、仇人を擊したまはる事、再生不測の高恩なり。利勇阿公等が首を引提、王子のおん供して歸り來らん事、吾儕の宿願にこそ候へ、といといさましく答しかば、曚雲大きに歡びて、これを欵待し、當坐の引出物として、兩口の名劍を與へ、外ながら寧王女に見參いたさすべしとて、みづから立て背のかたなる、錦障を引開れば、園のあなたの高樓に、王女は琴を拵㩧て坐しけり。鶴龜は、曚雲が妖術にて、かく見するとは思ひもかけず、しばしそなたを伏をがみ、南風原を投てたち出けり。當下曚雲は、耳目官全廣に、五六百の軍兵を授て、辨嶽と川良の間なる、山陰に埋伏さし、南風原の城中に、火の發るを見ば、大里の南なる、捷路より兵をすゝめて、速に攻とるべしとぞ下知しける。かくて鶴龜は、まづ城中の案內をし

鬪をするよかし、と下知すれば、棟孫、奇律之、全廣等、その遠見智謀に感伏し、俄頃に羽檄を飛して、その地の按司に旨を傳へ、準備既に整ひけり。かくて曚雲は、次の日獄舎より、鶴龜を引出さして、その縛を解ゆるし、みづからこれを諭していふやう、汝等は是忠臣の孤なり。こゝをもてわれ、情なくその首を刎るにしのびず。されば曚雲が、假に法君と稱して、この龍宮城を守ること、しらざるものは、奪へりと思ふらめ。しかりとも、われ今王宮を去て山に歸らば、利勇が爲に奪るべし。わがこゝにある事は、寧王女を迎まゐらせて、世をしらし奉らん爲なれば、曩に筑登之を遣したるに、汝等主從あしく思ひとりて、これを拒み、討果さんとせし程に、終に縲絏の恥辱を得たり。王女はきのふ迎とり奉りて、後宮に坐するぞかし。汝兄弟、もし忠義の志あらば、密に南風原に赴きて、利勇、松壽、阿公等を狙撃、王子を奪とつて立かへれよ。彼王子は、先王の御子にあらず。中婦君と利勇と相謀て、世を欺くのみ。こはみな人の疑ひおもふ所なれば、汝等も大かたは猜してあるらん。父を利勇に撃れたるは、遺恨ならずや。母新垣を殺せしものは阿公なり。その日奪ひとられたる短劍は、阿公常に懐にす。これをもて證据とせば、わがいふ所の違ざるをしらん。汝等いよゝゆかんとならば、われ亦軍兵を、辨嶽のあなたなる、山ふところに伏て援とすべし。事成らば、はやく城に火を放て、暗號とせ

出、みづからそのいふ所を聞て、まづ鶴龜を獄舍に繫し、俄頃に、三司官棟孫、正三品奇律之耳目官全廣等を召集合て、禍獸は、赤瀨の碑石に打れて、土中に滅し、王女は不慮の援兵ありて、筑登之等過半うたれ、終にこれを捕得ず、僅に毛國鼎が子ども、鶴龜を生拘來たりしよしを說しらするに、この三人の大臣は、曩に曚雲に降參して、生を貪り死を怕れ、忠も義もなき剛弱なれば、うち驚きて面をあはし、民の歸降する所は、禍獸を怕るゝ故なり。しかるに今、その獸をうしなひ、王女亦援を得て脫れ去ては、實にゆゝしき大事に及べり。ふたたび討手をさし向給へ。臣等、三手にわかれて、海陸より進發いたすべし、と啓すれば、曚雲几を拊てこれを禁め、王女は、一旦脫るゝとも女流なり。たえてこれを懼るゝに足らず。禍獸はわが術をもて、出せしものなれば、形ありて形なし。よしや土中に滅するとも、その氣を引て、辨嶽なる鷲の腹中に蟄らし、亦彼山の麓なる、樵夫が女兒の肺肝に蟄らしたれば、輙く利勇を亡すべし。只忽にしがたきは、王女を援たる壯士なり。彼ものの武勇、古今に敵なし。わがこの千里眼をもて、見れども見えず。利勇もしこれを用ひば、實にゆゝしき大事に及ん。しかれども、利勇はその性奸雄なるのみ。己に勝れるものを忌嫌へば、十に八九は用ふべからず。よしやこれを用ふるとも、われ又別に謀あり。はやく富藏河の船橋を斷落さし、宜野灣、浦添、北谷に

給ふに、鷲に似たる鳥だもをらず。終にその夜をいたづらに明して、やがて辨獄にわけ入り、終日獵くらし給ふに、鷲に似たる鳥だもをらず。次の日も又かくのごとく、畋獵くらし、渉獵あかして、第三日に及べり。かくてはふたたび南風原へ歸りがたし。抑爲朝異邦に漂流して、兵を塵芥に比し、この恥辱を喫ること、誰が爲ぞや。しかりとも鷲を獲ず、賊兵一騎も撃得ずば、武名を他の國にくださん。こは朽をし、と焦燥て、樹間巌頭きらひなく、敵にやあはん、鷲や來たると、長き三夜さを目睡せず、こゝろづくしぞ果しなき。

第四十八回

曚雲奸計鶴龜を放す
孝子薄命井底に落つ

曚雲が下知を禀、寧王女を撃んとて、禍獸を牽て、小琉球へ赴きたる筑登之等は、爲朝の箭さきにかゝりて、過半命を隕し、殘るものどもは、鶴龜を生拘たるを面目にして、たつ足もなく引退きて、西間切より船に乘り、辛じて那覇の港へ著岸し、やがて首里の龍宮城へ參りて、鶴と龜を庭上に引する、綷の趣を訴にければ、曚雲これを聞て、頭には流星巾を戴き、身には猩々緋の縁とりたる、錦の道服を被て、手に珊瑚樹の杖を拿、里之子に翳をさしかざしてゆるぎ

く出迎て、まづ爲朝の事を問に、利勇は匿に匿得ず、ありし事どもを物がたれば、松壽はふかく感嘆し、御曹司の勇力は、おもひしより勝り給へりとて、尊敬はじめにいやましたり。しかれども利勇は、器陜く、おのれに勝れるを忌嫌へば、ます〳〵爲朝を用べき心なく、今より辨嶽に赴きて、鷲を射て捕候へ、と促せば、松壽亦諫ていふやう、御曹司の武勇は、小錄の一事をもて、その餘をしるに足れり。某旅館へ誘引て、御曹司を饗應すべし。誘給へとて立んとすれば、利勇はこれを聞ずがほして、左右を見かへり、えせ力は、究めて匹夫にあり。大敵をうつものは、必武略によれり。彼人に三日の糧を齎して、はやく城を出せよ、と下知するに、松壽は諫がたきをしりて、頻に嘆息し、御曹司、辨嶽へ赴きたまはゞ、松壽が從者をもて郷導いたすべし。彼山路は、羊腸として樹だち深く、熟たる者も路に迷ふ事あり。且毒蛇猛獸も亦多かり。よく自愛し給へ、といへば、爲朝いらへて、好意は歡ぶに堪たれども、辨嶽はこゝよりその巓を見る、かくれなき高山なれば、郷導を給はるに及ず。はやまかるべしとて、廊のかたに出て、ふたたび身がるにいでたち、獵箭を負ひ、弓を挾み、利勇松壽に辭しわかれて、川良の上に赴き給へば、日は暮て初更の比になりつ。曚雲が軍兵ども、とく出來りて、水を汲めかしとて、流に添うて、通宵徘徊し給へども、この一條は、跡なき寓言なりければ、たえてひと

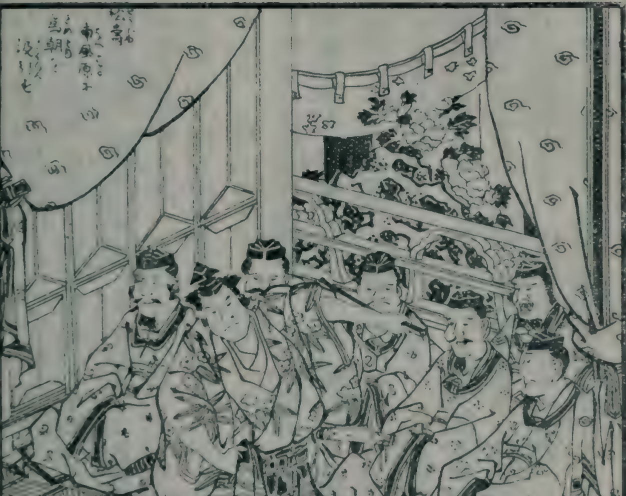
いふや。世の常言に、能ある鷹も、拳を放さゞれば、その能をしらずとこそいへ、いと不覺也とてうけ引ず。當下爲朝は、立あがりつゝ袴の稜袪みとり、大丈夫の一言は、駟馬も追がたし。某もし此三箇條をなし得ずば、いふ所みな寓言となるべし。いざ小錄とやらんいふ港へまかるべし。鄕導さし給ひね、と促し給へば、利勇も共に身を起し、われみづから指揮せんとて、松壽をとゞめて城を護らし、衣服を更め、馬にうち騎、士卒四五十人を將て、爲朝もろとも、小錄の港に到りしかば、爲朝は、頭をめぐらして、四方を見かへり給ふに、前面は蒼海渺々として、右に錢貝山あり。左に奧山あり。曲路一徑を通じて、兩山屛風を建たるごとく、道幅僅に一丈には過ざりけり。寔に此山間をさし塞ば、究竟の要害なるべし、とひとりごち給ふ程に、利勇は馬よりおりて、床几に尻をかけ、準備遲し、と催促す。かくて爲朝は、左右の袖を卷揚て、浪打際に歩みより、向上るばかりなる大石を、或は輾し、或はかき抱きて肩にのし、山の間にならべ居給ふに、自若として顏色變らず、忽地曲路を塞ぎ給ひつ。その膂力さらに人間所爲とは見えざりし。利勇はこの形容に、直と呆れて舌を吐、士卒は異口同音に、やゝと譽れば、利勇は猖きこと限りなく、われもしかゝる勇者を用ひば、遂に威勢を削らるゝこともや、と世におそろしく思ひしかば、いと不興氣に馬にうち跨、爲朝を將て南風原に立歸れば、松壽は忙し

に似たり。この外に能も候はず、と臆したる氣色もなく答給へば、利勇は掌を拍て大に笑ひ、御邊かくまでに智勇を稱して、自誇らば、なぞや父母の國を去て、露命をこゝに繫んとはする。われ決して實言とせず。もしその説ところ、萬に一ツも謬ならずば、今より三日を限りて、課すべき事三ツあり。第一は、わが采地なる、小祿と豐城の山間、濶くして敵を禦ぐに便なし。御邊彼處に到て、他の扶を用ひず、千引の巖石をもて、これを塞候へ。第二には、近曾辨嶽に大鷲あり。動すれば里に求食て、人民を殘害す。御邊只ひとり彼山に入りて、件の惡鳥を射殺し給へ。第三は、曚雲が賊兵、川良の流にそうて用水を汲ことあり。御邊これをうち留て、その首級を見せ候へ。この三箇條の課役をなし果て後、重く用ふべし。もし此事一箇條にても缺るときは、ふたたび城中へ入るべからず、とたのもしげなく説示せば、爲朝欣然として領掌し、うけ給はる所、いづれも凡庸の所爲なり。こゝろ得て候、と容易げに諾給へば、松壽は傍痛くおぼえて、利勇に對ひ、御曹司は世の豪傑なり。いかでか匹夫の勇をもて、これを試み給ふべき。三軍の亂れも、疑ひより起るといへば、大臣心を傾て疑ず、速に取用し給はん事こそ願しけれ、と諫れば、利勇は頭を左り右りにうち掉て、われ今、その剛臆を試ずして用るときは、士卒これを蔑りて、その軍配に從ふものなけん。按司何の見るところありて、かくは

て、東西南北し、賢者時に遇ずして、光を山林に埋るは世の常なり。いまだこれを試ずして捨給はゞ、曚雲かならず用ひん歟。さるときは虎に翼を添る也。よく〳〵賢慮を運さるべうもや、と憚る氣色もなく諫しかば、利勇も理に迫られて、且く沈吟し、按司のいふ所默止がたし。しからば彼爲朝とやらんを、呼び入れたまへ、といへば松壽歡びて、外面へ退出、やがて爲朝を誘引て、舊の處へたちかへるに、利勇は官帽だも戴ず。錦の裀に安坐して、美女二人を左右に侍らし、肩癖うたして出も迎ねば、爲朝その無禮なるを憎みてすゝみ給はず。利勇も又爲朝の、媚を己に求めざるを怒りて、しばし物をもいはざりしが、忽地芭蕉扇を把てさし招き、遠客ちかく來れ。御邊何等の能ありて、曚雲を討んといふや。謀略あらば、われその善ものを擇で用ふべし、といふ。その爲體、驕恣なりければ、爲朝冷笑て膝をすゝめ、大臣聞給はずや、兵は神速をたつとび、謀は密なるをよしとす。機に臨み、變に應じ、戰へば必勝、攻ればかならずとる、是將帥の方寸にあり。いまだ敵の强弱をしらず、その地利を審にせずして、且くこゝに議すべからず。某させる能なしといへども、弓箭とつては、むかふ所敵なく、十六歳にして、九州を併呑し、十九歳にして、七島を管領せり。されば智は陸賈に過、勇は樊噲に勝り、逆を討、亂を鎭る事は、草に風をくはふるごとく、民を撫、國を治る事は、水のひくきにつく

本は大國なり、御曹司、遠くわが國へ來臨し給ふ事、幸甚し。かくいふは、東風平の按司陶松壽なり。國亂れ、主幼稚くして、逆賊いまだ滅ず。某不敏なりといへども、髮を握りて士にくだり、西周八百年の化にならはんとするの外、他事なし。南風原に參り給はゞ、大臣いふ利勇を重く用ふべし。誘給へ、とて前に立てば、爲朝も又松壽が眼力凡常ならず、はやくもわれをしりぬるかな、とおほせしかば、些も推辭ずもろともに、南風原に到りたまへば、松壽は轅門のあなたに、しばし爲朝を立し、その身まづ内に參りて、利勇に縡の趣を告、某熟彼人を見るに、龍準鳳目にして眉秀、筋骨逞して身の丈高く、畫る關羽に髯なきが如し。大臣重く用ひ給はば、曚雲を討滅さんこと、日を僂てまつべし。禮を厚くして、對面し給へかし、と言語を竭して薦れば、利勇聞もあへず冷笑ひ、そのものよしや日の本の王孫にもあれ、猛將にもあれ、おのが故國にすら住わびて、命を惜み恥を思はず、こゝまで漂ひ來たるをもて、賢愚剛臆は推量らる。出身不定のえせものは、われ曚雲にていたく懲たり。とく追ひかへし候へ、と物もなげにとりもあへねば、松壽かさねて、いな某が思ふ所は異なり。夫萬卒は得易く、一將は得がたし。傳聞、淮陰の韓信は、飯を漂母が家に乞、辱を市人の股にしのび、項羽に仕て用ひられず。沛公これを用ひて、强楚を滅し、炎漢四百餘年の大統を興せしには候はずや。英雄志を得ずし




松寿
南風原
為朝

右件曚雲者、出沒不測之妖賊也。驅猛獸而弑先王、寇龍闕而稱法君。假威雖略三省、其罪正超五逆。依之、促南渡之寶輦、百官守護玉體、運北征之謀略、三軍屯南風原。攄略既定、兵甲未全。實國家危窮存亡之秋也。普天下卒土濱、無非王土王臣者。草野武勇士、秉忠仗義輩有之、則速可馳參。勸賞宜由功行之者也。依仰執達如件。

十月　日　　　東風平按司陶松壽　奉

とぞ書たりける。爲朝これを瞰して、意中に點頭、次の日旅宿をたち出て、南風原へ赴き給ふ折から、軍師松壽は、南風原の城外巡撿のため、從者二三十人を將て、馬の足騷をはやめつつ、忽地並松のほとりに憩ひ給ふ、御曹司を佶と見て、馬を駐め、從者を見かへりて、あれは何ものぞ、その姓名を問かし、といふひまに、爲朝は、これ陶松壽なるべし、とはやくも猜し給ひにければ、樹間を出てすゝみ對ひ、是は大日本五十六代の天子、淸和天皇の後胤に、鎭西八郎源爲朝といふもの也。世の人われを稱して、筑紫御曹司とす。武勇をもてみづからゆるすといへども、國難によつて、はからずも貴國へ漂著せり。もし用ひらるゝ事もあらば、犬馬の勞を盡すべし、と言葉すくなに、宣へば、松壽は馬より閃りとおりて、恭しく禮を施し、日の

富藏河ならめ、とおぼして、ほとり近く立より、やよ子ども物問ん、こゝより南風原へ出るには、いづれの方か順路なる、をしへよかし、と宣へば、童子等は訝しげに見かへりて、旅客、南風原へゆかんとならば、浦添より首里を過り、大里、眞和志の間より、西南を指てゆくが、これその順路なれど、曚雲法王世を御しては、間切毎に新關を居給ひ、割符なきものは通さず。亦中城より、東の長濱を傳ひてゆく路あれど、この富藏河の船橋をひかれたれば、それもかなひ候はず、といふ。爲朝聞てうち點頭、さらばこの河を越べしとて、中間斷はなちたる處まで、する〳〵と走りゆき、やと聲かけて、閃りと飛越、南の岸へ赴き給へば、童子等は舌を卷て、大きに驚き、三間あまり落たる橋を、いと易らけに飛越たるは、神か、人歟、とばかりに、頻に賞嘆したりける。爲朝は童子等が、散動めく聲を後方に聞すて、只顧踏次をいそぎ給へば、與那城をもうちこえ、ゆき〳〵て西原の南なる、佐敷の津波古村に宿借らんとて、驛門に入り給ひつ。この地方に川良と唱る急流あり。これをさかひて、智念、大里、玉城より南のかた、中山山南、十五間切の按司筑登之は、みな利勇に從へり。さるによつて、中明亭に、招武牌と題したる、高檄を掛て、曚雲を討滅すべき、勇士をなん招きける。その文に、

速追二討賊首曚雲一可レ奉レ還二世子於舊都一事

第四十七回

爲朝徑より南風原に赴く
利勇諫を拒て小祿湊を塞

佳奇呂麻は、琉球國中山省より東北にあたりて、水路七十七里にして、潮急く、浪高く、渡海容易にあらざれども、爲朝は稚きより、水行に調煉し給へば、浪をも風をも物ともせず、唯一晝夜に乘著給へり。しかれども、泊、那覇の港口は、曚雲が軍兵これを戍りて、山南省の通路絕たるよし、豫てその風聲ありけり。これによりて、爲朝は、北のかた、山北省なる、本部の浦に船をよせ、昔紀平治が圖したりける、琉球國の地利を考、徑よりゆかんとて、人もかよはぬ山路に入りては、樵夫牧童に路をたづね、蟲のみ聚く曠野を過りては、朝霞暮雲を栞とし、露に宿り、風に梳り、今歸仁より運天山の麓を經て、名護嶽を右手に見かへり、金武山をうち踰給へば、前面に大きなる河ありけり。船橋の中三間ばかり斷おとして、輒くわたりがたし、と見えたるこなたの岸に、男童等五七人、蟹を拾ひてをり。いと高やかにうたふを聞けば、

神人來兮　富藏水淸　神人遊兮　白沙化米

とくりかへしつゝ、拍子いとをかしげに囃しけり。爲朝これを聞給ひて、さはこの流こそ、

かくてあらんはなほ危し。曩にわが夫婦、日の本を出るとき、船中に齎したる、白縫が衣裳こ
こにあり。一旦潮に濡たりとも、これを被て漂泊の婦人に打扮、ふかく潛びて坐せかし。爲朝
は明の曉方に船出して、南風原に赴き、利勇等に利害を說、時宜によつて彼城中へ、迎とらする
こともあるべし。こゝろ得給へ、と信やかに、妻の像見の大和衣、綾の帶までとり添て、結び
し妹夫の川浪に、花のあたりを纈入り、露の縫箔摺箔も、かはらぬ色は今もかも、松に千鳥の
御所模樣、襲しまゝに遞與給へば、王女は受さゝげて、ふかく歡び、わらはは既に御曹司の、妻
とし思ひ奉るに、なほこの國の衣服にてあらん事、心に快ざりし。これにます賜や侍ると
て、手痍を忍びて、衣裳を脫更、さて島長等を招きよし、わが身けふよりは、假に御曹司の妻
となるべし、こは敵にしられじとの爲なれば、汝達寧王女と稱すべからず。唯白縫とまうせよ、
と、うちほゝ笑て宣へば、島長等も又呵々とうち笑ひ、仰うけ給はりぬと答しが、是よりたえ
て、寧の字を唱ず、白縫王女と稱しけり。かくて爲朝は、南風原へ赴くよしを、島人等に聞え
しらし、次の日の順風に、纜を解給へば、王女はさらなり、島の老弱別を惜み、衆皆磯邊に餞
して、漕ゆくかたを伸あがり、しばし白帆の見ゆるまで、手を抗て招くもあはれなるべし。

く問にければ、爲朝莞爾とうち笑て、おの〳〵こゝろ安かるべし。天孫氏の威靈によつて、彼惡獸は、赤瀨の碑石に打仆され、生ながら土中に入りぬ。ふたたび障碍をなすべからず。亦寧王女は、曚雲が賊兵に圍れて、既に撃るべかりしを、われ蘆荻の中より箭を飛して、賊兵を射て殺し、王女を救うて將て來れり。汝等こゝろをひとつにして、よく勦り進らせよ。淺痍負て坐するぞ、と告しらし、扶て岸にのぼし給へば、島人等、大きに歡び、沙に頭を掘埋〳〵、數回王女を拜し、亦爲朝を拜して申しけるは、凡三十六の屬島にをるものども、生活に便宜多かり。皆是王女のおん仁慈に出たること、誰かは念じ奉らざらん。よしや曚雲が爲に、水火の呵責を喫るとも、王女にかはり奉る、と思へば恨なし。寔に定めなきは世のたゝずまひ也。かゝる瀨に沈み給はずば、いともかしこき中城のおん身をもて、孤島にさすらひ給はんや。こはすゞろ也、と信だちて、俄頃に島長が家をかき掃ひて、王女と爲朝を册き入れ、島鰕を炙、紅酒を勸め、物として心を用ひざるはなし。當下爲朝は、寧王女に宣ふやう、都會の人は、浮薄にして諂ひかざり、そのいふ所實情より出ず。村落邊境の民は、愚直にしてたのもしけ也。剛毅木訥は、仁にちかしといひけん、うべならずや。おん身今、膝を容るゝの地を、得給ふに似たりとも、曚雲は幻術もて、千里の外を知るといへば、こゝへも兵士をさし向て、穿鑿せん歟。

痛の聲のせざりしを思へば、疑ふに足らず。よしなき船を逐んとて、阿堵に事あらばいかにせん。かろ〴〵しく動くべからず、と禁しかば、衆皆これにしたがひて、船を舊の處へかへしぬ。さる程に爲朝は、海より昇る亥中の月も、しのぶに便よからねど、腕の撓むまでは、ととかくして、三里あまり船をひらかし、遙に後方を見かへり給へば、敵船再て逐も來ず、やうやくにおちゐて、畚の上なる網をかい遣り、王女は鋒に縫れ給はめ。手痍はいかに、と問給へば、寧王女は頭を出し、いな深痍には侍らず、脛のあたりを傷られたれど、聲たてなば脱れがたし、と思ひ侍りと答給へば、爲朝やがて手をとりて、畚の中より扶出し、懷中より准備の膏藥をとり出し、これを痍口に打て、叮嚀に勦りつゝ宣ふやう、彼賊兵等が鋒をもて、畚の眞中を刺たりしとき、脱れぬ所と覺期して、その船に乗うつり、刃のつゞく限り砍たふして、者奴等が屍を舟客に、積も累んと思ひしが、おん身が苦痛の聲なきは、淺痍ならめ。欺るゝ程は、欺くにしかじ、と思ひかへして、氣色にも見せず、毒蛇の腮を脱たり。さて危きかも、危かりし、と互にその恙なきを歡び、ます〳〵船を走らして、詰旦倖奇呂麻の磯に著給へば、島にありとある老幼男女、磯邊に立出て、爲朝の歸り給ふを待てをり。目今その船の著を見て、事の容はいかに候ひし。彼禍獸は、波を走りて、こゝまでは逐ひも來ず候歟、と右より、左より、いと驚し

ろ船なるに、怪しまるゝ事その故をしらず。嘲する如く、底いと淺き獨木船なれば、人を隱すべき蔭も候はず。とく／＼放給へかし、といはせもあへず、その大きなる畚の中に、人をかくさば隱さゞらんや。くちかたぶけてはや見せよ、と異口同音に罵れば、爲朝呵々とうち笑ひ、凡漁獵もののならひとして、もし海上にて畚の中を、人に見らるゝ事あれば、次の日より獲なしとて、ふかく忌事にて候。是のみは免給へ、と勸解るを聞かず、見せじといふこそ怪しけれ。殊に汝が面魂、佳奇呂麻の漁夫とは見えず。やうこそあらめ、と舳先に立たる、早雄の軍兵、持たる鉾をとりなほして、畚の眞中ぐさと刺。爲朝吐嗟とうち驚く、顏色を曉得られじと、忙しく畚に手をかけ、たま／＼得たる黑鰻魚を、傷らるゝは情なし、と呟き給へば又一人、刺んとして舷を、踏外して水中へ、眞逆さまに水入と落。衆皆これに驚きつゝ、遽て助あげんとて、もろ船の軍兵等、板子を流し、鉤索を手繰おろし、とせよ、かくせよ、と立騷げば、その間に爲朝は、船にうちかけられたる鉤を反除、後方を見ずて、漕退給へば、軍兵等は辛じて、水に溺るゝ兵士を、引あげて潮を吐し、はじめて獵船の遠く迯去たるを見て、大に驚き、ふたたびこれを遂んとするに、小ざかしげなる軍兵、押とゞめていふやう、者奴、もし畚の中に、王女を隱しおくものならば、刺れたるときに、その氣色は見えつべし。刺といへども驚ず。又内にても、苦

はるゝ時もあらめ。情なしとな恨み給ひそ。得こそ臥房を共にせじ、と絆をわきたる丈夫の、理にかへすべき、言の葉もなき魂の、ありとは見えて獨木船、繋ぎかねて本意なげなるを、思ひくみつゝ爲朝は、王女を船に扶乘して、澳のかたを遥に指し、彼處には曚雲が、斥候の船を出したれば、遮り留んは必定也。うち散らすとも安かるべけれど、加勢の軍船出來たらば、毛を吹疵を求るなり。この舂の中こそ、しばし究竟の隱家なれ。とく入り給へとて、ふかく潛ばし、舂の上には網をうち掩ひて、漁獵せしさまにこしらへ、爲朝は簑の襟をかきあはし、笠をかたぶけて櫓を操り、佳奇呂麻を投ていそぎ給へば、日ははや蒼海の浪を潛りて、煙波汨沒し、赤城霞起て、蜃氣樓を擡出し、綠波天に續て、珊瑚島をめぐれり。されば後世小琉球を、大島と呼ぶ事は、爲朝はからず亡妻と、ものいひかはし給ひたる、古蹟を伊豆の大島に、比へてその名を負せしなるべし。浩處に斥候の快船五六艘、箭を飛すがごとく追蒐來て、爲朝の船を遮り留、軍兵おの〳〵鋒を横たへて、眼を睜り、汝その船を何處へかやる、日の暮るゝを待て密やかに、小琉球のかたよりいで來たりしは、いと怪し。寧王女を落さん爲に、かくこしらへたるにあらずや。いで船中を展撿せんとて、鉤索を打かけ、矢庭に手繰寄んとすれば、爲朝騒ぎたる氣色もなく、これは佳奇呂麻より、鯨を射んとて出たるが物にあはざれば、いたづらに歸

あり孝あるもの、一旦敵の擒となるとも、少年なれば立地に、首を刎らるゝ事はあらじ。鐵壁城に繫るゝとも、存命てだにあるならば、救ひ出して得さすべし。とはいへかゝる孤島にてふたたび敵に圍れては、難義ならん。とく〳〵船に乘給へ。佳奇呂麻へ伴ひ歸りて、事を議すべし、と宣へば、王女はこれを聞て眉根をよせ、佳奇呂麻とてもさゝやかなる、荒磯と開けばいと危し。南風原には、利勇松壽等、當歳なる王子を守護し、間切々々に檄を掛て、曚雲を討すべき、勇士を招く、と風聲せり。御曹司、その招きに應じて彼處に赴き、利勇が軍兵を借催し、まづ曚雲をうち滅し、事成て後、利勇等が、罪の輕重を正し給はゞ、一擧して邦定りてん。柳下惠には及ずとも、行ひ穢れし利勇とやらんが、下風に著て曚雲を討ん事、わが志にあらざれ、さは侍らずや、と信だちて、さゝやけばうち點頭、惡人と朝に立て、惡人とものいはざる、柳ども、大功は細瑾をかへりみずといへり。中婦君こそ纎しくとも、生れし王子は正に是、天孫氏の嫡々にして、すなはち王女の弟ならずや。さればわが南風原に赴くは、王女同胞の爲にして、全く利勇を助るにあらず。義を見てせざるは勇なき也。潔しく〳〵、と弓弦を鳴らして身を起し、やよ白縫、靈あらば聞給へ。おん身王女に假著すとも、今見るところは白縫ならず。さるをわが私に、妻と呼び良人と呼れば、淫奔野合の譏は脫れず。事なりて後にこそ、夫婦とい

われ又小琉球の地利を訊考、さては王女は得も脱れじ。庶幾、汝等驚き迷ふべからず。われ今みづから彼處へ赴き、その事いよ〳〵實事ならば、王女を救ひ禍獸を、蹴殺して捨んず、といひも訖らず、簷に掛たる、簑笠とつてうち被ぎ、弓箭手挾み只ひとり、獨木船にうちのりて、誰が手摺たる羅漢松の、櫓綱を張てさつ〳〵と、おしあけがたの浪をわき、いそぐとすれど搖揚られ、搖おろさるゝあら潮に、あとへ〳〵と吹戻す、風に逆てやうやくに、今漕寄せし汀渚の蘆の、しげきが中に矢來をはかりて、賊兵を射て落し、こゝに輒く王女を救ひて、むかしの恵をかへす事、爲朝が本意に稱へり、さるにても、見しは怪しき猛獸が、この碑に打伏られ、忽地土中に埋れし、これたゞ事にはあらざりけり、と頻に感嘆し給へば、王女はいとゞ嬉しげに、この碑は赤瀬と唱て、國のあるじの遠祖、天孫氏の建たる也。國を護の礎にて、日の本なる天津逆鉾、鹿島の要石にも劣らじ、と思ふ神寶に侍るなれば、かゝる奇特もありぬべし。禍獸既に滅びたれば、今より赤瀬を更めて、幸福の碑と呼し侍らん。遺憾は殿の御船、今些はやかりせば、鶴龜は生拘られじ。彼等兄弟年弱けれど、心ざまの忠信なる事は、父毛國鼎に劣り侍らず。母新垣さへ非命に死し、今亦彼等もわらはが故に、擒となりしはいと惜、とありし事ども物がたり、頻に嗟嘆し給へば、爲朝これを慰て、いな、さのみはいたみ給ふな。かくまで忠

とて、船に乘、小琉球の島北へ、漕よせんとする折から、五六艘の軍船出來りて、軍兵等がうち相語を聞ば、みないふやう、さてもわが王は、よしなき事宣して、禍獸といふ猛獸をひき出し、これが爲に薨逝給ひ、中婦君もなくなり給ひぬ。こはみづからなし給ひぬる、禍なればいかにせん。只痛しきは王女也。毛按司が子ども、鶴龜を將て、わが小琉球なる赤瀨の碑のほとりに、ふかく潛びておはしますを、曚雲國師よくしりて、夥の筑登之に禍獸を牽し、王女をうしなひ奉れとて、つかはし給ふ程に、こゝへも斥候の船をおくなり。陸地よりは禍獸をもて攻たて、海上には又かくのごとき備あり。されば王女のおん命は、朝の露、夕の燈、きえなん事も限りしられて、いと痛しくは思へども、曚雲法王をあしざまにいふ者あれば、彼禍獸が忽地しりて、そのものはさら也、妻をも子をも啖ひ殺すとぞ。彼獸は火の中にもあれ、水の上にもあれ、行んと思ふかたへは、瞬く間にうち涉るといふに、佳奇呂麻より南なる島人等は、かゝることをもしらでやをるらん。さてもうたてき禍獸かな、と呟くを、こなたの船にもれ聞て、大きに驚き、網をばおろさず漕歸りて、縁由を告る程に、こゝには曚雲、利勇等を、あしくいはざりしものも候はず。彼禍獸が出來らばいかにせん、烏奇奴のかたへや脱れ去るべき、度姑島へや赴くべき、と罵りつゝ、家財を船に積入れんとて、走り喘ぐにて候、と事審に告しかば、

彼處より程近き、烏奇奴、由呂、度姑島のものどもにも、緣由を告しらして、その志をひとつにし、願くは御曹司、ながくこの土にとゞまりて、曚雲、利勇等をうち滅し、民の塗炭を救ひ給へかし、といふに、われも捨がたき思ひあり。佞人逆臣の時を得がほなる、萬里を隔たるも異ならず。曚雲、利勇は淸盛に、をさ〳〵劣らぬ癖者かな、とこゝろ頻に憤發し、なほ中山の爲體をたづね問に、王女の至孝、廉夫人の薄命、毛國鼎が孤忠、眞鶴が心烈、新垣、査國吉が事、鶴、龜がうへまでも、聞くにます〳〵痛しく、思ひ出れば久壽のむかし、寧王女の惠によつて、輙く鶴を獲て歸りしに、今彼王女は繼母と、佞臣に苦られ、九死を出て一生を、たもち難しと聞ながら、救はざらんは信もなく、義もなきもの歟、と只顧に、やがてぞ思ひたつか弓、後へはひかぬ壯士も、不知案內の身ひとつにて、かろ〴〵しくは進みがたく、さればとて、物の用にもたつよしなき、佳奇呂麻人を將てゆくとも、却手足まつはりならん。とせん、かくせん、と思ふ折から、この曉方のことなりし、島人俄頃に騷ぎたちて、右往左往に奔走す。その分野のこゝろ得がたくて、島長を呼びとゞめ、こは何事ぞ、とたづぬれば、長が顏色は、海面よりなほ蒼く、肌膚粟のごとくになりて、しばしは物も得いはざりしが、しば〳〵問れて胸かき撫、殿にはいまだしらでや坐する。昨夜月のあかきに乘して、こゝの島人等、夜網をひかん

の、ほのかにもしろしめして、この危窮をや救ひ給ふ、何人か告奉りし、思ひの外に侍るかな、とかき說つゝかき拂ふ。袖まづ濡るゝ露の身の、露と消にし亡妻の、貞あらはす言の葉に、爲朝ふかく感嘆して、水際の石に尻うちかけ、思ひきや洋海の、底に沈みて亡骸は、何處にありともしら縫に、ふたたび物いひかはさんとは、實に怪しき再會也。われもいぬる八月十六日の風難に、楫折、舟破れ、必死と思ひ定めたるに、おほけなくも、讃岐院の冥助によつて、天狗共に介抱せられ、夢ともなく、現ともなく、波の上に漂ふ事數日にして、この琉球の屬島なる、佳奇呂麻に漂著せしは、九月二日の事なりし。さては其日吾妹子も、寧王女に假著して、遂にここへや來たりけん。かくてわれ、彼島人が情によつて、やゝ寢食は得たれども、舜天丸か事いへばさら也、高間磯萩、紀平治等も、はやなき人と思ひやれば、爲朝ひとり存命て、たのもしげなき世間に、望はいよゝ絕たれど、新院の神靈の、冥助を化になし奉り、舜天丸が生死だも、しらずして、空しくならん事、大丈夫の所爲ならず、といくたびか志を激して自殺せず。昔この國へ渡らんとせしとき、紀平治に習得たれば、佳奇呂麻の島人が、物いふよしを聞とりて、わがうへを告しらし、利害を說て敎諭すに、島人等は、尙寧王が暗愚を疎み、曚雲、利勇が惡政に疲て、寇讐の思ひをすなる折なれば、わが說ところに隨順して、尊信する事大かたならず。

中山寧王女にて侍るかし。國王尙寧暗愚にして、骨肉を遠離、忠臣を殺す。中婦君の荒淫なる、大臣利勇が奸惡なる、國人恨み離るれども、露ばかりもこれを曉らず。朦雲が幻術に眩惑されて、龍宮城に毛國鼎を殺し、姑場の間切に廉夫人を討し、王女さへ追捕んとする程に、新垣、眞鶴、査國吉が徒、みなこの故に命を隕し、越來なる石橋のほとりにて、王女も既に撃れなん、とせし時に、わらは影身に憑て、討手の惡少年を鏖にし、百折千磨の艱苦を凌ぎて、こゝにおん身をまち侍り。寔に王女は至孝にて、心ざまいと怜悧、一旦世子に立らるゝといへども、中婦君に惛れ、利勇朦雲等が讒言によつて、いく程もなく廢せられて、終に惡少年等が刃の下に、白骨となる事あらば、いと痛むべきに侍らずや。耻しき事ながら、年は三十に及べども、今に男子の膚しらぬ、面影こそ王女なれ、操を誰かしら縫が、心づくしの浦千鳥、いく夜寢覺を慰し、契を忘れ給はずば、良人と呼してもろともに、わが子の往方を問定め、亂れたるこの國を、討もをさめてやすらけく、長閑き春にあはし給はゞ、靑人草の末まで、神とし仰ぎ侍りなん。ゆくりなき對面に、問べき事も申さん事も、後や先なる汀渚の蘆

椿說弓張月　拾遺　卷之一

第四十六回

小琉球に爲朝舊恩に答ふ
挂呂麻に王女白縫と稱す

高倉院の安元二年、丙申の冬、十月二十日あまりのことかとよ。鎭西八郎爲朝は、琉球國の屬島なる、小琉球の磯邊にて、寧王女の必死を救ひ、蠓蜑か賊兵を射伏給ふ程に、王女はいちはやくこれを見て、あな、御曹司と呼かくる、聲ざまは白縫に、露ばかりも異ならねど、面影は又それならず。いと不審げに立在給へば、王女はやがて走りより、簑の裾漏る爲朝の、脛楯にとりつきて、玉なす涙を押拭ひ、緣故をしろしめさゞれば、怪み給ふも理り也。さてもいぬる八月の風難に、おん命にかはり奉り、身は洋海の底に沈みて、大魚の腹を肥せども、魂はいまだ滅ず、おぼつかなくも荒磯なす、うるまの島に流れとゞまり、しらず顏なる他の國に、良人とわが子をまつ風も、しらべ化なる礐蟬の、裳脱し人の躬を借りて、恙なきおん容止を、見奉る歡しさに、はじめ終もまうさねば、こゝろ得がたくおぼすべし。見も忘れ給ふにや、わが魂を

古人有言曰。稗編小說。蓋欲演正史之文。而家喩戶曉之。坊間野史諸書。乃捕風捉影。以眩市耳目。孰知杜撰無稽反亂人觀聽。今弓張月一書。雖云小說。然引用故實。悉遵正史。並不巧借一事。妄設一語以滋世人之惑。故有源有委。可徵可據。不獨膾炙一時。允傳信千古。凡三編一十八卷。既公諸海內。近得拾遺十卷。刊印始成全璧。亦閱者之快事也。己巳仲夏書。

魁蕾

命なうしなひそ、と散動て、鶴龜を將て、われ先に、と立足もなく、みな迯去りぬ。當下枯蘆の穗ずゑぐわさ〳〵として、船を水際に艚よせつゝ、身の丈七尺、犲の目猿の臂威風凛然たる壯士、年の齡は、三十七八なるらん、とおぼしきが、腹巻に、小手臑當して、黃金作の太刀を佩、被たる簑笠搔遣捨て、弓杖投かけ、閃りと飛て、船をはなれ、岸にのぼり、王女のほとりに歩みよる。これは是いかなる人ぞ、淸和天皇七世の皇孫、鎭守府將軍、陸奧守源義家朝臣の嫡孫、六條判官爲義の八男、鎭西八郎爲朝なり。王女は目ばやくこれを見て、あな御曹司、と呼びかくる、聲ざまは又白縫に、露ばかりも異ならず。われにもあらで忙しく、走りよらんとすれば石の下に、布れし袂も、拂と斷離るゝ、契りはふかき吾妹子に、聲は似たれど面影は、わが妻ならぬ他し人に、夫と呼るゝも不審く、爲朝はしばしうち覩りて、いふべきこともなかりけり。抑爲朝いぬる八月十六日、風濤の難に係り、船破れて、妻子沈淪し、その身讃岐院の冥助によりて、脫れがたき死を脫れ、こゝに來給へるまでの物がたりは、拾遺編の首に說起すを、讀得てしらん。

を王女とや見たりけん、突然として嚙みつけば、その碑俯しに倒れかゝり、天地も崩るゝばかりの音して、さしも猛き怪獸を、半身土中へ打伏たり。されば頭を碎れ、肩腰を折かし、もろともに石に打れ、ひらめになりて、死する賊兵少からず。奇なるかな、赤瀨の碑は、天孫氏これを建て、一萬七千八百二年の今に至るまで、暴風暴雨にも朽ず傾ず、搖ぬ石もおのづから、倒れかゝりて禍獸を、壓鎭るこそ不可思議なれ。さは世は澆季に及ぶといへども、祖神の威德、なほ此石にやとゞまりけん、禍獸は反起んとて蠢きしが、しばしこそありけれ、口より泡を吐こと、千尋の練を繰出すがごとく、泡の消るに隨ひて、獸の形土中に滅盡、やがてぞ見えずなりにけり。先陣夥石に打れて、遂に禍獸さへ失たれば、後陣も共に辟易して、左右なくは撃もからず。さればとて、王女を擊もらさば、後難脫れがたしとや思ひけん。あれ生拘れ、と罵りあひて、三十餘人鋒を揃へ、嘖き叫て擊てかゝるに、王女は石の倒るゝとき、土つきのかたに袂を布れて、進退自在ならず、劒さへ折れたれば、天を仰て嘆息し、手を束て死につき給ふ折から、誰とはしらず、汀に茂き蘆の中より、箭を射出す事、蝗の飛ぶがごとく、一箭に二三人を射仆す程に、鏑の鳴響く隨に、命を隕す賊兵、十八九人に及びしかば、こはそもいかに、と駭き怕れ、一二人の少年を生拘たれば、軍しつるかひはあれ、怪げなる王女を生拘らんとて、可惜





といと怪し。はや曚雲が賊兵等、こゝに追ひ逼りぬとおぼゆるは、と宣ふ。その言いまだ訖らず、四五十人の賊兵、島酋長に郷導さして、驀直におしよせ來つ、犇々ととり圍て、王女を生拘らん、と鬩くにぞ、主從は事急にして、舊の船に乘も得ず。今は脫がたし、と覺期しつ、鶴龜はかひ〲しく、すゝむ敵をかけ隔、刀をうちふりて、防ぎ戰ふ程に、少年と思ひ悔り、斫たふさるゝもの五六人に及べり。さればとて、同胞が、十五にだも足らざる小腕にて、目にあまる賊兵を、防ぎ留べきやうもなく、終に力衰へ、勢ひ究て、兄も弟も生拘らる。賊兵等は、ます〱勇みて、既に王女を搦捕ん、とするに、王女は忽地氣色かはりて、近よる敵を、左右りへ撲地と投退、起しも立ず劍を拔て、ばらりずんと斫たふし、勢ひ猛く立給ふ。賊兵等はこれを見て大に驚き、さればこそ聞しに違はね、王女には、神の憑て狂するぞ。とく禍獸をもて、嚙たふさせよ、と異口同音に叫ぶ程に、おと應つゝ後陣より、彼惡獸を放かけ、鼓を鳴らし、鬨の聲を揚、人と獸と力を戮して、又むら〱と競ひ蒐るを、寧王女は物ともせず、劍をとり直して、彼禍獸を刺んとし給ふに、刃は鍔際より戞と折れて、鞆のみ主の手に殘りつ。今はかうとおぼせしかば、後ざまに閃りと飛て、赤瀨の碑の背に躱れ、これを盾として、一息吻とつかしもあへず、禍獸はます〱哮狂ひて、矢庭に追ひ逼りつゝ、石の面に彫たりし、美人

ら悲しく、坐に涙さしぐみけり。さて讀谷山下の海邊より、水行三日ならでは、小琉球へ到がたきに、この船の走ること、射る矢よりも速けれど、水の上穩にして、その曉がたに、小琉球の島北に著ぬ。かくて主從三人、岸にのぼりて、彼此を見かへるに、七ッの間切、二百餘の村あり、と聞しには似ず、島の中なる邊土にて、里も遠く人もかよはず、汀には太やかなる、蘆のみ生茂りて、浦風に戰ぎ、左右は入江にして、路只一條なり。汀をはなるゝ事、十歩可にして、赤瀨の碑ありけり。高さは二三丈もあるならんと見えて、その形、圓なる柱のごとく、碑の面にひとりの美人を勒なしたるが、その面貌、さながら生るがごとし。この國開闢しとき、天孫氏の建給へりと、世々にいひもて傳るもうべなり。その景迹、實に人作にはあらず。碑の周には、藺といふ草、磯馴松の外には塵もなく、上久たる事、いひも竭しがたし。王女はこゝに來給へる、その朝より、爪折して、彼碑に禱給ふ程に、鶴龜は、海藻を拾ひ、木の子、草の實を摘とりて、王女に勸め進らし、同胞もうち食ひて、主從やうやくに饑を凌ぎ、日暮れば、松蔭に身を倚て、臥ともあらで夜をあかしつゝ、一日、二日と過し給ふに、第三日に至りて、水鳥夥、物に駭きたるがごとく、こなたをさして飛來たりしかば、王女はこれをうち瞻て、眉を顰、鶴龜に宣ふやう、船もかよはず、里も遠き、かゝる入江に棲む鳥の、慌しく群だつこと、い

給はん事、遠からず、とおもへ。王女のおん容止は如此々々にて、箇樣々々なる、衣服を被給へりとて、いと精細に說しらせしが、兄が見たるも弟が見たるも、その夢は一點違はず。かくてぞ兄弟この處にありて、每日に海上を眺くらして、船の流れよるをまつ程に、今朝もこの船、忽然として、岸に著にければ、さては王女の來まさん事、遠からずと歡びて、こゝろに密にまち奉りて候ひしが、果して同胞が、志をいたす事を得たりとて、涙さしぐみつゝ、回答まうせしかば、王女はこの物語を聞て、頻に感賞し、忠なるかな毛按司、その身枉寃に討れて、その靈なほ主を救ふ。將汝等が孝心、世に儔稀なり、嗚呼この父にして、この子あり。亦憐むべきは、新垣が橫死なり。世にも人にも捨られし、わがうへは屑ならず。富貴三省を有給ふ、父王すら、禍を脫れ給はで、妖賊に位を簒れ、獸の牙にかけられて、墓なく薨給ひぬる、過世あやしき命運なり。抑わが身、中城の世子殿を脫れ去しより、廉夫人、眞鶴、查國吉等、恩に答て命を隕せし、はじめをいへば如此々々なり。終は箇樣々々なりとて、讀谷山なる獵者夫婦が誠心まで、おちもなく說しらし、おん目を拭ひつゝ、又宣ふやう、讀谷山の獵者夫婦は、もし汝等が亡父母の、假に形をあらはして、われに宿かしたるにやあらずや。死しての後も主を救ひ、子を思ふ事のかくまでに、有けるもの歟、と船笭に、轉輾つゝ喞給へば、鶴龜はなほう

兄弟は、中城の按司、毛國鼎が子どもにて、兄が名は鶴、弟は龜と呼れ候。父國鼎が討れたる日、親族査國吉が情にて、母を扶て、辛じて脫れ去、越來の山中に、ふかく躱ひて、兩三日を過し候ひしが、なほ其處にも留りがたく、產月なれば道はかゆかぬ、母を轎に扶乘し、同胞これを舁つゝ、大宜味、羽地の果までもと、落ゆく折から、金武よりは西なりける、曠野を過るとき、母新垣は、俄頃に產の氣つきて、いかにもすべなく、軈て轎をかきおろして、兄は藥を買もて來んとて、富藏川の上に赴き、弟は兄を追ひ留んとて、同胞しばし、母の傍を離れし間に、いと怪しき老女の爲に、母親を殺され、胎內の兒さへ、彼老婆が奪ひ去たり、とおぼしきに、哀傷のやるかたなき、いへばさらなり。仇の往方だに認ざりし、遺恨は比んやうもあらず。かくて詰朝、母の亡骸を水葬せんとて、富藏川の上に赴き、父毛國鼎が亡魂に誘引れ、この海邊に迷ひ來て候に、その夜の夢に、父がいふやう、汝等且くこゝに留りて、寧王女を救ひ奉り、小船に乘し進らせて、小琉球へ漕渡り、島北なる、赤瀨の碑のほとりに潛せ奉れ。彼赤瀨の碑は、國祖、天孫氏の立給へるものなり。われ曩に王命を奉て、彼處に到り、幣帛たてまつりて、その靈驗灼然なるよしは、面りに見たりき。王女辛じて其處に赴き、彼碑に禱給はゞ、遂に禍をかへして、福にあひ給ふべし。この浦に、獨木船の漂ひ著ことあらば、これ王女の來

吉は、はやく身を反りて、これを避、二たび三遍、その後方に立繞りて、劔を閃しつゝ刺んとするに、怪しき哉。查國吉が劍は、三段四段に折飛て、半癒たる金瘡口さへ、一度に裂て鮮血流れ、瞑眩て跌く處を、禍獸は牙を張り、查國吉が膝口を、太股かけて啖ひ著、一揮ふつて、振たふさんとするに、查國吉はなほたふれず。惡獸の頭を抱きとめて、捻挫んと、互に魄く聲、五臟を絞るがごとし。當下賊兵等走り來て、戟をとりのべ、查國吉が脇を左右より刺ほどに、憐むべし。南家臼傾きて、紅粒をちらし、遂に魂散魄去りて、黃なる泉へ流れゆく、勇士の最期ぞめざましき。その間に寧王女は、惜からぬ身も查國吉が、忠死を化にせじ、と思ひかへし、道五七町落延て、やゝ海邊に到り給ふに、はからずも、胞兄弟とおぼしき少年、忙しく獨木船をさしよせて、王女を扶乘し進らせ、櫓を推、楫を操りつゝ艚ぎ出すに、船の快こと、天飛ぶ鳥のごとく、瞬間に洋中、いと遙になりにける。さるほどに曚雲が賊兵等、喘々追ひ來たつて、いたづらに拳を捺り、その船かへせ、と呼かくれど、浪の音のみ囘答して、船は漸々に迹なくなりつ。禍獸も、その遙なるを見て、浪路を渉して追んともせざりしかば、王女は不思議に虎口を脫れて、少年等に對ひ、そも汝たちは、何人の兒にて、わが危きを救ひたる。名告しらし候へ、と宣へば、二人の少年は、櫓械をとりながら、跪きてまうすやう、某等

へり。男兒ならでは、寇を得討ぬもの歟。いと朽をし、と諫勵し、遂に王女を扶掖て、獵者の家を走り出、さるにても、あるじ夫婦は、いかなるものの世を避たるにて、かくまで志の信やかなりし。今の時に當ては、大臣按司も阿容々々と、曚雲に屬從ふ、と聞くものを、それらにすら立まさりたる、心操こそ有難けれ、と頻に賞嘆したりしかば、王女も打點頭給ひて、われもしか思ふなり。彼等寇を禦ぐとて、走り去りたるが、撃れやしつる、と主從齊しく、出にしかたを見かへれば、今までありつる獵者が葎屋は、かき消すやうに見えずなりて、ふりたる一木の松のみ立てり。主從はこの形勢に、あやしき事限りなく、原來件のものどもは、山祇などにてあらんずらん。この日來、それが住家也として、起臥せしは彼處なる、壽松の樹陰にてありけり、とはじめて曉得てもろともに、しばしそなたを伏拜み、又山路を西へ下りて、浦曲を望て走り給ふ。浩處に、喇叭、嗩吶、銅鑼、鼓の音、海山に響わたりて囂しく、寧王女を脫しなせそ、と罵りつゝ、曚雲が賊兵四五十人、手に〳〵器械を引提て追蒐來つ。怪き獸を、眞先に駈立て、既に事急なりしかば、查國吉信と見かへりて、某こゝに命を捨ずば、王女は立地に惡獸の、牙にかけられ給ふべからん。とく〳〵走り給へかし、とまうしも果ず、劍を拔翳して、件の獸に立逆へば、禍獸は大に哮り、衝と走り來て、矢庭にかけ倒さん、と跳かゝるを、查國

るによつて、曚雲は、筑登之五十人に吩咐して、彼禍獸を牽し、王女をうしなひ奉らん爲に、はや麓に追ひ到せたり。某夫婦、力を竭して、しばしが程は禦ぎ留べけれど、こゝに在さん事は、いとも危し。とく〳〵この山を西へくだりて、海邊へ走去給へ。おのづから虎口を脱れ給ふ事あるべし、とまうしもあへず、亦外面へ走り出づ。王女は、父王の薨り給へるよしを、聞も果ず、こはそもいかに、とばかりに、聲を惜ずよゝと泣、悲傷に胸うち塞りて、阿と叫びつつ倒れ給へば、査國吉慌忙きて扶起し、慰んとすればわれも又、遺恨の涙とゞめあへず。やうやくに思ひかへして、さま〴〵にいひ勵し、とく〳〵落給へ、と勸めまうすに、王女はいよゝふし沈し、立もあがり給はず。わが身王女と生れながら、不幸にして艱苦に堪ず。いけみ殺しみ形なき、世に存命るは何の爲ぞ。罪なきよしをいひときて、御免かうぶりてん、と思へば也。しかるに母は寃枉に撃れ、父王さへ禍獸に、おん身をかされ給ふと聞て、いかで命を惜むべき。愸に顯身の、息あればこそ物をもおもへ。曚雲が賊兵を、こゝにまつまでしもあらず、刃に伏てわれ死ん。脱去ることかは、と宣はすれば、査國吉聲をふり立、こはいひがひなき御形勢かな。逆賊曚雲を討亡し、國中を掃淸め給ひてこそ、孝ともまうさめ。日本のいにしへを聞くに、仲哀天皇の后、氣長足姫尊神功皇后はみづから夥の軍兵を將て、三韓をさへ討從へたま

けて、天日を見給ふ時しなからんや。ともかくもして、舍藏進らせよ。世に出給はゞ、恩賞は乞によるべし、と說示すに、夫婦歡びて、おのが簑笠を脫て、主從に被せ進らせ、郷導して、讀谷山の白屋に立かへり、いと貧しくは世を經營めど、心ばかりは信々しく、飯など炊て欵待けり。しかるにその夜より、査國吉が手痍いたみ出て、遂に破傷風になりけるが、十月の中旬に到りて、やゝ痍は半癒たり。さて獵者夫婦は、每日に山に入りて、夫は獸を獵くらし、妻は薪を樵り、或は磯におりたちて、海藴を拾ひて活業としつ。有一日件の夫婦、いそがはしく走りかへりて、寧王女主從にまうすやう、いまだ首里の形勢を聞し召れずやおはする。此度中婦君のおん腹に、出來させ給へる王子を、世子に立んとて、きのふ龍宮城に、三司官、諸按司を召集合給ふ折から、曚雲例の幻術もて、禍獸と呼びなす、怪獸して、王と中婦君を啖ひ殺さし、おのれ寶位におし登りて、みづから法君と稱し、忽地三省の地を併吞す。國相利勇は、辛じて王子をかき抱き、南風原に逃かへりて、松壽阿公等とともに、事を議し、彼是に屬託して、軍兵を招きよし、曚雲をうち滅して、王子を位に卽奉らん、と謀れども、賢きも愚なるも、みな彼禍獸に怕害て、その募に應ぜず、利勇はいよゝすべなさに、間切每に牌をうたして、をさく勇士を募るとぞ。傳國の寶珠も、失たる一顆さへ、曚雲が手に落て、靡き從ざるもの稀也。さ

り、その曉がたにゆくりなく、掟牌金査國吉が、中城にて利勇が夥兵を砍ちらし、辛じてこの山中へ、走り躱んとするに、環會給ひにければ、主從迭に歡ぶ事限りなく、王女は、廉夫人の安否、眞鶴が忠死の事を、いひ出てうち泣給へば、査國吉は、又鶴龜母子が事を告まゐらせ、又まうすやう、某こゝへ來つる途にて、路人のうち語ふを聞くに、廉夫人は、きのふ擊れ給へりとなん。その事實言なりせば、いと痛しくこそ、とまうすを、王女は聞もあへず、涙は只驟雨の降そゝぐ如く、轉輾てぞ泣給ふ。このとき白縫の靈魂は、王女の身にそはでありけん、聲ざまなども、日來にかはり給はず。査國吉は、さま〴〵にいひ慰めまゐらするに、獵者めきたる、夫婦のものとおぼしきが、忽然と出來りて、王女のほとりに蹲踞し、この山は琉球第一の高峯にて、人もかよはず、世を潛び給ふ爲によけれど、毒蛇猛獸の患ひ、なきにしもあらず。おのれら夫婦は、讀谷山のほとりに住居する、山幸なり。おなじくはわが家にわたらせ給へ。心の及ん程は、舍藏奉るべし、といふ。かくまでわがうへをしりて、忠心もて誘引なるに、隱さばなか〳〵にあしかりなん、とおほせしかば、王女はそと、査國吉に、注目し給ふに、査國吉そのこゝろを得て、件の夫婦に對ひ、汝等が推量のごとく、こゝに坐すこそ、寧王女にておはするなれ。繼母中婦君、嬖臣利勇曚雲等が爲に、おん身のおき處なくならし給へども、一旦雲開

はや悉屬從ひて候、と告しかば、利勇は只呆れ果て、せんすべを知らず。さりともと、思ひかへして、中山、南山、山北の諸按司へ、雞毛の檄文を走て、速に義兵を起し、逆賊曚雲を討滅し、王子を首里へかへし入れ、位に即進らせんよしを諜するに、或は利勇が累年の奸悪を憎み、或は禍獸の爲に族滅せられんかと呫みて、はか〲しくその募に應ずるものなく、大里、眞和志、佐敷、玉城、知念、具志頭、麻文仁、喜屋武、眞壁、豐城、小祿、すべて十一箇間切の軍兵のみ、しぶ〱催促に隨ひて出來れり。よりて利勇は、松壽をもて軍師とし、阿公を僞王子の傅とし、溝を深くし、塀を固くし、只かの禍獸を防ぐの外は、しいだしたる事もあらず。松壽又おもふ所あれば、志をこゝに致さず。只いたづらに日を過すほどに、利勇は頻に焦燥て、間切毎に牌をうたしつ、曚雲を滅すべき、勇士も欲得とて募けり。

第四十五回

僞王子を挾て利勇軍兵を聚む
赤瀬碑に苦て王女爲朝に逢ふ

寧王女は、いぬる九月二日の曛昏に、越來なる石橋のほとりにて、惡少年が爲に、既に擊れ給ひぬ、と見えたるに、はからずも、白縫姫の靈魂に助られ、必死を脫れて、恩納嶽にわけ入

るよしを聞んに、松壽をもて軍師とし、幼主を挾て、軍兵を聚め、日ならず首里を攻とらんと議すべし。しかれども松壽は、眞實に利勇に伏從するにあらねば、彼が爲に心力を竭すに到らで、事速には成べからず。よしや松壽が些の軍兵を將て推よするとも、何程の事やはある。その餘北谷の阿公が徒、みな是火に向ふ乞丐のごとし。たえて心肝の病ひにあらず。只忽にしがたきは、寧王女のみ。今武勇勝れたる筑登之、五十人をもて討手とし、猛獸をもて翼とせん。この禍獸がゆくかたにゆき向はゞ、王女の隱家をしるべきぞ。とく〳〵、といそがしたつれば、筑登之等命を禀て、戎具し、劍を帶、戟を横へ、禍獸を先に歩して、忙しく走去けり。さる程に國相利勇は、僞王子をかき抱き、馬にうち跨て、おのが釆地なりける、南風原の城へ迯かへり、俄頃に籠城の准備をなんしたりける。この日、東風平の陶松壽は、立世子の沙汰こゝろを得がたければ、病に假托て首里へ參らず。しかるに、その日中の比及に、南風原より利勇が騎馬の使者來て、王と中婦君のなくなり給ひぬるよしを告しらし、これを招くこと、ふたたび三遍に及びしかば、松壽は大に驚きて、手勢四五十人を將て南風原に赴き、その夜利勇等に會合し、まづ間者を首里へ遣して、縡の爲體を張するに、そのもの翌朝走りかへりて、矇雲位を簒て、中山法君と稱るといへども、幻術に怕れ惑ひて、三司諸按司、彼を討んともせず、

るごとく、曚雲がほとり近く來て、忽地一顆の珠を吐つ。曚雲是を見て、驚きたるおももちし、こは疑ふべうもあらぬ、曩に寧王女の失ひたる珠也。われ今位に卽に及びて、琉と球と二顆の珠、陰陽全く聚ること、天この祥瑞を降すに似たり。卿等、今より推尊びて、われを曚雲法君とまうせよ、とほこりかに告しらし、二顆の珠を、玻瓈の皿に盛ならべて、衆人に指示せば、みな萬歲とぞ唱ける。この條の事は、すべて曚雲が幻術にて、當初一顆の珠を盜みとり、今この獸に吐して、衆人を惑す也けり。かくて曚雲は、群臣の慶賀を受て、王と中婦君の亡骸を、薄く葬らし、さていふやう、利勇今僞王子を輔佐して、南風原の城に籠るとも、怕るゝに足らず。唯侮がたきは、東風平の按司陶松壽のみ。件の松壽は、原來毛國鼎が腹心のものにて、密に廉夫人の妹なる、命婦眞鶴と夫婦の契約をいたし、僞りて利勇に佞媚び、貳なきものと思はし、中城の討手をうけ給はりて、査國吉と謀しあはし、王女と夫人を救んとするに、事急にして、廉夫人遂に自殺せしかば、その首をもて利勇を紿り、一方の圍をとかして、後やすく王女を落さんと計校しが、利勇はなほ兵を退けず。さるからに、眞鶴が死首を刎て、王女の身がはりとし、實なき功に因て、按司に拜任せられしもの也。われこの千里眼をもて、よくその事をしるといへども、思ふ旨あれば、これを咎ず。しらず貌にてありける也。されば利勇は、わが位に卽た

懐におし入て、喘々脱れ出、歡會門のあなたに繋ぎたる、馬に閃りとうち跨、南風原を投て逃去りぬ。かゝりし程に、三司、諸按司、親雲上、里之子、筑登之等、面色みな土の如くなりて、迯んとするに、手足癱痳て、露ばかりも動き得ず、戰慄てせんすべなく、國師願くは救ひ給へ、救ひ給へと叫びしかば、曚雲は、裳を袪りて、寶位に無素と推上り、長く黄たる髯を握揃て、高やかに打笑ひ、時なるかな時なるかな、尙寧王暗愚にして、政事道に稱ず。天孫氏二十五代、一萬七千八百二年の正統、こゝに斷絶す。衆人など曉らざる。淫婦中婦君、齡半百にして子を產んや。利勇が懐にして脱去たる嬰兒は、彼等密に民間に募め、その母を殺して、其子を奪ひ、王を欺きて、王子と稱するものなり。唐土の往古は、德ある人に讓て、天が下を治しむ。わが德よろしく、天孫子に代るべし。汝等われに從はゞ生き、叛かば立地に死ん。かくてもなほ惑ひて、禍を怕れずや。將暗きを出て明きに從ひ、ともに歡樂して、福を子孫に傳んや。とく／＼回答せよ、といふ。衆皆これを聞て首を叩き、神仙道德高くして、天に大業を受給へり。誰かその臣たる事を願はざらん。臣等柱石の才なしといへども、犬馬の勞を竭し候ひなん。速に位に卽給へかし、と阿諛ひ、一人おそる／＼身を起して、利勇が投捨たる、傳國の明珠を取つて進らすれば、曚雲大きに歡びて、件の悪獸をさし招くに、禍獸は尾を掉て、狎た

もの多し。既にその禍を來たして、これを退ることやはある、といふその言語いまだ訖らず、いと軟弱と見えたる怪獸、奮然として怒れる形勢、眼は百煉の鏡に朱を沃るごとく、牙は千口の劍を、逆に栽たるごとく、一聲哮りて、忽地鏁を引斷離、玉座に閃りと跳あがりて、尙寧王に飛かゝれば、王は愕然と駭き怕れ、撲地と仆れて縡切給ひぬ。中婦君はこの形勢に、且駭き且怕れ、身を轉して迯んとするを、禍獸は脫しもやらず、直に向臑を折かし、仰ざまに踏にじりて、いとしろやかなる右の足を、おのが前足もて楚と踏するゑ、左の足首に牙を立て、めり／＼と引裂ほどに、中婦君は、叫苦と叫びも果ず、皮破れ肉開けて、二疋の紅絹を引に似たり。傍にありける乳母孀母等は、魂更に身にそはで、王子を横ざまにかき抱きつゝ、走り避んとするに、足さへ蹙たるやうにて得も立ず。是彼臀の肉を啖とられて、鮮血さと流れ出、平山に紅酒を醸し、亦是後宮に細腰を羨む、蜘蛛飢て蜾蠃に似たり。利勇はこれを見て、吐嗟、とばかり忙しく、王子をかいとり、渡殿を跳こえて、辛じて迯んとするに、禍獸はます／＼狂ひて、欄干を突毀り、飛鳥のごとく追ひ逼りて、裳を丁と嚙留れば、利勇は夢うつゝの境ともわきまへず、見かへりながら禍獸の、額をのぞみて手に持たる、珠を撲地と投つくれば、明珠の德にや怕れけん、さすがの猛獸軟々として、耳を伏せ頭を低つゝ逡巡す。その間に、利勇は王子を

をさし招くに、忽地筑登之等五七人、怪き獸を鐵の鎖もて繋つゝ、牽て庭上に參れり。さてまうすやう、臣等日今、御苑の中に于て、かゝる獸を獲たり。そのざまいまだ見もなれず、名をだにしるもののなく候へば、直に尊覽に備奉る也、と聞えあぐれば、利勇仰を稟て、獸を堦下に牽居さし、君臣齊しくこれを見るに、形は牛に似て、頭は虎に類せり。當下尚寧王は、曚雲を見かへりて、國師、この獸は、わが國に未曾有のもの也。その名をしらし候へ、と仰れば、曚雲うけたまはり、これ則問したまへる禍なり、とまうすに、三司百官これを聞て、駭然と驚き怪み、こゝろに忌嫌ざるものなし。王又曚雲に對ひ、國師の神術に依て、われ目前に、禍の形狀を見ることを得たり。そもこの獸に、何の能かある、と問給へば、曚雲莞然として、殿下彼常言を聞給はずや。禍福に門なし。只人の招く處に來るといへり。國君無道なれば、その國を滅さし、按司無道なれば、その城を喪はし、士庶人無道なれば、その身を保ざらしむ。これこの獸の能なり、とまうすを、尚寧王聞もあへず、爪彈して、さては畜狎くるものにあらず、とくとく牽退よ、と仰れば、曚雲つと身を起して冷笑ひ、暗君みづから禍を招くこと久し。彼いかでか退くべき。中婦君荒淫にして、後宮を濫り、國相利勇、權を弄びて、寧王女を追討、民間に赤子を奪ひとらして、中婦君の產りと欺く。こゝをもて、國民齒を切り、按司黃帽恨を含

古今纂要 一名は福祿壽、又南極老人と號し、泰山老師と稱ふ。五雜組 天竺にては吉祥天女と號く。一名は功德女、人の爲に猛利福德の應報ありといふ。その形畫幅に見えたり。東方には形をいはず、その名を幸魂と稱たり。日本紀 その名は異なれども、その物はみな福をいふのみ。亦禍は、その形牛に似て、頭は虎のごとし。これを鬼門と號く。往古黃帝、神荼鬱壘をもて、これを捕て虎に餌しむといふ。風俗通 唐の玄宗帝の開元年間窮鬼となりて、帝の夢に入りて、みづから虛耗と名告り、楊貴妃が繡香嚢と、上の玉笛を盜去らんとして、鐘馗の神靈に駈らる。事文類聚引逸志二曰云々 天竺にては黑暗天女、又黑耳女と稱、人間に禍することを主るといふ。相貌究て醜惡也。俱舍論又祖庭事苑にくはし 日本には亦形をいはず。唯その名を麻我通未の神と稱ふ。麻我通未とは、禍神といふにおなじ。東方の古言に、禍を末我といへり。日本紀 又惡事を麻我許登と訓したり。萬葉 これ則曲りて直からぬを、しかいふとぞ。その名は迭に異なれども、その物はみな禍をいふなる。

抑福は來しがたくして、禍は招き易し。殿下まづ、いづれの形をか觀する、仰の隨にこれを致すべし、と縡精細に應まうせしかば、尙寧王これを聞て、矍然と打笑ひ、國師かくのごとく、博識微妙の神術あり。われその難きを後にして、易きを先にせん。速に禍の形狀を見せ候へ、と宣へば、曚雲いと易き事也と應つゝ、口に咒文を唱へ、印相して眼を閉、しばしありて外面

城の世子殿に移し居すべければ、相國且くこの珠を守て、等閑になせそ、と說しらし、件の珠を遞與し給へば、利勇は恭しく受をさめて、三司百官に、立世子の事を令しらすれば、みな萬々歲と祝しまうしけり。且して尙寧王は、又曚雲に對ひ、國師年來、國の爲に禍福吉凶を說示すに、一點違ふことなし。われおもふに、名あれば必形あり。夫名あつて形なきものは、禍と福とのみ。國師の神術に因て、その形を見ることを得つべき歟、と微笑て問給へば、曚雲回答て、殿下禍福に形なしと宣へども、名あるものは形あり。形あるものはかならず名あり。譬ば、月日の悠遠にして、その小大を量がたきすら、名字あり。日本には、日を大日靈尊とし、月を月讀命と稱、又さゝらえ男と異名す。僧家に日を尊みて、阿彌陀如來と號するも、そのこころみなおなじ。亦日の姓は張、名は表、字は長吏、月の姓は文、名は申、字は子光、と老子歷藏中經（潛確類書引之）に見えたり。況禍福の形をや。夫福は、その形牛の如く、身に肉甲ありて、五色鮮明なり。名づけて天鹿といふ。（卽天祿獸）王者の道備るときは、出て天下に福をいたすといへり。（沈約宋書）又孟康が曰、角一ッあるを天鹿とす。兩角を辟邪とす。蓋天鹿辟邪は獅子の屬也。楊用修おもへらく、天鹿は蝦蟇の大なるもの也、とその謬こと甚し。（潛確類書）近ごろ宋の哲宗の元祐年間、化して道士となりて、市に遊び、みづから益壽聖人と稱ふ。（風俗通）或は宋の仁宗の時とす。

神來兮と、謠ひしは、王の御子ならざる、寧王女をもて、東儲とし給ふを譏れり。かくて王女を廢し給ふに因て、王子降誕し給ひぬ。されば神人來兮と稱讃す。惡神とは、殿下の御胤ならざる、王女をいひ、神人とは、權者の後身に在す王子をまうすなり。天に口なし、人をもていはしむるの常言、空しからざるに候はずや、とおもたゞしく回答しかば、利勇もしかなりしかなり、と嘆賞す。中婦君は、このよしを聞て、斜ならず歡び、殿下などて狐疑し給ふ。かゝる祥瑞あるものを、誰かは否し侍るべき。はやく立世子の事を、議定めさし給へかし、とすゝめけり。嗚呼これ何等の妖言ぞや。往時尚寧王、忠臣の諫を聽ず、虬塚を發て、不覺に惡魔を走らせ、矇雲遂に國中に横行するをもて、惡神來兮、白砂化盤とは童謠せり。今亦神人來兮、富藏水清、と童謠するものは、源爲朝、王女を扶掖て、小琉球より、國頭の浦に著船し、久志、金武の間切を經て、富藏河をうち渉り、遂に南風原に到給ふ祥なるを、尚寧王慮足らずして、兩ながら曉得ず、矇雲に說惑されて、ます〳〵歡び、內宮に仰て、珠の箱をとり來らし、みづからこれを捧もちて利勇に對ひ、今日より王子を立て東儲とし、相國をもて傅とす。傳國の神寶、琉球二顆の珠は、曩に寧王女が、その一顆を失ひて、今なほ完からずといへども、先規にまかして、これを王子に附屬せん。彼ものの善惡をしる迄は、後宮に養育し、しかして後に、中

せり。その餘、國相利勇を首として、法司、紫巾官、按司、黄帽官、親雲上、里之子に至るまで、官帽を正し袖をつらね、班行て三跪九叩頭の禮を行ひ、みな萬歳とぞ祝しまうしける。かくて舞樂も果しかば、尚寧王は、利勇を近く召し、卿等しば〳〵わが兒の震器を稱讃す。よりて今より、東儲に立んと思へども、彼生れていまだ百日を過ず。才器をこゝに稱するも、よしなきに似たり。しからば百官その幼きを侮り思うて、從ざるものあらん歟。この事いかゞあるべき、と問に利勇答まうすやう、王子襁褓の中に在せども、原是權者の後身なり。且殿下の聖算既に六十にあまり給へば、世子を立られん事蚤しとせず。いまだ聞召れずや。近屬富藏河の上に、侲子集合て民謠す。その謠に、

神人來兮　富藏水清　神人來兮　白沙化米

といへり。これ則王子降誕の前象なり。躊躇給ふ事かは、と憚る氣色なくまうせしかば王かさねて、曩にわれ、舊虬山の虬塚を穿起さんとせしときに、都下の童子等童謠して、

惡神來兮　海潮不清　惡神來兮　白砂化蟹

とうたへり。しかして國師忽然と出現す。これ何のこゝろぞや、と問に利勇答ることを得ず。矇雲その氣色を見て、うち微笑、班をすゝめてまうすやう、殿下など曉り給はざる。曩に惡

世子に立、一二三歳になり給はゞ、速に位を傳て、萬機の政をしらし給へ。しからば邦家ますます泰平にして、士民德化に浴し、道に遺たるを拾はず。夜戸を鎖ず。堯風舜雨、五穀を播して、絕て賊民あることなけん。是併、殿下有道の餘慶にこそ、とまうせしかば、王限りなく歡びて、産育等閑ならず、慈愛給ふに、利勇は腹心の家隷、何がしが妻を、おのが姪なり、といひこしらへて、乳母に進らし、すべてわが方人のみに、藥餌を主らせしかば、衆官是を疑ひ、中婦君、年の齡五十にちかく、月來氣子孕たる事もおはさで、猛に王子を産給ふこと、いと怪しとて、竊に譏るものもあれど、曚雲利勇が權威に怕れて、明白にはいふよしもなく、忠あるものはこれを歎き、佞人はこれを祝して、媚をその竈に求るもち多かり。とかくする程に、四五十日を經て、産室ごもりの日子果、母子既に肥立給ひにければ、尚寧王は、まづ曚雲に、吉日良辰をトまし、國中に大赦して、北谷の阿公等、すべて罪あるものを免し、本日三司百官を、龍宮城へ召集合て、王子降誕の參賀を受、海鮮野味、烹調蒸炙の珍膳をつらねて、酒食を賜ひ、樂正堦下に候じて、天孫歌、太平調等の舞樂を奏す。この日、東風平の按司、陶松壽のみ、こゝち煩しとて參らず。寶位の右邊には、中婦君、鳳冠を戴き、霞帔を被て、王子を嬭母に抱し、水晶簾の裏にあり。左のかたには曚雲國師、黃冠を戴き、荷衣蕙帶して侍立

續編巻之六

第四十四回

尚寧王戯言して禍を喚ぶ
中婦君の悪報劊にせらる

尚寧王の三十八年丙申　即日本安元二年　秋九月七日の夜、丑三の比及に、中婦君、俄頃に御産の氣つき給ひぬ、とのゝしりさへぎて、宮女内官等奔走する程に、國相利勇、いそぎ參りて、産室へ册き入れ、女官良醫所といへども、漫に出居することを許さず。尚寧王は縡の趣を聞て、天に歡び地に歡び、産室へ使をたてて、安否を問し給ふ事、只是櫛の齒を挽がごとく、いく程もなく、王子誕生ましくて、母子安泰なり、とまうす折から、朦雲忽然と堦の下に立り。當下尚寧王は、朦雲を寶位のほとりに召のぼして、滿面に笑を含み、國師の神蓍、空しからずして、王子誕生せり。わが兒恙なく生育べきや、久後の吉凶を說しらし候へ、と仰すれば、朦雲これをうけ給はり、殿下御こゝろ安く思召れよ。曩にも密に稟せし如く、王子は權者の後身にましませば、聰明叡智、世に儔なく、壽命は天地とともに、等しかるべし。はやく青宮を營みて、

こに來たり、刄を拔かけて仆たる爲體、わが同胞の首を取て、身の類ひを求んとせしに疑ひなし。さればその暴惡を憎しとて、君眞物の蹴殺し給ふにやあらんずらん。努憐み給ふな、と爪彈して說諭せば、龜もげに、と點頭折から、風に戰ぐ柳の葉の、さら〳〵と散かゝるを、同胞齊しく仰上れば、樹の下の小高き處に、朦朧として立在ものあり。その打扮、紫綾の宮帽を戴き、深靑色の袍を被て、龍幡の紋ある黃なる帶を結び、描金鞘の劍を引提、毛國鼎が在し世の面影に異ならず。ふたりの子どもはこれを見て、あなわが父にておはしけり。さては恙なくて坐す歟。鶴にて侍り、龜にて侍り、と名告つ呼びつ慌忙き、走よらまくすれば忽地に、消て又たつ朝霧に、見えつかくるゝ汀の石に、轉ぶも厭はで、其處か是處か、と追へば逐るゝ秋風に、聲呼びかはす河鴉、哀れはいかでしら波高き、富藏河原を遙に走りて、ゆくともしらず北谷と、讀谷山の間なる、高志保の浦に惑ひ來つ。このとき夕陽海に沒て、秋の晷の短きをしる。そもこゝは何地ぞ、と同胞面をうちあはし、われにもあらで、忙然たり。

くなり給はゞ、思ひたゆる事もあらんに、五日が間に二親ながら、非命にこの世を去給ひて、迹に残れる憂身のするゑは、何處へ流れゆく秋の、あらしの木の葉かくまでに、凋落果ては追薦も、心ばかりに手向の水を、受得て三熱の苦艱を脱れ、六觸の汚穢を雪め給へ。水清ければ魚住ず。風靜なれば船行ず。限なき哀別、夜鶴笳に悲鳴し、捨がたき情愛、生龜筒を脱落す。心焦れ、腸腐れて、哀戚の嘆、言下に盡すべからず。冀はうけ給へ、とまつり了て同胞が、河原に撲地と輾轉、聲を惜ず泣にけり。且して、もろともに身を起し、かひなきくり言、人や聞く、さは泣たまふな、嘆じ、と迭に諫め勵しつ。ゆきてかへらぬ河水へ、おろして流す轎も、これやこの世の別れぞ、とおもへば憂を十寸鏡、わが影さへも留あへず、波のまに／＼流れゆく、河隈遙に目送りつゝ、潸然として合掌し、伏拜む脊のかたに、物の倒れかゝるやうにて、忽地撲と響しかば、鶴龜はうち驚き、そは何ぞとて見かへるに、いかめしき大男、刄を拔かけて、仰ざまに仆れ、血を吐て死たる也けり。縡の爲體いと不審とて、兄も弟も、まくら上に立よりつゝ、熟視るに、年來父毛國鼎に仕たる、老僕、握翁報といふもの也。もし救ふべくもやとて、龜はやをら引起して、呼活んとするを、鶴は忙しく推とゞめ、豺狼は死たりとも、かろ／＼しく近づくべからず。這奴はいぬる日、恩高き主より先に、中城を逐電したるに、今故なくてこ

風を身にぞしる。荼毘にはあらぬ蕉火も、暗き迷を照らすや、と、やうやく納る轎を、棺に換る桐の杖、折れてかひなき母の恩、おくらんとするに彌重く、もろ肩入れて舁揚れど、思ひ逼りて哽咽る、兄は銜珠の病る鶴、弟は浮木に漂ふ龜の、生死流轉も眼前、富藏河を投て急ぎける。このときまでは、琉球國に、土葬火葬の葬式なく、水葬のみをもはらとせしかば、鶴龜はとかくして、母の亡骸を、河原へ舁ゆく程に、夜はほの〴〵と明たり。貧しきものは、足ることをしるにもあらねど、貧きを生平とすれば、憂に堪る事もあれど、親雲上按司と呼れたる人の子が、その母を葬るに、棺もなく導師もあらで、同胞これを舁に、弔ふ友もなく、烏に鳴れ、犬に送られ、やうやく水際に轎をおろし居て、きのふのわれを思ひ出れば、淺ましき事いふべうもあらず。此河水は涸るゝとも、沆瀾の乾く瀨はあらじとて、同胞もろともに、かき口說ていへりけるは、抑家公は鯁忠にして、しば〳〵君を諫め、國の患をもて身の患とし給へるに、良藥却苦しと厭れ、冤枉に命を隕し、家壞れ、妻子眷屬離散して、操節正しき母公さへ、杜騙残毒なる老婆に殺されて、胎内の子をとられ、親の像見なりとて、年來秘藏し給ひたる、寶劒併奪ひ去られし、過世あやしき業因なり。およそは誠あるものを、神明かならず衞給ふ、と人もいひ、われもしか思ひつるに、そは虛言にてありける也。老弱不定常なき世に、病てむなし

悲み、こはいかに、と泣叫び、やがて左右より抱起すに、腹を切裂れて死たれば、絶て救ふべうもあらず。人間一生の哀傷は、親を喪ひ、子に後るゝにます事なし。まいて非命に死たる母が、ありしに變る面影なれど、なほ物いふ歟、と搖動し、悲歎やるかたなかりけり。鶴はさすがに年も勝れば、烹るごとき涙を拭ひ、わが弟は何とか思ふ、彼鬼婆々が信やかにいひよりて、吾儕を遠離しは、こゝろにものゝあれば也、とも曉らずして欺れ、藥劑買にゆきたるを、今さら悔て及ばねど、胎内の子の見えざるは、難病の藥物にせんとて、殺してその子をとりたりけん。思ひやるだに朽をしとて、蹉跎して泣にければ、龜は息杖かいとりて、仇人は認つ遠くはゆかじ。這奴擊とめん、と勢ひ猛く、立あがる裳を引とゞめ、やよ待給へ。汝が志はさる事なれど、野干玉のくらき夜に、仇人の往方を見とめずして、逐ふともいかで及ぶべき。這奴が面はわれも認れり。しばしが程は脱るゝとも、天の羅はえも漏じ。愁に追んとして、却て仇に謀られなば、志もいたづらならん。生る日の羞よりも、見ぐるしき死ざませば、いと恥しき事なめり、と爹々は生平に宣ひき。淺ましき母の亡骸を、人に見せんは不孝也。とく〳〵をさめ進らせん、といひ諭しつゝもろともに、枕方後方に立對ひ、なかじとすれどうつ蟬の、うつゝか夢かうつゝにも、夢にもあはれ化野の、露に先だつなき母の、空き骸に、から撫子が、常なき

ぐる産聲も、この世の風の吹もてゆきて、聞人もや、といぶせくて、劔衣かいとりつゝ、血に塗れたる手を拭ひ、襁褓もたえて亡骸の、袖引裂ば草の花も、ほろ〳〵と散る母の衣、武羅にはあらで鳴子の緒の、遠く響も少年等が、はや歸る歟、と影護、やがてぞ袖に引裹む、赤子をおのが懷へ、押入るゝ折しもあれ、蕉火てらして來るものありけり。阿公はこれを見て、ますます滕、彼は二人の少年ならん。親子が素姓をしるよすがとも、なるべきはこの懷劔なり。殘しおくものにあらず、とひとりごちつゝ血を拭ひ、刃をやがて鞘に納め、腰に跨ば懷に、しばなく赤子を搖賺し、足に信して迯去ぬ。かくともしらで鶴龜は、四五町には過ざらめ、と思ふには似ず、富藏川へはいと遙にて、彼處には、藥店はさら也、河を渉ざれば人家もあらず。こは欺れけん、とこゝろ疑ひ、同胞途よりひとつになり、乾稻守る翁に火を乞得て、蕉火に路をてらし、いたづらに歸り來れば、胸さへいたくうち騷ぐに、心ます〳〵安からで、急ぐとすれどえも熟ぬ、夜行は殊に東西をわかず。株に跌き荊棘に足を傷られ、辛じて歸り著にければ、赤子の泣聲かすかに聞ゆ。さては恙なくうまれたりけん。母公はいかに在らん、いと〳〵心もとなしとて、同胞喘々、舊の處へ走り歸り、まづ火を抗て、轎の内を見るに、母は其處にはをらずして、右邊なる叢の中に仆れ、腸長く出て、鮮血に塗れたり。同胞はこの景迹に、且驚き且

事にはあらねど、とてもかくても今殺す、その耳へ聞するは、冥土の餞別惜うもあらず、こよなき婆々が情にこそ。いかなる人の妻かはしらねど、腹なる兒はおほけなくも、琉球國王の世子と仰れ、貴きこと萬民の父母として、富三省を有に到らん。かゝる洪福は夢にだも見がたし。さればこそ鬼々しく、腹を裂せよ、といもひすれ、ふかき情由ある事なれど、そは詳に告るに及ばず。おん身が腹をかい捺りて、左孕は男兒と、しりて所望の子だからは、死がひのある親の面目、痛うは殺さぬ、しばしが程ぞ、辛防せよ、ともの〳〵しく、いはるゝもなほ不審、原來いぬる月陰陽師が、腹なる兒は短命なれど、國王となる洪福あり、と說しらせしは實言なる歟。實事にもあれわが子をもて、世子と仰しては、罪なくて討れ給ふ、夫は終に叛逆の、惡名を世に流す、さる正な事に與せんや。身は醢にせらるゝとも、腹なる兒をとられじ、と思へども彼を禦べき、ちからもたえてながら月の、五日の月の影おちて、草葉に聚く虫の聲、ちゝとはなかで母親は、ふたりの子どもが歸るやとて、戰慄ながら伸あがれば、阿公は聲さまかへて、あらもどかしや、と罵もあへず、項に掛たる嚢の紐を、さと引斷離て臂短に、おやどり結ぶ玉襷、新垣が胸前𩓐んで、仰ざまに突倒し、玉散る刃を閃かして、臍淺くかき破れば、叫喈と魂消る傷口へ、手をさし入れて引出すは、思ふに違ず男兒なり。胞衣切放せば高やかに、忽地あ

がら、目今生るべうもあらず。翌の朝の潮ならでは、と思ふに、今にもあれ、同胞の少年が立かへらば、便なき事の侍る也。とばかりにてはこゝろ得がたからん。腹なる子の欲ければ、縡のやうを竊聞て、かく信やかには欵待のみ。腹に子なくば見かへりもせじ。いと理なき事なれど、三十を越たる難産は、大かたは生がたし。ながく苦痛をせんより、なき者と思ひ諦めて、腹を裂して兒をたべ。しかせよとてか懐に、小劒のある事は、はじめより、探りあてて、よくしりて侍るなり。それ貸給へ、といひかけて、襟の間に手をさし入れ、引出す劒の衣の、紐に携りて新垣は、苦しげなる息下に、阿公をうち瞻り、縁故はしらねども、腹なる兒も何かはせん。母が命も惜からねど、子を産かねて死するものは、怪しき鳥に生をかへ、雨の夜毎に迷ひ出る、と聞だに罪障ふかき、後の世はとまれかくまれ、今見るところは子どもらが、父を喪ひ又母が、人の爲に殺されし、ともしらずして買もて來る、催生湯の名にも似ず、末期の水ともならざりせば、さぞな本意なく思ふらん。惜からぬ命を惜む、それもはかなき子ゆゑの烏夜、暗きよりくらきに迷ふを、憐とは見給はずや。産落して後にこそ、この兒を進らすべけれ。聞わき給へ、とかき口説ば、阿公は耳をさしよせ、何いはるゝやら、蚊のなくばかりなる聲しては、老たる耳へ、よくも聞えず。阿おん身は果報めでたき人也かし。土偶に對ひても、いひしらす

の野を北へ出はなれて、富藏河と聞つゝゆけば、藥店あり。やよ兄公、月も沒果なば、路のほど便なからん。とく〳〵彼處へ走りゆきて、藥劑買もて來給へかし、といそがせば、同胞はますます慌忙きつゝ、鶴がいふやう、われは富藏河とやらんのほとりにいゆきて、件の藥劑を買もて來つべし。家弟はしばしも母のほとりを離れず、よく看病給へ、といひもあへず、北を投てぞ走去ける。且して阿公は、高やかに舌うち鳴らし、鈍ましや、あまりに火急なる故に、いふべき事もいはざりし。彼五味の藥物の中、桃仁はよく炒、芍藥は赤きものにあらざれば、功能なし。兄公はいまだ遠くもゆかじ。呼とゞめてしかいひ給へ。とく追ひ給へ、と焦燥にぞ、おいとはいへどたちかねて、同胞もろとも母公の傍を、離れんは心もとなし。さればとて勸る藥劑に、功能なくば化事なり。としてやよけんかくやせんと、年には勝る恰悧に、思ひ惑へる氣色を見て、阿公は聲をふり立、この二郎金が尻のおもさよ。おん身なんどが幾十人、うち守りてをればとて、かゝる時の要にはたゝず。もし婆々が憐ずば、見つゝ親を殺すべきに、ゆかぬは夜行が怕しくて歟。はやゆきたまへ、と叱られて、いなともいはず稻むしろ、蝗飛たつ草の葉を、踏はらひてぞ走りゆく。阿公は龜が後影を、木がくるゝまで目送り果て、さて新垣に對ひていふやう、いと苦しげには見え給へど、婆々がいふ事をよく聞給へ。かく產の氣はつきな

第四十三回

腹を攪て阿公赤子を奪ふ
棺を流て鶴龜亡父を見る

そのとき阿公は、縁由を聞て、頻にそら涙を押拭ひ、かゝる曠野にて、母公に産の氣つき給へば、おなじころなる少年の、介抱も思ふに任せじ、と心ほそさを推量れば、痛しくこそ侍るなれ。むかし婆々が親なるものは、方技をもて活業としたれば、難産に子の生しやうも、些は見なれて侍るに、生穏婆にはますかたもあらん。まづそのやうを見せ給へ、といひかけて、鶴龜が迹に居かはり、轎の裏へ手をさし入れて、新垣が胸さかを撫おろし、十の指の腹をうち返し診つゝ、しばしうち案じ、こは今も産べきやうなり。しかれども、夕露にそぼちて、いたく冷給ひぬれば、輙くは産がたけん。もし藥の力を借にあらずば、産母の氣いよゝ乏く、或は交骨開ず、或は胞衣下らず、いと難義に及ぶべし。且に、兩足いたく腫ふとりて、脚の指の間に黄水あり。かゝれば則子氣の症也。くさ〴〵の方劑あるべけれど、そは醫師ならねば、よくもしらず。只速に催生湯を用ゆべし。催牛湯は、桃仁、芍藥、牡丹皮、茯苓、肉桂、この五味を等分にあはしてよし。この方は卽、仲景が桂枝茯苓丸にして、世俗のはやめといふもの是なり。こ

やがて北谷を追放せらるゝといへども、利勇窃にこれを扶持して、ふかく躱しおきたるに、毛國鼎討れては、忌憚るかたもあらず。よりて利勇は、阿公に曚雲が謀を說しらし、この件の事をうち任せしほどに、阿公は只ひとり、彼此を徘徊し、はからずもこの處に來かゝりて、新垣母子が爲體を闚窺、既にその產の氣つきたるをしりて、ふかく歡び、やがて樹陰を立出つゝ、行過るやうにして、轎の内を見かへり、あら痛し、旅寢に宿を索かねて、病わづらふ人にこそ。兄公たち其處退給へ。姥がかはりて、看病進らすべし、と信だちて、ほとり近く歩み寄つ。されど、同胞は、心放さず、はじめの程は固辭しが、熟視れば、身のさまも賤しからず、年の齡七十可なるらん、とおぼしき老女なれば、しばしこれが介抱を得て、母を看病とも、わがうへをしらるゝにもあらじ、と尋思して、鶴がいふやう、吾們は越來に程近き、何がしの里人なるが、父は近屬身まかりて、けふなん初七の逮夜にて候へば、母は平ならぬ身にしあれど、墓參せまほし、といふに、已ことを得ず、轎に扶乘して、やゝこの處まで來つる折から、猛に產の氣つきていとすべなし。あはれしかるべき藥劑あらば、給はれかし、と叮嚀に、弟も共にかき口說ど、なほたつきなき母子がうへは、漏さじと思ふ袖にすら、涙は裹難たりけり。

つ袂を絞りあへぬを、鶴龜同胞、さま〴〵に慰て、やうやくに轎を擡起し、山路を北へとゆく程に、金峯の間切のこなた、富藏河の上近く來にけり。この河は、山北省第一の大河にて、日暮ては船を出さず。鶴龜はいとゞしく、心ばかりは急ども、舁もならはぬ轎に、歩の運びも狹き世を、しのびかねつゝ蘩薄、ほと吻きては肩をかへ、こゝに憩ひ、彼首に停立、河原まではえもゆかず、曠野のすゝに日を暮し、秋の千種に宿かりて、道すがら准備したる、乾飯を石滂に浸し、五日の月を燭として、まづ母に進らせけり。さらぬだに新垣は、やるかたもなき物思ひに、心持いよゝ煩しく、秋風に吹曝され、この三四日露宿して、身もいといたう冷たればにや、俄頃に產の氣つきて、腸も斷離るゝやうにおぼゆるとて、物見の窻に手をかけつゝ、苦痛いふべうもあらず。鶴龜はこの形勢に、連忙、背をかい撫、腰を捺り、信やかに勦れども、中城を落るときに、心いそしくて、藥劑はとり忘れたり。いかにして子を產ものにや、見もなれぬ同胞が、あるにかひなき介抱も、とゞきかねたる薯蕷の蔓、疾みふたつになり給へ、といひ慰むる折しもあれ、北谷の阿公は、曩に中婦君、利勇等が奸計に同意し、寧王女を失ん爲に、辰の年月日時に生れたる、女子を募て犧とし、海神を祭り給へ、と聞えあげ、綷旣に伎倆の弶に入らんとせし時、忽地毛國鼎に看破せられ、隱謀立地に發覺れて、その罪おのが身一ッに係り、

師に問しかば、その人しばし考へて、うち驚きたるおもゝちし、腹なるは男兒なり。生れ出なばいく程もなく、國王と仰れ給はん。かゝる洪福ありといへども、惜しいかな、命は究めて短し、といひつるを、誠しからずおもひしが、彼は利勇が間者にて、按司をあしくいはん爲に、かくはこしらへたるにやありけん。病おほくて懷妊たる、母は死なで物をおもひ、爹々は年來すくよかにて、病煩ひ給はねど、冤枉に討れ給ひき。はかなきものは命也。強顏も又命なり。羞がましき事なれば、きのふまでもいはざりし。われは原閑子にて、父母は定かならず、襁褓の中に北谷なる、濱川の上に捨られたるを、おん身同胞の祖父、毛國相ひらひとり給ひて、ひととなし、按司に妻し給へる也。そのときに賜はりし、九寸五分なる懷劍は、當初汝が衣服の袖に卷添て、遺し置たるものなれば、實の親の記念ならん。秘藏せよ、と宣はせしを、世に有がたく思ふから、今もてしばしも身を放さず。舅とまうすは坐蓐より、孚られたる命の親、氏も素姓もしらぬ身が、名家の妻となりあがり、孝行なる子を二人まで、もてる幸はありながら、家艱に迷ひ出て、かゝる歎きに蒼柴の、蒼にはあらで紅葉鮒、網は漏ても轍に吻く、母をばこゝに捨置て、同胞は遠く身を躱し、時を待て仇を報い、國の爲に忠義を竭して、爹々の汚名を雪め給へ。とく〳〵、といそがしたつる、親のこゝろは夜の鶴の、脛より長き別れとおもへば、わか

に舁せし轎を、手づからかくや落人の、路なき路をたどりつゝ、肩のほてりも堪がたけれど、母の心を安んとて、兄も弟も、疲勞たる氣色を見せず。その夜は越來の山中に迷ひあかし、椎子を拾ひとりて、母にすゝめ、同胞もうち食て、やうやくに餓を凌ぎ、樹蔭嵒の挾に身を倚て、三四日と過せしが、この處は人げなき山路なれど、故鄕へ程ちかければ、久戀の地にあらず。久志と金武の二間切を越て、大宜味、羽地の山里へ到らば、首里へも、中城へも遠くて、世を潛ぶに便宜なるべしとて、同胞よく談合て、さて綷の趣を、母新垣にまうせしかば、新垣聞て、わが身は女の事也。ともかくも、おん身等が意に任し給へ。しかはあれ、久志も羽地も山北省の稍盡處にて、道いと遠しと聞くに、熟はぬ逆旅に世を潛び、人一個にはまだ足らぬ、十四と十二の兄弟が、肩もて母を將て行んとは、心もとなき行爲なりかし。軀が生れて後は、わが身每年に病わづらひて、うち臥とにはあらねど、心持淸々しき日は稀なれば、子どもは只二人にこそ、と思ひしに、憖に去年の暮より、平ならぬ身となりて、累る月に身も重く、道ゆくことも人なみならで、年齒ゆかざる子供らに、舁るゝ母が胸苦しさは、翅折られし親鳥の、反哺に露の命を繫ぎ、梢瞻めて啼くらす、思ひもいかでわが身に勝べき。忘れて年を經しものを、四十にちかくて又子を産ば、生死の程もおぼつかなさに、按司國鼎たといふには深く匿し、いぬる月陰陽

ん事疑ひなし、といふに、衆皆聞て、この議しかるべし、と雷同して、撃れたる白方の兵士が首をかき落し、大きやかなると、小さやかなるを、擇とりて火の中へ投入れ、燒爛して後に、これは査國吉、かれは毛國鼎がふたりの兒子鶴龜、それが母新垣が首なんどと、銘々標の牌を耳に結び著、これを携て、通肯利勇が跡を追ひ、詰旦首里の都へ立かへり、縡の趣を聞えあげしかば、利勇は軍兵等を勞ひて、件の燒首を實撿し、やがて國鼎が首級と共に、泊津に梟るに、燒爛れたれば、その眞僞をしるものなし。只松壽のみ、これを見て竊に冷咲ひ、凡人死して後に火に燒るゝものは、口中に灰なし。生ながら燒るゝものは、口中に灰あり。今この首級どもを見れば、又口中に灰なし。しかれば利勇が軍兵等のいふところに違へり。おもふに毛按司の子ども、査國吉とともに家に火を放虛死して、脱れ去りたるならん。利勇がかばかりの事を曉得ざるは、天當に孝子義男を憐み給ふなるべし。差夫月日はいまだ地に墮ず。逆臣亡びて、忠臣ふたたび世に出ん事、何の疑かあらんとて、末たのもしくぞおもひける。却說毛國鼎が子ども鶴龜は、生るとも死するとも、父とともにと思へども、迹に殘れる母親の、いかになりゆき給ふらん、とこゝろよわくも脱れ出て、ときあらひ衣に身を窶し、ふかき怨を雪ぎかねて、惜からぬ身をながらふる、いさゝ小川の徒渉、裙も袂も乾あへぬ、夜行はいとゞたつきなく、人

まり戰ふ程に、血は流れて涿鹿の野に溢れ、屍は横りて、共塚の穴に臨に異ならず。その武勇侮りがたく思ひしかば、夥の軍兵辟易し、一トなだれに崩れたちて、門外へ、はと退く。そのとき查國吉も、小手の外れ、腹卷の横縫、みな突切られて、深疵數箇所負にければ、今はこれまでなりとて、關楗を磤と閉、家に火を放煙に紛れて、忽地に落失たり。討手の軍兵は、此形勢にますく周章、やうやくに門扉を突破りて、ふたたび前み入り、まづ火をうち滅んとするに、折しも西風烈しく吹て、瞬く間に、便屋耳房、一宇も殘らず灰燼となりしかば、衆皆呆れてせんすべをしらず。もし屍やあるとて、灰をかきわき、彼此を索るに、それかとおもふものなし。この儘にして立かへらば、罪科脫れがたかるべし。さていかにまうしてか、身を全うせん、と議するに、小賢しき軍兵すゝみ出ていふやう、もしありの隨に聞えあげなば、その懈を責られて、いひとくによしなからん。立かへりて南風原の親方勇利にまうさんには、查國吉二ごころありて歟、毛國鼎が妻と子どもを刺ころし、家に火を放、煙の中に跳入りて死たり。よりてその首を取て、獻り候、とまうさんに、なでう吾儕を罪せられん。却はからざる恩賞あるべきも又しりがたし。よしや必死を脫れたりとも、毛國鼎が子どもはなほ少し。查國吉は深疵を負ひぬ。しかれば家を喪ひし狗、鎗に刺れたる猪のごとく、しばしが程は狂ふとも、自滅せ

らん。夫女子は、己をしるものの爲にかたちつくり、男子は己をしるものの爲に、死せよといへり。わが百年の命を捨て、毛按司が年來の恩に答るは、この時なり、とひとりごち、劍を引提て走り出、こはこゝろも得ぬ、しかいふは何人ぞ。われ嚮に仰をうけて、こゝに來たりしに、人だのみせんとは思はず。汝等、紫巾官の分付也と詐り、拔蒐してわが功を、奪んとするにやあらんずらん。いと嗚呼也と冷笑へば、早雄の壯佼ども、聞もあへず大に怒り、こは酋長し查牌金、汝を國鼎が妻子の討手として向られたれど、捉脫す事もやとて、かさねて、來されし加勢の軍勢なるに、功を奪ふ歟とて、罵るはいかにぞや。縱王命を叛くとも、孰か紫巾官の分付に悖ん。親子のものを生拘たらば、こなたへ遞與候へ、といはせもあへず、查國吉、眼を瞪らし、よしやわれ、彼徒を搦獲たりとも、いかで汝等に遞與すべき。加勢と稱して亂入し、折よくば物をとらんとて歟、盜賊ども、足もとのあかき方へ、とく／＼退出よと罵れば、軍兵等ます／＼怒り、查國吉二ごころあり、這奴もろともに搦捕てん。ものないはせそ、と罵散動き、戟を舞し劍をうち振り、咄と噇て競ひかゝるを、查國吉ものともせず、出居のかたに立塞り、三尺五寸ありける劍を拔挿頭て、矢庭に四五人を砍たふし、魚鱗鶴翼に連つたる、大勢が中に割て入り、巴の字十文字に懸惱して、草摺の外れ、兜の天邊、當るを賴ひに、敲き伏せ薙仆し、半晌あ

とも、足手まつはりにて、便なくこそあらめ。母をばこゝに打捨おきて、子どもらはとく脱出よ、といそがしつゝ、涙の外はなか〳〵に、落んともせざりけるを、兄も弟も孝心ふかくて、さまざまにいひこしらへ、母を轎に扶のし、奴隷どもに舁せんとて呼び立るに、いつの程にか落失て、すべなきまゝに、日來は肩に、物一ッおきたる事もなき胞兄弟が、前にたち後になりて、件の轎を擡出さんとするに、兄は十五に一ッ足らず、弟は二ッ劣りにて、かひ〴〵しくは擧動ど、さてもかぼそき小腕にて、母を舁もて走らん事、路四五町が程も心もとなけれど、孝心凡常ならざれば、兄は弟を勵しつ、弟は兄を諫めつゝ、査國吉が淺からぬ、情の禮謝いふ間も、涙にわかぬ道芝の、露と消けん父がうへを、思ひやるだに悼しく、減込む肩の痛より、苦しき胸は碎るごとく、生るかひなき息杖も、まだつくすべをしら竹の、よろめく足を踏固め、暮なんとする秋の日と、共にやうやく落てけり。浩處に、利勇が先鋒の兵士四五十騎、犇々と推寄來て、前後の門より亂れ入り、毛國鼎罪あつて、既に首を刎られたり。さるによつて、妻と子どもを搦捕て進らせよ、と南風原の親方勇利仰をうけ給はり、吾儕に分付せられて、こゝにむかへり。とく〳〵出て縛を、受よとぞ呼りける。此時までも、査國吉は、ひとり後堂にありて、耳を側、われこの處にて、一拄さゝへずば、鶴龜親子、忽地に追ひ詰られて、わが志も化とな

て、わらはを佐ること、いと歡ぶべし。加旃毛國鼎誅伏して、王女廉夫人又首を授く。けふより枕を高して、國相とともに、永く洞房に樂を取らば、宿望すべてこゝに足なん。みな是曚雲國師の嘉惠なり、と只管に稱讚して、高やかに打笑へば、利勇後方を見かへりて、密語は久しくすべからず、垣も又耳あり。秘すべし秘すべしと、禁れば、中婦君は、慌しく、頰を摘て笑ひを忍び、點頭あうて立わかれぬ。

第四十二回

査國吉義に仗て中城に戰ふ
兩孝子轎を擡て越來に走る

掟牌金査國吉は、毛國鼎が親族にて、その心ざま、義を重しとし、命を輕しとする健雄なれば、松壽が中城殿へまゐりて、王女と夫人を落しまゐらせん、といふに任し、その身は駿馬に鞭を鳴らして、毛國鼎が家に馳ゆき、國鼎が妻新垣、冢子鶴、二男龜に、絆の趣を說示し、父が遺言を告しらして、さまぐ\に諫め勵し、母子三人を、後門より落さんとするに、家隷もはや、緣由をもれ聞て、慌忙きつゝおのが走路を索るのみ、物の用にたつものもあらず。新垣は、いぬる年の終より懷胎て、はや臨月になりしかば、いとゞしく起居も自在ならず。愁に脫れ出る

兒の生るゝ日、遠からずといはれしのみ、疑ひなきにしもあらず。われ老て位を傳ふべき子なし。此事に僞なくば、速に驗を見まほしけれ、と宣すれば、曚雲微笑て、殿下などて、この件の事のみを疑ひ給ふ。曩にもまうせしごとく、中婦君の胎内に、やどらし給ふ御子は、權者の後身にておはします故に、有身たる氣色見え給はずといへども、今より十日の内を出ずして、御子はいと安らかに生れ給ふ也。そのときにこそ、疑ひは解給ふべけれ、とまうすに、尙寧王斜ならず歡び、この日國相利勇に仰て、產養の準備をなん、いそがし給ひける。有斯ども中婦君は、露ばかりも身におぼえなくて、子を產ん事あるべうもあらねど、指の神子なる曚雲が、ひとしほ慥にまうせしは、故こそあらめ、と思ひしかば、密に利勇を呼びて、國師のいひつる事、一切こゝろを得がたし。わが身實に子を產べき歟。大臣はいかに思へる、と問ば、利勇聞もあへず、さては情由を、など曉らでや坐する。むかし丁のときだに、御子ひとりもおはしまさゞるに、年浪しげくうち寄する、五十ちかくなり給ひて、孕給ふ事やはある。こはみな曚雲國師の詐謀にて、いよゝ政を、御心に任し進らせん爲也。されば生れ給ふ御子は、中婦君の胎内にはあらず。豫て阿公して、事を行し候へば、遲くとも五七日の間にはもて來つべし。御こゝろ安かれ、と低語にぞ、中婦君は、忽地滿面に笑を含み、國師、かくのごとく奇計を施し

らしつゝ、これを見るに、嚮に廉夫人を擊とりて、その首級をもて來りしも、松壽なれば、聊も疑ず。かや〳〵とうち笑ひていふやう、寔に紛うべうもあらぬ、寧王女にてありけり。御邊身單にして、かゝる大功をたてられし事、感激に堪ず。首里にまゐりて、縡の趣を聞えあげなば、勸賞行はるべし。中婦君の待わび給はんに、誘給へ、といひかけて、俄頃に諸方の軍兵を引揚、蕉火夥ふりてらさして、通宵路をいそぎ、その曉がたに都へ入りぬ。松壽はいと心もとなく思ひつるに、輒く利勇を謀り得て、且歡び且怪み、眞鶴が面影は、頗王女に似たれども、立ならびては、玉と燕石のごとくなるに、利勇が露ばかりも疑ざるは、是たゞ事にあらず。王女の純孝、夫人の節義を、君眞物の憐みて、かくはからはしたまふにこそ、といと憑しく思ひしかば、意にもあらで、いよゝ利勇に佞媚ほどに、利勇もこれを二なき者なりとして、心腹ことごとくうちあかして、おのが輔とし、他事なく昵みかたらひけり。さる程に尚寧王は、曚雲が幻術に魅されて、忠臣節婦を殺し、世子併討して、却これを快とし、此度の勸賞行はるべしとて、まづ中婦君に相譚、曚雲にその旨を仰せしかば、曚雲うけ給はりて、利勇を國相とし、松壽を東風平の按司とす。當下尚寧王は、只顧曚雲を稱賛し、われ國師の直言によつて、王女は毛國鼎が花子なるを曉得、既に逆徒は誅しつ。只おぼつかなきは、中婦君有身て、その





國衛護賊臣退治の八千鉾もて、利勇曚雲等が眼を遮り、わが亡妻の首をもて、王女の御身に代らせ給へ、と心の中に爪折し、やがて眞鶴が首を斫はなちて、錦の半臂に押裹み、屍は川へ衝流して、形のごとく水葬し、來ん世を契る妹と夫の、緣し果敢なき月魄も、おちて往方はさだかならぬ、王女のうへに恙なくば、絕て恨は仲田の鄕、平安坐上原後にしつ、野嵩の屯へ走ゆきけり。このとき利勇は、なほ野嵩に屯して、かろ〴〵しく動ず。越來の石橋にて、惡少年等が、寧王女を搦捕らんとして、悉深疵を負、半死半生なるよしを聞て、大きに呆れ、ふたたび手わけして、王女を擊留んと議する折から、里之子松壽、歸り來ていふやう、某越來の屬村なる、照屋安慶田の間にて、仂なく王女に追著て候ひしが、王女には、あやしき神などの憑たるにや、生平にかはりて、いと猛く見かへり、氷なす劍を引提て立在給ふを、面もふらず擊てかゝり、刀尖より火出るまで、追つかへしつ、挑み戰ふ程に、しばしこそありけれ、王女は遂にちから衰へ、勢ひ究りて迯んとし給ふを、忽地に捉て引伏、おん頸かき落して候ひき。慭に物の憑て狂したれば、生拘るに及ばず、いと遺憾こそ候へ、とほこりかに述をはりて、眞鶴が首をとり出しつ。利勇もし眼ありて、贋頸也、といはんには、その舌を引せじ、と安危をこゝろの中に決して、ほとり近く前みむかひ、大臣實撿したまへ、といへば利勇ふかく歡びて、左右に燭を秉

ずいはれで、忠臣節婦の、鏡ともなれ、ならんとて、互に磨し誠心を、神も憐み給ひなば、眞和志の山の帶にする、するゑ長川の繞りあひて、夫婦ひとつによることあらん、と思ひしものを言語道斷、狩場の雉子の矢に傷られ、照射の鹿の列子繩に、かゝる別れのあらんとは、はかなきものは命なり、と形なき世を喞けり。且して涕うちかみ、こはわれにもあらで愚癡なりけり。死たる妻は歎くともかへらず。つく〴〵と思ひやるに、君眞物の擁護によつて、王女は不思議に、虎穴龍潭の危きを脱れ給ふとも、その事世にかくれなくば、中婦君利勇等、いよゝ後めたくて、草を刈はらひ、木を伐盡しても、索出さでやはあるべき。賴なるかな眞鶴は、王女とおなじ年に生れて、廉夫人の妹なれば、面影もよく肖たり。今眞鶴が首をもて、寧王女のおん身がはりとし、利勇を欺き得たらんには、死して更に君に代る、その忠その功、比んにものなかるべけれど、狡猾奸雄なる利勇が、贋頸を受べきや。縱利勇を欺くとも、幻術もて、千里の外も瞭然たる、曚雲をいかにせん。とばかりにして寧王女の、脱れ果たまふべうもあらず。あまりに深く慮ればこそ、身を捨てのち浮む瀬もあれ、紲成らずばそれまでなり。もし利勇を擊もらさば、曚雲を刺ん。冀は、天神地祇、きらいかないのきんまんもん、おほつかきおくのきんまんもん、あをりが嶽の山の神、三十六島のおうちきう、二郎五郎の神童に至るまで、邦

なん迹の祭なる。神輿は舁で親にかゝする、子ども等が死羞を、いかにせんとてかき口說、よよと泣ば、よゝと泣。みなもろともに啜あげて、涙に濡らす白毛髯、そりたる腰をうち伸し、おのが家路へかへりけり。松壽はこれを目送りて、さは眞鶴は撃れけん、王女はいづ地に坐すらん。いと〳〵心もとなしとて、其處よりいよゝ路をいそぎ、越來の石橋へ、と走りゆく程に、日もはや沒果て、二日の月かすかに出たり。と見れば橋のこなたへ、鮮血夥しく流れわたり、只これ林間に紅葉を踏て、秋を惜むに異ならず。哀れなり眞鶴は、手いたく働ぬとおぼしくて、全體傷かざる處もなく、曲がへたる橋の下に、俯しに倒れたり。松壽はかゝる景迹に、胸まづふたがりつ。軈て砂を下りたちて、抱き起すもちからなく、百千の强敵を撃も退けなん壯夫も、恩愛のみはやるかたあらで、雨のごとくはふり落る、涙を押拭ひつゝ、左邊右邊を見かへるに、蝙蝠の飛かふ外に、めにかゝるものはなけれど、なほ人や聞くとて、聲をひそめ、やよ眞鶴、三魂いまだ天に歸らず、五魄いまだ地に入らずば、わがいふ事を聞給へ。凡いきとし活る物、夫あればかならず妻あり。一世の安危を等くし、百年の苦樂を共にする、偕老同穴の契、孰かは他に思ふべき。しかれども吾們は、忠義に締る緣しなれば、妹夫といふも名のみにて、外に過せし光陰は、たつことやすき山鳥の、尾上を隔る寢覺々々に、戀しとおもへど戀しとも、いは

定めても、定めがたきは與那城、こゝろ安勢里の村稍盡處、何地へ伊計の鄕うち過て、野を越、山を越來のかたより、いたく手負たるものどもを、或は肩に引かけ、或は戶板に扛乘して來るものありけり。松壽はこれを見て、ふかく訝み、村長めきたる翁を呼びとゞめて、緣故を問ば、そのもの答て、吾儕は姑場の鄕民なるが、わかきものどもが、城隍祭祀に出たるに、不意も南風原の親方勇利の仰を稟、寧王女を捕捕て、夥の賞錢を給はらん爲に、夥計の壯佼ども謀しあはし、越來なる石橋の上にて、王女主從に追ひ著、矢庭に擊とらんとて鬩きつゝ、侶なる女房をうち殺しては候ひしが、誰かしらん、王女にはあやしき神の憑て、膂力は百人を合したるごとく、器械とつて縱橫無碍に働き給ふ爲體は、饑たる虎の、群遊ぶ羊の中へ走り入りしに異ならず。當るを賴ひに、薙伏せ、砍たふしたまふ程に、牛打童が、車切に砍らるゝもあり。鼓拍つ子の、胴切になるもあり。まだ雀いろ時にはあらぬに、多くは乾竹割に打はなされて、命助かるは稀なり。翁が愛子も、日來親にものをおもはしたる報いにや、胸さかを刺やぶられたれど、なほ死もやらで、かゝることにこそ、と告しらしたるまでは、物をもいひつるに、今は唯虻の息ばかり、かよひ熟たるこの草野も、けふはいと遠くおほゆる、親のこゝろの闇をばしらで、年の齡も十六夜月の、欲にふけたる惡業は、うたてのものが毛を吹て、疵を求めし後悔も、是

續編　卷之五

第四十一回

松壽月前に妻の屍を槨す
眞鶴身後に主の首に代る

廉夫人は、寧王女に引わかれ、里之子松壽に扶掖れて、姑場のかたへ、と落たまふに、討手の軍兵涌がごとく出來りて、脫れ果べうもあらず。われはともかくもならばなれ、一方の圍をとかして、王女を後やすく落し進らせんとて、忽地に自殺し給ひしかば、松壽はぜひなくおん首級を給はりて、利勇が陣に赴き、信やかにいひこしらへて、圍を解せんと謀れども、利勇元來狐疑ふかければ、なほ兵士を退けず。その身は野嵩のほとりに屯して、里の惡少年に分付し、王女の往方を撈索ること、いと急なるに、松壽はます〱こゝろ苦しけれど、氣色には見せずして、ふたたび王女を追ひ留べきよしをまうし請て、姑場のかたへとつてかへし、いかにもして、王女に環會奉り、綷の趣を告進らせて、脫れ給ふべくは、もろともに脫れ、もし脫れがたくは、太刀の刄の續ん程は、思ふまゝに防ぎ戰ひ、死出の鄕導をいたさめとて、只管おもひ

越來の北にあり。時方に大日本、人皇八十代の天子、高倉院の御代しろしめす。安元二年丙申秋九月二日也。

にとり直し、南海孤島の賊民等に、告しらする名にはあらねど、もし生残るものもあらば、耳底にとゞめおきて、後の世の口碑に傳よ。われは是、大日本、清和天皇九代の後胤、六條判官爲義の八男、鎭西八郎源爲朝ぬしの嫡室、肥後國人、阿蘇四郎平忠國が女兒なりける、白縫姫が亡魂なり。われ近曾、夫と共に渡海の船中、風濤の難によつて、身を海底に投といへども、靈魂は、この琉球に漂泊して、こゝに夫を俟こと久し。しかるに寧王女は、むかしわが良人八郎ぬしと、一朝値遇の縁あれば、且くこの身體を借りて、良人と子どもに物いひかはし、その創業を輔んとす。かゝれば王女にして王女にあらず。白縫にして白縫にあらず。孝女と節婦と合體して、ある時は王女たり。又あるときは白縫たらん。今眞鶴が爲に仇を報ずは、誰かこれを實とせん。其處な退そ、といきまきつゝ、飛鳥の如く飛かゝり、前に立たる二三人が、腕向膊嫌ひなく、ばらりずんど砍給へば、惡少年等ます〳〵怕れて、逃んとすれどうしろ袖に、引返されて輾轉、起んとするを丁と砍る。或は隻手打落され、或は膝を薙仆され、たま〳〵命助かるものも、深痍負ぬはなかりける。このとき日もはや暮て、身を躱すに便あれば、王女は、少年等が花笠を取て、頭に戴き、桿棒を突立て、祭祀の舞童が、ひとり後れて歸るがごとく、いとかひ〴〵しくこしらへつゝ、女に稀なる白縫の、亡魂に導れ、恩納嶽にわけ入り給ふ。山は

せねど被踊、被られてたゞ止んや。その國に處て恐くも、王女を搦め奉らんとは、獅子身中の蛆虫ども、劍の舞の手、一奏見せん。可惜命な失ひそ、とあざみ笑て立たりける。女とおもひ侮りし、惡少年等大に怒り、さてもほざきにほざいたり。あれ打倒せ、と散動きて、又閃す桿棒を、劍を拔て切拂ひ、右に當り左に拄、縱横無碍に挑み戰ひ、三人に手を負し、二人を矢庭に砍伏たり。しかれども眞鶴は、その身鐵石にあらざれば、肩を打し腕を折れ、終に多勢に當りがたく、株に跌き、礑と轋べば、衆皆得たり、と棒とり直し、亂打に打程に、憐むべし眞鶴は、肉破れ骨碎け、今宵ぞ死出の山蔭を、越來（處の名也）の露と消にける。寧王女はこの形勢に、必死と極めて走りも逃ず、眞鶴が死を憐みて、坐に淚さしぐみ給ふを、一人つと跳かゝり、頭髻を攫で引倒せば、又一人の惡少年、緈切てもなほ放さゞる、眞鶴が劍搔取て、王女の胸前へ閃し、吐嗟目今擊れ給ひぬ、と見えたる折から、一團の燐火、空中より飛來つて、王女の懷へ入ると齊しく、王女は岸破と身を起し、忽地劍を奪ひとつて、二人が首を打落し、佶とにらまへて立給ふ、その形容はじめに似ず、柳眉を蹴立る星眼尖く、百萬騎の大軍をも、おそれつべき氣色なければ、殘るものども大きに駭き、こは不審、王女には物の憑て、狂はするとおぼゆるぞ。そも汝は鬼か狐か。名告れ〳〵、と問せも果ず、王女は刃の血を押拭ひつゝ、これを左手

筑登之して受とらし、形の如く實撿して、これを首里へおくりのぼし、さて松壽に對ていふやう、旣に廉夫人を討とるといへども、いまだ王女の首を見ざれば、かろ〴〵しくこの圍をときがたし。王女は嚮に、祭祀のねり物に打扮、舞童等にうち雜りて、間切を出たり、と告るものあるによつて、このほとりなる惡少年に、謀を授、もつぱらその往方を穿鑿す。われは且くこの處に屯して、耆國吉が音耗を待なん。汝はいよ〳〵油斷なく、王女を追蒐て討留よ、と殘る隈なく指揮するにぞ、松壽はやがて辭し別れ、又姑場を投て走去ける。かゝりしほどに寧王女は、眞鶴に扶掖れ、毬舞に打扮て、主從木獅子をうち被ぎ、里の總角にまじらひつゝ、姑場嶽の北のかた、越來を投て落たまふ。浩處に、中城なる惡少年等、錦の半臂に花笠して、むらむらと推取卷、獅子によしある花の王、その國王の子と僞る、寧王女を搦捕れ。賞錢は乞に任すべし、と紫巾官利勇の仰をうけ、迹の祭にならぬ間にと、俄頃に脚色し花案踊花の兒たちまつ魁て、桿舞見せんに、其獅子貸せ、と異口同音に呼びかけて、金鏃したる桿棒を、振廻して打てかゝれば、眞鶴は、寧王女を後方に圍ひ、丁と受てはいや狂ふ、獅子に牡丹の落花狼藉、放みを打て谷落し、獅子の子おとし洞返し、左右へ撲地と投除れば、こは朽をし、と競ひかゝつて、八方より打ほどに、獅子の眞額打裂れ、半面あらはす眞鶴は、布掻捨て凸角とし、望は

劍を閃りと拔翳せど、四十のうへを六の花、氷室の櫻老樹とは、まだ見えなくにけゝらなく、うつ人よりもうたるゝ人の、胸苦しさはいやましつ、祭祀の舞子にまじらひて、後門より出たりしを、今生の別れとは、王女もしろしめさゞりけん。後の歎きを思ひやる、今般に物なおもはしそ。とく〳〵うて、といくそたび、勵されていとゞなほ、攤るゝ腕定めなく、刃を撲地ととり落し、尻居に撻と轟す、胸はひつしと陣鉦を、音には聞けど目には見ぬ、敵にしられじ、と廉夫人は、落たる劍かい取て、刀尖まとふ袂百合、うつぶきながら襟上へ、つらぬきて臥給へば、松壽はなく〳〵、おん首級を給はりて、袿の袖を引斷離り、涙とともに押包て、軈て樹蔭を走り出、討手の屯にもてゆくに、利勇は床几に尻をかけ、夥の筑登之を左右に立し、呼び入れて、對面す。當下松壽は雄手に廉夫人の首級を抱き、恭しく跪き、某嚮に只一騎、世子殿に馳向ひて、矢庭に廉夫人を刺殺し、おん首級を給はりて、立あがるその隙に、寧王女は、命婦眞鶴を將て、後門より脫去給へり。さるによつて、彼此を索遶る折から、南風原の親方利勇を討手の大將として、みづから馳向ひ給ふよし聞えしかば、縡の爲體を注進し、廉夫人のおん首級を實撿に入ればやとて參れり。おもふに王女は、はや遠く落延給ひけん。一方の圍をときて、その兵士を、某に預給はゞ、忽地に追留候べし、と信だちて、夫人の首級をさし出せば、利勇は

大軍はや近づきぬ、いそがし給へ、とまうしもあへぬに、又姑場の山間より、野臥等發起ぬ、とおぼしく、貝鉦の音轟然たり。さては四方に敵をうけつ。こはいかにせん、と躊躇て、ゆくもえゆかず歸るにも、かへりかた羽の夜の鶴、子を思ふ身は殊さらに、廉夫人もこの景迹に、今はかう、と思ひさだめて、古巴梯斯（漢名戊土）の樹蔭に座を占、やよ松壽、討手の軍兵彼此に充滿たれば、寧王女のうへ、いと心もとなし。汝わが首を刎て、討手の大將軍に見せよかし。しからば一方の圍とけて、王女は虎口を脱れ給はん。今さら躊躇ことかは、と雪はづかしき項をさし伸、掌をうち合してこゝを切れ、といはぬばかりや花鑑の、花よりもろき命なる。松壽は阿呀と應ても、うつに撃れずうつゝとも、夢ともわかぬ世の中に、孝女節婦を守給ふ、君眞物は在ぬ歟。命を限に防ぎ戰ひ、敵に首をとらるゝとも、われから夫人を撃奉り、功名がほしてもて行んや。とばかりにては寧王女も、ともにや撃れ給ふらん。とやせまじ、かくやせまじ、と心一ツに定めかねて、腸絞る油樹の梢瞻て茫然たり。廉夫人は見かへりて、あなめゝし、何どてかくは臆れたる。わが身にも物を思はせ、王女をさへ撃せなば、忠とやいはん、義とやせん。綷後れては悔ともかひなし。とく〳〵、といそがされ、と見れば近づく討手の軍兵、脱しは得せじ、網の魚、主を喪ふ犬自物と、身をなし果るも忠義ならば、何厭ふべき、と思ひかへして、

人等、さま〴〵の打扮して、御所近くねり來つるを、鞠に參れるときに見たり。われは箇樣箇樣にして、廉夫人のおん供せん。眞鶴は如此々々に打扮て、寧王女の御供せよ。とく〳〵といそがしつゝ、大床に挂られたる、花籃をとりおろして、廉夫人に肩し奉れば、眞鶴は殿內なる、先王廟の木獅子をうち被ぎて、王女を後方に隱し入れ、主從四人、祭祀のねり物に打扮て、巷口を投て狂ひ出づ。抑琉球國に種々の舞曲俳優あり。太平調、長生苑、芷蘭香、天孫太平歌この歌天孫氏の作なりといひ傳ふ 桃花源、揚香、壽尊翁等の雅樂は、王宮ならでは、興行する事を許さず。その餘笠舞あり、花索舞あり、又狛舞、武舞、毬舞、梖舞あり。花索舞は、小童三人、頭に造花をいたゞき、錦の半臂を被て、花籃を肩にかけて舞也。廉夫人すなはちこれに打扮ぬ。又毬舞は、小童二人、五色の袿を被て、金の毬の四方に鈴を著、朱き紐のいと長きをもちて、左右に立て舞ながら、二頭の木獅子を狂して、種々の曲をなす事甚興あり。王女眞鶴、この舞童に打扮ぬ。又竿舞あり。是田樂の類にや。又扇曲、掌節曲あり。これらは男舞白拍子の類なるべし。以上閒切毎の城隍祭には、かならず興行するとなん。閒話休題廉夫人は、王女眞鶴に立わかれ、陶松壽に扶掖れて、姑場のかたへ落給ふ折から、野嵩のかたより、軍兵二三百馳出て、馬煙を蹴立さし、鬨を咄と揚たりける。松壽はこれを見かへりて、大に驚き、討手の

ばかりに、呆れてしばしは應もえせず、はふり落る涙を拭ひ、あゝ、いかなれば、わが身世に、あるかひもなく天神、地祇に捨られて、思ひもかけぬ濡衣は、胸あひがたき中婦君の、妬み角組む稚蘆の、あしといはする濁江の、ふかき伎倆と曉給はず、王女は御子にあらじとて、殺せ、と仰る父王の御諚こそ意を得ね。とてもかくても脱れがたき、命なりせばわが身まづ、刃にふして紅木の、赤き心を見せ侍らん。松壽眞鶴いかにもして、王女を助け進らせよとて、聲を惜まず泣給ふ。理なれど理とも、いひかねて夫婦さま〴〵に、慰めまうせば寧王女も、双眼に涙を含み、母のみいかで殺すべき。罪なきをいひとかんとて、脱れも果ぬ身を躱さば、不孝のうへの不孝なり。毛國鼎が死を極めて、首里へ參れる志、たれもかくこそあるべけれ。恨はあらじ歎き給ふな。わが身も覺期して侍り、といひ勵してなか〳〵に、騷ぎ給ふ氣色なければ、松壽は眞鶴に眴して、聲をふり立、恰悧はおはしませども、さすがは婦女子の見識なり。死するを孝とおぼすにや。賊臣を滅して、民を救ふは王者の孝也。再て討手の大勢を向られなば、いかにして脱れ給はん。いひがひなし、と諫つ賺しつ、夫婦かひ〴〵しく扶掖て、後門より落しまゐらせん、と議するに、このおん形容にては便なし、とせんかくせんとて、松壽且く尋思しつ、究竟の事こそあれ。けふは姑場嶽なる山神祭にて、姑場、熱田、當間、伊集、島袋の里

忽地に外面を見て、こはいかに、松壽が參りて候、と啓する間に、松壽はやがて欄の下に拜伏し、言語はなくて、坐に落涙したりけるを、廉夫人嬭して、やうあらん、とおほせしかば、近く呼びのぼして宣ふやう、めづらかなり陶松壽、汝眞鶴と婚姻せし夜、只一たび見つるのみにて、夥の年を過したれば、王女もわが身も面忘れしに、年來戀し、と思ふ良人なればこそ、眞鶴ははや、足音にてもしりつらめ。さても連忙しく參れること、いと〳〵こゝろもとなし。都はいかなる分野にや、君王はいよゝ安寧に、在す歟、と問ひ給へば、松壽やうやくに頭を擡、賊臣宮中に充滿て、世ははや季になりて候。はじめよりまうせば如此々々なり、尾は箇樣々々也と、曚雲が鏡中に奇怪の影をうつして、王女は夫人と毛國鼎が子なりといひしこと、松壽と査國吉に仰て、國鼎を召さし給ふに、これと浦添山の麓にて行あひ、利勇等が計較を告て、直に引かへし候へ、と諫しかど、國鼎は死を決して、首里へ參りし事、一五一十を聞えあげ、査國吉は毛國鼎が妻と子どもを救んとて、その家へ參りつ。利勇はさら也、妖術を逞する曚雲も、吾儕を、毛按司の間者とはしらず、直に中城殿へ走せゆきて、王女と夫人のおん首を撃奉れ。捷徑より加勢の兵士を遣すべし、といへり。人にしられぬ間に、便宜の地へおん供つかまつりなん、誘給へ、といそがしまうせば、廉夫人は、王女眞鶴と面をあはし、こはそもいかに、と

行せり。只忽にしがたきは、王女廉夫人の討手なり。陶松壽は、かひ〴〵しき壯佼なりといへども、彼のみにうち任し給はんは、なほ心もとなし。はやく利勇に夥の筑登之をさし副られ、松壽を助けて、王女を討しめ給へかし、とまうすにぞ、倘寧王げにも、と點頭て、そのよしおと仰れば、利勇欣然として命を稟、家にしも立かへらず、歡會門のほとりにて、鎧とつてさつくと投被、馬上にて腹帶結びて、驀地に走り出れば、早雄の筑登之等、紫巾官に後れじとて、おの〳〵械器を引提つゝ、喘々ぞ追ひ續ぬ。

第四十回

涙を沃て松壽廉夫人を擊
神を顯て白縫寧王女を祐

里之子陶松壽、捉牌金杏國吉は、浦添山の麓にて、毛國鼎を目送つ、駿馬に白泡はまして、中城へ馳ゆく程に、從者は遙に後れ、加勢の兵士はいまだ到らず。この隙に落すべしと、杏國吉は毛國鼎が家へとて引わかれ、松壽は世子殿へ參りて、後門のこなたにて、馬より飛下、つと門內に潛り入りて、呼門もせず、園の木立を遶りつゝ、奧ふかく參る程に、寧王女廉夫人は、桂華殿の孫廂に、桂の花をうち瞻ておはせしが、粹の爲體、いと蕭々にて、眞鶴只一人侍りつ。

く、鬼神これが爲に泣。つらねたる歌は琉球語なり。聘使記に注せられたり つぼてある花の露の身まやたごととは、蕾る花の露を帶たるごとき身なり、といふ也。けなばやたてろそもなほれかなとは、消なばその彩色もこれあらんや、人の命もしかなり、と無常を觀ずるこゝろ言葉の、和歌の句調によく稱て、三十一字となりぬるこそ殊勝なれ。かくは筑登之等、毛國鼎が首をとつて獻れば、利勇これを銀の皿に裝て、群臣にさし示し、逆臣國鼎が隱謀、悉く露顯して、旣に誅伏しをはんぬ。王女、廉夫人、眞鶴等が討手には、陶松壽うけ給はり、國鼎が妻と子どもらをば、査國吉に仰て搦捕らし給へば、聖慮やうやくこゝに安し。おの〳〵祝し奉り候へ、と呼びかけて、ひとりびとりにさし示せば、三司百官駭然と驚き怕れ、逆賊立地に滅て、邦家ます〳〵泰平ならん。公私の幸これにます事なしとぞ諛ひぬ。當下尙寧王は、曚雲に對ひ、國師、嚮に中婦君は、旣に有身たりといひき。いつの程にか分娩るべき。審に指示候へ、と仰れば、曚雲しばしうち案じつゝ、指を屈てまうすやう、中婦君の御產、はやくばこの月の中にあり。よしや遲くとも、四五十日は過べからず。誕生の御子、王子にてましますなれば、年來のおん望足りて、さこそ歡びおぼすらめ、と啓すれば、王斜ならず欣悅し、しからば今より、母子平安の加持あるべしとて、叮嚀に宣はすれば、曚雲又まうすやう、御平產のおん祈は、仰を待ずして、年來これを修

ば、從者等は又後れたり。不題按司毛國鼎は、重き忠義に輕き命も、終に脱れぬ時運か、と思へばそれもなかく〵に、われから急ぐ死出の鳥、八千八聲說ばとて、とき竭されぬ濡衣の、いとも苦しき世の中に、亂れてするゑは忠臣を、不忠とも不義ともいへ、靈はこの土にとゞまりて、惡人等をうち滅し、王女を世に立奉らめ、とこゝろ一ツに唐鞍の、うづもるゝ名は惜みあへず、曇らぬ胸や月毛の駒に、手綱短くかいくりて、中山府へ參りつゝ、正門に馬乘放ち、參り熟たる龍宮城の正殿へ、とすゝみ入るを、待設たる夥の筑登之、帷幕を撥て跳り出、鎗閃して左右より、脇ぐさと刺徹せば、國鼎その柄を握りとゞめて、

（一）　（二）　（三）　（四）　（五）
つぼてある花の露のみまやたごとけなばやたてろそもなほれかな

（一）つぼみてある花のつゆの身といふことなり　（三）そのつゆをおびたるごとしと也
（二）きえなばなり　（四）さいしきの具なりとぞ　（五）それもなほあらんかなといふ義なり

と辭世の一首を詠じも果ず、又一人後方より、劒を拔て走寬り、忽地首をうち落しぬ。嗚呼痛しきかな毛國鼎、その忠その義、古人に恥ず、勇にして且武略あり。顏を犯して君を諫め、直言して、佞人を拉ぎ、王女廉夫人の危窮を救ふこと數回、國の安危存亡もて、己が任としつれども、暗君終に用ひ得ず。讒言しばく〵行れて、忽地にこれを誅しつ。されば天日これが爲に闇

を東へ引むけ、首里を投て馳去を、査國吉つく〴〵と目送りて、陶松壽にいふやう、毛按司は、寔に蓋世の忠臣たり。われ彼人の通家たれば、年來の恩義いと重し。命を捨てその子ども、鶴龜等を救ふべし。御邊ははやく中城殿へ參りて、王女と廉夫人を落し進らせ、便宜の地に潛せ奉れかし、と密語ば、松壽微笑て、御邊に于はしかるべし。われは血氣の勇にはやりて、かるがるしく命を隕んとは思はず。救ふべくは救ひ進らせ、救ひがたくはさて已なん。薪を抱て火を救ひ、湯をもて沸を留るとも、勞するのみにて功あらんや。狼狽なばなき後までも、胡盧なるべしといふを、査國吉聞もあへず大に怒り、汝ははや命をしくて、言を兩端に寄するとおぼし。かくは王女のうへも、又心もとなし。さればとて、わが身ひとつにて、彼を助、これを救ん事難義なり。所詮汝と此處にて、うち果さんには、といきまきて、かけも寄すべき氣色なるを、松壽は些も騷ずして莞爾とし、牌金などて、かくは思慮なき。御邊は勇をもて恩に答んとす。われは智をもて忠を竭すものなり。もし機に臨み、變に應ずるにあらずば、曚雲利勇を欺課て、王女を救ひ奉りがたし、機密はこゝに議すべからず。御邊とわれと、擊果して、何の益ありや、と說諭ば、査國吉忽地に面を和らげ、しかなりしかなりと、應する間に、從者等走着にければ、迭に道をいそがして、美里と浦添の間なる、捷徑に馬をすゝめつゝ、飛ぶが似に走らすれ

計較、おちもなく國鼎にさゝやき、又いふやう、綷既にかくの如くなるに、按司、首里に赴き給はゞ、忽地首を喪るべし、はやく引かへして、世子殿に楯籠り、忠義の士を招き集めて、曚雲利勇をうち滅し、王女を世に立給へかし。吾儕外にありて、反間の計を行はゞ、逆賊を滅さん事、踵をめぐらすべからず。猶豫し給ふ事かは、といと信やかにいそがせば、毛國鼎頭をうち掉、御邊等、從者に聞れじとて、ふたたびわれを呼び戻し、火急の危難を告給ふ事、なほ日月地に墜ず、國神も人のまことを、憐給ふか、とおぼし。しかはあれ、罪なきよしを、いひとかん爲にもせよ、世子殿に楯籠、討手を引うけて防ぎ戰はゞ、王女は子として父と挑み、われは臣として君を凌ぐなり。さるときは、罪なきをいひとかんとて、却叛逆の罪人となりなん。常言に、忠臣の犬となるとも、亂離の人とな、なりそ、といへり。けふは是わが死すべき日なり。御邊たち、いよゝ忠義の志を移さずば、潛に王女廉夫人を落し進らせ、もし暇あらば、わが妻子にも、綷の趣を告しらして、禍を避さし給へ。家子鶴は十四歲、次男龜は、十二歲なれば、西東をもはやしるべし。父が孤忠の苦しきを思ひやり、寧王女のおん爲には、同胞命を捨よかし、と傳へ給ひね、と回答して、歸る氣色はなかりけり。浩處に從者等、東西より喘々走り來て、間近くなりしかば、松壽查國吉は、ふたたび諫る事を得ず。毛國鼎は、遂に馬の平首

て參りにけるが、はからずも、首里と中城との間なる、浦添山の麓にて、兩人の使者に逢ひぬ。當下松壽、查國吉は、はるかに毛國鼎が來れるを見て、聲をふり立、毛按司、吾儕おん使を承りつ、君王の仰あり、と呼れば、國鼎忙しく馬より飛下り、道次に立て待ほどに、兩使は、ほとり近く騎つけて、鞍坪に、威儀かい繕ひ、君王の仰あり。此度王女廉夫人を召かへし、舊のごとく、王女を世子として、位を傳へ給はんとなり。これによりて、大臣諸按司を召集て、事を議し給ふとぞ。とく〳〵參り候へ、と相述れば、毛國鼎謹でうけ給はり、召るべうはしらざりしが、只今首里へ參れるに、こゝにておん使に、行あひぬるこそ幸なれ。誘給へといふ。その氣色、滿面に笑を含て、他念なく見えしかば、松壽、查國吉は、いと苦々しくて、利勇が計較を、しらせまほしくは思ひながら、從者に聞れん事を憚りて、明白にはえいはず。いな、吾儕は、是より直に、中城殿へ參りて、王女廉夫人に、傳進らする仰あれば、もろともには歸りがたしといふ。國鼎聞て、しからば許し給へ、と回答て馬に閃りとうち跨り、東西に別れつゝ、間五六町ゆき隔りし比、松壽查國吉もろともに、鞭を鳴らして追蒐來つ、毛按司、しばし歸り給へ。なほいふべき事あり、と呼びかくれば、國鼎轡を引戻して、驀地に馳寄するに、是彼の從者は、旣に遙に後れたり。この隙に兩人の壯佼は、曚雲が鏡中の幻術、中婦君利勇が

く曚雲が幻術に惑され、且中婦君淫にして、佞人時を得たり。三綱既に亂れて、王女を殺し、忠臣を害せんとす。國の滅ん事旦夕にあり。吾儕官卑く、祿微にしてこれを救ひ得ず。却て利勇に役せられて、不狂人も走るに似たり。豈嘆くべき事ならずや、と密語ば杳國吉答て、御邊とわれと、豫て志をあはし、曚雲利勇に佞媚たるは、かゝる事のあらんときに、はやく毛按司國鼎をいふに告んが爲なり。直に緣由を彼人に告しらして、諸ともに世子殿に楯籠、討手を引うけ潔く、王女廉夫人のおん目前にて、陣沒すべく思ふなり、といと勇しく回答しかば、松壽聞て、さもこそ、と打點頭つゝ、しばし從者を待あはし、ふたたび馬の足搔を早め、中城を望てはせ去ぬ。

第三十九回

浦添山に國鼎使者に逢ふ
中山府に利勇忠臣を殺す

毛國鼎は、いまだ利勇等が計較をしらず、君王ふたたび、王女を世子に立んとて、曚雲、利勇等の執權を集合給ふよし、今朝しも密書をもて、陶松壽が告たりしかば、こゝろ歡びて、褫て眞鶴して緣由を、王女廉夫人に告進らせ、緯の虛實をしらん爲に、從者兩三人を將て、首里へと




其全圖


鏡中の幻術
忠臣蘇妲
を惱す

んとて、夥の軍兵をさし向られんは、路次の煩ひたるべし。只穩便の制度をもて、これを召よし、綷の虛實をたづね問し給へかし、と諫しかば、王諾ひて、しからば孰を遣して、毛國鼎を召さすべき、と問に利勇がまうすやう、里之子陶松壽は、心ざま武して、物に熟たる壯佼なり。彼毛國鼎が武藝の弟子なれども、その不義を憎みてや、久しくこれを疎みて、常に小臣が家に來訪す。又掟牌金査國吉は、國鼎が妻、新垣が從弟なり。此もの故ありて、ふかく國鼎を恨るよし、松壽潛に小臣に告たる事あり。今この兩人に、計略を授て、中城へ遣し給はゞ、毛國鼎疑ずして參るべし、と啓すれば、尙寧王、さらば松壽、査國吉に密諚を傳よ、と仰るに、利勇は軈て件の兩人を閑室に招きよして、仰の趣を聞えしらし、さていふやう、毛國鼎中城を出たらば、御邊等は事に托て、途より引かへし、松壽は世子殿に走ゆきて、王女廉夫人を刺殺し、首を引提て歸り來よ。又査國吉は、直に毛國鼎が家に推よせて、這奴が妻新垣と、その子どもを搦捕べし、加勢の兵士は捷徑より、陸續に遣すべきに、一世の忠節この時にあり。とくとくうち立候へ、といそがせば、松壽査國吉、一議にも及ず領掌して、從者はいと寡し、馬上ながらに正門より走り出て、二騎轡をおし並べつゝ、只管に嘆息し、既に從者の後れたるを見かへりて、松壽竊やかに査國吉を呼びとゞめ、牌金（牌金は査國吉が官名なり）何とか思ふ、君王久し

いと柳こゝろくに(二)あらしやばの(三)よてはろものかぜにてりよか(一)

(一) 琉球うたなるよし徂徠翁の聘使記に見えたりとて琉球談にのせられたり。一說にうかれめなどの小唄なるべしといへり。しからば夫人にはにげなからん歟

(二) 心に苦のあるしやばといふ也

(三) 以下解しがたし

と聲いと妙に唄ひにければ、國鼎は廉夫人の膝を枕に假寢しつ。その動靜云爲、咫尺の中に見るごとくなれば、尙寧王は瞬もせずうち覩つゝ、猖き事限りなく、忽地鼻息荒くなりて、且呆れ且怒り、われにもあらで俯に、高坐より滾落、腰をうたして、起も得ざるを、利勇等慌忙て扶起すに、王はなほ眼口をひとつによせ、流るゝ涎を拭ひつゝ、やうやく左右を見かへり、大息吻ていへりけるは、われ暗愚にして賊婦逆臣に誑られ、三十年來寧王女を這奴們が花生なりとしらず、位をさへ傳んと、思ひつるこそ悔しけれ。利勇はいそぎ軍兵を將て、中城へ走向ひ、廉夫人毛國鼎はいふもさらなり、寧王女が首を刎て、佶と見せよ、といきまき高く仰るに、智あるものは曚雲が幻術もて、あらぬ事を鏡にうつして、君を惑しまゐらするか、と疑ひながら、威權に怕れて、明白には論じ得ず、衆皆頓首してまうすやう、毛國鼎只一人を討

慈悲の制度をもて、人をかる〴〵しく罪し給はず。願くは一面の鏡を貸給へ。彼等が姦淫の僞體をうつして、おん疑を散し奉らん、とまうすにぞ、王點頭て、軈て里之子に仰て、大きやかなる鏡をとり來らし、これを中城の方へさし向て、殿の畫柱に掛さし給へば、曚雲やをら身を起して、鏡のほとり歩みよりつゝまうすやう、貧道只今千里眼の法術をもて、國鼎等が隱慝を照らし候べし。是はこれ、閻王宮裡にありといふ、睜玻璃の鏡に等し、睛を定めて觀せかし、とまうし果て、鏡に向ひ加持する事三遍、君臣一齊これを見るに、且して鏡の面、赫奕と鮮明なる事明月の昇るがごとく、世子廢殿の後堂、隈なくうつる間毎々も、むかしながらに荒まさる。時は九月の上浣にて、南海殊に暖く、木芙蓉、華きて、容蓮恨煞といふ渡鳥、枝に囀る聲愛たし。梅花はじめて匂やかに、桂樹に雜る鐵樹の花も蕾て冬をまつ。翅は綠く眉白きを、麻石求子と人の呼ぶ子鳥、石求讀、伊石求子、莫讀史の諸鳥渡る秋の庭、麥稀下かたへ求食ては、何處へ落る紙鳶、みなこの月の景物なり。簷の松風筧の水の、音なふばかり廢館は、訪ふ人けなき鳳蕉舍に、毛國鼎は眞鶴に酌を執らし、廉夫人と酒もり遊び、盃もしば〳〵めぐりて、いたく醉ぬと見えたるに、廉夫人は、蛇味線をとつて搔拵し、

疑ふには候はねど、王女母子、推籠られ給ひて後は、毛國鼎も、世の議論を憚りてや、中城殿へ參らず。彼もし王女を世に立んと計較ものならば、區々として十年あまり、はや二昔に近き月日を、いたづらに過せしはいかにぞや。その逞しき奸智をもて、などて謀叛を興ざりける。いとおぼつかなき事なり、といはせもあへず、曚雲儼然と形をあらため、こは南風原の親方利勇とも覺ず。毛國鼎が謀叛、稍久しといへども、いまだ氣色に顯さゞるは、われと御邊と、執權たるに憚りてなり。亦彼が不義の宿望、全く果し得ずといへども、廉夫人宮中を出されて後は、毛國鼎日夜潜ゆきて、淫樂に耽るをもて、遂に懈りて、事を急にせず。君王既に老給へば、世を辭し給ふを待ものなり。しかるを往には、彼をもて王女の傅とし、後亦王女と廉夫人を、國鼎に預給ひし事、これ盗人に糧を齎がごとし。彼が世を憚りて、中城殿へ參らずといふは、人に疑れじとてなるを、實事とおもふは淺はかならん、とあざみ笑て說示せば、利勇はいよゝ呆れたるおももちし、按司黄帽官に至るまで、驚き惑ひていふ所をしらず。尙寧王は、綷の趣を聞て、呆るゝ事半晌ばかり、手をもて額に加へつゝ、只管に嘆息し、廉夫人毛國鼎が隱慝、もし國師のいふごとくならば、その罪五逆に當れり。さるにても、王女を國鼎が子なりとは、何をもて證据とせん。罪の疑しきは、刑を加ふるに、よしなからずや、と宣へば、曚雲答て、殿下

嗣を定め給はゞ、後悔その詮なからん歟。加旃王女を立て、世子とし給ふときは、天孫氏の正統は、この時に絶給ひなん。極ていひがたき事にはあれど、彼寧王女は、殿下の御子にあらず。實は毛國鼎が花生なり。廉夫人宮中へ召れざる以前より、從弟どちなれば、毛國鼎と疎からず。彼是遂に密通し、懷胎していく程もなく、殿下に召れて寵恩重く、御子を産りと世に誇り、縱天をば欺くとも、この矇雲を欺得んや。かゝればしば〳〵、毛國鼎が面を犯して諫こしらへ、王女の爲に非を覆ひしは、おのれが子なれば、いかにもして、這國をしらせんとす。その奸計一朝の事にあらねど、殿下は一點曉給はで、王女を世嗣とし給ふから、件貢物の國神怒り、先廟受給はずして、災を降し、珠を奪ひて、これを妨給ひしなり。貧道はじめより、よく猜するといへども、明白にはいふよしなくて、深くこゝろに祕たれど、今日もし一言を惜みて、告奉らずば、ほと〳〵大事を悞べし。その餘の事は、みづからおもひあはし給へかし、と實しやかに啓すれば、中婦君も、うち驚きたるおもゝちして、利勇等と面をあはし、こは不思議なる事を聞くものかな。寧王女を毛國鼎が花子にてありけるとは、神ならずして誰かはしらん。廉夫人の賢がほなる、毛國鼎が忠臣めかせる、千仞の海は測るとも、量りがたきは世の中の、人の心の底なりとて、舌を振て嗟嘆しつ。當下利勇は、膝をすゝめて矇雲に對ひ、國師の明察を、

なり。さればとて別に子もあらず。王女は、珠を失ひたるを懲さん爲に、中城へ閉籠てより、夥の年月を經たり。彼も三十あまりにやならんずらん。今は免すべき時なりかし。往に毛國鼎がまうせしよしも理あれば、王女に位を傳んとおもふにこそ、まづ聞えしらすなれ、と宣はすれば、中婦君眉を顰め、王女の世に出給はん、は年來希ひ侍るから、いと喜しく侍るかし。さてもわらはは、去歳の冬より身の重きをおぼえ侍る、を典藥正なども、全く懐胎ならんとは定め得ず。わかき時だに産ぬ子の、さることありとは、わが身も思ひ侍らねど、當初曚雲國師わらはを相して、王子誕生あるべしとまうしき。とかく國師に問定め、大臣にも聞えしらし給へかし、と實しやかに回答しかば、王點頭て、次の日曚雲を招き寄し、利勇等を召集合て、世嗣の事を議するに、豫て謀しあはせし事なれば、中婦君潛と眴する程に、曚雲はやくその意を得て、席をすゝめてまうすやう、殿下おん仁慈ふかくして、寧王女の事をおぼし忘れず、舊のごとく世子とし給はんは、理に於てしかるべけれど、國の爲には甚わろし。故いかにとなれば、中婦君有身給ひて、臨月既に近づき給へり。曚雲年來の祈念空しからず、胎内の御子權者の後身にてまします故に、御氣色生平にかはり給はず。こゝをもて人その懐胎し給ふをしることなし。此度誕生の御子は疑ふべくもあらぬ、王子にて在すに、しばしが程を待し給はで、只今世

潛やかに、松壽を中城なる世子殿に誘引て、王女夫人に見參さし、この夜眞鶴と婚姻をとり行し、酒を酌壽を述るほどに、夫婦は一睡の夢をだに結びあへずして、その曉に立わかれ、遂にふたたびよりも添ず。彼天上の牽牛織女も、歲に一度のあふせはあれど、これは一夜の添臥が、あふを別のはじめにて、面をあはするよしなけれど、陶松壽も眞鶴も、綷みな忠義の爲とおもへば、胡越のごとくに遠離つ。恩愛いよゝ濃やかにて、迭に思ひ忘るゝ隙なく、十年あまりを經る程に、しろ人絕てなかりけり。案下某生再說、中婦君は、曚雲が妖言に惑はされて、子を生む事のありもやするとて、はじめ利勇と姦通し、なほ飽ずして、美少年を、夥後宮に養ひつゝ、世の譏を省ず。その爲體、飛燕三宮を亂すにあらずば、光明千人の垢を搔に似たり。かく情慾は恣にすれど、よる年の浪ばかり、堰とゞむるに術なく、十あまり七年の春の梢はかはらねど、姿の花は彌衰へて、秋やふる根にくれ竹の、よそぢさへはや過て、五十に近くなりにけれど、終に孕る氣色なし。しかるに尙寧王は、その性惰弱なるに、いたく老ぬれば、民の訴を聞くに倦て、國政を曚雲利勇にうち任し、放鷹遊山を事とするに、今茲はいよゝ身の衰をおぼえて、久後の事、心もとなくやありけん、有一日中婦君に對ひて、わが夫婦、過世あしくて男兒を生ず。わが齡既に、六十にあまりぬるに、はやく世嗣を定めよ、と三司官等が諫るもうべ

村なる、姑場の里人、陶氏が一子なり。少きより文武の道に志深く、常に首里に交加して、物學するに、年十五の秋、浦添の山徑にて、驟雨を避んとて、獵夫の家に立より、はからずも、しうねき女の毒蛇となりたるを、只一刀に滅して、その名三省に聞えたり。父母は往年身まかりて、この兩三年、仕官に他事なく、忠勤を勵り。今玆は壯歳をや超候けん。このもの原來、某が武藝の弟子なるをもて、豫て機密を說知らし、語ひ課て候へば、彼間者となりて、利勇等に阿諛ひ、惡人ばらが計較を、竊に告しらし候なり。かく憑しき壯佼なれば、忠義の爲に締ぶ緣しを、いかで推辭候べき。松壽外にありて賊臣を防ぎ、眞鶴内にありて給事せば、中婦君ふたたび、王女御母子を害せんと謀り給ふとも、これを避るに便あり。この事いかに候はん、と信やかに密語まうせば、寧王女はさらなり、廉夫人歡びて、眞鶴は、わらはが妹なれども、母には義理あり。しかるに按司媒妁して、良緣を結し給ふこそ、こよなき妹が僥倖なれ、眞鶴は、さも思はずや、といひかけて見かへり給へば、眞鶴は顏うち赧め、いかでかはさる事侍らん。人に歸は、世にあるもののうへにこそ、と推辭まうすを、夫人國鼎、かはる〴〵に說諭し、何事も王女のおん爲なれば、まげて承引候へかし、と叮嚀にすゝめて領諾さし、さて毛國鼎は退出しが、詰旦首里に到りて、松壽に緣由を聞えしらし、婚緣既に整ひしかば、黃道吉日をえらみ、

几帳に、申の刻は、はや過ぬらんとおぼしき、緋の袴を掛られたり。拂ひもあへぬ紙窓を、わが家がほなる蜘蛛の網に、昨夜の雨の降そゝぎて、玉簾とも見ゆめれど、網代天井は雨漏の痕に汚れて、月の暈といふものめきたり。貴き事世子にておはせしも、過世あしくてかくは世に、捐られ給ふ痛しさよ、と思ふに涙先だちて、まうさん事も口ぐもりぬ。當下王女は、眞鶴して茶を賜らせ、按司（毛國鼎をいふ）小夜深て參れるは、事ありてか、と問給へば、毛國鼎小膝をすゝめ、さん候。晝は人めのいぶせくて、明白には參りも得ず、竊に愚意を聞えあげばやとて、驚し奉る事、別義にあらず。廉夫人も聞食給はるべし。命婦眞鶴は、忠臣司馬公顧の女兒にて、夫人の爲には異母女弟、正しく王女の外戚たり。心ざまの信やかなるは、父にも母にも劣り候はず。年來の給事誰かよくこれに及ん。その忠その孝、嘆賞するに餘あり。しかれども、もしその志を合して、外に助るものなくば、よろづ便なく候べし。よりて某媒妁して、婚縁を締し、事あらんときの翼とすべき、壯佼を擇得たり。さればとて、この婚縁公だちては、佞人忽地疑ひを發して、王女のおん爲によろしからず。彼は夫、是は妻と、只一夜さの契を結びて、百年の苦樂を共にせんこと、忠臣烈女ならではよくしがたし。自の爲ならぬ妹と夫を、推辭じと思ふ聟がねは、近會郷より擧られたる里之子に、松壽と呼るゝものにて候。彼はこの中城の屬

續編卷之四

第三十八回

一夜の夫婦永訖を守る
鏡中の幻術骨肉を割

寧王女廉夫人は、中城に閉籠られて、懶き月日をあかし暮し給ふ程に、隙ゆく駒の足搔速く、又五七年の春秋を過しつ。かゝりし後は、中婦君利勇等も、憚るところなしとや思ひけん、毒計を逞くして、逼り苦しめんともせず。王女は元來、王位に望おはしまさねば、なかく〵に後やすくて、只閑雅に一生涯を、おくらんとのみ願ひ給ふなるべし。寔に才色の儔なき、いへばさらなり、孝心いとふかければにや、ふたたび三遍寃枉に罹りて、薄氷を踏よりも、なほ危きを脱れ給へり。これ併毛國鼎が誠忠もて、輔進らするにあり。それさへ嫌忌の中にこゝろをおけば、親くは參らざりしに、ある夜更闌て、潛やかに呼門を、誰と問はし給ふに、毛國鼎なりとまうす。王女も夫人も、いとなつかしくおぼせしかば、やがて呼び入れて對面し給ふに、毛國鼎は出居のかたに跪きて、つくぐ〵と見入れたるに、席薦なども、無下に斷離て、煤びたる

さては利勇にも、密通し、只管に、子を産んとて踠れども、年月のみいたづらに代謝て、絶て孕ず。子胤なかりけりとて、貴賤をえらまず、美目よき少年を呼び入れさして、後宮に養ひ、その淫がはしき事、晋の賈后が荒淫にも勝れるを、尚寧王はつやく覺らず。利勇はますく權威を振ひ、おのれに諂ものは、功なきをも賞し、剰襄に北谷を追放せられたる、阿公をも、都近く住居さして、もの乏しからず扶持してけり。淺ましといふもおろかなるべし。

廉夫人さへ、配流人となしたるに、此度失たる珠を索得て、件の母子歸り給ふよし聞えしかば、こゝろ更に歡ず。ふたたび目上に瘤の出來たらんやうにて、とせんかくせんと、思ひくしたるに、その珠は贋物にて、王女ふたたび罪を得給ひしかば、この便宜に、結果んものをとて、曚雲に注目せしに、曚雲はその意を得ながら、却て王女と廉夫人を救ひて、恙なく中城へかへしまゐらせたれば、ふかく望を失ひつ、傍に人なき折を見て、曚雲をうち恨み、國師などて、毛國鼎の方人して、王女母子を歸し給ひたる。豫て憑み聞えしに、いといひがひなし、と怨ずれば、曚雲莞然とうち笑て、思ふ所あらずして、彼母子を救ふべきや、寧王女は聰明叡悟にして、國民久しくその純孝を稱す。しかるを今、立地にこれを殺さば、國民これを悼み、中婦君の妬によつて、寃枉に陷され給へり、といはん。民の志を奪ふときは、大事をなしがたし。王女恙なく中城へ歸るとも、世子と稱する事を得ざれば、怕るゝに足らず。加之もし中婦君のおん腹に、王子誕生ましまさば、王女百年の壽を有とも、毛國鼎もせんすべなからん。向にもいへるごとく、中婦君には、御子おはすべかりしに、君王虛弱にましませば、石女にて果給ふ事、いと惜むべき事ならずや。女は七七四十九にして陰道閉す。いまだ丁のおん年なれば、子を生んとも、又生じとも、そは御こゝろにあるべきなり、と密語にぞ、中婦君點頭て、遂に利勇と

婦君を相するに、才ありて德尊し。二三年の間には、かならず懷胎給ひて、王子降誕まします事あり。その時に失たる珠も、索給はずして還るべし、と掌を指がごとくにまうせしかば、王ふかく歡びて、又毛國鼎をちかく召さし、王女廉夫人が罪犯、輕からずといへども、格外の制度をもて、是を宥め、彼等を卿に預るなり。中城へ將て歸て閉居候へ、と仰すれば、毛國鼎畏て、泣沈み給ひたる、王女と廉夫人を扶起すに、寧王女は今さらに、わが身を責て父王の、おん慈愛の有がたく、忝し、とおぼすにも、再び參るよしぞなき。王宮もけふを限りかと、いとど名殘のをしければ、立難給ふぞ理なる。かくて王女廉夫人は、毛國鼎に誘引れ、中城へ歸り給ひつ。配處に在するには、ますかたもあれど、よろづはじめには似ず、給事するものは、眞鶴が外に、はかぐしきも侍らず。旦夕絕ぬもの思ひに、うち顰てぞ坐しける。是より先、中婦君は、竊に利勇と謀し合し、只管に、曚雲を尊信して、腹心の機密を憑み聞え、他事なくこれを欵待ほどに、曚雲は、その身高嶺にありながら、飛行して、常に首里に往來し、何にまれ、おのが欲と思ふものは、神通をもて、理なく奪ひとりにけれど、國王の師とし尊み給ふ異人なれば、祟を怕れて訴告ものもなし。是によりて、先王の善政ますく荒れて、怨を含むものいと多かり。しかるに中婦君は、曩にはからずも、寧王女に珠をうしなはして、憎しと思ふ

泣賠話給ふを會釋もなく、利勇はつと列をはなれ、王女母子を引おろさんとて、勢ひ猛く走り蒐るを、毛國鼎推隔て、估とにらまへ、某今一言あり。君命なりとも、且く手をとゞめて、衆聞候へ。夫聖王賢臣は、貨をもて貨とせず、只善を以て寳とす。父あれば子あり。君あれば臣あり。父子と夫婦と君臣と、なべてこれを三綱と號く。仁義禮智、忠信孝悌の八のものも、三綱正しからざれば行れず。もし父子相鬩、君臣相責、夫婦相恨て、よく邦家を治るものはこれあらず。殿下今一顆の珠を惜て、世子を罪し給はゞ、珠ありといふとも、誰にか傳へ給はん。國の存亡は德にありて、珠のよくする所にあらず。他日もし叛逆の徒ありて、王宮に押寄なば、殿下珠をもて戰せ、輙く寇を退給はんや。慈悲の聖斷、只この一擧にあり。偏に免許の制度を庶幾ところなり、と怒れる眼に涙を含み、聲高やかに諷諫す。そのいふ所理なれば、王頻に嘆息して、曚雲に對ひ、王女罪あり。これを誅せんや、將免さんや、と問に、曚雲衣の袖かき合し、父子の道は天性なり、よきもあしきも、他人の中言を容れず、賞罰は君の御こゝろにありなん。しかはまうせ、王女は是世子たり、縱罪ありとも、刑戮人臣とおなじかるべからず。もし恩愛を捨て、法を正しくせんとならば、今より王女を廢して、別に世子を立たまへ。貧道つらつら王女を相するに、才餘あれども、德薄し。その命運、人君となることを得給はじ。亦中




龍宮城に
蟒雲珠を
砕く

れと定むべき證据なし。卿等いかに見つる、と問に、利勇膝をすゝめて、しばし珠をうち瞻り、臣等が愚眼をもて見れば、此度王女の進らせ給ふ珠も、形は似て候へども、彼と是と比るに、些の青色あり。よく〳〵鑒定あらまほし、といふその言語いまだをはらず、中婦君屛風の後より遶り出て、尙寧王にまうすやう、殿下もし、珠の眞僞をしらんとならば、矇雲國師に問給へ、國師は道高く、權智不測の術あり。かならず疑を決し給はんか、と信だちて、遂に高嶺のかたを伏拜めば、且して矇雲は、雲に駕、風に御、飄々然と飛來りて、庭上に立り。王これを見て、香を燒、みづから起て、高座のほとりに招請し、さて珠の眞僞を問に、矇雲やがて、二顆の珠を、と見かう見て冷笑ひ、目今王女の齎らし給ふは、疑ふべくもあらぬ贋物なり。これ御覽ぜよ。一顆は、潔白にして、一顆は青し。青を帶たるは蛇の珠なり。蛟の珠は、打ども碎ず。蛇の珠は毀やすし。いでや試み候はん、といひも果ず、如意をもて丁々と打程に、青あるは一打にて、微塵になつて飛散たり。王これを見て、勃然と色を變じ、王女贋物をもてわれを欺く、その罪たえて免しがたし。とく縛めよ、といきまき給へば、王女はいひとく言語もなく、只平伏して坐するにぞ、おなじ思ひに廉夫人は、その愆を身に負て、贋物としり侍らば、いかで漫に進らすべき。それもなほ憎しとおぼさば、わらはを斬もし殺しもして、王女を放し給ひね、と

にその本末を巨細にするのは。觀官事蹟の前後せしを、怪み給ふことなかれ。前には、まづ爲朝の世家、三十餘年の事を錄し、續編に至て、再て寧王女の事をくはしくす。よりて童蒙の爲に、しば／＼自注を施すこととしかなり。間話休題。寧王女廉夫人は、喪ひつる珠を得て、ふかく歡び給ふ折から、眞鶴參りにければ、緣由を物がたりて、毛國鼎に告さし給ふに、國鼎歡喜雀躍して、猛に王宮へ參上し、王女配處に於て、失たる珠を得給ひつるよしを聞えあぐるに、尙寧王も、さすが恩愛のやるかたなくて、二年見ざればなつかしきに、この訴に氣色をなほし、しからば王女廉夫人を、召還すべし、と仰するにぞ、毛國鼎欣然として、その夜すがら、おん迎の用意をいたし、詰旦轎を扛し、夥の筑登之を將て、配所に赴き、王女御母子のおん供して、直に首里の龍宮城へ册き入れ奉る。路次の警固、見物の群集、處せきまでに立續く、綷の爲體、美々しくぞ見えにける。かくは兼城の配處より、三里に餘る道程を、ひたもの急ぎにいそがす程に、その日午の比及に、首里の都に入給ふ。此事先だつて聞えしかば、尙寧王は、法司、按司、紫巾官の大臣を集合、龍宮城の正殿に于て、寧王女廉夫人に對面ありけり。當下寧王女は、鶴に易て、爲朝より得たる珠を獻るに、尙寧王これを玉几に受載しつゝ、失でありける一顆の珠と押竝、熟視て、利勇等を見かへり、この珠褻に失たるものとは見えながら、そ

稟性怜悧おはせども、遂に禍は脱れ給はず、悪人ばらが奸計に陷され給ひぬるよ、と痛しみ、且歎き、且怒り、いかにもして、中城へ歸し入れ奉るべしとて、とさまかうさま、肺肝を摧といへども、縡既に定りては、いかにともせんすべなく、憤を忍びて、首里に參上し、赤瀬の碑の事、洲民等がまうすに違ず、よりて形のごとく幣帛を進らせ、祭禮をとり行ひ候、と聞えあげ、忙しく中城なる、おのが第宅に立歸り、腹心の家隷等を、さま〴〵に打扮して、遠外に、王女の配所を守護せさし、又密やかに、眞鶴を遣して、王女御母子の衣食なんど、よろづ乏しからず調ぎ進らせしかば、利勇はいくたびか、王女廉夫人を、人しれずうしなはんとて、心くまなき人をかたらひ、その隙を窺せしに、終に便を得ずして、いたづらに二年餘り過しつ。時に大日本、天皇、近衞院の御世御す、久壽二年、鎭西八郎爲朝は、院宣によつて、曩に放たる鶴の往方を索ね、八町礫紀平治只一人を將て、遠く琉球國に推渡り、曚雲國師に行李を奪れて、主從舊虬山に索登り、忽地麓に滾落て、廉夫人に介抱せられ、はからずも、件の鶴を得て、大に歡び、乳母子須藤季重が、命を捨てとり得たる、大蛇の珠を、寧王女に與へ、やがて肥後へ歸りたまひぬ。紀平治が船を逐うて、大洋を泅ぎ、鐵丸を飛したるも、この時の事也。そは前編第六回に、くはしく見えたれば、こゝに省けり。寧王女の傳、この條までは、前編に漏たり。故

すに、尙寧王大に驚き、琉球二顆の珠は、天孫氏より相承して、國家の重寶たり。しかるを寧王女、その一顆を失ひぬれば、今より後、何をもて、位を傳る璽とせん。こはゆゝしき越度なり。卿ふたたび中城に馳向ひ、王女廉夫人を將て來よ、と焦燥給へば、利勇畏て、ふたたび汗馬に鞭を鳴らし、中城殿へ馳ゆきて、矢庭に王女廉夫人を捕て、張輿にかき乘つ、殘れる一顆の珠を携、いそがしたてて王宮へ歸り參りしかば、中婦君は便宜を得たり、と歡びて、廉夫人、はやく王女に世を御せんとて、珠を押隱したり、といはせしかば、尙寧王ます〳〵怒りて、遂に王女と廉夫人を、高嶺の麓兼城の東なる、荒磯へぞ配しつかはしぬ。このとき中城殿へ給事せしものは、男女をえらまず、或は殺され或は追放され、辛きめ見ざるはなかりけり。その中に眞鶴は、身を捨て、主を救ひとり奉るべう思ひしが、大厦の倒んとするときに、よく一木の扛べきにあらざれば、意ならずも中城を脫れ去り、那覇の港口に程近き、雪崎の浦家に身を潛めて、毛國鼎が歸るを待ぬ。この時しも毛國鼎は、小琉球へ使して、その事に管ざれば、利勇が奸智にも、これを陷るゝよしなくて、恙なき事を得たり。とはしらねども毛國鼎は、寧王女のうへ心もとなしとて、頻に船人等をいそがし、往來九日にして、那覇の港口に著にければ、眞鶴これを待つけて、如此々々の事ありし、と告るに、國鼎聞もあへず大に驚き、嗚呼寧王女、

おぼするに、曚雲忽然として、龍宮城（このとき琉球の王宮を龍宮城と號するよしは前に見えたり）の南殿に立り。王これを見て、且怪み且歡び、いまだ發言せざりけるに、曚雲先まうすやう、殿下赤瀬の碑の事を怪み給へども、他の國にては、かゝること往々これあり。むかし夏桀の時、泰山の石泣て、山を走らす。亦僧生公、石を集て虎丘に說法すれば、その石みな點頭といへり。或は魏揄の石よくものいひ、周庭の石窮民を達せり。さらに怪むに足らず。かくてもなほ心もとなく思ひ給はゞ、琉球二顆の珠をもて祓禊し給へかし、とまうせしかば、尚寧王速に諾ひて、利勇を中城へ遣し給ふ。かゝりしかば、利勇は馬の足搔をはやめつゝ、世子府中城殿に參り、寧王女に仰を傳へて、件の珠を進らせらるべしといふに、王女はやがて眞鶴をして、珠の筥をとり來たらし、廉夫人とともに、これを利勇に遞與し給へば、利勇左右の手に受捧て、王女にまうすやう、疑ひ奉るには候はねど、このまゝにてはおぼつかなし。封皮を拔きてこそとて、さし戻せば、王女みづから封皮を剪、紐を解、蓋を開て見せ給ふに、珠は唯一顆ありけり。こはいかに、と慌忙二重の箱を、曲にうち反し、上袋をとき揮ひなどし給ふに、廉夫人、眞鶴は、もろともに周章し、主從寶藏に走り入り、殘る隈なく索れども、絕て往方はしれざりける。利勇はこの景迹を見て、潛に歡び、つと走り出て馬にうち騎、飛がごとくに首里に馳かへりて、縡の趣を訴まう

孫氏の建給ふところにして、實に神作の古物なり。さるによつて、先代頗靈異をあらはし、時の吉凶を示せり、嚮彼所に赴きて、辟の虚實を糺明し、その事いよゝ實事ならば、古例をたづねて、幣帛を進らし、祭禮を執行へかし、と仔細に聞えしらし給へば、毛國鼎頓首してまうすやう、殿下、頃日街頭の童謠を聞召れつらん。是彼すべて、吉祥ともおぼえ候はず。妖は徳に勝ずとかや。殿下もしその不祥を曉て、天命をおそれ給はゞ、奇を好み給ふことなかれ。苛政を省き、租斂を薄くし、よく俊徳を明にして、善を勸め惡を懲らし給はゞ、妖怪立地に銷鑠して、災害ながく作るべからず。よく〳〵賢慮をめぐらさるべうもや、とまうしはてて、王宮を退出、ふたたび中城殿にまゐりて、寧王女、廉夫人に、王命の趣を告奉り、さて眞鶴にいふやう、某今日頓のおん使をうけ給はりて、小琉球へ起行なり。彼處は海上八十餘里也といへども、灘あしければ、舟行三日にはおぼつかなし。しかれば歸り來れるには、十日ばかりも過すべし。その間は、おん身殊さらに王女のほとりを去らずして、よく給事し、中婦君より進らせ給ふ、果子餅なんどを、かる〴〵しくすゝめ奉るべからず。おん身女子なれども、忠義の志は、丈夫にも勝れり。此事こゝろに秘て、油斷し給ふな、と叮嚀に教諭、次の日に舟出して、小琉球へ赴きぬ。さる程に尚寧王は、赤瀬の碑の事、とかく意にかゝるから、これを曚雲に問んと

と說喩し給ふに、廉夫人も、又さまぐ\にいひ慰め、毛按司もし不慮の事あらば、王女には何人か傳奉り、何人をか便とし給はん。忍びがたきを堪忍ぶが、誠の忠臣なるべしとて、叮嚀に聞え給ひしかば、毛國鼎嗟嘆して、仰うけ給はり候ひぬ。御こゝろ安かれ、と應まうしつ、やがて首里へぞ參りける。

第三十七回

毛國鼎命を稟て小琉球へ赴く
寧王女珠を捧て龍宮城へ歸る

却說、毛國鼎は、當日中城殿を退りて、直に王宮へまゐり、病疾平癒のよしを聞えあぐ。この時尙寧王は、龍宮城の正殿に、利勇等以下の親方按司を集合、民の訟を聞て坐せしに、申口官簿を掲て、中城の按司毛國鼎參れり、とまうすにぞ、それ召せ、と仰すれば、毛國鼎うやく\しく、階を上りて平伏す。尙寧王見そなはして、卿が病著をこたり果し、と聞えしかば、只今內官に仰て、召さすべうおもひつるに、はやくも參れる事、究てよし。聞ずや、小琉球なる、島北より訴まうす事あり。その故は、赤瀨の碑、夜なく\泣こと人の泣がごとし。朝にこれを見れば、碑面なる婦人の像に、涙痕ありといへり。卿もしれるごとく、件の碑は、國祖天

邉々の拜林に遊ぶ云々、馬琴按ずるに、拜林は神社のことにや、かれて神の出現すべき邉に神社を建ておくを、しかいふなるべし、わが邦にて神社を「もり」と讀ましたるはやしろにはかならずや多く樹を栽るものなればなり、古今集に「ねぎ事をさのみきゝけんやしろこそはてはなげきの森となるらめ」杜は日本の俗字にて社木の二字をあはしたり、かゝれば琉球國にて神社を拜林といふもその義はおなじきにや、因に蛇足の辯を添るのみ

さて、醫師は毎日に呼び迎て、藥餌油斷なく看病するほどに、十日あまりを經て、毛國鼎が心痛平癒せり。よりて次の日、中城殿へ參りしかば、寧王女廉夫人は、ふかく歡び、病劇し、と聞つれば、いと心もとなく思ひたるに、おもひしよりは、はやくをこたりしとて、酒肉などを給はり、首里の分野、曚雲が事をいひ出て、母子眉根をよせ給へば、毛國鼎小膝をすゝめ、近曾街の童謠に、

惡神來兮。海潮不淸。惡神來兮。白沙化髭。

と唄へり。是みな曚雲が事に應ず。小臣身を死して、ふたたび君王を諫め奉るべしといふを、寧王女熟聽て、いな、衆人既に醉ぬ。國鼎ひとり醒たりとて、諫言その詮なかるべし。もし强て諫奉らば、讒者便宜を得て、いかなる計較をせんも量がたし。しかれば君の爲にもならず、その身寃枉に死して、妻子にいくその歎きを見するは、不覺ならずや。湯をもて沸を止るは、勞して功なし。只緩やかに禍を避て、佞人ばらに謀られざる、準備こそあらまほしけれ、

夫の歸り來ざるを、不審み、奴隷二三人を首里へとて遣すに、このものども嚮に國鼎が倶したる、家隷に行あひ、高嶺の半腹にて、主を見うしなひ、彼此を索るよしを聞て、さては首里へは參り給はじとて、是彼うちつれだち、高嶺を投てゆくほどに、その山の麓なる、叢の中に、仆れたる人ありけり。一人焦燥をあげてこれを見るに、主の毛國鼎なりしかば、こはいかに、とうち驚き、慌忙つゝ、みなもろともに扶起して、さまぐ\に勦れば、國鼎やうやくに人ごこちつきて、眼を睜り齒を切り、悲きかな、君王小臣が諫を用ひ給はず、漫に虬塚を發きて、惡魔を惹出し給へども、なほ是を曉らずして、尊信し給ふこそ淺ましけれ。君臣既に、彼妖僧に魅せられたれば、國の危き事、累たる鷄卵のごとし。朽をしや、妖僧通力自在にして、孤忠いたづら事となりぬるよ、とひとりごち、忽地奴隷等を見かへりて、口を鉗ば、家隷背をかい捺り、こゝちはいかに在ます、彼等おん迎に參りぬ、といふに、毛國鼎うち點頭、われ持病の心痛起りて、ゆくりなくもこの處に、日を暮したり。今ははやをこたり果つ。誘歸るべし、といひかけて身を起し、家隷等に扶掖れて、丑三の比及に、やゝ中城へ歸りしが、落たる時に胸を打けん、痛つよくして、寢食も生平ならず。毛國鼎が妻新垣は、いと貞やかなる女子なれば、夫の病著に、いといたう思ひ苦して、次の日より、處々の拜林に祈願しつ。琉球事略に、きんまんもんといふ神、毎月に

あらずや、とほこりがに、毛國鼎を尻目にかけ、又曚雲を拜しけり。しかれども國鼎は、露ばかりも曚雲を尊敬せず、唯嘆息して聞ざるが如し。この時日影西に傾て、山色暗くなりにければ、毛國鼎聲をふり立、殿下いつまでか、かくて坐する。はや暮なんとし候に、路次のほどもおぼつかなし。近習宦、などて聞えあげざる、と呼ばはれば、曚雲も又いふやう、この處は山又山に續きて、猛獸蛇蝎の患なきにしも候はぬに、貴人久しく留り給ふべからず。貧道明日首里に參りて、國恩を謝しまうすべし。とく／＼歸り給へかし、といそがすに、尙寧王は已ことを得ず、曚雲に別を告、なほ再會を契りつゝ、遂に腰輿に乘うつれば、近習、里之子、親雲上、筑登之、前に立後に從ひ、人夫等も暇給はりて、みなもろともに山を下るに、利勇は少し引下りて、しばし曚雲を伏拜み、閃りと馬に跨て、しづかに後陣にうたせける。その中に毛國鼎は、思ふ所あれば、山の半腹よりとつてかへし、樹間を立遶りつゝ、半弓に征矢を刺ひ、箭ごろを量て覘ひ寄るに、曚雲はなほ立もあがらず、舊の所に端坐して聲細やかに讀經しつ。毛國鼎はこれを見て、竊に歡び、滿月のごとく彎固め、弦音高く弸と發せば、怪しいかな、弓は三段にほきと折れ、箭はいたづらに地上に落て、ぬしは眞逆さまに引仆され、さしもに高き巓より、滾落々々と墮る程に、膝を搦傷り胸を打、昏絕て叢の中にあり。この夕、毛國鼎が妻新垣は、

とくになりにけり。尙寧王はこの奇特を見て、忽地に信を起し、腰輿の内より轉び出て、感涙を拭ひあへず、數回異人を拜し、神仙ねがはくは、われを捨ずして、教を垂れよといふに、利勇等以下の近臣はさらなり、人夫等に至るまで、或は呆れ、或は畏み、首を叩て尊信し、みなもろともにいへりけるは、往昔天孫氏、國基を開き、統を授世を嗣給ひ、二十五代の今に當り、かゝる神仙の出現し給ふ事、これ併わが王仁政のいたす所にして、萬民の洪福なり。歡びこれにますものなし、と祝ぎまうせば、尙寧王滿面に笑を含て、又異人に對ひ、神仙腰輿を共にして、首里に來臨あれかし。淸淨の土地をえらみて、道場を建立し、住寺せさし進らすべしとて、叮嚀に誘引に、異人頭をうち掉て、われは穢土火宅を厭ふがゆゑに、この山を出る事を歡ず。王もし求給ふ事あらば、招き給はずとも、一瞬に參るべしとて推辭しかば、尙寧王只顧に稱讚し、山居の事は、ともかくもこゝろに任し給へ。いまだ神仙の道號をしらず。再て使を遣して、安否を問んとするときに、何をもて稱すべきと問ば、異人答て、貧道原來氏もなく、名もあらず。霞を飮み雨に浴し、雲をもて家となし、又雲をもて駕とせん。しかれば矇雲と、召し給へ、とまうすにぞ、王點頭て、利勇等を見かへり、卿等今より異人を仰て、矇雲國師と尊稱せよ。われもし毛國鼎が諫を用ひて、虬塚を發得ずば、この神仙に値遇せんや。さは

と吟じ果て、呵々とうち笑へば、利勇おそる〳〵異人に對ひ、大王の仰あり。そも汝は何ものぞ、と問ふ。異人は利勇に應せず。腰輿の物見をさし覗きつゝまうすやう、殿下怪み給ふことなかれ。西方に聖人あり。よく衆生を濟度して、苦を脱樂を與ふ。すなはちこれを佛と號。亦東方に聖人あり。よく凡夫を哀憐して、福を授禍を禊ふ。死して亡ざるが故に、これを神と稱す。亦中央に聖人あり。眞を修め壽を保、天地とともに滅る事なし。すなはちこれを仙と呼べり。わが道這個の三を攝て、神通出沒不可思議なり。われ開闢のはじめより、この山中に蟄りて、一萬八千載を經たるに、天孫氏二十五主、いまだ君がごとき賢王はあらざりき。されば仁政國中に潤澤し、わが出べき時至れり。貧道當初天孫氏に約諾し、光を墳塋の中に埋て、ながく虬の惡靈を壓鎭。凡夫は只その虬塚なる事を知て、實は神仙の窟なるよしを覺らず。殿下狐疑のこゝろなくて、篤く尊信し給はゞ、貧道今より政を輔けん。しからば王の壽命天地とともに等しく、國豐に民安かるべし。かくは驗を見給へ、といひもあへず、内縛して呪文を念じ、

唵毒變蛇寧吽莎賀

と唱ふれば、石に打れて仆れたる人夫ども、立地に身を起し、手足に傷こともなく、本のご

勇この形勢を見て大に怒り、ものどもなど躊躇せる、蓋を開、といそがされ、膽太き壯佼八九人立かゝり、蓋を開んとて、石櫃に手かくれば、忽地百千の霹靂の、一度に落るごとき音して、石の唐櫃刮刺々々と碎飛、その石八方へ散亂したりしかば、矢庭にうち仆さるゝもの二三十人、手足を折き、脇を傷られ、半身鮮血に塗れざるはなし。こは正事にあらずとて、近臣おのおの腰輿を守護し、戟を執、弓箭を携、とせよかくせよ、と散動にぞ、利勇ははじめの勢ひ脱て、茫然としてせんすべをしらず。かくて君臣、やうやくに神を鎭め、睛を定めて、碎たる櫃を見るに、一朶の叢雲、靉靆として立昇り、やがて地上をはなるゝと見えし。奇なるかな、隆準骨立たる異人、香染の法衣の腐斷離たるを被て、手には銹たる金鈴を握もち、底石の上に結跏趺坐せり。その骨相、眉白く脣赤く、髯は黄にして面黒く、爪青くして指に半し、肉脱ては、雪の松の骨を見し、膚垢つきては、雨の竹の節も撓めり。人かと見れば人にはあらず。鬼と見れば鬼にもあらず。衆人ますく\怪みて、こはそもいかに、と斗りに、うち視てぞ居たりける。時に異人欠伸して、閉たる眼を濶と開くに、瞳の光人を射て、左手右手を見かへりつゝ、

天公未生我。　冥々無所知。　天公忽生我。　生我復何爲。
無衣遣我寒。　無食給我饑。　還爾天公我。　還我未生時。

ず。殿下もし土中の鈴の音に怕れて、櫃の蓋だに開し給はず、この儘にして止給はゞ國民弱の君なりとおもひ侮り、是よりして叛くものもありなん。一尺の土地も、無用の古塚に塞るは、國の費なり。これを發し給ふこそ、賢王とはまうすべけれ。いかで劍鏡の遺物を奪ん爲に、墓を發く奸賊と、日を同して語るべき。猶豫し給ふ事かは、とあざみ笑へば、尙寧王これに勵されて大に怒り、毛國鼎しば〳〵女々しき諫言して、君臣の禮儀を亂る、不敬とやいはん、無禮とやいはん。其處退ずや、といきまき給ふを、毛國鼎は、なほ面を犯して、諫んとするに、近臣わりなく押隔、さま〴〵にいひ諭しつ、遙後方に引居たり。利勇はこれにちからを得て、勢ひ猛く人夫等を催促し、とく石櫃を堀出せ、と指揮すれども、人夫等は應も得せで、互に面をあはしつゝ、逡巡して立もあがらず。利勇悖然として劍を引提、王事盬ことなし。汝等もし仰に叛かば、まづ首を刎て、後にこの穴に埋ん。目今首を刎らるゝと、土中の櫃を引揚ると、何か望ましき、應せよとぞ責たりける。人夫等はかく逼られて、せんすべなく、太き麻索を、十條あまり手繰おろして、櫃を縱横に括著、さて車轆もて卷揚んとするに、其輕き事毛のごとく、勞せずして引出すに、金鈴の音は、なほ鳴も止ず。この石の唐櫃は、五尺四面にして、重さいくばくとも量がたきを、輙く引揚たるが、いよゝ怪しとて、怕れて蓋を開くものなし。利

て寒からしむ。寔に怪有の古塚なり。そのとき利勇は、夥の人夫に指揮して、とく／＼發けといそがせば、人夫等は、手に／＼鋤鍬をもて、石を掘起す事、二晌あまりにして、やうやくに石碣を押倒し、赤松の下を掘穿に、多く茯苓を得たり。とかくして深一丈あまりに及びて、石の唐櫃に掘當たりしに、忽然として、物の音土中に聞え、玲瓏として金鈴を振がごとし。こゝに至つて君臣大に怪み、あれは何ぞ、と耳を側て、怕れてさしも覗ねば、人夫等は鋤鍬を投捨つゝ、走り退きて茫然たり。浩處に毛國鼎は、君王を諫んとて、後走に推參し、目今この景迹を見て、輿のほとりに拜伏し、殿下（尚寧王をいふ）小臣が諫を用給はず、遂にこの虬塚を發せたまふから、かゝる怪異さへ出來にたり。往古天孫氏、此高嶺に虬塚を築せ、又小琉球（一名大島ともいふ）に、赤瀬の碑を立て、妖魔を鎭め給ひしより以來、千載の今に至るまで、國家不朽の古蹟たり。しかるを故なく發せ給はゞ、魔を走らし、禍を釀して、後に悔とも及び給はじ。唯この儘に土を覆ひ、舊のごとくに埋し給へ。古塚を發くは、山賊の所行たり。幸にして祟なくとも、世の爲に益なく、民の爲に害あり。千慮の一失歟、聖斷その意を得がたく候、と理を竭して諫しかば、尚寧王やゝ後悔の氣色にて、しばし默然として在するを、いひがひなしと呟きつゝ、利勇すゝみ出て聲を勵し、毛國鼎過言なり。わが君をもて山賊に比す、不敬の罪、禁めずはあるべから

第三十六回

尙寧王腰輿高嶺に登る
舊虬山の古墳矇雲を現ず

却說、尙寧王は毛國鼎が諫をきかず、虬塚を發廢んとて、次の日又利勇等以下の近臣を引從し、高嶺を望て出給ふ。そも高嶺は間切の總名にて、一名は舊虬山、その地山南省に屬して、首里の南三里にあり。東北は八頭山に續て高く、白雲翠微を遮りて、向上れば岧嶢たり。正南は、蒼海杳渺として、高浪却連山のごとく、直下に溟漲たり。麓に二ツの泉ありて、惠泉と呼び芳泉と稱ふ。泉のほとりに石橋あり。是を大里橋と號く。東南に又山あり。國吉山これなり。大城、眞榮里、與座、屋姑と聞えしは、高嶺の屬村なり。羊腸たる山路わけゆけば、風に拂ふ葉末の露を、天にしられぬ雨かと疑ひ、歩まどへる木下闇は、明とも明ぬ夜陰に似たり。國王の腰輿には、太やかなる綱を著、轎丁等手と手を組あはして、登る程に、近臣は葛、藤、蔓に携つきて、喘々相從ふ。からうじて虬塚のほとりにたどり著、たひらぎたる樹下に、輿を扛居て、文官の官人左右に蹲踞し、君臣おの〳〵うち仰て、件の塚を見れば、蟠松天をかすめて、龍蛇の勢あり。石碣地に埋れて、虎豹の臥せるがごとし。いく星霜を經たりけん、見る人をし

たくやありけん、彼を曉りてこれを曉らず、頭を左右にうち掉、汝がいふところ、慮に過たり。淫祠は俗に害あり。虬塚に何の神靈かあらん。今これを發廢ずば、後かならず奸を助て、毒を流すに至るべし。わが心旣に決せり。ふたたび諫ることなかれ。眞鶴は、命婦たり。彼をば中城に將てかへりて、寧王女に給事させよ。けふは日もはや傾きぬ。翌又つとめて舊虬山に登るべきに、卿等その旨意を得よ、と是彼に聞えしらし、遂に首里に歸り給ふ。かくて毛國鼎は、親雲上の武官等に仰を傳て、阿公師弟を追放はし、眞鶴を伴ひて、中城へ歸るにぞ、利勇はしば〱謀を爲損じて、こゝろの中に焦燥ども、阿公を救んとせば、おのが伎倆の發顯んか、と阽て毛國鼎と爭ひ得ず。阿公はいと恨しげに、追ひたてられつゝ利勇を見かへり、苦きを舐りし啞子のごとく、いはんとすれどいひかねて、唯喃々と呟くのみ。善惡邪正時至りて、四條に分る北谷の、孝女が續世々に傳て、傳信錄卷の四に、昔北谷なる無漏溪に、惡蛟あり。風雨を興して患をなす。王國中に令て童女を募、犧としてこれを祭るに、宜野灣なる章氏の兒女、眞鶴と呼るゝが、募に應じ身を捨て、母を養んとせし至孝を、天神感應ありて、蛟を滅し害を除、封爵を受たり、と書しるせしはこの事ならん。その說大同小異あつて、或は義本在位の時とす。いまだ何が是なるをしらず。

發顯たり。今より人をもて犧とし給ふ事は、思ひとゞまり給へ。彼が辰の年月日時に生れたる女子を募て、犧にし給へ、と勸めまうせしは、ふかき計較ありとおぼし。そは君にも曉得給ふにこそ、是彼を思ひあはして、その詐謀を知召れよ、と憚る氣色もなく聞えあぐるに、尚寧王點頭て、今日の事、もし毛國鼎なかりせば、忠孝比なき少女を殺すのみならず、大に德を損ひて、民の望を失ふべし。嗚呼危きかも、危かりし。阿公は、その罪宥がたき擬者なれど、女流なれば、死刑一等を寬め、師弟もろともに追放すべし。さるにても、彼が虬塚の神に祈て、一年中の吉凶をしるといふこそ、意を得ね。この後又嗚呼のものありて、彼塚に祈らば、いかなる不思議を、いひふらして、愚民を惑さんも量がたし。絆の叙に、われみづから彼山に攀登りて、件の塚を發せばや、と思ふなり、と宣へば、毛國鼎又まうすやう、彼虬塚は、往古天孫氏、虬を伐て民の害を除き、骨を高嶺の嶺に埋め、石を建、松を植て標とし給へる古迹にして、高嶺の一名を、舊虬山と喚なすも、このゆゑ也。しかるに阿公が浮たる一言を信じて、虬塚を發せ給はん事、究めてよろしきにあらず。君王願くは、德を修め民を憐み、天つ災を禳ひ給へかし。聖王の世に惡民なし。君仁義をもて民を敎給はゞ、虬塚ありといへども、誰か阿公が蹟を嗣て、怪しき行ひをし候べき、と理を盡して諫けり。尚寧王つくぐ〵と聞て、なほ良藥甘じが

迎ん事、いと易かりなん。汝達とくゆかずや、と罵もあへず、ほとりちかく侍りたる、二三人の生託女を、忽地礙と蹴たりしかば、眞逆さまに滾落て、浪の底にぞ沈みける。利勇これを見て大に怒り、こは毛國鼎、物にや狂ふ。筑登之等、などて這奴を縛めざる、といきまきて指揮すれば、毛國鼎眼を睜らし、阿公、君を惑して婦女子を犠とす。もし其驗を得ざるときは、罪なき人を殺し給ふ、君王の御愆となるべし。小臣これを思ふが故に、水神をこゝへ迎て、犠を受るや、受ざるやを試んとす。是を禁るものは忠臣にあらず。われ何の罪あつて、縛を受べきや、と呼る。その威勢に辟易して、利勇が指揮に應ずるものなし。國鼎又阿公をにらまへ、既に生託女兩三人を遣したるに、水神いまだ出現せず、その返命だにまうさゞるは、いよ／＼怪し。阿公みづから波濤を披てこれを迎なば、彼神かならず推辭ことを得じ。君王を待し奉るは不敬也。とく／＼ゆきね、といそがして、項髮無手とかい廼て、突落さんとしたりしかば、阿公大に驚き怕れ、顔色忽地海原より蒼ざめて、戰慄つゝ掌を合し、吾儕實は、海神のこゝろを得たるにあらず。年來舊虬山なる虬塚に祈て、不思議に一年中の吉凶をしるのみ。人をもて犠とせんよしをまうせしは、おのが愆なり。命ばかりは助け給へ、と勸解にければ、毛國鼎さもこそ、と冷笑ひ、驟て眞鶴を扶掖て、壇の邊に參り、さて國王にまうすやう、阿公が奸計、既に

阿公は、眞鶴を引立て、海邊に歩みより、且く口に秘文を唱、やがて海面に推向て、數十丈なる崖の上より、突落さん、とする處を、毛國鼎走りよりて、忙しく押とゞめ、阿公に對ていへりけるは、夫神は、哀愍を慮とし、人は性命をもて本とす。されば生とし活るもの、孰か命の惜からざる。しかるを今、人をもて犧とし、もしその驗なきときは、その罪阿公がうへにあり。神その犧を受給はずば、何をもて其許の愆を補はん。いと心もとなし、と詰問に、阿公は、半落たる齒をあらはして、鞅然とうち笑ひ、吾儕六十に及ぶけふまで、國の祀に與りて、神の應はよくしりぬ。こゝをもて、上國王より、下士庶人に至まで、公然として疑ず。しかるをおん身、犧を拄て、心もとなしと、宣ふはいかにぞや。其處放給へ、といひも果ず、ふり落さん、と焦燥にぞ、毛國鼎は、なほとめたる手を放べず、又阿公にいふやう、此國開けそめしより、君眞物出現して、禍福吉凶を示し、人面あたりこれを見るに、水神血食を求むるものならば、などて自親出現して、その犧をとり去ざる。且三十七の間切、三十六の屬島、いづれか王土にあらざる、誰か王臣にあらざる。しかるにわが君、駕を枉て この海邊に到來給へども、水神神體を顯して、そのおのれを祭るの歡を述ざるは、無禮なり。是正しき神にはあらずして、五月蠅成邪神なるべし。阿公よく神のこゝろをしらば、目今兩三人の徒弟を遣して、神をこゝに

轎夫に舁しつゝ、浦曲ちかく參りしが、國王既に出給ふを見て、轎を壇のほとりに扛おろさし、忙しく轎夫等を退しつ、眞鶴を將て參れり、と聞えあぐるに、紫巾官利勇、仰もまたですゝみ出、轎の内をさし覗きつゝ冷笑ひ、謀叛人の女兒なれば、身のおき處なきまゝに、こゝらわたりに漂泊し、世は暖なれども膚寒く、年は豐なれども餓に苦しみ、口ひとつを餬かねて、自殺せんよりは、と思ふにこそ。世に捨られたる死物狂ひも、時を得て忠孝の名を竊み、父順德が叛逆の罪名を削られ、剩例なき、高位高官を贈たまはり、その身さへ命婦の列に入られしは、常言にいふ、悞の功名なり。阿公とく〳〵、這奴を投めて、奇特を見給へ、といそがせば、うけ給はりぬ、と應つゝ、阿公は、五七人の託女を將て、しづかに壇を下り來たり、轎の右手に立繞りて、あらやかに物見の簾をかきあげ、老皺みたる臂を伸て、眞鶴が黑髮を、無手と掴て引出す。憐べし眞鶴は、蟬鬢眉にふり亂れて、雪に拂ふ柳のごとく、紅顏砂に塗れて、風に落る梅に似たり。なか〳〵に、覺期究し事なれば、騷ぎたる氣色もなく、引るゝ隨に轉輾、その形勢、孤雁の鷹に捕るゝに異ならず。これを見るもの嘆息せざるはなく、あな痛し。中城の御命に代奉り、國の患を禳除ん、と希ふ心操の、世に勝れたるのみならで、容止も又愛たし。かゝる少女を犧とし受て、人の願事をかなへ給ふ、神慮寔に測がたし、と呟きけり。當下

准國舅と贈官し、母章氏には、保國夫人と追封すべし。この旨よろしくいひしらせよ、と叮嚀に仰するにぞ、毛國鼎は、欣然として命を稟、忙しく中城に退りて、仰の趣を述しかば、廉夫人寧王女はさらなり、眞鶴は、はじめて天日を瞻こゝちしつ、首里の方に向ひて、君恩を拜謝し、今はおもひ遺事なしとて、なかく\に死を急ぎて、次の日より潔齋し、犧にたつ日をまちたりける。かゝりし程に中婦君利勇等は、おもふに違ひて、いと本意なくはあれど、綷既に定りては、これをいひ破るによしなくて、いよゝ廉夫人と毛國鼎を、いぶせきものとし、これを憎こと甚しく、再て施す謀略もがなとて、ますく\肝膽を摧こそおそろしけれ。かくて尙寧王は、みづから北谷なる、海邊に赴き、眞鶴を犧として、君眞物の諸神を鎭め祭る、阿公が奇特を見んとて、豫て吉日を卜み、さて本日にもなりしかば、三司官より、里之子、親雲上、筑登之に至るまで、文武の官人夥將て、北谷に赴き給ひしかば、託女長阿公は、三十餘人の徒弟を從へ、浪打際に壇を築き、壇の四隅に注連引わたしてこれを待、綷體、いと晴がましくぞ見えし。この事世にかくれあらざれば、濱川、砂邊、野國、野里、玉代勢、屋良、桑江、嘉手納、平安山、伊禮、前城の郷人等、海邊に群集して、王を拜し、衆皆萬歲と祝しまうして、時刻遲しと待ほどに、中城の按司毛國鼎は、新命婦眞鶴に、蕉布の淨衣を被せて、白木の轎に乘し、夥ひ

續編卷之三

第三十五回

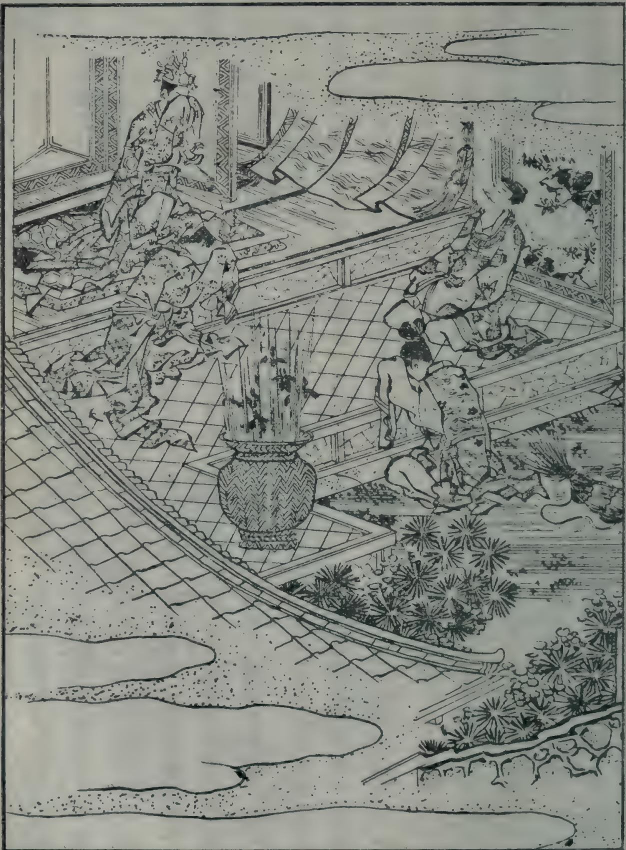
眞鶴孝烈北谷へ赴く
國鼎勇敢阿公を拉ぐ

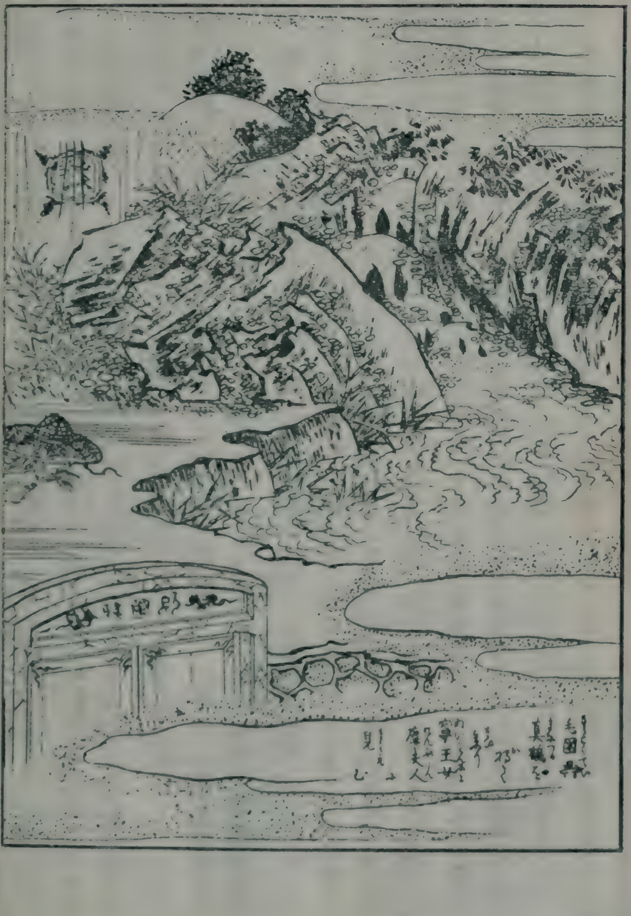
毛國鼎は寧王女廉夫人を諫まゐらせ、ふたたび首里の王宮へ參りて、眞鶴が忠孝を詳に聞えあげ、彼をもて、犧とせん事を請奉りしかば、尙寧王これを聞て、ふかく嘆賞し、われ寧王女を犧にすべく思ひつるは、民の父母として、これを救ふによしなければ也。しかれども、王女は既に中城と稱せられ、尊き事世子たり。今彼を害して、國の患を除んには、臂をもて雨を避るがごとし。後世の議論を脫れ難くて、不德の君といはるべきに、司馬順德が女兒眞鶴とやらん、這般の募に應じて、まゐれる志いと賞すべし。彼が父順德は、世に愛たき忠臣なりしを、思ひ悞りて誅せし事、久しくこれを後悔す。しかるを亦、その女兒をさへ犧として、海底に投ん事、不便にはおもへど、そは彼が本來の情願なるに、われもひとりの女兒を惜て、千萬人には換がたし。よりて眞鶴が忠孝を賞し、卽命婦として、犧に北谷へ赴し、父順德には、從一品、

こは仰とも覺ず。かゝるせにたち侍らずは、いづれの時にか、父が汚名を雪め侍るべき。されば眞鶴が命は、君と親とに進らするを、聞食わけられぬは、おん仁心なきに似たり。さはおぼさずや、と回答つゝ、姉のかたを見かへれば、廉夫人點頭て、健氣也眞鶴、忠と孝とに身を居る、世に比なき少女ぞと、譽らるゝ薄命、貧き家に母を養ひ、こゝろ長閑き春にもあはず、含ながらに散る花の、身のなる果の痛しとて、代らるゝわれにもあらねば、いく回歎きてもそのかひなけれど、今環會喜しさに、翌の別を思ひやられて、あな胸苦し、とかい撫る、腕もちからなげ也けり。さればとて寧王女は、なほこれを許し給はず、さまぐ\に諭し給へば、毛國鼎すゝみ寄て、王女も夫人も御心安くおぼしめされよ。眞鶴をもて犧となすとも、小臣はからふべきやうあれば、命を殞さする事は候はじ。一旦彼が忠孝を聞えあげ、父順德が寃枉をまうしときて、おん赦を蒙らせん爲に、假に犧には進らするのみ。彼世の中ひろくなりて、この中城殿に給事し奉らば、生親雲上に親雲上は武士の事なり立まさりて、よき御衛に候ひなん。何事も小臣に、うちまかし給へとて、いと頼しくまうしけり。

期を今も見る心地して、轉び出つゝ二ッの位牌を、袖に抱きて亦しばし、絶入ばかり歎きしが、やうやくに涙を拭ひ、喃眞鶴、われこそは御身が姉、又恐くも是なるは、王女にて在すなれ。そもわが父は世に稀なる、忠臣なれど過世あしくて、讒者の舌の劍にて、討れ給ひしそののちは、母の往方も妹の事も、いひ出られぬ九重の、國津都に給事、人の妬に薄氷を、渉る思ひは水鳥の、浮寐に結ぶ夢にだに、忘るゝ隙はなかりしに、逢見ぬおもひは數ならず、母の最期を聞けばなほ、歎き彌倍す袖の雨、降て涌たる今度の難義、產奉りし姫御子に、代らんといふその人は、母に義理ある妹なり。とてもかくても安からぬ、心の駒も勇難て、おなじ道にぞ踏迷ふ。强面ものは命也、といひかけて又よゝと泣ば、眞鶴は皆に、走り登らんとして身を恥けん、登りもえせず、伸上り、そは姉君にておはせし歟。恙なきおん顏を、見もし見られて年來の、志は致したり。命とられに參りつる、眞鶴に物を思へとてか、不覺に歎き給ふやらん。情なし、と怨ずれば、寧王女は是彼の、心のうちを思ひやり、感涙とゞめあへ給はず、あれ召のぼせよ、と仰すれば、毛國鼎うけ給はり、やがて眞鶴が手を携て、ほとり近く將て參りつ。王女つくぐ〵と瞰して、揃ひもそろひし親子が忠孝、げに順德が妻也子なり。かく有がたき孝女を殺さば、いかでか神の受納あらん。志は、賞するにあまりあれど、是をしも忍ぶべくは、

人ばらが申すゝめて、かゝる不思議の制度あらばいかにせん。母子忠義に命を隕して、爹々の汚名を雪むべきはこの時なり。今こそあれ、御身も國頭の按司司馬順徳ぬしの女兒なり。事に臨み、朽をしき擧止して、氏も育に不及とて笑はれ給ふな。廉夫人はおん身が姉ながら、わが爲には義理ある子也。王女は君にてましませども、世にしあらば、外戚の稱をも汚すべし。かかれば恩義いと〳〵重し。とく中城におもむきて、親族毛按司に、名告あひ、母が志をもいひしらして、此度の犧に參り候へ。われ愁に、病饑ひて跡にのこらば、御身が今般の心がかりともなりなん。いざさらば、面のあたり刄に伏して、後の思ひあらせじ、といひも果ず、枕の下にかくしおきたる、短刀を閃りと引拔き、自害して失給ひし、母の最期に諫られ、泣も泣れぬ一世の別れ、いとゞ涙にくれ竹の、よわる心を鬼にしつ。とかくして、亡骸を煙となして立のぼる、浦添山もうらめしく、世には安房茶の里遠き、歎きは今も昔間山。ひとり旅だつ牧港、いそぐとすれど伊祖村の、あなたに見ゆる姑場嶽、これやわが身の死出の山、娑婆と冥土の中城、漸尋參りし也。是はこれ父の位牌、これは又母の位牌、親子二人が切なる願、命めされて亡父の、忠義をたてさせ給ひね、と思ひ定めし物がたり、長き袂を絞けり。廉夫人は聞毎に、かき拭へどもはふり落る、千行の涙沸かへり、にへに立んと身を殺し、子を諫たる母親の、最




毛国鼎
真鶴を
寧王女

らべ居、名告まうすも恥はしけれど、わらはは國頭の按司、司馬順德が女兒にて、眞鶴と呼れ侍り。父討れつる頃は、襁褓の中にありしかば、何事とも、思ひ辨侍らざりしが、物心をおぼえてしる、父の最期は夢なれや。そのとき母が懷にかき抱て、猛火の中、刀劔の下を脫れ出、是首彼首に立潛び、雨に濡れ露にそぼち、養育たてしはうき木の、高き恩惠と亡父の、寃枉の緣由を、聞くに悲しく朽をしき、宜野灣にちかき山住ひ、蹤を埋め名を匿し、世にあるかひも新城、親子くし〳〵具志川に、袖ぬらしつゝ泣あかせし程に、母章の嫗は（眞鶴が母は章氏なりよりて章の嫗といふ）三年以來、長き病著にうち臥たり。反哺の孝も貧しき家は、意に任せぬ藥の價、煎じ詰たる艱難を、問慰る友もなく、姉君ひとりありとは聞けど、都の花に鄙の月、曇りがちなる身を恥つ、風の便もよすがなく、なつかし、とのみおもひ侍り。しかるに今度大王より、辰の年月日時に生れし女子あらば、犧に進らせよ、と國中に令しらして、普く募給へども、參るものなかりしかば、王女みづからおん躬を捨て、犧になり給ふ、と風聲す。わが母これを聞て、大に驚き、眞鶴にいへりけるは、御身は辰の年の三月、上の辰の日辰の時に、生れたるが、そのころ廉夫人懷胎にて、後の彌生は臨月なるよしを聞ぬ。思ふに閏三月辰の日辰の時に、王女誕生まし〳〵けめ。よしや國の爲也とて、世子の御躬を捨て、犧となり給ふとは、誠しからぬ事なれど、惡

しことよ。みなこれ過世の悪業ならめ。人をなうらみ給ひそ、と背かい拊れど咳入りて、しばし問答はなかりけり。毛國鼎は、この形勢にも騒ず、膝をすゝめて聲を細うし、とばかり聞しめされては、驚き給ふも理なり。機に臨み變に應じ、這奴等が伎倆のうらをかく謀あり。縦王女、みづから犠にならんとて、北谷に赴きたまふとも、毛國鼎かくて候へば、おん身に恙あるべうは候はねど、しばしが程も、危きに臨し奉らんことを、心苦しく思ふ折から、はからずも、犠とならんとまうす、女子を將て參りて候。こや〳〵と呼かけて、外面をさし招けば、おいといらへて花園の、諸折戸を押ひらき、走り入つゝ孫廂の、縁に手をかけ伸上る。賤女ながら容止は、磨かで清き玉ぞ巻く、芭蕉布の單衣を、裾短に引折て、麻衣の帶結びさげ、脊に負たる藁裹の、輕き打扮も愛敬づきて、年は三五の月の眉、蒼る花を見るがごとし。當下毛國鼎は、王女、廉夫人にまうすやう、御覽ぜよ。彼は宜野灣の山里に、いと窶しくて母を養ひ、芭蕉布を織て生活となすものなるが、恐けれど、王女と同庚にして、しかも三月、辰の日辰の時に生れしとぞ。よりて、身を賣り、犠にならんとて、小臣が家に來つる途中、これと補添山の麓にゆきあひ、情由を聞て、直に將て參りぬ。やよ少女、汝が素生を審にまうせ。とく〳〵といそがせば、少女は臆せし氣色もなく、藁裹を押開つゝ、位牌二ッをとり出して、縁頰にな

のほとりに蹲踞し、おん身を棄て國民を救んと宣ふ、中城殿の御仁心ふかき、又理を述て禁め給ふ、廉夫人の恩義重き、いづれをいづれとわきがたき、一五一十は彼處にて竊聞し、不覺に感涙を拭ひあへず候ひし。抑今度、阿公が勘まうせし、緯の趣を按ずるに、みな詭の計策にて、彼が心より出たるにはあらず。こは王女をうしなひ奉らんと計校、悪人ばらがいはせしなるべし。しかるに今朝しも、君王小臣を首里の王宮に召さして、潛に仰つる事あり。その事別義にあらず。近曾普く國中を募るに、犠になるべき女子なし。王女は怜悧もの也。彼に問て、その人を定めよ。われに于、唯ひとりの愛子なれば、いと不便にこそ、と宣ひし。これ全く、王女みづから犠になりて、危窮を救へ、と仰すべき謎也と猜せしかば、うけ給はる、と申果て、退出候ひしが、と語りも果ぬに、廉夫人は聲を惜ず、よゝと泣て輾轉、こはたのもしからぬ人のこゝろかな。悪人ばらが伎倆としりつゝ、一言も諫奉らず、阿容々々と退出しは、利勇等に相語れてか、中婦君のおそろしくてか、君も君なりあしざまに、申しすゝむるものありとも、國に一人の世子に、ましますものを死ねかし、と宣はするこそ理なけれ。うらめしきは君の御こころ、いひがひなきは毛國鼎、阿公が勘まうせし、生れ年には合ずとも、わが身を犠に進らせよ、とかへすぐ〵もかき口說、歎き彌ます涙の瀧の、いとゞ王女は慰めかね、さればこそ思ひ

そあれ、國の爲に躬を愛するを、賢き君とまうす也。よしなき事な宣ひそ、と言語を盡してとどむれば、王女熟聞果て歎息し、朝に生れて夕に死す、蜉蝣といふ蟲すら、命は惜むときくものを、親の歎きもかへり見ず、世々の護の國を棄、王位を棄て只管に、死んとねがふにはあらねど、かしこけれど父王は、讒者のまうすを實言として、人を疑ひ給ふ事おほかり。さるによつて、此度犧になるべきものを募給ふに、その人を得給はずば、吾儕をこそ、とおぼさずとも、利勇等が申すゝめて、不思議の仰あるべうも量がたし。そのとき固辭奉るとも、さはとて許し給はんや。よし又別にその人ありとも、罪なきものを殺さんは、この身に摘ていと痛まし。異國のいにしへは、老たる親を野にも棄、山にも棄し例あり、と聞くは實歟是は又、それにも劣らぬ神慮、人をもて犧に宛る、國俗こそ悲しけれ。夫來たつて且くもとゞめがたきは、有爲轉變の理、去てふたたび歸らざるは、冥土黄泉の別也。愛惜哀慕の悲しみ、今にはじめぬ事なれば、本の霜末の雫、先だつも後るゝも、別れはいづれおなじかるべし。聞わき給へ、といらへつゝ、立あがらんとし給ふ袖を、廉夫人引とゞめて、こは物にや狂ひ給ふ。君王の仰あらば、是非に及ばず、みづから求めて牛馬に、身を比し給ふ事かは、と迭に諫め諫られ、緈果しなき折しもあれ、按司毛國鼎咳して、廊の方より繞り入り、欄干のあなた、半掲わたしたる、翠簾

忠臣も、身のぬれ衣をほしあへず、家に火を放順德は、腹かき切て失にければ、主に劣らぬ家隷郎黨、さしちがへさしちがへ、煙の中に死するもあり、心おくれて生捕られ、首を刎らるゝものもあり。母は父が後妻にて、わが爲には繼しけれど、心ざま雄々しく、辛じて當歳なる、妹眞鶴をかき抱き、後門より走り出、行方しらずなりぬとも、又猛火の中に跳り入て、親子三人、ひとつ煙と、立冲ぬとも聞えて、定かならず。そのときわが身も父の罪によつて、宮中を追るべかりしに、王女胎內におはしまして、既に臨月なるをもて、その制度に及ばれず。唯王妃に立られん事を止られて、利氏を納て中婦君とす。こはみな利勇叔姪が所行なり、としれども女子の悲しさは、明白にはいふよしも、たえて汀の獨木船、ひとりうら見し國頭の、宇郎の濱の小夜衛、形なき身を泣ばかり、歡樂には他人聚り、艱難には親戚離ると、世の世言にいへるもうべなり。父順德討れて後は、從弟なりける毛國鼎のみ、外にちからとなるものなく、針の筵に坐するがごとく、懶き中にいと程なく、王女を產奉りしが、王もやうやくに曉得給ひけん、順德を討せし事、後悔の御氣色見えて、わが身を憐み給ふ忝さに、少しは憂を慰めつゝ、王女の成長し給ふを、まつかひありて世子と、仰がれ給へば千代萬代、久後祝ふ十かへりの、花の含を化にして、民を救んと宣する、御仁心はさることながら、そは臣下のうへにこ

なし、國民を救なば、神も憐み人も喜み、その應報空しからずして、王子誕生あらんには、こよなき國の洪福也。もし王子誕生あらずとも、王孫にして、臣下につらなるもの、なきにしも侍らず。そのひとり二人をいはゞ、御身が亡父司馬順德、それが親族の毛國鼎なんど、みな天孫氏の子孫ならずや。これらが子どもを養ひて、位を傳給ふとも、その阮はひとつなり。他の邦には子に傳ず、德ある人に讓れるを、聖の世とて後までも、いと〳〵譽ると聞えたり。親に先だち奉るは、悲しき事いふべうも侍らねど、病て墓なくなるならば、とゞめらるゝともいかにせん。何事も國の爲也、と思ひ諦め給へかし。わが身も思ひ絕侍り、といひ慰め給ふにぞ、廉夫人は誠ある、その言の葉を聞ばなほ、胸まづいたくふたがりつ、宣ふ所理なれど、又この身にもなりて御覽ぜよ。わが父司馬順德は、王女の誕生まします年に、寃枉に討れたる、緣故を今さらに、かき口說さへ涙のたね、思ひ出れば十あまり、五年前の秋のころ、君王いたく病給ひて、おん命危かりしかば、順德ふかくこれを歎き、君眞物に祈誓して、その身をもて王に代り、死んとねがふ願事の、誠忠を神も憐みてや、王の病癒給ひき。しかるに佞人ばら、竊にその幣帛に、血を塗釘を打、司馬順德こそ、物體なくも、君王を調伏し、おのれこの國を押領せんとすと、讒者の舌の劍は銳く、王の御こゝろ鈍ければ、これを實事として、緣故を正したまはず、やがて討手を向られたり。されば可惜

のたつきを失ひつる、民の歎きもいと痛し。父王も是のみを、さこそ心苦しくおぼすらめ。さるからに、わが身朝なゆふなに、爪折して、君眞物を祈れども、誠の道に稱ぬにや、それぞと思ふ驗もなし。しかるに、北谷の託女阿公が勘まうせしよしを聞くに、年も月も、日も時も、みな辰に生れ合たる女子を犧として、水神に進らせなば、世はのどやかになるべし、と聞えあげしかば、やがて國中に屬託して、その女子を召るゝとぞ。かゝればわが身の生れたる年月は、阿公がいふところに符合す。翌はつとめて首里に參り、思ふ程を訴て、この身を神に進らせなん、今宵かぎりの名殘なる。なからん後はともかくも、とり營せ給へかし、といひかけて目を拭ひ給へば、廉夫人聞もあへずうち驚き、こは思ひもかけぬ、金の枝玉のわか葉、世をもしろし召るべき、中城のおん身にて、よしや國の爲也とて、犧としならん、と宣ふとも、これを許し給はんや。かゝらん事は、戲れにしも宣ふな。さらぬだに佞人ばらが、目を瞟耳を側つゝ、中婦君に告んとて、隙を窺ひ侍るものを、いと不覺也、と諫れば、寧王女かさねて、いな、さき〴〵の人のうへに、見きゝしにも、女は心より外にあは〳〵しく、人におとしめらるゝ宿世ありなん。況て世を統、位を嗣がば、よろづ影護も、傍いたく思はるべし。憖に中城に遷されて、嫌忌の中に世を貪り、高き梢の風に折らるゝを忘れ侍らんは、わが志にあらず。身を殺して仁を

れば、しかせんと宣ふとも、わが身にかへて助まゐらせん、とこそ思へ。心まがりし八重鎌の、あしかれと祈侍らんや。されど人の誠をしるは、かゝる時に侍れば、殿下試みに毛國鼎を召て、箇樣々々に宣はんに、毛國鼎半點の私なく、王女も又孝行の志空しからずば、犧にならん事を希がひ給ふべし。その孝心を神も憐み、わが子に換ても、民を救んと思ひ給ふ、王の賢き御こころを、國人等感激せば、募給はずとも、犧になるもの參るべし。しかるときは、王女の身に恙なくて、禍立地に禳除き、位を傳へ給ふとも、再祟は侍らじと、さかしだちたる言の葉の、佞倆の罠に引入るゝ、とはしらずして、尙寧王は、つくぐ〵とうち聞て、大に歡び、御身がいふ所寔にしかなり。われかばかりの事に、心つかざりしこそ、愚なれ、と慙愧て、只管に嘆賞し、やがて中城に使を遣して、毛國鼎を召さしけり。

第三十四回

寧王女躬を棄て犧にならんと議す
廉夫人妹に逢うて更に母を悼む

尙寧王は、綷の趣を、いまだ中城へ聞えしらし給はねども、寧王女は、はや世の風聞をもれ聞て、有一日廉夫人に宣ふやう、海山の荒るゝ事、神の祟なりとぞいふなる。このゆゑに、活業

親あるものは、その親に田園をたまはりて、生涯を安らかに過さし、子あるものは、その子に官職を授、何にまれ恩賞は望に任すべきよしを、國中に令しらせよと仰すれば、利勇等うけ給はり、中山、山南、山北の間切、三十六の屬島に屬託して、普くこれを索れども、絕て募に應ずるものなし。尙寧王は、あまりに募かねて、有一日中婦君と、この事をうち語ひ給ふに、中婦君微笑て、凡いきとし活るもの、誰かは命のをしからざる。千々の黃金を家に積とも、命うしなはれては何かはせん。この國に、辰の年辰の月、辰の日辰の時に、生れたる女子のなきにはあらざめれど、親は子をいとほしみ、子は親を喪じとて、名告も出ざるにこそ、いと理に侍れ。忘れたまへりや、寧王女は辰の年の三月、辰の日、辰の時に生れ侍りぬるを、殿下すらしらず顏にておはしますにて、人の心をも推てしろしめされよかし、といふ。王これを聞て、掌を礙と拍、げに思ひ忘れたり。王女は今茲十五才にして、しかも辰の年月日時に生れにき。われ民の父母として、國の難に私せば、神もいかでか納受あらん。是彼と索んより、王女を犧として、民の患を禳ひなん、とは思へども、多くもあらぬ子をうしなひて、誰に位を傳ふべき。これ鼠を投に器を忌の類なり。よしや災を禳得て、國安らかになりぬとも、譲る子なくばそれもかひなし。御身はさも思はずや、とおもひくして問給へば、中婦君答て、王女は義理ある子に侍

人に嫁らず、三十餘人の弟子を扶助して、齡既に六十にあまれり。彼が事は、君にもよく知し召るべきものを、と信だちてまうすにぞ、尙寧王うち點頭て、阿公が事を忘れたり。とく使を遣して、問せよ、と仰するに、利勇うけ給はり、物なれたる近臣に仰を傳へ、やがて北谷へ遣しけり。さる程に近臣は、汗馬に鞭を鳴らしつゝ、首里の王城を出て、六十町道四里がほどを、唯一响に乘つけて、阿公が家に到り、仰の趣を述しらするに、阿公は、豫て利勇が伎倆に與し、君眞物の祟なり、と僞りて、海山をあらするは、彼が所爲なれば、はやくそのこゝろを得、夥の弟子託女を將て、草園を戴き、淨衣をうち被て、出迎へつゝ、仰をうけ給はり、しばしうち按ずるおももちにて、いらへまうすやう、かしこけれど、大王既に神と人とのこゝろにたがはし給ふから、天この災を降し給へり。今これを禳除んには、辰の年月日時に生れたる、女子を犧として、この海に投め、大王みづから懺悔して、水伯を祭慰め給はゞ、神の嗔り給ふ事もありなん。もししかし給はずば、國中荒廢れて、忌々しき大事に及ぶべしといらへけり。近臣これを聞て、大に驚き、叉忙しく馬にうち胯て、その夜首里に馳かへり、阿公が勘つる縁由を聞えあぐるに、尙寧王は、呆果て、手の舞、足の踏ところをしらず。まづ中婦君に告しらして、次の日利勇等を召集合、辰の年月日時に生れたる女子あらば、今度の犧に進らすべし。

賢妃のいふ所も理あり。彼がまうす所も理あり。われ暗して思ひ諦らめがたし。誰かこの利害を論じて、事の吉凶を定むべき、と問に、中婦君かさねて、紫巾官利勇は、その心ざま忠義ふかく、且遠き慮あり。などて彼を召て問給はざる。王女がうへあしかれとて、繼母の腹ぎたなく、しかまうすか、と君にも思はれ、人にもいはれなん。そは歎きてもあまりあれど、國の爲には思ひかふる由なし。用給ふと用ひ給はざるとは、御こゝろにこそあるべけれ、と涙さしぐみてかき口説を、尙寧王聞もあへず、さらば利勇を召せとて、左右に仰せて、連忙しく呼するに、且して利勇參りしかば、尙寧王これをちかく侍らして、毛國鼎がいひつる事の一五一十を說しらしつ、卿何とか思へる、心くまなく回答せよ、と仰すれば、利勇緣由をうけ給はりて、數回嘆息し、わが王、唯一人の口を信じて、千萬人の言を疑ひ給ふは、理にそむけり。しかれども今忽地に、世子を廢給はゞ、毛國鼎謀反して、夥の國人を殺すべし。これ謀の足らざるに似たり。殿下、神慮をしろしめされんとならば、北谷なる託女の長、阿公に問し給へ、彼阿公は、前中山省、勝連の親方、法司阿高が女兒にて、幼稚とき父母を喪ひ、兄弟もなかりしかば、先王憐で、父の舊領三が一ッを給はり、これを託女の長として、女君に准ぜられしかば、世の人彼を喚で、北谷の女王と稱、福を禱、禍を禳はするに、響の物に應ずるがごとし。彼原來

ならひなれば、この風聲囂々として巷に滿てり。かゝりける程に、尙寧王は、この流言を傳聞て大に驚き、俄頃に中城の按司、毛國鼎を召て、縡の趣を聞えしらし、虛實いと心もとなし。卿は何とか思へる、と問に、毛國鼎答て、なでうさる事の候べき。これは王女を、あしさまにおもはし奉らんと計較ものが、流言するにてあらんずらん。彼君中城に移りおはしましては、いよゝ行ひを愼み、半點のおん愆なきに、諸神これを咎給ふ謂なし。努實とな聞し召れそ、と官帽をかたぶけて回答まうせしかば、尙寧王ます〳〵眉を顰め、しかりといへども、國民等、豐見城に至て秡禊し、或は處々の拜林に至て祭り慰め、われ又近曾、みづから雲城におもむきて祈禱し、その外、北谷なる海神高嶺（一名舊虬山）なる虬塚に幣帛を進らするに、終に應驗なきは、その故あるべし。卿しばらく退け。われふたたび思念せん、と宣するに、毛國鼎はなほ理を盡して、王女のうへに、神の咎を禀給ふ事なきよしをまうし明し、やがて中城へぞ退りぬ。この時中婦君は一五一十を竊聞し、簾をかゝげて、冷笑ひつゝ毛國鼎を目送り、殿下いまだ曉得給はずや。彼毛國鼎は、廉夫人が從弟なれば、王女にこの國をしらし、おのれ國相となりて、威勢をふるはんと計校、曩にも言を巧にして、王女を中城の世子殿に遷し、今又辯舌をふるつて、君を惑し奉るこそ、いと憎けれ、と罵るを、王忙しく見かへりて、やがて玉座をわかち居らし、

あり。その數或は多く、或は少く、年によりて數定なし。人面あたり、彼山の神を見るに、その相貌は、朦朧として定かならねど、衣裳は袖の長きを被たるが、その衣裳立地に變じて、あるひは錦繡のごとく、或は麻衣のごとし。件の山の神、ふたりの童をめし從へ、その名を二郎五郎と呼ぶ。これが衣裳は日本の製におなじく、小袖に袴なり。山の神怒る事ありてか、童を鞭つことあれば、童の鳴聲犬の如し。又おうちきう（一書にふうなきうとしるせり）といふ海神のあらはるゝ事あり。その神の身丈一丈あまりにして、睾丸殊に大やかなり。よりて褌を結びて肩に掛く。これらの神を、すべて君眞物と稱ふ。是さらに浮たる物語にはあらず。日本の僧、彼國にありける日、正しく見たるよし、骨董錄中、琉球事略に載られ、又五雜俎に、謝在杭が云、中國の人琉球にいたり、彼に代て治庖するもの、親り神の出現するを見たり。その聲鳴々として、蚊の如しといへり。かく奇しき事ありといへども、五穀を傷ひ、國人を害ふ事はなかりしに、是年山の神、水神、いたく荒れ瞋りて、海山の挊、その便をうしなひ、樵夫漁翁等、いたくうち歎くよし、その聞えありければ、中婦君ふかく歡び、竊に利勇と示あはして、腹心のものを、處々の間切に遣し、國王、忠臣の諫を聽給はで、寧王女を中城へ移し、世子に立給ふゆゑに、君眞物のあら神怒りて、この禍を降し給ふとぞいはせける。されば一犬形を吠て、群犬聲に吠る

王家にして、王妃もその一人也。これ則日本にて、いにしへ內親王を齋宮として、宗廟へ奉らし給ふがごとし。その餘、國中の託女はその數をしらず。亦女王といふ神あり。國王の姉妹、世々神の告に依てこれに替る。五穀成るときに及て、此神女、國中を遍歴し、稻穗を取てこれを嚼。いまだ女王の嘗ざるまへに、穫入たる稻を食ふときは、立地に死す。こゝをもて、絕て稻盜人なし。この事、夏子陽が使錄、射肇淛が五雜俎に載て詳也。又彼君眞物、もし怒る事あるときは、國人腕折爪折とて、身潔やうの事をして、これを拜み慰る事いと切也。又七年に一囘、十二年に一囘、出現のあら神ありて、國中はさら也、三十六の屬島まで、すべて一時に出現する事あり。これをきみてすりと稱て、上國王より、下民にいたるまで、かしこみ祭る事になん。その神の出べきまへに、年の八九月の頃あをりといふものあらはる。譬ば、三の竿に五色鮮明なる、種々の莊嚴たな引て、その山を覆ひ竭すがごとし。因てその山をあをりが嶽と呼なし、神の出現、近きにありとて待ほどに、果してその十月に至りて、件の荒神出現す。そのとき託女と王の臣下等、おの／＼鼓をうち、歌をうたひてこれを迎、引て王宮の庭上に至り、傘三十本餘りを建て、神の行宮とす。その傘に大小あり。大きやかなるは高サ七八丈、其輪十尋にあまり、小さきものといへども、高一二丈、輪はこれに准ず。又山の神のあらはるゝこと

王女をやうしなはんとて、とさまかうさま胸をのみ苦しめつゝ、いまだその便を得ざりしに、次の年の春より、しば〳〵水神山神出現し、海山一度に荒れて、漁戸農家世わたりのたつきをうしなひぬ。こは君眞物の怒らせ給ふ也とて、間切々々の里人等、國の靈場はさら也、處々の拜林に詣て、笛を吹太鼓を鳴らし、さま〴〵に祭り慰れども、たえてその驗なかりけり。大約琉球國に四ツの靈場あり。第一は、山南省の玉城、首里の都より南へ一里半この處は、天孫氏、虬の腮を裂て、珠を得たる處也。よりて玉城と名づく。第二は山南省の豊見城、この地雲城に雩の壇あり。毎年國王の雨を祈るところ也。第三は、山南省の北谷、むかし天孫氏虬を殺せしところにして、海邊也。第四は、中山省の高嶺、一名舊虬山といふ。天孫氏虬を殺して、その骨をこの山にうづめしといふ。今なほ虬塚あり。玉城、豊見城は、首里の都より南に當り、舊虬山は西南に當り、おの〳〵相去ること三四里に過ず。これを四第靈地と稱ふ。すべて琉球國は、道次の大木大石、みなこと〴〵くこれを神とし崇祀り、殊さらに君眞物を尊信す。彼君眞物と稱る神は、開闢以來、國の守護神也。その神に陰陽あり。天より降れるを、きらいかないのきんまんもんといひ、海より上れるを、おほつかけらくのきんまんもんといふ。一書に、おほつくなくのきんまんもんとしるせり この神をり〳〵出現し、託女に託宣して、處々の拜林に遊ぶ。その託女三十三人は、みな

虹を伐て民の害を除き、その腮を裂て得給ひたる、兩顆の珠也。さればその一顆を琉と名づけ、又一顆を球と名づく。仄に聞、唐土には傳國の玉璽あり。又日本には、（琉球の人、今もてわが國をやまとと呼びて尊敬す、すべてわが國の古言、かしこに殘れる事多しとなん）三種の神器ありて、世々の天皇相傳すといへり。わがこの珠も、その類にして、いと貴むべき神寶にこそ。今よりこれを御身に附屬す。廉夫人とともに、中城の世子殿に住給ふべし、と叮嚀に說示して、件の珠を王女に遞與し、又毛國鼎を近く招きよし、卿彼地の按司たれば、今日より王女が傅とす。ともかくも教導候へ、と仰しかば、毛國鼎ふかく歡び、君王上に在す。微臣が直言を納給ふこと、寔に國の幸也と、ことうけし奉れば、皆もろともに、萬歲とぞ祝ぎ唱ける。その中に利勇のみ、苦みかへりて中婦君と目を見あはし、王わが諫を用ひ給はず、後に思ひあたり給ふ事あるべし、と呟きぬ。かくて寧王女は吉日をトみ、彼珠を將て、廉夫人とともに、中城の別殿に移り住給へば、文官武官、內侍宮嬪等、おの〱中城殿（王女をいふ）に參り册き、毛國鼎每日に出仕して、邦家の治亂、君臣の得失を物語しまゐらする程に、王女はます〱おのれを責て、身の行ひを愼給ふ。かゝりしかば、尙寧王は、をり〱中城に赴きて、終日遊びくらし、王女の孝心等閑ならざるを歡び給ふに、中婦君は、いよゝ憤りに迫ながら、たえて氣色にはあらはさず、竊に利勇と示しあはし、まづ廉夫人を結果ん、

聞ところを卑め、上古の善政を廢て、先王の法則に悖給ふにあらずや。これ一ッ。今より後、王子誕生あらんかとて、首鼠して事を決給ばざるは、信天翁といふ鳥の、居ながら食を待に似て、いとおぼつかなし。王女中城に立給ふののち、王子降誕ましまさば、王は位を王女に傳へ、王女は又位を、弟御子に傳給ひなん。國祚長久の基これにます事やある。これ二ッ。この國の習俗にて、貴も賤きも、女子は十五歳より、墨をもて頭に龍蛇の形を花繡し候を、むかしよりよからぬ習俗也とて、呟くものありといへども、國の制なれば、いかにともすべなかりしに、王女十二才の春、ふかくこの事を歎き、腕折爪折して、天神地祇に訴、遂に王に聞えあげて、頭に花繡する事を禁、指の節の本を、針もて刺、爪の際まで、黑き條を入ることを敎て、龍蛇の紋に換給ひしかば、賢きも愚なるも、便宜を得たりと歡びて、王女の恩德を仰ざるはなし。この御こゝろ、すなはち民の父母となり給ふに足れり。これ三ッ。この三ッの喜すべきあるをもて、群臣たえて不可とまうすものなきを、利勇が一言に躊躇し給ふ事かは、と憚る氣色なく諫けり。その直言、人の及ざる所にして、當然理に、利勇もこれを爭ひがたくやおもひけん、阿容々々と閉口す。尙寧王は、情由を聞てやうやくに思ひかへし、しかなりしかなり、といらへつつ、ふたたび珠の箱を捧拿て王女に對ひ、これは是、わが祖王天孫氏、この國を開き給ひしとき、

ツの可ならざるをもて、吉凶いかにとかしたまふ。讓禪授受は國の大事也。安危存亡この一擧にありて、禍蕭牆の下より起らん歟。よく〳〵聖慮をめぐらさるべうもや、と言語を巧にしてとゞむるに、みなその權威にや怕れけん、迭に面をあはしつゝ、ふたゝび言を出すものなし。こゝに至て尙寧王は、忽地に思ひ惑ひ、且く沈吟しつ、しからばいかにして、よかんなんと問に、利勇答て、愚案をもてまうさんには、世子を定め給ふ事、未だ遲からず。王子誕生ましまさずば、德長たる大臣を女壻として、國を讓給はんこそ、長久の計ならめ。今日の事は、思ひとゞまり給へかし、といふその爲體、傍に人なきがごとし。時に左邊の班をすゝみ出て、聲を勵し、君王いかなれば、利勇が巧言に惑されて、國の大事を悞給ふぞや、といふものありけり。衆人驚きてこれを見かへれば、その人、年紀は三十有餘にして、色白く眉秀、眼は鸞鳳のごとく、口は眞朱のごとく、聲は巨鐘に似たり。頭には金の簪して、紫綾の官帽を戴き、身には深青色の袍を被て、龍蟠の紋ある、黄なる帶を結べり。この人はこれ、前國相毛公が子、國頭の按司、司馬順德が姪なりける、中城の按司毛國鼎なり。當下毛國鼎、頓首してまうすやう、利勇三個條の不可を述て、世子を定め給ふ事を阻む。その言理あるに似て、理に稱はず。王子ましまさざる時は、位を王女に傳給ふ事、近き世に例なしとて、これを止給はゞ、見るところを尊て、

ども王女孝順にして、且聰明睿智なり。これに位を傳給はんは、民の望ところにして、國の幸甚し。夫中城の間切は、世々の王子の采地あり。世子は、かならず彼處に移住給ふをもて、世に中城殿と稱ふ。今日は是、福星貴人の吉日なり。常言に、甲丙相邀入虎鄕、更逢鼠位最高强といへり。速に事を定め給へかし、と祝ぎまうせしかば、尙寧王大きに歡び、やがて里之子をもて、中婦君、寧王女、廉夫人を迎來らし、綷の趣を說しらしつゝ、うや〳〵しく珠の匣を捧もちて、王女に授んとし給ふにぞ、中婦君大に驚き、そと注目したりしかば、紫巾官利勇、忙しく班をすゝみ出、殿下尙寧王なをいふ小臣がまうす事を聞給へ。往古天孫氏、この國を開き給ひしより以來、年は一萬七千七百八十餘年に及び、御代は五五の今に傳へ給ふに、王子おはしまさざれば、王女に讓位し給ふよし、古くよりいふのみにて、近き世にはその例を聞かず。これ一ッ。殿下おん年五十に及せ給へども、なほ壯健に見え給ひ、加之中婦君は、未三十のうへを、多くも過し給はず。男子は八八六十四にして陽道閉、女子は七七四十九にして陰道閉。この故に、老て子を生ものなきにあらず。しかればこの後、王子誕生ましまさじとも思ひ定めがたし。これ二ッ。王女天性怜悧おはせども、女流なり。世の常言に、才女の囂々たらんより、愚夫の默々たれといへり。わが王百年の後、王女この國を御さば、大臣政を放にして、君の威德衰なん。これ三ッ。この三

しざまに、いひなすべきやうなくて默止しつ。さる程に寧王女は、成長給ふ隨に、顏色の儔なき、いへばさら也、孝心よのつねに勝れ、その怜悧こと、丈夫といふとも、及ざる事多かり。こゝを以て、尙寧王、いよゝ愛慈み、この王女に位を傳ばや、と思ひ給ふ程に、寧王女、はや、十四才にぞなり給ひぬ。抑琉球は、その國偏小にして、南北長さ四十餘里、東西は狹くして、十里に過ずとなん。六十町を一里とすその都を首里といふ。この餘の郡縣を間切と唱、その地の領主を按司といふ。官位の品級、正從すべて九等あり。國相、元矦は正一品、法司は正二品、紫巾官は從二品、みなこれ國の大臣にして、三司官と稱し、又其地の親方と稱す。又耳目官又御鎖側ともいふは正三品、謁者一名申口官は從三品、贊議官は正四品、那覇官は從四品、察侍紀官は從四品、那覇佐敷は地の名也當座官は正五品、勢頭官は正六品、親雲上は正七品、掟牌金は從七品、里之子は正八品、里之子佐は從八品、筑登之は正九品、筑登之佐は從九品、この外紫金大夫、正議大夫、長吏、都通事、度支官、王法官、九引官、內宮、近習、內厨、國書院、良醫所、茶道、祝長等あり。枚舉に遑あらず。かくて尙寧王は、ある日この諸司百官を龍宮城の正殿に集合、寧王女を世子として、琉球二顆の珠を附屬し、廉夫人とともに、中城の世子殿に移さんと思ふよしを、聞えしらしたまふに、衆皆答へまうすやう、わが君齡半百に及び給へども、王子おはしまさず。しかれ

ばわが國にて、龍宮と呼びなすものは琉球の事としるべし。閒話休題 かくて琉球國天孫氏二十五世の國王を尙寧王といふ。この時君德やゝ衰て、社稷將に傾覆んとす。事の濫觴をたづぬるに、彼尙寧王、才短く慮足らず。王妃中婦君、淫にして妬深く、佞人利勇等權を執て政を放にせしによれり。はじめ尙寧王、國頭の按司、司馬順德が女兒を納て、王妃とせんとするに、故あつてこれを止、國相利射が女兒を納れて中婦君とし、（琉球にては王妃を中婦君と稱ふ）順德が女兒を並妃（並妃は妃の亞なり）とす。前編第三卷に見えたる、廉夫人是也。しかるに中婦君は、才色世に勝れて、飛燕賈后の媚あり。王その色に惑溺し、内外の事悉く、そのいふ所を用ざる事なし。加旃、國相利射は近會身まかり、その姪紫巾官利勇、政をもつぱらにし、君を欺き民を虐、浮雲の驕を極めしかば、天孫氏二十五世、一萬七千七百八十餘年の仁政、忽地に廢れて、國人叛き離んとす。このとき世子なくて、廉夫人の腹に、王女只一人出生ありけり。尙寧王は、年の齡四十に向んとせしときに、誕生ありし初子なれば、これを寧王女と名づけて、鍾愛大かたならず。天孫子世々の國王、もし王子なきときは、王女に位を傳たる、舊例もあれば、中婦君は、ゆくすゑの事を思ひやるにも、妬きことかぎりなけれど、彼廉夫人は、よろづに愼深く、聊も寵をたのみて、驕慢る氣色なく、每事に謙遜して、中婦君を敬ふにぞ、憎しとは思ひながら、是をあ

ひ、その婦をあまみきゆ是則阿摩美久の事歟といふ。或はいふ、其國王の姓氏たしかならずとぞ。琉球事略に記すところかくの如し件の夫婦遂に三男二女を生む。長男は天孫氏、これ國王の始なり。二男を諸侯の始とし、琉球事略に、按司の始とす三男を百姓の始とす。事略に庶民の始とすその事はみなおなじ又長女を君々と稱へ、二女を祝々と稱ふ。ひとりは天神となり、ひとりは海神となる。事略に一女を女君の始とし、二女を内侍の始とす開闢のとき、その島さゝやかにして浪に漂へり。よりてたしかといふ樹の生出しを植て、やうやくに山の體とし、しきゆといふ草を植、又あたんといふ木を植て、國の形としつ。しかれども、火といふものなかりしかば、龍火を乞得て、木火土金水の五行成就せしといひつたへたり。日本より琉球を呼びて、右流間の島といへり。千載集に、

　おぼつかなうるまの嶋の人なれやわが言の葉をしらず顏なる

大貳三位の狹衣に、右流間の島とあり。下紐に、うるまの島とは、琉球也とあるにてあきらか也。又本朝怪談故事に、琉球神道記を引て云、琉球國の王宮に榜するに、龍宮城と書す。袋中の曰、是を見るときは、琉球とは龍宮の義なり。普通ずる故歟。この國東南に在て、水府の内の極深の底なれば、龍宮となすも故あるかな。天龍地龍の社あり。是を天妃といふ。天妃は唐山の神也。渡海の船をまもりて靈驗あり今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし、云々。以上かゝれ

續編卷之二

この卷は、琉球國の開闢より、天孫氏二十五世、尙寧王（中山世系を按ずるに、舜天より二十四世、尙永王の子を又尙寧と稱ふ、これにあらず、混ずることなかれ）の在位十八年の事をしるしつ。日本 近衞帝久壽二年にあたれり。かゝれば爲朝、十七才のときにして、阿蘇の忠國が壻となりて、九州を討したがへ給ひたるころなるべし。前後二編の文の敍、まづわが國の事を說をはり、さて續編に至て、ふたたび琉球の事を說起すが故に、年序錯亂するに似たり。閱者こゝろし給ひね。次の卷も、亦この例に倣ふとしるべし。

第三十三回

毛國鼎が忠利勇を說破す
君眞物の神王宮に出現す

琉球國そのはじめをたづぬるに、天地開そめし時、一男一女化生して（化生は、父母なくて生れ出たるなり）夫婦となる。これを阿摩美久と稱ふ。（傳信錄に、中山世鑑を引くところかくの如し）一說に、この人姓は歡斯氏、名は渴剌兜、國人これを呼びて可老年といひ、その妻を多拔茶といふ。又一說に、その夫をしねりきゆとい

ときは砂に迹つけて、文字を學するに、聰明睿悟儔なく、年十才に及べる比には、よろづの所爲、紀平治に立まさり、彼兵書を諳じて、發明するところ多かり。されば主從唯二人、姑巳島に五七年の月日をおくるに、鹿の皮を衣とし、鳥の羽を衾とし、夜は窟宅の内に臥し、晝は磯方に千鳥を友とし、朝な〳〵、海より出る日影を見ても、故郷のなつかしければ、舜天丸は、三筋の征矢を伏をがみ、今一トたび父母に、あはし給へと祈りつゝ、主は家隷をちからとし、家隷は主を養育ために、惜ぬ身を存命る、胸苦さはいかなりけん、思ひやるにも哀也。

義家放焉と彫つけたれば、紀平治は半は覺り、半は訝り、忙しく件の牌をとつて押戴き、稚君これを御覽ぜよ。これなん昔時前九年の合戰果て後、義家朝臣、亡者追福の爲にとて、夥の鶴を放給ひぬといふ、標の札に疑ひなし。その鶴一隻、往に木綿山にて、嚴君八郎御曹司に再生の恩を稟しより、しば〳〵靈奇を示せし事あり。既に稚君の誕生し給へるときも、白鶴屋の棟を翔わたりぬ。夫鶴は仙禽にして、鳥の聖と稱せらる。齡千六百年にして形はじめて定まり、白ければ雪のごとく、黑ければ漆のごとし。常言に鶴は仙人の驥なりとぞいふなる。年八百にして靈奇をあらはし、千載にして神變疆なし。つら〳〵緣故を考るに、彼老翁は八幡殿の放給へる鶴にして、御曹司の爲に、再生の恩を報ずるもの歟。亦彼鶴に乘て九霄に遊行するといふ、福祿壽星なる歟。楚とは思ひ定めがたけれど、皆是嚴君の陰德むなしからずして、こゝに陽報あるにこそ。今は何をか歎き侍らん。終には父上母上に、あはし進らすべきものを、といひ慰るに、舜天丸は、年才よりもおとなしく、よく其意を得たりけん、父とも母とも慕ひ給はず。慰らるゝ稚子より、慰かねし袖の雨、木ずゑの露に紛らしつ。紀平治は、彼桃の枝を剪とつて、矢に造るに、件の鳥の羽を矧、鹿の角を拾ひて鏃とし、黃金の牌を幣として、三社の神に祝祀り、桃の古木の虛となりたる内に、立竝べて祈念を凝らし、又舜天丸に武藝を敎るを身の

の時、西王母は三千年に一トたび子を締ぶ桃をもて、武帝に進む。この外桃の徳枚舉に遑あらず。かゝれば主從が命を繋ぐの糧、これにますものやはある。われ此島を舜天丸に與へ、今より他所に移り住なん。一旦袂を分といへども、時至らば再會の日もあるべし。疑へば懈り、懈れば事成らず。よく勉よ、と說示し、件の兵書を舜天丸にもたしつゝ、扛揚てさし出すを、紀平治は、抱きとつてます／＼歡び、神仙の教誡、いかでか疑ひ奉らん。唯こゝろもとなきは、爲朝夫婦のうへなり、その往方をしらし給へかし、と叮嚀に請問ば、老翁答て、彼夫婦の事を告なば、その志を折に似たり。汝みづからしるときあり。こは問ずともあれかし、といふを、なほ推かへして問んとするとき、老叟はつと身を起して袖うちはらへば、白雲蓊然として巖の下より起り、老叟を引裹つゝ、半天にたち升り、風に靡きて失にけり。紀平治はこの形勢に、ますます奇異の思ひをなし、しばしそなたを伏をがみ、遂に舜天丸を扶掖て、東の谷陰に赴ば、果して桃の林あり。物ほしき折なれば、その果二ツをうちおとして、一ツを舜天丸に進らせ、一ツはおのれこれを食ふに、味蜜のごとく、唯一ツにして腹に滿、主從の氣力、日來に百倍せり。かくて敎られたる木の下は、そこか彼處かと索るほどに、老樹の枝に、黄金の牌を結び下、そのほとりに白き鳥の羽五六枚あり。さればとて彼牌を見れば、康平六年三月、甲酉、源朝臣

忘れなせそ。後かならず用るところあらん。この兒はやく父母に別れ、かゝる孤島に漂泊すといへども、年十三四に及ばゞ、はからざる僥倖ありて、功業を興すべし。汝ともかくもして、これを養育、時の至るをまて。この島五穀を生ぜざれども、山に仙桃ありて、四時に果を締べり。これを食ば飢ずして且命長し。夫習ひ性となる。俗に氏より育といへり。人の賢愚は、幼きときに、教ると教ざるとにあるべし。今よりこの兒に武藝を習し、文字を教るを汝が務とせよ。われに一巻の兵書あり。これは是、往昔八幡太郎義家朝臣、江師匡房卿より傳授の秘書にして、源家に于て、最珍重すべきもの也。しかるに平治の播亂に、義朝これを懐にして、尾張の國に沒落し、長田に撃れて後、この書野人の手に落たるを、われ彼地に遊歴せし日、購得たり。これを舜天丸に附屬すべし。又この山の南なる谷間に、ふりたる桃あり。索ゆきて、東へさしたる枝に、物のかゝれるを見ば、これなりと猜し、その枝を剪て三條の征矢を矧、第一の矢を、伊勢太神宮と稱、第二の矢を、男山正八幡と稱、第三を、阿蘇明神と稱、主從旦暮に祈念せば、その矢毒龍邪鬼を征して、靈驗響の物に應ずるが如けん。それ桃は仙木にして、よく百邪を征す。往古異朝黄帝のとき、神荼鬱壘といふ兄弟あり。性よく鬼を執ふ。黄帝桃板をもて、彼兄弟が形を畫せ、これを門戸に貼て、惡鬼を禦げり。今の桃符桃版はすなはちその事なり。又漢

の周圍五六里なるべし。五穀牛馬多し。棉布、麻布、草薦を産す。又紅酒を醸してこれを太平酒と名づく。第二を伊奇麻と名づく。太平山の東南にあり。第三を伊良保と名づく。太平山の西南にあり。第四を姑李麻と名づく。太平山の正西にあり。第五を達喇麻と名づく。太平山の正西にあり。第六を面那と名づく。太平山の西南にあり。第七を烏噶彌と名づく。太平山の西北にあり。以上の七島を、國人はなべて太平山と稱ふ。亦西南に九ッの島あり。第一を八重山と名づく。一名は北木山、太平山の西南四里にあり。中山を去ること二百四十里、樫木、黑木、赤木等あり。草薦、牛、馬、螺石、麻布、棉衣、海參を産す。紅酒を醸して密林酒と名く。五穀はさらなり、硨磲、瑇瑁、珊瑚、羊肚、海松、海芝、海柏、松紋等の奇石あり。第二を烏巴麻と名づく。八重山の西南にあり。第三を波渡間と名づく。八重山の西南にあり。第四を由那姑呢と名づく。八重山の西南にあり。第五を姑彌と名づく。八重山の西にあり。烏巴麻以下の七島に較れば、此島少許大やか也。第六を武富と名づく。八重山の西、姑彌の東にあり。第七を久里島と名づく。八重山の西の方、少し北に當れり。第八を新城と名づく。八重山の西にあり。第九を波照間と名づく。八重山極西北にあり。以上八の島を、國人は皆八重山と稱ふ。總三十六島、琉球の屬島なれども、往來自在ならざれば、これを審にするもの稀なり。汝記憶して

分つ。西間切、東間切、笠利、名瀨、屋喜、住用、古見等の間切是なり。彼島人みづから小琉球と稱ふ。二百餘の村あつて、米、粟、豆、藷すなはち蕃薯なり木綿、芭蕉、羅漢松、桑、竹、牛、馬、羊、犬、猪、鷄、山猪、兎、鴛鴦、鵞、野鴨、鷺、鳩、雀、鴉あり。又海瓜と稱るもの、これ蟶の類なり。又紅椶櫚、黒椶櫚と稱る油樹あり。その子を油に搾る。この外菓に橘子あり。又燒酒、黒糖、蘇鐵等皆これあり。この島に三ツの山ありて、清水山、菊花山、永明山と名づく。又島の北、一里許に大なる石あり。形圓柱のごとくにして、その高さ百尺、これを赤瀨の碑と稱ふ。むかし國王の鼻祖、天孫氏の建るところなり。石の面に文字を勒せず。唯美婦人の形を刻めり。その容止活るがごとく、いと愛すべし。石は紫色にして光澤あり。この邊はすべて人居なし。按ずるに大島は、本、小琉球と名づく、爲朝琉球へ渡り給ふときしばらくこの島に留る、故に伊豆の大島に擬して、しか呼ぶにや、さらば大島は後の名なるべし第八を鬼界と名づく。中山を去ること九十里、琉球東北最遠の界なり。この島人食ふに箸なし。手をもつてす。俊寛の流されたるはこの島なるべしこゝより産す樫木至極の良材なり。夥の年を經れども朽蠹ず、その光澤ますます鏡の如し。この外に土噶喇の七島あり、琉球の屬島にあらず。又南に七の島あり。第一を太平山と名づく。はじめ宮古と稱ふ。後迷古と呼べり。その後終に訛りて麻姑山といふ是なり。此島中山の南二百里にあり。その中に筑山と呼ぶ山、甚高し。山の上に碧於亭あり。山

に牛多し。第二を粟國島と名づく。物のいひざま姑米山の人と相似たり。この山の鐵樹他所に生ずるものに勝れり。山に豕多し。第三を伊江島と名づく。中山北山の間なる小石山にして、四方は黄沙なり。潮の漲るときは、三四町を隔、水の退くときは、徒渉して至るべし。山に稲田あり。黍、稗、豆、麥を産す。第四を葉壁山と名づく。又伊平屋島とも稱ふ。中山の西北三十里にあり。この島の米最佳。麥、稗、粱、豆、棉花、蕉絲、海膽、毛魚あり。島の中に一ツの山あり。宛轉として龍の如し。第五を硫黄山と名づく。又黑島と稱ふ。山に烏多し。因て烏島とも呼べり。中山の西北三十五里にあり。姑米山と南北相峙。山に草木なし。採硫磺戸四十餘家あり。その人眼目はみな羊の如くにして精明ならず。これ硫磺の氣に蒸るゝ故なり。ちかきわたりに山あり。これを灰堆山といふ。又東北に八の島あり。第一を由論と名づく。中山の東北五十里にあり。芭蕉樫木多し。第二を永良部と名づく。或は訛て伊闌埠と稱ふ。中山の東北五十五里にあり。第三を徳島と名づく。中山の東北六十里にあり。第四を由呂と名づく。度姑島の東北四里にあり。第五を烏奇奴と名づく。中山の東北七十七里六町にあり。第六を佳奇呂麻といふ。中山の東北七十七里にあり。第七を大島と名づく。度姑島の東北にあり。中山を去ること八十里。琉球より水行三日にして達るべし。その島長さ十三里。七ツの間切を

名づく。琉球國、中山の東、十四里半に當れり。（六十丁を一里としてこれをさだむ以下是にならへ）穀物に赤秔米、黃小米あり。海藻に海帶菜あり。魚に龍鰕、五色魚、佳蘇魚あり。本、黑鰻魚と名く。大なるものは長八九尺、その肉を割て腊とす。山に螺石多し。第二を津堅と名く。中山の東、三里半にあり。第三を濱島と名づく。南北二島、中山の東三里半にあり。第四を伊計島と名く。中山の東三里半にあり。此三の島の產物、姑達佳（所謂久高なり）におなじ。物のいひざまも又相似たり。亦正西のかたに三の島あり。第一を馬齒山と名く。この島二ツにわかれて、東馬齒山に大小五ツの島あり。牛、馬、粟、布、文貝、（一名は子やすがひ）螺怪石を產す。西馬齒山に大小四ツの島あり。こゝに座間、美渡、嘉敷等の間切あり。（間切は琉球の方言、この方にて府といふがごとし、琉球に三十六の間切あり、これ國府にはあらず、みな縣の類なるべし）この島の人色黑し。よく漁して水を泅ぎ、ふかく沒む。山下の海底に海松あり。彼島人これをとりて生活とす。馬齒より出す海松は、その色久しくして退らず。味最佳。又海螺を產す。山に鹿多し。この處姑米山を去る事遠からず。第二を姑米山と名づく。中山を去ること四十八里。安河、具志川、仲里に二ツの間切あり。山の形勢雄して拔。五穀はさらなり、土綿、繭紬、白紙、蠟燭、螺魚等の物を產す。山に鷄、豚、牛、馬多し。又海に黑魚あり。このもの好て水の上に遊ぶ。これを墨魚と名づく。又西北に五ツの島あり。第一を度那奇山と名づく。姑米山と遠からず。山

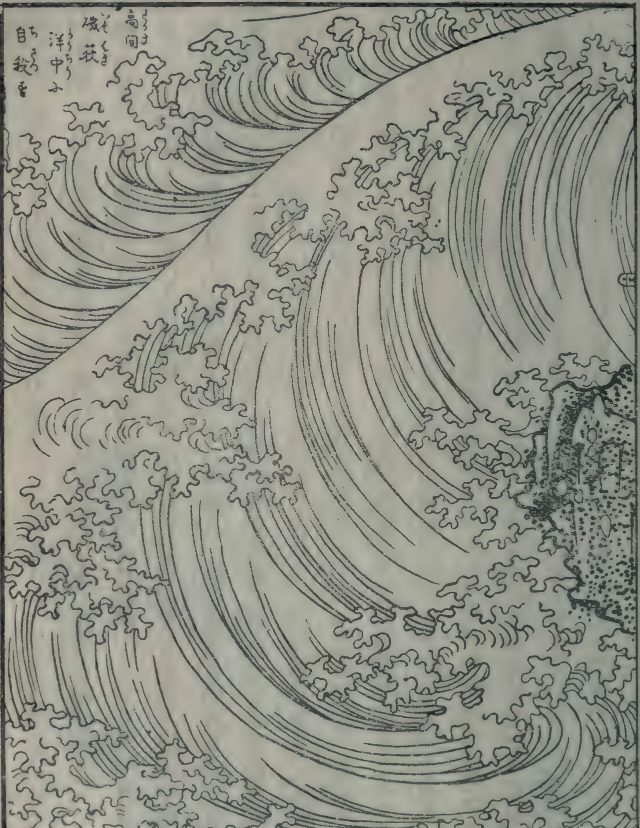
かしこみて、きのふ風波の爲に船を破られ、こゝに漂泊したる、一五一十を告るに、老翁うち點頭、汝聞ずや。常言にも、苦中の苦を喫して、人の上の人となるべしといへり。苦樂時なく、死生命あり。今その兒を相するに、曩に水に落て驚死すといへども、命數いまだ竭ず。これを救ふ事いと易し。こゝへ來せよ、といふに、紀平治は天に歡び地に喜び、忙しく舜天丸を、老翁の膝の上に扛乘しかば、老翁はやがて抱きとりて、その口中に、おのが息を吹入るゝに、奇なるかな舜天丸は、忽然として蘇生り、一聲高く泣出すを、搖揚て賺すほどに、立地に泣止て、生平に異れる氣色なし。紀平治はあまりの喜しさに、不覺に涙さしぐみて、老翁を數囘伏をがみ、もし神仙の庇によらずば、枯れたる魚の水に躍る、この儌倖はあるべからず。そも老翁は、いかなる神にておはすらん。此島の名も聞かまほし。しらし給へかし、といふに、老翁答て、われは名もなく氏もなし。源家に舊好あるをもて、絆のこゝに及べるのみ。この地方は、姑巴汎龐と名づく。琉球國、中山の正西に當て四十八里。（六十町一里をもつてこれを定む、傳信錄には唐山の里數をもて記せり、今琉球道を用ふ）いにしへより住む人なしといへども、海に珊瑚あり。山に仙桃あり。その果を食ふものは飢ず、究て壽し。この島に白鹿あるは、かの桃の葉を食ゆゑなり。この姑巴汎龐山は、琉球の屬島たる、姑米山に相近し。大約琉球に三十六の屬島あり。先東の方に四の島あり。第一を久高と

く、稚君の命數こゝに竭給ふとも、因果の道理を聽聞せば、思ひたゆるよすがともなるべく、墮獄の苦患を脱れて、天堂に生じ給はんには、わが生延てこの島に、漂ひ著たるも、そのかひあり。しかなりしかなり、とひとりごち、その儘屍を抱きあげ、讀經の聲を心あてに、かよふ路なき磯山を、辛じて松柏の巖に縁り、桃花の澗を繞りつゝ攀登れば、靈風地に觸りて、紫蘭の室に入るがごとく、彩雲天に遍して、春花の林に遊ぶに似たり。向上れば、數千仭の阪隥、路滑に、直下せば、十萬里の波濤、天に續けり。とかくして二三十町登り來つらん、と思ふ頃、白鹿木立の間より走り出、紀平治が前にたちて、郷導をするに似たり。こゝに至て、紀平治は身體猛に輕くおぼえて、須臾の間に巓まで登果、と見ればひとりの老翁、紅帽を戴き、鶴裳を被て、巖の上に端坐せり。その形容、頭は長くして身に半し、眼秀、眉髯白く、童顏仙骨凡ならず。紀平治はその神仙なるをしりて、只顧に驚嘆し、巖の下に蹲踞して、經を讀をはるをまつに、しばしありて、老翁は、しづかに、經卷をまきをさむるとき、紀平治はうやくしく、對ひすゝみて再拜し、神仙ねがはくは、この小兒を活し給へ、活し給へと叫びけり。老翁はこれを聞て莞爾とうち笑み、汝はこれ八町礫紀平治太夫歟。抱きたる侲子は、八郎御曹司の子、舜天丸ならずや。近く來れ、といふ。その聰察掌を視るがごとくなれば、紀平治いよゝ

には下らでとにかくに、落るはおのが涙なり。しばらくして目を押拭ひ、かくあるべき事ながら、大魚の奇特にさりともと、憑むかひなくわれひとり、存命て何かはせん。高間夫婦もいと恨めし。くいの八千遍百千遍、縦一年三箇月、泣ばとて叫べばとて、絶果給ひし魂の緒を、繋ぎ留べき術はあらず。抑こゝは何國ぞや。人住む島とは見えねども、せめて亡骸を瘞まゐらせ、腹かき切て三途の川も、死出の山路も紀平治が、負て越なん俟給へ。思へばわれははじめより、主從の緣薄かりき。三世の宿因違はずば、導き給へ地藏尊、南無阿彌陀佛、と念じつゝ、矚仰視れば島山の、高峰にかゝるしら雲も、夢の迹なるたゝずまひ、かはらぬものは茜さす、朝日のかたを故鄕と、思ふのみにて目になれぬ、木の子草花芳しく、人におそれぬ鳥の聲、耳囂しき瀧津瀨の外に訪ふべき家もなし。浩處に、峯吹おろす風のまに〳〵、幽に聞ゆる讀經の聲に、紀平治は耳を側て、あな不審し。人もかよはぬ荒磯にも、潮垂衣苔むして、行ひすます者ありとは、こは仙人の窟宅なるべし。傳へ聞、巨海の外に十の洲あり。人迹の希絕するところにして、その中に神仙あり。丹を煉、眞を修し、天地とともに壽しとぞ。所謂徐福が、不老不死の藥を求たり、といふ說も誣がたし。もし然らずば、觀音大士のおはします、補陀落山にやあらんずらん。かゝる仙境に入りぬるこそ幸なれ。索ゆきて緣由を愁訴し、靈奇回陽の藥も驗な

を得て、やがて荒磯に登りつゝ、大魚を見かへりていふやう、高間氏夫婦の忠魂むなしからずして、大魚に附托し、必死と思ひ定めつる、稚君を救ひまゐらせし事、誰かその右に出ん。盲龜の浮木に遇へるより、なほ稀なる僥倖なり。是全く稚君の洪福によるものから、老くだちたる紀平治は、惜からぬ身を存命、可惜夫婦は三十にも、足らぬ齢を一期にして、千仞の底に沈みけん、思ふにまかせぬ世なりける。生死道を異にすれば、こゝに別を決するとも、こゝろ易かれ稚君は、ともかくもして養育なん。唯心もとなきは、御曹司の御船なり。彼をおもひこれをおもふ、胸苦しさを察し給へ、とその人に物いふごとく、喞がましき健男の、誠見えてや凄じき、大魚も潮に吻きて、ともに愁ふる氣色なりしが、逡巡として一反に、沖の方へ退きつゝ、二ツの燐火水面に閃き出、大魚はさらなり燐火さへ、消て迹なくなりにけり。この時までも紀平治は、舜天丸を懐に楚と抱きつ。はじめて心おちゐて、汀の石に尻をかけ、孺君はいかにおはすらん。生死の際もしり給はで、いつまでか睡り給ふ。はや覺給へといひかけて、つくゞゝとさし覗けば、痛しきかな舜天丸は、いつの程にか絶切たり。これは、とばかりうち驚き、慌しく懐よりかき出して、聲を惜ず呼び活くれど、磯馴松風岸うつ浪の、外には絶ていらへなく、砂にまじる貝のうちに、昨夜の雨の溜り水を、いろさへ變る唇に、さし傾けても含せても、咽喉

らはしつ。その赫奕たるものは、彼が眼の光るにてぞありける。紀平治はこれを見て大に驚き、嗚呼わが主従、この悪魚の腹を肥すよ。腰に刀は佩たれども、稚君を抱き奉りて、いかでかきやつを殺し得ん。よしや殺し得たりとも、外に援るものなければ、とても活べき身にもあらぬに、怕るゝことかはと、なかなかに思ひたえ、ゆきもやらず退きもせず、ひとつ浪間を泅ぐほどに、悪魚は忽地紀平治を見て、巘にひとしき口を開き、劔を栽ならべたるごとき歯をあらはし、潮を蹴たてて、すゝみ寄る折しもあれ、高間夫婦が形體、煙のごとく立あらはれ、俄頃に二ツの燐火となつて、悪魚の口に入ると見えし。怪しきかな、瞋れる沙魚は、猛に開きたる嘴を閉、浪を潜りて紀平治を被ぎあげ、やをら背上に助乗して、走る事船よりも速かりけり。紀平治はこの形勢を見て、且怪み且歡び、さては高間磯秋等、その身溺れ死すといへども、忠魂この大魚に憑り、稚君を救ひ奉るよ。むかし唐土の韓退之は、文を綴りて鰐を諭し、遠くこれを退けしと、聞けるは屑ならず。高間夫婦は異國にも、ありがたかるべき忠臣かなと、頻に感涙をとゞめかね、又今さらに爲朝の往方いかにと思ひやり、安き心はせざりけり。さる程にその日も暮れて、風波やうやくに軟ぎしかば、沙魚は、いよゝやすらかに、通宵浪の上を走り、天はほのぼのと明る頃、聞だにしらぬ島に泅ぎ著、浪打際に跂よりて動かず。紀平治はその意


高間磯萩洋中に自殺す



最期の一念によつて生を引。ふたたび浪の踰ざる隙に、とく〳〵追著奉らん。歎き給ふな、歎じと、迭に諫めいさめられ、いと白やかなる磯萩が、胸のあたりへ閃く刀尖、ぐさと貫く一ト刳ぐり、さと濆る血刀を、とりなほしつゝ高間太郎も、腹一文字にかき切たり。されば無常の風をはやみ、撻とよせ來る紅蓮の浪の、下に布れて夫婦が屍は、沈み果ぬるぞ哀れなる。この時の景迹を、見し人たえてあらざめれど、後にかくやと推量り、孤忠苦節を語り續て、物にさへ書記し、世の口順となれるなるべし。是はさておき八町礫紀平治は、むかし琉球那覇の港にて、爲朝の船に後し時、遙に浪路を隔たるを、輒く泅ぎ著ぬる、水戲の達者なれば、この日、船の破るゝを見て、みづから水中に跳り入り、左手には板子をとつて身を浮し、右手には舜天丸を高くさし揚て、波風を物ともせず、命の有ん限りは、と泅ぎけるが、唯渺々たる青海原に、斥てゆくべき島だに見えず、雨さへいたく降そゝぎて、海の面くらければ、しばし憩ふべき巖だに探り當らず。心のみは猛けれど、その身鐵石にあらざれば、終に力衰へ腕撓みて、吐嗟溺れ死すべうおぼえし折から、遙前面にものありて、晃々と光りけり。こは神佛の擁護にて、倘稚君の命助り給ふ事もや、と欽しく、ふたたび心力を勵し、辛じて間ちかくなるまゝに、晴を定めてこれを見れば、こはいかに、その長丈餘もあらんずらんとおぼしき沙魚、半身を水の上にあ

く岸によせ進らせなん。武士の家に生れし身の、病て死なんは、本意ならねど、いひがひなく溺死せんより、吾妹子をも手にかけて、自殺せば、すこしは心やりなりかし。御身はさも思はずや、といふ聲もよわりゆく夫の心中推量り、磯萩は潮垂るゝ、額の髮をかきあげて、いと苦しげに息を吻き、媚夫の契絶ずして、夫の刄にかゝる事、過世にふかく結びけん、縁しこそ喜しけれ。しかあれど、遺憾きはこの年來、おん傍を去らずして、給事せし白縫姫、亦恩高きわが君の、いかになり給ふとも知らず。それさへ心がかりなるに、守り傅き奉る、稚君を浪に取られ、なき身の後に冥土にて、君御夫婦に舜天丸は、いかにしつると問れなば、さこそ面なく侍るらめ。せめて吾儕の魂は、おん亡骸なりとも衛償き、舊の浦曲に著まゐらせ、水股人の手を借りて、葬らし奉らば、般若の船に乗かへて、彼岸に登給ふべし。世にある時は數ならで、憂にはもれぬ吾們すら、忠信節義は人なみに、竭さんと思ひ侍るものを、況今にも昔にも、例すくなき名將に、つれそひ給ふ姫君の、心烈は女のかゞみぞと、闇き處を照らします、神も佛も知り給はめ。知りつゝかゝる厄難を、救ひ給はぬはいかにぞや。應驗とやら冥助とやら、物の奇特もなき世か、と恨の限りかき口說、いとゞ玉なす血の涙、巖に落ては方に是、彼東海にありといふ、珊瑚の枝に異ならず。高間これを聞てうち點頭、われも右こそおもふなれ。人は

ころにあらぶる神佛を祈念し、且爲朝白縫のうへも、おぼつかなけれど、それさへ思ひめぐらすに遑あらず。高間太郎は、磯萩とともに、十餘人の傍輩を勵して、こゝを先途と働けども、力究り勢ひ竭て、卽座に死するもの五七人に及べり。其患難比るにものなかるべし。元來必死と思ひ定めたる主從が、今さら命を惜むに足らねど、敵に當りて志をいたし、武名を後の世に輝すにもあらで、いたづらに靑海原の底に沈み果なん事の朽惜く、西も東もしり給はぬ、稚君をさへうしなひ奉らんは、あな痛し、あな心ぐるしとて、叫べど聲もたゝばこそ。磤と輾びて起なほる、力もたえてあら海に、弘誓の船をまつばかり。紀平治も今はとて、膝にかきのしたる舜天丸に、さゝやかなる手をあはさし、すゝむる念佛もろともに、船は巖に撞と當りて、滅裏滅裏と碎散り、浪うち被ぐ主從が、うちあげられては又沈む、生死流轉の八苦海、屍は相抱きて濤浪の灘に漂ひ、魂は相伴て、海若の堂に至らん。憐むべし、嗚呼悲しむべし。そが中に、高間太郎は、こゝろ利たる壯佼なれば、船の碎るを見て、磯萩と手を組あはし、波の底に沈みたるが、はからずも巖の上にうち揚られ、からうじて死を脫れたれども、外に助る船もなし。舜天丸入水し給ひつるに、後れ奉らんは不忠なり。稚君の事は悔てかへらず。もし大殿の御船、今なほ、傾覆ずして漂ひ給はゞ、わが魂魄いづちまでも守護し奉り、縱人なき島なりとも、恙な

にしる人もあら海の、八重の潮路に沈んとは。已なん〳〵、とひとりごち、腹を切らんとし給ふ折から、怪しきかな、電閃めきわたり、玄雲靉靆と船の上に天降りて、異類異形の天狗ども、舷に立あらはれ、閼伽を吐し、舵を把りて働く程に、傾きたる船忽地におしなほして、走ること甚速し。時に天狗ども、異口同音に呼りけるは、讃岐院の神勅を稟、吾黨こゝに來たつて船を遣る。爲朝卒爾に死すべからず。夫豪傑の士、志を舒、名を揚んとする時に、天まづ百折千磨の憂苦を喫さし、その筋骨を堅うし、事の情に渉らしむ。譬ば梅花の冬に含て、雪霜に瘦たるも、春にあうて、香氣百花の長たるがごとし。などてみづから曉得らざる、といふ聲のみは耳に入れど、爲朝は夢の心地しつ、われにもあらで忙然たり。畢竟爲朝の安危如何。次の卷々を讀得て知べし。

第三十二回

忠魂鰐に憑て幼主を救ふ
神仙氣を吹て殀折を甦す

さても舜天丸の船は、颶の發りしとき、あら浪に搖蕩られて、其所とも知らず漂蕩ほどに、舵折れて、いよゝすべなかりしかば、紀平治は舜天丸を右手に抱き、左手に板子をわき挾み、こ


讃岐院の
冥助
為朝の



高やかに祈請しつ、引とめられし袖ふり拂ひ、瀾を披きて千尋の底へ、身を跳らして沒給ふ。あはれはかなき最期なり。しかれども風雨はなほ止ずして、海の鳴音凄じく、船は鞠を蹴るごとく、高く揚りて半天に至り、或は傾きおちいりて、浪よりも低く、沈みもやらず浮もやらず、二十餘人の郎黨は、白縫入水し給ふといへども、終に應なきを視て、今はかうと思ひたえ、舷に手をかけて、やうやくに身を起し、吾儕木原山に參りつかへしより以來、命は君にたてまつりぬ。倘琴高が鯉に跨り、列子が風に御るにあらずば、脱れ給ふべくはおぼえず。誘給へ。死出の先登つかまつるべし、といひも果ず、おの〳〵刀を引拔て、或はさしちがへ、或は腹かき切り、舷より轉墮て、名をだに知らぬ荒海の、底の水屑となりにける。爲朝は、目今白縫をはじめとして、二十餘人の郎黨が入水するを見て、數回歎息し、さても清盛が運の强さよ。爲朝必死の兵士を將て、華洛へ潜のぼるものならば、這奴が首を得べかりしに、龍神さへ世につれて、ゆがみ平氏に荷擔するよ。命運の竭るところ、世をも人をも恨むによしなし。偕老の妻を殺し、手足の思ひをなしたる、郎黨をうしなひつゝ、いつまでかかくてあるべき。舜天丸が船ゆくへなくなりて、その生死はしらざれども、今ははや大魚の腹中にあらんずらん。思ひきや、荒磯に夥の年を經て、恙なかりつるものが、やゝ宿志を果さんとする時に臨み、風波に進退究りて、世

らば、風の止ざる事やはある。往には夫婦の再會も量がたし、と思ひくし侍りつるに、讃岐院の荒神靈、おほんいつくしみ深くして、環會給はり、年來の懶さをも語慰めて、舜天丸といふ子さへ擧、七年が程齊眉奉りて、既に志はいたしたり。夫婦親子の愛惜哀別離苦のやるかたなさは、こゝにいひ竭すべうは侍らねど、わが身ひとつを捨て、君もろともに舜天丸も、辛じて脱れ侍らば、是にます僥倖はなし。今ははや身の暇を給はるべし、といひも果ず、跳り入んとし給ふを、爲朝連忙しく抱き住め、御身が心操はさることながら、我勅勘の配軍として、日本武のいにしへに比んはいともかしこし。夫婦もろともに死なば死なん。麁忽の擧動し給ふな、と理を述てとゞめ給へば、白縫は、はふり落る涙を押拭ひ、さのたまはする一言の、情は絆となるものから、妾讃岐にありし時、新院面あたり聞えしらし給ふ事侍り。汝等夫婦の緣し既に絕たれども、その志の切なるをもて、一たびは環會すべし。さればふたたび夫にあふとも、又いく程もなく離別せん。努々うらむる事なかれ、と說示し給ひぬるは、けふの事にて侍るめり。かかる事は、君も思ひ當り給ふべきに、とゞめ給ふはいと理なし。源家氏の太神、男山正八幡、肥後國に鎭ます、阿蘇の明神、わきて讃岐院の荒神靈、哀愍受納の眸をかへし、八大龍王感應あつて、良人をはじめ、船中の黨はさらなり、わが子の船も恙なく、港のかたへ吹寄せ給へ、と


昨夜梁園雪弟寒兄不知庭前看玉樹腸斷憶連枝


海上幡龍
重結子
月中丹桂
又生枝
舜天王諱尊敦

を起す事を主るとぞ。我これを知らざるにあらず。きのふ魁星殿の日期に船出して事なく、今日に至て殿にあはゞ、とても脱がたき主従が命ならずや、といらへ給ふ。其言いまだ訖らず。船の前後に龍あらはれて、水の沸たつ事二三丈、瞬間に、風颯と吹來る程こそあれ、天驟に結陰、大雨盆を覆すがごとく降そゝぎ、四方野干玉の烏夜となりて、面をあはするも、迭にその人を見ず。唯聲をしるべとして、おの〳〵罵り勵し、力を戮して艪械を操り、命かぎりに働けども、風雨ます〳〵烈くて、船は只管に跳り繞り、浪を打入るゝことしば〳〵なれば、水を淩乾すに遑なく、衆皆瞑眩て撲地と仆れし、舜天丸の乘給へる船も、いづち行きけんおぼつかなさに、ありとも見えずはゝ木々は、其所かこゝかと呼び給へど、絶て答るものもなく、吐嗟船は、目今傾覆べう見えたりける。當下白縫は、潮垂るゝ兩の袖を絞あげ、よろめく足を踏かためて、聲をふりたて、御曹司、かくては萬死に一生を得がたし。傳聞、景行天皇の四十年、日本武尊、東夷征伐の折から、相模より船出して、上總へとて赴き給ふに、暴風忽地に起りて、皇子の船漂蕩し、既に傾覆らんとしたりしかば、その妃弟橘姫（穗積氏忍山の宿禰の女）命、皇子に代り、入水してうせ給へり。さるによつて、風波立地に軟ぎて、御船恙なく岸に著くことを得たりとぞ。君が武勇、日本武尊に劣給はず。妾が心操、弟橘姫に及ずとも、此身を犧として、海神へ獻

文鰩魚の群がり飛ぶをもて是をしれり。彼魚は南海に多し。おもふに薩摩潟を去ること、數十里なるべし。見よ、半天に怪しき雲あり。且水の上に海蛇夥しく出たるぞ、即惡風起らんとするの前象なる。今これを避んとするに、船を入るべき湊口なし。唯手を空して死を俟のみ。薄命の係るところ、われに於てせんすべをしらず。今さら驚く事かは、と回答給ふに、件の兩人眉を顰め、しかりといへども、知つゝこれを防ざるは、智の足らざるに似たり。船大きやかなれば、風波も輙く傾覆すに至らず。稚君の御船と、殿の御船を繫て連環し、衆人力を戮して艚ならば、いかでか必死を脫れ給はざらん、と信だちて、既に纜を投かけんとするを、爲朝急に抑とゞめ、汝達の言差へり。親子ひとつ船にありて、その厄難を等しく稟んこと、究めて宜からず。わが主從三十餘人、命凶なるもののみにはあらじ。かの網に入る魚も、十に二三は脫るゝものを、抑爲朝伊豆の大島にありしとき、はつちやう以下の七島に往來し、早潮黑潮の灘をすら屑とせず。千里の波濤を家として、一トたびも大風に吹流されたる事なかりき。皆是神佛の擁護あるに似たり。しかるに今、華洛に推渡て、君父の仇たる、淸盛を狙擊んとするに、狹霧に舵をとり愰て、剩風濤の難に、親子主從悉く、大魚の腹に葬れなば、天なり命なり。すべて一年十二ヶ月、惡風の發る日あり。八月十五日を魁星蚪と稱す。箕壁翼軫の四宿は、みな風

の起るときに、帆のごとき雲出づ。又半天に及て、稍鬻の尾に似たる雲となるは、その前象なり。鬻は蟹に似て、南海に生ず。十二の足、腹の兩旁より出、眼は背の上にありて、その口は腹の下にあり。このもの海を過る毎に、相負て背を示し、風に乘じて遊行す。海人これを鬻帆と呼ぶ。其皮殻甚堅し。異國の人これを冠にすといへり。あれ見たまへ。今も又鬻に似たる雲、半天にあり。嘗聞、颶發らんとすれば、海水穢れ泡だちて、海蛇夥水上に浮み、文鰩魚群り飛ぶ。舵工これを見るときは、ふかく怕れ、遠く慮りて、帆を收め、舵を嚴重にしてこれを避。もし准備速ならざれば、船忽地に傾覆ざることなし。今三ツの不祥悉く備る。ものども、などて帆をおろさゞる、といきまき給へば、白縫姫はさらなり、衆皆舌を振て、驚き瞻つつ帆を引おろし、さて碇をおろさんとするに、底ふかくしてその綱とゞくべうもあらざれば、こはいかにせんとて、いよゝ周章す。浩處に、遙に後れたりける、舜天丸の船、やうやくに乘著て、今間ちかく艚ならべ、八町礫紀平治、高間太郎等舳先に蹲踞し、主の船に對てまうすやう、今曉より、狹霧ふかくたちこめて、船のゆく所をしらず。東へ赴くべき船の、南へ流されたるか、とおぼし。加旃、何となく海の氣色の怪しく見え候を、君にはいかにおぼしめすやらん、と問を、爲朝見かへりて、汝達がいふごとく、わが船南へ漂流せしに疑ひなし。故いかにとなれば、

の狀、鯉の如くにして、鳥の翼あり。蒼文、白首、嘴赤く、其音鸞雞に似て、波の上に群り飛ぶこと、いくばくといふを知らず。且して水面穢れ泡だちて、米糟を散せるごとく、夥の海蛇浮出て、船の左右に充滿たり。これたゞ事にあらずとて、衆皆面をあはしつゝ、思ひ惑ざるものなし。當下爲朝は、水と空との景迹に目をつけて、大に驚き、白縫姫に宣ふやう、われ西國に成長り、又伊豆の島々に、十年の春秋をおくりしかば、渡海の風信自然にくはし。大約南海は、三月清明ののち、地氣、南より北にゆく。こゝをもて南風を常とす。又九月霜降の後、地氣、北より南にゆく。こゝをもて北風を常とし、もしその例に反ときは、風の怒らざることなし。それ大風烈しきを颶といふ。又甚しきを颱と稱ふ。颶は常に驟に起り、颱は漸ありて來たる。颶は瞬のうちに發りて、倏に止み。颱は一晝夜、或は數日にしてなほ止まず。正二三四月は颶おほく、五六七八月は颱おほし。渡海の船、颶に遇ときは、なほ脱ることあり。もし颱に遇ときは、當がたし。十月以後は北風常に作る。しかれども、颶颱に定期なし。五六七八月は、南風に颱あり。その風發らんとするときに、北風まづ至り、轉じて東南となり、又轉じて南となり、亦轉じて西南となる。颶颱のはじめて發らんとするときに、まづかならず雨降る。そのとき半天に一朶の雲出づ。また斷虹のごときものあり。これその應なり。又颱

椿說弓張月　續編卷之一

第三十一回

爲朝水行より京に赴く
白縫瀾を披て海に沒む

人皇八十代、高倉院の安元二年、丙申の秋、八月十五日のことかとよ。鎭西八郞爲朝は、肥後國芦北郡水俣の浦より船出して、主從僅に三十餘人、潛に華洛に推渡て、清盛を狙擊、君父の寃を雪んとて、獵船二艘に乘たりける。その一艘には、爲朝白縫みづから針盤をとつて、二十餘人の郞黨相從ひて、亦一艘には、爲朝の嫡男舜天丸末子なれども白縫の產めるところにして、その母貴ければこゝに嫡男と稱すを大將として、八町礫紀平治太夫、高間太郞夫婦高間が妻名は磯萩これに傅き、十餘人の郞黨相從へり。この日天よく晴て一點の雲なく、渺々たる洋中波靜にして、順風に眞帆揚たるに、日ははや入はてて、月は海よりさし昇り、頃しも秋の最中なれば、金波苫を漏り、玉兎浪を走り、汐風いとゞ冷やかなり。かくて曉方ちかくなるまゝに、霧いとふかくたちこめて、咫尺の間も見わきがたく、船は潮に引れけん、午の比及に、霧は霽たれど、何處の澳とも思ひわかず。時に魚あり、そ

む。舜天より義本に至て三世、國を治ること七十三年にして、英祖に讓る。英祖より西威に至て五世。共に九十九年を經て、察度かはつて立。其子武寧に至て五十六年。この時琉球三國に別れて、合戰止ことなし。時に尙巴志といふもの、山南山北を滅し、遂に並て中山王を滅し、三國を合して一とし、其父思紹を奉じて王とす。思紹、尙巴志より尙德に至て七世、共に六十四年。時に世子幼稚なり。國人これを廢し、內間の里主、御鎖側を奉ず。これを中山王尙圓とす。尙圓は北夷伊平の人、卽葉壁山是なり。永樂十三年乙未日本應永二十二年に生る。字は思德金、其先祖知べからず。或曰義本爲朝の曹孫也位を讓て北山に隱る。疑らくは其後ならんといへり。尙圓より今に至まで、相續て彼國を御す。設果して尙圓は、義本の後ならば、爲朝の子孫、再琉球に王たり。是亦奇といひつべし。

抑爲朝は、武勇弓勢の世に勝れたるのみにあらず、孝悌忠信の志厚うして、深く義を重じ、博く仁を施し、至る處俗を化し、風を移し給ふ。その至德太伯にも恥べからず。此弓張月は、唐山の演義に擬して、專作設けたる物語なれど、今あげつらふことのみは、例の寓言にあらず。唯世の童子等に、爲朝の武德を知せまほしく、漫に筆を走らす而已。

丁卯季春　曲亭主人誌

琉球上世無攷據。其世纘圖云、宋淳熙十四年、今按ずるに皇朝後鳥羽院文治三年なり舜天卽王位。舜天爲朝公之男子。未詳何許人。其不祧祖也。祧は先祖の廟なり在位五十年。傳信錄作五十一年長子舜馬順熙嗣、在位十一年。淳祐九年、長子義本嗣。在位十一年。時民苦疾疫、多依英祖。英祖者天孫氏天孫氏は琉球開闢の祖なり之後也。義本遜位焉。在位四十年。闢地始廣大。火德四年、英祖子大城傳信錄作大成嗣。在位九年云々。續弘簡錄これに同じ。又中山傳信錄云、舜天、日本人皇後裔、大里地の名按司官名朝公男子也。淳熙七年庚子、年十五、屢有奇徵。長爲浦添按司。人奉其政。斷獄不違。天孫氏二十五世、政衰。逆臣利勇、恃寵執權、鴆其君而自立。舜天討之利勇死。諸按司推卽位。賞功罰罪、民安國豐。在位五十一年。壽七十二。嘉熙元年丁酉薨。下略かゝれば爲朝の子舜天は、琉球中興の賢王なり。且元史類篇に、琉球世纘圖を援て、爲朝公之男子云々と錄し、中山傳信錄には、日本人皇後裔、大里の按司、朝公の男子云々と記せば、爲朝琉球へ渡給ひて按司の職を授られ、其子舜天、天孫氏に代て、彼國に王たりしこと誣べからず。時代も又相應す。和漢三才圖會に、琉球に爲朝を祀て、舜天太神宮と崇と記せしは誤なり。舜天は爲朝の子なること見つべし。傳信錄に載するところの、中山世系を按ずるに、開國の主、天孫氏二十五世にして滅び、爲朝の子、舜天位に卽、是中興の賢王なり。因てものみな舜天よりはじ

語、爲朝自殺の條にも、女子をば母が抱去とあれば、大系圖に漏たるなるべし。又義季、義長、爲宗、爲直、この四人を載せず。源平系圖を考るに、爲朝の子、太郎丸二郎丸と有て、其餘を載せず。繪入武家系圖以下の書は、麁漏にして考るに足らず。天野氏は、何に因てかく出されけるにや、なほ尋べし。

又一書に、攝州伊丹の南に、爲朝八幡あり、鎭西八郎を勸請すといふ。傳記詳ならず。これも暗森の八幡とおなじかるべし。又一說に、八丈島に、香爐山彌陀寺といふあり。後宗福寺と改む。住持六世の上に爲朝を祀れり。この六世の中は、入道の宮と稱、神佛に限らず、諸事を主りて、島の長たり。此島にも、爲朝の胤を遺したるにや。其末葉たるによつて、島人尊稱して宮とはいひけん。又宮に仕へたる者を太夫と稱て、神主やうのものありけり。宮と太夫と主從にて、島を一圓に押領してありけるを、康正二、丙子年、武州神奈川の領主、奧山宗村、その家臣、作右衞太郎といふものを島へ遣し、同年十月十四日、雲加入道が一子、若宮といひしもの、竝に太夫を討とりしかば、雲加入道力不レ及して作右衞太郎に降參し、討れたる一子の爲に、神奈川の宗福寺を請待して、住持としたるによつて、寺號を宗福寺と更たりといへり。余が管見をもつてするに、爲朝の事蹟かくの如し。又異國の書に見えたるは、元史類篇云、按

包の武勇勝れたるを傳聞て、對面すべしといはせられけるに、義包熟思ふやう、われ既に足利の家を繼といへども、實は爲朝の子なり。今右大將家に對して、させる宿意あるにあらねど、彼人は一家に名ある者を忌給へり、唯詐りて狂人となり、賴朝の心を安せんものをとて、狂氣の由を披露して、一度も對面を遂られず、一生安座して、天然を終給ひしと、或書に見えたり。さるからに、足利將軍は、この義包の子孫にておはせば、爲朝の後裔、室町家の時に繁昌せり。又天野氏が鹽尻に云、或問、尾城の南、太渡村太渡一本に古渡に作るに、爲朝塚と呼ぶ處あり。その地闇森等に爲朝の故事をいふ、不審。爲朝は、豆州大島にて自盡せり。如何なる故に、當國にかゝる傳ありやと云。當國は源家に由緒あれば、往昔爲朝太渡村を知行せしにやと覺侍る。爲朝義實爲賴の子上西門院判官代　實信同レ上上西門院藏人　爲賴同レ上號ニ島冠者一於ニ大島一出生　爲家同レ上後爲政と改む大島の祖なり　女子以上六人又義實の子二人、義直上西門院判官代　義信左衛門尉　義直の子義益太郎又實信の子二人、義房三郎藏人　僧慶乘伊豆公一作ニ慶桑一　義房の子二人義季市部太郎住ニ尾張市部庄一　義長三郎又爲家の子三人、爲宗島の太郎　爲通大島二郎　朝宗大島七郎　朝宗の子爲通大島七郎　如レ此見えたり。後裔當國にあるにや、分明ならず。俗に太渡闇森は、爲朝の靈を崇祝と云ふ。今は八幡と稱せり。

今按ずるに、大系圖卷の二十四、爲朝の譜に、朝宗を爲朝の子として、女子なし。保元物

口碑に傳る所は、爲朝伊豆國大島へ配され、其後島々へわたり給ひし時、八丈へも來玉ひて、深く島人を憐み、終に小島に於て、承安二年八月十五日に、自滅し給ひけるを、今按ずるに保元物語に嘉應二年四月下旬爲朝伊豆の大島に於て自害すと見えたり、こゝに承安三年八月十五といふ不審島人其德を慕ひ、やがて島の鎭守と崇祀奉りけるに、神德空からずして、頼朝卿在世の比、後高倉院の宮の御筆にて、八郎明神とあそばしける神號を、金銅に彫附、神影を鑄て、これに甲冑を相添、納奉らせ給ひしより、鎌倉世々の將軍、渇仰相續せり。かくて遙に年を經て、慶長七年、再び爲朝の神影を造奉らる。其後、正德元年、神主菊池虎之介、神體を守りて東都に參府すといへり。馬琴が家藏に、八郎明神の神影一幅あり。八丈島正一位八郎大明神、慶長七壬寅八月十五日、神主菊池壹岐守と記して、關防に、無上靈寶神道加持の印あり。こは爲朝の神體、東都に來らせ給ひし時、神影を版して、信心の士庶に與たるものなるべし。今この二說を合せ考るに、爲朝八丈より九州へ赴き、それより琉球へ渡り玉ひけんを、島人は小島にて自滅し玉へりと、誤傳けるにや。爲朝は子孫も夥おはしけると見えて、難太平記に、八幡殿の御子義國より、義康義包と相續す。抑義包は、長八尺に餘て、力人に勝れ玉ひしなり。實は爲朝の子なりしを、義康襁褓の中より養き。世に憚てかくし給ひければ、終に知る人なしと見えたり。この義包は、思慮深き人にて、頼朝卿、ほのかに義

金依方、金則行、金經行等是也。もし附會せば、金は日本金氏の後なりともいふべし。
或云、肥後國熊本の城下より南に當て、木原山あり。此山より二十餘里南、水俣の海邊、濱村（蘆北郡の内也）といふ處に、矢八宮と稱る小社あり。爲朝琉球へ渡り給ひしとき、この地の漁夫等別を惜て、直垂の袖に携て引留しを、振切て行給へば、片袖斷離て、漁夫の手に遺りたるを神體とす。（直垂は萠黄色の絹織紋なし）祭禮は八月十五日なりとぞ。供物には赤小豆飯、鮮鯖、醴を獻る。祭禮の日、この三種の供物を備置、次の年の祭の日、はじめて神扉を開見るに、飯も鯖もよく乾き、醴も味かはることなし。此供物は、鼠なども懼れて食はず。儻竊食ふ鼠あれば、忽地死す。蓋神の罰し給ふにこそ。係る荒神に在せば、祭禮の時ならでは、神扉を開ことなし。土俗疱瘡平安の願がけするに、應驗ありといふ。これは爲朝八丈島へ渡り給ひしといふに就て、彼島人は疱瘡せずといへば、かゝる願事を申すにやあらむ。八丈のあした草を、疱瘡除と稱るも、其意同かるべし。又葦北の内、津奈木といふ海邊に漁村あり。こゝにも爲朝の宮と稱る小社あり。爲朝の穿給ひし、奴袴を神體とす。熊本より津奈木へ二十餘里、津奈木より水俣へ五里餘、水俣より薩摩の堺まで、六七里ありとぞ。又一説に、八丈の枝島に、小島といふあり。本島より酉の方、海上二里許を隔てり。この島に八郎明神の社あり。鎭座の年月詳ならずといへども、

く書を信ずるの弊、子輿氏が最誡る所といへども、徐烋も胡宗憲と同時の人なれば、傳聞の誤とも言べからざるものか。猶この外にも、五雜俎に說ところ、嘉定乙亥年、僧德明遊山して、奇菌を得たり。歸て衆に供す。毒發して、僧行死する者十餘人。德明亟に糞を嘗て免ることを獲たり。日本の僧定心といふものあり。寧死すとも汚さず、膚理折裂に至て死す。今に至て菴中藏ところの、日本の度牒あり。其僧姓は平氏、日本國京東、相州行香縣、上守鄉、元勝寺の僧なり。寧非命に死して、其口を汚さず。陳仲子が風に庶幾と擧たる類、異國の書を見て、稍我邦の人傑珍器を知のみ。然るときは、爲朝の琉球へ渡り給ひしといふ說も、誣べからず。源義經の高館を逃れ、朝夷義秀が、朝鮮へ渡しといふ、無稽の說と、日を同して論ずべからず。

言の序に云ふ。近曾好事の者、南州草堂集に因て、金は義經の子孫なりといふ。按ずるに、南州草堂集卷二十中州詩選序云、金源氏之纔遂也、雄居大河南北、其時宋之遺民野老、未盡徙而南渡、流風餘韻、猶有存者云々。又金詩選の序にも、金源氏と記せり。異邦に源氏あること珍らしければ、金は義經の子孫なりといふなるべし。然ども時代に合ざる所あり。顧ふに陸奥話記に、金氏の人見ゆ。金爲時（氣仙郡司）金爲行、（以下貞任が一族）金師道、

邦の史籍軍記に見えざるよしは、既に前篇にいへり。然どもその論未盡をもつて、再こゝに辨ず。余嘗元史類篇、中山傳信錄等を閲するに、琉球中興の主、舜天王は、すなはち爲朝公の子なるよし、其書の注に見えたり。傳信錄これに同じ是等の奇事、我邦の舊記に見えずして、卻異國の書に記せしこと、可怪といへども、かゝる例間これあり。常山樓筆餘云、王充が論衡に、周時天下太平、越裳獻白雉倭人貢鬯艸といふ事見えたり。越裳の中國に至りしは、周成王の在位、周公執政の時にして、日本太古の時に當れり。鬯草のことも、我邦の書には記載せず。

馬琴按ずるに、鬯草一鹹艸に作る。和名をあした草といへり。此草八丈島のみに生ず。本草に、鹹草在扶桑東女國而氣香味鹹彼人食之と記せる是也。異邦に女國と稱たるは、我邦の八丈島なること知べし。鹹草のこと、文獻通考にも見えたり。

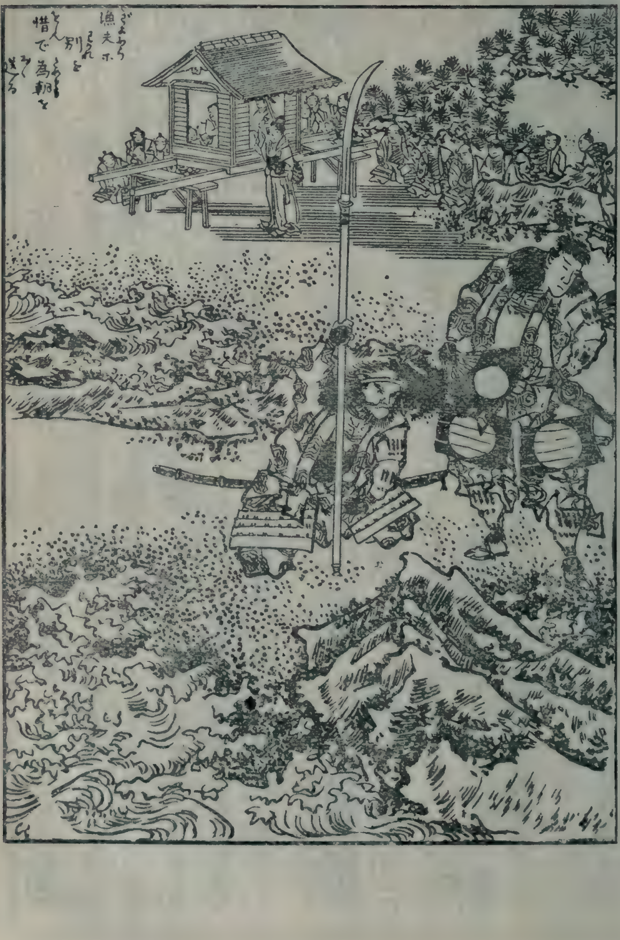
又梁の任昉が述異記に、日本國有金桃其實重一斤と記し、又謝在杭が五雜俎に、日本に龍蕋あり、價甚貴しといへり。又明の徐𤊹が筆精に、嘉靖年間、胡總制宗憲、有軟弱刀長七尺、出鞘地上卷之詰曲如盤蛇。舒之則勁自若。唐天寶時有軟玉鞭光可鑑。屈之則如環、伸之如縄。亦異國所獻、鐵玉最堅剛、能屈伸之理、不可曉者なりといへり。軟刀といふもの、實にありけるにや、井鼃の管見もて、奈何とも思ひ定めがたし。悉

追考。甲陽隨筆に云、巨摩郡武川條、武田村の西南、上宮地村に武田八幡宮あり。社頭の雄手、山の内に、鎭西八郎爲朝の宮あり。里人疱瘡平安の願がけするに應驗ありといふ。古老の說に爲朝伊豆の大島より、鬼童を將てこゝに脫れ住み給へり。今も韮崎の船山に、爲朝の遠的射給ひつるところあり。彼鬼童の住ける迹を、わに塚と稱ふ。しかれども爲朝の甲斐に住給ひぬといふは、無稽の談なり。疑ふらくは、淺原八郎爲頼の古迹なるを、誤傳へて、鎭西八郎爲朝といふにや。爲頼は甲斐源氏なり。巨勢郡、中郡條、淺原村、是その出生の地なりといへり。

馬琴按ずるに、鎌倉將軍譜、正應三年の條下に云、三月甲斐源氏、淺原八郎爲頼、強弓の大力なり。諸國に於て惡逆をなす。故に所領を沒收し、郡國をして尋索しむ。爲頼潛に京に入り、夜内裡に到り。紫宸殿に籠る、武士これを攻むるに及で、爲頼自殺す。その放ところの矢に、太政大臣爲頼としるせり。以上かゝれば甲陽上宮地村なる爲朝の宮は、淺原八郎爲頼の惡靈を鎭祭れるなるべし。因に今こゝに錄せり。かゝる訛傳なほ多かり。

備考

爲朝琉球へ渡り玉ひしといふこと、神社考、及和漢三才圖會に記載すといへども、ふるくは我


漁夫に別を惜で為朝を送る



下十餘人の郎黨これにしたがひ、楫を操り、帆を揚て、蘆北郡水俣の海邊より、濱村を艚はなれ、渺々たる大洋を、ゆくへもしらずなりたまふ。時に高倉院の安元二年八月十五日なり。浦人等は、唯嬰兒の母を慕ふに異ならず。手をあげてさし招き、聲を限りに呼びかへせど、はやそのかひもあら浪のうちよするより外に、たえて應はなかりけり。かゝりしかば水俣の浦人は、爲朝を仰慕して、濱村に生祠を建、直垂の袖をもて神體とし、これを矢八の宮と稱ふ。今に至て、八月十五日に祭禮あり。供物には、小豆飯、鮮鯖、醴酒の三種を獻り、翌年祭禮の日に、扉を開きて見るに、飯も鯖もよく乾て、醴も味ひかはることなし。この供物は、鼠なども恐れて食はず。もし盜み食ふ鼠あれば、忽地死すといへり。この矢八の宮は、荒神にてましますとて、祭禮の日ならでは、神扉を開かず。人疱瘡の平安を祈るに、應驗ありといふ。又蘆北郡なる、津奈木といふ漁村にも、爲朝の宮と稱ふる小祉あり。こゝには奴袴を神體とすといふ。この外にも、攝州伊丹の南にも、爲朝八幡と稱る神社あり。又尾州闇森に、爲朝の神社ありとぞ。夫死して滅ざる、これを神といふ。苟も俊德の人にあらずは、千載の下に、廗食する事を得んや。余嘗爲朝の武德を稱する事久し。依て今この小說を作れり。畢竟爲朝夫妻、父子主從、水俣より船出して、又いかなる物がたりかある。そは拾遺六册を閱してしるべし。

ず。いつまでかかくてあるべき。潛に洛へはせ上り、清盛を夜討して、父兄の寃を雪むべし。しからば勝とも負るとも、生てふたゝび歸らじ、と思ひ定め給ひしかば、白縫舜天丸をも相俱し、主從僅に三十餘人、木原山を立出て、水俣の海邊に赴き給ふに、年來此わたりなる漁夫等が誠心を運びたる事、忘れがたければ、浦の耆老を呼て宣ふやう、われこの地にも住わびて、四國のかたへゆきて、住どころ求んと思ふなり。しかれば再會ははかりがたし。木原山の館はさらなり、殘し置つる衣服調度は、みな浦人にとらするなれば、汝等よきに配分よ。さてこゝより渡海すなれば、よき船二艘を出せかし、と仰せて、船の價をとらし給へば、浦人等、御曹司なりと見て、毎戸に、老たるを助け、幼を抱きて走り出、わが君などて情なくもふり棄て、四國へ移り住んとは、宣はするぞ。おなじくはこの地にて、一生を過し給へ。吾儕なほ心を竭して、調し奉るべきにとまうしつ、或は直垂の袖、奴袴の裾にとり携りて放さず。爲朝もいと不便なりとおぼせども、かくてあるべきにあらねば、ふり拂ひつゝ、浪打際へ歩みたまふに、浦人等は、なほ哀慕してはなさず、遂に直垂の片袖を斷離けり。そのとき紀平治高間太郎は、浦の耆老を催促して、船二艘を出させ、その一艘には、爲朝白縫を乘まゐらせ、二十餘人の郎黨從へり。又一艘の船には八町礫紀平治、舜天丸をかき抱きて、上座に坐し、高間太郎、磯秋以

下野、武藏等の守に任ぜられ、左馬頭、治部大輔を經て、官位從四位下に進み、土御門院の正治元年（家譜に文治元年卒す、年八十四と、その說矛盾す）に卒去し給ふ。その子義氏より、賴氏、泰氏、家時、貞氏に至て五代、なほ東野の藩鎭にあり。貞氏の子、尊氏、正慶に、後醍醐天皇の勅を稟て、兩六波羅を攻潰せしより、武威天下に敵なく、四海を掌握して、十三代の富貴を傳ふ。こは皆八幡宮と崇德院の神助なるべし。義包の事、了俊の難太平記に見えたり。かさねてこゝに證とす。

難太平記に云、八幡殿とは、義家朝臣、陸奧守鎭守府將軍の御子、義國より義康、義包、義氏、泰氏などなり。泰氏を平石殿と申き。その御子に、賴氏治部大輔殿と申す。その御子に、家時、伊豫守と號す。その御子に貞氏、讚岐入道殿と申す。その御子にて、御所(尊氏)錦小路殿(直義)はわたらせ給ふなり。中略 抑義包は、たけ八尺あまりにて、力人に勝れたまひしなり。誠は爲朝の子と云云。義康襁褓の上より養き。世にはゞかり人にかくしたまひければ、終にしる人なし。賴朝右大將には、殊更近附給ひしかば、猶世に憚りて、空物狂になりて、その世は無爲に過し給ひしかば、わが子孫にはしばらく靈となりて、物ぐるほしき事おはしますべしと、仰けるとまうし傳へたり。（以上伊豫入道了俊筆記）

朝稚義包の事は、既に說盡しぬ。さても八郎爲朝は、朝稚に訪驚かされて、頻りに慷慨に堪給は

して、牛ものの鞴を得、實母の髑髏を携て立かへりぬれば、孝子の本意を遂に庶し。相構て、この事世に漏らすべからず、と密語て、厚く時員を勞らひ、これには引出物夥賜り、又篋江が髑髏は、大巖山の毘沙門堂に葬りて、爲頼鬼夜叉が追善に至るまで、佛事叮嚀に執行し給へりとぞ。されば彼瑠反の刀、牛ものの鞴は、ながく足利の家に傳り、尊氏卿のとき、二男基氏にこれを賜ふ。基氏より氏滿、滿兼、持氏と管領四代に相傳し給ひけり。時に應永二十二年十一月二十日、持氏朝臣代々の重寶瑠反の刀、牛ものの鞴を、舍弟奥州の稻村殿に賜ふよし、鎌倉大草紙に見えたり。是はさておき朝稚は、十四歳にて元服し、足利太郎義包（或は義兼に作る）と名告給ふ。此年養父義康卒去ありしかば、（舊說に義康は保元二年五月廿九日にて卒すといへり、なほ尋ぬべし）家隷老黨相議して、義包（朝稚）を傅立て、足利の家督とす。かくて義包は、足利の八幡宮に、神田夥寄附し、又足利の學校に八幡宮を勸賞して、祭祀形のごとく莊嚴を加へ、學校の鎭守とす。件の學校は、往昔小野篁、勅許を稟て建立し給ふ處なり。かくて年を經て學校の八幡宮、回祿したりけるを、尊氏再興し給ふよし、和漢三才圖會、卷之六十六、下野の條下に見えたり。又足利の鑁阿寺は、義包の建立なり。彼人實母の菩提の爲に、この寺を建立し給ふにや。義包の法名を、鑁阿寺殿といへり。さる程に義包は、養父の箕裘を嗣て、いくほどもなく、八條院の判官代に補せられ、その後上野、

父、八郎君の嫡室、白縫姫にておはするならん。彼婦人は、保元の擾亂に、父忠國もろともに、宰府にて討れたまふにはあらで、この山に脱れ給ふもの歟。しからば八郎御曹司も、潛に大島を脱れ去て、夫婦このところに山籠し、更に一子を擧たまふかもしるべからず。誘たまへ。今一度そのところに索ゆきて、事の眞僞を問諦候なんとまうすに、朝稚もいと遺憾ければ、主從ふたゝび山に登らんとし給ふに、奇なるかな、白雲聳然として前に遮り、忽地に山を包て、何地を斥て登るべうもあらず。主從ふたゝびこの不思議を見て、さては父子の再會は、神の許したまはぬにや。今は是までなり、とおもひたえ、次の日豐後に出て、旦暮に道をいそぎ、日數程ふりて、野州足利へたちかへり、養父義康に道すがらの事、木原山にての事を物がたりし、髑髏と鞢をとり出て見せ奉らし給ふに、義康これを見そなはして、感涙を押かね、朝稚が至孝は、天地神明の冥加ありて、實母の枯骨を給はりけり。寔に不測の應報といふべし。且この鞢は、わが祖父八幡太郎義家朝臣、牛物と名づけて、秘藏し給へる處のものなり。嫡孫爲義これを相傳し、その後爲朝に授るよし、豫て傳聞ることあり。思ふに爲朝、大島の館に火を放て虛死し、窃に肥後の木原山に脱れ來て、白縫に環會、一子をさへ擧たるなるべし。しかりとも彼人は、蓋世の義士なれば、子にも他にも名告ざる歟。朝稚面あたり父にあはずといへども、その像見と

事をしらず。天飛ぶ雁が音に驚き覺れば、病頓に癒て、氣力日來に十倍す。殊に不審は、わが身は魚籃の中にあり。事の爲體、いよゝ怪しければ、跳出て、稚君を索奉るに、何地に行たまひけん、近くは見え給はず。却藥劑をあたへんといひつる大男、血に塗れて叢の中に死たり。折しも出る月影にて、魚籃に結著たまひし、稚君の遺翰を見て、はじめて渦丸が事をしるといへども、わが身に一箇所の手疵も負ざれば、なほ夢のこゝちして、ふたゝび魚籃の內を見れば、齎したまへる白幣の眞中を、刄もて刺徹せし跟あり。さては正八幡わが身がはりに立給ふか。こは尊し物體なし、とひとりごちて、神と君との恩惠をかしこみ、幣とともに、遺たまへる金を懷にして、通宵御行方を索奉り、はからずもこゝにて行あひ奉る喜しさよとて、事審に述をはり、件の幣を進らすれば、げにも眞中に太刀痍あり。その爲體不思議といふもあまりあれば、朝稚は幣を取て數回おし戴き、ふかく大神の擁護を感謝して、時員に宣ふやう、末世といへども、神明至誠を守りたまふ事斯のごとし。われ昨夜、燐火に郷導せられて、此處の山寨に到り、實母簓江の髑髏を得たり。彼燐火は、汝が亡魂の、道を照らすかとおもひつるに、さては簓江の導きて、この山に誘引へるなり。かゝる事さへありしとて、白縫のいひ諭したまへる事、彌天丸の事、おちもなく聞えしらしたまへば、時員しば〳〵嗟嘆して、そは疑ふべうもあらぬ御

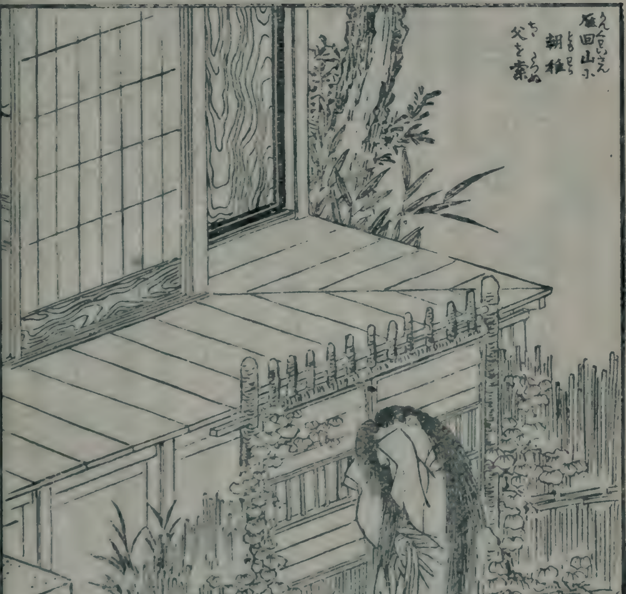
蜘手の渦丸を殺せしと物語るにつきて、おもひ出れば、彼渦丸といふ癖者は、往歳、われ讃岐なる逢日の浦にて、討漏らしたる剛盗なり。朝稚今や、十三歳の小腕にして、家隷の爲にこの賊を殺し、こゝに來たつて志を述。その勇その孝、義康が子とするに足れり。われ又何をか愁ふべきとて、氣色よく見えたまへば、紀平治も又白縫を慰め、朝稚を稱讚して已ず。爲朝かさねて、われこの山にとゞまりて、はや七年を經たり。世にしる人あらじと思ひつるに、朝稚不思議に索來つれば、終に他人のしることもありなん。軍兵至からずとも、潛に打立て、屍を華洛に曝すべし。とく〳〵船出の用意せよと仰て、高間太郎夫婦、以下の徒を集合、縁由を聞えしらしたまふに、衆皆感激して、速に思ひたち給へとぞ應ける。さる程に朝稚は、父の住家としりながら、明白には名告も逢ず、いと本意なくも麓へ下りて、ゆくこといまだいくばくならず、前面より忙しげに、來る旅客ありけり。と見れば是別人にあらず、昨夜宮原にて、渦丸に殺されたる、梁田時員なりしかば、こはいかにとて、且怪み且歡び、汝はこれ時員ならずや。さては亡魂の迷ひ來れるにこそと訝りたまへば、時員も又朝稚の恙なきを見て大きに歡びて、ほとり近くあゆみ寄、稚君は、時員を死したりとやおぼすらん。僕昨夜宮原に病臥たるとき、稚君は藥劑を乞んとて、その人を追蒐たまふを、しば〳〵呼びかへし奉るまでは覺しが、その後の

事、母の髑髏に劣らず勝らず、父の像見の心持ぞする。路銀は養父の惠を得て、その准備さふらふなり。ねがはくは自愛して、不老の門に春秋を富し、不死の仙姑となりたまへ。わが身東國に歸りては、月と日の入るを見て、父母は彼方に在すると、おもふばかりに慰めかね、明し暮すとおぼされよ、と叮嚀に別れを告、舜天丸にも暇乞して、件の袿を脊に負、草鞋穿しめ出たまへば、舜天丸は名殘惜しげにて、母君もろとも送り出、などてわが兄上にはなり給はで、慌しく歸り給ふ。いつ頃か又來まさん。母御よしばし留てたべ。母御なうとむづかるを、賺し寬る白縫も、晴間だになき袖の雨、笠かたぶけて朝稚は、泣貌見せじと足ばやに、麓のかたへ去りたまふ。白縫はつくづくと、木がくるゝまで目送り果、跡追ふわが子の手をとりて、舊のところへ歸り入り、又泣沈み給ひける。浩處に、次の間の蒸襖を、さと開きて立出る人を、誰と見かへれば爲朝なり。紀平治又その後方にあり。白縫はおもひかけずとばかりに、出居のかたへ居かはりたまへば、爲朝は、白縫に對て、われ嚮に、阿蘇より歸り來て、紀平治とともに、朝稚が云つる事、又御身がいひつる事の一五一十を竊聞し、一たびは彼が純孝を感激し、又一たびは、御身が慈愛の深きを嘆賞し、竊に外面より撓り入りて、なほその細しきをしれり。さて微妙もはからひ給ふものかな。しかるに、朝稚が宮原にて、梁田の時員を擊れ、その仇、

して氣色をあらため、やよ少年、主人はきのふ、阿蘇の神社に詣て、いまだ歸りたまはず。奴婢も山田の稼に遑なければ、饗應も意にまかせず。山家なれば木の子の外にものはなけれど、飢を凌ぐばかりには、粟の飯もはべるぞかし。いざ進らせんとて立給ふを、朝稚忙しく引とゞめ、歎きに胸のみふたがりて、物ほしうは候はず。母の髑髏を賜る事、氏神の示現に違ねば、父の事は思ひたえ、直に歸り候ひなん。もし父上の存命て、こゝへ來たまふ事もあらば、下野なる朝稚が、參りしと傳へてたべ。遺憾やとばかりに、像見の袿うち疊、涙に裹む白骨に、おく露の身ぞ哀れなる。白縫は臂近なる、盒の内より金の鞔一對をとり出し、こは主人が殊さらに、年來秘藏の物なれば、家裹に進らすべし。下野までは道のほどもいと遙なれど、神の導たまふ旅路には、恙なくて歸り著したまふらめ。こなたよりも旦暮に、御身の無事を祈るにこそ。いふまでには侍らねど、夕にははやく宿借り、天あけずは出たまふな。名もしらぬ菌、鱗なき魚、人すゝむればとてたうべ給ひそ。奴婢が草野へもて行とて、飯盛りたる割籠こゝにあり。これを携ゆき給はゞ、けふ一日の飢は凌がん。鞔を遺れたまひそ、といひつゝ取て手に遞與し、割籠を腰へ著さして、緩みし帶を締添る、手首も力なく、信やかに勦りたて、路銀は乏しからずや、とこゝろ著れば朝稚は、鞔をおしいたゞきて懷に挾、主人の秘藏したまへる、この重寶を賜る

よく聞たまへ。わらは實に御身が父上の事をしらず。しかるにこの七年以前、ある夜の夢に、年紀三十にちかき女子、わらはが枕方に立在、われはこのところにありて人を待ものなり。何地へも葬埋る事をせで、こゝにおかし給へ、と告ると見て、驚き覺れば、枕方にこの袿と髑髏あり。今はたおもへば御身が面影、その時夢見し女子に肖たり。かゝれば、こは御身が產の母子にて、その子をこゝに待にやありけん。よしや爹々に逢ずとも、これを携へ東國に歸り、そのなき跡を弔給はゞ、こゝろに慰むかたもありなん。是見給へといひかけて、引ほどく袿の中へ、裹る髑髏は朽はてし、骨身に入る情の賜、朝稚は涙の間に、と見かう見て押戴き、かはり果たる面影に眼も暗れ、こゝろ消殘る、形見の髑髏を袖に載し、いはんとすれど胸ふたがり、漲り落つる涙の瀑布を、堰かぬれば白縫も、いとゞ玉なす膝の上に、携りつきて舜天丸も、もろともに泣給ふ。これを見彼をおもふにも、白縫いまは忍びあへず、よしやわが夫の志には悖るとも、明白に名告あひ、一夜なりとも留めおきて、親子の對面さすべき歟。いな、しかしては良人より、義康ぬしへ義理たゝず。とてもかくても埋木の、花さくよすがなき親は、花の洛へ潛びのぼり、清盛と雌雄を決し、彼に勝とも負るとも、活て歸らぬわが夫婦の、長くもあらぬ魂の緒を、恩愛に繫れて、人に信義を缺しては、わが身ひとつの愆ならず、とおもひかへ




雁回山に
朝稚
父を索ぬ

朝稚は雨私に降ごとし。これにます孝はあらじ。聞わき給へといふ聲も、涙に曇るこの山の、言の葉の、たゞならぬにてその人とは、ふたゝび問はん覊より猜し給へども、喩るゝ道理に、やうもなく、はふり落る涙を拭ひ、縦わが父世にありとも、義を守りて名告たまはじ、と宣するをいかでかは、あしう聞侍るべき。せめて此世にありなしを、知りて歸らば辛じて、こゝまで來つるかひもあらん、密に名告たまふとも、世を潛ぶ親の行方を、子として人に漏さんや。情ぞ慈悲ぞ、しらして、とかき口説たまへば舜天丸も、もらひ泣して目を拭ひ、やよ母御、わが身にもこのやうなる、兄上のましまさば、樂しく遊び暮さんものを、などさる人は在さぬぞ。今よりこの子をとゞめおき、わが兄上にしてたべと、いはるゝ程白縫は、忍びかねてよゝと泣、二親のなき後は、同胞にますものはなし。兄弟牆に鬩ども、外務を禦とかや、ふるき詩にありと聞く。良朋ありとも中あしき、同胞には劣りなん。況て兄弟莫逆にて、親みふかく孝順なる、子をもつ親の樂しさを、おもひやる程形なや。そのはらにしも宿さねど、われにも子あり、そなたにも、家兄はしかも四たりまで、ありとは見えてはゝき木の、わくかたもなき世の義理に、かゝる歎きをするぞかし。悲き事をいひ出て、痞をまさし給ふな、と賺しこしらへやうやくに、身を起して奥まりたる、家廟を押ひらき、ふりたる袿をとり出して、朝稚のほとりに置、少年

膝をすゝめ給へば、白縫遂に引退きて、こは漫なる少年かな。わらは八郎御曹司に、由緣あるものならず。されど傳聞こともあれば、物がたりして孝行の、こゝろやりともせんものを、と思へばこそこゝへは誘引へ。緣も好もなき人なれど、わが身もしその白縫ならば、いく夜もここに留めまゐらし、爹々を賺して對面さし、歡びたまふ面影を、見もし見られもせまほしけれど、浮世の義理は恩愛に、おもひかへてもかへがたき、一旦誓し武士の意地、わが子痛しとて信義を忘れ、名告あひ給ふ御曹司ならんや。御身が父上なれば、こゝろざまは、聞傳へてもしり給はめ。かくは又白縫のこゝろ苦しさをもおもひやり、繼母の鬼々しくて、引も逢せぬか、と恨みたまひそ。よしや腹にし宿さずとも、夫の子ならばわが爲にも、親子の名にしあるものを、等閑におもひ侍らんや。產つる子より今一入、いと惜しけれど柵と、なるよしもなき淚川、堰とめかねし身を泣のみ。男は男だましひもて、おもひきるせもあるべきが、今あうて今別れなば、再會だえて圖がたき、母が悲しさはいかならん。もし訪れずはかくまでに、物は思はじおもひもさせじ、と世を怨み、身をはかなむ、言の歎はけふのみならで、雨の朝月の夕、よきにつけあしきにつけ、忘るゝよすがはあらざるべし。何事もこの世にしては、短き親子の因ぞと、おもひたえて東國へ歸り、養父君によく事、その家を嗣名を揚て、武士の鑑となり給はゞ、

なるものを、といふを白縫慌しく、袖もてはやく口を鉗まし、こはわが子の言さがなや。八郎といふ人は、世に幾人もあるべきに、よしなき事ないひたまひそ、と叱り退、胸くるしさを曉得られじ、と含咲つゝ朝稚に對ひ、さては此わたりにも聞及ぶ、八郎御曹司の忘形見にておはするよ。元來彼君は、信義を守りたまふとぞ。しからばよしや存命て、近きほとりに坐するとも、一たび棄たるその子には、名告あひ給ふまじ。しかはあれはるゞゝと、索巡りたまふ孝行を、もし聞給ふ事あらば、いかで哀れとおぼさゞらん。そはとまれかくもあれ、飢たまはゞ物進らせなん。誘こなたへとて舜天丸の、手を引先に立給へば、朝稚は犇々と、おもひあたる事のみなれば、固辭ず軈て跡に跟、小座敷に伴れ、亽に竝ぶ賓主、ふたゝびいひよるよしもなし。舜天丸は稚ごころに、宜友得たりがほして馴々しく、目今拾ひし庭の木の子を、朝稚のほとりに置ならべ、これたうべ給へとて、こゝろばかりの饗應も、さすが血脉の親なり。朝稚それを見ば手にも把らず、いかに婦人、おのれ父を名告しとき、そはわが父よ、とこの童の宣ひつるも故こそあらめ。父の嫡室白縫姫は、保元に宰府にて、討死したまへりとは聞けど、何となくこのところは、わが父の隱家にて、御身はさながら白縫姫を、見奉る心持ぞする。もし亡魂の幻に、見え給はゞうちつけに、それとは名告たまはざる。こゝろつよし、と恨わび、おもはず小

去にきと、世の風聲に傳聞、遺憾は束の間も、忘るゝ隙のあらばこそ。せめて假寢の夢になりとも、今一たび父母に、あはしたまへと旦暮に、氏神に祈り奉りしかひありて、近曾不思議の示現を蒙り、養父の免許を稟、家の老黨梁田何がしといふもの、唯ひとりを伴ひ、しのびやかに旅だちて、西海道まで來たれども、索る人はありともしらず。却前夜宮原にて、四國の剛盜蜘手の渦丸とやらんに、倶したる男を殺され、その仇を復せしかど、既に老黨を喪ひては、こゝろぼそき事いふべうもあらず。いとゞすべなかりけるに、あやしき火に導きせられて、思はずもこの山に迷ひ入り、天も明、日も高く昇にければ、なほ夢のこゝちして、おもひわきまへかね侍る。形なさを猜し給へ、といひかけて、淚うちかみ給ふにぞ、白縫は聞毎に、さては良人の物語に、豫て名をしる朝稚歟と、胸うち騷げど外々しく、海山萬里を遠しとせず、親胞兄弟に環會んとて、はる〴〵索來給ふこそ、世に有がたき孝行なれ。さありとも、その人既に世を去たまはゞ、何をよすがに本意遂給はん。そも御身の父母は、何なる人にて在するぞ、と問も淚の種ならし。朝稚は愸に、隱してはしるよしも、あらじとおもひて聲を密め、わが父はこの國に人となりて、曩には九州を管領し、威勢華洛までも振たるが、保元の擾亂に　大島へ謫されし、八郎爲朝にてさむらふ、と聞もあへず舜天丸は、母の袂をそと引て、そはわが父上

らずも、朝稚は庭門に撓り入りて、是なん家刀自なるべくおぼせしかば、笠をとつて白縫に對ひ、おのれは東國より、はる〴〵と父母を索て來れるものなり。しかるに昨夜倶したる郎黨に後れて、この山に迷ひ入り、殊さらに疲れたれば、ふたゝび麓へ下るべうもあらず。ねがはくは霎時憩し給ひね、と宣へば、白縫つら〳〵見かへりて、怪しやこの山は、昔より山の神の諱たまふとて、樵夫もこゝまでは登り來ず。しかるに御身唯ひとり、迷ひ來給ふこそ意を得ね。元來この家は、人に訪るゝ事を歡びず。主人は他にゆきていまだ歸らざるに、わがこゝろひとつにては、憩給へともいひがたし。そも何國より來給ひたる。名告給へ、と問人も、問るゝ人もしら雲の、心隔てなか〳〵に、おぼつかなくぞ見え給ふ。

第三十回

雁回山に孝童父母を索
水俣濱に漁夫爲朝を祀

朝稚は彼婦人に、本貫を問れしかば、今は匿によしなくて、わが身は下野國、足利のものなるが、彼處にて生れたるにはあらず。親族の爲に養れ、七才の夏より、六年あまり、又七年の秋を經て、物乏しとは思はねど、唯悲しきは七年已前、親胞兄弟はあへなくも、非命にこの世を

ろを、芒かきわきからうじて登りたまふに、足よりは血を出し、裾は朝露に添濡つゝ、そのところへ到り給へば、果して一箇の山寨ありけり。かゝる深山には似げなく、由緒ある人の住居すと見えて、尋常なる家の建ざまにはあらず。少し引入れたる處に脚門あり。このところは後門なるべし。折ふし守人もなかりしかば、つと入りて見給へば、雌手のかたは苑とおぼしくて、黄櫨楓、いろ〳〵に染なしたるが、松にまじりていと妙なり。結まはしたる生垣の木の間に、小鳥の囀る聲、秋情を催し、つく〴〵と見入るゝ諸折戸の半開きて、裡には臈長たる美婦と、六ツ七ツばかりなる男の童と、餘念もなく、木の子を拾ひてぞ居たりける。正に是、桃源に漢魏を問れし人、仙嶋に崔娘を闚窺たる、故事にも似たりけり。抑このところは、肥後國益城郡木原の山中にて、只今木の子を拾ふ美婦は白縫、男の童は舜天丸なり。爲朝この山にとゞまり給ひしより、はやくも七年の春秋を經て、舜天丸六才になり給ひつ。よろづおとなびて、その恰悧事は、蒲衣伯益が才おはしけり。かゝればいよ〳〵人にしらせじとて、窶々しく養育たまふほどに、乳母なども侍らず。爲朝はきのふの朝まだきに宿願の事ありとて、紀平治を將て、阿蘇の社へ詣給ひしが、いまだ歸りたまはず。郎黨は山田の早稻を刈入れんとて、みな草野にゆきぬ。よりて白縫親子徒然に堪ずして、漫に苑に立出、木の子を拾ひておはせしに、今はか

筆をとり出し、墨斗の墨を染て、同行二人の旅客、今月今夜、この處において、蜘手の渦丸といふ賊の爲に、その侶を撃れ、立地に仇を殺し了。しかれども里遠くして、いづ處に訴る事をしらず。あはれわが爲に、侶なる男の亡骸を、葬りたまひね、と書とゞめて、これを魚籃の索に結び添、渦丸が懐をかい捜りて、路銀をとり復し、そのうち四五兩の金を魚籃の中に殘しとどめて、時員が棺材の料とし、さて何方を斥てゆかば、宿かる家のあらんとて、齎したる幣を尋たまふに、弗と見えず。こゝに至つて、朝稚はます／＼仰天し、時員が枉死したるさへ、よるべなきに、今亦幣を失ひては、目暗の杖に放れたるがごとく、往も還もわがこゝろにざりけり。この氏の御神も、見はなち給ひたる歟。そも何とせんと周章し、惘然として立在給へば、燐火は頻に高く揚り、低く照らして、導くごとく見えしかば、朝稚はやゝ曉得て落涙し、差夫時員、身こゝに死して、魂われを導くよ。世にも稀なる忠義なり。さらば進退を、彼にまかすべし、とひとりごち、燐火に道を照さして、ゆくともおぼえずその夜の中に、十五六里を走りつつ、ほの／＼と明ゆく比、名もしらぬ山の半腹に立給へり。怪しき事いふべくもあらで、いたく疲れたれど、山路なれば憩ふに家もなし。と見れば巓の方に當つて、煙ちら／＼とたち昇しかば、さては彼處に人は住ならん、と點頭て、樵夫のかよふばかりなる、羊腸たる山ふとこ

いたく口を鉗せられたれば、物こそいひがたけれ、縛の索おのづから緩みしかば、密にふり解て、鐺反の短刀を抜出し、魚籃の中より渦丸が背をぐさと刺給へば、刀尖白くあらはれて、流るゝ鮮血もろともに、一聲叫びて倒るゝを、朝稚得たりと刀をもて、上なる網を斫開き、猿轡を掻投棄て、外面へ跳り出、渦丸が頭髻を摑み、刃を胸におし當て責たまふやう、窮鳥懷に入る時は、獵師もこれをとらず。しかるを汝、人の病臥たるを見て、奸惡を放にし、みづから名告て、その不仁に誇るこそ、いと憎べき癖者なれ。吾不意に縛られずは、いかでかこの魚籃に裝らるべき。時員もし病臥すにあらずは、なでう汝に擊るべき。天罰おもひしれかし、と罵りて、ふたゝび三たび胸前を刺たまへば、忽地に息絕たり。かくて朝稚は時員が爲に仇を殺して、立地に憤りをはらすに似たれど、日くれ道遠くして、進退こゝに究り、賓雁の伴をうしなひ、猢猻の林に離たるこゝちしつ。時員が亡骸を、此まゝおかば、夜の中に、獸の銜去る事もありなん。とせんかくせんとおもひたゆたひ給ひしが、佶とこゝろづきて、屍を抱き起し、やうやくに魚籃の中へかき入れ、さてふところ紙をとり出して、緣由を記つけんとしたまふに、宵闇なれば、筆の運びも定かならず。折しもあれ一團の燐火、叢の中より燃出て、手元を照らすにぞ、秋の螢か鬼火かと怪しみながら、やうこそあらめとて驚たまはず、これを燭に、束短き

小賊とは言可咲や。われ四國にありては、蜘手の渦丸と呼れ、支黨數十人を集合て、よろづ欲とおもふものはいたづらに見逃したる事なし。しかるに故あつて、支黨を喪ひ且くこゝに蟄すといへども、汝を屠こと、木偶を毀より易し。いでこの世の暇とらするぞといひもあへず、刀の靶を拿なほし、時員が吭を、大地へぐさと刺とほせば、鮮血ふたゝび濆り、手足を悶掻て死たりける。嗚呼悲きかな。痛しきかな。正に是萬里の黄泉旅店なく、三魂六魄誰が家に落ん。いとも墓なき最期なり。そのとき渦丸は、刀の血を拭ひをさめ、時員が衣服路銀を奪ひとつて、網の外より魚籃をさし覗き、少年かならずしも、驚き怕れなせそ。われ決して汝を殺さず。高野大師の密語を甘ずる、大刹の扈從に售のみ。けふは稀なる獲ありて、金魚と人魚と兩ながら得たり。幸ありくゝ、とほくそ笑て、やをら魚籃を脊肩つゝ、小唄うたうて歸りゆく。痛しや、朝稚は、嚮に渦丸に誑られ、時員が病著を救んとのみおぼせしかば、只管渦丸を追蒐給ふとき、渦丸は中途に埋伏して、矢庭に朝稚を縛め、口には猿轡といふものを銜して、魚籃の中に投入れ、網をしかと結びとめ、是を擔て小もどりし、終に時員を殺して、行李路銀を殘りなく奪ひとるを、朝稚は魚籃の目の隙より、見もし聞もして、いと朽をしくおぼせしが、既に網裏の魚となりては、これを救ひて、讐を復す事を得ず。ふたゝび渦丸が脊に肩提られてゆきたまふに、

足を踏締れど、又よろ〳〵と力なく、顚かゝる稻叢より、ぐさと突出す朴刀に、時員背を突徹され、阿呀と魂消る聲とともに、刀を引ば俯しに、撲地と倒しが、やうやくに、蹵然と起し見かへれば、蜘手の渦丸、稻叢より半身を顯し、血刀をもて、稻穗をかきわき、徐々と步みいで、時員を尻目にかけて冷咲ひ、もろく見えてもつよきは魂の緒、病疲れたるうへに、刺れてもまだ死ずや。さらば今般のおもひでに、わが計較を說しらせん。苦しくともよく聞けかし。鬻に妙藥をあたへんといひつるも、又家には、老たる親、稚き兒のありといひつるも、そら言にて、輙く汝を打殺し、ある程の物は剝とり、又彼美少年を售ときは、絕て久しく環會ざる、夥の金に懷を、暖うせんとおもひしかば、好意を示して少年を誘引、中途に埋伏して、矢庭に猿轡をはまし、魚籃の中にうち入れて、竊にこゝへ擔來れり。口の網を括り留たれば、生洲の魚、籠の中の鳥に等しけれど、外ながら暇乞して、成佛せよと嘲哢し、件の魚籃を稻叢の陰よりこなたへ引いだせば、時員さては、とばかりに、齒を切り眼を瞪らし、病て進退自在ならねば、汝等ごとき小賊に、あへなく擊るゝのみならず、主君を擒にせられぬる、かくも武運の竭たる歟。よしやこの野の露と消とも、一太刀恨でやは、といきまきて、刀を引拔渦丸が、向臑を薙んとするを、跳こえて丁と蹴かへし、泥足揚て時員が、頭を踏居て動せず、眼を瞬、聲をふり立、

もて來ても進らすべけれど、家には老たる母、稚き兒さへありて、走りまはりもこゝろに任せず、されば一片の誠心をもて、病苦を救ひ進らせんとおもふに、固辭たまはゞ強てはいはじ。鈍ましや。暮るゝに程もなき秋の日を、虚々とこゝにあらば、猛獸山客の愁ひなからんや。よしなき人にかゝつらひて、可惜間費したりと呟きて、阿蘇のかたへ走り去りぬ。朝稚はしばしそなたを目送りて、時員に宣ふやう、彼男が面魂、いとおどろ〱しけれど、人は面の美惡を見て、そのこゝろざまはしりがたし。もしかの家の藥劑を得て、病立地に癒ることあらば、これにます幸なし。おもふに、こは氏神の冥助にて、さる妙藥を授たまふにやあらんずらん。彼いまだ遠くはゆかじ。いで呼とめてんといひもあへず、忙しく追蒐たまへば、時員はなほこころもとなくて、身の苦しさもうち忘れ、こや喃々と呼びかへせど、はや後影だに見せ給はず。かゝりしかば、時員は、朝稚の歸り給ふを、今か〱とまつ程に、遠き寺々の鐘幽に聞えて、草葉に集く蟲の音に、小篠むら竹夕くれて、塒もとむる友鳥の、雀いろ時になりにけり。かくは山下風に肌膚を犯され、地氣やゝ徹りて病劇く、いといたう身も冷れど、朝稚の事とにかくに、おぼつかなければ伸上り、彼男がいひつるごとく、八九町の路なりせば、歸り給ふ比及なるに、などて今に見え給はぬ。嗚呼うたてや、とひとりごちて、刀を杖に身を起し、よろめく

鉤を収め、目今この處を過るとて、時員が道次に、病臥るを見、又朝稚の美少年なるを見て、忽地によからぬこゝろ發り、この旅客は平人にあらず。おもふによろしき人の家眷にかゝづらひて、故郷を逐電し、主従かく窶々しき、旅をするにこそあんなれ。しからば彼が懷に物あるべし。倶したる男は勇く見ゆれど、病煩へば、打殺すともいと易かりなん。されど誑るにしくはなし、まづ這奴を結果て、路銀を奪ひ、さて彼美少年を、大刹の行童などに賣らば、是彼十二分の酒價を得つべし。しかなり〳〵、と肚裏に計較、こゝろの中に笑を含み、少しゆき過るおももちして、ふたゝび時員を見かへり、あな無慙や。さらでだに旅は懶きものなるに、病人よりも少年の、さこそこゝろぼそからめ。わが家には急を濟ふ良藥あり。年來人に施して試るに、その功神のごとし。少年われとともに來ませ。進らすべきにといへば、朝稚歡で、見らるるごとく、里遠きところにて、猛に侶の病臥たれば、醫師を招くによしなし。其許の家路遠からずば、誘たまへ。その藥をたまはるべし、と宣ふを、時員聞て身を起し、いなそれは不覺なり。今しばしこゝに憩はゞ、心持清やかになりぬべき。見もしらぬ人に伴れたまはん事、究てよろしからじとて聒ば、渦丸呵々とうち笑ひ、などてかく人を疑ひたまふぞ。わが家は、ここより八九町に過ず。常言に、旅は伴侶世は憫隱とぞいふなる。われ活業のかへさならずは、

朝稚見るに淺ましく、抱き起して脊を撫、時員こゝちはいかにぞや。そなたが死なばいかにして、この長旅をひとりせん。かゝる病は氏神も、救ひたまふによしなき歟。もし主従が忠孝を、神も哀と見そなはさば、驗見せ給へと祈念しつ、心ほそげに見えたまふ。時員は身の苦しさより、稚君のおん往方、とやあらんかくやあらん、とおもひやる程胸くるしく、やうやくに頭を擡、時員いかでか死すべきぞ。水あらば掬あげて、飲ばやとおもへども、これさへ思ふに任ず、といふに朝稚こゝろを得て、葉末の露を揮よせつゝ、紙に濕して絞り入れ、時員に飲し給へば、これが末期の水ならん、とおもへばいとゞよわりゆく、こゝろの中に掌を合し、物體なやともいひかぬる、苦惱は固に彌倍したり。浩處に、楫の端に、大きやかなる魚籃を、網索もて結提たるを肩にし、海鰍解刀を腰に帶て、來るものあり。これ蜘手の渦丸なり。この癖者、いぬる嘉應二年の秋、讃岐の逢日にて、大宮司季範が船を刧せし夜、夥の支黨は、爲朝に剿され、その身のみ、浪の底を潛りて、からうじて脱れ去、久しく西海道を徘徊して、近會このわたりにありといへども、支黨なくなりて後は、果敢々々しき事もしだし得ず、假に漁をこととして、よろづ放に擧動しかば、人みな獺のごとく憎み、鰐のごとく怕れけり。かくて渦丸は、この日直入の入江に漁獵せしが、させる獲もなく、日も西の海づらに沒なんとする程に、棹を揚、

くおぼしめせかし、といふも苦しき氣色なれば、朝稚聞て驚き愁ひ、かゝりせば、昨夜の宿りに逗留して、醫師にも診すべきものを、このわたりには湯を乞家もあらねば、何ごとも便なし。夕露はふかくとも、まづ樹の蔭に憩ひてよ、と信やかに勦りて、茅萱かきわきつゝ、笠を圓坐にして、時員を居らせ、懷より藥とり出て、飲したまへば、時員感謝に堪ずして、不覺に落淚し、旅なればこそ、稚君に、草の裀を布し奉り、手親くすりを賜ること、冥加にあまりていとかしこし。下野を出たまひしより、露に宿り風に梳り、長汀曲浦に鴈が音を聞ては、故鄕へ遣らん玉章かと見なし。夕を送る鐘の聲、雨に曇りし遠樹の蔭、腸を斷たまふなるに、孝行世に勝れたまふから、これをば憂ともし給はず。歩み疲れては、青塚の下に立在、眇遙にしては、紅日の影を惜み、出るにも入るにも、時員を唯杖とも、柱ともたのみおぼすに、いひがひなくも病煩ひて、却稚君の御勞を、受奉るこそ心苦しけれ、とかき口說つゝ、强てあるかんとするに歩すゝまず。げにや常なき世のたゝずまひは、今更驚くにしもあらねど、わが身もしこのまゝに、黃泉の人となるならば、翌よりは稚君の誰をよすがにゆきもしつ、還りもし給ふべき。あな痛しや、といへばえに、いはねど氣色にあらはれて、憂に迫れば病著の、重き首をあげかぬる、小草の上に轉輾ば、螽三ッ四ッ飛出て、裾のあたりに鳴虫の聲も忽地絕たりける。

後編卷之六

第二十九回　路傍に病て時員殃に遭ふ　籃に裝られて朝稚仇を殺す

朝稚主從は幣に導れて、遠く西海の果に來つ、豐後と肥後の堺なる、宮原をうち過て、阿蘇のかたへとゆくほどに、時員驟に心痛して、こゝち死ぬべくおぼえしが、みづから志を勵して、後れじと歩めども、千々の剛敵を見て、屑とせざる勇士も、病には勝がたくて、動すれば後るを、朝稚見かへりて宣ふやう、やよ時員、汝が氣色、今朝より惱しげに見えたるが、顏の色もますく\わろし。臥房あらはなる旅寢して、夜の衣さへ薄ければ、風邪に冒されたるにはあらずや。しばし彼處の樹の下に憩ひて、保養せよかしと宣へば、時員は杖を植て息を吻き、僕この二三日は、心持例ならず候ひしが、かくと申さば稚君のさこそ便なくおぼすらめ。翌はおこたり果んかとて、病を推てこゝまでは參りしが、病苦頻にいやまして、いかにともすべなし。されどしばし立やすらひて、神を鎭めなば、今宵の歇まで、やはゆかで候べき。こゝろ易

の餞別に進らするなり。よしや篩江とやらんが、存命てありとも、今は七八年を經て、互に面忘れする事もありなん。かゝるときのよすがには、この短刀にますものなし。とく〳〵旅の準備をし給へ、と聞えしらし給ひつゝ、猛に時員を呼て、通路の事に、よろづ意を得さし、路銀乏しからず遞與し給へば、朝稚は養父の賜を拜受て、潜に行裝を整へ、裳をつぼ折、笠をふかくし、時員を將て、足利の館をしのび出、さて何地を望てゆかんとて、まづ彼幣を立て試み給ふに、幣の頭西のかたへ倒れたり。さらば西國へ赴くべしとて、中先道を上り給ふ。是より後は、街兩岐三岐にわかれて、思ひまどふ毎に、幣を立て郷導とし、山を踰、海を渡り、夜に宿り日に歩み、主從後にたち先になりて、ゆきとゆく程に、思ひの外遠く來て、豐後と肥後の堺なる、宮原といふ田舍を過り給ふ。この地は、豐後の直入郡に屬して、肥後の阿蘇と堺をまじへ、此比の街道なれど、入江ところ〴〵に、路徑を堰ぎりて、荻蘆のみ横はり、憩ふべき陰もなく、宿貸家もなかりけり。

安元二年になりつ。朝稚時に十三才、物のこゝろもしる間に、ます〳〵父母の枉死を哀悼、その最後にあはざりしを、いと遺憾おぼせしかば、竊に思ふ程を、梁田に告、彼を將て、足利なる、八幡の社に參籠し、せめて假寢の夢になりとも、實父實母にあはし給へと禱つゝ、しばし目睡む夢の中に、髮づら結たる童子、忽然とあらはれ、朝稚に對ていふやう、大神の詔あり。この幣を路の傍に立て指南とし、頭の向たるかたに尋ねゆかば、父にこそあひがたけれ、母にはかならずあふ事あらん。速に思ひたち候へ、と說示し、件の幣を遞と見て、朝稚猛に驚き覺、彼此を見かへり給へば、幣は面あたり膝の上にありけり。いと不思議にも尊ければ、時員を呼びさまして、夢見し事を聞え給ふに、時員が見たる夢も、つゆ違はずとまうす。かくは朝稚信心いやましに、ふかく神明の冥助を感激し、その幣を携て館に歸り、養父に緣由を物がたり、願くはしばし身の暇をたべ、と宣ふにぞ、義康は彼幣を見て、且おそれみ、且尊み、御身なほ少年なれど、至孝によつてかゝる示現を蒙給へり。しかれども、この事公だちては便なからん。われはしらず貌にてあるべきに、世には病氣と披露し、時員只一人を將て、密やかに旅だち給へ。いとおぼつかなくはあれど、神の導し給ふならば、恙なかるべしとて、許し給ひつ、一口の短刀を、朝稚に與へ、これは御身がこゝへ來給ひつるとき、爲朝の贈來されしものなれば、此度

儀正しく言行給ふ程に、義康ます〳〵その恰悧を稱讃し、次の日老臣を呼びつどへて宣ふやう、わが妻は世を早うし、この身も又小動の五十にあまれど嗣べき子なし。しかるにわれ、七年あまりさきつ秋、ちかき山里に狩くらして、賤が家に一夜あかせし日、その家の未通女によばひて、男子を産せし事あり。母は產後に身まかりければ、密に梁川時員に養し、はや七歳になりぬ。さすがに恥て、汝等にはしらせざりしが、わが血筋といふものは、彼が外になし。よりて彼兒を、家嫡と定むべう思ふなり。この事何とかあるべき、と問給へば、衆皆大に歡て、僕等、年來稚君の在さぬを、歎くこと久し。こは願ふに稀なる僥倖なり。とく〳〵思ひたゝし給へかし、と應しかば、義康やがて吉日を卜み、朝稚家嫡の披露をしつ、家隷等に酒食を給ふにぞ、おの〳〵歡を述て、朝稚に拜謁せり。この故に朝稚を、爲朝の子なりとは、しるものたえてなかりける。浩所に、その比爲朝は、茂光が讒奏によつて、夥の官軍をさし向られ、罪の脱るゝところなきを知て、妻子を刺殺し、館に火を放て、自滅し給ひぬるよし、都鄙の風聞かくれなかりしかば、朝稚大に哀みて、密に父の喪に引こもり、且く人に見え給はず。義康は、この故に、朝稚をいよゝ愛慈み、忌ども果て後、弓馬の家業はいふもさらなり、書を讀し、手習ひさし給ふに、その才世の童に勝れ、しかも養父に仕て孝行等閑ならず。さる程に光陰代謝て。

る。されば爲朝、この山に來給ひし日より、飛雁辟て、峯上を過らず。是勇將の强弓に怕るゝもの歟。今もなほしかり。こゝをもて、後世木原山を呼びて雁囘山ともいへり。こは天とぶ雁、この山を見ては踰ずしてかへれば也。又山中に、爲朝の寨せし礎殘れり。土俗は爲朝の城迹とぞいふなる。彼地に遊ぶ人はかならず尋給ふべし。是はさておき、梁田時員は去年嘉應二年四月下旬、伊豆の下田浦にありて、爲朝の音づれを待に、朝稚不思議にも、紙鳶に乘ながら、恙なくて、彼浦へ落給ひしかば、ふかく歡びて、暗號の狼煙を揚、わりなく朝稚を背に負つゝ、夜を日に繼て下野へ立かへり、主君足利義康に、爲朝の返辭を一五一十演說し、彼人より贈來されし、瑠反の短刀を進らせ、朝稚を誘引參りしよしを申せしかば、義康軈て對面して、爲朝の節義を嘆賞し、且朝稚の恙なくて、こゝに來れるを歡び聞え、此度家隷時員を、密に大島へ遣して、爲朝に消息し、御身を迎とりたるなり。けふよりは義康が子にておはするかし、と宣へば、朝稚は、はじめて父の慈ふかき事を曉得て、こゝろにおもひ給ふやう、かゝりせば、親胞兄弟にも身の暇乞すべかりしに、とはしらずして只顧に、父の怒の甚しくて、罪なはし給ふにこそ、紙鳶に乘せられて、名もしらぬ浦曲に落かゝり、わりなくも盜賊に、伴ひ去らるゝとのみ思ひしなれ。あな遺憾、とはおほせども、氣色にだにあらはさず。まづ義康の好意を謝して、禮

が身をも倶し給へかしと囘答給ふ。爲朝さらばゆき給へと諾て、紀平治等二十餘人の勇士を山にとゞめ、高間磯萩を將て、夫婦主從僅に四人、十三里を唯一日にいゆきて、その夜は、通宵阿蘇の神社に籠つゝ、次の日、夜をこめて、木原山に歸り給ひけり、しかるに白縫は、この月より有身て、次の年の秋の季に、男子出生す。この兒生れ給ふとき、丹頂の老鶴、屋の棟にとどまり、啼こと三聲にして、南を望て飛去りぬ。こはいとめでたき祥なれば、衆皆久後たのもし、と思はざるものもなし。されば爲朝は、曩に新院の宣ひしらし給ふ事をさへ、思ひあはし給ひながら、白縫紀平治が外には、いひもしらし給はず。兒の名を舜天丸と呼て、紀平治をもて、傅き養育し給ひつ。元來この木原山といふは、益城郡に屬して、四方は茫々たる郊原なり。南のかた五家に隣て、白山、樅木、奈須の連山、波濤のごとく立り。西は亦八代郡に隣て、川田、種山、隈川あり。乾のかた蘆北郡を限りて、水俣、袋、國見山の外、渺々たる滄海なり。よりて爲朝、木原山の山中に躱住給ふよしをば、原田、林の徒もしらず。只水俣濱村の漁夫等のみ、いかにしてかしりたりけん、二十里に餘る路を、遠しとせず、をり〳〵苞苴を將て、木原に來り、舊恩をおもふこと、信やかなりしかば、爲朝主從は、深山に住ひて、魚類海藻に乏しからず。かゝりしかば郎黨は刀を横て耕し、戈を植て耘り、山畑夥切ひらきて、衣食の料に宛たりけ

ちしは、朝廷を重ずる故也。只憎むべきは、清盛が暴悪のみ。君を苦め民を虐、天と人と共に怒る。われ時をまつて、これを討ん。かならずしも人情によつて、公道を忘るべからず、と宣ふにぞ、白縫はさらなり、高間八町礫は、爲朝の義理分明なるに感伏し、寔にかゝる英雄も、時に遇給はずして、朝敵と呼給ふうたてさよ。月日はわが君の爲に照し給はぬかとて、頻に歎息したりける。白縫は、又簳江が苦節貞魂の世に稀なるに感嘆し、紀念の袿に髑髏を裹て、祠堂にをさめ、旦暮に香華を手向、道高き聖僧に托して、靈場へ葬らばや、と思ひ給ひけるに、ある夜の夢に、人ありて告ていふやう、わらはが白骨を、叮嚀に葬り給はんとおぼす事、いと歡しくは侍れど、なほこゝにありて、人をまち侍るなる。今より五七年が間は、とゞめおかし給へといふ。白縫は覺て後、いよゝ奇也とし、縁由を爲朝に告たまふに、爲朝も、又訝み、そは誰をか待らん。何事も、彼がいふまゝにして、得させ給へと仰せしかば、白縫は件の髑髏を葬らず、なほ祠堂に秘おきけり。かくて詰朝、爲朝は、白縫に宣ふやう、われ近曾、この國へ來つるとき、阿蘇の神社へ詣んとて、この山下を過り、はからずも高間磯萩に導れて、夫婦再びあふ事を得たり。かゝれば翌は、つとめて阿蘇へ詣て、志を果すべしと宣へば、白縫姫喜びて、阿蘇はわらはが爲に、産砂におはしませど、こゝに山蟄しては、たえて一たびも參らず。この序に、わ

宰府を根城とせば、九州一擧して定めつべし。しからば官軍も怕るゝに足らず。平家も屑ならず。君父の爲には保元の寃を雪め、自己の爲には、多年の鬱憤を散すに足れり。とく〳〵思ひたち給へかしと勸れば、爲朝答て、汝達がいふごとく、今九州を攻とらんは、いと易し。さりとても、新院既に崩れ給ひ、重仁親王崇德の一の宮出家し給ふなれば、誰が爲にか蝸牛の角目だちて、國を爭ひ、人を屠り、太平の世を亂すべき。平家は從來の仇なれども、道を虞に假にあらずば、いかにしてこれを擊ん。只時を待にはしかず。われはわが榮利を圖て、無名の軍兵を動し、罪なき民を殺すに忍びず、と宣ひける。時に白縫夫のほとりにあり、つく〴〵とこれを聞て、わらは女子の身にして、とかく申べきにあらねど、菊池原田は、わが父忠國の仇なり。工藤茂光は、爲賴簓江の仇なり。もし九州をとらじとならば、船路より伊豆國へ推渡り、茂光等を擊て、東國に旗を揚給はゞ、彼地は源家譜代の家人おほかり。もし關の八州を打靡給はゞ、西の九箇國に勝りなん。などて是をしも、無名の軍すと宣ふにや、と問に、爲朝かさねて、菊池原田が忠國を討たるは、勅命を稟て、私の遺恨をはらせり。かゝれば是公道に稱ふにあらずや。又茂光が、爲朝をねたく思ひて、官軍を稟乞、爲賴、簓江、鬼夜叉等、これが爲に自殺すといへども、これ又茂光が私に征伐したるにあらず。さるによつて、われ茂光等を拒まず。手を束て死をま

來つる事をいひ出つゝ、われは白縫を世になき人とおもひ、白縫は又われを、死せりと思ひおもはれし、是なん二世の契りなるべしと宣ひつ。夫婦君臣の會話は、庭の白雪ふりはえて、長き冬の夜も明なんとす。さる程に、高間太郎に誘れて、山寨に留りたる勇士等は、すべて平家の悪政を疎み、爲朝の智勇を景慕する、武士の浪人なりければ、御曹司は、不思議にも存命て、こゝに來ませしと聞て、大に歡び、紀平治と高間太郎に就て、ひとり〳〵に見參す。そのとき白縫は、髪を紈、袈裟を解捨て、賀慶の筵をひらき、夫婦主從なべてみな、枯たる枝に春の花開、海月の骨にあふこゝちして、十年あまりの艱難憂苦も、この一會に忘れたり。

第二十八回

白鶴瑞を呈して舜天降誕す
赤心神に禱て朝稚起程す

次の日、紀平治高間太郎等、爲朝にまうしけるは、身方の勇士、いまだ二三十人に過ずといへども、君既にこゝに來ませしかば、百萬騎にも勝るべし。近日夜に紛れて、原田が城を乘とり給はゞ、九州の武士等、豫て手なみの程はしりぬ。舊好の鄕士農民に至るまで、招かずして馳來なん。かくて菊池を攻潰して、肥前肥後を略し、多々羅大友を攻落して、國司を追出し、太

渡りし事、鬼夜叉が事、長女が事、太郎丸二郎丸の事はさら也、爲頼簓江鬼夜叉が大島にて自殺したる縁由、又思はずも、來島まで退きて、はじめて妻子の死たるをしりて、大に後悔し、直に島君を刺殺して、後やすく腹を切らんと思ひつるに、爲頼簓江が幽魂、長女が親族なる、四男五郎といふものをもて、わりなくとゞめさしたれば、其所にて自殺する事を得ず。やうやく四男五郎を賺して、本島へ歸らし、長女と二人の子どもらには逢ずして、軈て來島を艚はなれ、遂に讃岐へ押渡りて、逢口の浦にて、大宮司季範に名告あひ、これに托して、島君を尾張の熱田へ赴かし、次の日、新院の御墓へ參詣して、多年の孤忠を訴奉り、既に自害せんとて、刀を拔たれど、猛に手足癱瘓れ、恍然たるその中に、君父の亡魂幻にあらはれて、外ながら自殺をとゞめ、冬の央に至らば、肥後へ赴けと宣ひつる事、或は足利義康が郎黨、梁田時員といふもの、密やかに大島へ使して、朝稚を下野へ迎とりし事、すべておちもなく、物がたり給ふにぞ、紀平治、高間、磯萩は、聞事毎に嘆賞し、白縫姫は殊さらに、或はうち泣、或は歡び、爲頼の純孝、簓江、長女が苦節、鬼夜叉が忠死をいと惜み、朝稚、島君、太郎丸、二郎丸の、猛に孤となるを哀悼み給ふに、爲朝は、又忠國以下、八代等が陣沒を哀み、野風が死をもて、主にかはりし、志を感激し、むかし琉球まで索ゆきて、上皇へ獻りたる鶴の、不思議にも大島へ

して、汝これをしれりや、と宣ひて、懷中より割符を出して見せ給へば、高間太郎ます〳〵驚き、こはこの秋、僕白縫姫の代參として、白峯の御墓へ詣しとき、かの山にて、旅客に遞與たる割符也。さてはその時の旅客は、御曹司にて在せし歟。あな面なや。野干玉の闇なりとも、こゝへ伴ひ進らせながら、面忘れたるこそ鈍ましけれとて、額に汗して後悔す。爲朝かさねて、われこの秋白峯にて、汝に呼かけられたる日は、旣に必死を究たれど、汝が人をしることの怜悧に愛て、假にこの割符を受をさめしが、これぞこゝにて環會、ふかき主從の緣しなる。われもし汝に縛られずば、終に白縫にあふよしなからん。かならずしも恥る事なかれ、と仰て、却高間磯萩を賞美し、又白縫紀平治が、年來の苦節鯁忠を稱讚し、白縫の夢中に得たりし、袿と髑髏をとりよして、これをつく〴〵と見給ひしが、泫然として宣ふやう、こは疑べくもあらぬ、簺江が袿なり。しかればこの髑髏も、彼が白骨なる事しるべしとて、頻に嗟嘆し給へば、白縫紀平治等はさら也、高間夫婦も不審みて、簺江と宣するは、何人の事にやと問に、爲朝答て、これは大島の主管に、三郎太夫忠重といひしものの女兒にて、その志信やかにて父に似ず、この十年がほど、われに給事せしかば、爲頼、朝稚、島君と呼べる、子ども三人まで產せたる側室也。と聞えしらしつ。さて大島にての、首尾を、審に物がたり、又はつちやう、鬼が島へ

形は女僧に似たれども、神は修羅の街に呻吟、ます〳〵高間礒萩に催促して、身方の勇士を集しかば、やゝ二三十人に及べり。今はいつまでか期すべき。翌は東へ艤をすべしとて、紀平治等と、その事を示しあはし、もつぱら行裝を整るに、いと怪きは、曩昔の夢に、年紀三十にちかき婦、忽然とわらはが枕方に立在、君が年來戀しとおぼすその人は、翌の夜こゝへ來給ふ也。東へ旅だち給ふ事は、思ひとゞまり給へといふ。わが身夢ごころに、そも御身は、何地より來給ひつると問に、彼婦應せず、かき消すやうに失るとおもへば、夢覺て、枕方を見かへれば、島絹に榛摺したる袿の鮮血に染たると、なま〳〵しき髑髏あり。事の爲體故あるべく思ふ程に、天の明るもまたで、紀平治等をよびつどへ、この夢を占さするに、衆皆思ひ惑ふのみにて、それかといふものもなし。かゝりけるに、御曹司は、はからずも今宵來ませし事、夢の告に違はず、かく環會奉るにこそ。こは併新院の宣ひしらし給ひし事さへ、思ひあはされ侍れとて、十年にあまる憂事の一五一十を告給へば、紀平治はあまりの歡しさに、不覺に落涙し、白縫媛のいひ漏らし給へるを、是彼語り慰れば、高間太郎は、礒萩とともに、廣縁に拜伏し、保元のむかしは、僕やうやく八九歳なりしかば、御曹司を認奉らず。物體なくも縛奉りて、罪を脫るゝ所なし。願くは寛仁の制度をもて、放し給へかしと申すにぞ、爲朝は、高間を熟

る、高間四郎が一子、太郎原鑑といふもの、獦夫となりて、麓にありければ、はからずも名告あひつるに、その志は、父の四郎に劣らざる壯佼なり。又彼處に侍る女子は、磯萩と呼て、年來わが身に給事せし、女の童に侍り。曩に夥の侍兒は、心の外に疎くなりゆき侍りしかど、彼は心ざま雄々しくて、忠義拔群のものなれば、なほ立も去らずして、こゝまでも從ひ參りしかば、この磯萩を、高間太郎が妻として、彼等夫婦をば、麓に居らし、このわたりを過る旅客に、勇く見ゆるあれば、嚮に申つるごとく、賺してこゝに誘引し、心中の機密を告て、これを相語に、もし承引ざるときは、漏ん事を害怕て、不便ながらうしなはし侍り。そのころ、夥の勇士を集合て、しのびやかに大島に推渡り、殿を迎とり奉らんとするの外、他事なし。しかるに御曹司は、いぬる四月下旬、茂光等に攻られて、館に火を放、自殺し給ひぬと聞えしかば、多年の宿望いたづら事となりて、朽をしとも悲しとも、比ていはんやうもあらず。よしや萬里の波濤を隔るとも、顯身の息の內は、天ゆく夜間の月ならで、めぐりあふ日もあらんか、と思ひしはそらだのめにて、けふまで生ずばかくまでに、歎はせじと今さらに、人をも恨、身をも果敢なみて、いよゝ憤の遣かたなく、遮莫、工藤茂光こそ夫の仇なれ。せめて彼が首をもて、亡夫を祀り進らせ、直に自害せばや、と思ひしかば、まづ頭髻を剪て、世になき志を示し、

て新院を盜み出し奉り、大島へ押わたりて、御曹司とともに、事を起さばやと思ひながら、直島の御所は、守人の隙なくて、佻々しくは近づき奉りがたし。されば世わたる楷のなきまゝに、わが身は志渡に潮を汲み、貝を拾ひ、紀平治は山に入りて、薪を樵り、炭を燒、ともかくもして、月日を送り侍るに、侍婢等も四落八落になりもてゆきて、いよ〳〵宿志を遂るによしなし。時に長寬二年八月下旬、わが身不思議にも、直島の荒磯にて、新院に咫尺し奉り、夫婦が孤忠を聞えあげて、出給へと勸め奉りしかど、諾なひ給はず。汝夫婦が誠忠は、わがなき後にぞ報ゆべき。今より後、五七年をまて、かならず爲朝にあふことあらん。しかれども夫婦の緣、既に絕たるに似たれば、ふたゝび合といへども、再び離れ、老を偕にし、穴を同することを得じ。これ命なり。よしやはかなき契なりとも、時を待て、面あたり良人に逢はゞ、年來の憂苦を語り慰るのみならず、心やりなる事もあるべきぞと說示し、生ながら魔界に入て、惡相を現し給ひしが、そは御魂の幻に、荒磯に出まし給ひけん、その次の日に新院は、崩れ給ひしこそ、いよ〳〵怪しく侍れ。かくて彼君の追福も、三年が程は、しのび〳〵に志渡の浦にて、心ばかりなる、佛事を營み奉りしが、遂に彼處にも住わびて、故鄕なれば紀平治等を將て、潛に肥後國に立かへり、この木原山に躱家を索侍る比、むかし府宰にて、わが父忠國の介錯し、館に火を放腹切た




白縫山塞に
不意に賓人にあふ

かりしを、父の教訓默止がたく、八代と、夥の侍婢を將て、城を脱れ出侍るに、寄手の射かくる矢は、雨よりもなほ繁く、容易は出も得ざりしに、野風名猨のが敵をかけちらして、路を開きその身は終に射殺されはべり。その隙に主從からうじて、脱出にけれど、侍婢等は彼此にて推隔られ、八代も又流矢に命を隕し。わが身もいと危かりしに、紀平治が近江より歸るにあうて、必死を脱れ、次の日八九人の侍婢に環會て、主從もろともに四國へ押わたり、讃岐の水崎に隱れ住ひ、琴引の神社にて、はからずも武藤太に出あひ、彼、御曹司を詭りて、佐渡兵衛尉重貞に生拘したるよしを、ひとり言するをもれ聞、その仇なるをしりて、彼武藤太を殺し、忽地寃を雪侍りき。しかるにそのころ、御曹司は、伊豆の大島へ流され給ふと聞えしかば、まづ紀平治を洛にのぼして、事の虚實を窺し、かくてわが身は武藤太が首を齎らし、侍婢等を將て、茂光を追留、御曹司を救ひ出し進らすべう思ふをもて、慌しく讃岐を旅だち、とかくして、やゝ千貫の旅館にて追著、その夜紀平治が、茂光を狙擊んとするにあうて、主從もろともに、茂光を夜討し、輒く御曹司を救ひ出し奉りたるに、誰かしらん、そは贋物にて、却茂光にはかられたるを、悔ども及ず。いたくそのものを責問に、はや御曹司をば路を引かへ、徑より大島へ、送り遣したり、といふにせんすべなく、更に茂光が伏兵を刯脱て、主從讃岐へ立かへり、せめ

あるかな、といへば件の男膝をすゝめて、燈燭を彼所にさし向、げに御曹司に肖て候といふ。爲朝は旣にその人なるを知て、いよ〳〵思ひ惑ひつゝ、そはこの十年あまりさきつ秋、筑紫にて討死せし、白縫にはあらずや。彼は八町礫と見たるは僻目か、いかに爲朝を見忘れたりや、と宣ふにぞ、尼も家隷等も、猛に劇騷ぎ、さては御曹司にておはしけり。わが君とは思ふものから、世に存命給ふべうもあらざめれば、なほ疑ひて侍りたる。こは漫なり、こは物體なしとて、且歡び且かしこみ、白縫は紀平治とともに慌忙つゝ、廣庭に走り下り、みづからその縛を解捨て塵うち拂ひ、軈て上座に請ずれば、獵夫もその妻も、この形勢に驚き呆れ、面目なげに見えたりけり。

第二十七回

木原山に亡妻亡夫に遇ふ
益城郡に猛卒勇將を得たり

當下爲朝は、白縫姫に對て宣ふやう、御身は保元の播亂に、父忠國とともに、討死しつと聞えしが、かく恙なく在する事、意を得がたし。もしこゝは、肥後の木原山ならで、死出の山にはあらずや。まづ緣故を說しらし給へかし、と宣へば、白縫答て、むかしわが身は、宰府にて死べ

られたる。そもこゝは何所ぞや、と潛に彼此を見かへりつゝ、直と呆れて坐せしが、遮莫、かばかりの縛を引斷離とも、容易かりなん。まづ這奴等がせんやうを、見ばやとおぼしつ、なかなかにわろびれず、頭を低て一言も事問せず。そのとき主の尼は、爲朝に對ひ、旅客かならず驚き給ひそ。全く殺害せんとにあらず。豫て家隷夫婦のものに命じて、物の用にたつべく見ゆる旅客の、麓を過るあれば、酒に醉してこゝに伴しつる事、原來密に議ふべきよしあればなり。されど明白に山に誘引ときは、その人、こは賊ならんと怕れまどひて從ず。このゆゑに、瓢に中子を入れて、一方には毒ある酒を藏め、又一方にはさもなきを入れ、彼が喫ときは、指をもて瓢の口を塞ぎつゝ、淸たる酒を喫み、その人には、毒ある酒を喫し、いたく醉して、潛にこゝへ扛もて來て、さて解毒の藥を飮しつ、旣に山にとゞまるもの、一二三十人に及べり。もしわがいふ所をうけ引べくば、縛をときて、緣由を說しらせなん。又承引じとならば、是非に及ばず、不便ながら、活ては得こそ歸すまじけれ。心を定めて回答せよといふ。そのいふところ女子には似ず、いと勇く聞えしかば、爲朝ます〳〵怪みて、思はずも頭を擡、熟彼尼を見給へば、尼も又はじめて、爲朝と面をあはして不審み、ほとり近く侍りたる大男を見かへり、汝彼男を見よ。近曾大島にて自害し給へりと聞えたる、御曹司に露違はず。いとあやしくも

わけ入りつ。こゝに鹿垣を結まはして、棟高く建ならべたる、寨ありけり。人迹稀なる深山邊には似げなく、その爲體山客の棲とも見えず。疑らくは世をしのぶ武士の山籠して、時をまつにやとおぼし。かくて獵夫夫婦は、爲朝を扛もてゆきて、衡門二ツばかりを過り、書院めきたる廣庭にこれを引居、夫まづ裡に入りて、且くして出來り、その妻にいふやう、尼公はいまだ睡らでおはしませしかば、みづから見給はんと宣する也。いかに、少しは醒たるべきか、と問に、婦答て、雪の中をこゝまで扛もて來たれば、今ははや醒る比及なるべけれど、尼公只今出給ふとならば、解毒の一劑を用ひ給へかしといふに、夫げにと諾なひて、懷中より一包の散藥をとり出し、筧の水を柄杓にうけて、件の藥を爲朝の口に沃ぎ入たれば、渴き給ふと見えて、殘りなく喫給ひぬ。浩所に、おなじ容なる壯佼等三四人、燭を秉て緣頰の左右に對坐し、主人の出るをまつほどに、年紀三十ばかりなる美女、長なる黑髮を、髻結際より剪さげ、身には白綾の小袖三ツばかりを襲て、錦の袈裟を掛、雄手には白柄の薙刀を衡たて、雌手には水晶の珠數を爪繰、年齡五十にちかき大男の腹卷して、長やかなる刀を帶たるを從へ、屛風の後よりめぐり出て、床几に尻をかけ、牛狗來れるはそのものなる歟といふ。その聲玲瓏として、高からねど、爲朝これに驚き覺て、ふかく訝み、こは、われは、いかにして、かくいひがひなくぞ縛

を過り給ふに、酒の醉いたく逆上て、頻に瞑眩し、一歩は高く、一歩は低く、踉々蹌々として、足の踏ところをしらず。こは怪くもあるかな。僅一碗の酒に、かくも醉たる事よ、と呟きつゝ、強て走らんとし給ふに、雪の中に埋たる、鉤索に足をからまれ、忽地撻と倒れ給ふ。凡醉たる人、一たび顚ときは、たえて起る事を得ず。そのまゝに睡轉て坐しけるを、ほとり近き穗屋の中より、鹿の裘被たる女子、よく見すまして、忙しく走り出、矢庭に爲朝を把て押へ、犇々と縛て、穗屋の眞柱に繫ぎ留めたり。しかれども爲朝は、酩酊して泥のごとく、何事をも覺給はず。且くして已前の獵夫、彼猪を列卒繩もてしかと括り、いと重やかに引摺來たりしかば、女子は榾火燭して出迎、わが夫、今宵はよき獲の侍りつるよ。こなたにも面魂いかめしげなる、旅客を生拘おきつ。彼がいたく醉たるは、例の酒を飮して、こゝへは來し給ふならんといふ。獵夫聞て、うち點頭つゝ、猪を門に引入れ、臥したる爲朝を見かへり、その妻に對ひていふやう、嚮にわれ、この猪を擊漏すべかりしを、この男が行きかゝりて、輙く打留たり。その爲體物の用に立べく見えたれば、謀て例の酒を勸め、勞せずして猪と人と、兩ながら得たり。誘給へ。山の寨に將てゆきて、緣由を聞えあぐべきに、といへば、女子はかひぐ\しく、簑を被、笠を戴き、夫婦後方先方にたちて、醉臥たる爲朝を宙に扛、山路を登りゆくほどに、いと深く

ら來たつて斃れたり。しかるをかく賞美せられ、われ又自誇するときは、人の勞を盜むなり。わが膂力の剛きにあらず、御身が獵箭の鋭にこそ、と回答給へば、獵夫聞てます〳〵歎賞し、今宵はからずも、御身の力を借りて、われは大なる得つきたり。雪もいと深きに、誘給へ。わが家に歇し進らせなんといへば、爲朝、いなわれは通宵走りて、阿蘇へゆくもの也。好意は歡しけれど、しばしも留りがたしと宣ふを、獵夫はなほ引とゞめ、こゝより阿蘇へは、十二三里もあるべきに、もし老馬に郷導せらるゝにあらずは、この雪に迷ひ給はざらんや。まげてわが家に歇り給へ。遠くもあらぬにといふを、爲朝は篤く歡び聞えながら、留り給ふ氣色なし。獵夫旣に留め難て、腰に提たる瓢をとり出し、客人いよゝゆかんとならば、この酒を喫て、寒さを凌ぎ給へ。こはわが山めぐりする、命の綱なれど、半はわかちて、猪を殺し給ふに酬べし。野の花も却麗き事あり。村酒も人を醉する事あり。おのれまづ試みて進らすべし、と信だちて、木の下にひゞらきたる石の雪を掻拂ひつゝ、爲朝に尻をかけさし、その身もほとりちかくついゐて、簑の間より、ふりたる金碗をとり出し、瓢の酒をなみやかにうけて、只一口に喫をはり、只管爲朝に勸れば、爲朝遂に固辭ことを得ず。しかも物ほしき折なれば、雪を殺に嚼て、一碗を傾、叮嚀に獵夫に謝して、笠の紐を結びそへ、巽を投て走り去り、羊腸たる山ふところ

朝を見て大に哮り、小薙刀を押並べたるやうなる、尖き牙を噬反らし、針の筵に等しき毛を逆だてゝ、鼻嵐高く吹ちらし、驀直にかけんとするを、爲朝閃りと身を反りて、衝と後方に立給へば、猪はますく荒立て、蹄を踏かへし、やうやくに頭をめぐらして、ふたゝびかけんと逆ひ來るを、爲朝はやく足を揚て、猪の脇丁と蹴る。蹴られて少し怯むところを、雄手を峕に押著つゝ、足に信して踏にじり給ふ程に、さしもに猛き荒猪の忽地によわり果、苦痛の聲とともに、へたばり臥て息絶たり。浩所に、木原山の麓より、質木の弓を握りもち、獵箭を負たる獦夫、喘々走り來て、雪あかりに爲朝を透し見つ、又猪の斃たるを見て、且驚き且歡び、近く歩みよりていふやう、おのれは年來、彼所の深山にわけ入りて、獸を射て捕を生活とするものなるが、目今この猪を射て、箭は二條負しながら斃れず、なほかけんと逆ひ來る、その勢ひ敵しがたく思ひて、しばし遣り過し、蹤血を栞に追ひ來つるに、御身輒く打留給ふにや。昔大泊瀨幼武天皇雄略葛城山に御狩して、みづから荒猪を殺し給ひけんも、かくやとおぼし。只恨らくは、こゝに幡梭姫を見ざる事を、といつて、只管稱讚したりしが、如法夜の事なれば、その相貌こそしかと見わかね、聲音を聞けばいと弱年なり。そのとき爲朝は、獦夫に對て宣ふやう、常言に、獸窮るときは噬、人窮るときは盜むといへり。われ原來猪を殺すに心なく、彼みづか

によつて、この國へ來つれども、何地にゆき、何處にとゞまるべくもあらねど、阿蘇の神垣にて、忠國等に値偶せし前象もありしかば、此度も又こゝへ入るのはじめなれば、彼神社へ詣て、ゆくすゑの事も、神のこゝろにまかし奉らばや、とおぼしつ、宇土と託麿の堺なる、緑川をうち渡り、轟の里、萩の縣を過りて、益城郡に入り給へば、日もはや夕こえて、天さへ結陰、雪霏霏と降そめて、寒堪がたし。されどこのほとりには、茫々たる郊原にて、小笹にまじる枯尾花の招くより外は、宿貸べき家もあらず。前面に高く聳たるは、木原山にこそと見給ふにも、この秋白峯にて、旅客がいひづる事を思ひ出て、こゝらには、しかるべき武士の住居すとも見えぬものを、今降る雪の路ならで、跡なき事を、正々しくも聞えたるよ。彼は須利などにこそあらめとて、ひとり點頭つゝ走り給ふに、雪ます〳〵烈しく降て、面を向がたきに、日ははや暮て、ゆく先いとおぼつかなし。折しもあれ、野飼の駒の叫ふ聲高く聞えて、いとかしがまし。こは馬どもの物に駭きさわぎたつにこそ、そも何事のあるらんと怪みて、佶とにらまへて立ち給へば、果して雪を蹴たてつゝ、狂ひ來るものありけり。近くなるまゝに、熟見給へば、その大きやかなる事、牛にひとしき野猪の、獵箭を負たるにぞありける。さては野駒の叫えたるは、これに怕れてならん。這何程の事をなさんとひとりごち、少し抑開きて待給ふに、猪は爲

後編 巻之五

第二十六回

窮士雪中に野猪を殺す
猟師黒夜に村酒を饋る

嘉應二年冬十一月下旬、八郎爲朝は、密に讃岐の松山を出て、肥後國へ赴き給ふに、船をば嚢に逢日の浦に捨おきたれば、人の爲に得られつ。よりて此度は、志渡浦に便船して、十二月の中旬に、肥後國宇土郡宇土濱に著給ひけり。このわたりなる、宇土山といふ高峯に登りて、筑紫潟を見わたせば、しらぬ火をよく見るとぞいふなる。しらぬ火とは、沖に燃るあやしき火なり。これさへ亡妻の白縫姫の事思ひ出られて、慷慨に堪給はず。九州は、むかし三年が程に打從へて、菊池原田にも頭を出させず、よろづおのが隨にて、出るにも入るにも、前駈後從のいかめしきに册れ、桂を科て炊ぎ、玉を科て食ひ、富貴兩ながら得たりしも、今は一炊の夢と覺て、かはらぬものは海山のみ。かくもわが身はなりゆくものかな。こゝに從ふものとては、一條の杖、一蓋の笠に過ず。浦ふく風、水鳥の羽音さへ、心を傷めずといふなし。君父の示現

左馬頭義朝朝臣、長田が爲に殺さる。正治元年正月十三日、右大將頼朝卿薨ず。去年建久九年十二月、落馬によつて病をなせり。東鑑に頼朝薨去の事を載せず、その死の善からざる、必ゆゑあらん歟 承久元年正月右大臣實朝公、禪師公曉に殺さる。父子三代みな正月に于て薨ず。しかも終焉、おの〳〵改元の年にあり。又是奇といひつべし。且義朝は、野間内海なる、長田が家の浴室に害せらる。その後四十四年を歴て、元久元年七月十八日、義朝の孫、從二位左中將頼家朝臣、伊豆國修善寺の浴室に害せらる。これも又改元の年なり。東鑑に忮害の事なし、將軍譜に曰、（或はいふ、頼家浴室の中に於て害せらる）世には實朝刺客をもて殺すといへり 祖孫、二世又その殃を等せり。夫はじめ俑をつくるものすら、聖人これが後なきを示り。況て義朝その父を殺すの惡報、かくのごとくならざることを得んや。これを見、彼を思ふにも、世の童子等忠孝もつとも忽にすべからず。只おそれてもおそるべきは、自作せる孽也。

寵のふかきを、三十一字にしらし給ふにこそ、こよなき面目なれとて、感謝の涙を拭ひつゝ、通宵御墓に候じ、さて天も明なんとすれば、

　朝倉や木の丸殿に入るかひは君にしられて歸るうれしさ

かく讀て手向奉り、やがて松山に退きて、しばし彼山中に身を潛ばし、遂に示現にまかし、その年冬の半に至て山を出、肥後國へぞ赴きける。按ずるに、朝倉や木の丸殿云々の歌は、伶人淡路守是成入道蓮如一説に蓮如は、小河侍從隆憲が法名也といふ不詳が歌に似て、下の句少し違へり。しかれば爲朝、不圖蓮如が歌を思ひよして、かく口號給ふなるべし。さればこの夜爲朝の見給ひたるに違はず、その後洛にはさま〴〵怪異ありしかば、是讚岐院の祟ならんとて、治承元年六月二十九日、追號あつて崇德院とぞ申ける。箇樣に宥進らせたれども、なほ御憤ふかゝりけるにや、同三年八月朔日には、小松大臣重盛逝去し、清盛いよ〳〵暴惡を放にせしが、遂に物狂しくなつて、種々の怪癡おほかり。これも又崇德院の御靈也。平家滅て後、いよ〳〵宥進らせん爲に、むかし御合戰ありし、大炊御門が末の御所の迹に、社を造りて祝奉り、左府賴長公に、贈官贈位ありて、太政大臣正一位を贈らる。こは元暦元年四月十五日の事也。されば平家讚岐の浦々に沒落して、滅亡たるも、全く彼御祟なり、とふるくよりいへり。今按ずるに、平治元年正月二日、

も辱き氣色にて、愚臣が子ども夥なる中に、爲朝はその智勇、兄にも弟にも勝れば、わきていと惜く候ひつるに、彼が子孫、かく莫大の果報あらば、歡びこれにます事なし。是併、君の恩惠にこそ、と謝し申せしかば、陪從の黨も、又歡びを述、正弘賴弘御酌に候じて、御盃を勸め奉れば、新院こゝろよく喫し食て、やがて群臣に賜。賴長以下次第にこれを巡らして、おのく喫をはると見えし、新院をはじめ奉り、賴長公、爲義朝臣以下の群臣、身の中より猛火もえ出、阿と叫ぶ程こそあれ、合して一團の燐火となり、金光を發つゝ、兒が嶽を投して飛去給ふ。これや此天狗道の苦艱かと、見しは南柯の一夢にて、爲朝は、嚮に短刀を拔かけたる儘、石の玉垣にもたれ、われにもあらで坐せしが、やゝ覺て歎息し、折しも雲間を啼て過る、初雁が音をうち仰ば、月はいつしか雲がくれて、雨蕭々と降出たり。さては夢にてありけるか。君と父と、夢中に靈をあらはして、後事を示し、自害をとゞめ給ふにこそ。かゝれば佻々しく死すべきにあらず。且新院腰輿の内より、聞えしらしたまひし御製に、朝倉や只いたづらに歸すにも、釣する海士の音こそ泣るれと歟。この御歌の心を思ふに、朝倉は筑前國上坐郡にあり。齋明天皇、朝倉の宮に幸せしに、彼處にて崩給ひき。されば新院も、この荒磯にて崩給へば、直に朝倉の木の丸殿に思ひよし、こゝに來れる爲朝を、いたづらに歸す事は、本意にあらずと御

神力に及びがたし。こゝに爲朝が二男朝稚丸は、足利義康密に養ひとつて、今現に下野にあり。これが子孫をもて天下の武將と仰がし、又爲朝が末生の末子をもて、某の國の君となさん。これ朕が贔屓の制度にあらず。爲朝夫妻、家隷等が忠義の善報、その餘慶子孫に及ぶものにして、自然の理なり。見よ、頼朝一旦武運めでたくて、平家を追討し、賞罰その手に出づといへども、これが親の義朝が、父を殺すの惡報、その餘殃子孫に係り、頼朝兄弟不和にして、有功の弟を殺し、父子三代僅に四十年にして自滅せん。しかも其終るところ死然を得ず。みな改元の年に死するをもて、驗とすべし。夫善にかならず善報あり。惡にかならず惡報あり。輪廻應報の談、ゆゑなきにあらず。鬼神豈人に私せんや。しかるを爲朝、世を恨み身をはかなみ、自殺して失んといたす事、究てしかるべからず。今茲冬の半に至て、肥後國に赴かば、はからずして故にあひ、年來の艱苦をかたり慰る日ぞあるべき。しかりといへども、命運なほ全からず、ふたゝび合してふたゝび離れ、その徒また非命に死するもの多からん。これ忠義の爲とはいへ、年來爲朝が夥の敵を射殺したる、その報也としるときは、絕て恨るに足らず。世の常言に、苦中の苦を喫し得て、方に人の上の人となるべしといへり。事に迫りて死を輕んずるは、日本だましひなれど、多くは慮の淺きに似て、學ざるの誤なり。さはあらぬか、と宣へば、爲義は世に

給へ。おのづから便宜を得るの日あるべしと申す。新院これを聞食て、朕が憎しとおもふもの、豈清盛のみならんや。重盛だに世になくば、雅仁（後白河院時に太上天皇）に物を思はせ、年來の鬱憤を散してん。清盛元來君臣の禮を忘る。されば彼に雅仁を恨して、鳥羽の離宮へ押籠さし、太政大臣以下、四五十人の官職を止め、關白を太宰權帥に遷さしなば、忽地人望に絶て、稀代の珍事出來なん。その時爲義は先陣をいたし、忠正は後陣をいたし、法住寺殿（後白河の御所）の西の門より入れ奉れ。彼君臣をこの讃岐の浦に押引よして、海に沈ますべきぞ、と仰すれば、爲義かさねて申すやう、法住寺殿の門々は、不動明王大威德の固給ふなるに、そのときとても入りがたからん。そはいかにせさせ給ふにかと申す。さらば清盛が西八條の亭へ、渡御あるべきにこそ、と仰すれば、衆皆この議しかるべし。今は唯十年が程なり。軈て思ひしらし給はんものを、と回答奉るに、新院うち咲給ひて、既に怨敵誅罰の事は定めつ。いまだ忠臣の子孫に勸賞せず。朕が爲に命を隕せしもの、一人として等閑におもふにあらねど、就中、爲義は、嫡子義朝に引はなれ、夥の子どもを將て參りし事、何の日にか忘るべき。痛きかな、幼少のものどもも、みな保元に首を刎られて、今は唯八郎爲朝のみ生殘れり。されば彼を六十餘州の總追補使にせまくほしけれど、いかにせん、義朝が子、賴朝が久後の武運洪大にして、天既にこれに許せしかば、朕が

男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、次に村上判官代基國をはじめとして、一人當千の兵士二十四人、おの〳〵白地の錦の鎧直垂に、質木の弓を挾み、白羽の征矢を負たるが、怒氣面にあらはれて、いとおどろ〳〵しく、吻息焔となつて、草の葉末を照せり。爲朝は、遙こなたに跪りて、父爲義をつく〴〵と見るに、ありし世の面影に異ならねど、鬢の霜さへ降はへて、掻亂したる後髪は、銀の針のごとく、額の皺は、この浦にうち寄する、浪より繁けれど、なほ猛き武者態にて、長絹の直垂に、白糸威の鎧著て、恩賜の御劍鵜丸を帶たり。尊も卑も賢も愚なるも、親子の恩愛疎かるべきにあらねば、爲朝こゝに候、といはまほしさをいたつらに、玉座近ければ畏みて、名告も逢ず。父もわれをばしらざりけん、こなたを見かへる事なかりけり。そのとき左府頼長、左右を佶と見わたして、さても御敵義朝をば、君御在世の日に誅さし給ひつ。なほ憎しとおぼす伊勢平氏等を、いかにしてか滅すべき。おの〳〵謀あらば、心くまなく聞えあげ候へ、と宣すれば、爲義忠正もろともに申すやう、清盛駑才の小人なれども、過世よくて、官祿人臣の上を究め、一族みな朝恩に誇りて、暴虐無道なり。天その驕れるを惛こと久し。しかはあれ、重盛德行の聞芳しく、忠にして孝。こゝをもて、外その務を禦ぐ。平家のなほ滅亡せざるは、重盛あればなり。遮莫彼が命數、今より後、十年の外を出ず。且くまたし

のどもを、こと〴〵くとり殺さばやと思ふのみ。はからずも大島をながれ來て、尊靈を驚し奉るもの也、と申しはてて、涙を潸然と落しつゝ、やがて氷なす短刀を拔て、腹に突たてんとするに、怪きかな、手足忽地に癱痺て、いかにともすべなし。時に兒が嶽のかたに叢雲たな引て、月は半面を顯しながら、影いと暗く、電間なく閃きて、御墓の中に散徹し、山下風のいと凄じきに、吹ちる木の葉もろともに、武者四五十騎、前駈して出來たり、次に腰輿を舁ものは、すべて象の鼻、鳶の喙にて、左右の腋に翅生たり。こは怪しと見るほどに、やがて御輿を、墳のほとりに扛居しかば、武士は二帶に列を整て蹲踞し、警蹕の聲とともに御輿の中より玉音高く、

朝倉を只いたづらにかへすにも釣する海士の音こそ泣るれ

と、一首の歌を口號、やをらおりたちて、設の褥に著給ふを見奉れば、新院此世に在しける日の、面影に露違はせ給はず、思ひしよりは窶給へり。これにこゝろづかれて、隨從奉る徒を見るに、玉座の雄手には、左大臣賴長公以下下野判官正弘、その子右衞門大夫賴弘等に至るまで、二十六人、雌手には、六條判官爲義、その子左衞門尉賴賢、掃部介賴仲、加茂六郎爲宗、源七郎爲成、源九郎爲仲、父子六人、次に平馬助忠正、その子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三

の果は數ならで、不覺に涙ぞ先だちける。折しもさし入るゝ月光に、御廟の柱を向上ば、一首の歌を書たり。

讃岐に詣て松山の津と申すところにて新院おはしましけん御跡を尋しにかたもなかりしかば

松山の浪にながれて來し船のやがて空しくなりにけるかな

白峯とまうすところの御墓に參りて

よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん　山家集

仁安三年十月日、圓位とあり。さては西行法師も、去々年の冬、こゝへは參りけんと點頭つゝ、石の玉垣の斜なる、扉を押開きて蹲踞し、さて申すやう、君十善萬乘の聖主として、錦帳を北闕の月に輝し給ひしも、今は懷土望鄕の魂、玉體を南海の俗に混ず。露を拂て御迹を尋奉れば、秋草泣て涙を沃ぎ、嵐に向て君が墓を問ば、老檜悲で、心を傷ましむ。佛儀は見えずして、唯朝雲夕月を見る。法音は聞えずして、唯松響鳥語を聞く。軒傾きては曉風寒く、夢破れては夜雨防がたし。昔今の御有樣、いと痛しくも淺ましく思ひ奉れど、微臣が孤忠を述るに由なく、旣に勢竭き、力究て、今生の誠忠を訴、後世の苦樂を共にし奉り、君に强顏かりつるも


讃岐院の陵に
為朝君父の霊を謁す



もちて、肥後國益城郡、木原山に尋て來給へ。わが主は勇士を愛し給ふなる。かならず重く用ひらるべし。彼木原山は、阿蘇よりは未申に當りて、去こと十二三里なり。四方郊野にして、獨立の高峯なれば、尋まどひ給ふ事はあるべからず、と信やかに說示し、やがて懷中より、一隻の割符をとり出して遞與けり。爲朝は意中に冷咲給ひながら、この壯佼が、人を知ことの怜悧に愛て、假に件の割符を受をさめ、見給ふごとく薄命にして、久しく東西南北すといへども、いまだ明主に遇ず。もし參る事もあらば、其許の汲引を頼みまうすなり、と回答給へば、壯佼大に歡びて、叮嚀に再會を契りつゝ、やがて袂をわかちけり。かくてその日も暮なんとする程に、と見れば、群鴉星を負て茂林に歸り、樵夫月を戴て、家路に急ぐ。唧々しき蟲の音に、葉末の露ぞ濃やかなる。既に人迹絕ければ、爲朝はふりたる木のもとに立寄て、衣服を更め、御墓に詣て見れば、千草は一叢の煙を殘して、玉殿燈なく、秋螢は五更の夜を照して、荊棘路を塞り。百石城や、百官は紫の袖をつらね、朝政聞し食ける十善の君として、過世の惡業は脫給はず。靑塚苔滑にして白楊風に戰ぎ、旅魂幽靈、今何處にか呻吟給ふやらん。げに人界の富貴は、夢の中なる快樂にて、妻子珍寶及王位も、身死しては伴侶ならず。さればとて三界の火宅を出て、永く九品の淨刹に至らん事、なほ容易にあらざめり。これを見、彼をおもふにも、わが身

第二十五回

壯士人を知て割符を與ふ
八郎死を決して靈墳に詣

爲朝はその旦、大宮司季範等にわかれて、ゆくこといまだ二三里に及ばず、天はほのぐ〳〵と明にければ、人にあはじとて、徑に入り、やゝ松山を過りて、多度と阿野郡の堺に出給ひしが、路ゆく人の物がたりするを聞ば、前夜逢日の浦にて、夥の賊を、唯一人にて刺留たる、旅客ありといふは實事歟。世には稀有なる剛者もなきにあらずといふ。こはわが事よとをかしくて、そのゆく先も又この風聲せざるものなし。こははやくも傳聞けるかな、とおぼして、なほ只管に走り給ひしかば、秋の日影も沒はてぬに、白峯の御墓に參り著ぬ。そのとき年齡二十二三かとおぼしき旅客、はしなく行あひて、爲朝を熟と見かへり、しばしと呼とゞめていふやう、言卒爾にはあれど、御邊の爲體を見るに、身丈の高やかなる、腕の骨の太やかなる、手力雄命めきたり。倘昨夕逢日の浦にて、夥の賊を打殺し給へる人にはあらずや、と問に、爲朝聞て、愁に隱しては、あしかりなんとおぼしつ、いはるゝごとく、われこそその人なれ、と答給へば壯佼さればこそ、わがおもふに違ざりけれとて、只管稱讚し、御邊もし青雲の志あらば、この割符を

宮司主從は、父子の心中を猜して、さま〴〵にいひこしらへなどするに、遠寺の鐘聲幽に音づれ、星の光も曉ちかし。さらばこゝにて別候はめ、とて爲朝は忙しく、彼衣服をとつて、袱に裹み、鄕士の假初に旅する打扮してこれを脊負ひ、大宮司主從に別を告、やをら浦曲にのぼり給へば、船の中なる主從は、愀然として目送りつ。爲朝は島君の、阿と泣聲を聞すてて、足に信せて走り給ふ。かくて大宮司は、その黎明に纜を解し、日數經て、尾張の熱田へ歸りしが、家隷等に口を鉗て、爲朝の事をいはせず、別れしその日を彼人の亡日なりと思ひしかば、佛事追善、潛やかにものして、爲朝の菩提を弔ひ、島君を愛慈みて養育ほどに、夥の春秋を經て、島君十六歲、犬稚十八歲といふ年の正月に、婚姻をとり締して、爲朝の後と定め、犬稚丸を更て、源義實と名告らせけり。義實壯年に及で、上西門院の判官代に補せらる。夫婦睦じくて、子ども二人を儲、嫡子義信、又上西門院の判官代に補せられ、二男義直は、左衞門尉に補せらる。この兄弟の子孫夥あり。今こゝに贅せず。或說に、張府の南、太渡村に、爲朝塚と呼ぶ所あり。その地闇森に、爲朝の禿倉あり。今は八幡と稱するよしをいへり。おもふに判官義實、その父爲朝の墳墓を太渡に築き、又その靈を闇森に祀れるにや。家譜には義實を、爲朝の實子とす。島君の事、この末に話なし。

いひもあへず、刀の鞆に手をかけ給へば、大宮司急に押とゞめ、われ愆り、われ愆り。尾陽へ伴ひ進らする事は、ふたたび議すべからず。島君はいまより季範が女兒なり。犬稚丸は御曹司の子なり。この一條は努々相違あるべからずと盟をはり、遂に更めて島君と父子の勸盃をいたし、又犬稚丸に代て、爲朝の盃を請受、家隷に仰て、一襲の衣服に、烏帽子、直垂、上下をとりそへ、これを爲朝に贈りていふやう、こは季範が祠官に補せられたるころ、それを祝ぎて、古判官爲義の給はりたるを、今に秘藏して、晴の日にはかならず著用せり。さるによつて、此度も齎し來たりて、こゝにあり。今犬稚か壻引出にこれを進らすべし。著用あつて、院の御墓に詣給はゞや、と信だちてさし出せば、爲朝恭しく受て押戴き、軍中劇しくて、島を出しゆゑに、さる準備はなし。戎衣にして御墓へ詣ん事の、いと心ぐるしくありつるに、時にとつてわが爲には、これにます引出ものやある。寔にこの烏帽子直垂を見れば、亡父にあふこゝちすとて、頻に懷舊に堪給はず。しばしありて、猛に形をあらため、やよ島君、父は遙あなたなる、白峯にたつ雲とともに、自害して失るぞかし。御身今より季範ぬしを、父とし賴みて孝を竭し、成人のち、もし犬稚丸の妻とならば、貞操を愆給ふべからず。今生の對面、これかぎりなり、と聞えしらし給ふにぞ、島君はうらかなしさに、泪のみはふり落て、はかぐ〵しくも應給はず。大

つるなり、と物がたりて、島君を伴へる事、又長女に産したる、太郎丸二郎丸の事など、おちもなく說しらしたまふにぞ、大宮司は聞事每に嗟嘆して、猛に小船をおろさし、家隷を爲朝のふねに遣して、島君を迎來たらし、父とともに押ならべて、酒食をすゝめ、又爲朝に對ていふやう、尾州熱田の大宮司は、尾張氏代々相續せしが、わが父藤原季兼、尾張貞職が女兒を娶て、おのれ季範を生り。かくて新院崇德御位にまし〱けるころ、某はじめて祠官に補せられて、今日に至る。されば古左典廐義朝とは聟翁の好さへありながら、彼人も平治の兵亂に討れ、爲義の子息、今は絕て世に在さじとおもひつるに、幸にして、八郎ひとり殘り給へり。わが家大織冠の末葉也といへども、從來源家に由緖あり。もし許し給はゞ、某この島君を養ひて子とし、又わが嫡孫犬稚丸を進らせて、御曹司の後とし、成長の後婚姻さしなば、御曹司の子孫、尾陽に繁昌せん歟。まげて自殺を思ひとゞまり給へ、熱田へ伴ひ奉るべし、と聞も果さず、爲朝忽地氣色變り、元を喪ふ事を忘れざるは勇士の本意なり。われ誰が爲に命を惜て、其許を煩すべき。しかはあれ、人の親としては、慈にとゞまるといふなるに、女兒を殺すは已ことを得ざるのみ。もしわれを捐給はずば、島君は進らすべし。とにもかくにも養育て給はれかし。しかるを爲朝をさへ伴はんと宣はゞ、是非に及ばず、この處に自殺して、わが平生の志をしらし候ひなんと、

ならずもいたづらに、夥の年を過せしが、この秋たま〲休暇を得て、猛に思ひたち、船路よりこゝに到りて、きのふ御墓へ參詣しければ、多年の宿望足りて、翌は纜を解んとおもふ折しも、不思議の賊難にあうて、いと危かりしを、はからずも御曹司の助成によつて、主從恙なきのみならず、逢日の浦の名にし負て、かくも奇しき對面は、いまだその是非をしらず。此度召倶したるものどもは、みな腹心の家隷なれば、よしや明白に名告給ふとも、絕て洩るゝことなし。願くは審に、緣故をしらし給へといふ。爲朝聞て、まづその恙なきを祝し、さて宣ふやう、爲朝苟も、保元の合戰に、父に伴れ、君に賴れ奉り、百戰百勝の計策を獻るといへども、御運の傾くところ歟、終に用ひられず。君はこの荒磯にうつされ給ひ、親胞兄弟はみな討れて、わが身ひとり海東に謫ふ事、十年に及び、近曾工藤茂光が讒奏によつて、忽地誅罰を加らる。ふたたび犯せる罪なきよしを、訴んといたせども、勅勘の悲しさは、それも稱はず。所詮妻孥を刺殺し、後やすく自害せばや、とおもひ定つるに、側室簓江、家隷鬼夜叉が節義の計略に、出し拔かれて、思はずも彼處を退き、嫡男爲賴をはじめ、簓江鬼夜叉等は、却て自害して失たり、と後にしつて臍を噬ども、そのかひあるべうもあらず。とても死後れたる身の、讃岐國へ押渡り、新院の御墓を首として、腹を切らんものと思ひて、萬里の風波を淩ぎ、からうじて來

士の援にあはずば、わが主從鏖にせらるべかりしを、九死を出て一生を得たりとて、主人殊さらに稱讃して、篤く爲朝に歡び聞え、やがて上座に請ずれば、爲朝あへて座に著給はず。われは故あつて、世に憚るものなれば、人の饗應を受ることをよろこばず。まづ痍負を勦り給へかし、と宣へば彼人げにと點頭て、恙なき家隷に仰て、血を拭はし、藥を與へ、又みづからも展撿して、さま〴〵に勦るに、傷られたるものどもは、酒氣を帶たるによつて、鮮血こそ夥しく出たれ、痍は思ひの外に淺かりしかば、主從ます〳〵歡びて、みなこれ勇士の賜なり。かく再生の恩澤を蒙りながら、いかでか一言の禮謝を述ざるべき。まげてこなたへ入らし給へとて、主人みづから燈燭を秉て、わりなく船館に誘引つゝ、つら〳〵とうち瞻て、大に奇み、其許はいぬる四月下旬、大島にて討死し給ひぬと聞えたる、八郎御曹司にはあらずや、といふに、爲朝も又訝りて、はじめて燈の光にて、主人の面を見てうち驚き、實御邊は、わが兄義朝の舅なりける、熱田大宮司藤季範ぬしにこそありけれ。そも何の故に、はる〴〵とこゝへは來給ひたる、と問給へば、大宮司答て、しらるゝごとく、尾張は源家代々の采地なるに、某いぬる保延のはじめ、熱田の祠官に補られたるも、讃岐院の御恩にして、併古判官爲義の吹擧によれり。さるからに、一トたび白峯の御墓に詣て、君恩を謝し奉るべう思ひながら、社務に遑なければ、心

如く、嘯叫で、砍てまはれば、痍を蒙るもの五六人に及びつ、その刀尖當るべうもあらず。そが中に主人とおぼしくて、年の齢五十にちかく、文官にもあらず、武士とも見えざる男、太刀を抜かざして防ぎ戰ひ、忽地小賊二人を砍て、水中に沈まし、遂に渦丸にわたりあうて、奮擊突戰劣らず勝らず、人雜もせず挑み闘ひしが、頼きつたる郎黨は、過半痍を負て物の用にたゝず。彼人心ばかりは勇しといへども、寡は衆に敵しがたく、吁嗟只今擊るべう見えたりける。このとき爲朝は、既に陸に上らんとて、船をそのほとりにさしよして在せしかば、しばしこそありけれ、事の爲體を見るに忍びず、間七八艘を隔たる船の中へ、閃りと飛で乘り移り、船中の人、こゝろづよくおもひ給へ。おのれ助太刀ぞと告もあへず、深山樫の三間械をいと輕らかに打ふつて、當るを幸に薙臥せ拂ひ倒し、縱横無礙に懸ちらし給ふ程に、夥の小賊等、あるひは首を打碎れ、或は向脛を打折かれ、半は海に打おとされ、半は舷にへたばり臥て、脱るゝものはなかりけり。渦丸はこの猛威に辟易して、心の中に十二分の害怕を生し、刀を引て脱んとすれば、彼男は逃さじと追ひ携り、爲朝また艫に立ふたがりて、前後より引挾み、やと聲かけて、諸ともに打んとすれば、渦丸阿呀と叫もあへず、潜脱て身を跳らし、海へ丼と沈みしが、浪を潛ぎてや脱れけん、ほとりちかくは浮ち揚らず、生死もしれずなりにけり。寔にかゝる勇

世を潛ぶ身にしあれば、左右なく陸にのぼらず。折しも泊船の碇をおろして、主從十餘人がほど、翌は故郷へ纜を解とて、酒もり遊びつゝ、この浦の景色を賞するありけり。爲朝はそれに少し引はなれて船を歇、夜も深ば、白峯へ參るべき、准備はいたしながら、音もせで坐しけるに、折しも夕汐滿て、月は海よりさし昇り、鹽飽、七島、直島、雌雄の島々は、氷の上に梅花の散かゝれるごとく、ところ〴〵に見えわたりて、好景いふべうもあらねど、世にある人の數ならで、年來荒磯に馴たれば、めづらかならず。かくてやうやく更闌て、彼處の船なる主從も、いたく醉ふしたりとおぼしくて、寂として、聲もせずなりにければ、爲朝は、しづかに船をそのほとりにさし寄し、熟睡したる島君を呼び覺して、ものたうべさし、割籠に飯を盛て、通路の用意をなんし給ひけり。浩處に、四國の浦々を徘徊して、劫掠を事とする、蜘手の渦丸といふ癖者、夥の支黨を將て、快船にとり乘り、件の泊船に艚よしつゝ、おの〳〵刀を引提て亂れ入り、汝等命惜くば、路銀擔物を殘りなく出せ、異議におよばゝ、この水底に投入れて、忽地魚鼈の食となさん。起よものどもと呼はつたり。船中の主從は、この聲に驚き覺、こゝろ得たりとて岸破と起、枕方なる刀を拿て、船館の門に立塞り、入れじと防ぎ戰へども、酒の醉いまだ醒ず、打太刀もしどろにて、只劇騷ぐのみ。賊はます〳〵勢ひ猛く、群がる羊に虎の蒐入る

取與次、同與三郎打手紀八、大矢新三郎、越矢源太、松浦二郎、左中次、吉田兵衛以下、二十八騎の子孫みな舊恩を忘れず、大島に集來て、爲政に仕しかば、その家ながく榮つゝ、子孫夥在しけり。こはいと後の物がたりなれど、事の敍に、ならべてこゝに記せり。爲政兄弟の事、この下に話なし。

第二十四回

渦丸夜逢日の浦を閙す
島君潛に尾張路に赴く

却說八郎爲朝は、惜からぬ身の存命て、來島、はつちやうにも留らず。其意、愁に彼處にて自害せば、長女と子どもらが亡骸に團居して、いたく泣にぞあらんずらん。しかれば彼等にも物を思はせ、わが後の世の障ともなりぬべし。とても妻孥に後れしものを、けふ死ねばとて、百歩を恥て、五十歩に駐る類にこそ、とおほせし程に、潛に讚岐國に押わたり、新院の陵にまゐりて、ともかくもならめとて、行する遙けき青海原を、風にまかして出船の舸を斗、楫を操り、或は島君を懷にかき抱きて、千鳥の聲にいく夜か寢覺、或は人なき島根に歇りて、水を汲み薪を樵、百折千磨の艱苦を經て、その年の秋のころ、讚岐國多度郡、逢日の浦にぞ著給ひぬ。元來

に一字の寺を建立せんとて、既にその用意せり。しかるにいと不思議なりけるは、長女身まかりて、初七の旦、彼沼に、忽然と並頭の蓮花を生じ、葩の中に、彌陀三尊の影向ましくて、光明赫奕とをがまれ給ふ。この奇瑞を見て、太郎丸兄弟主從はいふもさらなり、洲人等なべて感涙を拭ひあへず、合掌禮拜して、彌陀佛々々々と稱る聲、洋々乎として耳に滿てり。時しもあれ、空中に花ふり音樂聞えて、彌陀、觀音、勢至の三尊、長女を引接して水上をはなれ、移りて山の頂に立給ふと見えし、紫雲に裹れ失給ふ。さるほどに、二郎丸入道は、ふかく佛恩を感佩して、象教の廣大無偏なるを開悟し、此度建立の道場を彌陀寺と稱、山を香爐山と名づけ、爲朝をもて第一世とし、その身は二世の住持となり、四男五郎をもて、島の賞罰を管らしたまひしかば、洲人これを押尊みて、入道の宮と稱、又四男五郎を太夫と呼びて、その仁政を稱讃せざるはなし。されば宮と太夫と主從にて、ながくはつちやう島を管領せしが、六世の孫雲加入道が時、嫡男稚宮が菩提の爲に、康正二年丙子の冬十一月、武藏國神奈川の宗福寺を請待して住持とす。よりて寺號を更めて、宗福寺と呼ぶとかや。是はさておき、太郎丸は、伊豆の大島を管領して、大島太郎爲家と名告り、後に爲政と更む。これ大島の祖なりといへり。かかりしかば、保元の役に、討死したる爲朝恩顧の郎黨、箭先拂須藤九郎、透間計惡七別當、手

て、本社に安置し、長女四男五郎等に、事の趣を聞えしらし給ひしかば、洲人はやく傳聞て、大に歡び、ます〳〵尊信して、島の鎭守と仰ぎ奉る。神德日に灼然なりける程に、鎌倉世々の將軍信仰あさからず、いづれの御時にか正一位を贈られ、今は正一位八郎大明神と稱奉るになん。かゝりける程に、長女はやゝ宿望を遂て、ある日太郎丸二郎丸に申すやう、わが身、むかし大島の御曹司に捨られまゐらせしころ、既に死すべかりけるを、不思議の示現によつて、けふまで存命侍りしは、稚子たちのかく發跡たまふを、見まくほしければなり。今は世の中に、おもひ遺す事も侍らず。唯遺憾は、御曹司の往方、今に聞えずといへども、神體この島に鎭座ましませば、外を求るに及ばず。わが苦節やうやくに功なつて、餘命ををしみ侍るべうもおほえぬものを、今は別れ奉りなん。是彼菩提の種として、二郎丸は宿髮入道し、父祖の後世を、弔給はん事勿論なり。願くは兄弟志をひとつにして、言行を愼み、洲人を憐みて、爹々の名をなくだし給ひそ。又四男五郎夫婦は、いよゝ君たちの御護となりて、忠臣と呼れ、美名を子孫に傳へ給へかし。申さん事は唯これのみ、といひ果て、忙しく走り出れば、主從大に驚きて、こや喃々と呼びかへせど、忽地行方しれずなりしが、詰旦島山の麓なる沼の中にて、その屍を得たりしかば、主從いたく哀悼みて、山の半腹にこれを葬り、この日二郎丸祝髮入道しつ、件の山

に夢の覺たる心持し、四男五郎もその妻も、奇異のおもひをなしつ、みなもろともに合掌して、しばし其方を伏をがみ、さては後榮たのもしとて、やゝ愁の眉根を伸、遂にはつちやう島に立かへりて、洲人等に、緣由を告しらすれば、衆人聞て、爲朝のこゝに留り給はざるが、本意なくはあれど、異人の示現に畏みて、いよゝ太郎丸二郎丸を敬ひ册き、おの〳〵力を戮して、來島に生祠を修理ひ、像見の弓箭を神體として、八郎明神と崇祀り、又本島に一社を建立し、天照皇太神を勸請して、耆婆明神と神號す。この兩社、今なほ彼島にありとかや。かくて許多の年を經て、治承三年秋八月、爲朝の姪なりける、前兵衛佐賴朝、蛭小島に義兵を揚、むかふところ勝ずといふことなく、文治元年三月下旬、平族悉く西海の泡と消て、源氏一統の世となりしかば、太郎丸二郎丸は、鎌倉に赴き、北條時政に就て、爲朝の庶子なるよし、事審に訴給ひしかば、賴朝やがて對面有て、太郎丸には大島を管領さし、二郎丸ははつちやう島を領すべきよし、御教書を賜り、剩爲朝の節義勇敢は、田横が風ありとて、賞嘆のあまり、朝廷へ聞えあげて、爲朝勅免の事を執し申されしかば、おほけなくも、後高倉院の宮或說、後高倉院の宮云々、いと不審の御筆にて、八郎大明神にあそばしける神號を、銅板に鏤著、新に神影を鑄さし、これに甲冑を相副て賜けるにぞ、太郎丸二郎丸は、欣然として朝恩を拜謝し奉り、これを故島に守かへり

別の悲歎に堪ずして、命を隕さんとするを見るに忍びず。天機を洩らすのおそれはあれど、しばし立かへつて後來の吉事を告。かならずしも死べからず。なほ千辛萬苦を厭ずして、ふたりの稚兒を守育よ。今より後十年を經ば、平氏滅亡して、源氏一統の世となりてん。そのとき國地に赴きて、明白に訴なば、この胞兄弟の子孫、島々に繁昌して、ながく安堵のおもひをなすべし。しかれば慈母の績莫大にして、今死するには遙に勝れり。哀苦に逼りて溝瀆に縊るゝは、匹夫匹婦のうへにこそあれ、爲朝の側室には似げなし。そも皇國の宗廟、天照皇太神は、萬の民を慈みたまふ事ふかく、普天の下卒土の濱、照らし給はざる隈もなし。今より本島に勸請して、耆婆明神と崇祀らば、大に蠶飼に幸あるのみならず、洲人一切の災害を禳ふべし。且某の年某の月に至りて、はつちやう島なる、何がし山の麓の沼に、三莖並頭の蓮花、忽然と生じて、彌陀三尊の影向し給ふ事ありなん。これぞこの島に、神道佛法の、繁昌すべき禎祥なる。そのとき二郎丸を出家さして、父祖の菩提を弔すべし。然りといへども、爲朝の命運、日今こゝに竭るにあらず。但今生の對面は、その望を遂がたきのみ。されば像見の弓と箭を、一社の神とし祝祀らば、彼人こゝに在すが如く、ながく子孫の護とならん。努々思ひ悞べからずと諭示して、件の大麻を長女に遞與し、かき鎖ごとく失にけり。長女はこの示現によつて、猛

は武士の、常とはいへど鰒の、たま〱こゝによりながら、名告もあへず神馬藻の、もぬけて外に過給ふは、繫ぬ船のたなしらず、こがれて直に死ねかしと、いはぬばかりのうす情、像見も今は化なりと、恨みの限りかき口說、おもひ逼りて物狂はしく、雌手なる磯に踏かけて、身を投んとしたりければ、四男五郎夫婦驚き騒、ふたりの稚子をうち捨て忙しく抱き留、なほ理を述て諫めつゝ、舊の處へ引居れば、太郎丸二郎丸は、なにとも思ひわきまへねど、母の氣色の異なれば、共音に泣て携給ふを、長女は見る目もくれ竹の、よに恩愛のなかりせば、人はかならず死べきに、父の別れもまた母の歎きもたえてしり給はず。胸あひがたき島絹の懐挾き添臥を、玉の床とおぼすかも。朝成夕成に潮風の、吹くろみたる乳房なれど、稚子の爲には命の綱、そをしも今より引放さば、よも生育はし給はじと、おもひやるさへ痛しとて、左右の腋にかきよせて、聲を惜ず泣にける。浩處に、磯にふりたる松の梢に、一朶の白雲靉靆とたな引つゝ、化してひとりの老翁となり、長女がほとりに立在を見れば、その形容、頭長くして身に半し、童顔白髮凡ならず。手には一箇の大麻を捧もち、莞然と笑ていへりけるは、善女かならずしも怪しむことなかれ。われは原、八郎爲朝有緣のものにて、年來大島に往來し、影のごとくに附そひて、彼人を守るをもて、此度亦從ひて、四國へ渡らんとてこゝを過り、節婦離

とつのうへにもあらず。終に父上の面影も認たまはざる、太郎丸二郎丸の、今こそあれ成長ては、朽をしくぞおぼすべき。いひがひなきはこの身なり。しかはあれ、今生の緣し竭ては、人力の及ぶべきにあらず。唯この弓矢を彼君也、と見もし見せもして稚子たちに、武勇を傳へ給へかし。世の懶はこゝのみならで、大島にて自害し給ひぬる、簓江の君、また御身が爹々のこゝろの中、いかにありけんとおもひ給ふ。人の親として、その子をおもはざらんや。そをしも忠と義のために、換て墓なく死たるぞ、痛しくもいと惜き。是彼を思ひくらべて、さのみは歎き給ひそ、と言語を竭して諫れば、四男五郎が妻、又さまぐ＼にいひこしらへ、夫婦もろともに、太郎丸二郎丸を抱きあげ、わりなく長女を誘引て、船に乘給へといそがしたつれど、長女は卯木に手をかけて、伏沈る儘立もあがらず、涙の隙にいへりけるは、世の中に生とし活るもの、親の最期を悲ざらんや。過つる年のこの月に、假初に別れしより、浦ふく風の信だになくて三年も夢と覺、恩義に父は死たりと、聞くさへあるに簓江の、操濁らず潔き、忠孝の名を大島の、磯の藻屑となり給ふ、爲頼君の孝行を、思ふにもなほ數ならぬ、わが身ひとつは年來の給事もせず愁に、死なで別るゝ悲さの、やるかたなきを察したまへ。親にわかれ君に捨られ、立かひもなき磯馴松、よしや千歳を經るとても、忘るゝ隙のあるべきか。こゝろつよき

歎んかも。せめて像見を遺さんとて、手馴れし弓に矢とり副て、岩の狹間に倚かけおき、軈て島君を舟笭に扶乘して、來島の磯を漕はなれ、渺々たる青海原を、風の隨意出たまへば、潮も引や弓とりを、海神の憐みけん、矢を發ごとく走り帆の迹に迹なくなりにけり。有左程に、長女はふたりの稚子とともに、小船に乘りて、四男五郎に楫を取らし、その妻を將て來島に來つ、皆もろともに磯方に登り、御曹司は何處ぞとて、彼此を尋繞れども、その人は影もせず。と見れば巖が根に、一張の弓と、一條の征矢ありけり。こは不審とおもふから、ふたゝび汀渚に走り出、と見かう見れどわが外に、歇りぶねこそなかりけれ。長女はこの景迹に、愀然とうち歎き、さては御曹司は、この島にも住り給はず、こゝろつよくもはや、何地へか脱去給ひけん。そも夢にてはあらざるや。夢ならば覺ずして、君が面影見せよとて、砂の上に轉輾ば、四男五郎夫婦も諫難て、共に望を喪へり。且して四男五郎は、件の弓矢を取て、長女がほとりにさし置つゝ、又慰めていへりけるは、御曹司は蓋世の義士として、はからずも敵の鋒先を避、こゝに漂泊し給へれば、御身にさへ、逢見んことを面なくおぼし、像見の弓矢を遺し給ふにこそ。かくともしらばいかにもして、本島へ誘引奉るべかりしに、いまは悔ともその詮なし。もしこの事を聞ならば、洲人等も、留め得ざりしわれをこそ恨むらめ。況て御身の哀傷は、身ひ

し。まづ彼處にあがらせ給へとて、軈て船を引入れつゝ、爲朝と島君を、來島の磯にのぼし、その身は又小船に飛乘て、本島へぞ艚去りぬ。さる程に爲朝は、思ひもかけず自殺を四男五郎にとゞめられて、心鬱々と樂みたまはず。折しも荒磯に時しりがほなる卯の花を見そなはし、われいぬる年、大島へ歸る日に、長女が殊さらに別を惜て、こゝまで送り來たりしとき、彼を慰んとて、卯木を手をり、われもしふたゝびこの島へ來る事あらば、この枝も又活ことあらんと誓ひしを、思ひ出れば爲朝が、茂光等に背を見せ、脫れてこゝへ來島なる、その卯の花を今ぞ見る、前象にてありけるよ。よし遮莫憖に、長女等に抑留せられては、わが志を遂がたし。とてもかくても死おくれし、玉の緒を風にまかして、讃岐國に押渡り、新院の陵に參りて、臣が孤忠を訴へ奉り、かしこけれど御廟を首にして、腹を切らんものをとひとりごち、つと身を起して忙しく、船に乘らんとし給へば、島君はこれを見て、父上何地へ行給ふ、伴ひたまへと泣惑ひ、袖も露けき直垂に、まつはり給へば武士の、猛きこゝろもよわりつゝ、やをら搔寄て抱きあげ、げに思ひ愆ぬ。長女とふたりの子どもらに、逢でゆくさへ恨むべきに、これをしも留おかば、わが身は後やすくとも、彼等はいよゝ便なからん。やよ島君、父が死んところまでは、御身をも伴ふべし。ともしらずしてとるものも、とりあへず、來る長女等が恨もせん

賺されて、大島を脱れ去、子を先だて、家隷を失ひ、朝敵と呼るゝ身の、何をよすがに活んとて、穢き擧動をいたすべき。既に覺期究たれば、汝にものいふもこれかぎりなり。われ自害せば、この首を伊豆の國府へ送りつかはし、過分の賞祿を得て、洲人を賑せかしと宣へば、四男五郎聞もあへず、こは仰とも覺えず候。わが洲人、御曹司を慕ひ奉る事、嬰兒の母を慕ふがごとし。加之太郎丸二郎丸も在すなるに、こゝに來給ひながら、對面を許されず、忽地自害して、人に望を喪し、何の益か候べき。且國地へ通路なき島にて、よしや自殺し給ふとも、誰か茂光とやらんに訴ふべき。しかれば又是益なきにあらずや。まげて必死を思ひとゞまり、はつちやう島に住果て、稚子たちの生前をも見給へかし。このごろはいと大きやかになり給ふが、兄君も弟君も御曹司によく肖給ひぬとて、長女はこれに慰めもし、又歎きもして、君の事のみを、まうし出ざる日もあらず。誘給へ。本島へおん船をよせ候べきにこそといふ。爲朝聞て頭をうち掉、汝が諫言理あるに似たれど、われ活まじ身の脱れ來て、阿容々々と洲人に、面をあはせんは恥るに堪たり。しかはあれ、汝がいふところも默止がたければ、且く自殺をとゞまりて、この來島に憩ひ、死んとも活んとも、ふたゝび思ひ定めなんと宣へば、四男五郎かさねて、しからば、僕はつちやう島に立かへり、潛に長女に告しらして、稚君たちを伴ひ奉るべ

御曹司、目今來島に船をよしたまひつ。故あつて、季の小女兒、島君を刺殺し、その身も自害せんとし給ふこと、いと急なり。とく行てとゞめ奉れといそがしたつる、その聲は耳の邊にありて、その人は影もなし。事の爲體いと怪しけれど、御曹司ときくさへなつかしければ、しばしもあらず船をはしらし、こゝに來て見たてまつれば、果して聞るところに違ず。さるにても、何の故に佻々しく、この島が根に來給ひて、愛子を殺し、又みづからも死んとはし給ひたる、緣故をしらしたまへ。いとこゝろもとなしといふ。爲朝聞て嘆息し、呀、汝を呼びたるものは、爲頼、簓江が幽魂なるべし。彼等黄泉に赴くといへども、なほわれを思ふ事のかくも深きや、と宣ひて、哀悼氣色にあらはれしが、やうやくにして刃をさめ、われはからずもこゝに來たりし事、はじめをいへば如此々々なり。終は箇樣々々なりとて、忠重國府へ脫去り、茂光官軍を將て押よせ來たりしとき、鬼夜叉と簓江は、忠義の爲に命を隕し、爲頼また死を潔して、屍を野島の館に曝せし事、審に說しらし、一通の遺書を讀聞したまふに、四男五郎は聞く每に、且感じ且悼み、狹き袂を濕るあめに、なほ潮垂るゝ腰簑の、膝に抱るゝ島君も、潸然と泣給へば、父のこゝろも苧環の、いとゞくるしく坐せども、わが子をば見かへりせず、又四男五郎に宣ふやう、何事ともおもひしらざる、稚子を殺さんは、鬼々しともいはれんが、われ鬼夜叉に

後編巻之四

第二十三回

海岸孤客を慕ふ水晶花
池水三尊を現ず並頭蓮

當下爲朝は、爲頼、篠江、鬼夜叉等が自殺の事をしつて、大に後悔し、直に島君を刺殺して、後やすく腹を切らんとおほせしかば、こゝろづよくも稚き人をとつて引よし、腰なる刀を握りもちて、叶嗟と見えたる折しもあれ、忽地澳のかたより、ひとりの漁夫、船を驀直に艚著て、爲朝の船に乘移り、島君を抱きとりて、わりなくも住るを、爲朝は、なほ拂ひ退て刺んとし、はじめてその人を見給ふに、これ別人にあらず、三郎の長女が從弟女の夫なる、四男五郎なりしかば、こはおもひがけず、とばかりに、左右なくは逼り給はず、汝いかにして、わがこゝにあるをしつて、早くも來つると問給へば、四男五郎答て、僕たえてこれをしらず。この朝潮に、島鰕を釣らんとて、彼誰時より船をおろし、彼處の岩陰にさふらひつるが、誰とは知らず、年の齡三十ばかりなる女子と、十ばかりなる男の童の聲して、わが名をしば〳〵呼びかけ、八郎

つて、これを僂れば、嘉應二年に至て二十八歳なるべし。宜なるかな。參考に諸本の異同を擧て、實錄所見なしといへり。亦いふ。京師本に、爲朝の自殺をもつて二十八歳とし、杉原本三十八歳とす。京師、杉原、鎌倉、半井の四本、みな何の年といはず。系圖に、爲朝安元二年三月六日、伊豆の大島に於て討ると見えたり。保元元年十八歳なるときは、安元二年當に三十八なるべし。その說杉原本と合す。(以上要を摘でこゝに錄す)又八郎明神の緣起に、承安三年癸巳秋八月十五日、小島に於て自滅し給ふといへり。嘉應二年より、承安三年に至て、相去ること四年。承安三年より、安元二年に至て、又相去ること四年なり。諸說矛盾することかくのごとし。しかるときは、爲朝自殺の年月、及び存亡も、むかしより定かならざりしと見えたり。これによつて思ふに、爲朝大島を脫れ去り、蹟を南海にとゞめ給ひし、といひ傳へたるも、故なきにあらず。この弓張月はすべて風を捕り影を追ふの草紙物語なるに、この一條のみ、諸說を引て補ひたゞすにしもあらねど、予元來好古の癖あり。こゝをもて漫に蛇足の辯を添ふ。所謂雞頭花をうつし栽るに、牛車を用るのたぐひなるべし。

に死ざれば、死するに劣る辱多しと、日來教訓したまへるを、けふの事におもひ當りて、最期もいそがれ候と、書とゞめたる健氣さに、爲朝は紙のうへに、はら〳〵と涙を落し、大息吻て宣ふやう、われ鬼夜叉に賺されて、大島を脱れ去り、却爲頼簓江等に、死後れしこそ遺恨なれ。彼等もし殘り留りぬとしるならば、なでうこゝまで退べきぞ。はや子どもらには、簓江を傅て、利島のかたへ落したりと、鬼夜叉が申せしによつて、敵この事をしらば討留べし。しかるときは、爲朝愛子に惑溺し、ひそかに落したりなんど、いはれんが朽惜さに、追著てわが手にかけ、後やすく入水せばや、とおもひしものを思ひきや、彼等は死してわれひとり、この島が根に來たらんとは、こは淺ましとて蹉跎し、智勇に長し名將も、くいの八千たび身を恨み、最期をいその卯の花の、雪より先へ消よとて、島君をとつて引よせ、氷なす刀を拔て、既に刺んとし給ふ折しも、忽地一艘の獵船、はつちやう島のかたより艚來り、かくと見て聲をふりたて、喃御曹司、しばし待給へと呼とめつゝ、飛がごとくに乘著て、その船に跳り入り、爲朝を押隔て、島君を抱きとるものありけり。この人は誰ぞ。次の卷を閲してしるべし。

馬琴ふたゝび按ずるに、流布の保元物語に、嘉應二年四月下旬、爲朝伊豆の大島において自害す。享年三十三歳と見えたり。しかれども、同書に、保元元年爲朝十八歳とあるをも

聲す。こは怪しとて、やがて板子を反揚つゝ見給ふに、あな痛し。島君は唯ひとり、泣臥てありしかば、こはいかにとて、忙しく抱きあげ、さまぐ＼に賺こしらへて、緣故を問たまへば、島君やうやく涙をとゞめ、きのふ篠江が、兄上とともに船に乘れ、わが身も後よりまゐり侍らんと申せしかば、鬼夜叉に伴れて、この船底に潛び居り、待ども＼／＼篠江は來ず。そのとき兄上の宣ふやう、われは家に走り歸りて、父上と篠江等を、誘引てふたゝび來べし。御身はしばらくこゝに坐せよ。相構て、聲をなたて給ひそと聞えおき、二枚の書翰をわらはが懷にさし入れつゝ、慌しく野島のかたへ走去たまひしが、その後はたえて音づれもなし。悲しさいふべうもあらざれど、音なせそと仰せしゆゑに、堪しのびて侍りしかど、今父上の御聲をもれ聞て、歡しとおもへば涙のみ、はふり落ておもはずも、聲をたて侍りしとて、まはらぬ舌に愛々しく、首尾を告たまへば、爲朝いよゝ不審て、島君の懷を搔探り、件の書翰を引出し、押開きて見給ふに、一枚は篠江が遺書にて、忠孝の二ツに身をおきかね、自殺するよしを書寫し、又一枚は爲賴の、ひろひ書せし修善寺紙に、筆の運びは稚けれど、こゝろばかりはおとなびて、一旦篠江鬼夜叉が申すにまかし、船に乘て候へども、父上の事おほつかなく、ふたゝび館に走り歸り、自害して失侍る。よしやしばしは脫るゝとも、世に立べうも思はぬものを、死すべきとき

朝はなほこの世にあらんずらん。茂光出しぬかれて、贋首を捕たりとおほゆるぞ、と密語給ふに、その人聞て、こは何をもて、かくは宣ふにやと問。重盛答て、われ街の落首によつてこれをしれり。彼歌を聞ずや。水元は朽はてにきとおもへども、とは水元涸れ果たりとみなおもふべけれど、彼人なほ存命てありといふなる。又千代の爲朝見るべかりけりとは、爲朝のゆくすゑを祝して、ふたゝび世にも出、子孫千代までも榮なんといふ也。八郎は源家の嫡流にて、武勇拔群なるのみならず、忠を存じ、義を守る事、田横關羽が風あり。もしこれに弓矢を主せなば、天下は掌にめぐらすべし。茂光私の意趣を散さん爲に、討手をまうし請といへども爲朝の敵手にあらず。欺れたるもうべなり。見よ〱、爲朝終に志を得ずは、ふたゝびよの人に面をあはすべからず。もし一旦志を得ば、わが家の仇ともならんものは、この人なりと宣ひしが、果して中ることあり。重盛の先見、かゝる事なほ多かり。是はさておき爲朝は、その日鬼夜叉に諫められ、こゝろならずも船に乘て、利島のかたへ落たまひしが、それかとおもふ船を見ず。さては子どもらは、八郎島へ赴きけんとて、ゆくともしらず潮にまかしつ、はつちやうの枝島なる、來島一名卯木島ともに船を歇たまへば、天はほの〲と明にけり。この島までは、渡海いと難義なるに、かく速かに來つること、不思議なり、とひとりごち給へば、忽地船底に、稚兒の泣

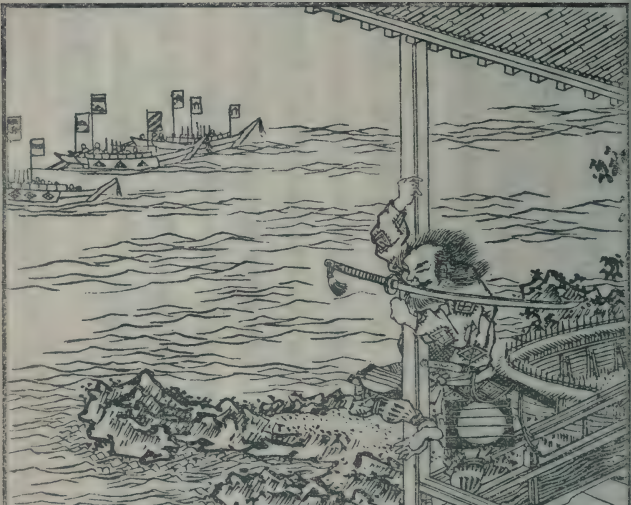
下臈にいたるまで、冬枯に夕貌の棚をながむる心持して、みな思ひの外にてぞありけるに。按ずる参考保元物語に、鎌倉本、半井本の異同を擧て曰、

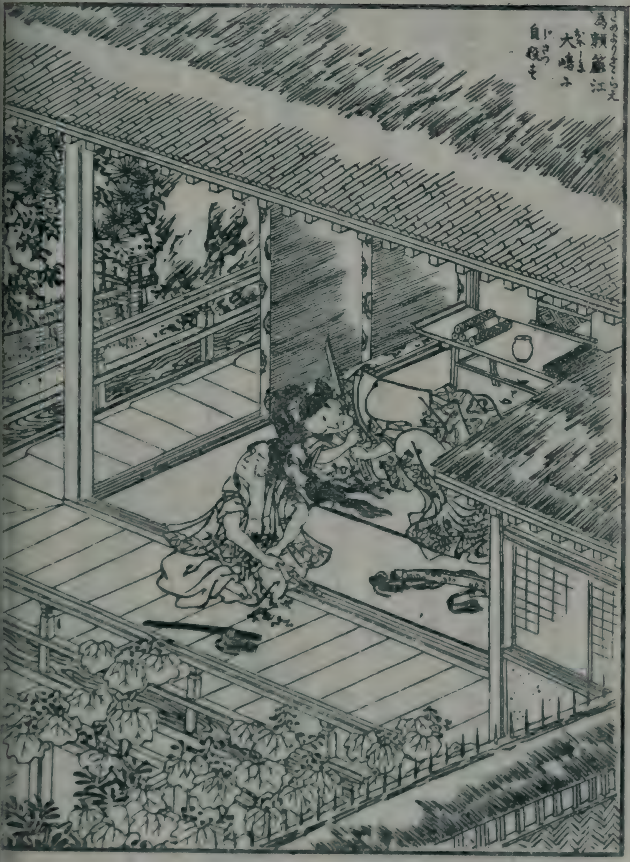
その後爲朝は、家に火をかけ、腹掻切、中柱に背をあて、弓杖をつかへて立たり。中柱云々半井本になし兵共家の燒るを見て、船ども寄て打入んとしけるが、虚死やらんと猶怖しくて、左右なくも入らず。家の燒落んとしけるとき、加藤次景廉云々

とあり。かゝれば鬼夜叉が館に火をかけて、敵を欺きたりといふ説は、少しく據ありとしるべし。抑爲朝十三歳にて筑紫へ下り、九州を三年に打従へ、十八歳にて洛に上り、保元の合戰に名を顯し、大島に謫されて、島々を管領する事十一年、その威德華夏に振ふといへども、勅勘の身なれば、終に志を伸るに至らず。嘉應二年四月下旬、二十八歳にて自殺せしと、世にはいひもて傳へたり。されば、往時平治の擾亂に、諸源ことぐく滅亡し、唯平家のみ朝恩に浴して、官位俸祿意にまかせずといふことなし。爲朝の假首洛へ上りしころ、何ものかしたりけん、

みなもとは朽はてにきとおもへども千代の爲朝みるべかりけり

この歌都鄙に傳へて、人口に膾炙せしかば、小松大臣重盛、眉を顰て、ある人に宣ふやう、爲




こめありきさらえ
為頼篠江
おほしま
大嶋ニ
にさつ
自殺も

はあらぬ用意の柴に、走まはりて火放たり。折しも烈しき浦風に、簷より軒へ吹うつされ、大廈高樓忽地に焰となつて燃揚れば、鬼夜叉腹巻解捨て、立ながら腹かき切り、猛火の中に飛入りて、灰燼となつて失にけり。寄手の軍兵は、目今火光の揚るを見て猛に騒ぎたち、すはや爲朝は、館に火をかけて、自害するとおぼえたり。寄せよ〳〵と罵りあひ、衆皆船を乘著て、馬の足の立ほどにもなりしかば、馬どもを追おろして、ひた〳〵と打乘り、辛じて磯に登りにけれど、もし誑引よして討んずらん謀にやとて、左右なくは打も入り得ず。是全く官軍の臆せしにもあらず。唯日來爲朝の武勇、よく人を征するに足れるが故なり。とかくする程に、館ははや燒落て、拄る者一人もなし。あまりに長僉議して燒首を捕ることよと呟きて、先陣しらけて見えしかば、加藤次景廉一番にすゝみ入るに、七尺有高の大男、立ながら腹を切たるあり。全體皺りて見わけがたけれど、これ爲朝なるべしとて、その首を捕る。この外には、八九才なる男の童の屍と、女の屍と、唯二ツあり。童は島冠者爲頼、婦人は爲朝の側室簓江也と、洲人等が申すによつて、さては件の大男は、爲朝に紛れなしとて、景廉をこの日高名の一の筆に記し、爲朝の首をば、同年の五月、洛へ上せしかば、後白河法皇は、二條京極に、御車を立さして叡覽あり。洛中の貴賤道俗むらがり集ひてこれを見る。しかれども燒首なれば、上一人より、

倚て、見わたす方は眼もはるに、はや海面の霸靡て、敵の兵船列を正し、刀山劍樹も大洋に、湧出たるかと怪しまれ、浪に映ずる夕陽は、閻王宮の獄卒が、火の車をひき來りて、罪人を迎ふるも、かくやとおぼゆばかりなり。さて夥しき官軍かな。いつまで時を移すべき。もし猛に寄られなば、謀りし事もそのかひなし。痛ましくは候へども、とても助り給ふにあらず。鬼夜叉が介錯に苦痛を脱れ給へとて、刀を拔て爲頼の御背に立まはり、見れば目を閉、項を伸、唱名の聲細やかにて、とく〱と宣ふにぞ、八郎島におはします、太郎丸二郎丸のゆく末いかにとおもひやり、是彼おなじ御曹司の、御子にはあれどわが女兒の、産にあらねばいとゞなほ、恩義に腕も攤麻、主にはあてん刄もなく、又簓江が後方に立、見れば三十にまだ足らぬ、姿の花は匂やかに、かく賢なるは洛にも、ありやあらしに島山の、稚木を撫下に枯らすかと、思へばわれもひとり子の、長女が面影眼に見えて、猛きこゝろもよわり果、涙は盡ぬ本の露、末の雫となるまでに、いづれを先いづれを後と、思へどおもひ定得ず。簓江やうやく見かへりて、臆し給ふかいひがひなし。わらはゝともあれ稚君の苦痛に堪ず坐するに、女々しきは日來にも、似げなくこそと勵せば、鬼夜叉げにと點頭て、今ぞ心を鬼にしつ、閃す刀の下に、二人が首は落てけり。かくて鬼夜叉は、泣々屍をひとつに寄せ、念佛十遍ばかり唱つゝ、荼毘に

ぬに、あまりに賢くましくて、おもひ過せし孝行が、御身の仇となりけるなり。さてしなしたりと悔歎ば、爲頼今般の息の下に、愚やな鬼夜叉、爲頼稚しといへども、爲朝の嫡男なり。兄弟三人ありながら、一人もその屍をとゞめずは、誰か疑念を發さゞらん。嚮に父上磯方に出給ふとき、最期の用意をせよかし、と宣ひつるは脱れがたき、親子が命なればなり。しかるに父は恙なく、われこの處に死ん事、歡びたえてますものなし。同胞も多けれど、朝稚は遠く足利とやらんへ赴きて、かゝる今般にあふ事かたく、もし後に傳へ聞かば、驚きもせめ、歎かんかも。今朝もろともに遊びする、その面影の目に見えて、忘れやらぬをいかにせん。太郎丸二郎丸は、名のみをしりてまだ逢ねど、弟と聞ば戀しきに、母とも乳母ともおもふなる、篠江はすみも果ず、夕をまたぬ朝露の、野島に消なば誰か亦、島君を守育ん。長くもあらぬ魂の緒の、われ愁に生れ來て、親にも物をおもはする、不孝の罪ぞ恨なる。家の艱に大島の冠者爲頼が後の世を、助けたまへよ地藏尊。南無阿彌陀佛と唱つゝ、刀尖あがりに引まはす、白く妙なる膚より、流るゝ鮮血は消殘る、二月の雪に紅梅の花散かゝるに異ならず。篠江いとゞ眼も暗て、後れはせじと把なほす、懷劒咽喉に突たてたり。かゝりける處に澳の方に鬨の聲發て、調亂るゝ松風に、浪も音添ふ責鼓、鼕々と響して、間ちかく聞ゆれば、鬼夜叉は、つと欄干に身を

いかにとばかりに、呆れ惑ひて携とめ、問んとするに聲出ず、泣じとすればあやにくに、涙のみはふり落て、われにもあらずとり亂すを、爲賴左右へ搔退つゝ、こはいひがひなくも見ゆるものかな。簓江も後より參らんとありしかば、纜に船には乘たれど、父上の事こゝろもとなく、加之簓江が顏の色もおぼつかなきに、島君にもたしたる、護身囊の常にかはりて、ふくよかなるも怪しければ、潛やかにひらき見るに、果して簓江が遺書ありて、父と君とに身をおきかね、自害するとありしかば、うち驚きて、島君を賺こしらへ、彼をば船底にとどめおき、わが身は館に走りかへり、前より彼處にかくろひゐて、鬼夜叉が忠義によつて、わが父は恙なく、落延給ひしと聞て、はじめて安堵し、かゝるうへは、爲賴この館にて自殺せずは、敵かならず疑ひを生して、御迹を追ひ奉らん。よくも船より歸りしと、わが身の幸を歡びこそすれ、歎くはいとも愚癡なり、といふ事每に息きれて、苦痛を忍ぶ物がたりに、簓江いよゝ悲しくて、覺期はとくにきはめても、こゝろ鈍さに死おくれ、ひとりゆくべき死出の旅を、稚君に伴るゝ、これも過世の惡業ならん。燒野の雉子、夜の鶴、子と申さんは嗚呼なれど、賤しき腹に寄生の、可惜蕾を凋して、身のなる果のいとをしとて、聲を限りに泣沈めば、鬼夜叉も眼を押拭ひ、稚君自殺したまはずとも、某御曹司にかはり奉りて死するうへは、敵のうたがふ事ありともおぼえ

せおきたりしが、その事を告まうさずといへども、爲頼怜悧おはしますなれば、利島まで赴き給ふ及比には、船筥に出給ふべし。某御名字を申し請ひ、館に火を放て腹かき切り、敵を欺きて、君を後やすく落しまゐらせん爲に、歸り來れりとて、事審に物語れば、簓江聞てふかく歡び、今ははやこゝろ易し。惡人なれども父は父なり。さればとて父にしたがふときは、君に忠ならず。君に從へば不孝なり。とてもかくても簓江が、けふは死ぬべき日なりけり、と思ひ定めて稚子たちのみを、船に乘しまゐらせし、こゝろの中を猜したまひて、微妙はからひ給ひけるよ。名のみ聞つゝ逢見ねど、御身の息女はよき親を、もちたまひぬれば身も廣く、樂しきにつけ憂につけ、君も不便におぼすらめ。わが身もおなじ側室にて、給事も十年にあまり産せ給ひし御子たちも、三人までおはすれど、頑なる父ゆゑに、みづから羞て殘りとゞまり、けふの船出を外に見る、さて形なき身の果ぞと、こゝろのかぎりかき口説ば、鬼夜叉も又簓江が胸くるしさをおもひやり、今は何事も悔てかへらず。いざ介錯しまゐらせんとて、刀引提て立あがれば、簓江も座を占て、用意の懷劒とり出し、今を限りと見えたる折しも、おもひもかけず冠者爲頼、妻戸の蔭より走り入り、わが身もともにと押なほり、襟くつろぐる程もあらせず、腰なる短刀を拔はなち、その儘腹へつき立たまへば、鬼夜叉はいふもさらなり、簓江慌忙きて、こはく

後の恥を遺し給ひなん。まげて船に乘たまへとて、わりなくも勸るにぞ、爲朝は事みな思ふに違ひて、いかにともすべなし。元來一足も落延んとは思ひ給はざりしが、鬼夜叉が命にかはらんといふ、誠忠も默止がたく、稚子たちを敵にわたさんも無念なり。とやせまし、かくやせまじとて、なほ惑ひたまふを、鬼夜叉頻りに諫まうして、鎧の袖を引つゝ、件の渚に誘引、彼船に乘しまゐらするに、天この忠臣を憐み、義士を祐給ひけん、俄頃に海上靄たちて、咫尺の間も見えわかねば、寄手の船にはこれをしらず。爲朝は西國にて人となり、又大島に十餘年の月日を送りたまひしほどに、船を遣ること陸をゆくがごとく、みづから樹をとつて漕走らし、稚き人の船にしのびて坐するともしり給はず、簓江等に追著て、ともかくもなるべしとて、利島を望ていそぎ給へば、鬼夜叉はやゝおちゐて、野島の館に走り歸るに、簓江は唯ひとり、樓にありて香を燒、經を誦て居たりしが、鬼夜叉が歸り來たるを見て、しづかに經を卷をさめ、いかに御曹司は、なほ磯方におはする歟、いとこゝろもとなしといふに、鬼夜叉答て、御身獨に忠重の溺死せしと聞て、いよ〳〵世の中をはかなみ、身を殺して、忠孝を全うせんと、おもひ定めたまひし氣色なれば、強て伴はず。御曹司をばさま〴〵にいひこしらへて、件の船に乘しまゐらせ、八郎島へ落し奉りぬ。しかるにこゝろいそがはしきに紛れて、稚君雛君を船底に潛

ず承引て、島君をかき抱き、爲頼の手を引て、走り出るに、ふたりの稚子はしば〱見かへり、篰江早く父上の御供して、來給ひてよと宣ふにぞ、いとゞ胸のみふたがりて、はか〲しくは得應ず、轉輾てぞ泣にける。かくて鬼夜叉は、敵の向ざる渚に走りゆきて、船底に爲頼島君をしのばし進らせ、直に爲朝のおはする磯方に參りて、僞つて申しけるは、稚君姫君には、篰江を傳て船に乘し、誠心ある洲人、一兩人を相語て、利島まで落しまゐらせたり。茂光私の意趣を含て討手を申し乞たるに、自殺し給はんはいと朽をし。畏けれど、僕御名字をたまはりて、館に火を放、煙の中にて腹を切候ひなん。君はその隙に船に召れ、稚子たちとひとつになりて、八郎島へ御退あれかし、と申しも果ぬに、爲朝大きに驚きて、いかに子どもらには、篰江を傳て落したるとな。いはれぬ汝が采配かな。爲朝何ゆゑに命を惜みて、汝一人を殺すべき。こは思ひもかけぬ事なりとて、聽入れ給ふべくもあらぬを、鬼夜叉なほさま〲に言語を盡し、忠臣君の命にかはる事は、和漢にその例多きよし、紀信が車に燒れ、眞根子がみづから刎たる故事は、君をり〱物語たまふをもて、おろ〱しりて候。僕は無佛世界の孤島に生れて、一文不通の荒夷なれど、日來君の教諭によつて、人の善惡をも開悟し、恩の爲に捨る命は、露ばかりも惜まず。かくまで申すを聽給はずは、落し進らせたる稚君姫君も、終には敵に生捕られ、死

に巻込まれ、忠重をはじめとして、二百餘人の軍兵ども、水底に沈淪して、大魚の腹に葬らる。水ごころある士卒は、盾掻楯に乘て漂ひ、弓の筈にとり著て、後陣の船に扶乘られ、辛じて命を拾へるもあれど、これらは僅に五六十人に過ず。されば茂光等夥の官軍、この爲體に舌を振ひ、慌しく船を返して、唯いたづらに遠巻し、續て寄するものもなし。僕は彼處にて、身の暇を給はり、とく落よと宣ひしが、この事を告まうさんために歸り來れり。今は是までなり。別れ奉るべしといひ果て、行方もしらずなりにけり。簓江は、この注進を聞て、出んとしたる足もすゝまず。あな無慙や、わが父は、身の惡報とはいひながら、終に君の矢先にかゝりて、底の水屑となり給ひぬ。それには勝りて彼男が、磯方までも御供し、今又注進いたせしは、愛き志なりと嗟嘆して、はふり落る涙を押拭ひつゝ、鬼夜叉にいへりけるは、寄手御曹司の弓勢に怕れて、陸に上り得ずは、君の歸り來まさんに程もあらじ。わらはは君の御供して、船に乘べう思ひ侍り。御身はまづ稚君姫君を扶引て、船に乘しまゐらせたまへ。稚きは走りまはりも自在ならで、後れ給ひては便なし。とく〳〵といそがして、爲賴の袴のそばを引揚まゐらせ、島君の襟に、錦の護身囊をかけなどすれば、鬼夜叉その氣色を見て、さてはこの婦人、父忠重が死せしと聞て、君にも附ず、父にも附ず、いよゝ必死を究たるよと曉得しかば、一議にも及は

かばかりの事に思ひまどひ給ふこそ、淺ましく候へとて、居丈高になつて諫れば、簓江は當然の理に、かさねて固辭んやうもなく、げに思ひ悞侍り。わがこゝろもて、御曹司御父子を殺し奉らんや。ともかくも君の御爲よからんやうに、計らひ給へと應する折しも、嚮に爲朝に從ひて、渚の方へ赴きたる、一人の士卒、喘々走り來つ、大床の下に跪きて、息も吻あへず申すやう、さても討手の大將軍、狩野介茂光以下の官軍、三郎太夫忠重を鄕導として、眞先に彼が船を漕し、曳聲揚て攻寄せたり。そのとき御曹司は、弓杖に攙つゝ、沖の方を見わたしたまへば、一陣の船に、兵士二百餘人、射向の袖を差挿頭、船を乘傾け、渚ちかくなる程に、その間はや三町ばかりを隔たり。この船の大將は、三郎太夫忠重なり。六十あまりの老武者の、大荒目の鎧に、突貝兜を猪首に著なし、眞白なる鬢の後毛を內甲の間よりふり亂し、小長刀を突立て、舳先に立あらはれ、御曹司を見て少しも擬議せず、係れ〳〵と下知すれど、荒浪にゆりゆられて、船を左右なくは乘つけ得ず。御曹司この形勢を御覽じて、さては先陣は忠重なり。矢比なほ遠くはあれど、最期の矢を、手淺く射たらんは無念なり。いでや這奴を海に沈めて、茂光等に肝を冷さしてんと宣ひて、大鏑を取てうち番ひ、小肘の廻るほど、引切て、彯と發給へば水際五寸ばかり置て、大船の腹を、あなたへ衝と射徹し、兩方の矢目より水入りて、船は立地

をこゝにて自殺し給はんは、潔きに似て犬死なり。脱るゝほどは落延て、時を待給ふにしかず。かくあるべしと思ひしかば、豫て船の准備もいたしおきぬ。はやくこのところを落給ひて、八郎島へ御越あれ。某亦御曹司を諫申して、やがて追著し奉らめ。とく〳〵といそがしたつれば、簓江はこれを聞て、頼もしき人の志かな。稚君姫君は、おひさきある御身なれば、父上ともろともに、落しまゐらせん事願はしけれど、わが身は從ひ奉りがたし。父のよからぬこゝろゆゑに、いく度か君に疑れ、今亦こゝを脱れんは、命惜さに御身をこしらへ、さしもに勇き御曹司にさへ、敵に背を見さしまゐらせし、と人にもいはれ、君にも思はれ奉らんは、いと朽をしとて立もあがらず。爲頼もまた宣ふやう、簓江いしくも申したり。最期の用意をせよかしと、父の仰つるものを、いかで阿容々々と落らるべき。只潔く自殺して、名をこの島にとゞめんとて、おもひ切たる勇士の稚、麻の中なる蓬なり。鬼夜叉聞て感激し、民間市井の童ならば、まだ十や九ツにて、かゝる時には泣まどひ、物の用には立ずして、手足纍縁なるべきに、さすがは源家の稚君にておはするよ。しかるに、簓江の宣ふところは、自分一己の名聞にて、忠義とはいひがたし。故いかにとなれば、御身こゝにて死し給はゞ、稚君も自殺したまひ、御曹司はいふもさらなり。されば、ひとりの惑ひにて、三人の主君を殺したまはんは、爹々忠重の不義に勝れり。

遺憾げに出去けり。爲朝今はこゝろ易しとて、飾立たる弓矢打物を海へ棄させ、つと床几をはなれて出ざまに、簓江を見かへり、われ今磯方に出て、敵の分際を見んとおもふに、爲頼には最期の用意をさせよ。島君はいと稚くて、殊さら女子の事なり。又簓江は、忠重が女兒なれば敵も眼をかくべからず。とかくに生活て、なき迹をも弔かしと宣へば、簓江涙さしぐみて、世にも君にも疎れたる父忠重が故をもて、惜からぬ命を助らるゝとも、何の面目か侍るべき。君もろともに、この磯の浪に屍を曝さんこそ、願しく侍るとて、おもひ定し氣色なるを、爲朝なほしばしば說諭し、又鬼夜叉を近く招きて、汝はわが歸り來るまでに、館の周に柴を積み、稚きものを刺殺して、爲朝が腹を切るときに、速に火を放よ。こゝろ得たりやと聞えおき、一人殘りとゞまりたる從卒に弓を持して、渚のかたへ赴き給へば、簓江はいふもさらなり、爲頼も島君も、なかく〳〵にわろびれず。父うへはやく歸りたまへ、あまりに敵を侮りて、過なし給ひそとて、目送る親子主從の、これをこの世のわかれとも、しるやしらずやしらま弓の杜仲の露をかき拂ひ、やがてぞ見えずなり給ふ。さる程に鬼夜叉は、かひぐ〳〵しく立めぐりて、柴苅草を積重ね、今はかうと思ひしかば、簓江にいへりけるは、御曹司は既に必死を究給へども、某つらつらおもひめぐらすに、今度討手を向らるゝ事は、全く茂光が私の遺恨におこれり、しかる

わが武勇の程を知りぬらん。華洛にては源平の軍兵殊に武藏相模の郎黨ども、わが弓勢はしりぬらん。その外のものどもは、甲冑を鎧ひ、弓矢を帶たるばかりにて、案山子にも劣りてぞあらんずらんものを、爲朝に向つて弓を彎べうもおぼえず、大將はゆがみ平氏歟、案内者は茂光忠重ならめ。こゝろやりなる合戰はせずとも、憎しとおもふ奴原を射殺して、悉く海に沈んことはいと易けれど、終に存命べくもあらぬ身の、無益の殺生をして何かはせん。けふまで死なでありけるは、倘世も立なほりて、父の意趣を遂、讃岐院を位に復し奉らばやと思へばこそあれ。昔年說法を聞たりしに、欲知過去因、見其現在果。欲知未來因見其現在果といへり。されば罪を造るものは、必惡趣に落るなるべし。然れども弓矢とる身のならひとて、蝸牛の角の爭ひに、活るを殺し、死を厭はず。われ總角のむかしより、二十餘度の合戰に、人の命を斷こと數をしらずといへども、分の敵を討て、非分のものを討ず、身の樂に田獵をして鹿を殺さず。又漁獵をして鱗を捕らず。神明を崇敬し、佛陀を念誦し、はやく天下に名をしらるゝといへども、過世の業因にてかゝる煩惱をなし、今生の惡業に因て、來世の苦艱思ひやらるゝぞかし。十年以來附從ひつる者どもは、譜代相傳の家隷にもあらぬに、彼等を殺さんは不便なりとて、おの〳〵形見を與へ、叮嚀に說諭して落しやりたまふにぞ、衆皆數行の淚にかきくれ、

は誰々ぞ。伊藤祐親、北條時政、宇佐美平太、同平二、加藤太光員、加藤二景廉、澤六郎、新田四郎、天野藤内遠景等、これを宗徒の大將として、その勢都合五百餘騎、帆を張、浪を押きつて、眞一文字に寄たりける。其とき御曹司爲朝は、金襴の鎧直垂に、精好の大口を張らせ、紫下濃の鎧著て、銀の磨著したる臑當に、黄金作の太刀を佩、鷲の羽の征矢三十六指たるを、筈高に負なし、滋藤の弓の握太なる、眞中を取てわきばさみ、八龍を金にて打たる、白星の五枚兜を、鬼夜叉にもたして床几に係り、爲頼島君を左右に侍らし、簓江に酌をとらして、最期の盃をめぐらしたまへば、冠者爲頼、年なほ幼稚といへども、勇將の萌あらはれて、わろびれ給はず。時尅やうやくにおし移れば、鬼夜叉すゝみ出て申すやう、こゝに至つて後悔詮なきに似たれど、君智仁勇の三德を兼備たまひながら、武運微くして島守となりたまふうへは、能を蓄み光を瘞み、時を待給ふべかりしに、憖に島々を管領して、茂光忠重に猜まれ給ひしかば、終に佞人の舌頭に係られて、年來の志を伸るに及ばず、空しく東海の果に終をとり給ふこと、いと朽をしと申ければ、爲朝莞爾とうち笑て、愚やな鬼夜叉、われ保元に勅勘を蒙りて、配軍となりしかど、この十餘年は當處の主となつて、こゝろばかりは樂しめり。その以前も九箇國を管領しき。思ひ出なきにしあらず。筑紫にては、菊池原田を始として、西國のものどもは、

あるべし。眞先に漕來る船に、蝶の紋つきたる水引したるは、島三郎太夫忠重ならん。菴に木爪は工藤茂光、三鱗は北條なり。その外の旗の紋は、しかと見えわかずといへども、岸を去ること遠からず、勢猛く見え候、と手にとるごとく申すにぞ、爲朝聞て冷咲ひ、さらば最期の用意せん、簓江は子どもらを扶引て、われとともに來よかしとて、廣庭さして入り給ふ。思ひ切てはなか〳〵に、潔よくこそ見えにけれ。

第二十二回

船を棄て孝子志を述
館を燒て忠臣主に代

狩野介工藤茂光は、今玆嘉應二年の春、京上りして奏らく、爲朝久しく武勇を逞しうし、剩へ鬼が島へ渡り、鬼童を奴僕として、人民を駭し候とぞ、訟申しける。保元物語に云、ときの天子は高倉院（御諱憲仁）にておはしけれど、天下の事は、後白河院（高倉の御父なり　嘉應元年落飾）制度し給ひしかば、上皇（後白河）縁由を聞食て驚せたまひ、急ぎ名だたる勇士等を催し、爲朝を誅伐いたすべしとて、軈て宣旨をなされしかば、茂光欣然として伊豆に馳下り、俄頃に宣旨のおもむきを令しらして、國人を催促し、四月下旬に至て、用意全く整ひしかば、大島を斥て進發す。茂光に相從ふ兵士

しらずがほに擧動、半なく諌たてまつりし、無禮はゆるし給へとて、はじめて明す主從が、胸も割符を合するごとく、いひしらさねどかくまでに、ありけるよとて爲朝は、感嘆して已給はず。爲頼も島君も、これを聞て、やゝ安堵の思ひをなし、さては朝稚は、足利とやらんへ赴き給ひけり、とはしらずして物體なく、父を恨奉りし。ゆるさせ給へ、と手をおいて、賠話らるる親の胸苦しさ。歡ぶ子も又同胞の、これ今生の別かと、心づきてはしかすがに、うら悲しさもいやましぬ。爲朝數囘嘆息し、簓江鬼夜叉が恨はさる事なれど、われ汝等を疑ひて、しらせざるにはあらず。十八里の海上を隔て、朝稚をおくり遣すなれば、存亡さらに定めがたく、凶多くして吉少し。慭に彼浦へとゞかずして、海の底に沈みなば、わが苦計もそのかひなし。さればはじめより聞えしらし、事の整ざるときは、悲み却てふかゝらんかとおもひしゆゑ、いはでしられし面なさよ。苦しきものは浮世の義理、形なきは武士の意地なりかしと宣ふにぞ、みな理に迫られて、又潸然と泣にけり。（朝稚の事は、後の巻にくはしく見えたり）浩處に沖の鷗猛に群飛て、葦鹿頻に鳴にければ、爲朝耳を側だてて、簓江鬼夜叉等を見かへり、汝等あれを見よ。海面頻に物劇しきは、討手の兵船、はや近づきぬとおぼしきぞ。斥候せよ、と仰も果ぬに、鬼夜叉閣に走り登り、頭をめぐらしつゝ申すやう、さて夥き軍勢かな。敵は五百餘騎、兵船は二十五六艘も

る、汝も雲間の杜鵑、死出の田長の稚子が魂かと見えてあはれなり。時しもあれ西戌の方に當りて、靉靆と閃き昇る、時員が暗號の烽燧、蒼天に翻翻たり。爲朝信と見そなはして、思はず莞爾と笑給へば、簓江鬼夜叉頭を擡、梁田二郎時員と、諜し合したまひしごとく、朝稚恙なく下田の浦に著たまへば、さぞ滿足におはすべき、と忽地密計をいひ當られ、爲朝案に相違して、さては汝等、件の事をしりてやあると宣へば、簓江泫然と落涙し、きのふ足利義康どのより、密に使者をもつて、茂光が讒奏により、御身のうへ危きよしを告しらし、稚君のうち、一方を乞受て、養ひ進らせんといはせ給ひし事は、鬼夜叉とともに竊聞て、よくしりて侍れば、今や聞え給ふか、翌はしらし給ふかと、待ども絶ていひ出たまはず。さもなき笛をうや〳〵しく、重代の名笛なりと僞りて、朝稚君に碎かし、それを越度にして、紙鳶に括り著、命運を神に任して、下田に赴かし給ふ計略は、世を憚り名を惜み給ふ、賢慮の微妙に出たれば、いかでか恨み奉るべき。されど君の御子なりとも、わらはが腹に出來給へば、恩愛はかはらぬものを、外外しく匿み給ふ御こゝろの中おぼつかなく、いとゞ心ぐるしくも、本意なく侍りとかき口説ば、鬼夜叉も瞼をしばたゝき、某等豫て緣故をしるといへども、しらし給はぬは、洩もやするとおほせしならん。殊さら目今洲人等が、紙鳶を揚給ふを見んとて、外面に集合たれば、いよ〳〵

輕らかに引あげ給へば、折しも烈しき浦風の、卯辰よく吹くほどに、下田のかたの海面さして、雲井遙に伸てゆくを、索のかぎり繰り延せば、天の河原に漕船か、雲に入る鳥の翅かと、見ゆるばかりになりにけり。あの紙鳶の背にこそ、朝稚は坐すなれ。思へば無常の風に絕る、今を限りの魂の緒ぞと、向上る爲賴篛江等は、淚にかすみて忙然と、眼さへとゞかぬ歎きせり。さるからに、紙鳶を見んとて集合たる洲人等も、この景迹に興をさまし、互に面をあはしつゝ、ひとり退ふたり退、立しほもなく歸りける。かくて爲朝は、紙鳶の索のはしを、赤松の幹に繫ぎとめ、刀をすらりと拔給へば、喃淺ましとて篛江が、袂に携るをふり拂へば、又鬼夜叉が楯となる、心も索も張つよき、主君の刄の下にたつ、命をしまぬ忠臣傍妻、妨せそと搔退て、又ふりあぐる刀尖に、まはる爲賴島君も、綱手に狂ふ意馬心猿、裳にまつはり轉輾、親子主從煩惱の絆を斷らん、斷せじとて、その爭ひや君子の德に、譬し風もますら男の、誓言は違じと。おもへばいよゝ爲朝は、志を勵して、今ぞわが子の生死の際、源家累代氏の神、正八幡の擁護をもつて、朝稚を恙なく、下田の浦に落さし給へと、こゝろの中に祈請しつ、留る四人を跳踰て、閃す刄とともに、ふつときれゆく紙鳶の、のぼりつおりつ飄々と、雲の旗手に天引て、ゆくへもしらずなりしかば、四人は尻居に撞と坐し、あな痛しやといふ聲と、もろともに啼て過

の、そこはかとなくいたづらに、うらかなしくぞ侍るべき。さればこの爲頼を、おもふまゝに鞭して、朝稚をゆるし給へ。それも又かなはずは、兄弟もろとも紙鳶の、綱手に引れてわだつ海の、底の水屑となり侍らん。事の起りは、爲頼が紙鳶を造らして、よしなき遊びをいたせしかば、弟をばうしなひ侍る。さて何とせん淺ましとて、己を責て露ばかりも、親を恨ぬ孝行の、おなじおもひに島君は、いふ事もまだいはけなく、免し給へとばかりに、迭代の袖の雨、霧間はさらになかりけり。これを聞く簓江は、友音によゝと泣沈み、同胞にておはせばこそ、跂蟲さへも諱嫌ふ、死をだも怕れずもろともにと、誓ひ給へる健氣さよ。いかに勇きが武士の常なればとて情なし。地を走る獸、天飛ぶ鳥も、子をおもはぬはなきものを、心つよくもおはするかな。簓江が身にかへて、救はでやはと怨ずれば、鬼夜叉も涕うちかみ、幼と耄とは罪せずとやらん。十五以下、七十以上は、罪ありとも免せといふ、聖の御代の法則ぞと、日來いひしらし給ひながら、かばかりの過をし給へばとて、暑し寒しもやうやくに、しるやしらざる稚君を、千尋の底に沈めんとは、物にや狂ひ給ふらん。いで解おろし奉らんとて走りよるを、爲朝押隔て大に怒り、われ十三歳のむかしより、罪なきものを殺せし事なし。いはれなき汝等が諫言、無禮なりと叱り退け、みづから麻索の端をとつて、二三十歩引さがり、十尺四面の紙鳶を、いと

そと罵もあへず、刀の鞆に手をかけ給へば、簓江鬼夜叉慌忙きて遮りとゞめ、もろともにいへりけるは、稚子の過輕からずといへども、申さば僅七才にておはすなるに、唯一管の笛をもて、骨肉を傷ひ給はんは、いと歎かはし。まげて許し給へかし、と言語を盡して勸解にければ、爲朝頭をうち掉て、汝等が言違へり。笛はわが家の重器なりとて惜むにあらねど、這奴が父を輕ずる罪は、稚しとてこの儘に已べきかは。世の常言に、雛虎を養ひて、患を忘るゝといふことあり。彼稚きをもて、いよ／＼放がたし。しかはあれ、汝等がかくまでにいふを、無下に聽ずは、慈みなき親とやおもはん。よりて今面のあたりに刀の銹となす事を放べ、笛のかはりに、這奴を紙鳶に括り著て、風にまかして引揚さし、中ぞらに至るときに、その麻糸を斷て走らすべし。倘幸にして、沖ゆく船に落かゝり、或は伊豆の湊などへ落るときは、九死の中に一生を得るなり。これ獅子、その子を谷より落して、剛柔を試るに、死すといへども悔ざるがごとく、勇士の子を棄るも又しかり。汝等ふたゝび諫ることなかれといきまきつゝ、朝稚の襟髪をかい爴み、手づから紙鳶へ括り著、揚よ／＼と下知し給へば、爲頼おそる／＼父のまへに額づきて、御憤の甚しきに、とかう申さんは畏けれど、出るにも入るときも、兄弟二人にて、きのふまでは暮し侍りしに、朝稚なくなり給ひては、翌より後はなか／＼に、慰むかたもあら海

たり。かくて爲頼朝稚は、父の來給ふを見て禮儀を正くし、ほとり近く畏り給ふにぞ、爲朝莞然にうち笑て、わが子どもら紙鳶を揚さするよ。頃日竹を削らし、紙に粘するよしは聞つるが、さても大きやかに、愛たくぞ造りたる。この紙鳶といふものは、むかし前漢の韓信がはじめて造るところにして、原敵の城中を見ん爲の軍器なり。しかれば汝達が翫とするに、毬打ぶりぶりには勝れり。かく大きやかなる紙鳶に、風箏なくては、もの足らぬこゝちぞせらる。われよき物を貸すべきに、これを附よと仰て、腰の間より一管の笛をとり出して、又宣ふやう、是はこれ、むかし新羅三郎義光八幡太郎義家の舍弟ふかく樂を好み、豐原時元を師として學ぶに、その藝やゝ熟し、秘曲傳授するに及で、時元すなはちこの笛を義光におくれり。抑この笛、樂人の脣を用ひず、吹來る風に中るときは、おのづから音を發して、龍の吟ずるが如し。これ未曾有の物といへども、汝達稚ければ、いまだ見せざりし。且く其紙鳶に附て、風箏にせよかしと宣ひて、朝稚に遞與し給ふを、朝稚歡んで、受とらんとするに、悞て忽地撲地ととり落し、歩石に打あてつ。笛はさつくと割しかば、朝稚はいふもさらなり、衆皆色を失ひて、手に汗握るばかりなり。そのとき爲朝勃然として聲をふり立、やをれ朝稚、汝稟性粗忽にして事に愼ず。故にかゝる過をいたすなり。この愚蠢を養育ば、久後親に恥を見せ、家をも汚すべし。其處退

後編巻之三

第二十一回

爲朝前栽に紙鳶を弄ぶ
八郎苦計朝稚を遣る

嘉應二年四月下旬、島冠者爲頼は、舍弟朝稚とともに、大なる紙鳶を造らし給ひしが、やがて鬼夜叉を將て、野島（大島の郷名）の館の前栽に出、これを揚んとて、同胞風を待がほに、心たのしくぞおはしける。すべて伊豆相模より西のかた、三河に至るまで、紙鳶を造る事尤精細、禽獸花卉の形、その意にまかせずといふ事なく、これを弄ぶに春ならず、夏のはじめより五月を際とする事、いにしへよりしかり。しかれども大島の洲人等は、いまだかゝるもの、世にありともしらざれば、衆皆怪有の思ひをなし、これを見んとて、築牆の外に集合り。このとき爲朝は、きのふの夜、梁田二郎時員を歸し給ひしが、絕て緣由を簓江鬼夜叉にも告給はず。豫て朝稚を、人しれず送り遣すべき計策を設おき給ひにければ、稚子たちが鬼夜叉に、彼紙鳶を曳揚させんとし給ふときにいたりて、ひとり前栽に出給へば、簓江も又島君を誘引て、その後方に從ひ出

を主君に告よかしと私語給へば、時員審にうけ給りて、ふかく嘆賞し、君は誠に蓋世の義士なり。縦十七八里の海上を隔るとも、氏御神正八幡の擁護によつて、朝稚恙なく彼處に著せ給ふべし。某稚君を拾ひとり奉らば、千里烽もて暗號とせん。酉戌の方に當て煙發らば、稚君はことゆゑなく、下野に赴き給ふ、としろし召されよと應しかば、爲朝こゝろよげに打笑つゝ、差副の解刀をとつて、時員に遞與し、これは瑠返と名づけたる、秘藏の一口なり。汝これを義康に進らせて證據とせよ。今生にて好意を報がたくとも、死後守護神となつて、足利の家門繁昌あらしむべし。後聞を憚れば、返簡に及ばず。人に異れざる間に、とく〳〵といそがし給へば、時員唯々として別を告、潛に後門より走出て、舊の釣船に飛乗り、その夜の中に、十八里を漕走らして、下田の浦に著岸し、朝まだきより烽夥の用意して、朝稚の音づれを今か〳〵と俟たりける。

る。爲朝首尾を讀くだちて卷をさめ、梁田時員が縛をときて宣ひけるは、保元平治の兵亂以來、世の中且く事なきに似たれども、人のこゝろいまだ穩ならず。夫は刀を挿て田を佃、婦は甲を衣て、餉を送る折なれば、義康の使者ともしらず、ふかく疑て、からきめ見せたるはわが過なり。今示さるゝごとく、茂光が讒言によつて、官軍を向らるゝことは、豫て思ひ設たる所なれば、今さらに驚に足らず。その期に及ばゝ、稚き子どもを刺殺して、後やすくし、肚かき切て、名をこの島に留めんは、生て物を思ふに勝れり。しかはあれ、義康一家の好を忘れず、わが子どもを乞るゝ事、實に默止がたきをいかにせん。もしその望に任するときは、爲朝配軍として、恩愛に惑溺し、その子を國地へつかはして、人に養したりなんど、死後にいはれんも朽をしかるべし。嫡男爲頼は、近曾元服さしたるを、世の人もよくしりてぞあるべき。二男朝稚は、年僅に七才なれども、稟性思慮ありて、兄にも劣らず。これをと思へど、明白にはおくりがたし。所詮欲するところを天に任し、われ明日箇樣々々にはからひて、朝稚を棄べければ、汝下田の浦曲に候てこれを拾へ。しかるときは、われも子をいと惜て、人に委るにあらず。義康も又朝敵の子を養ふにあらず。天より授給ふを受。これすなはち義康の子なり。もし不幸にして、朝稚かの浦に至る事を得ずば、これ天命也とおもひたえ、直に下野に立かへりて、緣由

聞、工藤狩野介茂光近曾上洛して讒奏す。其事を聞に、彼稟て云、爲朝流人として、威風を逞し、茂光が所領の島々を掠とつて、年の貢をとゞめ、剰鬼が島へ往來し、鬼童を奴僕として、伊豆の國府へ來らし、いたく國地の老弱を驚かして娯樂とす。上天子を恐れず。下洲民を憐まず、成敗を放にして、島長忠重を罪し、その爪をはなち、その髪毛を脫。暴惡絕て比ふべきにものなし。伏願は、爲朝征伐の宣旨をなし下され、茂光に夥の官軍を屬給はゞ、日ならず彼島に押渡て、爲朝を誅罰し、民の土炭を救ひ候べしと聞えあげしかば、主上驚きまし／＼て、茂光が申す旨を諾なはせ給ひ、伊豆の國人、北條以下の武士に仰て、茂光とともに軍兵を發さし給ふとぞ。かゝれば官軍、ちかきにその島へ發向せん歟。足下百發百中の强弓、萬夫不當の勇士たりとも、大廈の將に僵んとするとき、よく一木の拄べきにあらず。終には弓折れ勢竭て、父子東海の水鬼となりてん。こゝに義康年の齡四十に餘れども、いまだ一子を擧ず。倘わが不幸を憐て、子息一人を給はらば、義康養て子とすべし。是一ッには、足下の武勇を承繼で、足利の家を興さし、又一ッには、足下の子孫、斷絕に及ばざらしめん。因て腹心の郎黨、梁田二郎時員を遣して、心中の機密を告。みづから惑て遲々し給はゞ、臍を嚙ともそのかひなからん。倉卒の際具にせず。請 察 諸。嘉應二年四月日、大島八郎殿、源 義康とぞ書たりけ

に引居たり。その時爲朝は燈燭夥點さして、癖者を見給ふに、身丈は六尺にちかく、眼は雙の鈴をかけたらんやうにて、口方に、髯青み、腰には腰簑を被て、漁夫かと見れば、肌に身甲を被たり。けに平人ならず見えしかば、爲朝しばしにらまへて、汝は茂光が間諜者歟。などてかく阿容々々と生捕られたると問給へば、彼人怖るゝ氣色もなく、某は茂光が間諜者にあらず、又間諜者にあらざるにもあらず。密に聞え奉るべき事あり。傍なる人を退給ひねと申せしかば、爲朝いよゝ不審みながら、鬼夜叉以下の郎黨を退かし、さて彼がいふところを問給ふに、彼男膝をすゝめ、聲を低し、某は下野なる、足利義康の郎黨に、梁田二郎時員と呼るゝものなり。主君義康の命を禀、一大事を告申さん爲に來れり。事審に申すに及ばず。義康の書簡、秘て某が襟の内にあり。みづから披て見給へと申すにぞ、爲朝は思ひかけずとばかりにて、やをら時員が襟を綻し給ふに、果して一封の書簡ありけり。封皮押斷て見給へば、その書の略に云、義康苟も、清和の流れを汲みて、共に八幡殿の孫なり。八幡太郎義家の三男義國、その子義康に到る、ゆゑにこゝに八幡殿の孫と稱す、又爲朝は義家の嫡子、義親の四男、爲義の八男なれば、義家の爲には曾孫なれど、義家爲義を子として、家を嗣し給ひしかば、爲朝もまた義家の孫にて、義康とはいと親しき人なり常言に、狐烹らるゝときは、兎これを悲しむといへるは、禍の族におよぶをおそるゝなり。保元平治の擾亂に、嫡家の歴々、過半命を隕す。豈痛ざらんや。しかるに今幸にして足下獨在世給へり、仄

給へば、強て離別せんとにはあらず。さるを自殺に及ばゝ、却殿を恨ゐに似たり。思ひ惑ひて過し給ふなと諫れば、さては死ぬるに死れずとて、輾轉てぞ泣にける。かゝりければ鬼夜叉は、彼此を走めぐりて、馬の馳場、物のさし引、活路の便宜に至るまでよく考、すはといはゞ、爲朝御父子の御供して、はつちやう、蘆が島までも、落しまゐらすべしと深念しつ、人にもしらせずひそやかに、大船一艘を准備して、よろづのこるかたなくぞ見えし。さるからに、春も徒にくれて四月の上旬になりにけれど、茂光、忠重等が音づれもなし。遠つ灘、海鰌の吼るうき島も、世は暖になるまゝに、日和うちつゞきて、浪風なほ靜なれば、島人が徒然がちなるも不便なるべしとて、情由を聞えあげ、魚釣船をば許してけり。櫻鯛はすこし後れたれど、堅魚の寄はじむるころなれば、ある日爲朝は、岡田の磯に網引さして、その晡昏に歸り給へば、鬼夜叉出迎て申すやう、嚮に僕、磯めぐりして、怪しき男を捕得たり。その爲體、釣船に乘て、簑笠を身に纏へど、肌に身甲を被たるをもて、こはかならず茂光が間諜者なりと猜して、矢庭に縛て引もてかへり、いたく責問に何事もいはず。唯御曹司に見え奉らば、事明白なるべしといへり。いかに計らひ申すべくやとひそめき告れば、爲朝それ引出せと仰て、つと後廳に入り、やがて衣服を更て、端ちかく出給へば、鬼夜叉は、みづから索をとつて、彼癖者を、廣縁の下

も見給へかし。さらばまづ進退宜しく、用意あらまほしと申ければ、爲朝うち點頭て、汝がいふところも理なれど、恩愛に惑溺し女々しき擧止して、本來の面目を失んは、予が志にあらず。抑爲朝保元に、策用られずといへども、ひとり生殘りて、沖洲島守となり、惜からぬ身のかくてありしは、いかにもして新院を竊出し進らせ、ふたゝび御旗を華洛にすゝめて、彼君の御代となし、父が孤忠を全すべう思ひしに、新院崩御まし〳〵たれば、今は宿願を果すによしなし。しかはあれ、茂光私に寄來たらば、許べからず。手に唾して鏖にせんに、何の備にか及ぶべき。倘官軍の向ふとならば、潔く腹かき切て、屍をこの島に曝し、忠を黃泉に竭すべし。忠重嗚呼の白物なりといへども、簓江が年來の誠忠は、われよくしれり。今父とともに、國府に走らんとならば、速に身の暇をとらすべし。更に恨なしと宣へば、簓江涙さしぐみて、こは思はざる事を聞え給ふ。いにしへにも、君が一夜の情には、妾が百年の命を惜ずとこそきけ。とてもかくても疑ひを解べきよすがもなき身なれば、唯面あたり刄にふして、君が情に答奉らめといひかけて、臂ちかなる短刀をとつて、既に吭を刺んとすれば、三人の稚子だちその手に携り、よゝと泣てとゞめ給ふに、簓江も堪かねて、一聲高く泣しづめば、鬼夜叉やがてその刀を奪ひとつて鞘に納め、こは物にや狂ひ給ふ。殿にも御身の誠忠は、よくしれりと聞え

しばしありて鬼夜叉かへり來つ、爲朝のほとり近う參るを、簓江は待わびたる氣色にて、いかにわが父は、思ひがけざる御使を賜りて、さこそ歡び給ひけめ。など御身ともろともには參り給はざる。去年に今年はよるとし浪の、六十の坂も越給へば、老の病著に起居も自在ならざるか。いと心もとなしと問に、鬼夜叉はいと苦々しきおもゝちにて、僕忠重の宿所に到りしに、家の內には人ひとりもあらず。その分野あまりに不審ければ、あたりなる島人に問に、たれだれも定かにはしらねど、昨夕俄頃に獵船一艘失たり。是彼思ひあはするに、忠重おのが郎黨を將て、伊豆の國府へ走りたらんといへり。しかればゆゝしき事にこそと思ひて、直に走かへり候と申すにぞ、簓江は思ふに違ひて、忽地に顏うちあからめ、手を額にくはへつゝ、さしうつむきて居たりける。爲朝これを聞て、しばし沈吟し、冷咲ひて宣ひけるは、一昨より慶賀の醼に、遠見の士卒が懈れる隙を窺ひ、忠重匹夫家隷を將て國府へ走り、茂光便宜を得て寄來るとも、わが弓矢こゝにあり。そは何程の事かあらん。唯うち捨ておくべしと宣へば、鬼夜叉頻に眉根をよせ、茂光が軍配おそるゝに足らざるべけれど、もしさかしだちて官軍を申請ば、東國の武士彼に與し、勅命をさしはさみて、寄來たらんに、彼は多勢なり、官軍なり。防禦忽にして、死辱を曝んは朽をしかるべし。今よりともかくもして、稚君だちのなりゆき給ふ程を

り、かう〳〵なん候ひしと物がたるに、爲朝もさこそとて、笑坪に入ておはします。これぞ茂光が讒奏の・その一條とはなりにける。

第二十回

忠重潜に伊豆の國府に走る
義康書を大島の謫居に遣る

春去春來て、嘉應二年のころ、爲朝の嫡男爲丸、やゝ九歳になり給へば、すなはち黄道吉日をえらみ、今玆正月二十二日に元服さして、島冠者爲頼と名告らし給ふ。この慶賀に、三日三夜の吉席を開き、鬼夜叉以下の郎黨はさらなり、洲民に至るまで、漏さず酒肉を賜にければ、衆皆飽まで飮食して、千秋萬歲と祝し申ける。されど簓江は、父忠重が往に罪を得てしより、この三四年は蟄居て、かゝる席にも列得ざるを、いと本意なく思ひしかば、事の叙に、忠重が罪を宥給はんぞ、ねがはしきとて、頻に申出しかど、爲朝左右なくも聽納れたまはず。されど彼が孝心も默止しがたくやおぼしけん、第三日めに至り、忠重を將て參れと仰て、鬼夜叉をつかはし給へば、簓江は愁の眉根をひらき、免しがたきを許し給へば、はらあしかりし父なりとも、いかでか志を改ざらん。みな是君の御恩惠也と謝し申して、もつぱら父が出仕をまつ程に、

なき人となりて、左右の掌を紅にし、枝なき珊瑚に異ならず。苦痛を忍びて逃かへり、ふかく恨罵りけるは、八郎、朝敵としてこの島に流されたるを、われ他事なく憐たればこそ、島々をも押領すれ。かゝる高恩を承ながら、威勢に乘して、非道の行ひをすとも、われなくば鰕なき水母のごとく、彼いかでかひとり世に立ち得ん。この怨思ひしらせでやは、といきまきつゝ、潛に痍の癒るをまちて、折々その隙を窺ふといへども、用心堅固にして、われに打物弓矢を持せず。船の出入さへ絕にければ、いかにともせんすべなく、只徒に思ひを焦し、引籠てぞ居たりける。爲朝は、茂光が心ざま、武士に似げなく、忠重を賺して、潛に貢を納たる事、いとねたくおぼしければ、這奴を一おどろかし驚かさばやとて、それとはなしに鬼夜叉を、ひとしほ異やうに打扮し、やがて、伊豆の國府へ遣し給へば、彼處の人これを見るに、身丈は七尺に餘りて、面は夜叉のごとくなるに、額の瘤さへ角と塞ひて、さながら惡鬼の白晝に、橫行するかと怪しまれ、良賤老弱も、怕れまどひて騷動す。かくて鬼夜叉は、御曹司の使者と披露し、茂光が宿所に到りて呼門ば、茂光主從おどろき怪しみ、さては世の風聲に違はず、爲朝は鬼が島に往來し、鬼童を將て歸れり。彼定めて神變不測の癖者なるべし。愁に出あひて、不覺をとるなと罵りつゝ、門戶を鎖して裡に入れねば、鬼夜叉潛に笑を忍びて、軈て大島へ立かへ

くに猜したり。もし簓江が父ならずば、立地に首を刎さすべけれど、まげて一命を預おくなり。かくてもなほ叛に于ては、このたびは許しがたし。それ〳〵と宣へば、豫て下知をやうけたりけん、郎黨四五人、物蔭より走り出て、忠重が左右の手首を、しかと捉て動せず。大きやかなる鋏をもて、十の指を曲々に鋏きり、直にその家に追かへすを、簓江は廊より、つく〴〵と目送りて、かくあるべしと思ひつゝ、諫て聞ぬ父の非は、かはりて打れん咎はあらねど、わが身を切らるゝ思ひにて、人なきかたへ泣にゆく。げに鬼の子の蓑虫の、袖いかばかり濡しけん。浮世の人の心のみ、親にはたえて似ざりけり。時に鬼夜叉、主を諫ていへりけるは、今忠重を懲さんとて、彼が指を切らし給ふは、却て邪念をまさしむるならずや。僕熟その爲體を察するに、彼御曹司を恨ること既に深ければ、かならず茂光に心をよすべし。今日より心の中も、いよゝしられて候なり。されば忠重が所持の打もの弓矢なんどは、みな打折て捨さし給へ。かかれば忠重、茂光に心をよせんとおもふとも、事皆自在ならざれば、それもかなはず。又御曹司を狙撃んと計較とも、打物なくば事を發し得じ。禍は蕭牆の下にあり。よく〳〵思ひめぐらし給へかしと私語まうせば、爲朝點頭て、われもかくこそおもへとて、俄頃に鬼夜叉が申すまゝに、その準備をいたさし、又忠重が弓矢打物を沒收し給ひぬ。これより先忠重は、忽地指

島人等が訴など聞給ふはじめに、まづ三郎太夫を呼し給ふに、左右なくも參らざるを、なほしばしば呼れて、しぶりながら出で來れり。その時爲朝は、袴のそばを袺出して方に居なほり、忠重をしばしにらまへて宣ひけるは、われ島々へ渡りし事は、子どもらが爲にせんとにもあらず、又身爲にせず。しかるを汝、わがなきを幸にして、放に島人等を寃、誰が許を稟て茂光に佞眉いたしたる。いへ、聞んといきまき給へば、忠重潛に冷咲ひ、こは御曹司の仰とも覺ず。僕島の長として、罪あるものはいかで放しおくべき。それを寃ると聞えあげしは讒言なり。又國府へ交加いたせしは、御曹司去年の春、假初に船出ありしより、絶て一度も信を聞ず、生死も定かならざるに、此稚子たちを養育候べき。幼稚といへども朝敵の餘類なり。僕一己の才學をもて、茂光を拒ことかなはず。さるによつて、彼人を寛こしらへ、稚子たちの首を繼て候と、憚る氣色なく回答しかば、爲朝勃然として大に怒り、やをれ忠重、縦一年三個月、わが信なきにもせよ、はやくその盟を忘れ、生死も問定めずして、物みなおのが隨にせしは不忠なり。さるを汝が非を掩ん爲に、事を兩端によして、子共等が首を繼しといふ。幼稚れど彼等は武士の兒ならずや。事に臨で逃れがたくば、死するにしかず。死すべき命を助らんとて、阿容々々と仇に諂はゞ、活る共そのかひなし。汝きのふ病に托て、出迎ざりし。心に一物ある事はわれと

ころを得がたし。おもふに島人等がなきことといひて、われを驚すなめりとて、騷ぎたる氣色もなく、從容として居たりける。浩處にその曛昏に、爲朝の船著岸し、剩いとおどろ〳〵しき、鬼童を倶して歸り給ひにければ、忠重案に相違しつ、病と稱して出も迎ず。爲朝旣に船より上り給へば、島人等これを路の傍に迎て、まづその恙なきを祝し、さて忠重が事はいふもさらなり、衆人久しく景慕したる一五一十、これ彼の事、おちもなく訴聞えしかば、爲朝は女護鬼が島人等を敎諭さん爲に、思ひの外に月日を過したるよしをいひしらし、軈て簓江と、爲丸、朝稚、島君を將て、野島の館へ入り給へば、稚子たちの歡びはいふもさらなり。簓江は去年よりの心づくしを、これ彼と聞えまゐらすれば、爲朝も又長女が事、太郎丸二郎丸の事を說しらし、鬼夜叉を呼出して、これなん長女が父にて、東の七郎三郎といひしものなりき。此度名を更さして、鬼夜叉と呼ぶ也とて、彼親子がこゝろざまの信やかなる事を告給ふに、簓江は妬しとおもふ氣色もなく、又鬼夜叉が異なる形容をも怪しまず、わが身のものを思ひつるに比れば、ひとり彼處に留りし、人の歎も痛しく、太郎丸二郎丸の御事もおぼつかなく侍りとて、いと叮嚀に聞ゆるにぞ、鬼夜叉も簓江が、恰悧に嘆賞し、この夜は君臣父子夫婦、酒もり遊びて歡を舒るに、爲朝は島々へ倶したりし、二人の郞黨に、引出物夥とらし給ふ。かくて次の日爲朝は、

だになかりけり。女兒はかくまで思ひほそれど、三郎太夫忠重は爲朝の在さぬを、却身の幸としつ。やゝ舊病發りて我意にまかして擧動、爲朝今は歸り給はじ。又誰をか婿がねにせんとて、いひ罵などすれど、衆人なべて頭を擡得ず。唯爲朝の德を慕うて、彼君なつかしとのみ私語あへりしを、忠重聞てうち腹だち、われ一己にて成敗を主ればこそ、島人等もしぶ〳〵に物をばすれ、茂光どのに歸參して、國府よりの仰といはんに、歸伏せざるものはあらじと尋思し、遂に伊豆の國府に參りて先非を勸解、年の貢は舊に倍して獻るべきよしを申すにぞ、茂光も年來の鬱胸、忽地にひらけて、忠重が罪を赦し、已後の貢懈ことなかるべしと仰すれば、忠重歡んで大島に歸り、形のごとく島々に催促して茂光に貢しけり。かゝりけるに今玆四月下旬島人俄頃に奔走し、御曹司は去年より女護鬼が島におはせしが、一人の鬼童を將て歸り給ふと風聲す。簓江はやくこれを聞て、こは夢にてはあらざるか。稚子たちも歡び給へ。父上歸り給ふとよ。わが父にもしらせ進らせよとて、人を忠重が家に走らし、三人の稚子を伴ひつつ、郞黨島人もろともに、磯方ちかく立出て、あれか是かと漕來る船を、まつ間ぞいとゞ長かりき。三郎太夫忠重は、爲朝恙くかへり來給ふと聞て、ふかく驚くといへども、彼人この島を出しより、旣に一年にあまり、一たびも信なかりしに、今俄頃に歸り來ると風聲すること、こ

へ送り給ひしとぞ。このゆゑに八丈には、今もて疱瘡なしといへり。是併爲朝の武威揭焉ゆゑなるべし。これはさておき爲朝はいつまでかくてあるべきとて、長女四男五郎等に別を告、ふたゝび船に乘給へば、思ひたえてもしかすがに、長女がしばしと引袖を、引放つ鬼夜叉が、心は鬼にあらねども、いひ捨て四男五郎に、長女が小船を島へと漕し、爲朝の大船は、澳の方へと漕わかれぬ。この時、見付、神津、神倉の島人は爲朝鬼が島へ渡り給ひしより、久しく信あらざれば、黑潮にや流され給ひけん、又鬼どもにや食はれ給ひけんとて、いと惜みあへりしに、爲朝は恙なく、彼島へ推渡り、鬼童を將て歸り給ふと聞えしかば、且驚き且歡び、衆人磯方に出迎、いよゝ厚く待しけり。その時爲朝は、見付島より鄉導せし、二人の船子どもに物夥とらして、舊の島に殘しとゞめ、彼此の島々に、五七日づつ逗留ありて、遂に大島へ歸り給ふ。大島にてはいぬる春、爲朝島々を遊覽せんとて、假初に船出し給ひてより、荓日ははやたちにけれど、その人歸り來まさねば、簓江が物思ひは、更にいふべうもあらず。あまりにおぼつかなければ、利島新島まで人を遣て聞するにしるものなし。爲丸、朝稚、島君も、やゝものごころをしり給へば、兄弟日每により集ひて、父君はいづ地にかおはすらん。けふは歸り給ふべきか、翌は音耗あるべきかと、問るゝ母の胸ぐるしさは、裏にあまる袖の露の、おきどころ

卯木を手折て地上に挿、われもしふたゝびこゝに來りて、汝等と曾日あらば、この卯木更に活べしと誓ひ給ひしが、その枝果して活にけり。さるによつて此島を、今もて卯木島とも呼び、又この時長女も、わが君ふたゝび來よかしと祝せしをもて、來島或は小島につくるとも名づくとかや。浩處に澳のかたより、米俵の蓋に、赤き幣を建て、身丈僅に一尺四五寸もあるらんとおぼしく、いとからびたる翁、その上に乘りて、浪のまに〳〵流れよるにぞ、太郎丸二郎丸は、もろ共に魘て、聲高やかにむづかり給へば、爲朝かの翁を佶とにらまへて、汝は是水の怪歟、地の怪歟。とく退出よと叱り給へば、翁大に怕れて、俵の上に拜伏し、僕は魑魅魍魎の屬にあらず、すなはち世にいふ疱鬼是なり。近曾京攝の間にあつて、もつぱら疱瘡を流行したるが、浪速の浦に逐り遣られて、大洋に漂流し、事の敍、この島はむかしより、疱瘡をしらずと聞、且く足を休んとおもひつるに、はからずも君が武德灼然なれば、はしなく陸に上る事かなはず。免させ給へ。向後わが黨にも令しらして、こゝへは立もよらじと賠れば、爲朝やゝ顏色を和らげ、さこそあらめ、この島にはわが子どもらもあり、加旃往古より疱瘡をしらぬ島人の、俄頃にこれを病ときは、非命の死をなすもの多かるべし。汝等ふたゝびこの島へ來ることなかれ。さらば送りて得させんとて、軈て船に引のぼし、遂に大島へ將て歸り、彼處より又伊豆の國府

君父の爲に餞別す。さて兩三日順風を待あはし、爲朝は四人の從人と鬼夜叉を將て、既に纜を解給へば、島人等名殘を惜み、唯父母に別るゝごとく、衆皆磯方まで送り奉れば、爲朝衆人を見かへりて、われ事に紛れて、忘れたる一條あり。この島今よりは男女もろともに住なるを、なほ女護と呼ばんは義に稱はず。何をもて島の名とはすべきと宣ふに、長女回答申すやう、島人すべて、御曹司を慕ひ奉ること、かく切なれば是彼と名を擇んより、かしこけれども殿の名を、この島にしも屓すべし。願ふに稀なる幸ありて、他し女子は父に逢、子に逢、兄弟睦しく、夫婦もろとも住果れど、かひなきものは我身にて、兄弟はなし父には別れ、又君にさへ捨られて、こゝに荒磯の島の名を、八郎と呼び侍らば、君もろともに住果る、こゝろにてこそ侍らめと、いひかけてよゝと泣ば、御曹司はいふもさらなり、疎き親きおしなべて、みな理と應けり。さればにやこの時より、女護といふ名を更めて八郎島と呼做せしが、物換りゆく世のたゞずまひに、その故事を訛り、今八丈と稱るは、この荒磯とぞしられける。こゝに又八郎島より西の方、海上二里ばかりを隔てゝ、さゝやかなる枝島ありけり。長女はあまりに別を惜み、太郎丸二郎丸をかき抱きて小船にのり、四男五郎に棹さゝして、彼處まで送り奉りしかば、爲朝も且く彼島に船をよせ、さすがに長女がこゝろを推量り、彼を慰ん爲に、折しも岩が根に生出たる、




為朝
卯木嶋に
痘鬼を逐る

いと信だちて申すにぞ、爲朝微笑て志はさる事なれども、汝を大島に俱して歸らば、長女がいよ〻たづきなからん。まげて親子もろ共に、とゞまり候へと仰もあへぬに、七郎三郎膝をすゝめて、いなその事は妨なし。彼が從弟女の夫、四男五郎は、心ざま信あるもの也。殊さら長女は、いぬる年、彼が兒の爲に、山猫を殺して、立地にその寃を雪しかば、四男五郎夫婦ふかく感佩して、露ばかりも疎意なし。彼夫婦今この島にあるなれば、稚君のよき後見なり。何事も僕に打まかし給へとまうしつ。俄頃に四男五郎夫婦を招きて、事の本末審に說しらすれば、件の夫婦、一議にも及ばず領掌し、御曹司御心安くおぼしめされよ、僕夫妻一命に換ても、長女と共に稚君を守り育まゐらせ、この島の主と仰し奉るべしと諾しかば、爲朝も彼等が信やかなるに安堵て、ふたゝび推辭給はず。遂に七郎三郎を領てゆくべきに定め給ひしが、彼が名のあまりにくだ〳〵しくて、呼よからねばとて、名を鬼夜叉と賜りぬ。是はその貌の、夜叉惡鬼に似たればなるべし。傳へ聞、加彿里國の人、愚直にして忠義あり。こ〻をもて蠻貊重價を惜ずして奴僕とするとぞ。か〻れば爲朝も、七郎三郎が面貌、醜きを嫌はず、その心ざまの八町礫にも劣らざるをよみして、寵遇殊に篤かりき。さる程に七郎三郎は、やゝ望足りて、ふかく歡び、この日より鬼夜叉と名告しかば、島人等もこれを羨み、長女は手織の島絹を裁縫て、

りなく、みなわが君と仰慕ふにぞ、爲朝はやゝ本意を遂て、今は思ひ殘すことなしとおぼせしかば、ある日長女親子に宣ふやう、われ假初にこの島へ渡りしより、旣に一年にあまれり。さればちかきに大島へ歸るべし。子ども等が事は汝親子に任するなれば、とにもかくにも養育てよと聞え給ふに、長女は忽地に打しをれて、君大島へ歸り給はゞ、いつの時にかこゝへは來まさん。もし世を憚り給ふとならば、ちから及ばねど、せめて二人の稚子のうちを、一人は伴ひ給ひねといふ。爲朝聞て、いな汝等を伴はじといふは、世を憚るのみならず、正室白縫といひし者、保元の兵亂に、筑紫に于て、討死せしと聞えし後は、ふたゝび娶るべきこゝろなしといへども、大島なる簓江が、信々しきに默止がたくて、旣に三人の子を產しつ。今又こゝの島つ女等を諭ん爲に、汝を側室となしたるも、みな假初の緣ならずや。しかるを此度汝等を將て歸らば、爲朝は愛に溺れ、色を好むの人なり、何をもて島人を敎導くとせん。子どもらを殘しおくこと、わが情願にこそと宣ふに、長女はかへす言葉もなく、淚さしぐみて居たりける。その時七郎三郎申しけるは、御曹司の宣ふ處、悉く理なり。しかはあれ、君久しく大島におはしまして、島人從ひ靡くといへども、股肱腹心の家隷ならねば、事に臨では、おのれ〳〵が走路を求むべし。縱長女と稚君は殘しおき給ふとも、僕はいづ地までも、御供つかまつるべうもやと、

第十九回

爲朝の武威痘鬼を退く
忠重罪せられて十の指を失ふ

鎭西八郎爲朝は、東の七郎三郎、四男五郎等をはじめとして、芦が島人夥を將て、ふたゝび女護の島へ歸り給へば、島つ女等ふかく歡び、衆皆磯方に出迎、その船を引入れて、あるは親兄弟に會、或は夫兒を誘引つゝ、おのが家々に册きて入つ。會話のかず〳〵は、書つけんもくだくだしかるべし。その時長女は、父の三郎に對面して、迭にその恙なきをよろこび聞え、さて島人、はからずも、爲朝の庇によつて、男女ひとつによりつどふ縁故、わが身思ひもかけず、彼君に給事して稚君二人まで產侍りしと物がたるに、三郎は滿面に笑を含み、われもをさ〳〵その事を聞り。さらば見參し奉らんとて、太郎丸、二郎丸を、かはる〴〵に抱きあげて、と見かう見つ、又長女を見かへりて、彼此の島人等、御曹司の恩澤を蒙ること、淺からずといへども、わが親子は他人と同じからず。汝こゝろを用ひて、稚子たちを養育まゐらせよと敎訓す。さる間に爲朝は、こゝの女子どもをわかちて、芦が島へ遣し、共に陰陽和合の島となし、さて「いにしへも名をのみ聞しわたつ海の、蓬が島を尋てしがな」と口號たまへば、歡ぶ事かぎ

の島にも、五彩龍鬢の席、銀繡綠邊の氈、八尺象牙の床、緋綾帖蔫の褥、馬瑙の皿、頗梨の壺、陰簑、陰笠、打出の巨槌なんど、世に愛たき財物ありしとは聞るのみにて、千餘年の星霜を經たれば、今は一ツも持傳へず。又吾儕は、秦人の後裔とは聞けど、一文字だに識ものも、絕て候はずと回答申せば、爲朝いよゝ憐みおぼして、寔に氏より育といふ、世の常言もさる事なり。なほ往古の遺風と見ゆるは、山を穿て家とする穴居のみなりとひとりごち給ひつ。その夜はこゝに明し給ひて、次の日、七郎三郎四男五郎等を郷導とし彼此を遊歷し給ふに、この島人の睦じき事、いづれも親族の如くにて、とり得たる魚なども、戶每に配分し、獲すけなき時は、その魚を臊子にし、人數を洩さずこれを贈る。その爲態、鯁直寡慾にして、萬の事誠心をもてせり。又この島に、弘法大師の作なる觀世音の尊像、いつの比よりかあり。裏に弘法の手形ありて、天長七年七月七日、於江島辨財天秘密護摩一萬座、奉修行、以其灰此形像作者也。空海とあり。爲朝ふかく信じて、これ秘藏せよと仰すれば、島人等歡で命を禀、遂に三が一引わかれて、爲朝の御供し、女護の島へ渡りけるとぞ。

このかたち今汝等が形貌を見れば、醜悪にして畫る鬼に似たり。この事こゝろを得がたしと宣へば、東の七郎三郎答て、此島はそのむかし、秦の徐福に棄られたる男の童よりひらけたれば、今もかく老小に拘らず、童のさまにてあるをもて、ふるくは大兒が島ともよべり。かゝればおにとは、惡鬼夜叉の謂にはあらで、大わらはとよぶ心なり。又男の島とは、男子のみ住むをもて女護の島に對して呼ぶ。こは此島の字なり。なほこの外に、眞の鬼の栖島ありや、さる分別はしり候はずと申すに、爲朝點頭て、今汝が言によつて、やゝ大兒が島の縁故を發明せり。よしや大わらはの意にもあれ、おにと呼んは聞よからず。又男女ひとつに住むときは、男の島といはんも稱はず。この荒磯の周には、太やかなる蘆の生たれば、芦が島とも名づけよと仰しかば、島人歡んで、やがて芦をもて島の名とす。後世青が島とよべるは、この芦が島なりとかや。さる程に七郎三郎は、衆人とともに、爲朝主從をおのが家に誘引まゐらせ、魚肉果子を、石決明馬刀貝なんどに盛ならべて、叮嚀にもてなせば、爲朝つらく見そなはして、昔徐福が渡海の船には、七珍萬寶を積しとて、その國の史にも記したるが、さる器は傳へざるか、これは無下にひなびたりと宣へば、七郎三郎がまうすやう、いにしへはこ

聞て、その愚直を憐み、夫婦は人の大倫なるを、海神のねたく思ふべきにあらず。今より男女ひとつに住して、耕作漁獵の便よくせんことを說示すといへども、島つ女等、もの頑にこゝろ得て承引ざれば、われ長女を相語て、彼を妾とし兒ども二人まで產せしかば、島つ女等、はじめてその祟なきを曉得て、男女もろともに住果んと願ふをもて、われ又この島人に緣由を說しらし、夫婦一ッに聚んと思ふの外他事なし。しかるに今この島を見れば、偏小にして女護の島に半す。よりてこゝの島つ男、三が二をわかちて、彼處へ遣し、又彼處の島つ女、三が一をわかちてこゝに住せんに、豫て妹脊の相語せしものは、釐わくることなく、夫婦ひとつ島に居らしむべし。その旨承引やいかにと問給へば、東の七郞三郞はさらなり、島人等大に歡び、いにしへより年に一度、風の便を待わびて、吾妹子戀しとのみ思ひつるに、男子ひとつに聚るとも、海神の祟なくば、これにます僥倖やある。おもへば君はわが爲に、產靈にてましますなり。あらよろこばしと雀躍しつ、天の河原も干潟となりて、二ッの星もけふよりは、絕ずあふ瀨のあるが如、島の羽衣引伸す、貌に似なき戀種のみ。洛も島も異なることなし。爲朝かさねて七郞三郞に對ひ、島人等がわが言を信じて、聊も疑ざるは、自他の幸なり。こゝに不審は女護の島にならびて、鬼が島ありと聞たれば、女護の島人等にこれを問に、男の島の外に、たえて島

島にて、名だたる力士におはすなれば、彼弓彎てんものをと、呼かくるを、彼男は、いと苦々しきおもゝちして、汝等貴人に戲れて、罪をなましそ。近曾誰いふとはなしに、彼君の事略聞えて、わが島人、これより生活の便を得ることあるべしと風聲せしゆゑ、われ潛に信じて、その人を俟たるを、汝たちあざみ笑ひしが、今日の事思ひあたるべし。われ嚮に彼君と、衆人の問答するを、外に聞すてゝ、此魚を漁獵來れり。是よきに、烹もし炙もして、饗しまゐらせよとて、畚を四男五郎に遞與し、さて爲朝のほとり近く跪きて申けるは、僕は、東の七郎三郎と呼るゝものなり。衆人頑愚にして貴人をしらず、漫に蔑り奉りしを憎しともおぼされず、なほ憐に愍を垂給へるは、乃佛のこゝろ也。元來君の來まさん事は、神のしらし給ふことあり。かゝれば乃君は神なり。いかでか敬ひかしこまざらん。もし生活の便ともなるべきすぢあらば、說諭し給ひねといふ。げに孤島の中にも人なきにあらず。形こそいとおどろ〳〵しけれ、そのいふ處は信ありて、他し島人に勝りて見ゆれば、爲朝ふかく歡びて、さては汝は東の七郎三郎にてありけるかな。われ奇しき緣しに締れ、汝が女兒なる長女には、二人の子さへ產せたり。抑爲朝島々を偏歷し、去年の春、女護の島へ推渡りて、徐福が故事を聞、又この男の島人と、妹脊の緣しは締べど、海神の祟ありといひもて傳へ、夫婦ひとつに住むことをせざるよし、審に

士に因奉るこそ幸ひなれ。あの弓彎て見ばやといへば、衆人聞て、其許は東の七郎三郎には劣りたれど、膂力も人なみに過て、年も壯なれば、些ばかりは彎もしつべし。われ〳〵はかひなしといふを、爲朝傍いたくおぼして、さらば試よと、仰もあへず、弓の眞中をとりなほして突立給へば、四男五郎は掌に唾して、弦をしかと握りもち、眼も口もひとつによせて、こゝを際と彎んとすれど、露ばかりも彎ことかなはず。彼も來よ、是も助よと叫ぶほどに、衆人も與に乘じて、そが肩にとり著、或は犢鼻褌に携著、珠數のごとくにつながりて、力を戮して彎に、弓はなほ撓もやらず、後よりはなほつよく引にければ、四男五郎は掌を擢破り、思はず握りし弦を放せば、衆人仰ざまに崩れかゝり、象棊だふしに倒れしかば、爲朝主從忍ぶに堪ず、咄と笑うて已にけり。浩處に、雄手の磯より年の齢四十ばかりにして、顏つきは落蹲の面めきたるが、とりもあげざる黑髮の、赤く潮たれし額の上に、角の生出たらんがごとく、兩塊の瘤ありて、胸毛はさらなり、手も足も熊のやうにて、身の丈も一丈たかく、赭塗の鬼に彷彿たる島人、海松のごとき破衣を腰に纏ひ、藤蔓もて編たる畚の裏に、堅魚四五本と、二尺ばかりもあるらんと見ゆる大鰕二ッ入れたるを、頭に戴き、手を後ざまに叉きつゝ歩み來れば、衆人見て、から〳〵とうち笑ひ、三郎よ、などて遲くは來給ひたる。今如此の事なんありし。御身はこの

わき挾み、いかに島人、水際に立たる巖石と、こゝに立こみたる汝等が肢體とを比べば、いづれか堅きと問給へば、島人等大に笑て、そは問るゝまでもなし。吾儕が身體は、血を裹たる皮嚢、食を盛る器にひとし。縦三十枚の歯、十二枚の肋といふとも、いかで巖に及ぶべきといふ。その言いまだ果ざるに、爲朝は鏑矢とつて、きり〳〵と彎固め、高さ一丈に餘りて、覇王樹めきたる巖の眞中を、漂弗と射給へば、李廣が虎と見たるは物かは、巖は中よりざつくと折れ、礱々磄々とわかれ飛で、忽地水中へ撻と落れば、鯨の潮を吹ごとく、浪打かへして陸を浸し、大地も共に震動せり。島人等はこの形勢を見て色をうしなひ、只顧呆れてせんすべをしらず。砂の上に額つきて申けるは、吾儕眼ありながら、かゝる強弓の壯士ともしらず、あしう待し奉りて、可惜命を喪んといたせし事。悔れどもそのかひなし。倘犯せる罪科を宥し給はゞ、何にまれ仰には悖候はじ。あなおそろしの弓勢やとて、舌を巻て感じあへりしかば、從者等もやゝ心づよくおぼえ、ます〳〵肘を高く張て、ひゝらき居たるもをかしかるべし。その時四男五郎と呼るゝ島人、その友を見かへりて、近曾誰いふとはしらず、爲朝と呼るゝ人、こゝへ渡り來つべしと風聲せしを、外事に聞つるが、今はた思へば海神の、いはせ給ふにてありけるなり。あれ見よ、其弓の太やかなる。それを輒く彎給ふ腕の力は、水牛にも勝るべし。かゝる勇

輒くこゝへは來りしぞと、問つゝ顏をさし覗き、半は呆れてすゝみ得ず。爲朝は且く女護の島にありて、島言葉に馴給ひしが、この島人のものいひざまも、彼處に異ならざりければ、よく其ことを聞わきて莞爾とうち笑み、あながまや、いたくな騷ぎそ。われは淸和天皇の後胤六條判官爲義の八男、源爲朝と呼るゝものなるが、故あつて伊豆の大島に謫へり。去ば、東海の島々は、公家より賜つたる采地なれば、殘りなく管領せんために、はる〴〵と來れる也。汝等われを君とし仰ぎ、年の貢怠ることなからんには、過分の幸福あるべきぞと宣ふを、島人等聞もあへず、はつちやうとやらん爲朝とやらん、神胤にもあれ、皇子にもあれ、配軍となるからは、われにだに劣れるものを、いつの時に恩を稟て君とし仰ぎ、何の好あつて年々に貢すべき。そもわが祖、此島をひらきしより、歲は千歲にあまり、世は三十に及ぶといへども、いまだ君臣の義を締べき國なし。這奴が面魂のいかめしげなる、こゝにあらせば、いかなる計較をなすべうも量がたし。とく打仆して、崖落にせよやとて、異口同音に罵るにぞ、從者等は顏うち見あはし、なか〳〵にわろびれては、いよゝ蔑れんとや思ひけん、肘を張、肩をいからし、主の後方に控へたるが、何となく胴震して、顏の色は海とひとしく、靑みわたりて見えたりける。しかれども爲朝は、さわぎたる氣色なく、從者を尻目に見やりて、持したる弓と矢とつて

後編巻之二

第十八回

海東の磯に一箭洲民を伏す
大兒が島に三郎英雄を認る

かくて爲朝主從は、女護の島を船出しつ。南を投て漕と漕ほどに、海上二十里ばかりなるを、只半日に乘とほして、男の島へぞ著たりける。此島は、周五里あまりもあるらんとおぼしきに、水際の嶮岨なる事は、女護の島にも勝れるを、爲朝はものともせず、船子等を勧勵し、とかくして船をさし入れ、主從陸に上りにければ、前面なる山の中腹を切拔て、前一方を開、竹の網代、又麁朶なんどにて圍ひたるが、屋棟は荻萱にて、高三尺ばかりに葺たる家の内より、形は潮風に吹くろまれて、崑崙奴のごとく、眼は光わたりて、太白星のごとく、鬼とも人とも見えわかざる男ども、むら〳〵と走り出て、爲朝主從を眞中にとり繞し、島言葉にていへりけるは、昔よりいく度か、流され漂へる船ありて、此島に歇らんとしつれども、巖高ければ船を入れ得ず。遙に吾儕が磯方に立在るを見ては、怕れまどひて逃去りぬるに、汝等いかに膽の太ければ、

われ色を好むにあらねど、世のため人の爲なれば、且くこゝにありて、汝を妾とし、假に妹背の契りを締んに、島つ女等、その祟なきをしらば、あらがひ推辭こともなくなりて、夫婦一ッに聚るべし。汝がこゝろいかにぞやと宣へば、長女歡びて、世の爲人の爲をおぼして、賤きわが身を假初にも、ほとり近う召おかれんとは、こよなき幸福に侍り。されど御膚を汚し奉らんは、いともかしこしと回答申せしかば、爲朝やがて長女を妾とし、一年あまりこの島に在しけるに、その年の暮に、長女男兒を産り。しかも雙生なりしかば、太郎丸二郎丸と名づけ、母の手して養育し給ふに、島つ女等はこの形勢を羨て、はじめて曉得、いにしへより男女ひとつに住む時は、海神の祟ありと、いひもて傳へたるは、虛言にてありける也。可惜年月を徒に過して、夫戀しとのみ思ひたる、愚さよと呟きければ、爲朝今はこゝろ易しとおぼして、四人の從者を促し、ふたゝびこゝを船出して、男の島へ渡り給ひけるとぞ。

此人を呼つどへて、一五一十を告しらし、蹤血を栞に、妖怪の往方を索れば、巽なる磯山に、大なる洞穴ありけり。血はながく引て、洞の中に入りしかば、さればとて衆人力を戮し、やゝ洞を堀崩さんとするに、彼苦痛に堪ざりけん、大に哮りてよろめき出るを見れば、頭より尾に至て六七尺もあるらんとおぼしき、山猫にてぞありける。この猫長女に脇を刺れながら、なほ死もやらでありけるを、衆人終に打殺して、海へ沈め侍りき。この島には山牛、野馬、猫、鼠の外に絶て獸なし。そが中に、一種山猫と呼倣すものあり。大さ五尺に餘りて、足は短く尾は長し。この猫ふかく山中に躱れて、常には人の晴にかゝらず。折ふし岩端などに彼が食残したる、鳥の毛あるを見るのみ。しかれども飢るときは、里に出て食を竊み、動もすれば小兒を舍去りて、食ふこともあれど、かゝる事はいと稀なり。されば長女が勇き事、この時に著く、衆人是より長女を蔑らず。今度君の渡らせ給ふにつきても、彼いかにしてか、和語をよくしりて侍れば、人ますく奇しき處女なりと稱侍りと、物がたるにぞ、爲朝も只顧に、その智勇をこちよしとし、ある日長女に宣ふやう、われ男の島人をわかちてこゝに住し、又こゝの女子をわかちて、彼島に遣し、互に耕作漁獵の便よくせんと思へども、島つ女等、頑にものこゝろ得て従ず。夫婦は人の大倫にして、海神のねたく思ふべき事にあらず。汝はいまだ夫なしと聞り、

侍らず。こは究てやうある事にこそ、わが身思ふ旨あれば、今宵は夜伽し侍るべし。よしやおそろしと思ふ事ありとも、心を鎮めて、長女がせんやうを見給へといへば、從弟女はいよゝおぼつかなくて、涙に善惡もわかざりけり。さる程に從弟女は、更ゆくまゝに思ひ疲れて、とろとろと目睡しかば、長女は苫屛風の蔭にありて、外面に睛を著つゝ、妖怪今宵も出よかしとまつほどに、忽地門の戸、ほと〳〵と音しながら、戸はその儘にて開かねど、いづちより入りたりけん、怪き老女、枕方ちかく歩み來るを、吐嗟とて熟視れば、形はわが叔母に似たれど、眼の光人を射て、口は耳の根まで裂たるが、血を盛る盆に異ならず。左右の肩へふり亂せし白髮は、枯野の尾花に似て、孤燈の下に立たりける。長女はよく〳〵見すまして、豫てもて來たりし苧桶の內に、鼠三ツ四ツ入れたるを、さと走り出さすれば、妖怪は佶と見も果ず、彼鼠を追んとする、油斷をこゝぞと物蔭より、解刀を閃し、つと走りかゝりつゝ、妖怪をぐさと刺。さゝれて一聲阿と叫び、形は消てなかりけり。從弟女もこの胖響に驚き覺れば、長女は血刀おし拭ひて、ありし事どもを物がたり、旣に兒の仇は擊ぬ。彼今深手を負たれば、迯ともふたゝび捕やすし。天もあけば、衆人をかり催し、蹤血を認て索侍らんといふに、從弟女は緣由を聞て大に驚き、且長女が心ざまの勇きに、嘆賞して已ず。かくて東方しら〳〵と明にければ、長女は彼

ならで、風濕に犯されなどして、病ものもいと多し。長女は豫て、この事を心うく思ひながら、島の習俗なればすべなし。しかるに去年の冬、從弟なりける婦、子を産て、西山の他屋にあり。長女熟思ふやう、他人は力及ばず。從弟女の只ひとり、さぞな寂しさに堪ざるべし。わが身しのびやかに夜伽せばやと思ひて、その日かの他屋に行て見れば、兒はあらずして、從弟女は衣引被、潸然と泣居たれば、長女いぶかしみて故を問に、從弟女やゝ涙をかき拂ひ、されば昨夜わが母のしのびやかに訪せ給ひて、身二ッになりては、飲食の事も、いよゝ便なかるべし、晝こそ憚れ、夜な〳〵來りて看病すとも、人のしることもあるまじと思ひて、詣來つと宣ふに心うれしく、その夜は快く睡り侍りしが、覺て見るに母はいつの程にか歸り給ひけん、兒もあらずなりぬ。是彼思ひ當ることもあれば、いと怪しくも心もとなさに、行て問まほしけれど、日子果ざれば、母屋へ歸る事かなはず。とさまかうさま、思ひくらし侍りと語るに、長女はますます不審て、彼此を見かへるに、出居の敷板に一滴の鮮血こぼれてありしかば、あな痛し。兒は妖怪に銜去られけんと猜しながら、それとはなしに從弟女をいひ慰め、さて走り歸りてものよく准備し、人にも告ずその曛昏、又彼他屋にゆきて、從弟女にいへりけるは、兒は母屋にも居らず。叔母御もさる覺はなき氣色なれど、いたく驚き憂給はんかと思ひて、明白にはしらし

べし。染色は黄と樺と、黑と、此三色多し。黄は七月より九月の間に、かりやすを煎じ、染る事三四十遍にして、椿の灰をもて色を出し、樺は秋冬の內、またみと稱る木の皮を煎じて、染る事又三十遍ばかりにして、色を出す事前のごとし。又黑は染るに時なく、椎の皮を煎じて染る事二十四五遍に及び、田の泥をもて色を出すといふ。皆是往昔、呉織、漢織の遺法にして、徐福とともに渡り來し、女の童より傳たり。しかれどもこの時までは貢べき國もなく、鬻べきやうもあらねば、おのれ〳〵が夫と定し、男の島人に織て被せ、又親に被せ、子に被するのみなれば、利の爲に所爲の速なるをはからず。こゝをもてその絹のつよき事、他國に勝れりとぞ。爲朝はこれらの事を、見もし聞もして、ます〳〵嘆賞し、もし男の島人を一ッに住せなば、耕作漁獵の所爲も、いよ〳〵開なんとおぼして、折々これらの事を說示し給ふに、三郎の長女のみ、げにと思ふ氣色なれど、その餘の島つ奴等は、海神の祟ありとて承引ず。こゝに爲朝思慮をめぐらし、老て口よく利婦を招きて、長女が事を問給ふに、老女答て、彼長女が母は、いぬる年身まかり、父は男の島に居れど、その身にいまだ夫なし。その性怜悧して男だましひあり。この島の習俗にて、月の障あるもの、又子を產るものは、山陰に穗屋を造りて、他屋と稱、只一人彼他屋に籠らして、日子果までは、母屋へ歸ることを聽さず。かゝれば飮食何くれの事自在

みなこの島の方言なり。餘は准てもしり給へかしと申ければ、爲朝やゝ點頭て、その後は島言葉をもて、衆人を敎諭し給へば、衆悉く聞わきて、わづらはしと思ふものもなかりけり。かくて爲朝は、次の日島つ女に鄕導さし〻、彼此を遊覽し給ふに、この日海上よく晴て、伊豆の山山、駿河の富士、伊勢、志摩の高峯、又坤の方に、島山やうのものゝ見ゆるぞ、薩摩潟なるべきとおぼすに、いづれも夫かと思ふばかりにて、定かには晴もとゞかず。往古徐福が熊野より、この島へ女の童等を配當したるといふに就て考給へば、孝靈天皇は、大和の黑田、廬戸宮に座たれば、熊野よりこゝを斥て、東海蓬萊の仙山とも稱けん。又富士、熱田、熊野をもて、三所の蓬萊ともいひ傳たれば、その故なきにあらずとおぼすに、珊瑚などこそ、面あたりにはあらね、杪一丈にあまり、木理いと美しくて、鐵刀樹めきたるあり。その名を問給へは、そろと申す樹也と答ふ。又高さ五六丈ばかりにして、葉は垣衣艸に似て、廣き芭蕉葉のごとく、八方へ垂たるあり。その名を問給へば、‖したと申す樹なりといふ。この外桑の木夥ありて、寄生を生ず。げに仙境といはんもうべなり。殊さら織績事の工なる、かゝる島には似げなく、蠶飼して糸をとるに、車を用ひずして指にてよりかけ、或は機を用ひずして、柱などにとめ、前を腰に著て、綾はおのがまに〱織出せり　後世五反懸、八反懸と稱るは、この法を用ふるなる

き子を締び、二年三年を經たる樹あり。是なん三年茄子にて侍る。その花を陀々花と呼び侍りとぞ申ける。按ずるに、陀々花は唐名なり、杜騙新書に、陀陀花は三年茄子の花也とあるを證とすべし爲朝はその見るところ、悉く珍らしく、その聞ところ、思ひときがたき事多ければ、ふたたび三郎長女に對ひ、汝が名は、いとむづかしき稱ならずや。男の島の東七郎三郎の長女と呼るゝは、いかなる故ぞと問給へば、長女うち笑て、男の島とは、徐福に捨られたる、男の童等が子孫の住む島にて侍り。彼島にては、一男をたらう、二男をじらう、三男をさぼり、四男をしつちやう、五男をごらう、六男をろくらう、七男をしつちやう、八男をはつちやう、九男をくらうと呼びて、別に何がしと名づくることなし。又此島にては、長女をによこ、二女をなか、三女をてこ、四女をぐす、五女をぢいろ、六女をくずむし、七女八女九女をば、大ぐす、大ぐす〳〵むしなど呼びて、これも別に名づくる事なし。かくてはその名の紛るゝゆゑに、これに、處と、親の名、祖父の名をも冠らし、わらはがごとき、父は男の島の東の鄉に住侍る七郎といひしものゝ、三郎が長女にて侍れば、男の島の東處名七郎祖父の名三郎父の名の長女と呼れ侍り。この外にも、愛女をあつはと稱、盜人をぬす玉と罵り、尻をしげた、脚をつくみ、淚をめなだ、苧補をしよけ、鍬をこまが、平鍬をひうてが、衣服をへら、岩屋をやは、背をへたか、鳴をうなる、蠶の神をてらと申侍り、

のうちに加へば、後の世に益あるべしとおぼして、殊さらに言葉を和げ、ふかく憐み給ひしかば、纔に逃躱れたる島つ女どもやゝかへり來て、物の蔭に竊聞し、言語通ぜねば、定かには聞もしらねど、半は猜して[illegible]に歡び、なかも來よ、てこ、ぐすも來よと呼つどへて、處せきまで團坐しつ、島言語をもて申けるは、神のいはせ給ひしにや、八郎の來まさん事は、豫てしりては侍りしが、只強弓の勇士とのみ思ひきや、人を憐み給ふことのかくも親切ならんとは、陀々花も今を盛り也。茄子を、鹽配もて、烹て進らせんとて、二三人走り去り、索階子をかけて、茄子の樹に攀登り、大きやかなるを、夥うちおとして、これに薯蕷、蘿蔔などを五侯鯖にし、鹹草の粮食にそへて、爲朝主從を饗しけり。彼あした草といふは、莖かず〲に分れて、土際より生出、根葉ともに人參に似て、味ひ甘く苦みあり。冬の内に種を蒔に、春に至り、彼岸のころにやうやく芽を出し、その年に莖七八寸に及び、寒中にも葉の凋枯るゝことなし。三年にしてこの根を掘とり、葉は常に摘取て、根葉ともに粮とし、又蕪蘿蔔は、土際より切とるに、切口より葉生出、いく度も莖立して、春に至ても盡ずといふ。その時爲朝は、三郎長女に對ひ、春の季に、茄子のあるさへ珍らしきに、彼樹の高やかなる、いまだ見ざる處也と宣へば、長女申すやう、この島は冬も暖なれば、草葉も枯、木の葉も落はべらず。茄子なども、四季に花さ

しかなり。されば往古より故國の好を忘れずして、世々男の島人等と、妹脊の契は締べども、男女ひとつに住ときは、海神の祟ありといひもて傳へたる程に、夫婦一ッに聚ることをせず。一年に只一度、南風の吹日あれば、海神の御許ありと稱て、男の島人等、こゝへ渡り、はかなき假寢の夢を結ぶに、もし男子生るれば、彼島へ送り遣し、女子生るれば、此島に遺すなり。かかる事を聞誤て、こゝの女子は南風に吹れて孕むと世にはいひけん。又草履をならべおきたるは、宣ふごとき筋にはあらで、おの／＼夫の恙なくて、今茲も風が便してとく渡り來よかしと、待こゝろよりその人の、草履を磯方に出しおく事、こは日本人の旅の留守に、陰膳とやら居るにひとしく、みな我島の習俗なりと、事詳にものがたれば、從者はいふもさらなり、爲朝膝を磤と拍て、げに巷談街說も、一概に誣べからず。今この女子が說ところと、世に語り傳へたるも、當ざれども遠からず。人はさま／＼の世を經るものかな。都會繁花の地に生れたる人は、耕さずして食ひ、織ずして被、却田舍人の辛苦を思はず。かゝる果報のありながら、なほ驕に耽りて足ざるをうらみ、しふねく貪りて、飽ことをしらねば、終には冥加に盡はてゝ、子孫跡なくなりゆくもの多し。われ伊豆の島々を歷覽せしに、ものゝあはれなる、比ふべうもあらずと思ひしに、又かゝる島さへあり。我今彼等を敎化して、男女を一ッに住し、伊豆七島

の島いつの頃より開けたると、定かには物に記しても侍らねど、口の碑に傳へたるは、むかし異朝秦始皇帝、長生不老の仙藥を求め給ふこと、いと親切なりしかば、宋無忌といふもの奏すらく、扶桑の東に三ッの仙山あり。この山に仙人夥住て、不老不死の藥を煉といへり。方士徐福と呼るゝもの、往に彼仙山へ到りし事ありと申すよしを、聞えあげ奉りければ、始皇やがて徐福を召れ、彼が申乞ふにまかして、大船十艘を造らし、男の童、女の童五百人と、金銀珠玉、五穀器材を齎し、東海蓬萊の山へ遣して、仙丹を求めさし給ふに、徐福が船は、日本熊野といふ浦に著ぬ。時に日本孝靈天皇の御宇、徐福は辛じて、彼處までは來たれども、終に不死の藥をとり得ざれば、ふかく後難を怕れて、唐山に歸らず。その身はやがて熊野に留り、從來りし女の童を、この島に捨おき、又男の童等は、こゝより二十里ばかりあなたなる島山に捨られしが、徐福熊野にて身まかりしと聞えければ、いよゝ歸るに便をうしなひ、齎したる五穀を栽て、耕耘り、又野蠶を養て絹を織り、からき命を繫ぎつゝ、なほ食に乏しき折は、鹹草を摘て粮とし、ある時はいたはりいしまといふ草を食べ、或時はくさだみといふ果を拾ひて粮に宛、鹽は潮をそのまゝ汲み、酢は密柑、九年母、楊梅、なんどの液を絞り、又獵る魚の餘れるを、ゆるく肉醬として、鹽配と名づけ、これにて物を烹て食を、最上の美味とする事、今とてもなほ

うもあらぬ、天照太神にておはすめり。その路いまだ開けねど、こゝも日本の内なればこそ、かゝる示現はあるならめ。頼もしく〳〵とて、遙に伊勢のかたを拜み給へば、外面に控たる、従者等も洩聞て、感涙袂をぬらしけり。

第十七回

勇婦刀を振て山猫忽死す
猛將計を定て夫婦全聚る

その時爲朝は、ふたゝび彼女子に對ひ、汝この島には、たえて男子なしといへども、太極兩儀を生じ、兩儀陰陽を生じ、陰陽夫婦を生す。これ自然の理なり。いづれの國としてか、父なきの子あらん。いづれの島としてか、夫なきの婦あらん。世にいひもて傳るを聞ば、女護の島人は、南風に吹れて孕むとかいへど、こは物ごころしれるものゝ、いかで實言とは聞べき。又彼首の磯方に、夥の草履ありしが、これも漂泊人、件の草履を穿ことあれば、そのぬしおのが夫とすと、童どもが、雨夜の物がたりにはすなれど、實にしかるやしからずや。かゝるすぢは、海月の骨にあへるより、なほ稀なるべし。そもこの島は、いつの時よりか開けたる。又汝が名は、何と呼るゝぞと問給へば、女子答て、わらはは男の島なる、東七郎三郎の長女と呼れ侍り。こ

豆國大島といふ處にさすらひ給ひて、ふかく島人を憐み、剰近き島人も、その蔭を蒙りて耕漁所爲に便宜を得たり。しかれども、彼人こゝろざま勇て、露ばかりも從ざるものあれば、忽地射殺し給ふといへり。されば唯今うたひし歌にも、きぬの竹でもはつちやうにませなとは、はつちやうは此島の方言とて、八郎と申す事也。はつちやうしかた弓、こは、はつちやうとは、八郎の弓にも矢にもし給ふべし。剛き八郎なりと申すことなり、又ませなとは、まゐらすることなかれといふことにて、ひさめやは、祕すべし祕すべしと歌ふにおなじ。さてわらはも、この島に生れたれば、日本人の言葉は聞しり侍らざりしに、昨夜あやしき夢の告ありて、翌の朝、八郎爲朝此島へ渡り來て、汝等その庇を蒙ることあるべし。されど言語通ぜずは便なからん。彼はかうぞ、それはかうぞとて、和語を教給ふこと、いと叮嚀なりしかば、わらは夢ごころに、そも御身は、いかなる人にておはするにやと問に、われは伊勢國渡會郡、山田に久しく住むものなり。今よりわれを、耆婆明神と祝祀ばこの島久後繁昌すべしと、告給ふと見て忽地に夢は覺たり。覺て後も敎られたる事は忘れず。さるからに衆人は逃躱れしかど、わらはは爲朝君也と猜して殘り留り、今問給ふ事をも聞わき、かく和語をもて、答侍りと申しければ、爲朝ますます奇なりとし、推量にたがはず、われは八郎爲朝なり。又汝が夢に見しといふは、疑ふべ

九なるらんとおぼしきのみ、機を織ることはじめの如く、絶て怕るゝ氣色なければ、爲朝裏にすゝみ入りて、件の女子に對ひ、もろ人われを見て避たるは、その見馴ざるをもて怪み怕るるものなるべし。さるを汝唯一人殘り留りたるはこゝろ得がたし。そもこゝは女護の島なりや。又この島に長ありやと問給へば、彼女子自若として機をとゞめ、浮世に遠き島なれば、その名を何と呼るゝにや、われながらしり侍らず。男といふものあらざれば、女護とも呼ぶなるべし。元來島に長なければ、君とし仕るよすがもなし。花咲を見て春とし、紅葉するを秋とはしれど、雪も降ず霜も置ず。暖なるが常なれば、寒しといふことしら浪の、よるべなき身を猜し給へ。さるからに、冬は袷、夏は單、風烈ければ雨の日に、笠も載らず簑もなし。蓬頭に島組の、被を晴に頰かぶり、寢るにも起るにも、衾も被ず爐も開かず。いく夜丸寢の夢にだに、締ばぬ髮の長き日を、暮しかねたる鄙曲を、聞てや笑ひ給けん、はづかはしさよと、回答けり。爲朝聞てふかく怪み、われ彼處にて竊聞せしに、他し女子の物いひざまは解がたき事のみなるに、汝が答ふるところは、日本人の言葉に違はず。汝はこれ人か神か、はた此島の人ならぬか、いと不審と宣へば、彼女子、かさねてその事怪み給ふも理なり。御身は大島とやらんへ流され給ひし、鎭西八郞爲朝君にて在すなるべし。近曾誰いふともなく、十年以來如此々々の壯士、伊

さればこそとて、主従走りつきて見るに、大きやかなる草舍ありて、椎の丸木を柱とし、竹を編て壁に換たり。家は究て低けれど、床は甚高し。爲朝はこの家を見あげつゝ、棟の低きは、浦風に倒されじとの爲にて、床の高きは、濕地を避る爲なるべし。さて壁を塗ざるはいかなる故ぞと尋思し給ふに、この家の周に、赤きと白き蟻集りて、足の踏べき處もあらねば、げにこの蟻に柱を食せじとて、壁をば塗ざりけりと猜し、人の出るをまちて、左右なくは入らず、且く外面に立在て、裏のやうをさし覗き給ふに、五七人の女子ども、髮の長きこと尋常にすぐれて、身丈には一二尺もあまれるをふりさげたるもあり。又馬の尾を紈ねたるごとく、三ッばかりに束ね、絹もて結びさげたるもあり。衣服は裾短なる袷を著て、五六尺の島絹を帶とし、機を織つゝうたふを聞ば、

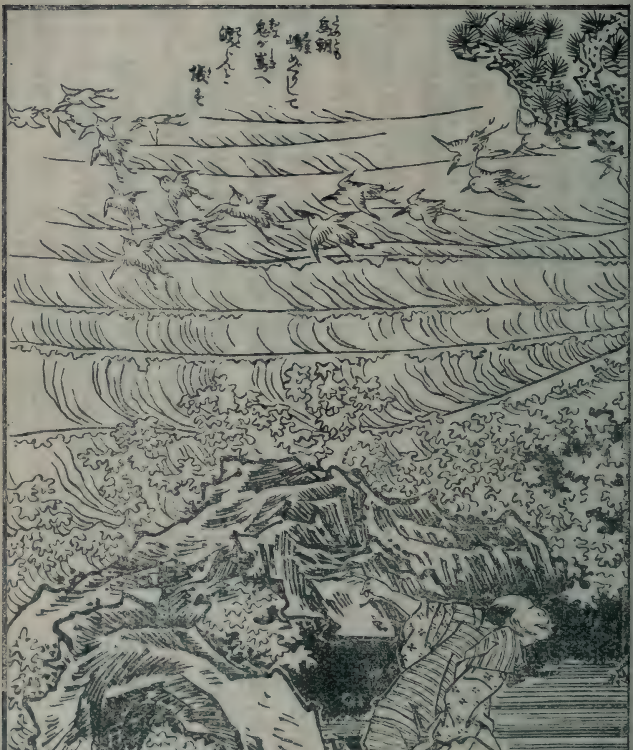
きぬの竹でもはつちやうにませな、はつちやうしかたこははやちやう。オヽサひさめよ、ひさめよ、オヽサひさめ引

いと訛たる聲音にて、唱歌を機の手にあはし、歌ふもさすがに興あれば、爲朝主従忍ぶに堪ず、呵々と笑ひける。島つ女等は、やゝ人のけはひするをしりて、熟と見かへりしが、忽地大に驚き怕れ、梭を捨、機を踏かへし、みな背門口より逃失たり。しかれども一人の女子、年紀十八

齎來れる鈎索を、岩端へ投かけては手繰つき、間隔たる處にては、歩板をわたし掛、とかくして水際へ漕著、やをら陸にあがりしか、船は荒浪にゆりゆられて、巖に打も當るべき形勢なれば、船子ども色をうしなひ、もしこの船を碎かしては、何に乘てか歸るべき。とやせまじかくやせまじと罵れば、爲朝微笑て、船を浮しておけばこそ、浪にもゆらせ、巖にも碎るれ。いでわがするやうを見よとて、雙の袖を搔揚て、舳先をしかと抱つゝ、曳というて挈給へば、砂石轉びて船底を響かし、輙く陸へ引あげ給へば、船子ども舌を振ひ、寔に御曹司は、天神にてましますなり。かゝる猛將に從ひ奉りては、よしや鬼が島なりとも怕るゝに足らずとて、みな賴しくおもひけり。かくて主從は磯方を彼此と見かへるに、木の皮をもて編たる、草履の尻を沖のかたへさし向て、いくつともなく竝置しかば、此なん世にいふ女護の島にて、もし漂ひ來れるもの、この草履を穿ときは、そのぬしおのが夫とすと、語傳たるも、虛言ならずと散動きて、なほ奧深くわけ入るに、見馴ざる草木小鳥やうのもの夥ありけり。そが中に、近曾渡り來つらんとおぼしき燕の、形は鳩よりも大きくて、腹は烏よりも黑きが、三ッ四ッ二ッ飛ゆくを、爲朝見そなはして、彼がゆくかたにこそ、人里はあるならめ。誘いそげとて、それを鄉導に走り給へば、果して向ひなる木の間より、煙高くたちのぼりて、人家二三十軒見えしかば、

だ志も又こゝにありて、一切身の爲にせんとにはあらず。思ふに女護鬼が島も、原日本の内なるべけれど、人怕れてゆくものなければ、我に益なく彼に損あり。爲朝苟も身を捨て、かゝる島人と物いふべくは、いとゞ興ある所爲にして、これにます事やはある。汝等命惜くはこゝに留れ。われ一人なりとも赴くべきぞといひはなちて、氣色あしく見え給へば、膽太き島つ男二人、この一言に勵されて、げにさる事なり。僕等郷導つかまつらん。誘給へと申すにぞ、爲朝ふかく歡びて、さらばまづ船に粮を積入れよと下知し給ひて、軈て船に乘給へば、大島より從ひ來れる男二人、主に後れじとて船に乘る。折ふし順風に眞帆あげたれば、船は唯箭を射るごとく、澳へ〳〵と走らして、浪間がくれに見えずなれば、島長はいふもさらなり、殘留れるものは忙然と、且く磯方に立在て、あな痛し。よも活ては歸り給はじと呟きぬ。さる程に爲朝は、主從唯五人、島船にとり乘て、風のまに〳〵走り帆の、いとも遙けき青海原を、其處ともしらず漕せ給ふ。元來爲朝は、筑紫の果に人となりて、船路によく馴給ひしかば、自針盤を守り、面よ、檝よと告しらし給ふに、四人の船子共も、身命をなげ打て、こゝを先途と働きける程に、唯一夜の中に、海上五六十里をのり著て、奇しき島にぞ歇りける。抑この島、八方みな荒磯にて、或は三四十丈、或は二十餘丈、盤石竝聳て陸へあがるべうもあらぬを、爲朝主從は、

たる何某と自誇し、或は鬼百合鬼味噌の名目さへ出來にたれ。しかれば彼島も實の鬼の住むにはあらで、往還の艱苦なると島人の醜惡なるによつて、鬼といふ名を負せたらん。遮莫、われ不思議にも、夥の島を經歷しながら、今彼島を見のこさんは、いと遺憾し。とく船を出せ。直に彼處へ渡るべきぞと焦燥給へば、ほとり近く侍りたる島人等は、爲朝の從者と顏うち見あはし、たえて一言を出すものなし。その時島長は、にじり寄て白砂に額を埋め、御曹司、僕が申すことを聞給へ。方三里に足らぬこの島に、一生をおくる吾儕すら、憂に命を換んとは思はず。まいて御曹司は、清和の後胤、爲義朝臣の御子ならずや。世の中のしくめるまゝに、波風あらき島守となり給へばこそ、こゝらわたりのものまでも、尊顏を拜し奉り、且その恩澤を蒙るなれ。もし大赦の時にあうて歸洛し給はゞ、官位俸祿、御子孫にも傳へ給ふべき御身なるに、かしこけれど血氣の勇とやらんに健り、可惜命をなきものにして、鬼が島に赴き給はんは、石を抱きて淵に臨よりも危し。努思ひとゞまり給へかしと諫まゐらすれば、從者等も言葉を盡して、苦にとゞめけり。爲朝熟と聞て、寔に夷ごころにも、われを思ふ事の等閑ならぬは、その言葉にあらはれて、いふ處も叉理なきにあらねど、張騫が河限をきはめ、玄奘が經を取りし例を思へば、共に數萬里の險阻を凌り。その欲するところ、大丈夫の志願、當に如此なるべし。わ


為朝
嶋めぐりして
鬼が嶋へ



たれど、其處へ渡りたるものもあらねば、慥にありとは申さぬなり。御覧候へ、朝より暮るゝまで、潮雲して沖のかたも見えわかず。常にだに高き浪、二三十丈が程打かくるに、彼島のわたりには、潮の滿干も尋常ならで、或は東へ引、亦西へ引ときもあり。そが中に、卯辰の方よりさす潮あり。又申酉の方より東へさす潮あり。此二つの潮のはやきこと瀧川のごとく、水底の巖に堰れて、鳴濆ること、雷霆にも勝れり。これを黒潮とも、又山潮とも稱て、ものゝおそろしき譬にも申すなる。もし此潮にあふ船あれば、瞬の中に數千里を押流され、活てふたゝび歸るものなし。こは語も傳へ、聞も傳るのみにて、誰か面あたり、彼黒潮山潮を見候べき。かくゆゝしき島なれど、御曹司は心ざま、究て勇くおはしませば、明白に聞え奉るとも、よも徒には已給はじ。しからばわが爲に、父とも母ともたのみ奉る御曹司を、大魚の腹に葬らんかとて、定かにもいはざりしは、誠心にして欺くにあらず。いたくな怒り給ひそと、おそる〳〵申ける。爲朝聞て呵々とうち笑ひ、扶桑の東に女國ありとは、唐山の書にも見えたれど、こはうけがたき說なり。まいて鬼の住といふ、島ありとはおぼつかなし。夫死して亡ざるを神と稱、死して祭ざるを鬼といふ。鬼神に常の形なし。世に鬼と稱るものは、陰鬼幽靈の類なれど、このごろの人は義理をとりちがへ、剛强暴戾なるを鬼とはいふにや。敵陣に臨ては、鬼神と呼れ

し、新島、沖の小島、せゝ、おんはせ、いなんは、神倉、神津の島々へ推渡り給ふに、うとまし、せゝ、おんはせ、いなんはなど、人なき島は力及ばず。人のかよふ程は、荒磯あら浪もいとはで、漁獵のものに問ひ、仁義禮智孝悌忠信の八ッを失はじと、思ひ辨へたる、勇士の本意を宗とし給ひしかば、彼此の島々にて、叮嚀に欵待まゐらせ、是首よりは彼首、彼首よりは其方と、審に指南いたしけり。さて神津より、海上十里ばかりを隔て、見付島今の三宅しまなりといふありけり。この島少し廣らかなれば、且く其處に逗留し、さてある日磯に遊びて、島の長を招き、この外にもなほ渡るべき島ありやと問給ふに、島長答へて、是よりさきは、潮も殊さらに凄じければ漁る者も怕れて遠く船を出さず。さるによつて島のあるなしはしりたるものも候はねど、よしやありとも、人のゆかぬ處ならば、住むものもなき島にこそ。しからばからうじて渡り給ふともそのかひなからめと回答も果ぬに、忽地見なれざる鳥どもうち群て、澳のかたへぞ飛行ける。爲朝信と見そなはして、汝等あの鳥を見よ。塒もとめにゆくにあらずや。もしゆくさきに島なくば、いかでか彼方に向て飛べき。鈍き奴かな。などて吾を欺くぞと、いきまき給へば、長はます〳〵その聰察に感伏し、されば絕えて島なしと申すにはあらず。これより海上百里ばかり隔て、女護島鬼が島など呼るゝ、いとおどろ〳〵しき島山ありとは聞傳

椿說弓張月　後編卷之一

第十六回

飛鳥を瞻て爲朝女國へ渡る
靈夢に因て長女和語を譯く

鎭西八郎爲朝は、保元の播亂に、こゝろならずも虜となりて、伊豆の大島へ流され、命に恙なしといへども、御父爲義をはじめとして、氏族親族、夥新院の御爲に元を喪ひ、偕老の契淺からざりし、白縫姫さへ、世になき人とおぼしけるに、新院も去年の秋長寬二年八月二十六日讃州直島の御所にて、崩御ましませしと聞えしかば、世ははやかうと淺ましくて、傀見ればこの島の守となりにしより、既に十年の春を迎へ、伴ふ人もなか〳〵に、簓江が信やかなるに、三人まで子を產し給へば、愍に絆となりて、われは斯てもあらばあれ、子共等がゆくするゑ、いかにかあらんと、折ふしは思ひやり給ひけめ。恩愛のやるかたなき、猛き武士もかくぞあるべき。三郎太夫忠重も、爲朝の武威に伏し、その後は反心を發さず。時に永萬元年三月のころ、爲朝みづから伊豆の島々を歷覽あるべしとて、從者はいと寠し、一艘の快船にうち乘て、利島、うとま

鯨鯢の吹くに髣髴たり。時に一道の黒氣、玉體を掩ひ隱す程こそあれ、電晃きわたり、雲間にあやしの御姿、隱々として見えさせたまへば、今ははや天狗道にや入り給ひけんと、思ひ奉るに淺ましく、白縫はしばしそなたを俯をがみ、夢路をたどる心持しつ、わが住む浦に歸りしが、果して新院は、次の日に崩れ給ひぬ。時に長寛二年八月廿六日、聖算四十六歳と聞えし。
この秋までもなほ國司の守護忽ならざれば、かる〴〵しく潛出させ給ふ事はかなはせ給はねど、こは年來執念おはしませしゆゑに、御魂のみ幻に顯れて、人にも見え給ひしとぞ。なほ後の物がたりは、編を繼卷を更續て著し、三十册を全本とす。

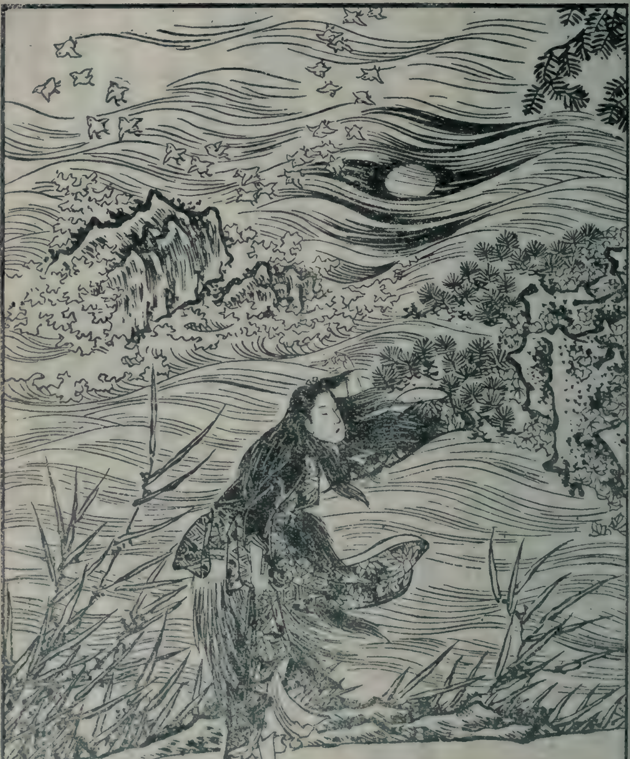
家隷長田に討せて、父を誅するの天罰を示し、又清盛に驕奢のこゝろを懲て、雅仁を押籠させ、すべての讐は過半ころし剿しつ。今は清盛が氏族親族のみ殘れり。見よ〳〵、久しからずして、彼等をば當國へ引よせて、この海原の水屑となさん。こゝに夙願五年に及びて、やうやく成就の時至れば、汝に見る事、今をはじめとして、又今を終りとす。とく〳〵歸り去べしと仰すれば、白縫いよ〳〵うち泣て、君かくまで平家を滅さんとおぼし召ば、是より御船にめされて、潛に爲朝が配所近き國へ渡らせたまへ。東國には甲斐信濃に一條武田の黨、上野下野に新田の一族、常陸に佐竹なんど、なほ夥の源氏もあり。君渡御ましませしと聞ならば馳參るもの多かりなん。とく〳〵と勸め奉れば、新院御頭をうちふり給ひ、愚なるかな、わが念願成就して命旦夕に迫れるものを、何の遑ありて東へは赴くべき。されど汝が誠忠のうれしきに、報いせではあるべからず。つら〳〵おもふに、汝分鏡の契うすくして、夫婦の緣にし既に絕たり。とても添果ん事かなふべうもあらねど、朕が靈夫婦が護神となりて、三年が程には、かならず爲朝に逢すべし。今より白峯の奥なる兒嶽に隱れて時を俟。なほ疑はゞ面あたり、驗見せてんと仰もあへず、彼經机を高く捧て、衝と御軀を起し給ひ、且く呪文を唱つゝ、夥の御經を海上へ、破落々々と擲ち給へば、風颯とおろし來て、忽地逆まく浪のまに〳〵、潮水激して立のぼり、

疑し、信西が阿諂の言語を諸なへる、雅仁が行の道にあらざる事、多かる中にも、義朝に仰て、父の爲義を討せたるぞいとも愚なりける。孔子も既にいへるを聞ずや。むかし明王父に事て孝なり、故に天に事て明なり。母に事て孝なり、故に地に事て察なり。長幼順にして上下治るといへり。夫天子は萬民の父母として、孝をもて天下に則るものを、その父罪ありとて、その子に仰せて討せんは、民に虎狼のこゝろを敎るにあらずや。何をもてか民の父母といはん。又彼義朝こそ、憎てもなほにくむべけれ。親兄弟はみな朕がかたへまゐれるを、彼は父にもつかずしていたく攻伐せ、己が榮利に走りて父を誅す。もし聊も子たるの道をしらば、縱勅命なりとも、いくたびもこれを固辭、もし許されずは、わが身をもて代るべし。なほそれまでにもおよばず、當初爲義が、朕が方に參るをあしと思はゞ面を犯してこれを諫め、從ずはその身眼前死して、忠孝を全くせば、父子相別れて戰の恨もなく、父を殺すの譏もあらじ。かく君臣悉く道に違ながら、彼等はいやましに榮るも傍痛く、筆の跡だに留られねば、烏の頭は白くなるとも、洛へ歸るよすがもなし。いざさらばこの經文を魔道へ回向し、われ生ながら魔王となりて、憎しとおもふ義朝信西等はいふもさら也、雅仁にもうきめ見せんと誓をたて、日となく夜となく、懸念怠らざるかひありて、まづ信頼義朝に謀反のこゝろをつけて、信西を殪させ、又義朝をば

世を早して後は、御はからひこそあるべけれ。數にもあらぬ雅仁後白河院を、位に即せ給ひしはいかにぞや。かく恨にうらみを累たれば、遂に頼長を相語、爲義等を召集會、既に干戈を動かすといへども、命運全からざれば、只一戰に打負て、うき島守となるは物かは。朕が爲に命を隕もの、いくそばくぞといふ事をしらず。それにも劣らず汝白縫とやらん、婦女子の身をもて、八年が間、朕に志をよせつる事、賞するになほあまりあり。この誠忠うれしさに、朕思ふ程をもしらすべし。そも保元の播亂は、朕が人慾の私に起りて、故院の崩れ給ひしをも悼まず、時を得がほに鏃を研せ、漫に位を爭ひしは、こよなき身の不孝にして、地祇にも見はなされ、かゝる島峯にさすらふ事、みづから作せる孽也と、悔おもひ、一旦の過を畏みて、偏に正覺に志し、三年が程に、五部の大乘經を書寫したれど、貝鉦の音も聞えぬ荒磯にとゞめん悲しさに、せめて筆の跡ばかりは、洛の中に入れさせ給へと、仁和寺の御室の許へ頼つかはすとて、

　濱千鳥跡は都へかよへども身は松山の音をのみぞ鳴

と詠て、經にそへて送りしに、倘呪咀のこゝろにや、と彼信西が奏しけるによりて、とりも留ず返されしこそ、かへすぐも怨なれ。朕は不孝の罪を悔て、既に佛門に入れるをも、なほ狐




新院直嶋ふ寃を海神ふ訴ふ

縫といへるもの也。當時わらは、太宰府にありつるが、菊池原田に攻られて、父忠國も討死し、夥の家隷も、みな戰場に屍を曝し侍り。わらはも遂に撃るべかりしを、宗徒の郎等、八町礫といふものに救れて、爲朝も恙なく落たりと聞えしかば、主從十人、この讚岐へ迯れ來て、外ながら君の御衞ともなり奉るべうおもふ折しも、不意も夫の仇、武藤太といふものを殺し、爲朝は既に擒れて、伊豆の大島へ配流さるゝと傳へ聞、中途にて奪ひとらんと謀りて、東路に走下り、領人狩野介茂光が旅館を刼すに、事成らずしてむなしくこゝに立かへり、君を盜み出し奉りて、船路より大島へ押渡り、爲朝とともに、事を計るべう思へども、身に從ふものは一人の家隷と、五三人の女使のみ、外に助の兵士なく、殊さら國司嚴重に守護し奉れば、謀を施すによしなくて、只徒に七年あまり、今は八年の秋にもなりぬ。時なる哉。近曾御立願の事おはしまして、夜な夜な潛出させ給ふと仄に聞、畏けれど玉體に咫尺して、せめては年來の誠忠をも、しらせ奉らばやとて參り侍りと稟す。新院はよく聞食て、いと苦しげなる御息を、數回吻て宣ふやう、國亂れて忠臣あらはれ、雪壓て松の操をしるとは、汝等が事也かし。朕堯舜の德なしといへども、又桀紂の行にも倣はず。しかるに故院の御はからひとして、位を體仁近衞院に奪れ、遺恨やるかたなけれども、朕が不德のなす所なりと、思ひかへして默止せしに、體仁

と也かしとさゝめきあふを、白縫つく〴〵とうち聞て、わが身久しくこの浦に住ながら、守る人の隙なければ、情由をしらせ奉るよしもあらざりしに、もしこの事實語ならば、玉體に親づきて、夫がうへをも聞え、わが誠忠の程をもしらせ奉るべしと思量し、その夜の深るをまちて、只ひとり直島に潜ゆき、御所のほとりを徘徊して、彼此を尋たてまつれば、御所よりは遙こなたなる浪うち際に、磯馴し松一樹ありて、彼處に人陰してければ、是こそと思ひつゝ歩みよるに、新院は、樹下よりさし出たる、巖石の上に結跏趺座し、さゝやかなる机に經を載せて、御まへに置給へり。寔にむかしの龍顏にはあらじと見えて、思ひしよりはいと窶はて給ひつ、剃させ給ひし御髮のふたゝび長伸びたるが、御腢にふり亂れ、御髭なども長く垂て、秋の柳に異ならず。御衣もめし換る事なかりけるにや、破れ垢つきし香染の法衣の御袖、浦風に吹翻されたる間より、白く細やかなる御手の、骨のみ高くあらはれて、御指の爪も尖く見え給へり。悲きかな十善の君として、かく薄命に在するは、なぞと思ひ奉れば、淚のみはふり落て、稟さんやうをもわきまへず。こなたについ居るさへ忍びかねて、一聲高くうち歎ば、新院はこの聲にて、人ある事をしろし食けん、しづやかに見かへり給ひて、汝は誰そと問給ふに、白縫淚をかきはらひて、これは保元の戰に比類なき働して、君を輙く落しまゐらせたる、爲朝が妻に白

今は紀平治と二人の女童のみ殘りとゞまりしかば、志渡の浦曲にうつり住、手なれぬ海人の業をしつ、潮を汲み貝を拾ひ、やうやくその日を送り給ふに、紀平治ははじめより、女あるじとひとつに居らん事を厭ひて、白峯といふところに退居し、薪を樵炭を燒て、僅なる錢を得れば、これを志渡に送りて、白縫主從が衣服の助とせり。白縫は又海船旅人が江湖上の雜談するにも耳を欹、御曹司の安否をしらまほしくおぼせしに、有一日行僧が東路の物がたりする序に、鎭西八郎爲朝は、伊豆の島々を打したがへ、悍る氣色もなく在すれば、領主狩野介茂光もてあまし、今は彼島々へ船の往來を停て、みづから防禦の外に、爲出したる事もあらずなど、語るを聞て、まづうれしく、いかにもして大島へ消息し、わが恙なきをもしらせ進らせ、次よくはわが身も渡海せばやとはおぼせども、浪風あらき青海原の、稀に渡るも難かるべきに、島への往來を止られたりと聞ゆれば、これも又こゝろに任せず、更にひとつの物思ひをまして、あるにかひなき世をはかなみ、こゝに八年の月日經て、長寛二年八月下旬の事なりけん、浦人等がいひもて傳るを聞に、さても新院は、年來御立願の事おはしますと聞えしが、この七日ばかりは、夜な〳〵直島の磯方に潛出給ひ、潮水に御姿をうつして、讀經し給ふ。龍顏のいとおどろおどろしきを、面あたり見奉りしものもありとぞ。こは實語やらん虛言やらん、いと痛しきこ

く時の至るを待給へかしと、諫申せば、これも又思ふにかひなくて、いよ〱命運の微きをうち歎給ひける。かくて保元の年號は、僅三年にてをはりて、あくれば平治と改元ありけり。洛には去年の八月十一日、後白河の帝、皇位を第一の御子、守仁王に傳へ給ふ。二條院と申すは是也。こゝに中納言兼中宮權大夫右衞門督信賴卿は、先帝後白河帝の寵臣なり。近曾少納言入道信西と權をあらそふをもて、信賴遂に左馬頭義朝を相語ひ、平治元年十二月に、數千の軍兵を起し、まづ上皇後白河主上二條を押籠奉り、遂に信西が首を刎て、六條河原に梟首たりける。こゝに於て信賴の威勢日來に百倍して、三公百官恐怖て、その下知に從はざるものなし。しかれども彼卿は、短才淺智にしてこゝろ驕り、只前門に虎を防ぎて、後門に狼の入る事をしらず。主上潛に脱れ出て、淸盛が西八條なる亭に入御ましましければ、平家時を得て、直に信賴義朝を攻む。こゝに待賢門の夜戰敗れて、信賴誅伏し、義朝は尾張の内海にて、長田が爲に害せられ、夥の子たち、或は誅せられ或は謫され、源氏に凋れて汚名をながし、平家は榮華の春をむかへて、氏族みな高位高官を授けられ、富貴世の人の耳目を驚せり。かくては白縫もいよ〱宿志を遂る事かなはず。常言に、坐して食ば山も空しといへり。頼む蔭なき主從が、旦開の煙たてかねて、十人の女使も、已ことを得ず、身の暇を給はりて、おのがさま〲なりもてゆき、

みて、しばしば忠重を呼べども、虚病して島を出ざれば、いかにともせんすべなくて、只徒に年月を經たりけるとぞ。

第十五回

白縫潮を志渡に汲む
新院生ながら魔界に攀給ふ

白縫は往に千貫の鄕にて、茂光が伏兵を切ちらし、紀平治等とともに讚州へ立かへりて、遺恨やるかたなく、ふたゝび計策をめぐらし、まづ讚岐院新院、今はこの國にましますをもてしか申奉るなり 竊とり奉りて、船路より伊豆の大島へ押わたり、御曹司と一手になりて、事を起させまうさば、東八箇國は、輙く從ふべしなど、只管に肺肝をくだき、紀平治にもおもふ程を聞え給ふに、紀平治がいふやう、それがしもこの事を思はざるにあらず。しかれども新院はじめ、當國の在廳散位高季が造りたる、松山の堂舍に在しけるが、國司既に直島といふところに御所を造出して遷し奉り、四方に築垣を塗まはし、唯門一ッをあけて、晝夜の守護懈ることなく、三度の供御を進らするの外は、人の出入る事を許さずと聞ゆ。かゝれば數多の軍兵をもて、奪ひとり奉らんとすとも、事かなふべうもあらず。もし愁に爲損ぜば、大島に在ます御曹司のうへまでも危かるべし。とか

辱を禀ずといへども、いかで嫖母が一椀の恩惠をおもはざらん。汝忠重いよ〳〵意を轉して、野心を存ずる事なかれと仰すれば、忠重簓江はさら也、家隷ども大に歡び、やがて、爲朝を第宅にむかへ請じて、厚くこれを管待し、又島人等にも食を與へて、おの〳〵その家にかへらせける。かくて忠重は、日ならず爲朝の館を造り出して、移し入れまゐらせ、なほ疑れじとや思ひけん、起臥の陪從とも御覽じ候へとて、女兒簓江をまゐらせけり。爲朝は元來色を好み給はざれども、又その志をも空しうしがたくおぼして、臥房ちかく召れしかば、簓江三年が程に三人の兒を產て、冢子を爲丸と名づけ、次を朝稚と名づけ、季は女子にて、島君と呼び給ひぬ。爲朝大島を管領し給ひてより、民に耕作蠶飼を敎へ、みづから野山に徜徉して業をすゝめ、善をあげて不能をあはれみ給ひければ、洲民よろこびて父母のおもひをなせり。さる程に爲朝は、三宅、新島、神津、利島、御藏、すべて五の島をも打從へ、數十艘の船を造らせて、往返國司に異ならず。この島々は狩野介茂光が采地なれども、たえて年の貢を出す事なければ、茂光これを憤りおもひて、島の代官忠重を呼よせ、汝上臈を壻として、われをわれとも思はずやなど、いたくいひ懲せし程に、忠重大に迷惑し、潛に島の產物を運送するを、爲朝はやくしりて、こは奇怪也とて、忠重を責給へば、怕れてこののちはかゝる事をせず。茂光はます〳〵恨

忠重が無禮をも咎めず、彼が隨意棄られて、苫屋にいく夜あかせしは、わが疵いまだ愈ざりしをもて、しばし時を待たるのみ。さらば走向へと仰せて、ふたたび裸脊馬にうち跨給へば、夥の島人前駈後從して、山方なるものは鎌斧を携、浦曲なるものは艪械を拿、更に臆する氣色もなく、忠重か第にぞ押寄ける。三郎太夫忠重は、この事を傳へ聞て大に驚き、爲朝は世の梟雄なるに、今又洲民の心を得たらましかば、虎に翼をそへたる如し。彼と爭ひて命うしなはんより、只願誠心をあらはして、身を全すべしと深念し、俄頃に烏帽子引被て、女兒簓江と、家隷を將て、道次に出迎ふ。島人はこの光景を見て思ふにたがひ、左右なく打もかゝり得ず、しばし躊躇てありしかば、忠重膝行頓首して、爲朝に對ひ、それがし嚮に強顏待し奉りしは、朝威主命兩ながら重して已ことあたはず。既に罪を御曹司に得て、悔れども及ず。もし身の過を恕し給はゞ、島の賞罰を任せ奉るべし。あはれ今より、忠重を、家隷郎等とも召れ下さるべしといへば、簓江父の跡に居かはりて、忠重先非を悔て言みな實情より出侍り。御曹司もしわらはが日來の意志をしろし召ば、父が一命を助給へかしとて、父子主從もろともに、頭を地に著しかば、爲朝聞て宣ふやう、忠重民を宛るの罪許がたし。しかはあれど、既にその過を悔るに于ては、女兒簓江とやらんが、信なる行ひをもて、父が罪を贖べし。われ市人の跨を潛る恥

の頭を切とり、とかくして鼻をつらぬきて、やうやく繋留る折しも、前面の山間より、長なるあら馬に駈立られ、十四五人の男ども、息も吻あへず迯來れば、馬は䮴然として蹄の音を高くし、矢を射るごとく跳かゝるを、爲朝佶と見給ひて、行ちがひさま、鬣掴み、閃と上に跨りて、芝生高峯のきらひなく、乘廻しかけ飛し、野牛野馬を追詰々々、或は上より尾づゝを掴斷、或は丁とふり倒し給ふに、猛き牛は振かへりて、角もて突んとするを物ともし給はず、下り立て組伏せ捻倒し、暫時がほどに、百五六十匹の牛馬を、輙く搦捕給へば、島人等、且驚き且歡て、みな地上に拜伏し、君は寔に人間にはあらず。天神にて在ます也。この地方は東海の孤島にして、いにしへより人物なく、野に牛馬ありといへども、これを養狎るすべだにしらず。今君が武勇によりて、不意もかゝる寶を得て、活業の助を增せり。願くはこの島の主となりて、なほ恩澤を施し給へ、島の代官三郎太夫忠重は、奸曲にして常に民を窘ること多ければ、吾們生ながら、彼が肉を啖んとおもふこと久し。誘たまへ。直に三郎太夫が第に押よせ、詰腹切らせて日來の怨を散すべしと、異口同音に申けり。爲朝聞て宣ふやう、汝等われに志をよする事、幸甚し。われ今配軍となりぬれど、淸和天皇の後胤にして、八幡太郎の曾孫なり。いかで先祖をば失ふべき。又この島は朝家より賜たる領なれば、われ主たらん事勿論なり。しかるに

れ出、角突に衝んとするを、鈍きものは走路をうしなひ、突倒されて痍を被り、矢庭に死するものもあり。此さわぎに駭きて、馬ももろともに走りまはり、蹴かへされ踏たふさるゝ人も少からず。けふは牛を狩出すとて、朝まだきより人を集會、今の如く喊の聲を揚るにて候といふ。爲朝これを聞て冷笑ひ給ひつゝ、かばかりの事に、夥の人力を費ことやある。われ近曾肘の筋を斷れたれば、力はむかしに劣れども、なほ水牛をも屑と思はず。さらばゆきて見んと宣ひて、この男に郷導させて、その處に到給へば、果して夥の島人等法螺貝を吹、喊の聲を揚、手におの〳〵長き竿を拿て、野牛の角を打折らんとて立さわぐに、數百疋の牛馬狂ひ出て、走りまはる中に、他牛より一岌大やかなる黄牛ありて、喊聲にも怕れず、法螺貝の音にも駭かず、走る事馬よりはやくて、かけ駐むべうもあらざれば、衆皆慌忙て、一崩に崩かゝるを、牛はなほ追ひ來りて、後れて走る一人を、突たふさんとしたりしかば、爲朝吐嗟と立隔り、左右の角を拖摑て、右手へ撲地と捻伏給へば、角は根よりほきと折れ、牛は仰さまに顚轉つゝ、反起んとするところを、片足にて、その頭を楚と踏すゑて動せ給はず、とく繫ぎ留よと仰すれば、人みな走り來つ、項へや索を掛ん、四足をや繫んとて罵あふを、爲朝うち笑ひて、牛は箇樣々々にして繫ぐものぞと教給へば、島人等は、はじめてその鼻に索を引とほす事をしりて、まづ竿

眠柳閑花遶㆓水亭㆒　仙禽再去還㆓東溟㆒
逢春便覺孤霞逈　清影何時照㆓我庭㆒

と寫せしかば、うちかへして讀をはり、しばし尋思して宣ふやう、親兄弟はいふもさら也、妻子眷屬みな死亡せて、今は爲朝をおもはんもの、世にはあらじとおぼえしに、こは何人の筆ならん。よしその人は誰にもあれ、かへしせんとて、彼牌に水を沃かけ、袖もて楚と印給へば、文字は左旋に見えながら、衣の上にぞうつりける。やがて禿たる筆をとり出、又この牌に、

いにしへのためしも思ひいづの海にこととふ鳥の跡を見るかな

と、書つけ給へば、鶴は忽地飛揚り、往方もしらずなりにけり。浩處に人聲遠く聞えて、いと怱劇かりしかば、ふかくこゝろに怪みおぼし、門邊を過る島人を呼びとめて、けふは何事のあればにや、かくさわがしきと問給へば、島人答て、いまだ縁故をしらでや在する。この島にはむかしより、野牛野馬おほくあれど、いと猛くて人をちかづけねば、これを養て物を屓せんとする人もなく、唯夏のはじめに鰹を釣るとき、牛の角を用て餌とするゆゑに、春の季に至る毎に、浦曲に住むもの隊をなし、野山にゆきて牛の角を折とる也。常には輙く折るゝものならねど、木芽の萌出るころは、唯一打にて落るにこそ。しかれども彼牛ども、人を見れば大にあ

なる物にて侍るといふ。爲朝縁故を聞給ひて、往年われ、豐後國にありしとき、木綿の山邊なる、紀平治といふものを訪けるに、猴酒をもて當日の管待とせられしが、今又こゝに譴されて、この饋を得たり。猴酒鶚鮓は、世に山海一對の珍味と稱ず。さてもわれながら、口には果報ありけりとうち笑ひ給へば、島婦もいとうれしみつゝ、おのが家路に歸りける。かくて今玆もやゝくれて、あくれば保元二ツのとしの、春も彌生のころになりつ。原來この島は、去年の冬さへ暖にて、雪の降こともなかりし程に、春は殊さら住よくあれど、葦鹿鳴く浦の苫屋に風をいたみ、嵒うつ浪に夢をやぶられ、寢覺わびしき曉に、鶴の鳴聲聞えしかば、爲朝枕を欹給ひて、奇なるかな、この島に、獸は牛馬猫鼠の外はなく、鳥は鴈鴨、さては尋常なる小鳥やうのもののみぞ、渡り來ると思ひしに、今鳴ものは鶴にやあらん。かゝる鳥も又稀には、渡るにこそとひとりごち、やがて起出て見給ふに、果して一隻の鶴、飄々然として飛來り、ほとりちかう下たつとき、物の響あるにこゝろづきて、眼をとめて觀するに、足に著たる黄金牌なりければ、泫然として懷舊に堪給はず。是なんさきつ年、われ琉球國より得てかへり、鳥羽上皇に獻りしを、又放させ給ひしと聞たるが、われに往返する事旣に三たびに及び、今又こゝに來れるは、かならずふかき故あらんとひとりごち、搔よせつゝ、彼牌を見給へば、牌の背に墨くろく、

てありしかば、簓江はふかく憂て、潛に島婦を語らひ、日毎に饋して、御曹司を慰問せけり。この島の男子は髪を結ず。女子もこれにひとしく、紅粉などいふものは、世にありとも思ひしらず。形狀こそかくおどろ〳〵しけれ、その心ざま淳朴にして、人欲の私薄く、假初にも僞かざる事なし。唯憂るところのものは、五穀登らずして食に乏し。この故に人にあうては、かならずあさけいくはあたかといふとぞ。これ朝飯を食ひ給ひしかといふ事にして、國地の良賤、人に會ば、かならず暑寒を述るごとし。その食を貴思ふ事、その一條にてもしらる。かかる例を聞につけても、都會繁花の地に生れて、飽まで食ひ溫に被、寓然として天年を終らんは、こよなき身の幸福にして、實有がたき事也かし。案下某生再說、爲朝は、ふかく簓江が好意を歡びおぼし、日毎に物を送り來る島婦等にも、親しくものいひ給ふ程に、他們も又その德を慕ひて、簓江が饋の外にも、をり〳〵乾たる魚、束たる薪などをもて來りて、かはる〴〵進らせけり。有一日一人の島婦が進らせし魚を食給ふに、その味甚美し。こはよくも漬たる鮓かなとて賞給へば、島婦がいふやう、これはわらはが漬たるにはあらず。澳に鶚といふ鳥ありて、魚を取て餌とし侍るに、夥魚をとりける時は、食殘せるを岩の挾間などへ貯置に、おのづから浪に洗はれ、潮に浸りてかくの如し。伊豆の國人はこれを鶚鮓といふよしなれど、いと稀

ると宣ひて、その邊へも立より給はず、否といはゞ打も倒さるべき光景なれば、忠重忽地こゝろに五分の怕れを生じ、この爲朝は、音に聞ゆる剛者なれば、尋常の流人と等しく、威勢をもつて制しがたからん。まづからきめを見せて、おのづから歸伏するののち、事を行はばやとて、俄頃に人家遠き山蔭に、あやしの穗屋を造りかけて、其處に爲朝を住せ、日には唯一碗の糧を與へて、その餓つかるゝをぞまちたりける。しかるに三郎太夫が女兒簓江は、ものを憐むのこころふかければ、父があしき行ひの、今にはじめざる事にはあれど、わきて傍痛くおぼえ、これを諫ていふやう、このころ人の語るを聞侍るに、彼爲朝とやらんは、智勇世に勝れ、射ことはいにしへにも比ふべき人なしとかや。今こそかくて在せ、免されて歸洛し給ふ歟、さなくとも島人その德に感じて、主とし仕ん事を願はゞ、その威德遂にわが父の右にあるべし。かゝる人をばわきて勦り給ふべきに、かく情なく待し給ひなば、禍の來たらん事も久しからじ。常言に、慈悲は人の爲ならずとぞいふなる。けふより第に迎とりて、誠心を示し給へかしと、道理を竭して諫れども、忠重一切うけ引ず。こはおのれがなす事にもあらず。少納言入道の仰なりとて、主君茂光の叮嚀に聞え給ふを、なでうわが第なんどに迎ふべき。用ひざるときは、虎も鼠に劣るといへるを聞ずや。彼縱智勇勝れたりとも、怕るゝに足らずというて、ますゝゝ强顏

似ざりけり。抑伊豆國大島は同國加茂郡、下田浦より卯辰の間にあたりて、海上十八里の外にあり。その地方東西二里半、南北五里あまりありとかいへれど、當時はなほ狹かりけん、島に山あれども極て嶮岨ならず。濱方はたえず浪のうち洗ふゆゑに、巖石あらはれ出て、荒磯ならざるもなし。或がいふ。この島孝安天皇の御時に開けたりと、古老いひ傳ふめれど、國を去事僅に十八里に過ざれば、伊豆の浦々とひとしく開けたらんといへり。伊豆國は、いにしへより罪人を流さるゝ地なれど、大島へは文武天皇元年、役小角を配流されし、これはじめ歟。その以前の事傳らず。今も小角が住ける岩窟、泉津といふ村にあり。島人これを行者堂と稱して、常に詣るとなん。元來島の風俗にて、夫は漁獵し、婦は薪を樵、又海藻を苅て、粮に換るを身の務とせり。このころまでは五穀もはか〴〵しく登らず、馴たる人だに物憂きに、まいてや源家の御曹司といはれ給ひし身の、いかで住果給ふべきと、心あるも心なきも、みな痛しくぞ覺ける。閑話休題、三郎太夫忠重は、爲朝を受とりて船に乘せ、嚴しく守護して島にかへり、磯方に一つの石あるを指していふやう、凡流人、はじめてこゝに到るものは、この石へ尻をかくるを掟とす。とく〳〵如此し候へといへば、爲朝冷咲て、われは幼少よりあまたの兄にも所をおかず、よろづ心の隨に擧止たり。今この石へ尻をかくれば何とかする。又かけずば何とかす

前編 卷之六

第十四回

簓江粮を饋りて配軍を憐
爲朝島を領して酷吏を聽

爲朝は茂光に二日先だちて、伊豆國に著給ひしかば、白縫紀平治等が千貫の旅宿を鬧せし事をしり給はず。只白縫は筑紫にて陣歿したりとのみ思ひ給ひける。かくて狩野介茂光は、爲朝の殘黨を討もらすといへども、信西が前見の謀略によりて、果して爲朝を奪ひとられざれば、ふかく歡び、軈て歸國して、島の代官三郎太夫忠重といふものを呼よせて、爲朝を預遣し、少しも憐事なかれとぞ仰ける。この三郎太夫忠重は、稟性貪婪便佞の小人にて、神をも崇めず、佛をも尊まず、唯利を見ては仇とも交り、錢なきをば親戚も他人のごとくし、生平に洲民を宛て、非義非道おほかりつる報にや、妻は奇疾にて身まかり、子といふものは簓江とて、今茲十七歳なる女兒、只一人をもてりし。しかるに彼簓江は、汐風あらき島には人となれど、姿もくろまず、洛の手ぶり見ならふとにはあらねど、そのこゝろざまいと怜悧、すべて父には

れば、是こそ今宵わが爲の、當の敵なれといひもあへず、太刀引拔つゝ走りかゝり、竹の中央丁と切る。切られて落る榜とともに、忽然として喊の聲、貝鉦の音高く聞え、茂光が伏兵一度に起りて、ゆくべき路を遮とゞめ、大將茂光眞先に馬を進ませ、汝等是鼠の輩、既にわが弶に入りて、いづ地へかゆかんとする。とく〳〵縛を受よとぞ呼はりける。白縫も紀平治も、この光景を見て齒を切り、穢かな茂光、汝信西に阿諛て、かく奸計を行ひながら、僅なる女ばらに恐怖れ、その蔭だに見せざれば、むなしく立歸らんと思ひつるに、みづからこゝへ出來るは、死神や誘引けん。其處退きそといきまきて、主從十人面もふらず、火出るまでに挑み戰ふ。茂光多勢なりといへども、死を究たる忠臣烈女の尖き刃に切立られ、いひがひなくも迯はしるを、白縫は迯さじとて追蒐給ふを、紀平治呼とゞめて諫ていふやう、茂光勅を稟て、御曹司を預下るを、中途にて切害せば、その祟誰がうへにあるべき。是御曹司を害し給ふにおなじ。且亦彼が迯走るは、われを誘引謀とおぼゆるなり。切ちらせしを面目にして、とく落給へかしと諫れば、白縫げにとうけ引て、女使等もろともに、主從路を引ちがへ、加奴木山のかたへ走去りける。

しつ武藤太が、首を見する人もなし。今は思ひたえたりとて、持せ來りし首級をとりて、彼男に撲地と投つけ、既に自刃せんとし給ふを、紀平治連忙しく抑とゞめ、こは物にや狂ひ給ふ。一旦謀を爲損ずとも、志だに移らずは、今宵のみに限べからず。盲龜も浮木にあふときあり。優曇花も咲く春あり。この大事を思ひ企給ひながら、哀て傷らんとし給ふは、尋常にて在すなれと、或は勵し、或は諫め、女使等もろともに、やうやくその死を止めしが、さるにても憎べきは、信西が奸智、茂光が便僻也。此奴も茂光が郎等ならば、生おくべきにあらずとて、既に首を刎んとするを、白縫とゞめて、此もの寔に憎べしといへども、假にも御曹司の名を冒して、洛より下りしを、殺さん事こゝろに快とせず。只この機密を漏させぬやうに計ひて、追放てよと仰すれば、紀平治こゝろを得て、彼男が鼻を劓、唇を斷割、生涯物をいはせじとて衝放すに、鼻より流れ出る血は、彼濫公が打破りし、瓶の水に異ならねど、なほ命や惜かりけん、兩の袖もて面を掩ひ、苦痛をしのびて迯去けり。白縫は事みな齟齬て、來し勢には似げなくて、尾越の鳬の對をうしなひ、たつかひなげに見えたるを、さまぐ\にいひ慰め、衆皆ふたゝび覊燈を點しつれ、門のほとりまで退出しが、白縫はなほ遺憾やありけん、彼首を熟見かへれば、新に埒を締まはし、伊豆大介狩野茂光と寫せし榜を、大竹のうらに打つけて、いかめしく建た

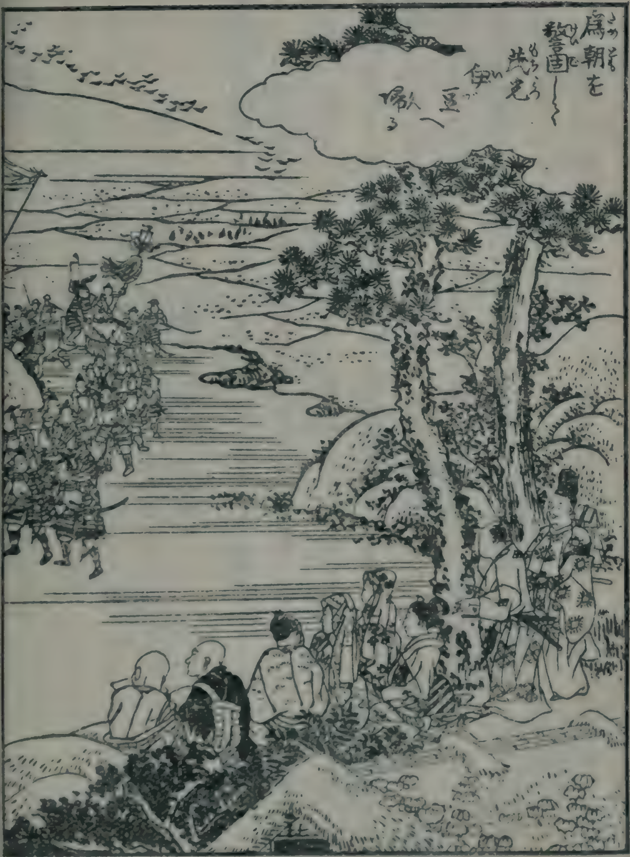
下紀平治は、彼男の衣襟かい摑み、刀尖を胸のあたりへ突つけて、汝はこれ何ものぞ。又御曹司をば何處にか置まゐらせし、とくいへ。もしいはずはこの刀を、得こそ引まじけれと責問ば、件の男おそる〳〵、緣故を告申さんに、まづ手を緩め給へかしといふにぞ、紀平治やがて彼を引起して手を放せば、白縫は女使等とともに、圍らかに立こみて、そのいふ所を聞。時に彼男がいふやう、それがしは茂光が郎等にて、假に爲朝と稱して、この牢輿にのせられ、洛よりはるばる下りしもの也。その故は、わが主茂光上洛せし日、信西入道ひそかに相語けるは、爲朝は元無双の勇士なり。今廢人となるといへども、心緩すべからず。加之その殘黨路次にて奪ひ立去らば、足下一身の越度のみならず、ゆゝしき天下の大叓なり。しかれば爲朝をば心利たる家隷をさし副て、二日ばかり前に洛を出し、さもなきものを輿に乘せ、如此々々の風聲させて、晴やかに下り給はゞ、途にて不慮の事ありとも、者奴等勞して功なからん。この謀かならず漏し給ひそと、私語しかば、茂光承引て、實の爲朝をば、二日前に起程せたり。おもふに今ごろは伊豆の府にや在らん、又大島へや渡給ひけん、それまではしらずといふ。白縫これを聞て忽地望をうしなひ、朽をしや、謀らんとして却て謀られ、海山多に隔たる、四國の果よりいそがし來て、思ひし事もうたかたの、あはではいかで歸るべき。寶の山へ入ながら、手を空う

し、それがし前日、ふたゝび洛へ上りて、主君の安否を探り問に、茂光これを預りて、明日伊豆へ下ると聞、事急なればしらせ進らするに遑あらず。直に見えがくれに付添來て、その隙を窺ひ、盗み出し進らせばやと思ひながら、彼は多人數、われは一人、爲損じてはとたゆたひて、かる〳〵しく事を發せず。今宵こそと思ひ定つるに、不意もこの處にて落合奉りしは、主從志を齊し、事を成し得べき前象也。それがしまづ入りて、裡の容子をも窺ひ候はんといひかけて、さら〳〵と塀を乘踰、やがて門を開きしかば、衆皆よろこびて、なか〳〵に憚る氣色もなく、足音高く亂れ入り、戸を打碎き、刀尖を揃て、驀直に突てかゝれば、茂光が郎黨この聲に驚き覺、すは夜討ありと呼はりつゝ、弓よ太刀よと罵合、慌忙て走り出るを、是首の物蔭彼首の挾間に待うけて、矢庭に切伏せ薙たふし、主從十人劣らず勝らず、紮然としてかけめぐれば、敵の多少を見究得ず、茂光が家隷どもかなはじとや思ひけん、窓を壞牆を破り、七零八落に逃うせたり。今はこゝろ易し。御曹司はいづ處にか在するとて、白縫は紀平治等とともに、なほすゝみ入りて見給ふに、おくまりたる客房の中央に、牢輿を舁居て、守る人さへあらざれば、嬉しさ比べんやうもなく、扶出しまゐらするに、輿の裡なるは、その人にあらずして、いまだ見も馴ぬ男なれば、白縫紀平治はさら也、衆その面をさし覗き、うたがひ惑て動容めけり。當

路も果敢どらず。白縫はいそぎに急ぐ程に、三河路にて追つきたれど、しかるべき便もなくて黙止せしが、今はいつまでかくてあるべき、今宵の風雨に紛れて諜入るべしとて、よくその暗號を定め、夜の更るをまつ程に、丑三のころに至て、雨も少し止にければ、主從九人眼罩に面を裹み、おの〳〵燈罩を點しつれ、茂光が旅館に潛よりて窺へば、あやしやわれに先だちて、塀を踰るものありけり。こは盜賊にこそあれ。彼もし過て人を驚さば、わが首尾を喪ふべしとおぼしつ。白縫よく見すまして、丁と打鉄鋧を、刀の鞘に受とめたり。やは迯さじとて女使二人、走りかゝりて左右より、趺拿て引下れば、ふり放つとて踏はづし、忽撲地轉おつるを、押へて索をかけんとすれども、ほとりへも寄せつけず、手首翩て突退々々、ふたゝび塀へ手をかけて、乘らんとすれば白縫も、見かねてみづから癖者が刀の瑠を楚と拿るを、搔拂はんとて見かへる面へ、さし付る火光にて、その人を熟視るに、八町礫紀平治なれば、互にこはいかにとうち驚き、まづ緣故を問とはるゝに、白縫は靏にはからずも武藤太を殺して寃を雪め、又丈五丈六が首伏せしをもて、御曹司伊豆の大島へ配流され給ふ事をしりて、盜み出しまゐらせん爲にこゝに追來り、今宵志を遂んとする顚末を竊に聞え給ひしかば、紀平治聞て聲を低う

のもなかりけり。遙けき東路を、けふとくらし翌とあかして、扛れゆき給ふ路すがら、茂光が郎等に對ひて、こや汝等もよく聞け、人のながさるゝは、さこそ歎くめれど、爲朝はこよなき歡び也かし。帝王にももてあつかはれ、輿に乘せ兵士を添へ、茂光に供をさせて、配所へ赴かし給ふ事、寔に身の面目ならずや。しかるを汝等、われを罪人なりと侮らば、よき事はあらじ。よしや掛畏帝の御威德なればこそ、爲朝ほどのものが、普通の凡夫には生拘られけめ。肘の筋は斷離るゝとも、われに于て損なし。弓こそ少し弱くなりたれ、矢束はなほ長く縛べうおもへば、物の徹らんははじめにも勝れり。況かばかりの輿は物かは。これ見よとて少し手足を伸し給へば、さしもいかめしう打付たる牢輿の、今も破碎るやうに搖ぎわたりつ。又やと聲をかけて押すゑ給へば、廿餘人の轎夫ども、肩めりこみて動き得ず。衆皆もてあまして、唯その怒り給はん事を怕れ、主君のごとく嚴み、賓のごとく待つゝゆくに、日を經て駿河と伊豆の封疆なる、千貫の鄕に歇りぬ。是より茂光が采地も遠からざるに、頃しも九月上旬の事にして、この夜風雨烈しかりければ、守護の士卒も懈るとにはあらざめれど、故鄕ちかきに心緩みて、長途の疲勞に熟睡せり。不題白縫は八人の女使とともに、只管路を走りて洛に上り、潛に御曹司の事を問ふに、狩野介茂光が預りて、一昨の日、東へとて下れりと聞ゆれば、こは後れぬる




爲朝を警固しく
茂光ハ伊豆へ帰る

この曉の誰彼時に、森をはなるゝ鳥とともに、東を投て旅だちける。嗚呼この女丈夫、美にして烈、勇にして謀あり。その績當に形名が妻の右にあるべし。

第十三回

爲朝伊豆の大島に配さる
白縫大に千貫の旅館を鬧す

伊豆大介狩野工藤茂光は、いぬる八月上旬に、いそぎ上洛致すべきよしの仰を禀、とるものもとりあへず、夥の家隷を將て、おなじ月の十五日にまゐりしかば、源爲朝を伊豆の大島へ配流るゝの條、路次もつとも心を用ひて召俱すべきよし、周防判官季實をもつて仰らる。茂光勅命をうけ給はりて、軈て爲朝を受とり、既に歸國せんとする折しも、少納言入道信西潛に茂光を招き、何事やらん相語つるをしるものたえてなかりけり。しかるに爲朝は肘の筋を斷れて手綱をとるに及給はねば、牢輿を造りてこれに乘せ、四方に轅をわたして、轎夫廿餘人に舁せ、その手の郞等五十餘騎、前後左右に立こみつゝ、茂光は後陣にうたせて、馬上勇々しくぞ見えたりける。されば名だたる爲朝を見んとて、老幼彼此に群集ひて、巷は押もわけられず。しかれども爲朝は、輿のうへに端坐して、物見より顏をだに出し給はねば、楚と見とめたるも

告訴いたせし事、悔れども其かひなし。只ねがはくは許給へ〳〵といはせもあへず、女使二人左右より犇々と寄せあふを、摑たふして迯んとすれども、この女ばらさへ撃劍拳法にや達たりけん、思ひの外勇して些とも動せず、手どり足とり赤裸にして、忽地椽の柱へ麻索もて楚と括著、左右の手首をば前のかたへ拖伸させて、氷なす懷劍を拔出し、十の指をひとつ〳〵、切落し切おとせば、鮮血滾々とながれ出て、十條の赤泉漲るごとく、又梅液に漬たる生姜に似たり。武藤太は只管苦痛に堪ずして、魂消ばかり號哭を速にも殺さず、又二三人の女使、五寸あまりの竹釘を數十本もて來り、大やかなる鎚をもて、右手の腕へ打こめば、武藤太高く噫と叫ぶを、又立かはりて、左手の肩へ丁々はつしと打こめば、武藤太ふたゝび阿呀と叫ぶ。或は太股或は臀、灸所を除て打釘に、死んとして死もやらず、活んとするはなほ難く、正に叫喚大叫喚の、呵責の釘も數そひて、苦痛の聲も霜に鳴、蟲のごとくによわりゆく。因果覿面積惡の報の程はしりつらん。今は是までぞとて白縫は、つと身を起して懷劍引拔、武藤太が首打おとして、その衣服に裹せ、軀は夜のあけぬ間に、この海づらへ押ながしてよと仰せつゝ、一人の女使と一人の女童を殘しとゞめて菴を守らせ、八人の女使を將て大刀を簑のうちに卷こめ、おのおのこれを脊屓せつゝ、武藤太が首をもたせ、田婦山妻が伊勢の太神に詣るごとく打扮て、

ふたゝび紀平治を洛へのぼし、わらはは夜毎に琴引の八幡宮へ參詣し、夫の命恙なからん事を禱る折しも、汝も又彼神社へ詣しに、わが籠り居るをしらず、みづから姓名惡事を稱て、人を恨み世をかこちたる氣憎さ、更に比ふべうもあらず。しかるに汝わが法樂し奉る琴の音にうち驚きて、欄のほとりへ退り、わらはを見てなめげにも、淫き心を發したれば、酒を强て醉臥させ、潛にこゝへ扛せかへり、汝が隔なき友也と物がたりしをもて、まづ丈五丈六とやらんを生拘來りて責問に、又これ狗黨の兇賊にて、その身の舊惡汝がうへ、藤市が事迄おちもなく首伏せしのみならず、御曹司は伊豆の大島へ配され給ふべきに定り、狩野介茂光が上洛をまちて、彼處へ下し給ふといへり。しからばわらはは晝夜をわかず走上り、中途に于て御曹司を奪ひとりまゐらせんとて、かく行裝を整へ、遂に丈五丈六が首を切て、まづ汝に示すもの也。うれしきかな、今宵不意も仇に逢て、夫の存亡をしれること、譽田の神の冥助にして、なほ久後もたのみあり。汝既に養父の主君を告訴し、又その故をもて養父も非命に死たりと聞。その罪大にして軀は竹の串につらぬき、首を木の杪に梟るとも飽ことなし。況この時に當りて、その首を携ゆき、御曹司に見せ奉らば、いかに歡び給ふらん。とく／＼彼を縛よと仰すれば、武藤太ます／＼慌忙、それがし全く御曹司は、養父藤市が主君なることをしらず、人にすゝめられて

に對ひ、賓のいとさみしげに見え給ふに、酒をまゐらせよと仰すれば、此度は三人ばかり齊しくたちて、まづ盃銚子をもて出で、武藤太に勸るを、しば〳〵辭すれども許さねば、已ことを得ず盃を擧るとき、二人の女使おの〳〵殽を携出て、ほとりちかう閣を見るに、彼丈五丈六が首を刎て、折敷の上に居たれば、武藤太おもはず盃をとり落し、戰慄てせんすべをしらず。あらぶる神の名を唱て、助給へ〳〵と叫びけり。當下美女儼然として言語をあらため、やをれ武藤太怕るゝ事なかれ。わらはは汝に告訴せられて、縲絏の恥辱を受給ひし、爲朝の妻白縫なり。いぬる廿三日の夜、宰府の城を菊池原田に攻られて、わが父忠國も討死し給ひしかど、父の仰の重ければ、一たび御曹司に環會まゐらせん爲、女使等とともに圍を切脱、途に八町礫紀平治にゆきあひて、船路よりこの讚岐に漂泊し、ふかくこの處に躱棲て、外ながら新院の、御衞ともなるべく思ひ、又紀平治をば洛へのぼして、潛に御曹司の往方を索させたるに、四五日以前彼八町礫、連忙しく走りかへり、御曹司は重病を稟て、石山の奥に湯治し給ふ日、從者武藤太といふものに告訴せられ、佐渡重貞が手に搦捕られ給ひしと告たる時は、朽をしくも淺ましくて、かゝる歎をせんよりは、君に先だちて死すべく思ひ、いくたびか刃をばとりながら、紀平治等に諫られ、已ことを得ず、必死をとゞまり、なほ御曹司のなりゆき給ふ果をしらん爲、

は燈燭あまた點して、人のさゞめく聲す。こゝはそもいづ地にて、いつの程にか來たりけん、甲夜の事どもを、夢かと思ふに夢にもあらず。淺ましや、われは狐狢なんどに妖されけん。しからば飲せし彼酒も、馬の尿に疑ひなしと、こゝろづきてはしばしもたまらで、直に吐べうおぼえつゝ、吐もやらず、膝を組、手を叉き、忙然として居たりける。浩處に以前の女童、次の間より出來りて、今はよく醒給ひけん。あるじ君の待わび給ふに、とくこなたへとて誘引にぞ、武藤太はます〳〵こゝろ怪み、その後方につきて次の間に到れば、彼美女かひぐ〳〵しく打扮て、上座の床几に尻をかけ、八九人の女使ども、一帶に居ならびたり。その光景、唯今起程がごとくなるを、いかなる故とも思ひわきまへず、とかくにすゝみ得ざりしを、美女は叮嚀に迎請じて莞爾とうち咲み、賓ふかくな怪み給ひそ。甲夜にはいたく醉臥給ふをもて、驚しまゐらせんもこゝろなきに似たれば、女子どもに扛せて、わが莽に伴へり。しらせ給ふがごとく、嚮には物詣の折にして、させる管待もせざりし。こはいとかすけき物なれど、家裏にし給へといふ間に、女使二人座を立て、巻絹やうのものを夥もて出たり。武藤太はおそる〳〵跂よりて、この引出物を見るに、商賣の爲にとて、わが浪速より買もて來つる物によく似たれど、明白にも問かねて、淺からぬ恩惠の程をよろこび聞え、手にもとらでうちまもり居れば、美女又女使

心しりたる友なれば、縱翌あさてまで、こゝに居るとも妨はあらず。十六夜にはかならず待かへし進らすべしといふ間に、美女は彼女童が耳に口をよせて、何事やらんしばし私語ば、女童はこゝろを得て觀音寺のかたへ走りゆきぬ。さし對ひてはいよ〳〵はなじろみて、互に言語もなく、武藤太は膝のあたりわな〳〵とふるひ出て、立もやらず居もやらず、わりなくより添んとすれども、氣高きにこゝろ臆して、いひよるべうもあらず。美女は琴引よせて、前よりもなほ妙に奏づるを、武藤太はそれにはこゝろもとめず、とさまかうさま思ひたゆたひしが、今はしのびかねて背向より、帶の間へ手をさし入れ、やをら引よせんとする折しも、彼女童は一人の女使とともに、提偏扛擔てかへり來るに、序あしかりけりと走り退つ。かくて美女は、彼提偏をひらかせて、只管に勸し程に、武藤太も酒なくては、いかで情を引くことあらんとおもひて、ふかくもいろはず。盃の數もやゝかさなりて、顏をば狙猴のごとくなしつゝ、高く笑ひ低く唄ひ、餘念なく見ゆるを、女ばらは、かはる〴〵手をとりて、いやがうへに盛にければ、われにもあらぬまでに醉ふして、忽地前後もしらずなりぬ。さる程に武藤太は、曉ちかくなりゆくころ、秋風の身に入わたるに、驚き覺て眼を開けば、琴引の神社にはあらで、見も馴ぬ孤館に、只ひとり打臥たれば、こはいかにと疑ひまどひ、やがて身を起して見かへるに、次の間に

と疑れ、こゝろも蕩、魂も消るばかりにおぼえしかば、忽地囅然とうち笑ひ、こは心も得ぬ。

嚮に詣しときは見え給はざりつるに、いつの程にかまゐり給ひし。今宵の月を唯ひとり見ん事の、いと惜く思ひたるに、われにひとしき人もありけりと、眞だちていひかくれば、彼美女は、含咲つゝ琴かいやりて、わらははこの夕ぐれよりこゝにあれど、月まつ程の暗ければ、得しらでおはしけんといふに、武藤太は胸うち轟き、訛たる囘答せば田舍人と見すかされて笑はるべし。とやいはん、かくや答んとて、襟かきあはせなどすれば、唯顔のみ赧うなりつ、寔に宣ふごとしとぞ囘答ける。美女又いふやう、見まゐらすれば、この國は旅にして、洛ちかう住み給へる人とおぼし。わらはは觀音寺琴引より二三丁に過ず。この寺四國八十八箇所のうちにして、第六と混すべからずの地の字を又觀音寺といふ。筑紫の觀音寺からずのあなたに住むものなるが、ふかき願事ありて、夜毎に詣侍り。殊さら今宵は、三五夜中の月も隈なし。いそぎ給はずは、もろともに語りあかし給へといふ。あまりに隔なく見ゆれば、武藤太はいよいよ鈍ましくて、こはこなたよりぞ願ふべき。かくとしらば酒などをも用意すべかりしに、船までは遠くもあらず。走りかへりて買もて來べしといふを、美女押とゞめて、君は今宵の賓ざねに在すれば、わらはは東道し侍りなん。船をばいづれの湊にか歇給ひしと問。武藤太答て、わが船は水崎にあり。外に乗合の旅人もなく、船人の丈五丈六といふものは、

憎む事讐敵のごとく、住なれし近江はさら也、京浪速にも身をおく宿なく、西國を投して船出せしに、又風難にあうてからきめ見たり。神明もしわが薄命を憐み給はゞ、禍を轉して福を與へ、富貴こゝろに任させ給へと、自の奸邪をば思ひもかけず、人をうらみ世をはかなみ、聲高やかに祈請ける。時に海上雲をさまりて、玉兎高く昇、金波潮に映じて、さながら白晝のごとくなるに、高欄のほとりに當りて、忽然と琴の音聞えて、

山越乃風乎時自見寐夜不落家在妹乎懸而小竹櫃

と、萬葉集第一に載たる、雄略天皇讃岐國に幸ませしとき、軍王が作れる歌を、くりかへしくりかへし、聲いとおもしろううたひ出たるに、調又妙なれば、磯の松風もこれが爲にけおされ、浦の千鳥も恥て音をやとゞめなん。歌のこゝろはしらねども、武藤太はたえて詣つる人なしと思ひしに、こは神か人かと疑ひまどひ、欄のほとりに立出て見れば、年紀二八ばかりなる美女の、都にも鄙にもあらぬ打扮して、縹緲に紅の襲せし袷も、虛燒の薫さへ得ならず。月の眉の艶なる、柳の腰のなよやかなる、譬ば櫻の枝に海棠を映せて、芙蓉の色香をこめたるに異ならず。ほとりには、しかるべき從者もなくて、女童只ひとりなん侍りけるに、眞菅の莚布まはし、月に對て筑紫琴操拵せる光景は、天津少女や影向しけん。龍宮の乙姫の人間に遊ぶか

れども、憚る事ありてゆきがたし。長門の赤間關は、富人も多くて、世をわたるに便よき湊也。赤間へ赴きて、商賈をなし給へなど相語つゝ、追風に眞帆を揚て走らせしが、忽地風吹かはりて、逆波天に衝、渡海かなふべうもあらざれば、からうじて讃岐なる、水崎の室に歇船して、日和をば待合せける。武藤太はいまだ四國に遊びし事もあらざれば、このわたり一見せばやとて、ひとりふねよりあがり、終日彼此を徘徊して、やゝ暮なんとするころ、舊の湊に立かへるに、觀音寺村といふところよりは、二三町こなたに、琴引の八幡宮たゝせ給へり。この處の眺望、蒼海は天と一色にして、吉備の國々鹽飽横木の島々、唯是眼下に涌出するごとく、右に有明の濱あり、左に川湊あり。詩に耽り謌を嗜むにもあらねど、徒に過なんは朽をし。道の次に詣ばやと思ひて、彼神社へ赴きけり。この時日も旣にくれぬれど、頃しも八月望の夜にて、神社は南に向り。月も出なばいと明かるべきに、晝より天結陰たれば、させる眺望もなく、詣る人もあらざれば、武藤太はひとり廣前に額づきてかき口說やう、抑神は凡夫の邪正を監み、賞罰過ことなく、應驗疆なしとかや。しかるにそれがし、國の爲に朝敵爲朝を告訴し、佐渡左衞門尉重貞に搦捕せたれば、その忠掲焉、その功灼然なり。こゝに重貞心ざま鄙吝にして、恩賞その功に當らず、人の勞を盜みておのれが得とす。世の人これを曉得ずして、却て武藤太を

るがごとく逃去りつゝ、ふたゝび洛へ上りしかど、人みな彼が不義不孝を憎みて、かさねて宿を貸ものなく、路に行あふものは、面あたり罵はづかしめ、或は礫を打かけて刧しなどせし程に、洛にも足をとめがたく、直に浪速を投て下りける。此ところも武藤太が、嚮に權く遊びし地にて、しれる人もおほけれど、洛ちかきをもて、はやくその情由を傳へ聞、これを憎む事洛にも過たれば、とかく西國へ赴きて、世を安くわたらばやと尋思し、路次にて禍あらんことを害怕、やがて船に乘らんといふに、人みな乘合を許さねばせんすべなく、陸を下らんとする折しも、途に丈五丈六といふ同胞の船人に行あひぬ。この丈五丈六は、武藤太が浪速に住りしとき、隔なき友なりしかば、まづわがうへを物がたり、金二三兩を與へて、船路より下らん事をたのみける。しかるに件の兄弟は、元筑紫人なりしが、故鄉にて人を殺し、浪速へ逃來りて、海船の傭乘などしつ、世をわたる無賴の惡徒なれば、一議にも及ず、容易くうけ引て、俄頃に一艘の船を借出し、いと叮嚀に管待にぞ、武藤太ふかくよろこびて、西國にて奇しかるべき物を、夥買とゝのへて船に積せ、その夜の中に船出して、西を投て走らするに、丈五丈六は、いづれの港へよせんと問。武藤太答て、筑紫はその繁花、洛にも劣らずと聞り。われ彼地へ赴きて、活計をなすべく思へば、其處へとて遣り給へといふ。丈五又いふやう、筑紫はわが故鄉な

ずは、かさねて謀反の徒あらんとき、告訴するものなからんかと思ひかへし、すなはち百貫の今百金餘の賞錢をとらせけり。武藤太これを不足して、彼鎭西八郎は、萬夫不當の勇士にて、名だたる軍將たちも、討漏し給へるを、故なく搦とらせ進らせしから、武士にもなされ、一處懸命の地をも宛行るべきかと思ひの外、これはあまりに當がたき御はからひかなと、つぶやけるを、重貞聞て、憎き奴かな。もしそれにて事足らずは一錢も與ふまじとて、氣色あしく見えしかば、武藤太怕れてふたゝびいはず。彼錢を給はりて、逃るがごとく其處を退き、錢をば金にかへて懐にし、遂に近江へ立かへりて、荒川の郷に到れば、忽地郷の壯佼二三十人、彼此より走り來つ、手に〳〵棒を拿て遮とゞめ、この愚者何の面目ありてかへり來れる。汝が筑紫の御曹司とやらんを告訴致せし事、その夜のうちに聞えて、藤市は唯泣に泣あかし、なほしのびがたくやありけん、次の日梁に索を締下、忽地縊れて死したるなり。その折しもよく情由をしれるものの語るを聞くに、彼御曹司は藤市が舊の主君にてありけるとぞ。しからば是汝が爲にも主君にひとしかるべきを、情なくも告訴して搦捕らせ、剩その故をもて、養父を非命に死せしは、五逆とやいはん。十惡とやせん。あら憎や、彼撃よ括れよと、いきまきあらく罵りて、打倒さんと競ひかゝれば、武藤太呆れて一言のかへしにも及ばず、滿面赤くなり青くなりて、鼠の逃

行ひなば、後代の誹を慿に似たり。倘また先非を悔て、野心を轉す事あらば、朝家の御寶なるべしなど、理を盡して宣ひしかば、諸司百官これに從ひ、あはれめでたき仰かな。さらば遠流に處し給へとて、伊豆の大島へ流しつかはすべきにぞ定らる。信西は衆議の一決せしを聞て、いと遺憾はあれど、さすがに關白の仰に悖らんやうもなく、只此うへは義朝に仰て、彼が肘の筋を斷せ、ふたゝび弓を引さぬやうに致べしとて、やがて如此はからひしが、なほ心もとなくやありけん。そのゝち關白忠通公に申すやう、爲朝既に肘の筋を斷るゝといへども、なほ忽に致がたし。倘路次に于て、不慮の過あらん事もはかりがたければ、伊豆大介狩野工藤茂光を召のぼし、彼が手の者をもて、嚴しく守護せさせ給へかしと、いと信だちて聞ゆれば、關白殿諾なひ給ひて、やがて茂光を召給ふ。この時武藤太は、恩賞を乞ん爲に、荒川へもかへらず、佐渡左衞門尉重貞が手につきて洛へのぼり、旅宿にありてもつぱらその便宜を窺ひつゝ、爲朝既に遠流に處せらるゝを聞て、有一日重貞が許にまゐりて申けるは、それがし養父藤市にもつかず、輙く爲朝を生拘らせ進らせたれば、その功莫大なり。あはれ過分の恩賞に、預らばやとこひねがへば、重貞聞て思ふやう、この武藤太は、忠もなく孝もなく、おのれが榮利をはかりて、養父の舊主を告訴せしこそ、世にも稀なる愚者なれ。憎さもにくしと思へども、今これを賞せ

前編 巻之五

第十二回

琴彈神社に武藤太美に逢
觀音寺村に白縫女仇を殺

かくて爲朝は、使廳へわたされ給ひて、謀反のやうを問るれども、何事をか申べき。とく／＼首を刎られ候へとのみ回答して、なか／＼に潔く見え給ふ。當下公卿僉議ありて、彼をば死刑に處せらるべき歟、また配流せらるべき歟とて、事決がたかりしに、少納言入道信西班をすゝみ出ていふやう、此度の合戰に、御方の兵士多く命を隕せしは、爲朝一個の所爲にして、八虐の凶徒なり。加之内裏高松殿に火を放て、御所に矢を進らせんなど罵たるよし、これ君を射奉りしに等くその罪重して、偏に贔屓の制度に及ず、死罪に行れん事勿論なりとて、憚るところもなく述にければ、關白殿忠通公宣ふやう、爲朝重科逃れがたしといへども、ひとりその場を逐電して、今まで身命を有たるは、實にこれ天命といふべし。しかれば死罪に及がたき歟。又彼ものが弓箭に長ぜし事、上古にも例なく、末世にも有がたからん。かゝる勇士を忽地死刑に

はず、彼柱をふりまはして、打殺し敲伏、縦横無礙に働き給ひぬれど、矢瘡いまだ愈ずして、合期ならざる時節なれば、しばしこそありけれ、やうやく臂よわり、勢力究りて、不意撲地と倒れたまへば、夥の捕夫走り寄、是かれ取つき摑かゝり、いやがうへに打累るを、なほ臥つゝも打退蹴返し給ひしかど、五指のかはるぐ\彈んより、一拳にしかず。小は大に敵しがたければ、終に生拘られ給へるぞうたてしき。抑この日爲朝一人を搦捕らんとて、打殺さるゝものゝ三十餘人、傷つくもの五六十人に及べり。まいて湯治の爲とて、居あはせたる老幼男女は、駭き怕れて逃まどひ、踏かへされ壓たふされて、生死をしらず。重貞は爲朝を搦捕てふかくよろこび、やがて内裏へ引てまゐりければ、彼は音に聞ゆるものなり、叡覽あるべしとて、周防判官季能これを受とりて、白き水干袴に赤き帷子を被せ、髻に白櫛をさゝせけり。主上後白河院は北陣にて叡覽あるに、公卿殿上人はさらなり、これを見るもの駭然として舌を卷、實この爲朝は凡人にあらず。身丈の高やかなる、筋骨の逞しげなる、しかも重瞳にしてわが國の項王ともいふべし。この人もし矢瘡に惱る折ならずば、縦千萬騎にてむかふとも輙く搦らるべうもおぼえずなど、さゞめきあひぬれど、爲朝はすこしも臆せる氣色なく、自若としておはしける。されば重貞は此度の功によりて、左衞門尉に補せられ、こよなき面目をほどこせり。

老たる養父を家に置ば、さおもふもことわり也。疾ゆきて緩やかに歸り候へと仰すれば、武藤太よろこびて忙しく走り去、直に領主佐渡兵衛尉重貞が館に至りて、ありのまゝに告訴けり。重貞は武藤太が告旨を聞て、家隷郎等はさら也、俄頃に三百人の土兵を催し集め、武藤太を案内として、石山の浴室を、稻麻竹葦にとり圍せ、力士十五人を擇て、應と太刀をば持せず、まづ武藤太とゝもに潛にすゝみ入らせける。この折しも、爲朝は浴して在せしが、武藤太つとまゐりて、唯今かへり候といへば、爲朝は思ひの外はやかりしと宣ひて、湯を出んとし給ふとき、十人手組して犇々と寄せあうたり。爲朝佶と見給ひて、こゝろ得たりといひもあへず、三人を搔摑、吭締て捨給ふ。殘る七人左右より、矢庭に組んと鬩を、忽地二人を丁と蹴殺し、又近よるをば湯桁に押當、首ふつと捻切捨、或は拳して打倒し、足にかけて踏ころし、一息吻て立給へば、血は流れて溫泉を染、屍横はりて累々たり。爲朝は旣に武藤太が告訴しつるをしり給へば、ますく憤に堪ず、われを賣りて榮利に走る其愚者、逃とも逃さじといきまきて、走りかゝらんとし給へば、武藤太大に怕れて浴室を楚と鎖し、彼甚勇力あり。はやく火を放て燒殺し給へと叫ければ、爲朝奮然として浴室を打破り、柱一本かろげに引拔武藤太を打捌んとて追蒐給ふを、待設たる重貞が家隷ども、蒐隔々々、われ組留んと競かゝる。爲朝事ともし給


爲朝勇を
奮て衆兵を
殺す



に、身丈は七尺に過て、面魂凡人ならず。又そのなすところを見るに、農業商賈にははなはだ疎し。且わが叔父むかし恩を禀たる人の兒なりと稱して、これを管待す事さながら主君のごとし。彼これおもふに、この人爲朝に疑なし。われ今告訴して過分の恩賞に預らば、福貴こゝろのまゝならんと、ふかくよろこび思ひながら、楚見究たる事もなくて、人たがへせば、毛を吹疵を求るなり。とやせまじかくやせまじと、しばし躊躇しが、佶とこゝろづく事ありて、爲朝の湯に入り給ふを窺ひ、湯桁のほとりにゆきていふやう、凡湯治する人、按摩して經絡忽地に整ひ、功驗速なりと聞り。浴し給ふときなどには、なほよろしかるべけれ。さらば肩癖をも揉ほぐし、垢をも流しまゐらすべうもやといふ。爲朝は心もつき給はず、その眞實なるをよろこび聞えて、彼がいふにまかせ給ふ。武藤太はしばしその肩をもみて退出づゝ、竊に笑を含み、彼爲朝は、左手の肘右手に四寸伸て、矢束を引こと世に超たりと聞つるが、われ今彼人を按摩するとき、その肘をよく見れば、果して左手は右手より長し。かゝる證據のあるなれば、更に疑ふべからずと、既に心は決しながら、色にも出さず。詰朝又爲朝にいへりけるは、それがし曩昔の夢に、藤市が病ふしたるを見て候へば、何となく心安からず。よりて今日荒川へゆきて安否を問、やがて立かへり候はんとて、誠しやかに告しかば、爲朝は誑らるゝともしり給はず、

かく老くだちて兒といふものもあらざるに、もしこのまゝにて世を避らば、誰か心よく後の事などをも經營べき。わが甥志を更るに於ては、大なる幸なり。加旃、御曹司の湯治し給はんに、彼を召倶してゆき給はゞ、よろづ便よかるべしと深念し、陪話らるゝ事しば〳〵にして、遂に勘當を許し、なほ向後を誡て、その行ふ所を見るに、且は朝まだきに起て、夜は子四過るころまでも寢ず、いと眞實やかに動止しかば、藤市やゝ安堵て、まづ爲朝にもおもふ程を告まゐらせ、有一日武藤太にいへりけるは、近曾わが家に在するは、むかしわれわかゝりし時、ふかく恩惠を禀たる人の子なり。此度所用ありて加賀國へとて下り給ふ折しも、俄頃に路に病てわが家に立より、しばし保養し給ふなる。よりて石山の奧なる溫泉に入り給はゞ、よろしかるべく思へども、われは生活に遑なくて從ひゆく事かなはず。汝われにかはりて彼處に赴き、よく心を用ひて勦りまゐらせよといへば、武藤太一議にも及ばず、參るべしといふ。この時爲朝の矢瘡すこしおこたりて、步行もやゝ自在なりしかば、次の日武藤太を將て石山へ赴き、七日ばかり湯治し給ふに、いまだ全く愈ずといへども、湯もやゝ相應せりと見ゆ。武藤太はこゝに到りてもなほ信々しく勦り進らせつゝ、竊におもふやう、われ洛にありしとき、世の風聲をきくに、鎭西八郎爲朝を搦捕て出すものは、忠賞拔群なるべしといへり。われ彼人の模樣を見る

程に爲朝の矢瘡、その夜俄頃に痛み出て、いとも堪がたく見え給へば、藤市うち驚きて、瘡口を洗ひ毒を去りて、膏藥を附まゐらせなどすれども、速には愈べうもあらず。かゝる金瘡には、石山の奥なる溫泉に入り給はば、日ならず平愈あらんかと、藤市が申すにまかせ、すこしおこたらば彼處に赴きて、保養せんとぞ宣ひける。こゝに又藤市が甥に武藤太といふものありけり。彼幼稚て父母を喪しかば、藤市養ひとりてわが子とし、片田の浦なる豪家につかはして、小厮となしおきつるに、この三年あまり前に、夥主人の錢を盗みて、みな淫酒の爲に用盡せし事發覺、主人大に怒りて武藤太をば直に藤市が家に領、速に彼錢を返し納よと責む。もしこの事等閑に閣ば、官府に告訴たてまつりて、武藤太はさらなり、藤市にもからきめ見せてんといへり。藤市これに迷惑し、からうじてその債を償ひ、武藤太をば勘當して忽地に追ひ出しけり。かくて武藤太は京浪速を徘徊し、あしき友のみと交參て、賭をこのみ酒を嗜み、あるときはあるにまかせて明日の貯をおもはず、なきときはなきがまゝに物を借りて返す事なく、世をわがまゝに渡りしが、近來うちつゞきて賭に負、さすが邪智も用る處なかりけん、阿容々々と荒川へ立かへり、わがうへをばふかく匿して、只顧先非を悔たるおももちし、村長などをたのみて、藤市に陪話たりける。藤市もはじめの程はさらにうけ引ざりしが、つく〴〵とおもうやう、われ

くりしかど、いまだかゝる獸を見ず。こは世にいふ山猱ならんかといふ。實有左ものにこそ。彼が栖を見究めよと宣ひて、藤市とともに、榎の背に到て見給ふに、果して一ツの洞ありけり。その廣輒く人を容べし。やがて裡に入りて見給へば、ふかき事七八尺に過ずして、裡には獸の骨を堆高く積置、又銹たる錢居多ありて、土に著けるは朽斷たるもおほし。便藤市に仰せて、錢をば外面へ運び出させつゝ宣ふやう、この妖怪毎日に獸を射ころして、肉はおのが食となし、皮をば汝が家にもてゆきて鬻たるもの也。その皮に鏃の疵なかりしは、彼かならず眼に射當たるならん。向に彼が射つる矢の、わが面上に飛來ぬるにてしれり。もし尋常のものなりせば、忽地眼を射らるべし。そも何をもてか弓矢とはなしつらんと宣ふにぞ、藤市も仰寔にしかりと叵答て、その弓矢を拾ひとりて見せまゐらするに、弓は黄櫨の幹に竹を合せ、藤蔓を卷て作れり。矢は又獸の體を削たるものとおぼし。これらはみな燒捨よと仰すれば、藤市こゝろを得て山猱が首をもひとつに寄せ、柴折かさねて是を燒捨、髑の皮を剝とりて錢を裹み、藤蔓もて楚と脊負、こは思ひもかけず得つきたりとうち笑へば、御曹司も咲坪に入りて、この事人にしらすべからず。わがこの妖怪を輒く殺せりと聞えなば、かならず怪しめられて、身の大事に及びなん。あなかしこ秘すべし秘すべしと宣へば、藤市げにと點頭て、共に家路に赴きけり。さる

設て抨と發つ矢、過ず御曹司の面上に飛來るを、身を背て避給ふに、矢は胭に丁と立を、立せもおかず撑捨。彼は矢坪をたがへて大に慌、二の矢を刺んとするところを、爲朝よつ引て射給へば、鳩尾骨碎てぐさと射徹し、鏃あまりて榎の幹へ一鏗抗て縫たりける。されど彼は頓にも死なず、手足を悶掻て脱れんとす。爲朝これを見給ひて、弓矢をば戞離と投捨、太刀拔挿頭て走りかゝり、首を磤と切給へば、俄頃に山鳴り瀑布浮騰、風又颯とおとし來て、木の葉を飛し砂を卷揚、四方晦然としてしばしは物の善惡もわかず。この時しも藤市は御曹司の事心もとなければ、蕉火ふりてらしてその迹を慕來つ。やゝ風をまさりて後走り著、この光景を見てうち驚きつゝも、まづその故を問に、爲朝は今この妖怪を射とめたる首尾を說示し給ふ。藤市これを聞て、おそる〳〵蕉火をちかくあげて、もろともに見れば、五十ばかりの男とおもひしは、身丈一丈にあまれる獸にて、針のごとき毛斑に生出、手足は漆を塗たるやうに黑くて、爪の長二寸に及べり。首は遙に飛て、右手なる嵓角に嚙著たるが、その面狙に似て狙に異なり。頭の毛は雪のごとく白くて、長二三尺もあるべく、脣厚くして鼻を掩ひ、口は方に裂て尖き牙あり。旣に死すといへどもいまだ目を閉ず。瞳の光人を射て、さながら生るが如し。爲朝よく見をはりて、これは何といふ獸ならんと問給へば、藤市答て、それがしむかし山獵に夥の年月をお

その氣を籠ずといふ事なし。又鳴弦は弓弦を鳴らすのみにして矢を發さず。弓はかならず白木を用ふ。男子生るゝとき蟇目鳴弦の法を用てするものは、桑弧蓬矢その純陽を取て、もて邪魅を征し、志を四方に示すもの也。見よ〳〵翌はかならず彼が妖の程をあらはすべしと宣へば、藤市ふかく感佩し、その夕ぐれをまちにけり。かくて爲朝は、次の日蟇目の法を設て、彼男をまち給ふに、秋の日の暮やすく、遠き寺々の鐘おとづれて、日も山狹に向入とするころ、件の男、生平のごとく獸の皮二三枚を背負ひつゝ、藤市が家のほとりちかく來て、既に門に入らんとしてしばしうち仰ぎ、呵々と冷咲て裡へは入らず、踵を回して舊の路へ走り去るを、爲朝は物の隙より見そなはして、さればこそ妖怪なれ。迯とも迯さじとて、弓矢を手挾み追蒐給ふに、彼は騒ぎたる氣色もなく、いと徐やかに行やうなれど、その疾こと馬の馳がごとく、いかに追給へども間ぢかうも追つかれず。比良の峯方も打過て、南小松と北小松の間なる、楊梅の瀑布のほとりにて、忽地彼男を見うしなひ給ひつ。こは朽をし、遠くも隔らざりしに、いづ地にか身を隱しけん。彼が栖は正しくこのあたりなめりとおぼして、彼此を見かへり給ふに、瀑布の左手にすこし坦地ありて、ふりたる榎の枝葉生茂れるあり。彼もしこの樹陰などに躲れ居る事もやとて、茅萱踏わき入り給ふに、猛然として彼男、榎のまへに立あらはれ、半弓彎

に、爲朝の弓弦、おのづから斷しかば、ふかく怪み、有一日藤市にしかぐの物がたりして、彼男はいづ地のものぞと問給へば、藤市答て、それがしも楚とはしらねども、北方なる小松山のほとりに住むよし、彼みづからいへり、件の男、この春のころより皮をもて來て賣に、いかにして獸をば取やらん、皮に鏃の痕もなし。全く疵なき皮なれば、その價もよろしけれど、敢價を論ぜんともせず。こなたよりとらするまに〱、鈔を得てかへり候といふ。爲朝聞給ひて、さればこそ怪物なれ。彼か來る時に、わが弓弦の斷るゝ事、既に數囘に及べり。わが弓は五石にあまりて、弦もいと太やかなれば、おのづから斷んやうなし。かさねて來たらんには、蟇目をもてこれを試すべしと宣へば、藤市は緣由を聞て、不意も毛骨竦然ておぼえける。且していふやう、今はた思ひめぐらせば、怪しとする事なきにしもあらず。宣はする引目の事、蟲の蟇といふ字を書候は、いかなる故やらんと問に、爲朝答たまふやう、夫引目鏑の名ある事は、鏑の四方に目をくりて、これを蟇の目に象る。これをもて蟇目と稱せり。蟇は陰物の祖にして月中に胎托す。この故に鬼魅ふかくこれを怕る。且弓はこれを月に擬ふ。矢を刺ときは、上弦にたとへ、引滿るときは望月に象り、發つの後を下弦に表す。一月三十日の象は、卽一弓の上に明にして、表裏陰陽の德を備、又上下に日月の象あり。天の二十八宿、地の三十六禽、みな

泉のごとく、悲きかな、父母兄弟みな黄泉の客となり給ひぬ。爲朝ひとり存命て何かはせん。父の仇は兄義朝也。向にわれ二條河原の一戰に、唯一矢に射べかりしを、縱君の爲也とて、兄を討んは獸にひとしと思ひかへし、兜の星を射削りて走らせたり。もしかゝる事ありとしらば、胸きか射徹してくれんずもの、今はいかに悔ともかひなし。直に洛に潛上り、義朝信西が首を捩切て踏碎き、刃のつゞかん程切死すべしといきまきて、物狂はしきまでに見え給へば、藤市は前に携り後方にたち、こは日來に似げなくも見え給ふ。よしやその人を擊給ふとも、いかばかりの孝養になるべき。只永く亡跡を弔給はんこそ、はるかに勝るべけれなど、さま〴〵に諫こしらへ、いよ〳〵ふかく潛せまゐらせける。爲朝つく〴〵おほしけるは、われ筑紫にありしとき、既に九箇國の民の心を得たり。とかく宰府に下りて再び九州を切從へ、新院を竊出しまゐらせて、重祚なし奉り、われ日本國の總追捕使とならばや、と膽太くも心を決し、まづ宰府の形勢を聞せ給ふに、城をば菊池原田に攻られて、舅忠國も討死し、白縫も燒死たりと聞えし程に、ます〳〵憤りに迫ながら、人にして肘なく、鳥にして翼なきがごとく、既に左右の佐をうしなひて、速に事を成しがたければ、心ならずも又徒に日を過し給へり。しかるにこのごろ藤市が家へ、夕ぐれ每に獸の皮をもて來て賣る、五十あまりの男ありけり。これが來る每

も得せず。なほしば〱問れてやゝ瞼をかきはらひ、さても人の申すを聞に、いぬる日軍敗れし時、左府頼長公は流矢に項の骨を射させて薨給ひ、新院は爲義朝臣をはじめとして、光弘季能なんど、僅五七騎に供奉せられ、如意山に入らせ給ひ、こゝにて人々に暇を給はり、光弘季能のみを召倶して、知足院の邊なる、あやしの僧房に入御ありて御髪をおろし給ひしかど、終には探し出され給ひて、讃岐國松山へ遷され給ひぬ。又爲義朝臣は、五人の御子達とともに東國へ下向あらんと議し給ふに、俄頃に病著に臥してその事かなはず。今はとて思ひたえ、墨の衣に容を變て、嫡男義朝の館へ赴き給ひ、頼賢、頼仲、爲宗、爲成、爲仲、この五人の御子達も、勢力竭て搦捕られ、みな義朝に預下し給へり。こゝに少納言入道信西は、爲義御父子を害せん爲、清盛と示し合せ、その叔父なりける平馬助忠正、これも新院へ召れしが、降人となりて出たるを、清盛うけ給りて首を刎、そのこゝろ清盛既に君の爲に叔父を誅せり。義朝も又父を討よといはん爲也。されば義朝に仰せて御父爲義法師以下、五人の兄弟を誅せしめ給ふに及て、義朝ふかく推辭給へどもかなはず。痛しや大殿をはじめ奉り、御兄弟みな船岡山にて首を刎られ、剰なほ幼稚在せし三人の御子をも討せ給ひつ。母君は八幡詣のかへさに、この事を聞食て、悲歎やるかたなかりけん、五條桂川へ投給へり、といまだ語りも果ざるに、爲朝涙

したる額ありけり。誠に氏の御神の郷導し給へる事疑ふべからず。しかれば馬をば直に進らすべう思へども、はかぐ〵しき廟祝さへなしと見ゆる神祠に、活る物を進らせんもよしなし。これをば男山へ獻らんと宣ひしが、四五日ののち藤市は、この馬を牽て八幡へまゐり、鞍置たるまゝ彼神社に進らせ、潛に主君の武運を祈念して、次の日荒川へかへりけるとぞ。

第十一回

楊梅瀑布に御曹司山猱を殺
石山溫泉に武藤太舊主を賣

爲朝は藤市が誠忠を感じおぼし、その日誘引れて荒川に到り給へり。此ところ山ふところにして、世を潛に究竟の地なれば、こゝにて親同胞の往方を聞定め、聚會てこそ、ふたゝび事を謀るべけれと議したまふ。藤市は妻もなくて、身ひとつの心やすさは、生活の間あるをりく〵、大津坂本のほとりに出て、世の風聲を聞んとしつゝも、楚と聞定めぬる事なくてうち過せしに、七月の下旬に及て、有一日中濱へとて出けるが、ゆきてより程もなく、忙しく走かへりて、爲朝のほとり近うまゐり、今宵大殿の御往方を聞定めて候といひもあへず、淚を潸然と落しければ、爲朝うち驚きて、あら心もとな。父には捕れ給ひつるかと問給へども、しばしが程は回答

こは落武者の放馬ならんとて、熟これを視るに、豫て認得ある、爲義朝臣の秘藏し給へりし、唐鞍を置たれば、さては御父子のうちこのわたりへ落給ひて、野伏なんどの爲に討れ給ふかと、今さらに驚れ、せめてその御亡骸なりとも尋索て、かくすべく思ひながら、この馬いづ地より來れるをしらず。しかはあれど、むかし馬飼に馴て、馬のこゝろはよくしりたり。馬は來し道を忘れぬものなれば、これが歩むにまかせて索まゐらせばやと思量し、前に立てまゐりしに、馬はこの社頭に止りて更に動かず。唯見れば社内よりさし覗き給ふ君は、むかしいと幼稚ませしとき見奉りし、八郎君の相貌あり。こゝをもてはやく御曹司なる事をしりて候、と一五一十を述しかば、爲朝斜ならずよろこびおぼし、さは藤市とやらんにてありけるか。この鞍は此度合戰の料にせよとて、父の賜りたりけるに、不意も汝が目標となりぬるも、主從の緣にし竭ざるなるべしと宣ひて、爲義朝臣の往方しれざる事、こゝにて馬を放遣りし事どもを說示し給ふにぞ、藤市は或はよろこび或はうち泣て、とかくわが家に潛せまゐらせんといふ。その志に悖らんも、却て心なきに似たり。さらばしばし汝が家にありて、竊に父の往方をも索まゐらすべし。さるにてもこの馬の汝を導きしこそ怪しけれ。こは全く神明の冥助によれり。そもこの社は何の神を祭り奉れるかと宣ひつゝ、明ゆくまゝにうち仰て見給へば、八幡宮の三字を寫

父の行する同胞の事、宰府に殘せし妻子の事まで、何となく思ひつゞけて、ひとり廣前に額づき、しばらく祈念し給へば、簷ちかう飛ぶ螢も、誰魂ならんと怪しまれ、磯うつ浪音松ふく風は、敵の來れるかと耳を側だて、まどろまぬ夢に夜もやゝ明ゆく頃しもあれ、外面に高く鑣の音しけり。怪しやわが馬のふたゝび立かへれるかとひとりごち、格子を少し押ひらきて見給ふに、年紀六十あまりの老翁、彼馬を牽て來れるなり。この老翁、爲朝をつく〴〵見て、君は筑紫の御曹司、八郎君には在さずやといふ。爲朝も彼が面影は、見たるやうにおぼしければ、少しも隱給はず、いはるゝごとくわれは八郎爲朝なり。そも汝は何人ぞと問給ふに、老翁は地上に頭を著、君はしろしめさゞるべきが、それがしは大殿爲義朝臣の馬飼に、藤市といひしもの也。この十年あまりむかし、身の暇を賜り、近江は故鄕なれば、比良嶽の麓なる、荒川の北在家に退居し、獵夫の業をなして世をわたりしが、今はかく老くたちてその業を勤がたさに、人の射てとりし獸の皮を買受、これを鞁人に遞與して活業と致すなり。しかるにきのふの戰に、新院方打まけたまひて、大殿をはじめ奉り、居多の郎君も往方なく落うせ給ひしと傳へ聞、かかる時にこそ、賤きものの志をも見せまゐらすべけれ。わが里ちかくも來給へかしと思ふから、通夜いも寐られず。あくるを待佗て起出れば、この馬わが門に走り來て、頻に嘶さふらひき。

く打戴て、ゆくべき路もしらぬ火の、筑紫を其日船出して、四國のかたへ艚せける。

第十回

爲朝單騎江州に走る
藤市馬を認て北濱に到る

有左程に爲朝は白川の山中にて、紀平治を筑紫へかへし、よるべなき身もさしてゆく、繋ぬ船のさゞ波や、滋賀の都を後方にしつ、湖水を北へ落給ふ。頃しも七月十一日の事なれば、晝は暑に堪かねしも、夕こえ來れば鶉鳴く、眞野の入江もうち過て、尾花浪よる秋風に、衣吹せてゆく〳〵も、中濱のわたりやゝ越て、北濱のこなたまで來給ふとき、夜もはやいたく深にけり。とても借べき宿もあらぬに、樹の下岩の挾間なりとも、霎時憩はばやとおぼしけるに、路の傍にふりたる神社のありしかば、やがて馬より下りて社壇に尻をかけ、馬に對て宣ふやう、さても汝は幸なきものかな、新院けふの戰に勝給はゞ、父もわれも夥の所領を賜りて、汝も又玉鞍金勒に榮花を示すべきに、かく落人を乘せありきて、さこそ物うく思ふらめ、今は身の暇を得さするぞ。いづ地へもとくゆきて、よき主を求よと仰つゝ、持たる弓をとりなほして、臀のあたりを打給へば、馬は忽地身ぶるひし、北の濱方へ馳去ける。かくて爲朝は、社内に勤居て、

を飛して仇を退け、恙なき尊顏を拜する事是わが身の僥倖なり、と一五一十を述了ば、白縫は爲朝の、輒く落伸給ひしと聞て少し安堵、うれしきかな御曹司には、なほこの世に在しける。活るかひあるわが身より、健氣なるは野風也。いと惜きは八代がことなりとて、この事彼事を語り出、漫に落淚ありしかば、紀平治も瞼をしばたゝき、山雄といひ野風といひ、主にかはりて死する事、過世いかなる契かありけん。これを思へば去年の夏、わが君上洛し給ふ時、野風が拒まゐらせしも、かゝるべしとの前象也。それに引かへ紀平治は、今宵の合戰にさへ後れたれば、唯面なくも思ひしに、八代が敵を拄て、潔く討死せしのみ、少しは心やり出かし、といひつゝ敵の捨たりける、松明の燒さしを拾ひとりてふり照らし、妻の死骸を引起せば、吭より項まで、篦中過て射徹され、血に塗れつゝ手にもてる、太刀の刄はみな斷れて、鋸に異ならねば、さこそ手いたく戰ひつらめと、おもへば見れば白縫も、共に歎きの數そひぬ。かくて紀平治は、松の枯枝を伐おとし、死骸の上に積かけて、蕉火をさしつけつゝ、南無と念ずる聲とともに、忽地發と燃うつり、烟となりてたちのぼれば、再び敵の逐來ぬ間に、誘給へといそがし立、主從浦曲を投て走りけるに、東雲ちかくなりゆくころ、敵に押隔られたる女使ども、此首彼首より參りあへり。有斯ばいよ〳〵怪しめらるべしとて、みなつほ折姿にかい繕ひ、笠ふか

陰岳の上より射かくる矢に、馬は太腹を射させて屏風を倒すがごとく、主もろともに撲地と顚臥を、射て落しぬとよろこびて、おの〳〵弓矢を搔遣棄、太刀脱かざして走り來つ。叶嗟白縫撃るべく見えたる處に、誰とはしらず道次の藪陰より、石を飛す事雹のごとく、先にすゝみし軍兵三人、立地に打倒さる。これ等は五騎十騎の半武者なれば、今助兵あるを見て、かなはじとや思ひけん、みな四散に逃奔けり。白縫はその間に、突たる諸膝を踏なほし、逃るを逐んとすゝむとき、こや喃々と呼びかけて、簑笠被たる大男、藪陰より走り出、被たる笠を脱捨つゝ、ちかく來るを見るに、是八町礫紀平治なり。白縫はこは思ひがけず、とばかりに、落る涙をかき拭ひ、いかにや紀平治、わが夫には恙なく在ますか。館をば菊池原田に攻られて、高間吉田等はさらなり、わが父も討死し給ひぬとおぼし。わがうへは後にこそいはめ。いともこころもとなきは御曹司の御事也と仰すれば、紀平治ほとりちかくつい居て、御こゝろ易く思し給へ。いぬる十一日の軍利なうして、身方の軍兵大半討死すといへども、御曹司は薄痍も負給はず、近江のかたへ落給ふとき、白河の山中にて、如此々々の仰を蒙り、已ことを得ず其處にて別れまゐらせ、夜を日に嗣て走下りしが、今宵城のかたに當りて、遙に火光の發るに驚かれ、なほ逸はやく走來る折もこそあれ、夫人には夥の敵に逐留られ、既に危く見え給へば、石

にて押隔られし、八代ならでは身に從ふものもなく、頃しも二十三日の陰魄も、山挾に弁るべかめれど、天結陰、霡雨蕭蕭と降出して、ゆく路のいと暗きに、武者十騎あまり、焦火をふり照しつゝ、一烟走に追蒐たり。白縫は且戰ひ且走り、又五七町落伸て見かへれば、八代も後れぬるとおぼしくて、呼べども呼べども囘答もせず。こは朽をし、彼を撃せて、われのみ活んやはとひとりごち、馬の頭を引かへせば、只今城に火を放しと見えて、忽地西に當りて火光天に衝き、煽々として燃揚るにぞ、白縫潸然と涙を流し、已なん〳〵。父も討れ給ひけん。わが身も死すべき時至れり。憖に落伸て、しばしも後れまゐらせしこそ胸くるしけれ。さらば最期を急んとて、城の火光を燭としつ、舊の路へ馳てゆく。この時八代は、白縫を落さん爲、潛に引下りて、ふたゝび逐ひ來る敵を拒ぎ、三騎に痍負せ、二騎を切倒し、首を取て立あがる折しも、矢一ツ來りて八代が、吭のあたりへ丁と立ば、しばしもたまらず倒るゝを、軍兵四五騎下りたちて、首をとらんと競ひかゝる。白縫は立かへりつゝ、遙に見て鐙をあはせ、長刀を水車の如くふり輪して、五騎が中に蒐入り〳〵、忽地切伏せ薙倒す。その威勢奮然として當るべうもあらざれば、みな仰ぎ視て舌を掉ひ、是なん女丈夫と聞えたる、爲朝の內室ならめ。彼いかに勇敢とも、續く郎等もあらざるに、唯射て落せと罵りて、七八騎の軍兵彼此に立わかれ、木の

庭除を照らすに異ならず。敵は門をひらくを見て、すは城兵は落ゆくぞ。われ討止んとむらだつ折しも、爲朝の畜狎たる、野風と呼べる狼は、白縫に先だちて、門より衝と走り出、寄せあふ軍兵に駈むかひ、當るをさいはひに噬倒せば、いひがひなき雜兵は、向脛を咬れ、肩腰を折かし、右往左往に亂れ騷ぐを、白縫八代等は、太刀長刀の刀尖を揃へ、咄と噇て走りかゝり、東を打西を靡け、終に一條の血路をひらき、東南を投て走りける。狼はなほ主を輒く落さんとや思ひけん、處も去らで跳めぐり跳めぐり、弓矢をも怕れず、刀劍をも避ず、騎馬武者をば、馬の双膝に嚙著て反落させ、歩武者をば砂を蹴かけて、眼を遮りなどせし程に、寄手これに辟易して、唯遠矢に射てとらんとす。されば野風猛しといへども、身も又鐵石ならざれば、立ところの矢二十餘條に及び、大に哮る事一聲、終に立縮に死てけり。嗚呼奇なるかな、嗚呼痛しきかな。猛獸にしてよく人に狎れ、一言の恩を感じて、兩頭志をおなじくし、身を喪して主の必死を救ふ事、人間にもなほ稀にて、有がたかりし動止なり。この戰果て後、寄手の大將菊池肥後守、野風が事を傳へ聞てふかく感激し、わが士卒、彼狼が忠心に類れとて、その皮を陣太鼓に張らせ、家の重器としたりしに、建武の年間、寂阿武重が時に至ても、なほこれを相傳して、數度の武功を顯しけるとなん。間話休題、白縫はやゝ一方を切脱しが、夥の女使も處々

に、とく生害あれかしといひかけて、又敵軍に走むかへば、阿曾忠國莞爾として、いざさらば最期の一戰して、こゝろよく腹かき切らん。その馬寄せよと焦燥つゝ、緣より閃りと打跨、手綱かい操馳出る。父に續て白縫も、駈向んとする袖を引とめ、八代諫ていへりけるは、わらはが夫紀平治も、洛にて討死し侍りつらんと思へば、たえて存命べきこゝろなしといへども、なほかくて侍るなるは、夫の忠義を思ひくみ、君の先途を見とゞけまゐらすべう思へば也。さは八代が胸くるしさをもしらせ給ひ、一旦大殿の御こゝろを安めて、なほ逃れがたくばその時に、ともかくもならせ給へかし、としばく〳〵諫てわりなく馬に抱き乘せ、みづから轡づらを引向て、西の門より落行けり。忠國は討のこされたる四五十騎の兵を從へ、血戰時をうつせしが、終に寄手の軍兵を、一の木門まで追退け、その身も許多深痍を負て、舊の處へ立かへり見るに、既に落たりとおぼしくて、白縫もあらざれば、ふかく歡び、高間四郎をちかく招き、汝わが介錯して、首を敵にとらさぬ爲、はやく火を放よといひもをはらず、上帶解て鎧脫捨、肚一文字にかき切れば、高間は主の介錯して、やがて館に火をかけつゝ、その身も煙の中に飛入り、灰燼となりて亡にけり。さる程に白縫は、八代等二十餘人の女使を將て、西の門より走り出るに、こゝにも寄手まはりぬと見えて、闇夜に晃く兜の星は、片々たる白梅頭上に開き、輕盈たる黃花

る孝行は竭さずとも、せめて死出の郷導して、三途の川の筏とも、埋艸ともなり侍りてん。かく思ふ身をわりなくも、落よ活よと仰するは、味氣なき世に存命て、憂を見よとやおぼすらん。父の仰はそむかじと、辨ながら是のみは、うけ引がたく侍るといふ。恩愛の切なるは、今この一句にあらはれて、勇きこゝろもよわりゆく。忠國も顔うち背向、死んといふは子たるの誠、助んとするは父の慈悲なり。そも天地に孕れて、この世に生を稟たるもの、子をおもひ親を慕ふは、天とぶ鳥地を走る獸も、異なる事のなければこそ、桓山の四鳥すら、なほその別離を悲みたれ。況われに子といふものは、唯是御身のみなれば、わが年浪のよるをば厭はず、あらき風にも當じと養育、成長に及ては、過世の縁にし締けん、思ひもかけず、源家の御曹司を婿がねとして、望足りぬと思ひしも、盛者必衰の理を脱れず。この大軍を引受て、屍を戰場に曝す事、これ武者の常にして、敢悔べき事にあらず。さるをおもひ辨ず、父が心に悖れるは、大なる不孝ぞかし。親子は元是一世の緣。もし養の恩をおもはゞ、脱れがたき死を脱れ、父が亡跡をも弔んとはせず、いと聞わきなしといひ懲す。浩處に矢叫鬨の聲聞ぢかく聞えて、高間四郎は、鎧に立矢を夥折かけ、黑皮威も流るゝ鮮血に、紅威と染なさせ、大床ちかく走り來て、敵は既に二の木門まで攻入りて、吉田兵衛も撃れさむらひき。それがし防矢つかうまつるその間

休るに、身方も三十騎は深痍を負、二十三騎は討れけり。白縫は、日來雄々しきかひありて、鈚打たる鉢巻して、小具足に肚巾さしかため、白柄の長刀をわきばさみて、紀平治が妻の八代以下、二十餘人の女使を、みな一般に打扮せ、床几に尻をかけて在せしが、父の後方に居かはりて、唯今の一戰に、さこそ疲勞給ひけめ。わらはかはりて一防ぎふせぎ侍らんといふを、忠國頭をうちふりて、われはじめは洛に合戰ありしといふことを、敵の流言ならんと思ひしに、今その英氣甚鋭きを見れば、全く僞りにもあらざるべし。縱御曹司敗北し給ふとも、智勇兼備りて、萬夫不當の良將なれば、討死はし給はじ。しかはあれど、日來は馬前の塵を取し、九箇國の大名も、今日忽地讐敵となりて、後詰をまたん便なければ、よしや御身等が、寄手の兵を、百騎二百騎擊とるとも、吾に于て敢益なし。さしも九州に名だたる御曹司の居城を攻らるるに女ばらを相語て、防禦しなんどいはれんも朽をし。われは矢種のかぎり戰うて、潔く肚かき切らんと思ふなれば、後門へ敵の廻らざる間に、御身はこゝを落て、御曹司に環會まゐらせ、わが志をも傳へ、合戰の容をも物がたり候へと仰すれば、白縫淚さしぐみて、わらは女子の身にしあれど、父の子にして爲朝の妻たり。今夫の生死をしらず、父又討死し給ふを外に見て、いかで落ゆき侍るべき。殊さら幼きより母御に後れまゐらせ、父の慈愛に人となれば、させ

けり。時に寄手の陣より、卯花威の鎧に、星白の兜を戴て、佐目なる馬に乘たると、椙縄目の鎧に、高角打たる兜を戴て、鹿毛なる馬に乘たる武者二騎、篝火の光に馬をすゝめ、汝しらずや洛には、新院の御謀反發覺、汝等が主君とたのみたる爲朝も、院の御所にまゐりしが、いぬる十一日の一戰に、たつ足もなく打負て、生死もしれずなりけるぞ。かくいふは菊池原田が股肱腹心の家隷に、玉名太郎、宇土平三郎といふもの也。わが主、俄頃に宣旨を蒙り、爲朝が氏族親族を、生拘て進らせん爲發向せり。とく弓を伏兜を脱て、縛を受よとぞ回答ける。高間四郎囅然とうち笑ひ、九箇國を管領して、武勇海内に輝る、御曹子の御館に夜討するは、死神に誘れたる、山賊野伏の所爲ならんとおもひしに、菊池原田の歴々が、勅命を稟て向ひ給ふなるよ。夜も深たれば待べき物こそなけれ。但鏃よく剔たる征矢のみ用意いたせしに、受て見給へといひも敢ず、よつ引て發つ矢、玉名太郎が内兜に篦深くぐさと立しかば、忽地馬より撻と落るを、差詰彎詰射る程に、少し射しらまされて色めく處を、忠國は一の木門をさつと開せ、百五十騎の兵を前後左右に從て、驀地に走出たり。吉田高間もこれを見て、望樓より走り下り、續て敵にかけ向ひ、面もふらず挑み戰ふ。寄手は大軍なりといへども、死を究たる忠國の、百五十騎に切たてられ、一町あまり退くを、忠國は遠くも逐ず、しづかにうち入りて、人馬を

まだきに合戰はじまり、その日の中に新院うち負給ひしとぞ。しかるに下野守殿義朝は內裏へ召れ、判官殿爲義は八郎殿爲朝をはじめ、六人の子息を將て院の御身方に參り給しに、軍敗れて後は、父子兄弟みな四落八落になり給ひて、その生死をしらず。さるによりて、菊池原田が徒、勅命をさしはさみ、年來の蟄懐を散さん爲、唯今押寄するとて、みな騷動つかまつるにて候。この事誰が聞定しといふにもあらねど、いとおぼつかなければ、しらせまゐらする也といふ。忠國聞て眉を顰、時もあるべきに、一院鳥羽崩れ給ひて、御歎の氣色はなく、却て新院と主上の御位をあらそひ給ふといふ事まことしからず。しかれども菊池原田が押寄するといふは虛說にもあらじ。爲朝久しく洛に在して、宗徒の郎等もおほくは彼地にあり。今此間を窺ひ、彼徒がかゝる流言して劫し、直に攻落んとするにやあらん。とく合戰の用意をせよと仰する折しも、忽地彼此に喊聲發り、谺に響て夥し。吉田高間はこれを聞といへども、敢騷がず。さては風聞虛からで、敵も間ぢかく寄たりとおぼし。それがし等まづ罷向て防ぎ候はんに、心しづかに物具めさるべしといひかけて、飛がごとくに退出けり。當下忠國は、白縫を呼てしかじかの事を告しらせ、鎧一縮して出給ふ。かくて吉田高間の兩人は、正門の望樓に登りて敵陣に對ひ、一院崩御の時に當り、私に干戈を動さんと欲するは何人ぞ。その名を聞んと喚はり

前編　巻之四

第九回

野風陣沒して活路を開
八代殿戰して飛矢に當

官軍は新院をはじめたてまつり、討もらしつる宗徒の武士を召捕べしとて、軍兵處々に部して、隈なく索まゐらせけり。當下公卿僉議ありて、爲朝倘西國へ逃くだりてふたゝび事を起さば、ゆゝしき御大事也、速に彼が妻子を生拘て進らすべきよし、遞馬をもて、菊池原田が許へ仰つかはさる。太宰府は遙なれば、洛に合戰ありし事いまだ聞えず。忠國白縫はさら也、士卒みなかゝるべしとも思ひよらねば、去年より唯そなたの天のみうち瞻、けふや御曹司のかへり給ふ、翌や音耗のあるらんとて、まつとまつ程に、保元元年七月二十三日の夜間過るころ、俄頃に怱劇かりければ、忠國あやしみて、ひとり臥房を起出、遠侍まで行て見る時、宗徒の家隷、吉田兵衞、高間四郎、連忙しく走り來れり。忠國見て、あながまや。あれは何事ぞと問ば、兩人答て、實やらん洛には、鳥羽法皇崩御の折しも、新院御謀反の聞えありて、いぬる十一日の朝

るべくは逃れし、ゑしかなはずはもろともに討死せよ。爲朝が生前の心がかりはこれのみなり、と言を竭して諭し給へば、紀平治やうやく承引て、しからば仰に從ひ奉り、宰府に走下りて、めざましき合戰し、もしかなはずは、忠國白縫の御供して、便宜の地に潛せまゐらせ、時をまちて再會を計り候べし。君も又よく艱苦を忍びて、性命を保給はん事こそねがはしけれ、と申せしかば、爲朝莞爾として、われに于て懈ることなし。汝女々しく別を惜み、落人の物具に目をかくる、山法師なんどに支られそ。人の怪ぬ間にとく〳〵と仰すれば、紀平治今はせんすべなくて、舊の路へ立かへり、爲朝は馬をはやめて、滋賀のかたへ赴き給へり。

十六差たる矢三腰を負給ひしに、このうち義朝の兜の星を射削たると、大場景能が膝節を射分たると、二條ならでは化矢なく、或は一條に二騎三騎射つらぬき、或は近づく敵をば引よせて首を捩切、搔摑て投ころし給ひぬれど、大廈の將に壞れんとするとき、よく一木の拄べきにあらざれば、心の外に敗北し、終に落人となり給ふこそぜひもなき。かくて爲朝は近江を投て落給ふに、白河の山中にてしばし馬を駐め、紀平治に宣ふやう、恨らくは頼長公、わが謀を用ひ給はず、居ながら敵をまちたればこそ、忽地軍敗れて、君父の往方をだにしらね。さればとて直に自害すべきにあらず。われは父に尋逢まゐらせて、世の光景をも見んと思ふ也。汝はこより筑紫へ立かへりて、忠國白縫等に、この事を告よかしと宣へば、紀平治聞もあへず、こは思ひもかけぬ事をうけ給はり候ものかな。二十七騎の朋輩にも後れ、これまで附添まゐらせしは、先途を見とゞけ奉らん爲なり。いかに仰するとも立も去らじといふ。爲朝又宣ふやう、汝が誠忠はわれよくしりぬ。しかれどもこの軍敗れて、爲朝もゆくへなくなれりと聞えなば、菊池原田が徒時を得て不意に押寄せ、多年の蟄懷をはらさんとせでやあるべき。さるを鎭西なる氏族外戚、この事をしらずして、こゝろの外に狼狽し、忽地擒となりて、生恥を曝す事などもあらんには、無下に朽をしかるべし。とかく汝は彼所に走かへりて、忠國に力を戮せ、脫

數千騎の官軍押寄來て、既に手詰の合戰に及べり。さる程に爲朝は、鎭西より召倶したる、二十八騎の郎等を、前後左右に從て、眞先に馬をすゝめ、唯一戰に淸盛の大軍を追ちらし、兄義朝の兜の星を射削て膽を冷させ、しば／＼勝に乘るといへども、なほ目にあまる大軍なれば、終に新院方うち負て、官軍處々に亂れ入り、忽地に火を放しかば、新院は東の門より出御なりて、北白河を投て落給ふ。御方の軍兵は、これを見奉るといへども、猛火に隔られ煙に咽びて、供奉する事かなはず、みな四落八落に落行ける。この時爲朝の二十八騎のみ、一步も退かず、奮擊突戰して新院を落しまゐらせしが、終に太刀折れ勢力究りて、高間三郎は金子十郎に討れ、手取與二は仙波七郎に組討せられ、惡七別當は齋藤實盛に首を授く。なほこの外にも、大矢新三郎、越矢源太、松浦次郎、手取與三郎、打手紀八をはじめとして、みな悉く討死したりしに、八町礫紀平治は、いまだ薄疵一箇所も負ず、主とともに踏とゞまりて防ぎ戰ふを、爲朝見かへりて、今は君も父も遙に落ち伸給ひつらんに、いつまでかくてあるべき。いで御蹟を慕ひまゐらせんとて、心しづかに落ゆき給ふを、逐ひとゞめんとする敵あらざれば、既に行延給ひしが、又馬を馳かへして、上矢の鏑唯一條のこれるを、世の人に見せばやとおぼしけん、寶莊嚴院の門の柱に、票と射とめて過給ふ。抑爲朝この軍に、二十四差たる矢二腰、十八差たる矢三腰、

得參ざりし程に、かさねて左京大夫敎長朝臣を、六條堀河の館に遣され、いと叮嚀に召させ給ひしかば、爲義朝臣今は已ことを得ず、四郎左衞門賴賢、五郎掃部介賴仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、源九郎爲仲、すべて六人の子どもを將て、白河殿所の新院の御所を申すへ走參る。新院御感斜ならず、近江國伊庭莊、美濃國青柳莊、この二箇所を賜りて、即判官代に補し、上北面に候すべきよし、能登守季長をもて仰られ、鵜丸といふ御劔を下されけり。かくて合戰の評議あるに、鎭西八郎爲朝は、獅子の丸を縫たる直垂に、八龍といふ鎧にまがへし、白き唐綾を威せる大荒目の鎧被て、三尺五寸の太刀に、熊皮の尻鞘入れ、五石の弓の長七尺五寸ありて、つく打たるに三十六指たる黑羽の矢を負、兜をば郎等に持せて、大床に歩み出たる形勢、勇は樊噲にもまさり、智は陳平にも超、弓は元來養由基にも恥べからず。天晴勇々しき大將やと、人みな只顧稱讃す。新院も母屋の御簾を綻ばして叡覽あり。彼が五年あまり以前に、式成則員が矢をとりける時よりは、身丈も一齒高く見ゆるぞ。寔に一騎當千とは、かゝるものをいはめとて、御感ふかくおはしましつ。百戰百勝の良策あらば、申べしと仰下されしかば、爲朝うけ給はり、機に臨み變に應じ、敵を一時に拉ぐの謀を獻るに、聖運の傾く所か、左府賴長公これを拒て用ひ給はず。唯徒に敵の寄するを待ける程に、十一日の曉に、淸盛義朝を大將とし、

帝鳥羽にもひそかに聞え奉り、かくははかり給ふとなん。これによりて新院の御恨いよ〳〵ふかく見え給ひける。さは諒闇即位に今茲もくれて、あくれば久壽二年四月二十七日に、保元と改元ありけり。是より先、太宰府には、爲朝久しく六條堀河の館に、押籠られて在すると聞えし程に、衆人今さらにうち驚き、さればはじめよりよき事あらじと思ひつるはといひ罵り、周章大かたならざれば、白縫もこよなき物おもひのやるかたなくて、紀平治が妻八代を宰府の天神に代參りさせて、今一たび夫に遇せ給へと願たてまつりける。案下某生再說、今茲七月端の二日、一院鳥羽法皇崩御し給ひぬ。去年の秋近衞院さきだたせ給ひたる御歎きのつもれるにや。四月のころより御違例なりと聞えしが、聖壽いまだ六十にも滿給はねば、いと惜かるべき御齡なり。さる程に新院は、豫て思し召たつ事の在して、この折しも何となく世の中忩劇なりぬ、これによりて內裏より、爲義の嫡男下野守義朝に仰せて、東三條の留守にさぶらふ少監物藤原光貞を召捕せて、拷問せさせ給ふに、新院の御謀反かくれなきよし申けり。新院もこの事を聞食て、さては匿むとも今はかくれあらじ。まづ、しかるべき武士を召せとて、夥召ける中にも、義朝は既に內裏へ召れて參りたれど、彼が父の爲義は、召にも應ぜずして、なほ館にありと聞ゆ。さらば爲義を召せと仰せて、しばく〳〵仰下されけれども、爲義かたく辭申て、

りし程に、爲朝はちかきに筑紫へ下らんとおほせしが、有一日徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰て宣旨を下されける。その文に、

源爲朝久住二宰府一、忽二諸朝憲一、咸背二綸言一、梟惡頻聞、狼藉尤甚、早可レ令レ禁二進其身一、依二宣旨一執達如レ件

かくのごとく仰下されしかば、爲義うち驚き給ひて、彼が鎭西にありて、武威を逞しうせしは、國司の墮弱、酷吏の非義を誡つるまでの事にて、朝家に叛き奉りしにもあらず。此度の忠勤に恩賞はなくとも、かゝる仰を蒙こそこゝろを得ね、とつぶやき給ひしかど、爲朝は騷ぎたる氣色もなく、みな是信西がなす處なり。豫て思ひ設つる事よとて、ふかく引籠居て罪をまち給ふに、主上の御惱劇く在ます故にや、かさねて何の制度もなく、七月二十三日に至りて、近衞院遂に崩れ給ひけり。聖算十七歳と聞えし。上皇鳥羽帝女院美福門院の御歎きは、更にたぐふべきもあらず。唯新院崇徳帝のみ、やゝ時を得給ひて、わが身こそ位に復つかずとも、一の宮重仁親王崇徳院第一の皇子也を位に卽せ給ふらめと、いと頼もしくおぼしけるに、さはなくて、美福門院の御はからひにて、御白河院諱は雅仁この時は四の宮とて、打こめられて在せしを、やがて位に卽まゐらせ給ふ。これ全く近衞院世を早うせさせ給ふ事は、新院の呪咀し給ふなりと思食て、法皇

第八回

寶莊嚴院に御曹司强弓を示す
白河山中に八町礫別離を悲む

六條判官爲義朝臣は、爲朝の放たる鶴を、召進すべき爲、一院鳥羽上皇より定め下されし日數も、既にけふ翌に迫りぬれど、いまだ筑紫より有無の音耗もあらざれば、只顧憂悶給ふ折しも、忽地御曹司みづから彼鶴を携て上洛し、六條堀川の館に到給ひしかば、斜ならずよろこびおぼし、やがて父子の對面を許し給ひて、汝が此度の忠勤は、往の過を補ふに足れりと宣へば、爲朝も恙なき尊顏を拜して、よろこばしきよしを申て、つら〳〵見奉れば、五年が程に思ひしよりは老くだち給へり。さるを久しく遠ざかりまゐらせたる不孝さよと悔うらみて、漫に落涙し給ひける。かくて判官は時をうつさず、鶴を扛擔せて、院の御所にまゐり、即これを進らせしが、近會近衞院御惱おはしまして日に〳〵おもらせ給ふをもて、一院は鶴を御覽ずるといへども、敢御よろこびの氣色もなく、むかし義家が居多の寃魂追福の爲にとて放たるものを、朕が畜んもよしなし。これをば放得させよと仰て、やがて鶴を放させ給へば、鶴はふたゝび籠を出て、九霄に飛揚し、爲朝の苦辛忽地徒事となりにけり。此のち何とも仰出さるゝ事なか

不孝の子とならんには勝れり。いにしへの常言にも、怪を見て怪ざれば、その怪散ずといへり。ふかくな心にとゞめ給ひそ、やがて歸りまゐるべし。それ野風を逐退よと焦燥給へば、郎等うけたまはり、一人は狼の首に鏁を繋て、只管これを牽退んとし、又一人は棒をもて、しばしば追遣らんと致せども、野風はなほ退じとて、支る棒に噬つきつゝ、いと高やかに叫ぶ聲、腸を斷ばかりなれば、人みな眉を顰、げにも上洛あらんには、よき事あらじと思ふもの多かりけり。白縫も八代も、日來雄々しきにや恥らひけん、わりなくも留得ず。おなじ心をいへばえに、岩間の水を堰かねたる心持して、袖濡さじといくそたび、志は勵せども、きのふは南海の遙けきに思ひを焦し、けふは洛へ旅だつ人の、ゆくすゑ更におぼつかなき、身のよしあしはともかくも、一夜はこゝに、とばかりに、胸くるしげに見えしかば、爲朝呵々とうち笑ひ、男子一ト たび家を去りては、妻子を忘るゝとぞいふなる。禍福は天に係るものを、いとまさなくも見ゆるものかな、といひ懲し、閃りと馬にうち騎つゝ、鞭を鳴らして出給ふ。嗚呼悲きかな是やこの、行てかへらぬ主從妹夫の、契も玆に絕んとは、後にぞ思ひ合されける。

へば、爲朝うち點頭て、汝がいふ處理なり。かくまでいふを拒んもよしなし。さらばおの〱行裝せよと仰すれば、みなうけ給はりぬと回答しつ。豫て用意やしたりけん、時をうつさず犇々と打扮つゝ、廣庭に居ならびたり。當下爲朝は、八代に酌をとらせ、ふたたび三盃をかたぶけて、忠國白縫に辭別し、既に馬に乘らんとし給へば、彼野風と喚れつる狼庭門より走り來つ、主の裳を含て引とゞめまゐらせし程に、馬はこれに駭き怕れ、屬強して已ざりける。白縫遙にこれを見て、忙しく八代にさゝやき、御曹司になほ申べき事の侍りといはせて、みづから椽頬に立出、わらは唯今野風が光景を見侍るに、何となく心にかゝり侍るなり。ねがはくはけふの啓行を止て、しかるべき家隷をのぼし、鶴を進らせ給へかし、といと眞だちて聞ゆれば、忠國も又いふやう、むかし漢土三國の時、吳の諸葛恪が畜ける犬は、主の裳を曳てその禍ある事をしらせ、わが國御堂關白の養せ給ひつる白狗は、車の御前をふさぎて、路に咒咀の土器を埋たるを報まゐらせしとぞ。ちかくは山雄が事などにて思ひ合せ給ふべし。今わが女兒のいへる如く、此度上洛あらんには、凶おほくして吉少からんかと諫ければ、爲朝含笑て、泰山の言語故なきにあらず。しかはあれど、今院宣を辱し、父が年來の勘當を許されて、洛へ上りぬる身の、小事にかゝづらひて止べきかは。よしや洛に赴きて、首を白刃の下に喪ふとも、生涯

りては、いふにさへ言語にあまり、書つけんにはなほくだ〳〵しかるべし。さて爲朝は衆人に對ひて、われ苟も君父の幸福に因て、風濤の難もなく、異邦に往來して、容易鶴を得たる事、思へば往に雷死せし、乳母子須藤重季が賜ぞかし。その故は如何々々也とて、珠をもて鶴に換し事、曚雲國師が幻術、寧王女廉夫人の薄命、紀平治が水戯に至るまで、おちもなく物がたり給へば、衆皆駭然として耳を側だて、感激斜ならざりし。其が中にも八代は、夫がこよなき擧動を聞て、いと娛氣に見えたりける。爲朝又宣ふやう、院より定め下されし日數も、今はいくばくもあらぬに、父もさこそ待わびて、心ぐるしくおぼすらめ。われけふ直に上洛の首途して、片時もはやく鶴を進らすべうおもふ也。しかれども夥の士卒を領てのぼらば、路も果敢どらず、却穩便ならざるべし。因て從ひゆくべきは、透間主計惡七別當、手取與次、與三郎、大矢新三郎、越矢源太、松浦次郎、打手紀八、高間三郎以下、二十六七騎を限りとせよ。又紀平治は長途の疲勞もあるべければ、吉田兵衞、高間四郎等とともに殘り留り候へと宣はすれば、紀平治すゝみ出て稟やう、それがし豐後より附添奉り、たま〳〵歸洛し給ふなるに、殘り留らん事本意にあらず。わが身長途の疲勞あらば、君も又長途に疲勞給はざらんや。畏けれど君の爲に、粉骨を竭さんと欲するの志は、誰に劣るべうもおぼえ候はず。唯まげて召倶し給はれかしと希

るにいく程もなく、琉球國禍亂によりて、諸國の交易を止めしかば、こののちは日本人も、渡海するものなかりしとかや。彼國の興廢は審に後篇に出づ閒話休題宰府には、爲朝南渡ののち、たえて音耗なければ、忠國白縫はさら也、夥の家隷ども、心さらに安からず、或は海神に祈請し、或は土地に幣帛獻り、只願速にかへり來まさん事を願の外他事なし。洛にても爲義朝臣、しばしば早馬をもて歸國の有無を問せ給ふ。使者の往來櫛の齒を挽がごとく、けふとくらし翌とまちて、僂見れば出給ひしより、既に三箇月に及び、百日の限も、十といひて五日には過ず。もし徒に日數たちゆかば、勞して功なしと思ふに、ひとしほ心ぐるしけれど、大洋數百里を隔たる、他の國の音耗を頓致すべきやうもあらず。浩處に濱壇の望子、連忙しく走り來て、御曹司の御船恙なく著岸し給へりと報知するにぞ、衆皆凋める草木の甘雨にあへるがごとく、忽地に勇みたち、士卒は迎まゐらせん爲に、馬を牽轎を扛せて浦方に走りゆき、白縫は衣服を更席をかきはらはせて待給ふに、且くして爲朝は、八町礫紀平治以下、夥の士卒を將て、彼鶴を扛擔せ、馬の足搔をはやめてかへり給へば、阿曾忠國も衡門の外まで出むかへ、恙なき歸國を祝してもろともに正廳に至れば、白縫忙しく立出て、よろこびを述給ふ間に、紀平治が妻の八代、花麗に打扮て、銚土土器をもて出たり。すべてこの日の歡會、その事どもに至

人となりて、よく水戯を得たりしかば、瀬に寄る龜に異ならず、浮きつ沈みつ泅ぐ程に、やゝ彼船にちかくはなれど、高浪逆波に隔られ、潮はやければ、左右なく泅つくべうもあらず。爲朝はこの光景を見そなはして、あれ助よと焦燥給へども、鎭西八郎といふ事は、船人にもしらせず、ふかく名を匿して渡海し給ひつれば、われうけ給はらんといふものなし。加旃大洋を走る船は、船人といへども、その進退を心にまかせず。こは紀平治を見つゝ殺すかと悶給ふ折しも、紀平治は豫てかゝる時の爲にとて、身を放さずもて來りし鐵丸に、數十丈の緒を著たるを、泅ながら犢鼻褌の間より拔出し、左手にて浪を切り、右手を高くさし揚て、彼鐵丸を投つくるに、緒の端は手首にとゞまり、鐵丸は過ず、船の中へ礑と入るを、爲朝丁と受とゞめ、しづかに手繰よせ給ふに、紀平治は勞せずして、やがて船に跳乘れば、爲朝はじめてこゝろ安堵て、且感じ且悅び、今こそ八町礫の綽號、虛しからざるをしりつれと嘆賞ありて、彼鶴を得たりし事、又俄頃に船の出るをもて、已ことを得ずかくはせしなど、密に聞え給ふにぞ、紀平治も鶴を見て限りなくよろこび、舊虬山より後の事どもを物がたりける。されば船中の人々は、なべて紀平治が形勢に舌を掉ひ、凡北國の人はよく馬に乘、西海の人はよく水に戲るゝとはいへど、かくまで水戲に妙なる人は、いまだ聞も及ばずとて、みなあしからず管待ぬ。しか

ないな愁に紀平治をまちて、この船に後れ、限りある日數を過さば、父の存亡も量がたし。紀平治はこの國に馴たるもの也。縱棄おくとも歸り來ざる事あるべからずと思ひかへし、直に船に乘り給へば、忽地帆を張、舵をとり、東北を望て走らせける。不題八町礫紀平治は、蕃虬山にて主君を見うしなひ、驚きまどひて彼此を索まゐらせつれど、たえて逢奉らず。むなしく旅館に立かへりて、夜とともに待ども〳〵、終にかへり給はざりし程に、心ます〳〵安からず。しかるにわが主從の便船したりし船は、この曉に纜を解とて、みな旅館を退出にければ、ます〳〵心もとなくて、やうやく夜も向明とするころ、湊のかたに立出つゝ、唯見れば今出る船の中に、御曹司も在せしかば、吐嗟と走りよらまくするに、船は既に磯をはなれ、十反ばかり乘出せり。爲朝も又遙に紀平治を見そなはして、彼はわが伴の男ぞかし。この船しばし漕戻してよと宣へば、紀平治も磯方にたちて、その船かへせと喚かくれど、風のまに〳〵走り帆を、いかで輙く歸すべき。船人はしらず顏して、いよ〳〵遠くなりまさるに、爲朝もせんすべなくて、心ぐるしく見え給ふ。紀平治は蹉跎して、われたま〳〵異國の郷導に擇れながら、ひとりかへしまゐらせては、何の面目ありてふたたび日本へ赴くべき。いで追つかんとひとりごち、衣服を脫て頭に捧、漫々たる大洋へ、身を跳らせて飛入りけり。元來その身西海に

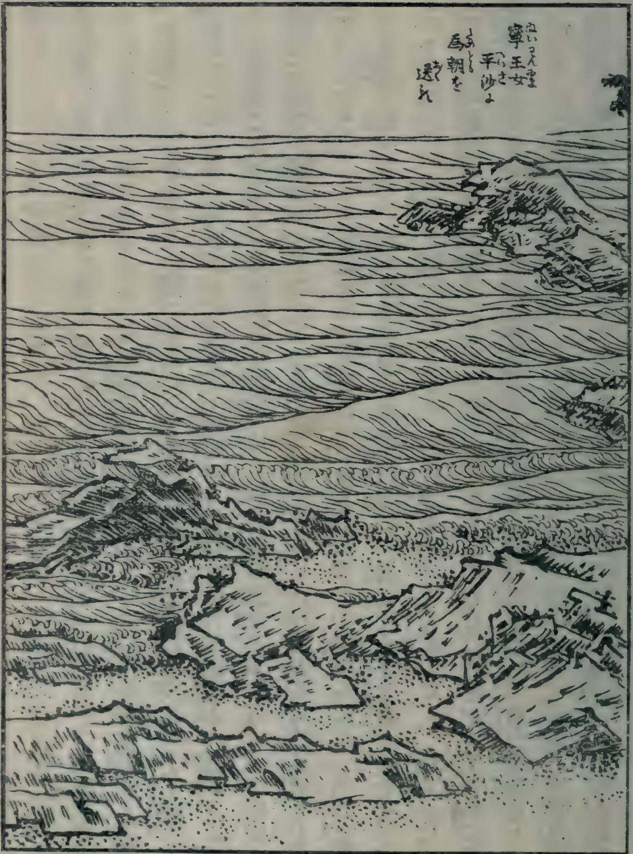
小なるを唐茄子といふの二種、近來本邦に多く種て、下賤のもの第一の菜蔬とす。婦人尤これを嗜む。又荒年には粮に當べし。これを食ふに毒なし。但琉球芋には墨を忌、東埔塞瓜に胡椒を忌といふ。世人琉球芋に墨を忌事をしりて、いまだ東埔塞瓜に胡椒を忌事をいはず。よりて談今こゝに及ぶものは、亦是作者の老婆心のみ。

第七回

紀平治船を逐うて鐵丸を飛す
野加世馬を駭して桿棒を嚼む

鎭西八郎爲朝は、寧王女母子をわりなく見すてて、東を浦づたひに只管走り給ひつゝ、その日も既に暮ぬれど、心いそがはしければ通夜路をはせて、今は二三十里も來つらんとおぼしきころ、鷄明曉を告て鄕もやゝ近づきぬ。なほゆきとゆく程に、不意もはじめ船を著たりし湊に出給ひつ。この時天は明はなれ、一艘の船、追風よろしきとて、纜を解ありけり。これなん嚮に便船しつる、日本船なりしかば、心に深くよろこびおぼして、やがてその船に乗うつらんとし給ひしが、ざるにても紀平治はいかにしつらん。彼を棄て行んも義にたがへり。さればとてこの船に後れなば、速には歸がたし。とやせまじかくやせまじと、しばし躊躇て在せしが、い

似たり。故いかにとなれば、中婦君妬ふかく在して、われを憎給ふ事甚し、それさへあるに、わが父王曚雲國師に迷されて、國の費を顧給はず。加之彼珠を、わが失ひつる珠とも定めがたきに、もしその珠ならざるときは、父を欺て身の罪を贖なり。又これをうけ引ざる時は、母の志に悖るなり。こゝをもてこの國に住果んことをねがはず。華人の世言にも、小人罪なし、玉を抱て罪ありといへる事、是わがうへにこそと宣へば、爲朝ますく\感激し、宣ふところ理にはあれど、中婦君こそ憎しともおぼさめ、大王はいかで父子の恩愛在さざらん。とにかく御こゝろを決して、はやく都へかへりのぼりたまへなど、さまぐ\いひこしらへ給ふ折しも、彼廉夫人尋來て、こは王女、こゝに在せし歟。歸京の首途も翌あさての頃ならんに、などて漫行し給ふぞ。とく歸り給へとて、わりなく誘引まゐらする間に、爲朝はそと其處を走り去り、いよいよ路をいそぎ給ふに、王女の教給ひしごとく、ゆけどもゆけども家もなく、唯茫々たる平沙なり。日もやゝ向暮として、夕餐ほしうなり給へば、ひらめなる石に尻をかけて、向に貫得たりし、裹飯を打ひらき給ふに、飯にはあらで、日本にはいまだ見もせぬ、蒸たる芋なり。これを食給へば、その色黄にして味いと甘し。二ツ三ツにして既に腹に滿ぬ。後世この芋薩州に渡り、世に琉球芋と稱するはこれなるべし。按ずるに琉球芋（關東の俗は、薩摩芋と稱す）當初薩州に種を得たれば也　柬埔寨瓜


寧王女
平沙よ
為朝を
送れ



今わが王女、おもはずも珠を得て、都へかへりのぼり給ふこと、みな是御身が賜なれば、このまゝ歸さんも本意なし。なほ且く逗留して王女の發跡たまふをまち、その酬謝をも受んやといへば、爲朝頭を左右にうちふり、われ今鶴を得て歸心矢の如し。明日國を異にすといへども、今日驩を齊くする事、自他の大幸なり。報恩を受るに及ばずといひをはり、東を望て立出給ふ。かくて爲朝は、路十町あまりも來たらんとおほせしころ、後方より只管呼ぶものありけり。誰そと見かへり給ふに彼王女なり。その時寧王女はやゝちかく走りより、御身この國の案内をばよくもしらじと見ゆるに、これより東南二三十里は、みな海濱にして人家なし。もし路に餓なばいかにせん。是をもてゆきたまへと仰て、飯とおぼしくて桐の葉に裹たるをとりいでて與給ひしかば、爲朝はその好意をよろこび聞え、これを受て懷にし給へば、王女又宣ふやう、わらはつら〱御身を相るに、商人の容にあらず。實は勇き親雲上武士の事也などにてあるべし。もし時にあはずしてかく窶しくあるぞならば、わが國に留り給へかしと宣へば、爲朝潛にその俊才を驚嘆し、われは全くさるものにあらず。日本にはなほ父もあり。縱この國に留りて富貴を受るとも、父母の國にありて貧きにはしかず候、と回答給へば、王女かさねて、しからば吾身をも日本へ將てかへり給はんや。吾身今珠を得て都へのぼれるは、福に似て却て禍を招くに

に得たらんには、國王に奏し聞え、御身が望を稱べし。まづ試に索ものを、しらせ候へかしといふ。爲朝點頭て、わが索るものは、この國の產物にあらず。われ日本にありける日、一隻の鶴を放せしが、足には黃金の牌を著たり。これを放て後、わが天皇、彼鶴を召進らすべしと勅あり。そはさきつ頃放遣て候と陳せども、こは僞ならんとて許給はず。これを陰陽師に問ば、鶴は今琉球國にありといふ。よりて數百里波濤を凌ぎ、やうやく渡り來つれども、いまだ鶴を尋得ず。却て貨を失へる薄命を、御身のうへに思ひくらべ給へかしと宣ふに、廉夫人も寧王女も、これを聞てふかくよろこび、こは奇しき事もあるかな。今朝しもわが庭へ、一隻の鶴のおりたりしが、よく人に馴て追へども飛去らず。これを見るに黃金の牌を著たり。その容全く他國より來れるものとおぼし、やがて籠に養て今見に彼首にあり。御身が尋る鶴はこれにやあらんといひつゝ、忙しく裡面に走り入り、王女とともに手も撓げに扛もて出たるを見れば、是まがふべくもあらぬ彼鶴にてありしかば、爲朝ふかくよろこびおぼして、これなりこれなり。われ心ありて來たれども、終に索得ず。今心なくして鶴を見るこそうれしけれ。今かの珠をもて鶴に換んに、よも固辭給ふまじ。珠は既に御身が手にあり、さらば鶴を給はらんといひもあへず、つと立よりて籠ながらこれを背負、立かへらんとし給ふを、廉夫人引とゞめて、

失ひ給へる、一顆の珠に露たがはず。よし其珠にあらずとも、かくまで似つればこれを持て都に上り、王女を宮中へ還し入れまゐらせ、わらはも又年來の、冤屈を脱るべし。御身にありては一顆の珠なり。われに于ては千乘の位に換る璽ぞや。かく審に聞え侍れば、まげてわらはに得させてよ、とかき口説つゝ乞求め、更に返すべき氣色なければ、爲朝數回歎息し、まづこの二人の女子を見給ふに、形容こそいと窶たれ、物いひざまも風流たるに、彼少女の氣高くて、平人ならずおぼせしかば、今この珠を與へて、望を稱得させばやとて、しばし沈吟し給ひしが、又思ひかへして宣ふやう、彼珠は、わが本國にて得たるものにて、求給ふ玉璽とやらんにてはなし。猜し給ふごとくわれは日本の商人なり。この國に索るものありて、夥の貨を積て渡海せしに、前夜曚雲とかいふ惡道士に奪ひ去られ、それをとり復さんとて、彼首の山へ登りしに、如此々々の事にて、この處へ轉墮、かく介抱を得て候へば、その珠も又惜むに足らねど、わが貨はみな失ひて、その珠唯一顆なるを、これさへ御身に進らせなば、何をもてわが索るものと、換候べき。とく〳〵返し給へかしと宣へば、廉夫人聞て、寧王女もし都にだに在さば、何にまれ御身が求るものをとらせ給はんもいと易けれど、今は一塊の土なりとも、心のまゝには投うちがたく、一椀の飯なりとも、私には施し給ふことかなはず。さはいへ珠だ

壑に埋給ふ。今の舊虬山是なり。こゝに先王虬を殺し給ふとき、其腮を裂て二顆の珠を得給ひしが、その珠一顆を琉といひ、又一顆を球といふ。さればこの國を流虬と名づけしは、虬を切流し給ふに起り、又琉球と書事は、彼二顆の珠を表す。この珠代々の王に傳へて、中華傳國の玉璽にひとし。元來この國の風俗にて、王子おはしまさゞれば、王女に位を傳給ふなれば、寧王女前年、中城にたち給ふ時、尚寧王まづ彼珠を領給ひしに、いく程もなく、彼珠一顆ぞ失たりける。かゝる神寶の故なくて、失なんもいと怪し。是疑ふべうもなき、中婦君の妬にて、彼朦雲國師に盗せ給へりとは猜しながら、證据なければいひとくに道なく、畏けれど王も又、御こゝろ淺はかに在すをもて、終にこれを曉得給はず、忽地中城を廢して庶人となし、わらはとともにこの處に棄られたれば、ありし昔にかはりゆく、朝の山のしら雲も、住はてがたき都を隔、泣みかなしみ空蟬のわが身の秋をかこちつゝ、こゝにある事三歳におよび、事訪ものもまつ風の、外はあらしや木がらしの、果は磯うつ浪の音に、寐覺わびしきわが宿の、掃もはらはぬ庭面へ、物の落る響せしに驚き、走り出て見侍れば、この國の人ともおぼえぬが息絕てありつるは、こは交易の爲に渡海せし、日本人よと思ふから、貯もてる藥なんどの、ありもやすると立よりて御身が懷をかい探るに、思ひもかけぬこの珠あり。今熟視侍るに、往に王女の

と踏外し、數百丈の谷底へ眞逆さまに落給ひしを、紀平治はすこし前にたちて歩みしかば、この事をしらず。爲朝は器械とりては、早業の手煆煉にて、よく七尺の屛風を飛踰給へども、今こゝろ忙しきまゝに、かゝる愆し給ひければ、落るとき株にて脇を打、しばし昏倒て在しけるに、忽地女子の聲して、こはわが珠に似たり、こはよくわが珠に似たりといふが、不圖耳に入りしかば、身を起して見かへり給ふに、年紀三十七八なる婦人と、十四五歳なる女童と、わが懷にしたる珠を取りて、いとうれしめる氣色なれば、忙しく走りより、そはわが秘藏せる珠なりかし。返し給へと宣ふを、女童は返さじとて走り退ぬ。婦人はこれを見て、うち笑ひつゝ爲朝に對ひ、やよ日本人よ、願くはこの珠をこの子に與へ給へ。斯いはゞなほ怪しとも思れん、まづ縁故を聞せ侍るべし。何か匿んこの少女は、この國の主、尚寧王の中城春宮の事なり寧王女にておはします。わらはは則この王女を產まゐらせし、廉夫人といふものなるが、中婦君后の事也もの妬ふかくして、しば〳〵讒言し、剩朦雲國師といふ道士を相語て、この王女に位を傳へ給はば、久後かならず國亂れなんといはせし程に、王も御こゝろ疑て決し給はず。しかるに往古太平山の前の海に一ツの虬ありて、常に風雨を起し洪波を致し、五穀を損ひ洲民を害する事多かりければ、先王ふかく愁ひて天地に祈禱し、みづから潮に浸りて彼虬を殺し、是を瓶架山の東

ずるがごとし。こゝをもて國王これを尊敬し給ふ事斜ならず。彼曚雲國師、もし欲とおぼすものあるときは、忽地術をもてこれを取り給ふ事あり。そのとられたるもの、齋戒沐浴して山に登り、叩首して乞求るときは、偶かへし得させ給ふ事もあり、もし又返し給はずといふとも、國王の尊信し給ふ道士に在せば、これを訴る事かなひがたく、夥の損をして已のみ。しかれども聊も恨るこゝろあれば、その人かならず祟あり。おもふに御身が物を失ひたるも、この曚雲國師が戯にかくし給ふならん。とり復さんとおもはゞ、はやく舊虬山へ赴き給へといふ。爲朝聞給ひて、こゝろに五分の憤あれども、色にも見し給はず、しからば彼山へ行て乞求なん。ここよりはいかばかりの路程ぞと問給ふに、一日が中には輙く到るべしとて、なほ審に說示せしかば、爲朝は紀平治を將て、旅館を立出舊虬山へ赴き給ひけり。爲朝琉球にありて、彼國の人と問答し給ふには、琉球の言語を用ひ給ふなるべし、しかれども、讀むにわづらはしければ、悉く本邦の言語をもてこれを記せり　爲朝主從は足に信せて急給ひし程に、既に彼處に到りて、山の半腹まで登り給ふに、この山西南は海につゞき、峰尖く溪深く、松柏森然として晝さへいと暗きに、忽地朦朧として霧起り、只野干玉の烏夜のごとく、一歩の先も見えわかず。こは彼曚雲國師が術をもて、この霧を起し、わが徒を遮り留るにやとおぼすに、只管憤りに堪ず、主從聲を郷導とし、巖に傳ひ松杉に探より、なほからうじて登らんとし給ふに、爲朝岸破

前編巻之三

第六回

紀平治計を獻て地理を説
寧王女芋を饋て寃苦を告

爲朝は路すがら、彼國の言語を、よく紀平治に問諦らめ、薩摩潟、沖の小島より便船して、順風に眞帆揚させ、日ならず琉球へ渡海し給ひけり。さる程に主從は、日本の商旅に打まじりて、旅館に歇ひ彼鶴の往方を聞定んとし給ふに、しれるもの絶てなし。かくては徒に日數程ふりて、邂逅來つるかひもあらじと、只管愁ひ悶給へり。しかるに有一朝爲朝主從起出て見給ふに、もて來りし卷絹練のたぐひ、悉失たりしかば、大に驚き、こは盗賊の所爲ならんに、いづちより入りけんと疑ひまどひつゝ、彼此を見かへり給ふに、こゝより入たりとおぼしき處もなし。あまりに不審ければ、店官人を呼て、しかぐゝのよしを告給へば、店官がいふやう、こゝよりは西南にあたりて、舊虬山といふ穹谷あり。是則花瓶嶼と、鷄籠嶼との中央にして山中に曚雲國師といふ一人の道士在すなり。この神仙よく人の爲に禍福吉凶を説給ふに、響の物に應

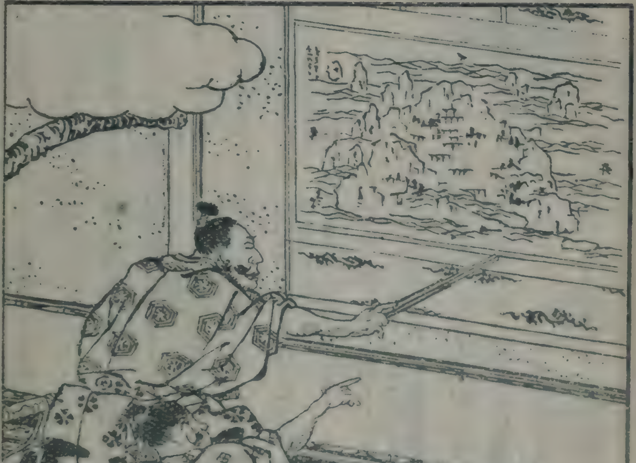
南は福建の梅花所にして、大洋七日にして到るべしといふ。往昔神功皇后、三韓征伐のとき、流虬怕れて夥の貢を献る。しかりしより以降、彼洲人、我白石硫黄島に來り、白石硫黄島人も、又をり〳〵彼國に到りて交易せり。今はその事絶たりといへども、なほ十二の島人はをり〳〵渡海するもありとぞ。君もし琉球へ到らんとならば、それがし御案内いたすべしといふ。その辯舌爽にして、事審に述しかば、爲朝ふかくよろこび給ひて、われ汝が事を忘たり。かゝれば彼國へ到らんも又易し。しかはあれど、大勢を將てゆかば、彼國民疑て拒こともあるべければ、われと紀平治と只二人、沖の小島の商人に打扮、彼處より便船して、彼鶴を索べし。但し貨を多くもてゆかずは、事整じと宣ひて、巻絹、練、高瀬の木綿などを擔づくらせ、また往に得たまひし珠をば、みづから懷にして、用意全く備りければ、まづ景延をば洛へかへし、その夕主從二人船にうち乘て、直に沖の小島に趣き、彼處より琉球へ到らんとて啓行給へば、阿曾忠國以下、夥の家隷どもは、しのびやかに見送りける。

流虬又琉球と名づくるの異說あり。その人物眼深く鼻長く、頗婦人に類せり。男子は髭鬚を剃、女子は墨をもて首に黥す。その都を那覇と喚び、王城を奉神殿と號し、漏刻門、瑞泉池、中山牌坊等の諸闕門ありて、乾の山を八頭山といへり。又東に天界等寺、西に圓覺等寺あり。迎恩亭は花瓶嶼の北にあり。こゝを去事五里にして天使館あり。又去事三十里にして歡會門あり。又南に一ッの島あり。其山を太平山と喚ぶ。南北に又一ッの島あり。これを小琉球といふ。南の海中に又四ッの山あり。所謂硫黃山、熱壁山、移山奧、灰堆山是也。又西北に三の嶼あり。所謂黿鼉嶼、高英嶼、彭胡島これなり。又西に三ッの嶼あり。所謂馬齒山、古米山、彭家山是なり。又二ッの山あり。釣魚嶼、瓶架山これ也。その國王を中山と號し、春宮を中城と稱し、后を中婦君と稱し、王子をわんしと稱し、武士を親雲上と稱し、その次なるものを筑登と稱す。又官名に按司親方等の數品あり。すべて美童を里子と稱す。庶人の子に太郎金、次郎金などいふ乳名あり。その言語日本に似て更に異なり。日をおてだといふ。月をおつきかなしといふ。佛をほとけかなし、神をかめかなし、水をおへい、火をおまつ、酒をおさけ、飯をめし、男をおけが、女をおいなご、父をせうまい、母をあんまあ、兄をすいぎ、弟をおつとう、刀劍をほうてう、衣服をいぶくといふ。その餘は枚擧に遑あらず。この國東北はこれ日本、西

捕得んといふ事のまづうれしく、易詵には厚く酬て、次の日彼人の勘文をもて、縁由を聞え奉り、百日を限りて鶴を尋出すべきよしをねがひ給ひしかば、上皇やうやく聽させ給ひて、しからば日數たがひなく、鳥を進せ候へと仰下されけり。さて爲義朝臣は、すこし安堵て御所を退出、ふたゝび景廷と紀平治に仔細をいひふくめ、直に宰府に下し給へば、彼二人はその日の中に都を出て、二百里にあまれる路を、七日ばかりに走りつき、易詵の卜筮、爲義の言語一五一十を申けり。爲朝聞て迷惑面にあらはれしが、忽地に宣ふやう、これにて思ひあたれる事あり。彼鶴が去年の春、南海の果にて會んと、夢に告しはこの事ならん。まづ衆人の思ふ所をも聞て、事を定むべしとて、舅忠國をはじめ、夥の家隷を集會、首尾審に說をはりて宣ふやう、琉球は薩摩潟を去こと大洋三百七十里を隔たるに、いかにして渡ゆかん。殊に地理をしらず、言語を解せず。よしや彼鶴その國にありとも、これを百日が間に索得ん事、いとおぼつかなし。おの〱謀あらば聞まほしと宣ひけり。時に八町礫紀平治、斑をすゝみ出、それがしが祖父は元琉球國の人なるをもて、彼國の事をば、父もをさ〱しりて、生平にかたり聞せ候ひき。まづその槩略を申候べし。琉球いにしへ流虬に作る。地界萬濤蜿蜒として虬の水中に浮むがごとし。よりてこれに名づく。或はいふ開國の主、虬を伐て兩顆の珠を得たり。故に

ばとて放たる鶴をいかにせん。唯爲朝が申旨を申て見ばやとて、やがて院の御所に參り、爲朝が鶴を獲たりしは、去年の春の事にて、そのころ放遣りて候へば、いかにともせんすべなく、迷惑只この事に候と聞え奉るに、上皇御氣色あしく見えて、爲朝は近習宰府にありて武威を逞すと聞り。鶴を放せしと申は僞にて、惜てまゐらせぬなるべし。その罪これ違勅にひとし。もし速に召進せずば、父爲義を解官せしめ、前撿非違使になさるべしと仰ければ、爲義恐懼て、六條なる館に退き、居多の子息を呼びあつめて、この事いかにしてよからんと議し給ふに、嫡男左馬頭義朝、このころは下野守にておはせしが、すゝみ出て宣ふやう、普天の下王土にあらざるはなし、今院宣によりて彼鶴を索んに、やは獲ずといふ事はあるまじく候。されどその往方をいづくとも定めずは、索るに路なからん歟。播磨守阿階易読は、卜筮に妙なる人也。まづこの人に問て、有無をしらせ給はんかと宣へば、爲義げにと點頭たまひて、俄頃に易読を招き、放せし鶴の往方を問給ふ。易読しばし考て、この鶴遠く去りて今は日本の地に留らず。もし琉球國に渡りて索給はゞ、百日を出ずして輙く得給ふべしといふ。爲義朝臣はこの事を聞て、又一層の憂苦を增し、この國の中だにも、天飛ぶ鳥を索んは、いと難もあるものを、琉球までおもむかん事、容易業にあらず。されど彼國へだに到なば、百日が間には、かならず


地圖を披て
紀平治
行程を說く



答て、大殿をはじめまゐらせ、御兄弟みな壯健におはしまし候へば、御こゝろ易くおぼし召さるべし。且それがし頓の御使をうけ給はりてまゐりしは、かゝる事也とて、一院鳥羽上皇より鶴を求させ給ふ首尾を、おちもなく述にければ、爲朝うち驚きて、その鶴は去年の暮春、如此々々の事にて放遣り、今は遙に程も經たり。もしその頃に、かゝる仰をうけ給はらば、推辭奉るべきにあらねど、既に放て、あまたの月日を過せしからは、いかにともせんすべなし。こは何と申てよかるべきと宣ふに、秦次郎も沈吟し、ふかく望を失ひけり。しばしありて爲朝又宣ふやう、われ緣故を猜したり。これは信西が謀にて、われを憎のあまり、鶴を放たる事を聞しりて知らず顏し、近日獲たるやうに、奏し奉りしとおぼし。しからば鶴は放せしと陳すとも、よも實事ともし給はじ。さればとて他し鶴を進らせなば、君と父とを欺く也。只命運を天に任せ、ありのまゝに告申さめと宣ひて、秦次郎に八町礫紀平治を指副、やがて洛へのぼし給へり。さる程に景延紀平治は、只管路を急ぎ、未だ幾日もあらぬに歸りのぼり、直に爲義朝臣に見えまゐらせ　景延まづ爲朝の書呈を獻れば、紀平治は爲朝の書もらし給へる所を、審に演說せり。爲義朝臣は緣由を聞て大に愁ひ給ひ、爲朝は物を惜みて、父の禍を顧ざるものならねば、よも僞にはあるべからず。しかれども讒者路に横れば、いかなる御咎を蒙らんも量がたし。され

爲朝をいたく憎み、彼人豐後へ下りて後も、人を遣して、をりをりその形勢を探り聞せしが、このころ香椎宮の神人が内通にて、備細に聞濟し、折もがなとおもひ居たるに、久壽二年の春、一院鳥羽上皇鳥羽の成菩提院の御所に池を掘らせ給ひし程に、是究竟の事よとよろこび、潛に上皇に聞え奉りけるは、誠やらん爲義が八男なる爲朝、筑紫にありて奇しき鶴を獲たりと申ものの候。その鶴は、むかし義家が放せしものにて、今なほ黄金牌を着て候が、形は鶴よりも大きくて、鳴聲高く聞ゆとなん。はやく爲義に仰て彼鶴を召のぼし、池の汀に放給はゞ、いと愛たかるべしと稟ければ、上皇諾なはせ給ひて、次の日爲義を召て、鶴を進らすべきよしを仰下されける。爲義朝臣は、院宣の趣をうけ給はりて、ふかく怪しみ、彼爲朝は、故ありて西國へ逐下し、年來通路を絶て候へば、かゝることありとも聞しらで候に、何人が聞てよくしらせ給ふやらん。まづ試にいひ遣し候べしと、申て出給ひけるが、當日俄頃に物馴たる家隷、秦次郎景延といふものを、太宰府へ起程せ、とく彼鶴を進せ候へと仰遣されし程に、秦次郎はとるものも取あへず、汗馬に鞭を鳴らし、晝夜のわかちもなく路を馳て、日ならず宰府に到着し、景延大殿の仰事ありてまゐれりと申せしかば、爲朝やがて對面あり、いかにや景延、何の所用にて下りつる。父には恙なく在す歟、勘氣を許給はんとの御使にはあらぬかと宣へば、景延

をもて隣國の武士、みなその下風に立ん事をねがひて、好を通ずるもあり、又その智勇を猜て、胡越のおもひをなすものもありけり。こゝに權守季遠は、爲朝既に阿曾忠國が聟となりて、隣國の武士、みな好を通ずると聞て大に驚き、直に使をもて太刀馬などを贈り、饗に管待の厚からざりしを陪話たりける。この時八町礫紀平治は、野風狼の名也を牽、妻の八代を將て豊後よりまゐりしかば、爲朝よろこびおぼして叮嚀に扶持し、さらばいまだ隨ざるものを、討たひらげて、九州を一統すべしとて、既に合戰の用意をなし給ふ折しも、菊池原田が徒、夥の軍兵を領て、寄せ來ると聞えし程に、先ずるときは人を征す。その儀ならば逆寄して攻破れと仰もあへず、俄頃に些の軍兵を驅催し、阿曾忠國を案內者として、彼城に推寄せ、唯一戰に切從給へり。これを軍の手はじめとして、城を落し給ふ事十餘箇所、凡二十餘度の合戰に、一度も後をとり給はず。爲朝の强弓武略はさら也、士卒いづれも勇きが中にも、紀平次が礫、手取與次が組打、亦是萬夫不當也。加旃、敵陣を夜討し給ふ時は、彼野風と呼べる狼、まづ陣中に濳入り、夜巡りの兵士を啖殺して、主を引入れまゐらせしとぞ。されば爲朝は唯一歲が中に九箇國を平呑して、筑前國太宰府に居城を構、みづから總追捕使となりて、賞罰を掌り稅斂を薄して、寛仁政を施したまひしかば、國民稱讃して、鎭西八郎どのとぞ申ける。不題少納言入道信西は、

み入らんとし給へば、同じ打扮なる女子十人あまり、雄手雌手より群だち來つ、三國一の聟君を、いざ祝ぎまゐらせんと、動揚めきて、もてる櫻の枝をおもみ、打んとすれば、糸遊の糸にもつるゝごとくにて、搔潛り、押隔、或は搔遣うけとむる、扇に風のあればにや、花霏々として散亂し、蝴蝶に似たる釵兒の、閃くも又風情あり。是は孫子が女兵を操り、彼は太眞が花の軍に、留奇南の薫と花の香と、こきまぜて披き又靡く、いづれ花ともわきがたきを、爲朝は自若として、ほとりへも寄せつけず、拿たる枝を一つも留めず、うち落しうち落し、こは狼藉也と宣へば、女使ども驚きまどひ、みな一帶に蹲踞ぬ。時に白縫屏風押ひらきて、徐やかに出迎へ、やよ御曹司怪み給ひそ、わらは幼きよりの情愿に、天が下に比類なき、智勇の壯夫ならざりせば、まみえじと思ひ定めながら、深窓に養れて、いまだ君が武勇をしらず。疑ふとにはあらねども、かくは戲れまゐらせし、是みな吾身の過なり。ふかくな怪み給ひそと、賠らるゝも又憎からねば、爲朝背向に見そなはして、千引の石は轉すとも、爲朝を打んもの、世にあるべうもおもほえず。況女子の軍配は、いと淺はかにも見ゆるものかなと笑ひ給ふを、女使ども立よりて、わりなく臥房に誘ひぬ。かくて夫婦睦しく、偕老の契淺からず見えしかば、忠國も斜ならずうれしみて、ます〱厚く管待せし程に、爲朝の威勢やうやく朝日の昇るがごとし。こゝ

とほしとて、屍を山門の外に埋させ給ひしを、好事ものこれが墓碑を作り、名づけて猴塚とよびけるとなん。

第五回

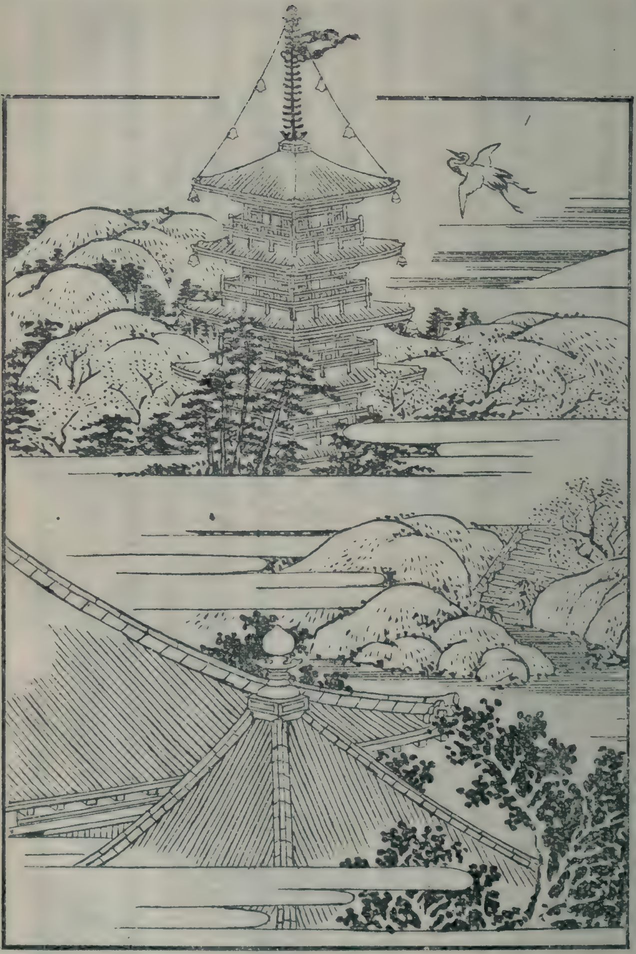
白縫風流女兵を操る
爲朝勇敢九州を伏す

阿曾三郎忠國は、當日爲朝を伴ひかへりて、厚く管待し、女兒白縫にも、しか〴〵の物がたりして、只顧その智勇を稱讃す。されど白縫は、いまだ爲朝の爲人をしらざれば、とみにも承引ざりしが、彼人は父の爲に恥辱を雪たる恩あれば、その契約を破らんも義にたがへりと思ひかへし、ともかくもと回答しかば、忠國大によろこびて、やがて日を卜、吉席を設て、酒食盃盤に至るまで、悉美を竭し、その夕爲朝に、白縫を妻あはせけり。かくて婚姻の式も果て後、一人の老女燭を秉て前にすゝみ、爲朝に案内して、白縫の臥房に誘ひつゝ、廊のあなたまで來つるとき、彼老女見かへりて、此處こそ姫の臥房に侍るといふ。爲朝は何氣なく、やをら障子引あけて入給へば、忽地白き赤き衣うち襲て、素練の玉襷かけたる女子二人、手には一枝の櫻花を拿たるが、やと聲かけて打んとするを、爲朝腰なる扇をもて、左右を丁とうち落し、すゝ

ていふやう、はじめ彼鶴が、いづ地ともなく飛ゆきしは、この砂を銜來て、猴の眼つぶしにせんが爲なり。飛禽といへども事に臨て、よく剛敵を拉ぐ、その智ははかりしるべからず。嗚呼奇なるかなと嘆賞し、更に爲朝に對ひて禮儀を正くし、そも御身はいかなる人なれば、輙くわが仇を亡し給ひたる。もし仙境の客ならずは、必ず名ある武士ならん。今日の事いと不思儀に候といへば、爲朝呑笑て、名告申さんも嗚呼にはあれど、久しく父爲義が不興を得て、豐後のかたに身を寓せし、八郎爲朝といふもの也。彼鶴の事につきては、種々の物がたりあれど、一朝には說盡しがたし。われ幸にして御身が望をかなへ、いとよろこばしく候と宣へば、忠國且驚き、且うれしみていふやう、こは思ひもかけぬ、源家の御曹司にて在せしかな。器量骨柄平人ならずと見まゐらせしが、果してしかり。それがし不才なれども弓矢とる身の數にも入れり。もし嫌ひ給はずは、女兒白縫を進らせて、ながく晉秦の好を締候べし。いかに諾ひ給はんかといへば、爲朝も、こは希ところ也。親兄弟にも遠ざかりて、賴むかたなき身にしあれば、よきに計りて給はり候へと宣ふにぞ、阿曾の家隷どもよろこぶ事限りなく、みな萬歲とぞ祝きける。かくて忠國は、爲朝を作ひ士卒を將て、わが館に立かへれば、住持の聖僧は、彼猴が死を哀み、いかなる罪犯あるにもせよ、わが寺に逃れ來しものを、遂に救ひ得ざりしがい

國に對ひ、それがし弓矢を用ずして、猴を打落進らすべしと宣へば、忠國斜ならず悦びて、既に宣ふごとくならば、幸これにますものあらじ、とく〳〵用意し給へと回答せり。爲朝はこゝろに祈請しつゝ、笯の門をひらき給ふに、豫てこゝにて、放べく思しければ、足には舊のごとく牌を着たるが、鶴は笯を出るとやがて、虚空遙に翔揚り、ゆくへもしらずなりにけり。忠國主從はさらなり、是を見るもの冷笑ひ、こは嗚呼なる愚者もあるかな、鷲鵰なんどこそ、猴をも捉らめ、鶴の獸を捉といふ事は、たえて聞も及ばず、さればこそ、そらしらず顔して、飛うせたりなど、さゞめきあへり。爲朝もこの光景にふたゝび疑念を生じ、そなたの空をうち眺ておはしけるに、且くして彼鶴は、西のかたより翔來り、塔の火珠をはなるゝ事一丈ばかりにして、處も去らず翔居たるを、猴はうち仰ぎて瞬もせず、ちかくよらば攫みもすべき氣色なり。鶴はなほ高く翔低く翔て、やゝその間ちかくなるとき、何とかしけん、猴は大に慌忙き、火珠を走り下りんとするところを、鶴はさとおとし來て、嘴もて丁と衝やうなりしが、猴は忽地血に塗れながら撞と墮、鶴は高く翔あがりて、南を投て飛去りける。これを見るものみな聲を揚、嗚呼と感じて鳴も已ず。忠國は喜びに堪ず。爲朝とともに彼猴を見るに、猴は脊より胸さかをいたくつらぬかれて死たるが、目鼻の間に夥しく、砂のかゝりてありしかば、忠國掌を拍し

としてうち歎くがごとし。浩處に當寺の住持、この事を洩聞けん、職事僧を遣はして、忠國にいはせけるは、抑わが山は、仁明天皇の勅願にして、弘法大師の開基たり。特に彼塔には、勅封の佛舍利を納たるに、これに對ひて弓を引んは、朝敵佛敵に齊しかるべし。且縱彼猴罪ありとも、一たび寺内に入りしものを、無下に殺さんは、法師の忍びざる所なり。彼といひ是といひ、此事宥免に預るべしと、述たりける。忠國聞て眉を顰、彼猴靈場に走り入るといふとも、既に人を殺せしからは、敢て恕すべきにあらず。しかはあれど、勅封の佛舍利を納たる寶塔に對ひて、矢を發さんには、後難はかりがたし。こは何とせんと愁悶るにぞ、爲朝も用意忽地相違して、舊の處へ退き給へば、猴はふたゝび勢力出て、指さし恥る事はじめにも過たれば、忠國ますく憤りに堪ず。爲朝も心の中ふかく望をうしなひ、われ今猴を射ん事はいと易けれど、事かなはねばせんすべなし。もし彼八町礫紀平治だにあるならば、弓矢は用ひずして、打落す事難きにあらざめれど、國を隔たればそれもかひなしなど、とさまかうさま思ひ屈し給ふに、彼鶴笳の中にありて、俄頃に羽たゝきし、しばく飛出んと欲する氣色なれば、爲朝見そなはして、ふたゝび曉得、この鶴が夢に告て、阿蘇の宮のほとりにて、放てよといひしはけふの事にて、彼みづからなす事あるべし。かゝれば深く疑ふべきにあらずとて、勝太くも重て忠




文殊院に爲朝の鶴
塔上に猴を謀る

もて妻あはすべし。久壽元年三月日、阿曾三郎忠國、と書とゞめ、やがて門にぞ貼せける。里人等はこれを見て、彼にかたりこれに傳へ、西より東より走り來つ、みな門内に集會たれど、これらは只罵り騷ぐのみにて、物の用にたつべきものにもあらず。この折しも八郎爲朝は、當國に到著ありて、阿蘇の宮へ詣ん爲、彼鶴を從者に扛擔せ、文殊院のほとりを過り給ふに、人夥馳あつまり、門の柱には、しか〴〵の趣を書て貼おきたれば、是わが夢の告に、妍き妻を娶る事あらんと聞えしは、この事なるべしと曉得給ひつ。やがて門内にすゝみ入て忠國に對ひ、それがし彼猴を射おとして進らすべしと宣ひけり。忠國これを聞て、まづその人を見るに、年紀は十六七にして、筋骨逞しく、面白く鼻高く、眉は綠にして青山のごとく、脣は紅にして春花のごとく、耳厚瞳二ツありて、身の丈七尺あまりなるべく、平人ならず見えしかば、心にふかく驚嘆し、御身よく彼猴を射て給はらば、わが婿にせん事子細あらじといふ。さらば弓勢の程をも、しらせまゐらすべしとて、爲朝は從者に持せたりし弓矢をとりて、丘のほとりに歩み寄り給ふを見るに、弓は鐵の朸を押たわめつるやうなれば、忠國はさら也、人みな大に驚きて、かゝる強弓を引んものは、いにしへにも絕えて聞ず。まして後の世には、なほありがたかるべしと稱て、いと賴もしくおぼえける。猴は遙に爲朝を見て、脫れがたきをしりたりけん、泫然

の老翁、おいと回答たるばかりにて、頓にも披かず。しば〳〵音なひて後、やうやく門を披しかば、衆皆裡に入りたれど、輙く捕へんやうもなければ、むなしく塔をうち瞻り、明ゆくそらを待のみ也。既に東ちしらみ、烏の森をはなれて鳴聲するに、山際むらさきだちて、陽旭少し出るころ、忠國も馬をはやめて、居多の士卒を領て來りしが、この光景を見て、あれ射て落せと焦燥ども、この塔五重にして高き岳の上にあり。前には怪松屈曲として枝をまじへ、霞を籠、雲に聳、亭々としていくばくの高をしらず。縱養由李克用なりとも、射てとらん事かなふべくもあらず。怒に射損じなば、吾身のみかは、主君の辱なりと思ひけん、われ承らんといふものもなし。猴は遙に人を直下し、尻をこなたへむけて打たゝき、或は睡れるさまなどして、その形勢いと拉なりしかば、忠國齒を切りて大に怒り、安からぬ事かな、わが家累代武門に列り、われ又不肖なりといへども、人の爲に蔑られず、しかるにこの畜生我を耻る事かくのごとし。もし立地に打殺して、醢となすにあらずは、ふたゝび館へ歸らじとて、いきまき罵るといへども、頓に施すべき謀もなく、只管憤に堪ずして、打手紀八をちかく招き、汝箇樣箇樣に書つけて、寺門の柱に貼おくべしと仰すれば、紀八はふところ紙を推ひらき、つかみじかき筆を抜出して、墨斗の墨を染、文殊院塔上の猴を射落したらんものは、最愛の女兒白縫を

れんとしつるはじめより、落もなく物がたれば、忠國聞て大に怒り、そは許すべきものにあらず。よく物に心得たる郎等を召せと焦燥ば、一人の女使走りゆきて、その旨を告しらするに、時も移さず、手取の與次、同與三郎、大矢新三郎、越矢源太、松浦二郎、吉田兵衞、打手紀八、高間三郎、同四郎なんど、一人當千の家隷ども、みな庭門より走せ來れば、その時忠國端ちかう立出て、如此々々の事也。木を伐、草を刈はらひても、彼猴を追ひ捕て打殺せよと、いきまきあらく仰すれば、皆承りつと囘答して、東西に走りわかれ、蕉火ふりてらしつゝ、館の四隅を索るに、たえてその音だにせず。こゝに西の衡門のかたにあたりて、只今築垣を越て逃出るものありけり。手取の與次、月影に透見て、手戟をつけんとしたる時、忽地松を木傳うて外面へ跳立けり。すは猴は門外へ逃れ出しぞ。とく逐給へと呼れば、衆皆こゝに集來て、門をさと押ひらき、飛がごとくに追蒐たり。粤に阿蘇山の片ほとりに、文殊院といふ古寺ありけり。（この寺今はなし。同國熊本に同名の寺あり。なほ考ふべし）弘法大師の開基にして、しかるべき伽藍也とぞ。件の徒は此寺の門前に、彼猴を追つめて、今は易しと思ひの外、猴は築牆を跳こえて裡に入り、塔の火珠に走り登りぬ。まづ彼が往方は見定めたり。はやく裡に入りてこそと、いきまきつゝ、慌しく門扇をうち敲き、阿曾忠國が家隷ども、しかぐゝの事にて來れり。門を披き候へと音なへば、門守

くてその夕、彼わか葉は宿寢にあたりて、白縫の枕方ちかう臥たるが、春の夜の短きに、わかき女子のいぎたなくて前後もしらず、既に夜もいたく更て、丑三の漏刻も、かすかに響く折しもあれ、何とかしけん彼若葉が、叫苦一聲に、白縫も驚き覺て首を擡れば、燈燭滅て善惡もわかず。人やある人やあると、しば／＼喚寤され、次の間に臥たる老女、寢惚たる聲に回答して起揚しが、こゝにも灯の滅たれば、こは何とせんと連忙き、かいさぐりつゝ、索れども、間毎間毎の燈燭こと／＼くなかりし程に、ます／＼騷ぎたち、とかくして火を索め、手燭にうつして走り來れば、こはいかに、女使わか葉は吭を啖破られ、朱に染て死たるほとりに、血を踏たる足跡ありて、全く人間のごとくならねば、主從おどろき怪みつゝ、白縫しばし沈吟して、この足跡をよく見るに、まがふべうもなき猴の足也。彼けふ逐れつるをふかく怨み、潛にかへり來て、間毎の燈火を滅おきしは、わか葉を殺して迯出るに便よくせんが爲なりとおぼし。蹤血を認て捜せよかしと仰すれば、老女こゝろを得て、廊下を見るに、遣戸に鮮血を引て、櫺子を押破りたる處あり。血はこの處にて止りしかば、猴はこゝより入りて、又こゝより迯出つらんなど罵る間に、居多の女使ども、やゝ走り來て駭きさわぎ、手に／＼懷劍を取りて探索れども更に見えず。この時父の忠國も、忙しく走り來るに、白縫は憤りに堪ずして、猴が若葉に滛

かなる故ぞといふに、姿こそかく風流たれ、その心ざま勇して、壯夫にも劣らず。生平に太刀を合せ矛を使ふ事のみを好しかば、腰元なる女の童に至るまで、長刀の一手は習ひ得ざるもなく、その情愿、天が下に肩を比るものなき、智勇の武夫にあらずは、身を許さじと誓しかば、遂に心にかなふ人もなくて、婚縁とゝのはざりけるとぞ。しかるに白縫の年來畜狎て、ふかく愛る一隻の猴ありけり。この猴よく人の言語を解得、立舞ことをも倣し得たるが、年を經てその形狀やゝ大きうなりて、今は八ッ九ッの童には勝るとも、劣るべうは見えざりし。折しも三月の下旬なれば、庭の遲櫻を手折らんとて、わか葉といへる女使を、樹下におり立せ、白縫は彼猴を牽て、椽頬にたち出、此枝彼枝と指し示ておはしつるに、猴は若葉が手をそらざまにして、裳もあらはなりけるを、つく〴〵と見て居たりしが、忽地走り下りて抱きつくを、若葉は阿呀とうち驚つゝ退きつれど、猴はなほ追ひ携りて、濫れんとせしほどに、白縫見ていたく腹だて、汝畜生にありながら、人を辱めんとするかと罵もあへず、長押なる長刀の鞘を外して、直にかけんとす。猴はこれに驚き怕れ、假山のかたへ迯ゆくを、主從此彼を追まはすに、木立間なくて、いづ地行けん見えずなりぬ。もし立歸る事もあらば、強く縛めよと仰せて、その音づれをまつに、日は暮にけれどかへり來ず。今は逃れて遠く山にや入けんとて、さて已ぬ。か

母屋に到りて、物がたりの序に、その事とはなしに宣ふやう、それがし近曾一隻の鶴を得て候が、これは曾祖義家朝臣の放せしものにて、兒に黄金の牌を著たり。これを肥後國阿蘇の宮へ納めまゐらせよ、といふ靈夢を蒙りて候。苦しからずは、彼地に赴き候べしと聞え給ふに、權守は豫て爲朝の智勇を諱怕れ、久しくわが方に置まゐらせなば、終には所領の地をも奪はれ、身の仇ともなりもやせんと、思ひ居れる折なれば、こは僥倖也と、潛によろこひ、肥後には阿曾平四郎忠景が子に、三郎忠國といふ武士ありて、領地も廣く、家も富さかえて候に、彼人などに便り給はゞ、こゝに在すに勝るべし。よしそれまでに至らずとも、しばし彼許に詣給はん事、何か苦しう候べき。とく〳〵起程給へかしと、回答せしかば、爲朝ふかくよろこびおほして、やがて野風と名づけし狼をば、紀平治が家に預遣して、旅だちの事をも告しらせ、季遠が下郎二人を傭ひて、鶴を筎ながら扛擔せ、田舍侍の私に物詣するごとく打扮て、次の日肥後國へ赴き給へり。話兩頭に分る。こゝに又肥後國阿蘇郡に、阿曾三郎平忠國といふ武士ありけり。阿蘇、詑摩、球磨の三郡を領して、家隷居多もてりしが、妻ははやくなき人の數に入、女兒只一人ありて、名をば白縫とぞ呼びける。今茲二八の春をむかへて、姿色やかに艶びたれば、わが嫁にせん、われ壻にならんとて、彼此よりいひ來せども、白縫さらにうけ引ず。是い

前編巻之二

第四回

老猴塔に登りて主を辱しむ
病鶴笳を出て恩に答ふ

八郎冠者爲朝は、重季山雄を喪ひてより、こゝろ鬱々とたのしみ給はず、來しかたゆく末の事など思ひつゞけて、春の夜の短きも、寢覺がちなる夢の中に、一人の女子、白綾の袿に、おなじいろの袴著て、紅なる一枝の花を頭挿たるが、端然として枕方に立在ていふやう、近曾君が養ひを得て、吾身恙なかりつるうれしさに、今告まゐらすべき事の侍る也。君明日わらはを將て、肥後に赴き、阿蘇の宮のほとりにて、わらはを放給はゞ、かならず艷にして且賢き妻を娶り、よろしき後楯を得給ふ事あるべし。吾身彼處にて別まゐらするといへども、久しからずして、南海の果にて見えまゐらすべきにこそ、といふとおもへば夢さめ給へり。つら〳〵この事を考給ふに、近曾養ひを得て、その身恙なかりつるといひしより、彼女子が模樣を思ふに、わが得たる鶴既に神に通じ、われに吉祥を告るよと思しければ、聊も疑はず、詰朝主人權守季遠が

この光景を見給ふにも、重季が事いよ〳〵痛しくて、その夜僧をむかへて經を讀せ、かの男と山雄が爲に、ながく追善の佛事を修行し給ひけり。

かくこの事を歎き給ひ、貞任宗任退治の後、討とるところの兵どもが、耳を刵て洛にのぼし、六條坊門の北なる、西の洞院のほとりに埋みて、上に一宇の堂を建立し給へり。今の耳納堂これ也。このころ義家朝臣も彼地にて、亡者追福のため、夥の鶴に黄金の牌を著て、放し給ひしと聞たるが、是もその一隻なり。康平六年より今茲久壽元年に至りて九十八年、時は今三月にして、日も又けふは酉なる事いと奇し。この鶴足に牌を著られて、憂とも思はざればこそ、かく西海の果までも飛來りて、乾坤に徜徉せしに、偶その鏁、松が枝にまつはりしは、向の雷に驚きて、この過をしたるらめ、われもし、しらで過りなば、鶴は遂に死すべきを、曾祖義家朝臣の神靈、われを導きて、この鶴を救はせ給ふものなるかと、一たびはかしこみ、又一たびはうれしみて、緣故を說給へば、紀平治も奇異の思ひをなし、ふたゝび鶴を扛抱て、爲朝の館まで送りまゐらせ、やがてわが家に歸りける。さる程に爲朝は、彼鶴をふかく勦り、籠に養ひて手づから餌を與へ、水を與給ふに、いまだ幾日もあらずして健になりぬ。是より先爲朝は、彼日わが住む子舍にかへり給ふと、やがて、殘りとゞまりし一頭の狼、野風とよべるが尾をうち掉、端ちかう來りしかば、何となく哀れにおぼして、けふ山雄が死たる事ども、人にものいふがごとく聞え給へば、野風はこれを聞もあへず、頭を低れ淚さしぐみて、ふかく愁る氣色なり。

樂と念じつゝ、紀平治とともに山を下り給ふに、細き溪川を隔しむかひの峯より、さし出たる松の枝に、年經る鶴のかゝりて、飛んとすれども叶はず。只管羽たゝきして煩悶る氣色なるを、爲朝遙に見そなはして、彼鳥の足には糸などを著たるものならんが、その緒のはしの枝にまつはりて、飛得ざるにこそと宣へば紀平治も點頭て、さらばそれがし、礫をもて、打おとし候はんといひつゝ、窺よるを、爲朝忙しく押止め、礫してこれを打ば、命立地に終るべし。いでわれ傷のつかぬやうに射はなして、重季等が供養に、放生會するを見候へと仰も果ず、ねらひ濟して丁と射給ふに、鶴は忽地枝をはなれて溪川へ落たりしが、左右なくも飛あがらず。紀平治はこの光景を見て、箟竹に手繰つき、藤蔓に携つゝ、からうじて溪底に至り、彼鶴をかき抱き、舊の岨方にたちかへりていふやう、この鶴いたく羽を損ひしと見えて、飛去るべき氣色にあらず。御覽候へ、足にはさゝやかなる金の鏁を著て候が、この鏁の枝にまつはりて引とめられたるを、一矢に射切給ひしかば、輙く枝を放たりとおぼし。しかるにその鏁のはしと見えて、鶴のほとりに落散れるものを見るに、黃金の牌にて候へば、これをも拾ひとりて候とて、彼牌を見せまゐらすれば、康平六年三月甲酉、源朝臣義家放焉と彫つけたれば、うち驚きて宣ふやう、むかし奧州、前九年の戰に、わが遠祖賴義父子、夥の逆徒を誅戮し給へるをもて、ふ

十圍にもあまる楠を、斧もて割しごとく、梢より根の際まで、二片に裂てありしかど、爲朝はそれに眼もとゞめ給はず。只管重季が横死を哀れみ、われ血氣の勇に誇り、求て危きに臨こと兩度に及び、前には愆て山雄を殺させ、今又須藤を喪へり。縱百朋の珠なりとも、一人の家隷に換べきや。殊さら彼は此年來、憂に刱きて信やかなれば、思ふ程をもかたらひて、心やりともなしたるに、夢見のあしとて諱たるは、爰にて死ん祥なりし。さはいへ日來はかくばかり、勇者とも覺ぬに、その身雷公に撃るゝといへども、よくその珠を全す。彼藺相如が忠にも勝れり。さてよしなき技をしつるかなと、後悔ありて、心更にたのしみ給はず。かくは須藤が志を、他にせじとおぼしかへして、やがて彼珠をとりて見給ふに、晃々として明月のごとく、世に類なき名珠なり。浩所に前面の崖道より、いたく濡れて來るものありけり。誰そと見給へば、是八町礫紀平治なり。彼も御曹司なりと見てければ、忙しく走り來つ。須藤が雷死、山雄蟒蛇の光景を見て大に驚き、まづその故を問まゐらすれば、爲朝は愁然として涙を含み、一五一十を物がたり給ふにぞ、紀平治はます〳〵驚て、ふかく重季が死を哀み、又山雄を最惜つゝ、とかくして楠の根を掘穿て、重季が屍を埋め、その傍へ山雄を埋めて、さて何をか標にせんといふに、爲朝手づから大なる二ツの石を、いと輕やかに持來給ひて、墓碑としつ。亡魂生天脱苦與

わたり、直に頂の上に落もかゝるべき光景なれば、爲朝しばし雲間をうち瞻、傳へ聞、蛇數百年を經る時は、身の中にかならず珠あり。龍是をしることあれば、その珠を取らん爲に、まづ雷公を遣りて震するとかや、思ふにこの蟒蛇には珠あるべし。重季試に裂て見よと仰すれば、承りつと囘答して、彼蟒蛇の吭のあたりより、再び刀を突立て、これを裂んとするに、雨は盆を覆すがごとく降ながし、雷の鳴事ます〳〵劇し。爲朝はもし雷公の墮かゝる事もあらば、射てとらんとて弓に箭つがひ、少しその處を退きておはしける。須藤は雨にひたと濡つゝ、かゝる雷公をも物ともせず、既に尾のあたりまで裂て見れど、これかと思ふ物もなし。もし珠は頭のかたにやあらんとて、刀をとりなほし、頭の皮を剝て腮の下を探り見るに、骨の間に物こそあれ。すは是ならんとうれしみて、引出さんとする折しも、四方晦曚として、一朶の黑雲須藤が上に掩ひ累り、一聲の霹靂、天地も動くばかりに鳴落るを、爲朝よつ引て彯と發つ矢、少し手ごたへするやうなりしが、忽地に雨止雲をさまりて、旭東の岸に昇れり。爲朝は重季が事いと心もとなくて、晴るゝも待ず走りよりて見給ふに、哀むべし、重季は、腦碎、肉壞れ、全身黑く黴て、肢體はつゞきたる所もなけれど、もてる刀さへ放さず、左手は血に塗れながら、一顆の珠を握り持て死たるが、雷公はこゝより昇しかと見えて、

二聲三聲、忽地走りよらんとするを、重季跳かゝりて丁と切れば、狼の首、軀をはなれ、楠の梢に閃き登ると見えつるが、鮮血さと溜りつゝ、頂の上より落る物ありて、大地に撞と響しかば、主從ふたゝび驚き怪み、押明がたの星の光りに、眼を定めて見給へば、太はこの楠の幹にも劣まじく、長いくばくとも量がたき、蟒蛇の吭へ狼の首嚙つきつ、蟒蛇はなほ半身は木にまつはりて蠢くを、主從刀を拔もちて、刺とほし刺とほし、輙くこれを殺給ひしが、爲朝ふかく慚愧して、この蟒蛇は梢より、われを吞んとしたればこそ、山雄がしばく吼かゝりて、裳を引てしらせしを、こは寇するかと一ト すぢに、思ひたがへし愚さよ。彼今重季が一刀に死するといへども、一念首にとゞまりて、主を救へるぞ殊勝なる。われ過てりくと宣へば、重季はなほ面なくて、頻に落涙に及びしが、且くしていへりけるは、それがし曩昔夢見のあしかりつるも、この事あるべき祥なりし。そも狼すら恩義を感じ、身死して主の寇を殺す。われは獸にも及ずして、年來傅きまゐらせながら、なほ君恩を報ふに至らず、却て山雄を殺せし事、恥ても辱るにあまりあり。こは何とせんと悔うらめば、爲朝はこれをなだめ彼を哀みて已給はず。この時夜もやゝ明はなれ、連山見るく雲起り、さしも今まで晴たる天、油然として結陰、風颯と吹來る程こそあれ、時しも三月のはじめにあれど、電光間なく閃き、雷さへおどろくしく鳴

ば、重季をも召倶し給へかしと、しばく\請て已ざりし程に、かくまで思はゞ何か拒ん。われとともに來よと仰て出給へば、重季歡びて蕉火に路をてらし、主の倶して立出けり。さて爲朝主從は、木綿山の麓なる紀平治が家に立よりて、彼をも作ひゆくべしとて、音なひ給へば、八代立出て、まづ湯を進らせ、夫紀平治はこの曉に山へとて出ぬ。されど出てより程もあらぬに、追蒐給はゞ山の半腹にては追つき給はんといふ。さらば急げとて、主從其處を走り去り、足に信せつゝ、山ふかくわけ入り給ふに、いまだ夜もあけざれば、ゆくさき暗くして、遂に紀平治を見ず。あまりに疾走りて疲勞給ひしかば、ふりたる楠の下に立より、主從株に尻をかけて、明はなるゝをまち給ふに、只顧睡をもよほして、もろともに目睡み給ふとやがて、彼山雄、一聲高く吼、主の行縢のはしを銜て引にければ、爲朝も重季も、おどろき覺て、四方を見かへり給へど、眼に遮るものもなし。こは山雄が戲るゝよとおほして、又睡り給ふに、復いたく吼かゝりて、嚙もつくべき氣色なれば、爲朝佶と瞋して、虎狼は狎たりといへども齊がたしといふぞ宜なる。この畜生わが睡れる間を窺ひて、啖んとするにこそ。さもあらばあれ、目に物見せじといきまきて、刀の鞆を握りもち、しばし睨つめておはしける。重季もこゝろ緩さず、すはといはゞ刺留んと、𠯁くつろげて蹲居たるに、山雄はこの氣色にも怕れず、なほ吼ること

ん。こゝをもて終日山に狩くらし、外を求ざるの狀を示すものは、季遠が心を安めん爲なり。見よ、わが獲たる獸をば、みな紀平治にとらせて、彼が生活の助とす。是にてもわが小利を貪り、山獵をもて身の樂とせざる事をしるべしと私語給へば、重季大に感激し、さる事とも思ひわきまへず、賢ぶりて諫まゐらせ、よしなき事申つるこそ越度なれとかしこみて、いと娛し氣に見えにける。この下に話なし。かくてその年もくれて、春も彌生のはじめになりつ。爲朝既に十六歲、今は一個の壯夫になり給へば、重季はこれを見て、もし都にましまさば、除目行るゝ序に官人の數にも入り給ふべきに、この邊邑にさすらひて、家はやうやく數間に過ず、住むは主從二人也。懲し給はん爲なりとも、四年が程に唯一たび、家信も聞え給はぬ、大殿も御こゝろつよしと、佗しきまゝに世をうらむ、誠忠の程こそ有がたけれ。かくて爲朝は、ある日朝まだきより弓矢を携、山雄と呼べる一頭の狼を牽て、木綿山に赴んとし給へば、須藤重季主の袖を引て、それがし前夜夢見もあしく、覺て後も何とやらん胸うち騷ぎて心持穩ならず。願くはけふの山獵を止給へかし、といひもをはらざるに、爲朝うち笑ひて、夢は五臟の勞に成といへり。かゝる事を諱んは婦人のうへにあるべし。汝心を安くして、よく留守せよと宣へば、重季又稟やう、いにしへの人も、事に臨ては懼よといへり。されど止り給はじとなら

頭をば野風と呼びて、さながら畜犬のごとくにてぞありける。

第三回

山雄首を喪うて主を救ふ
重季軀を死して珠を全す

八郎冠者爲朝は、一たび八町礫紀平治太夫に面あはせしより、ふかくこれを愛よろこび、常にその家に交加て彼とともに狩くらし、更に外を求給はず。その山に遊ぶ日は、彼二頭の狼のうち、かならず一頭を牽て行給ひしが、おのづから獵犬のごとく、よく猪鹿を追出し、多くは主に手を下させず、おのれまづこれを嚙ころして獻らせけり。あるとき須藤重季主を諫て稟やう、君は正しく清和源氏の嫡流として、大國の守ともなり給ふべき身の、一旦大殿の勘當を受給ひたればとて、忽地武道を忘却し、獵夫の業を事とし給ふこそこゝろを得ね。人は氏より育にしたがひ、朱にまじはるものは朱くなるといふ常言にも耻給へかしと、面を犯して申せしかば、爲朝含笑て、汝がいふ所理りなり。しかはあれど、われ今さすらへ人となるといへども志を移すにあらず。權守季遠はその器量狹く、賢を猜みて己に勝れるを諱もの也。われかく彼が養ひを得て、嫌忌の中に月日をおくり、もし遠き慮なきときは、禍蕭牆の下より起ら

なりて候。しかれども山を家とするものも多くは見ることなきを、それがし近曾見出して、汲て持かへり候といふ。爲朝聞給ひて掌をうち、山中にはさるものありと聞つれど、都に生育たれば見たる事さへなし。われもしこゝにさすらはずは、爭かゝる管待にあふべきと宣へば、紀平治も笑坪に入りて、なほしば〳〵勸め進らせしが、われ忘れたる事こそあれ。彼等もさぞな餓つらめとひとりごち、門方に出て二頭の狼を呼びつゝ、切たる鹿の股を投與ふれば、妻の八代はこれを見て大に驚き怕るゝを、紀平治うち笑て、緣由を物がたるにぞ、やうやくこころ安堵けり。かくて紀平治はふたゝび舊の處に參りて、四表八表の話の序に、しばし兵法を討論せしが、爲朝の說給ふ所、悉わが聞ざる處に出て、其才測がたく見え給へば、心を傾て感伏し、遂に主従の契約をなしつ。この物がたりに時うつりて、日も既に暮にければ、爲朝は別を告て立かへらんとし給ふ折しも、乳母子須藤九郎重季は、主君のかへり遲きに心もとなく、蕉火ふりてらして、彼此を索つゝ、やゝこの處へ來りしかば、爲朝は重季を召て、紀平治が事、狼の事など說示給へば、重季も夫婦が厚き志をよろこび聞え、主の倶して立かへるに、彼狼はなほその後方にしたがひ來て、追ひ遣れども歸りゆかず。この夕より爲朝の住給へる子舍のほとりを去ることなければ、爲朝も又これを哀み、一頭をば山雄と名づけ、又一

いへりける。爲朝聞給ひてさてはこの狼どもが怕れてすゝみ得ざりしは、紀平治があるをもてなりけん。しかれば彼が礫に妙ある事しるべしとて、心の中に感じおぼし、叮嚀に回答して、路に迷ひたる事、狼の事など、すべて物がたり給へば紀平治只顧嘆賞し、君が德既に禽獸に及ぶ事、いと〳〵有がたくも賢くおはしますことよ。終日路に迷ひ給はゞ、さこそ餓もし給ひけめ。わが家はこの山の麓にあり。もし茅屋を厭ひ給はずは、立よりて憩ひ給へといふに固辭がたく、打つれだちて、麓のかたへ赴き給へば、彼二頭の狼も、後方につきて門まで來にけり。紀平治はふりたる諸折戸を、やをら押明て、爲朝を入れまゐらせ、妻をよびて、しか〳〵の事を語り聞すれば、妻も又夫に齊しく、こゝろ信々しきものなれば、粟の飯に鮎のしら燒とり添て、爲朝にすゝめ進らするにぞ、紀平治も草鞋脫すてゝ裡面に入り、これは荊婦にて、名をば八代と呼て候。御目を給はり候へかしと申せしかば、爲朝もけふの惠のうれしきよしを聞え給ふ。紀平治は又一瓶の酒をとり出て、爲朝を饗待まゐらすれば、是を喫給ふに蒲萄酒に似て味ひ異也。こは何をもて釀せしものにやと問給へば、紀平治答て、是は山中稀にあるところのものにて、猨酒と名づけ候。秋の末に至りて、猨ども菓を貯んが爲に許多とり集て、古木の虛、巖の凹なるところなどに藏めおくに、月を經てその菓悉く潰、おのづから酒のごとくに


八町礫紀平治
為朝を
饗待



を結び腰に長き刀を服て、身の丈六尺、年紀は三十あまりとおぼしくして山の獵夫かと見れば弓矢を持ず。こは引剝する山客ならんとて、なか〳〵に憚り給ふ氣色もなく、弓杖に携てそなたを瞻おはしけるに、彼男も爲朝を見てちかく歩み來つ、禮儀を正しくしていへりけるは、君は近曾この州民の稱まゐらする、八郎御曹司にてましますべし。今この狼のよく狎たるを見まゐらすれば、久しく養給ふものにや。斯いへばなほ怪しともおぼさんが、それがしは紀平治といふ獵夫なり。祖父は元琉球國の人なりしが、一年漂流してその船筑紫に著しかば、遂に日本にありて、肥後の菊池に奉公せり。しかるに祖父歿して後父なるもの故ありて浪人し、この豐後に移り住むといへども、世わたる便なきまゝに獵夫の業をなして一生をおくり、それがしに至りてもなほ業を更ず。父の時より鳥獸を捕に、弓矢劍戟を用ひず、唯礫をもて行擊に、百發百中の手煉あり。凡八町の内に寃を定めて擊ときは疾き鳥勇き獸といへども打殺さずといふ事なし。こゝをもて人口順に渾名して八町礫紀平治太夫と呼びて候。それがし今かく村落にありといへども、聊青雲の志なきにしもあらず。よりて君が文武の道に富て、ひろく人を愛し給ふ事を傳へ聞、渴望甚しかりつれど、身賤しければ見えまゐらするによしなかりしを、意ずもこの深山にて、尊容を拜し奉りしは僥倖何かこれにます事の候はんとぞ

狼に異ならず。今この獸のたゝかひは、我に觀念を勸るのなかだち也。さらば助得させんとひとりごち、すゝみ對ひて宣ふやう、汝等はこれ勇き神なり。今食を爭ひて、互に疵つき傷む事あらば、われ勞せずして兩ながら獲んも容易し。夫食は別に求るともなほ得べし。生とし活るもの、一たび命をはりなば、求るに道なかりなん。とく退けよといひをはり、弓の末を挿入れて、一反丁とはね給へば、彼二ツの狼は、大力の弓杖に支られ、左右へ撲地と顚臥しが、ふたたび挑み戰んともせず、流るゝ鮮血を舐あひて、忽地睦しう見えたり。且くしてこの狼、爲朝を熟うち瞻りて、もろともにほとり近う來つ、頭を低て恩を謝するがごとく見ゆ。さてはわが一言に感伏して、和睦しつるものならん。人奸雄なればこれを虎狼に比す。今この光景を見れば、彼等却て義あり信あり。さのみ憎むべきものにあらずと宣ひつゝ、手をもて項を撫給へば、狼は尾を掉耳を低て、いと狎たる氣色なりしが、やがて前にたちて、しづやかに歩み出。しばしば見かへりて鄕導するを、爲朝もはやくそのこゝろを得て、二頭の狼に導れ、ゆくこと十五六町に及び給ふころ、何とかしけん彼狼は、俄頃に尾を卷き走りかへり、物に怕るがごとく見えしかば、爲朝ふかく怪みて、向ひを佶と見給へば、一叢芒のしげき中より、一人の男あらはれ出たり。その打扮、頭には鹿皮の頭巾を被り、身には楮の衣著て、脚には棕櫚皮の脚半

て爲義又宣ふやう、いにしへより官に怕れずして、管に怕れよといふ事あり。信西は君寵に誇るものなり。彼もしふかくわが黨を憎まば、わが家彼が三寸の舌に亡さるべし。御身明日筑紫のかたへ下りて、この禍を避よ。但し思ふ旨あれば、音耗はすべからず。とく〱旅の用意をも致し候へと宣ひければ、爲朝は父の氣色あしきを見て、ふたゝび言葉をかへし給はず、詰朝乳母子須藤九郎重季唯一人を召倶して、都の空もすみ果ぬ、月も西へと入かたの、その曉の星を戴き、こゝろ筑紫の果までもと立出つゝ、日數經て豐後國まで來給ひしが、この國に名だたる、尾張權守季遠は、由緣ある人なれば、しばしこの人をたのみて見ばやとて立より給ひしに、季遠易くうけ引て、養ひまゐらせし程に、こゝに三年の月日經て、爲朝既に十五歲、才學ますますすゝみて、智勇拔群なりしかば、經傳兵書に思ひを耽らし、又折ふしは弓矢を携、木綿山府の西にあり、又丹波に同名ありに狩くらし給ふに、有一日唯ひとり、山ふかくわけ入りて路にまどひ、行ども舊の山路に出給はず。唯見ればゆくさきの樹の下に、狼の子二頭ありて、鹿の宍を爭ひ、囓あうて生死をかへりみず。互に半身血に塗れ、勝らず劣らず見えしかば、爲朝しばし停立て、つく〲と思しけるは、今の世の人ごころは、笑の中に刄をかくし、利を見ては親疎をえらまず、官位の高きを猜み、食祿の少きをも爭ひ、父子も、讐敵の思ひをなし、兄弟鎬を削る事、この

第二回

路に迷うて狼の戰を止め
舍に伴うて猴酒を勸む

この日爲義朝臣は、館にかへり給ふとやがて、爲朝をちかく招き、御身いかなれば、藐姑射の山の尊きにも怕れず、織素の年にありながら、長者をも敬ず、しばしば脣を轉せしは何事ぞ。夫孝は身を立るにあり。一朝の爭ひにその身を許して、式成則員が箭面にたつ事、狂人の行ひに齊し。兵法にも、將驕るときはかならず敗るゝといへり。智あるものは爭はず、能あるものは誇らずとぞいふなる。今日の動止不忠とやいはん、不孝とやいはん。向後をよくよく愼候へと教訓し給へば、爲朝畏みて、父の命さることなれど、彼通憲入道信西は、賢者に似たる佞人也。その身一院鳥羽上皇の寵遇を得て、當今近衛院に昵近し奉れば、他人はとまれかくまれ、彼は世の聞えを憚りて、新院の御かたへは疎かるべきに、さはなくして親く參りつかふる事、誠の志にあらず。潛にその光景を見まゐらせ、怪しとも思ふ事のあらんには、上皇に告まゐらせん爲の間者なり。爲朝預てこれを知るが故に、今日言を設て、者奴を怒らせ、ふたゝび白河殿新院の御所へは、足踏もさせまじうこそ思ひ候なれ、といと信だちて私語給ひける。しばしあり

伏し得ざるもこれにおなじ。今は是までなり、おのおの退出候へと、木にもつかず草にも附ず、彼是寛給ひけり。新院は日來思し召たつ事ありて、左府頼長と潛に相語給ひしが、御簾の間より爲朝が光景を御覽じて、彼は物の用にもたつべきものなりとおぼし召ければ、御感斜ならずして、ふかく稱給ひし程に、爲義も思ざる面目をほどこし、父子うちつれて退き出ぬ。この時よりぞ爲朝の名は、世に高く聞えける。されば信西は爲義親子をいたく恨み、しばしば讒言して陷んとしたりけるが、終に保元の兵亂に及びて、新院わりなくも爲義を召す。爲義已ことを得ず、六人の子どもを將て、御身方に參りしに、その軍利なうして、新院は讃岐國松山に遷され給へり。こゝに通憲入道信西は、爲義父子を惛む事深ければにや、たえて久しき死刑を申おこなひ、盤若野の五三昧より、左府頼長公の屍を掘出して首を刎させ、爲義父子以下、新院の御身方に參りたりし武士を搦捕せ、みなその首を梟たりし惡報にやよりけん、彼信西が中納言信頼卿と權をあらそひしより、いく程もなく平治の逆亂起り、寸の劒、首にかゝるといふ天文を見て都を落、田原の奧なる大道寺の坑に竄て、生ながら土中に瘞れしを、敵兵探り索て掘出し、その首を取りて六條河原に梟てけり。宜なるかな信西は、己を博士ぶりて人を拒、罰を重くして衆の恨を顧ざりし、因果覿面見ることよと、このころの人みないひ罵りけるとぞ。

矢あるべしと定められたれば、矢二條を手挾みて立むかへば、君はさらなり、當座の人々手に汗を握り、今の爲朝が命は、日影まつしら露よりも、なほ消やすかるべしと思ひ居れりける。かくて式成弓に矢つがひ、滿月のごとく引しぼり、矢聲をかけて切て發つを、爲朝雌手に丁と取る。程もあらせず、則員がはなつ矢、胸下ちかく飛來るを、是をも雄手に受とめたり。こは射損ぜしくちをしさよ。縱射ころすまでに至らずとも、やはこの度は取られじと、兩人齊しく引しぼり、しばし透間を窺て、よつ引、瞟と發つ矢を、一條は袍の袖に縫留させ、又一條は、取るに間なければ、口もて楚と食留しが、忽地鏃を嚙碎きつ。その疾こと陽炎の登るがごとく、雷電の閃に似て、人間技ともおぼえねば、これを見るもの醉へるがごとく、嘆賞あまりて聲だに得揚ず。爲朝は取たる矢を、左右へ搔遣捨、いでその法師首給はらんといひもあへず、御階の上に跳上り、信西に摑みかゝらんとするを、父の爲義押隔て、直に撲地と衝落し、武士の家に生れたる身の、偶矢前を避得たりとも、敢めづらしとするに足らず。しかるにその身の程をも顧ず、鄙陋の擧動、こは禮なし、こは漫也といひ懲し給ふにぞ、賴長公見そなはして、やよ爲義いたくな叱りそ。信西も又心にとむべきにあらず。むかしふたりの童ありて、日の出沒につきて、その遠近をあらそひしに、孔子もこれを辨じがたかりしとぞ。今通憲入道が、爲朝を

朝は形容こそおとなびたれ、いはば黄口の童也。戯も人によるべし。信西にはいと似げなくも見えつるものかなと宣ひしが、又爲義に對ひて、とく〳〵そのものを將て退出候へと仰ける。このときまでも爲義朝臣は、默然として居給ひたるが、かしこみて稟やう、爲朝既に十三歳、さのみ幼きといふにもあらず。もしこの期に及びて、その事を果さずは、敵陣に臨みて後を見するにも劣れり。彼一人は惜むに足らず。恨らくは源家累代の武名を汚し候はん歟。只管御免を蒙りて、彼が隨意なさしめ候はんと宣へば、かゝる上はともかくもと仰ける程に、爲朝は欣然として信西に對ひ、式成則員は無雙の弓とり也。これが矢面に立ん事幸甚し。但しその矢をとり得ずは、わが命忽地に終るべし。われは性命をもて足下に許す。我又よくその矢を取得たらんには、何をか給はり候ぞといふ。信西含笑みて、御身よく矢を取らば、わがこの首なりとも進らすべし。信西は佛門の徒也。唯今御身が射殺さるゝとも、死後なほあしくは報い候はじと欺くを、爲朝は耳にもかけず、廣庭に走り下り、矢ごろをはかりて立たりける。彼式成則員は、老功のものなれば、この光景を見ておもふやう、こは淺まし。院の御所にて、故なく兵器を弄さへあるに、人を射殺させて樂とし給ふ事、武烈天皇の惡き御行ひにも勝れり。何とせんと躊躇を、信西端ちかく立出て、とく〳〵と催促す。二人も今はせんすべなく、豫て二の

その極に至りがたし。縱ひその身襁褓のうちより習ひ得たりとも、僅十餘年に過ず。御身みづから思へ。人悉木偶にあらず。われ彼を射んと欲せば、彼も又我を射るべし。よく射るものは又よく防ぐといへり。今こゝろみに矢を取るべきかといへば、爲朝聞もあへず、蒲衣八歲にして舜の師たり。伯益五歲にして火を掌る。賢愚巧拙は年をもて論ずべからず。いかなる矢繼早にも仰せて射させ給へ。大悲の智惠の矢なりとも、輙くとりて見せまゐらすべしといふ。信西もはじめ程は、いたく懲さんと思ひつるに、爲朝さらに屈したる氣色なければ、ふかく憤り、おのれが威勢の程を示さんとやおもひけん、つと立あがりて、誰か侍ふ、とく弓矢を手挾て參り候へと呼れば、うけ給はりつと囘答して、式成則員といふ二人の瀧口、弓矢を携へ、御階のほとりに參りしかば、信西見て、如此々々の事也。此小冠者に一矢つかうまつり候へと云。この二人の瀧口は、原白河院の武者所にて、的弓の上手也。鳥羽院御位を傳へ給ひて後、瀧口にめされぬ。ある時三尺五寸の的を給りて、これが第二のくろみを射おとして、持てまゐれよと仰あり。巳の時に給はりて、未の時に射おとしてまゐれり。是既に養由に等しとて、人みな譽のゝしりけり。今年老たれど、氣力はなほむかしにかはらず。爲朝縱ひ六の臂ありとも、このものどもが矢面を脫るべうもおもはれず。左府賴長公も、今は見かね給ひて信西に對ひ、爲

かしこみ退けかしとおほせども、玉座ちかければ叱り退くるに及ず。この折しも左府頼長公も參り給ひしが、この問答をうち聞て、笑を含て居給ひける。時に信西膝をすゝめ、やをれ八郎、愚老が親疎につきて、決斷に私ありとは、誰がいひつる。頼政は近曾、紫宸殿の上に、夜な〳〵あらはれたる怪鳥を射て、其名芳しく、又清盛は、左衞門佐たりしとき、内裏に怪鳥ありけるを、輙く射て落せしに、この鳥清盛の袖に飛入る。やがてこれを引出せば、大なる鼠なり。則南の臺の竹を伐らせ、竹の筒に鼠を籠て、清水寺の岳に埋みて、これを一竹塚といふ。この事いしくもはかりつると、人みな感じあへり。これらはみなきのふけふの事にして、御身も親しく見聞ところ也。爲義が、昔、攻ずとも自滅すべき叔父の義綱を討、武道に疎き南都の大衆を追ひ返したる類にあらず。又義朝に於て、いまだ武勇の譽を聞かず。いかに是にても、なほわが決斷に私ありやといへば、爲朝いよ〳〵冷笑ひ、鳥は獵夫も射てとり、鼠をば猫も捕るなり。足下は文章の事にこそ賢かるべけれ、弓矢の事は爭しり給はん。所詮誰彼といはんも無益し。凡今の世に弓矢をとりて、百萬の强敵を退ん事は、爲朝が右に出んもの、あるべうも覺候はずといへば、信西聞て呆果、しばし回答もせざりしが、忽地から〳〵とうち笑ひ、口は横に裂たりとて、いへばいはるゝものかな。凡藝術は、夥の月を距年を踰、切瑳琢磨の功を積ざれば、

居させ給ふの後は、人なつかしみおぼす故にや、誰にも限らず參り仕るを、御悅びましますなれば、御免は蒙らねど、今日の講釋を、外ながら彼にも聞せばやとて、潜に召倶して參り候と、回答給ひしかば、信西やがて座をたちて、御階の下に立より、しばし爲朝の面をうち瞻りつゝ、この小冠者重瞳にして異相なり。年はいまだ十五にも充ざるべきが、いとおとなびて見ゆるものかな。御身何事のありて、玉座ちかきをも憚らず、愚老を嘲弄給へると、いと苦々しく問かくるを、爲朝は騷ぎたる氣色もなく、世の人の言を聞くに、通憲入道は博士におはせど、親疎につきて決斷に私ありといへりしが、果してたがはず。今の世の弓とりを、淸盛賴政也と宣ふが傍いたくて、おもはず噴飯の咎を得て候なり。但し賴政は物の數にも入りなん。淸盛は武もなく文もなく、幸にして朝恩に浴するのみ。かくいへばあが佛を尊むに似たれど、愚父にて候爲義は、十四才の時勅を承りて、美濃前司義綱を攻亡し、又十八歲の時、南都の大衆、朝家を恨たてまつる事ありて、攻上るよし聞えしかば、罷向ひて防げと仰下されしに、俄頃の事なれば、軍勢も整ず、唯十七騎にて栗栖山に馳向ひ、數千騎の大衆を追ひかへし候とぞ。唯今に至りては、年老ていかに候やらん。兄義朝なんどこそ、弓矢とりてはいと心にくき者なれといふ。爲義朝臣はこれを聞て、彼よしなき物あらがひして、こよなき禍をや引出さん。とく




信西侍讀して
爲朝を詰

いゐて、遥に信西の説ところを聞給ひけり。抑少納言藤原通憲入道信西は、山井三位永頼卿八世の後胤、越後守季綱が孫、一説に實範が孫と云々 鳥羽院御宇、進士藏人實兼が子にて、南家の儒流たりといへども、高階氏の養子となりしを以、儒官に昇ず。この人博學宏才にして諸道に達す。その妻は雅仁王 後白河院是也 の御乳母なりければ、上皇も二なきもの也と愛おぼして、朝政をさへ預り行はせ給ふに、よくその職に堪たりとは見えながら、もつぱら申韓の法を用ひて、賞を輕し罰を重くし、動すれば親疎につきて、決斷に私ありし程に、おほく人の怨を惹り。かく朝恩に誇るものなれど、いかなる心にかありけん、上皇新院御父子の御中、快からずなり給ひて後も、たえず白河殿 新院の御所を申す へ參りけり。新院は日來思し召たつ事のおはします故にや、潜に源平の武士に御目をつけておはせしが、この日事果て、信西に文武の古實を問せ給ふ序に、わが國往古の强弓は誰ならんと問給へば、信西が稟やう、本朝その人にとぼしからずといへども、吉備臣尾越、盾人宿禰、この二人に不如候はんと答奉れば、又今の世にては、と仰するに、安藝守清盛、兵庫頭賴政、いづれも覺あるものに候と申せしを、爲朝もれ聞て、意ず聲を發し、呵々と冷笑へり。信西佶と見て、こは不敬なり。あれは誰やらんと問ば、爲義答て、彼は爲義が八男に、冠者爲朝といふものにて候が、かゝる席につらなるべき身にはあらねど、新院おり

は、いぬる保安四年正月二十八日、寶算二十一にして、御位を第一の宮、顯仁王に傳へ給へり。治承元年六月二十九日に追號ありて、崇德院と申すは是なり。されど天下の政は、大小となく院鳥羽上皇より制度し給ひつるが、保延五年五月十八日、美福門院の御腹に、皇子諱は體仁、近衞院是也誕生ありしかば、上皇殊に悅びおぼして、やがて春宮にたてまゐらせ、永治三年十二月七日、御年僅三才にして、天子の位に卽まゐらせ、先帝崇德院をば新院とぞ申ける。これみな上皇の御はからひより出たれば、新院崇德も推辭給ひがたし。唯御こゝろの底にいたく恨みおぼして、御父子の中も睦しからず。寔に御心の外に御位を去り給へば、さこそと推量まゐらせながら、代謝世のならひにて、早晩新院の御かたへは、參りつかふる人もなく、公卿には宇治左大臣賴長公、少納言入道信西なんど僅に五三輩に過ず。武士には六條判官爲義父子のみ、をりをり參り慰め奉りける。しかるに有一日、少納言信西、新院の御所に參りて、韓非子といふ書を讀よし、その聞えありしかば、爲義朝臣も聽聞の爲に參り給ふ折しも、若殿ばらは、かゝる事を聞おくにしかず。子ども多かる中に、八郎はわきて心勇ければ、いまだ學問をばようせずと覺るぞ。御許を蒙らで、召倶したりとも、さまで御咎もあるまじきに、誘給へと仰すれば、爲朝はこゝろえ侍りと回答て、衣服かい繕ひ、從者などのごとく打扮て、彼御所に參り、御階の下につ

鎭西八郎爲朝外傳 椿說弓張月

東都 曲亭主人編次

前編 卷之一

第一回 信西博覽韓非を好 爲朝稟性射法に達

清和天皇七世の皇孫、鎭守府將軍陸奥守源義家朝臣の嫡孫、六條判官爲義の八男、冠者爲朝と聞えしは、智勇無雙にして身の丈七尺、豺の目猿の臂、膂力人に勝れて、よく九石の弓を曳、矢繼早の手煆煉なり。されば天性弓馬の妙奥を極むべき人にやありけん、生れながらにして弓手の肘、馬手に四寸伸て、矢束を引こと世に超つ。幼きよりその見識卓くして、夥の兄にも處を置ず、よろづ己が隨意擧動給ひける。時に近衞院の仁和元年、爲朝やゝ十三才になり給ひしが、形狀は尋常の壯夫にも劣らず。久後いかなる事をかなさん、彼はわが子ながら、いと勇しきもの也とて、父爲義も生平に舌を掉て、驚嘆し給ひけるとぞ。この時鳥羽の上皇諱は宗仁

續編卷之三

續編卷之四

續編卷之五

鎮西八郎為朝外傳 椿說弓張月 目錄

この書、保元の猛將八郎爲朝の事蹟を述。その談唐山の演義小說に傚ひ、多くは憑空結構の筆に成。閱者理外の幻境に遊ぶとして可なり。

爲朝琉球へ渡り給ひしといふ說、原何の書に出ることをしらず。しかれども、神社考に云、爲朝八丈島より鬼界に行、琉球に亘る。今に至り諸島祠を建て島神とすといふ。寺島が和漢三才圖會に又云、爲朝大島を遁出て琉球國に到り、魑魅を驅て百姓を安くす。洲民その德を感じて主とせり。爲朝逝去ののち、球人祠をたて、神號して舜天太神宮といふといへり。愚、按ずるに、保元物語に、爲朝島に于自殺の事を載せて、琉球へ渡の說なし。彼說をなすもの、いまだ何に据ことを詳にせず。今軍記の異說、古老の傳話を合せ考、且狂言綺語をもてこれを綴る。

事はその時代を考るといへども、文になほ山林の口氣を脫れず。これ婦幼の耳目に、解し易からんが爲なり。畫も亦しかり。好古の君子幸に怪み給ふことなかれ。

士卒長驅帶羽鵬。爲公向處將夫驍。洲民仰帝如湯禹。一統球陽聞本朝。

旹文化乙丑年冬十一月飯台曲亭主人書於著作堂

仰首乾坤一笑頻。相逢夢裡指行津。鴈鳴雲霽幽魂散。山驛依然物色新。

驍勇爲公武略奇。鎭西士卒望旌旗。不勞長箭英雄服。千載功勳播遠夷。

殺氣南來戰胆寒。征雲冉々蔽空山。英雄預定驅戎策。談笑斯須破敵關。

琉軍戰慄和軍營。滿谷連山遍哭聲。兵及相迎一夜殺。平明流血浸空城。

單騎南來一千里。將軍端的建功謨。虬人無阻相迎處。簞食壺漿滿道塗。

愁多不忍醉時別。想極還尋靜處行。誰遣同衾又分手。不知行路本無情。

一語相歡利斷金。配軍到今識君心。八郎廟食東海嶼。猶羨當年德澤深。

血戰當年報主忠。斬堅入陣幾千重。英雄功績何處在。回首沈吟孤島中。

衝突艇艦勢若潮。一時軍卒盡流漂。可憐烈女島中骨。猶帶寃聲湧怒濤。

孤島猶存戰血紅。當年豪傑總成空。客船于此重嗟問。惆悵西風夕照中。

爲朝外傳弓張月題詞

鎗刀劍戟三千隊。鐵馬金戈一萬重。斬將入堅人莫敵。應敎冠者顯英雄。

射柳穿楊藝術奇。保元敵將竟難支。駈兵入陣山川暗。斬寇歸營日色低。

錦袍金甲黃驃馬。玉帶銀盔素線縧。腰下雕弓頻挿箭。手中鑽鐵利鋒刀。

日出扶桑二丈高。金蘭何處匿生逃。男兒未遂平生志。磨損腰間帶血刀。

假名及本文中の假名遣を改訂したる外、送假名、活用、句讀、假借字の如き、凡て原本に準據し、私意を以て改竄を加へたるものなし。蓋しこれらは著者の特に意を用ひたる所にして、其著作の一特色と稱し得べければなり。本書の插畫は凡て當時の畫伯葛飾北齋の筆になれるもの、之を鉛槧に附するに當り、亦努めて原畫の風韻を失はざらん事を期せり。

明治四十四年八月

校訂者　塚本哲三

緒言

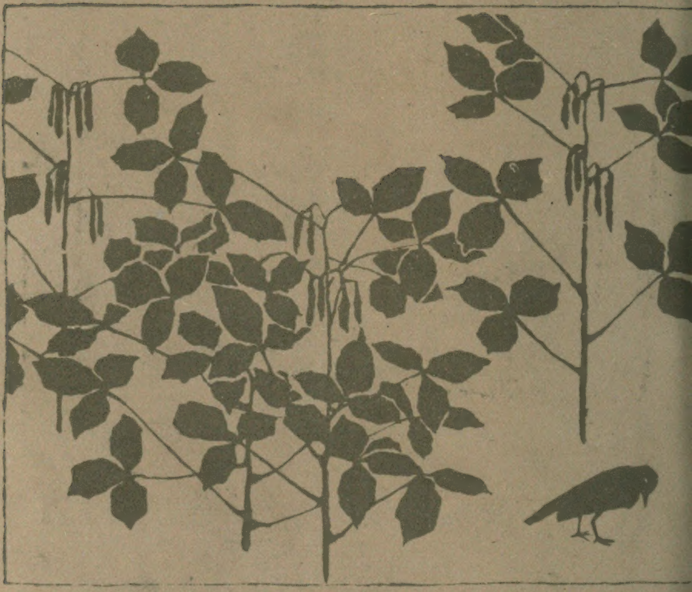
椿説弓張月は馬琴四大著述の一にして、快傑源八郎爲朝の少時に筆を起し、史實傳説を骨子として、勇壯なる彼の一生を記述したるものなり。文化二年初めて稿を起し、爾來七年の星霜を重ねて成り、三十六歲より四十二歲に至る間の著作に係る。卽ち其完成は八犬傳の起稿に先つこと三年、文章最も絢爛にして能く雄大なる內容に伴ひ、結構整然首尾貫通して一絲亂れず、馬琴の著作二百五十餘種中、完璧として推稱すべきものならん。

本書の覆刻に當りては、文化八年上梓の木版原本に據り、振

爐邊に携へ行き、輕く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

ジョンソン

椿説弓張月　全



Takizawa, Bakin
Chinsetsu yumiharizuki

有朋堂文庫